

「都市におけるエコ対策」

に関する調査研究報告書

～地域の力で美しい地球を後世へ～

平成22年2月

都市行政問題研究会



発刊にあたって

都市行政問題研究会
会長 舟戸良裕
(大阪市会議長)

都市行政問題研究会では、「都市におけるエコ対策」をテーマに約2年間にわたる調査研究を重ね、本調査研究報告書をまとめました。作成にあたり、ご協力いただきました関係各位に対しまして、心よりお礼申し上げます。

地球環境は今、深刻な状況にあります。世界におきましても「地球の危機」をいかに救うかが議論されております。この問題解決には、世界が足並みを揃えて温室効果ガス排出量の削減に向け行動を起こさなければなりません。そのためには、一刻も早く先進国と途上国との環境対策に関する考え方の乖離を埋めるための道を拓かなければなりません。日本の温室効果ガス排出量の削減も決して順風満帆とはいえず、むしろ京都議定書目標達成を果たせるかが心配されております。

そこで、本研究会は、この様な現実を冷静にみつめて、今以上に環境問題を考えなければいけない時として重要な課題と位置づけ、平成20・21年度の調査研究テーマを「都市におけるエコ対策」と決定しました。以来、総会をはじめ、役員15市の市議会議長による役員会、同15市の市議会事務局長による調査幹事会における議論のみならず、座談会や現地調査、加盟市アンケート、学識経験者の講演など幅広く事業を展開し、今日の環境問題について広く意見を求め、かつ現状の認識を深めました。

このような取り組みを経て、なぜ今都市がエコ対策を進めなければならないのかの意義を検証しました。また、今日の環境問題とこれに対応すべく世界と日本の動きを検証しました結果、地球の危機を救うには、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の構築」を今日的重点課題と絞り、その

領域で国や都市、世界のエコ対策の先進的若しくは特色ある取り組みなどの事例を交えて、今日の環境問題を克服すべく都市・市議会の役割を検証しました。これに基づき、サブテーマ「～地域の力で美しい地球を後世へ～」を掲げ、提言させていただいております。

提言した項目は、本調査報告書の独自性を担保し、尚且つ大きな動きや継続した取り組みにつなげるため、今回は敢えて大胆なものとしております。異論があるかもしれません、関係者の関心を更に高め活発な議論を期待するものであります。

その提言では、この美しい地球を救い、後世のために都市・市議会は何をすべきかを切り口として、都市及び市議会は国レベルを凌駕する環境施策の取組を訴えるなど、今日の環境問題を克服すべく具体的な施策の展開を掲げています。

各都市の歴史的な成り立ちや自然的・社会的条件により抱える環境問題もそれぞれの固有な問題があると考えられます。このため、画一的な施策を取ることは難しいかもしれません。しかしながら、今日の環境問題は世界が共有する問題であり、これを克服するには各都市の努力なくして成し遂げることができないのです。

大都市で構成される本研究会がまとめました本調査報告書は、今後の我が国の環境行政の発展にとって意義深いものと確信しております。

本報告書が、今ここにある「地球の危機」を救い、国民・市民がいつまでも幸福な生活を送ることのできる社会の構築につながることを期待しております。

平成22年2月

「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書 ～地域の力で美しい地球を後世へ～

目次

発刊にあたって 都市行政問題研究会会長 舟戸良裕・大阪市会議長 はじめに	1
I. なぜ今「都市におけるエコ対策」なのか	3
(1) なぜ世界が温室効果ガス排出削減に向け足並みが揃わないのか	3
(2) 日本は国際社会にコミットメントした温室効果ガス排出量削減 目標を実現できるのか	4
(3) 都市がエコ対策を進める意義	5
II. 今日の環境と世界と日本の動き	7
1. 今日の環境問題	7
(1) 地球温暖化の要因と予想される影響	7
(2) 日本の「21世紀環境立国戦略」にみる今日の環境問題への対応	8
(3) 日本の温室効果ガス排出量削減のコミットメント	9
2. 世界と日本の動き	10
(1) 今日の環境問題に対応すべく世界と日本のこれまでの主な経緯	10
(2) 最近の主な国際会議における議論	12
①【クールアース 50】2007.5	13
②【G8 環境大臣会合・神戸市】2008.5	13
③【G8 北海道洞爺湖サミット】2008.7	14
④【G8 環境大臣会合・シラクサ（イタリア）】2009.4	14
⑤【G8 ラクイラサミット（イタリア）】2009.7	15
⑥【主要経済国フォーラム（MEF）】2009.7	15
⑦【気候変動に関する国連首脳会合（ニューヨーク）】2009.9	15
⑧【第15回気候変動枠組条約締約国会議（デンマーク・コペンハーゲン）】2009.12	16
3. 加盟市アンケート調査にみるエコ対策の傾向と項目別の取り組み	17
(1) 加盟市におけるエコ対策の重点施策の取り組みの傾向について	17
(2) 加盟市におけるエコ対策の先進的若しくは特色ある取り組み の傾向について	19
4. 「緑の経済と社会の変革」	21
III. 「都市におけるエコ対策」に関する今日的重点課題	22
1. 重点課題「低炭素社会の構築」	22
(1) 「低炭素社会づくり行動計画」について	22

(2) 「低炭素社会づくり行動計画」に位置づけられた「環境モデル都市」の役割について	23
(3) 北九州市の「環境モデル都市」と「環境国際協力事業」についての取り組み	24
(4) 環境教育・環境学習及びエコ活動の普及・啓発の推進～旭川市の「エコチャレンジ家族コンテスト」について～	27
(5) 「低炭素社会の構築」の実現策を座談会発言などから検証	29
2. 重点課題「循環型社会の構築」	33
(1) 循環型社会の姿	33
(2) 全国の市町村における一般廃棄物処理事業の状況	33
(3) 「循環型社会の構築」は温室効果ガス排出量削減にも貢献	35
(4) 盛岡市民福祉バンクの活動について	36
(5) 「循環型社会の構築」の実現策を座談会発言などから検証	37
(6) 加盟市アンケート調査による「循環型社会の構築」に向けた取り組み	39
3. 重点課題「自然共生社会の構築」	40
(1) 日本の「自然共生社会」の姿	40
(2) 「エコロジカル・フットプリント」について	41
(3) 各主体の連携・協働による「自然共生社会」の実現～金沢市の「まちなかホタル生息促進事業」について～	42
(4) 都市間の連携・協働による「自然共生社会」の実現	43
(5) 加盟市アンケート調査による「自然共生社会」の構築に向けた先進的若しくは特色ある取り組み	43
IV. 日本と世界のエコ対策	45
1. 我が国のエコ対策	45
(1) 環境基本法の制定	45
(2) 環境基本計画の策定・改定	45
(3) 地球温暖化対策の推進に関する法律の制定・改正	46
(4) 京都議定書目標達成計画の策定・改定	47
(5) 循環型社会形成推進基本法の制定	47
(6) 循環型社会形成推進基本計画の策定・改定	47
(7) 生物多様性国家戦略の策定	48
(8) 生物多様性基本法の制定	48
2. 都市のエコ対策	49
(1) 都市の環境政策関連の条例・計画と国内法との関連	49
(2) 各都市のエコ対策に関する条例・計画など法体系を座談会発言から検証	51
3. 市議会のエコ対策	54
(1) 議員研修会、常任委員会での審議、議員連盟の活動、子ども議会	

など様々なエコ対策の取り組みを市議会で展開	54
①エコ対策に関する「議員研修会」・「勉強会」(会派単位を含む) の開催など	55
②常任委員会においてエコ対策を調査研究など	55
③議員連盟による活動	56
④「子ども議会」の開催	56
⑤議会の「省エネ・省資源対策」	58
(2) エコ対策関連を審議する特別委員会の設置	58
(3) 議員若しくは委員会提案によるエコ対策関連の政策的条例の制定	58
(4) エコ対策関連の意見書・決議の議決	59
(5) 全国市議会議長会における取り組み	60
4. 世界のエコ対策	62
(1) スウェーデンのエコビレッジの事例	62
(2) ドイツ・環境首都フライブルク市の太陽光発電の事例	64
(3) 太陽光発電の今後についての一考察	66
V. 提言～地域の力で美しい地球を後世へ～	69
1. 後世のために都市は何をすべきか	70
(1) 都市及び市議会は国レベルを凌駕する環境施策の取り組みを	70
(2) 市民等との協働によるエコ対策を	70
(3) 都市の枠組みを越えた連携・協力しあう体制づくりを	71
(4) CO ₂ 削減に努める人が得をする仕組みをもつ炭素税の導入の検討を	72
(5) 持続可能な社会に向け政策統合の実現を～コンパクトシティへの 転換へ～	73
(6) 年最低1回は学識経験者等を招いた講演会などの開催を	75
(7) 都市は少なくとも年1回は世界の環境先進都市に調査団の派遣を	76
(8) クオリティ・オブ・ライフの実現を	77
(9) トランジションタウンに向けた取り組みを	78
2. 後世のために市議会は何をすべきか	80
(1) バックキャスティングの考え方方に立ち戦略的な法制化を	82
(2) 議会基本条例等にも環境に配慮した表現の検討を	83
(3) 「都市におけるエコ対策」の関連議案の十分な審議を	83
(4) 環境政策に関する条例を議員立法で制定を	85
(5) 特別委員会の設置により環境問題の解決策の提言を	86
(6) 「都市におけるエコ対策」の輪を広げるため議員連盟の活動を	87
(7) 環境行政に関する市議会と市民との公開討論会の実施を	87
(8) 環境基本計画など重要な計画は地方自治法第96条第2項により 議決事件に追加を	88
(9) 議会の論議を通して「地球市民」の輩出を	88

おわりに	90
------	----

○本報告書の作成経緯等

1. 都市行政問題研究会概要	92
2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧	92
3. 本報告書の作成経緯	93
4. 平成 20・21 年度役員市並びに加盟市一覧	97
5. 本報告書作成に携わった役員市議会議長	98
6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長	99

○「都市におけるエコ対策」に関する座談会会議録 100

参加者： 本研究会会長（大阪市会議長）	舟戸 良裕 氏
本研究会副会長（鹿児島市議会議長）	上門 秀彦 氏
本研究会理事（相模原市議会議長）	岸浪 孝志 氏
環境ジャーナリスト・（有）イーズ代表取締役	枝廣 淳子 氏
法政大学人間環境学部教授	小島 聰 氏
司 会： 全国市議会議長会次長	関口 勝 氏

○総会講演録

1. 第 88 回総会 「協働による環境まちづくり」	134
ジャーナリスト・環境カウンセラー	崎田 裕子 氏
2. 第 89 回総会 「都市におけるエコ対策」	158
環境ジャーナリスト・（有）イーズ代表取締役	枝廣 淳子 氏
3. 第 90 回総会 「地域の力で美しい地球を後世へ」	174
法政大学人間環境学部教授	小島 聰 氏

○「都市におけるエコ対策」に関する現地調査結果

1. 北九州市現地調査結果	186
2. 旭川市現地調査結果	193
3. 金沢市現地調査結果	198
4. 盛岡市現地調査結果	204

○「都市におけるエコ対策」に関する加盟市アンケート調査結果 211

はじめに

本研究会では、平成20・21年度のテーマ「都市におけるエコ対策」の調査研究を進めるため、総会や役員会、調査幹事会において議論を重ねるとともに、加盟市アンケート調査や座談会、現地調査、学識経験者の講演を実施した。これは、今日の環境問題について様々な角度から議論を交わし、また、加盟市の先進的若しくは特色あるエコ対策の取り組みをアンケート調査や現地調査を展開することにより、今日の環境問題の解決策を見出すためである。さらには、独自調査を展開し、本報告書をまとめた。

本報告書では、今日の地球的環境問題について、その切り口を「都市におけるエコ対策～地域の力で美しい地球を後世へ～」というものにした。

今日の環境問題は、日常のごみ問題から地球温暖化など地球環境問題に至る幅の広いもので、かつ複雑化し、長期にわたることが予測されている。まさしく、この問題は常に地球規模という視点から捉えなければならない。と同時に日本にも焦点を当て、その中の都市・議会の役割を考えることが重要なのである。

この美しい地球を後世へ伝えるためには、今日の環境問題を克服すべく持続可能な社会の構築が必要不可欠である。

そこで、本報告書では、この目指すべき社会を構築するには、「1. 低炭素社会の構築」、「2. 循環型社会の構築」、「3. 自然共生社会の構築」が求められていることから、「都市におけるエコ対策」に関する今日的重点課題をこの3点に絞るものとした。この今日的重点課題の解決策を見出すには、「環境と経済の好循環」のみならず、国や地方公共団体、事業者、国民など多様な主体が連携・協働する活動機会を創出しなくてはならないのである。

つまり、今後の環境政策の展開は、環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上が求められている。

これを実現するためには、やはり都市・議会が先行して今日の環境問題に取り組み、国を動かさなくてはならない。すなわち、都市行政及び市議会の取り組みが常に国レベルを凌駕していることが重要である。

そのためには、議会はもとより行政、市民や事業者、大学など研究機関等の連携・協働の下、実効性のあるエコ対策を構築する必要がある。そして、地域

が一体となってこれに取り組み、その先進的な事例を内外に発信し国を動かすのである。

当然のことながら、この実現には都市・市議会が重要な役割を担う。長期にわたるプランについて、今以上に議論を交わし、その問題を解決する政策を打ち出すことが重要である。すなわち、国が国際社会に対してコミットメントしたことを踏まえて、議会は何をコミットメントし、地域の力でその目標を達成するかということである。それは行政に対する監視機能のみならず法制化に踏み込むべきである。

市民の代表として議論する議会の意識や姿勢も、市民の合意を取りつけるのは当然としても、政治が主導権を発揮し、市民に対して啓発活動を展開しながら、レベルの高い環境コミットメントを発すものでなくてはならない。質の高い議論をすることによって市民の環境意識を高めて、コミットメントの実現度を上げていくのである。そこには50年先を見据えた戦略的な法体系がまず策定されなければならないのである。

日本の都市議員と農山漁村、諸外国の議員との連携なども興味深い効果が期待される。また、都市と農山漁村や姉妹・友好都市交流などの活動を通じて、国内のみならず国境を越えて発信する体制を築いていくのも一策だろう。

厳しい状況にある地方財政の中で、何をすれば老若男女が幸福な生活を営み、このまちに住み続けることができるのかという視点を持つことも重要である。

本研究会では、今日の環境問題を「地球の危機」と捉え、都市・市議会がいかにこの美しい地球を救い、後世へ伝えていくのかを本報告書にまとめた。山積する今日の環境問題を克服すべく「都市におけるエコ対策」を進め、後世へ「負の遺産」を残さずにこの美しい地球を伝えることが、今を生きる人々の使命なのである。

I. なぜ今「都市におけるエコ対策」なのか

(1) なぜ世界が温室効果ガス排出削減に向け足並みが揃わないのか

本調査研究報告書では、今日の環境問題に対して都市・市議会がどのような役割を果たすべきかを考察する。ここでは、なぜ今「都市におけるエコ対策」なのかということだが、地球環境は今、深刻な状況にある。人間活動やグローバルな経済活動の拡大を背景に、温室効果ガスの排出量が増大し、地球温暖化など地球環境規模の問題に至っているためである。これによる甚大な被害が世界各地に及んでいる。まさに、人類のみならず「地球の危機」といえよう。当然のことながら、世界ではこの「地球の危機」をいかに救うかが議論されている。

このなかで、課題となっているのが、先進国と新興国を含めた途上国との責任の比重である。「共通だが差異のある責任」という考え方がある。地球環境問題に対する責任は、世界が共通して有するものだが、そこには、先進国と途上国には「差」があるということである。



国際政治の世界では先進国と途上国との間で、誰に責任があるのかの比重をめぐって、あるいはその責任の背景をめぐって、サミット、COP、様々な地球環境問題を議論する場で必ず出てくる問題であります。（後掲・小島聰氏 第90回総会講演より）

小島聰・法政大学教授

今日の環境問題の現状を踏まえると、世界は今すぐにでも先進国と新興国・途上国との環境問題に対する考え方の乖離を解消しなくてはならない。新興国・途上国の言い分は理解できないことではない。彼らは今日の環境問題を発生させた大いなる責任は先進国にあると非難している。一方、先進国はこうした歴史的背景はあるけれども、この地球を救うには世界各国が協力しなければ何の意味も無い、それゆえに先進国に負担の重い課題を課しているのであるから、新興国・途上国もこの枠組みに入るべきであろうと説得している。そのような中での先進国の目標値設定は脆弱な基盤に根ざしているといわざるを得ないものの、先行する形で地球環境問題への対応を進めなければならないのが現実の姿なのである。

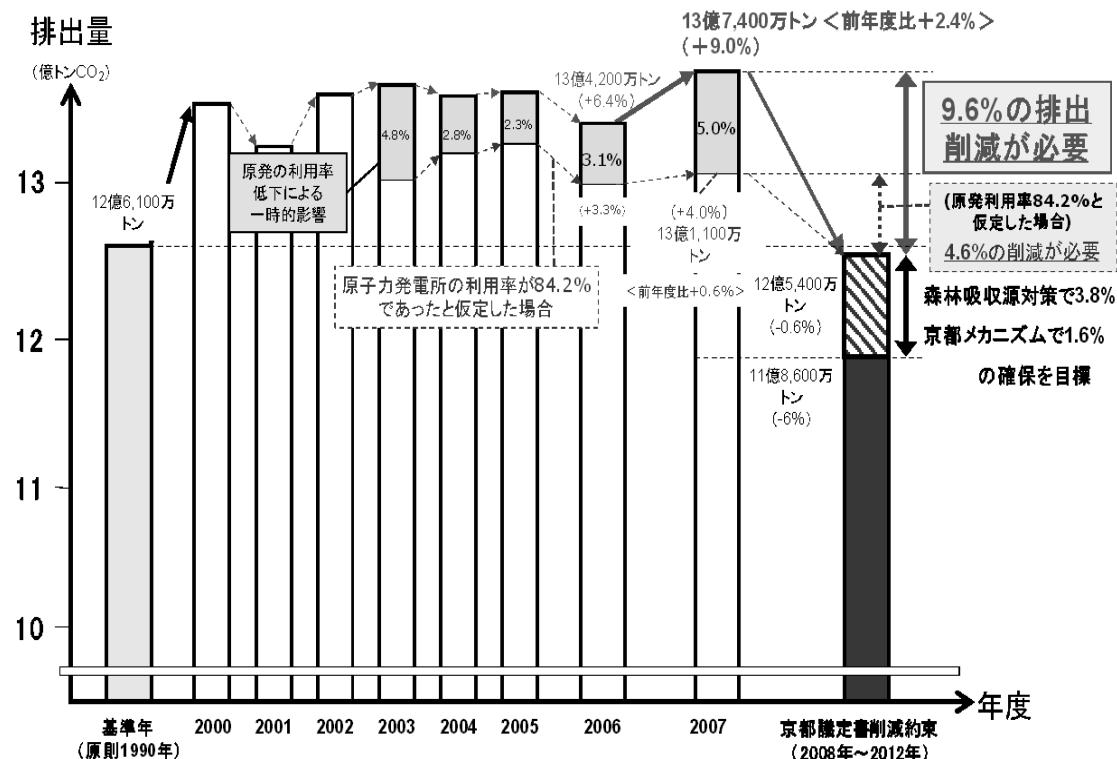
(2) 日本は国際社会にコミットメントした温室効果ガス排出量削減目標を実現できるのか

かつて甚大な被害をもたらした公害を克服した日本は、先進国の中でも世界をリードする立場にあるといえよう。公害問題克服の経験のなかで培った人材・技術・ノウハウを役立て、世界に先駆けて問題解決に取り組まなくてはならないのである。

しかしながら、日本は京都議定書の第1約束期間である2008年から2012年までの間に1990年比、平均で温室効果ガス排出量を6%削減という目標への対策が遅々として進まず、温室効果ガス総排出量は逆に増加している。

環境省がまとめた2007年度の日本の温室効果ガス排出量(確定値)によると、総排出量は13億7,400万トン(二酸化炭素換算)で、1990年基準年を9.0%も上回っている。また、前年度と比べると、2.4%増加している状況にある。温室効果ガス総排出量の推移と京都議定書削減約束との関係は下図のとおり。

2007年度(平成19年度)の温室効果ガス排出量(確定値)



日本はこの現実をまず認識しなくてはならない。2008年7月に開催された北海道洞爺湖サミットでは温室効果ガス排出量の2050年までの半減目標について、

「世界全体の目標として採択を求める」ことで合意。2009年7月のイタリア・ラクイラサミットでは、先進国全体で、2050年までに1990年または近年のレベルから温室効果ガス排出量の80%以上削減を掲げた。さらに、鳩山首相は2009年9月22日の国連気候変動サミットにおいて、温室効果ガス排出量削減の2020年までの中期目標「1990年比25%削減」を打ち出している。これを果たして実現できるのだろうか。

(3) 都市がエコ対策を進める意義

そこで、都市はこの現実を冷静に受けとめた上で、果たすべき役割を真剣に議論し、国が掲げている目標値の実現を確実にサポートするような体制を構築しなければならないのである。同時に、都市は国を動かすような先進的な取り組みを進める必要がある。



ジャーナリスト・
環境カウンセラー
崎田裕子 氏

実は、洞爺湖サミットのときに、日本政府は、京都議定書の後の温暖化対策を考えたときに、京都議定書に入らなかつたアメリカあるいは中国、インド、そのほかのアジア、アフリカの国々と一緒にこの問題を考えないといけないと考えたわけです。ポスト京都議定書とよく言われますが、将来のことを考えるときに、2050年CO₂半減という目標値が出てきます。これは、IPCCの研究の中で出ている数字ですが、2050年にCO₂を半減する。ただし、日本のような先進国はマイナス60%から80%が相応だろと言われています。今、日本政府などが基準にしている数字はこれを踏襲しているものだと思っていますが、これからどうしていくのかをしっかりとと考えなければいけないときに来ていると思います。そのときに、様々な技術革新とか政策形成というものがありますが、一番大事なのは、それを実現するのは地域だというところを腹に据えて、そこで市民、地域の事業者、行政みんなを巻き込んで、本当に地域が変わっていく仕組みを作っていくことが大事だと私は思っています。（後掲・崎田裕子氏 第88回総会講演より）

そのためには、都市が今日の環境問題に対応すべくエコ対策を今以上に考えなければならない。市民一人ひとりまでに「エコ」が浸透する施策が打ち出せるかどうか。都市が国を超える独自のエコ対策を打ち出せるかどうか。さらに、その施策が一過性のものではなく後世まで引き継がれていくものなのか。それによって持続可能な社会を構築し、将来にわたり市民一人ひとりが幸せな生活

を享受できるのか。究極の目的は、この美しい地球を守り後世へ伝えることである。

一国の努力だけで地球環境問題の解決に至らないことは明白である。世界の国々の懸命な努力なくして、今ここにある地球の危機を克服することはできない。

だからこそ、我が国の都市の努力が実を結び、これが地域を越えて国内に広がり、さらに世界へと普及すれば問題解決への道を拓くことになるだろう。

II. 今日の環境と世界と日本の動き

ここでは、今日の環境問題とこれに対応すべく内外の動向をみて、なぜ今「都市におけるエコ対策」なのかを検証する。

1. 今日の環境問題

(1) 地球温暖化の要因と予想される影響

今日の環境の最たる問題といえば、地球温暖化（気候変動）であろう。地球温暖化の現状を国連の気候変動に関する政府間パネル「IPCC」の第4次評価報告書でみてみる。



環境ジャーナリスト
枝廣淳子 氏

日本語で「温暖化」と言います。これは英語の「global warming」の日本語訳なのです。ところが、世界でこの問題を語るときには、余り「global warming」という言葉は使いません。日本人は「global warming」と言うのですが、世界でこの問題を語るときは「climate change」という言葉を使います。「気候変動」です。（後掲・枝廣淳子氏 第89回総会講演より）

それによると、2005年までの100年間に世界の気温が0.74度上昇。平均海面水位は20世紀中に17cm上昇していることを明示。これらの事実などから地球が温暖化していることに疑う余地がないとして、その原因は人為起源の温室効果ガス濃度の増加とほぼ断定している。

世界の排出量が自然界の吸収量の2倍を超える現状のまま推移すると、1980年から1999年に比べ、21世紀末の気温上昇は、「環境保全と経済の発展が地球規模で両立する社会」においては約1.8度、「今後も化石燃料に依存しつつ高い経済成長を実現する社会」においては約4.0度の上昇と予測している。

また、予測される影響としては、洪水や暴風雨による被害の増加、数億人が水不足の深刻化に直面すること、種の絶滅リスクの増加、感染症や栄養失調などによる社会的負担等の増加等があるとしている。

世界経済が発展をみせるなか、大量生産・大量消費の経済活動の拡大を背景に資源需要と廃棄物の増大が進み、天然資源の枯渇や廃棄物処理に伴う温室効

果ガスの排出による地球温暖化が加速してしまうことが懸念されている。

IPCC は、温度の変化が 2°Cを超えると今お話したような問題が大きくなると言っています。2°Cというのはキーワードなので是非覚えておいてください。ヨーロッパの政治家のスピーチを聞いていると必ずこの言葉が出てきます。2°C以内に抑えるためには何 ppm にしないといけない、そのために我が国はこうすると、科学にのっとって政策を議論するのです。残念ながら日本の政治家は科学をベースにした議論は余りされません。けれど、2°Cというのはもう世界的共通言語なのです。2°C上がると相当まずい、2°C上げないためにどうしたらいいかという話をしています。けれど、既に温暖化は始まっているのです。この 100 年で、2°C上がったらまずいと言っているうちに 0.74°C上がっている。これが 2 年前の IPCC の最新報告です。2°C上がったらまずいと言っているのに、もう 3 分の 1 上がっているということです。（後掲・枝廣淳子氏 第 89 回総会講演より）

（2）日本の「21世紀環境立国戦略」にみる今日の環境問題への対応

今日の環境問題の現状について、政府が 2007 年 6 月に閣議決定した「21 世紀環境立国戦略」によると、地球環境問題は人類が直面する最大の試練といえようとして憂慮。その上で、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域まで保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを享受でき、将来世代にも継承できる「持続可能な社会」を構築すべきと言及している。このを目指すべき社会の構築に向けては、まず第 1 に地球温暖化の危機に対応すべく「低炭素社会の構築」、そして第 2 に資源の浪費の危機に対応すべく「循環型社会の構築」、第 3 として生態系の危機に対応すべく「自然共生社会の構築」に向けた取り組みの必要性を掲げている。

同戦略は、今後の世界の枠組み作りに日本が貢献するうえでの指針として策定されたもので、今後 1 ~ 2 年の間に着手すべき次の 8 つの戦略を示した。

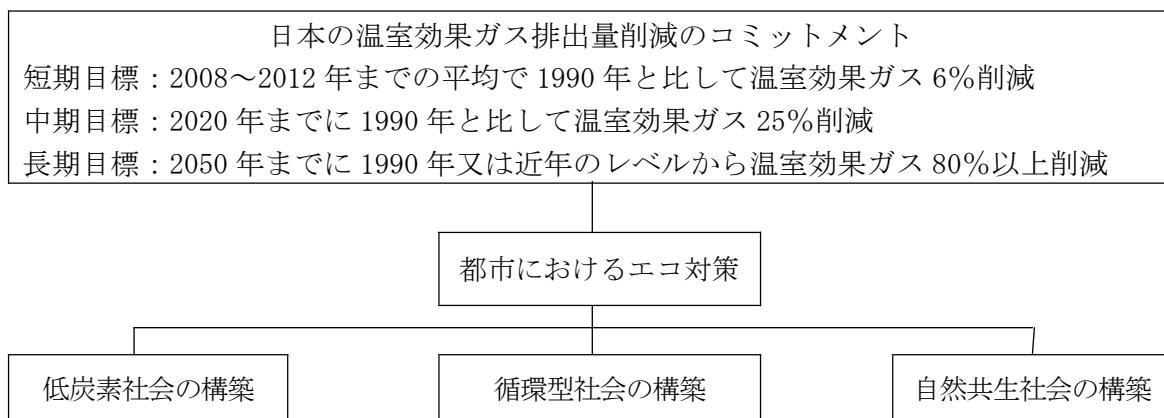
- (戦略 1) 「気候変動問題の克服に向けた国際的リーダーシップ」
- (戦略 2) 「生物多様性の保全による自然の恵みの享受と継承」
- (戦略 3) 「3R を通じた持続可能な資源循環」
- (戦略 4) 「公害克服の経験と智慧を活かした国際協力」
- (戦略 5) 「環境・エネルギー技術を中心とした経済成長」
- (戦略 6) 「自然の恵みを活かした活力溢れる地域づくり」
- (戦略 7) 「環境を感じ、考え、行動する人づくり」
- (戦略 8) 「環境立国を支える仕組みづくり」

このように、今日の環境問題への対応は広範にわたる。この戦略を成功させ、地球の危機を克服すべく「持続可能な社会」の構築を一刻も早く実現しなくてはならない。手をこまねいでいると、地球環境問題は深刻さを増し、人類のみならず、人類と共生している自然界の崩壊危機をも招いてしまうであろう。

（3）日本の温室効果ガス排出量削減のコミットメント

今日の環境問題に対応すべく、世界と日本は温室効果ガス排出量を世界全体で少なくとも 1990 年又は近年のレベルから 2050 年までに半減するという目標を掲げる。日本を含む先進国は、2050 年までに 1990 年又は近年のレベルから温室効果ガス排出量 80%以上の削減という高い目標値を掲げ、これを達成しなくてはならない。京都議定書の 2008～2012 年までの第一約束期間の温室効果ガスの平均排出量の削減は、1990 年と比して先進国全体で 5.2%、日本は 6%。この日本が約束した 6%削減についての課題も多い。このなか、現政権は 2020 年の中期目標として「1990 年比 25%削減」というさらに高い目標値を打ち出しており、その実現に向けてどのように対応していくのかが検討されている。

日本が世界にコミットメントした温室効果ガス排出量削減目標は下表のとおり。



2. 世界と日本の動き

(1) 今日の環境問題に対応すべく世界と日本のこれまでの主な経緯

ここでは、今日の環境問題に対応すべく、世界と日本のこれまでの経緯を下表において検証する。

今日の環境問題のこれまでの主な経緯

年／月	世界	日本
1985/10	フィラハ会議（オーストリア） 地球温暖化に関する世界初めての世界会議（科学者らが地球温暖化を警告）	
1988/6	トロント会議（カナダ） 2005 年までに CO ₂ の 1988 年比 20% 削減を提案	
1988/8	IPCC [*] （気候変動に関する政府間パネル）設立	
1990/8	IPCC 第 1 次評価報告書	
1990/10		「地球温暖化防止行動計画」策定 CO ₂ 排出量を 2000 年以降、1990 年レベルに安定化する目標
1992/5	「気候変動枠組条約」採択（ニューヨーク）世界 155 カ国が署名	
1992/5	「生物多様性条約」採択（ナイロビ）190 カ国及び EC が参加（21 年 3 月末現在）	
1992/6		「気候変動枠組条約」署名
1992/6	地球サミット開催（リオ・デ・ジャネイロ）「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ 21」採択	
1993/11		「環境基本法」公布・施行
1994/3	気候変動枠組条約が発効	
1995/3	第 1 回気候変動枠組条約締約国会議（ベルリン）2000 年以降の地球温暖化防止に向けた国際的枠組みを内容とする議定書を第 3 回締約国会合(COP3) までに取りまとめることを決定	
1995/12	IPCC 第 2 次評価報告書	
1997/12	第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（京都）京都議定書の採択 先進国の温室効果ガス排出削減目標を決定。2008 年から 2012 年の期間において、1990 年に比べ先進国等は全体で少なくとも 5.2% 排出量削減（日本 6%、米国 7%、EU8% 削減）	
1998/6		「地球温暖化対策推進大綱」閣議決定
1998/10		「地球温暖化対策推進法」公布
2000/6		「循環型社会形成推進基本法」公布
2000/11	第 6 回気候変動枠組条約締約国会議（ハーグ）京都メカニズム、シンク、遵守問題、途上国問題をめぐり交渉が行われたが、各国の利害が複雑に交錯し中断	

年／月	世界	日本
2001/3	米国が京都議定書不支持を表明	
2001/4	IPCC 第3次評価報告書	
2001/7	第6回気候変動枠組条約締約国会議再開会合（ポン） 京都議定書の具体的ルールの基本的要素である「ブエノスアイレス行動計画のための中核的要素」を合意（いわゆる「ポン合意」）	
2001/10	第7回気候変動枠組条約締約国会議（マラケシュ） 「ポン合意」を基として、京都議定書の運用ルールを採択（マケラシュ合意）	
2002/3		「地球温暖化対策推進大綱」改定（閣議決定）
2002/6		「京都議定書」を締結
2002/8	持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグ）	
2003/3		「循環型社会推進基本計画」を閣議決定
2005/2	「京都議定書」発効	
2005/4		「京都議定書目標達成計画」を閣議決定
2007/2	IPCC 第4次評価報告書	
2007/5		「美しい星50（Cool Earth 50）」を世界に提案。世界全体の温室効果ガス排出量を2050年までに半減
2007/6		「21世紀環境立国戦略」を閣議決定 北海道洞爺湖サミットを見据え、地球環境問題における方向性と8つの戦略をまとめる
2007/11		「第三次生物多様性国家戦略」閣議決定 重点施策の方向性を4つの基本戦略（①生物多様性を社会に浸透②地域における人と自然の関係を再構築③森・里・川・海のつながりを確保④地球規模の視野をもって行動）にまとめる
2007/12	「パリ会議」 条約の下で2013年以降の新しい交渉プロセスを立ち上げることを決めた「パリ行動計画」を採択	
2008/1	京都議定書第1約束期間開始（～2012）	「クールアース推進構想」を世界に提案。ポスト京都の枠組による温室効果ガス削減計画、国際環境協力と技術革新の実施
2008/3		「改定京都議定書目標達成計画」を閣議決定
2008/3		「第2次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定
2008/4		「エコツーリズム推進法」施行
2008/5	G8環境大臣会合（神戸） 「神戸イニシアティブ」、神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」、「神戸3R行動計画」に合意	

年／月	世界	日本
2008/6		「地球温暖化対策推進法」一部改正
2008/6		「経済財政改革の基本方針 2008」 低炭素社会の構築を盛り込む
2008/6		「生物多様性基本法」施行
2008/7	G8 北海道洞爺湖サミット 溫室効果ガス排出量の 2050 年までの半減目標について、「世界全体の目標として採択を求める上で合意」	「低炭素社会づくり行動計画」閣議決定 日本の温室効果ガス排出量の長期目標として、現状から 60~80% の削減を明記。 この実現に向け、具体的な施策を明示
2008/12	第 14 回気候変動枠組条約締約国会議 第 4 回京都議定書締約国会議	
2009/4	G8 環境大臣会合・シラクサ（イタリア） 「低炭素技術」「気候変動」「生物多様性」「子どもの健康と環境」をテーマに議論	「緑の経済と社会の変革」（通称・日本版グリーン・ニューディール政策）を斎藤環境大臣が発表。地球温暖化対策など環境を切り口にした経済活性化策。70 兆円から 120 兆円の環境市場、140 万人から 280 万人の雇用を期待（2006 年→2020 年）
2009/7	G8 ラクイラサミット（イタリア） 産業革命前からの世界の平均気温の上昇を 2 度以内に抑制。2050 年までに全世界で 1990 年又は現状から温室効果ガス排出量を少なくとも半減。先進国は 2050 年までに 80% 以上の削減で合意	
2009/7	主要経済国フォーラム（MEF） 温度 2 度以内の抑制を決めたが、2050 年までの排出半減の合意には至らなかった。	
2009/9	気候変動に関する国連首脳会合（ニューヨーク） 鳩山首相が温室効果ガス排出量削減の中期目標として「1990 年比で 2020 年までに 25% 削減を目指す」と表明	
2009/12	第 15 回気候変動枠組条約締約国会議（デンマーク・コペンハーゲン） 世界の長期目標として産業革命以前から気温上昇を 2 度以内に抑えることや、先進国は 2020 年の削減目標を 2010 年 1 月 31 日までに決め提出すること、先進国全体で 2020 年を目標に年間 1,000 億ドル拠出の仕組みを作ることなどを合意	

※IPCC（気候変動に関する政府間パネル） 世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）の協力のもとに設立。世界中の自然科学の研究者達により作成された研究成果は締約国会議（COP）等において、政策決定者の判断材料としてその機能を果たしている。

（2）最近の主な国際会議における議論

上表の中から、特に、最近の主な国際会議における議論から、環境対策の内外の動きをみてみる。

①【クールアース 50】2007. 5

日本は、美しい星へのいざない「クールアース 50」を 2007 年 5 月開催の国際交流会議「アジアの未来」晩餐会で地球温暖化対策に関する 3 つの提案、3 つの原則を示している。

【提案①世界全体の排出量削減のための長期戦略の提唱】

○「世界全体の排出量を現状から 2050 年までに半減」という長期目標を世界共通目標として提案。その達成のため、「革新的技術の開発」と「低炭素社会づくり」を提示

【提案②2013 年以降の国際枠組み構築に向けた「3 原則」の提唱】

○2013 年以降の温暖化対策の具体的枠組みを設計するための「3 原則」を世界に提案

(第 1) 主要排出国が全て参加し、京都議定書を超える世界全体での排出削減につながること

(第 2) 各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること。

(第 3) 省エネなどの技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること

○我が国として志の高い途上国支援のために新たな「資金メカニズム」を国際協調で構築

○エネルギー効率の向上の取組を世界に拡大。原子力利用拡大の国際取り組みや基盤整備の支援

○公害対策と温暖化対策の一体的取組、排出量取引、経済的インセンティブなどの手法を検討

【提案③京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開】

○京都議定書の 6% 削減目標達成に向けて、京都議定書目標達成計画を見直す。

○政府の率先的取組みを進め、自治体や主要な業務部門の行動の加速を促す。

○「国民運動」を展開し「1 人 1 日 1 kg」削減のモットーの下で様々な努力や工夫を呼びかけ。また、国民運動の展開について、新しい提案を公募し、採用する。

②【G 8 環境大臣会合・神戸市】2008. 5

2008 年 5 月の神戸市で開催の G8 環境大臣会合では、「気候変動」「生物多様性」「3R」について議論された。

まず、「気候変動」では、2050 年までに世界の温室効果ガス排出量を少なくとも半減する長期目標を「G8 北海道洞爺湖サミット」でその合意を前進させ、地球規模の長期目標に関する共有ビジョンへの合意に達することについて強い意志を表明した。また、IPCC の科学的知見を考慮した実効的な中期目標の必要性が確認された。今後 10~20 年の間に世界の総排出量をピークアウトさせるためには、先進国が積極的に温室効果ガス排出削減措置をとりつつ、国別総量削減目標を約束。途上国のさらなる緩和の行動も必要であると同時に、途上国のそのような行動のためのインセンティブも必要としている。このほか、実効ある 2013 年以降の枠組みの構築に向けた主要経済国間の対話の重要性と「神戸イニシアティブ」を開始することで一致した。神戸イニシアティブは、①低炭素社会に関する国際研究ネットワーク、②セクター別の削減ポテンシャルの積み上げ、③関連する政府間のコベネフィットの推進、④途上国のインベントリーとデータ整備のための能力向上支援（測定・報告・検証可能性）

「生物多様性」では、生物多様性の課題に取り組むべく、議長が提案した「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」に合意。議長国である日本は、「SATOYAMA イニシアティブ」を含む「神戸・生物多様性のための行動の呼びかけ」の実施のための日本の取組を表明した。

「3R」では、今後さらに3Rを推進するための目標と行動を列挙した「神戸3R行動計画」に合意。日本としてアジア等における循環型社会構築に貢献していくための新たな行動計画「新・ゴミゼロ国際化行動計画」の策定を発表した。

③【G8北海道洞爺湖サミット】2008.7

2008年7月には「G8北海道洞爺湖サミット」が開催され、環境・気候変動が主要なテーマの一つになった。その首脳宣言の気候変動に関する主なものとして、

- ・2050年までに世界全体の排出の少なくとも50%削減を達成する目標というビジョンを、国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の全締約国と共有し、かつ、この目標をUNFCCC下での交渉において、これら諸国と共に検討し、採択を求める。
- ・自ら指導的役割を認識し、我々各国が、全ての先進国間で比較可能な努力を反映しつつ、排出量の絶対的削減を達成するため、野心的な中期の国別総量目標を実施。
- ・セクター別アプローチは、各国の排出削減目標を達成する上で、とりわけ有用な手法。また、エネルギー効率を向上し温室効果ガスを削減する有用な手法。
- ・2009年末までに交渉される国際合意において拘束される形で、全ての主要経済国が意味ある緩和行動をコミットすることが必要。

環境に関しては、違法伐採対策等を含む森林減少対策、生物多様性の保全、3R、持続可能な開発のための教育（ESD）にも取り組む。

④【G8環境大臣会合・シラクサ（イタリア）】2009.4

2009年4月にシラクサで開催されたG8環境大臣会合では、「低炭素技術」「気候変動」「生物多様性」「子どもの健康と環境」をテーマに議論が交わされた。

「低炭素技術」では日本が提案の「低炭素社会国際研究ネットワーク」の発足が了承された。「気候変動」では、2009年7月に開催されるG8サミットや同年末の気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）に向けて議論。特に、先進国と途上国間での信頼感を増強するため、先進国は中・長期の目標や途上国の緩和・適応のための財政支援に関する立場を明らかにし、途上国は全世界の削減努力に対する自らの貢献について明確にすることが重要との認識が共有された。日本からは、2013年以降の枠組みは全ての主要経済国の参加を得た上で、公平な目標設定を行うべき等を主張した。

「生物多様性」では、生物多様性と気候変動との関係、科学と政策の相関、2010年以降の枠組み構築等について議論。特に、「生物多様性に関するシラクサ宣言（カルタ）」が採択された。日本からは、自然資源の持続可能な利用と管理を推進するための「SATOHAMAイニシアティブ」の推進等について発言。さらに、2010年に名古屋市で開催される「生物多様性条約COP10」のホスト国として会議の成功に向け関係各国・機関の協力を要請した。

「子どもの健康と環境」では、日本から特に「子どもの健康と環境」に関する大規模な疫学調査を各国が協力して実施することを要請した。

⑤【G8 ラクイラサミット（イタリア）】2009. 7

2009年7月のG8 ラクイラサミット（主要国首脳会議）では「世界経済」「気候変動」「途上国開発」「政治問題」などについて議論が交わされた。

「気候変動」では、産業革命前からの世界の平均気温の上昇を2度以内に抑制。2050年までに全世界で1990年又は現状から温室効果ガス排出量を少なくとも半減。先進国は2050年までに80%以上の削減で合意した。一方、主要な新興国についても意味のある削減を行うことで合意した。

麻生首相からは、2020年までに日本が「2005年比で15%削減」という中期目標の達成のため、「低炭素革命」を成し遂げていくとの決意が表明された。

⑥【主要経済国フォーラム（MEF）】2009. 7

G8首脳会議（ラクイラ・サミット）の開催に合わせて、G8と中国、インドなど新興国が地球温暖化問題を討議する主要経済国フォーラム（MEF）首脳会合が開かれ、首脳宣言が発表された。首脳宣言の骨子として、「先進国は野心的な中期目標に沿って大幅削減を実施」「産業革命以前の水準から平均気温上昇が2度を超えないようにすべきとの科学的知見を認識する」「世界全体の排出を2050年までに相当量削減するとの目標設定に取り組む」「低炭素で気候に優しい技術革新を推進、15年までに研究開発のための公共セクター投資を倍増する」「国際的な資金の仕組みを作るとの提案をさらに検討することで合意」などが掲げられた。

先進国側が求めていた「2050年までに世界全体で温室効果ガス50%削減」については、「相当量削減する」として合意には至らなかった。

⑦【気候変動に関する国連首脳会合（ニューヨーク）】2009. 9

2009年9月にニューヨークで「気候変動に関する国連首脳会合」が開かれた。同会合において、鳩山首相が温室効果ガス削減の中期目標として「1990年比で2020年までに25%削減を目指す」と表明。国内排出量取引制度や再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入、地球温暖化対策税の検討をはじめ、「あらゆる政策を総動員して実現をめざす」との決意を示した。さらに、途上国支援に関する「鳩山イニシアチブ」として(1)日本を含む先進国の官民資金による貢献(2)途上国の排出削減の測定・報告・検証可能なルール策定(3)資金の透明性、実効性確保のための国際システム構築(4)低炭素技術の移転に伴う知的所有権保護と両立する枠組みの創設－を提唱。

潘基文・事務総長による議長総括では、先進国の温室効果ガス削減の中期目標について、「1990年比で2020年までに25から40%の削減が必要だと多くの指導者が言及した」と表明。現行より大胆な目標設定が先進各国に求められた。

⑧【第15回気候変動枠組条約締約国会議(デンマーク・コペンハーゲン)】2009.12

2009年12月にデンマーク・コペンハーゲンにて、第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)が開かれ、2013年以降の国際的な地球温暖化対策の方向性を示した「コペンハーゲン合意」が事実上承認された。但し、数ヶ国が同合意の作成過程が不透明だったことを理由に採択に反対したため、合意そのものの採択は見送られ、「条約締約国会議として同合意に留意する」ことが決定された。2013年以降の新たな温暖化対策の国際枠組み(ポスト京都議定書)については来年以降に見送られ、今後、国連の2つの特別作業部会で議論が継続されることとなった。

「コペンハーゲン合意」の主たる内容

- ・世界全体の長期目標として産業革命以前からの気温上昇を2度以内に抑える。
- ・気候変動枠組条約の附属書I国(先進国)は2020年の削減目標を2010年1月31日までに決め、提出する。先進国の排出削減行動はMRV(測定、報告、検証)なものとされなければならない。
- ・気候変動枠組条約の非附属書I国(途上国)は今後実施する温室効果ガスの削減行動(持続可能な開発)を2010年1月31日までに登録。2年ごとに排出量の状況を報告する。途上国が支援を受けて行う削減行動は国際的なMRV(測定、報告、検証)の対象となる。
- ・先進国全体で2010~2012年の間に新規かつ追加的な支援として計300億ドルの支援を共同で行うことを約束。また、2020年を目標に年間1,000億ドルを拠出する仕組みを作る。
- ・2015年までに合意の実施状況の評価を行うよう求める。

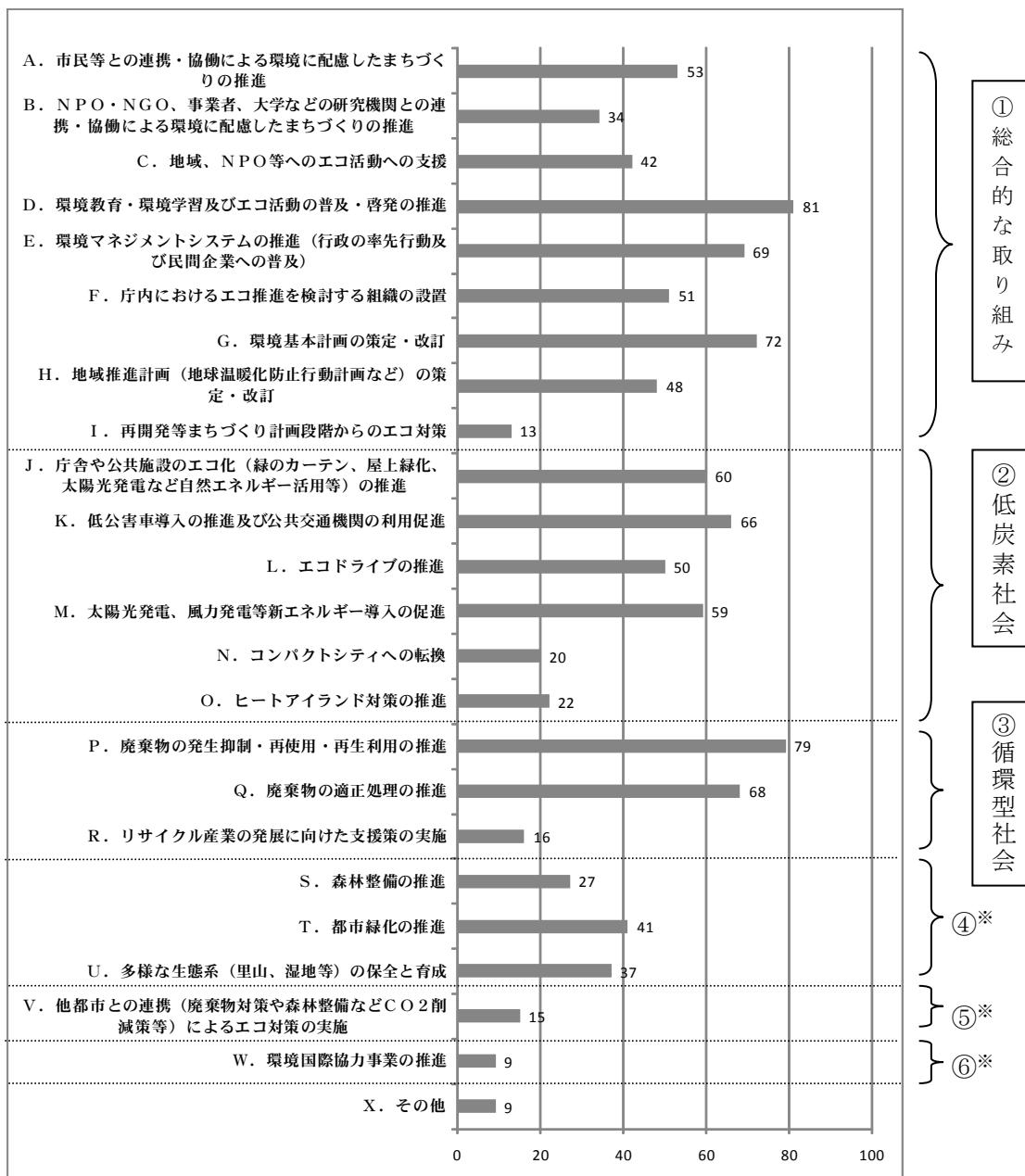
世界中が注目した第15回気候変動枠組条約締約国会議(COP15)が終了した。今回のCOP15は京都議定書以来の法的拘束力のある新議定書の大きな流れを作ろうとした。しかし一部の国の反対で、その計画は順風満帆とはいかなかつた。総じて気候変動枠組条約締約国会議(COP)の流れを見ていると開催ごとに世界中の関心が集まるようになってきているのは確かなことである。また議論も今回のように白熱し論点もはっきりしてきた。世界中の人はいずれ環境問題が各国の政治の思惑を超えて、ある形にまとまるのではないかと思っている。まだ人類としての同胞感に期待しているのである。

また、最近の環境問題は、世界的な政治の枠組みの中で、何か共通の哲理がない限りこれ以上進まないという様相もはっきりしてきた。自国の政治経済を守る、つまり守りながらの環境問題を解決していくという考え方の下に進めいかなければならないかということである。長引く世界同時不況、世界的にみる人口増加、そしてこの環境問題などこうしたことを考えればかなりの綱渡り政治しかないのであるが、難しい時代にあって、その複雑さの中に必ず解があると信じて進むしかないと考えられる。

3. 加盟市アンケート調査にみるエコ対策の傾向と項目別の取り組み

加盟市がどのようなエコ対策の取り組みを展開しているのか、加盟市アンケート調査結果からその傾向と項目別の取り組みをみてみる。

(1) 加盟市におけるエコ対策の重点施策の取り組みの傾向について



※④自然共生社会

※⑤都市間の連携

※⑥国際的連携

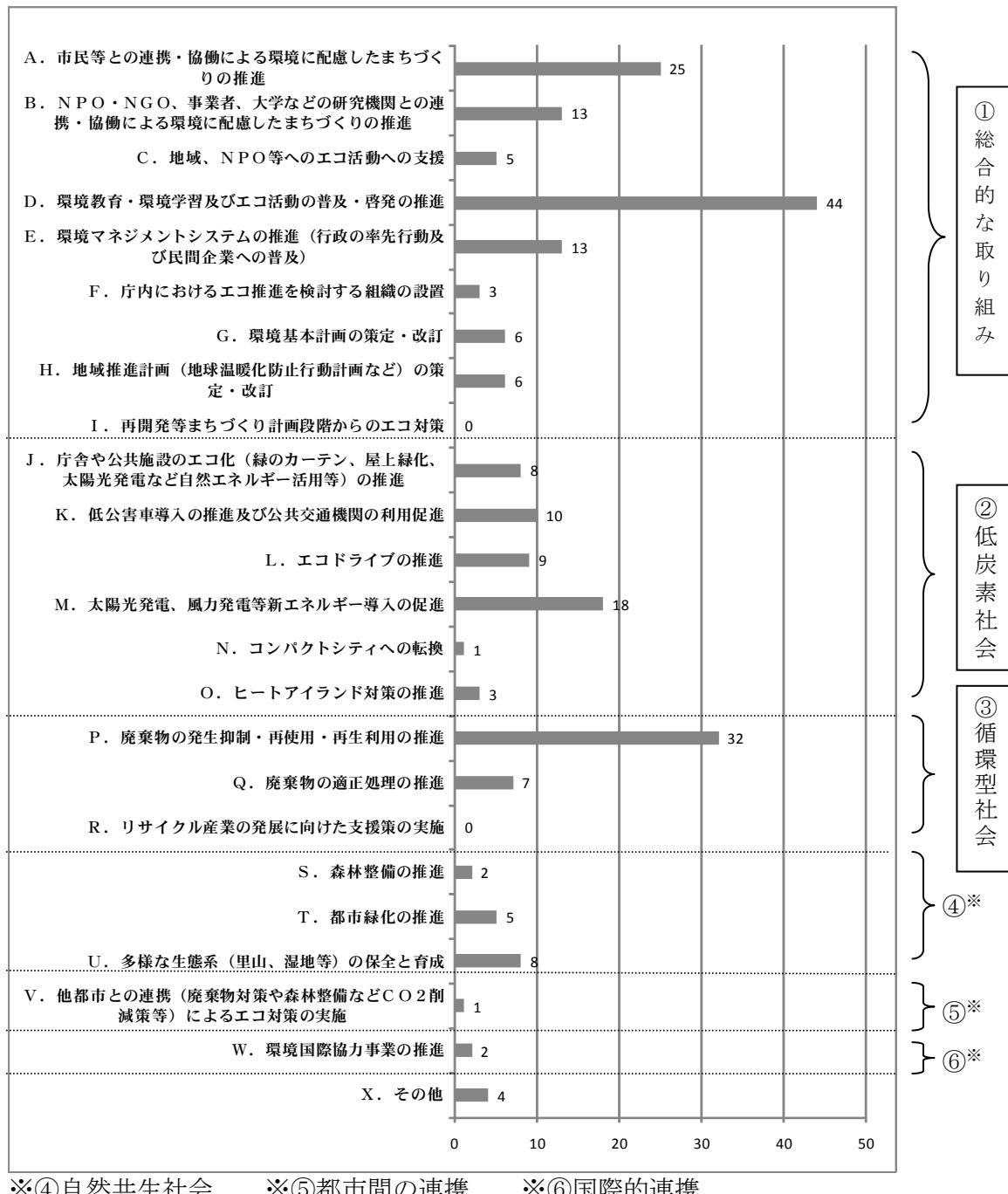
同アンケート調査では、市のエコ対策の取組のうち、特に重点施策として、現在実施しているもの及び過去5年間（平成16年1月1日以降）で実施していたものを調査した。重点施策の内訳は上表のとおり。

この重点施策の取り組みを次のような 6 つの枠組みとし、そこから傾向を見てみた。

- ① 「A」 から 「I」 をエコ対策の「総合的な取り組み」
- ② 「J」 から 「O」 を「低炭素社会の取り組み」
- ③ 「P」 から 「R」 を「循環型社会の取り組み」
- ④ 「S」 から 「U」 を「自然共生社会の取り組み」
- ⑤ 「V」 を「都市間の連携」
- ⑥ 「W」 を「国際的連携」

その結果をみると、①が 463 件で最も多く、次いで、②の 277 件、③の 163 件、④の 105 件、⑤の 15 件、⑥の 9 件の順となっている。

(2) 加盟市におけるエコ対策の先進的若しくは特色ある取り組みの傾向について



(1) で分析した様に、加盟市アンケートの質問事項は大きく分けて、①総合的な取組み②低炭素社会③循環型社会④自然共生社会⑤都市間の連携⑥国際的連携ということになるが、(2) のアンケートは、ずばり各都市が最も力を入れている取り組みについて質問したものである。回答は上位 2 取り組みまで挙げてもらったが、その結果大きな特徴が判明した。つまり自信があるのか、もし

くは取り組みやすいと言うことなのか、①総合的な取り組みを一番多く挙げている。逆に言うと、⑤都市間の連携⑥国際的連携というカテゴリーで施策を挙げている都市は極めて少なかったのである。つまりこれはどういうことかと言うと、これらのカテゴリーの中では、何に取り組むべきなのか、まだ議論の途中であるのか。または他のカテゴリーに気が付いていないということの証左なのかもしれない。⑤と⑥のような特異な取り組みがまだ思考されていないということも考えられる。

ここで、エコ対策の先進的若しくは特色ある取り組みの中から、興味深い取り組みをピックアップする。

「A. 市民等との連携・協働による環境に配慮したまちづくりの推進」では、高崎市の「地球市民環境会議」、静岡市の「清流の都創造プロジェクト」、西宮市の「エココミュニティ会議の設置」、高知市の「鏡川清流保全対策事業」、北九州市の「菜の花プロジェクト推進事業」などがある。

「D. 環境教育・環境学習及びエコ活動の普及・啓発の推進」では、岡山市の「岡山 ESD プロジェクト」がある。同事業は平成 17 年から始まった国連「持続可能な開発のための教育 (ESD) の 10 年」に協力し、岡山地域で持続可能な社会をつくることができる人を育てるために開発。教育機関、社会教育施設、市民団体、事業者、行政などの改新的な対話の場として、「岡山 ESD 推進協議会」が平成 17 年 4 月に発足し、プロジェクトを開始。同年 6 月には、国連大学からの世界初の ESD に関する地域拠点 (RCE:Regional Center on Education for Sustainable Development) として認定された。以来、国連大学や他の RCE、他地域とも交流・情報交換しながら環境教育、国際理解教育を中心に活動する団体間の穏やかなネットワークづくりや研修、活動支援などを行っている。

「N. コンパクトシティへの転換」では、富山市の「LRT ネットワークの形成(富山港線の LRT 化・市内電車環状線化)」がある。

「O. ヒートアイランド対策の推進」では、鹿児島市の「市電軌道敷緑化整備事業」がある。市電軌道敷緑化は駅前広場の植栽と一体化した快適な空間の形成を図ったもの。全国的に施工例の少ない軌道敷緑化であったが、その後の芝生の生育も良好で、技術的な面でも一定の成果が得られた。成果として、ヒートアイランド現象の緩和、沿線の騒音低減、潤いの創出や景観の向上などが挙げられた。

「V. 他都市との連携（廃棄物対策や森林整備など CO₂削減策等）によるエコ対策の実施」では、下関市の「環境広域・国際連携業務」がある。近年、大規

模災害の発生が増大し、迅速かつ適正に処理ができる体制の構築が必要と指摘。また、災害時のみならず、環境保全面においても、市域を越えて対応しなければならない課題もあることから、山口県西部 5 市（下関市、宇部市、長門市、美祢市、山陽小野田市）が連携して環境行政を遂行できる体制を構築。住民の福祉及び西部地域の振興に寄与することを目的に、平成 18 年 6 月に「環境行政広域連携協定」を締結している。

4. 「緑の経済と社会の変革」

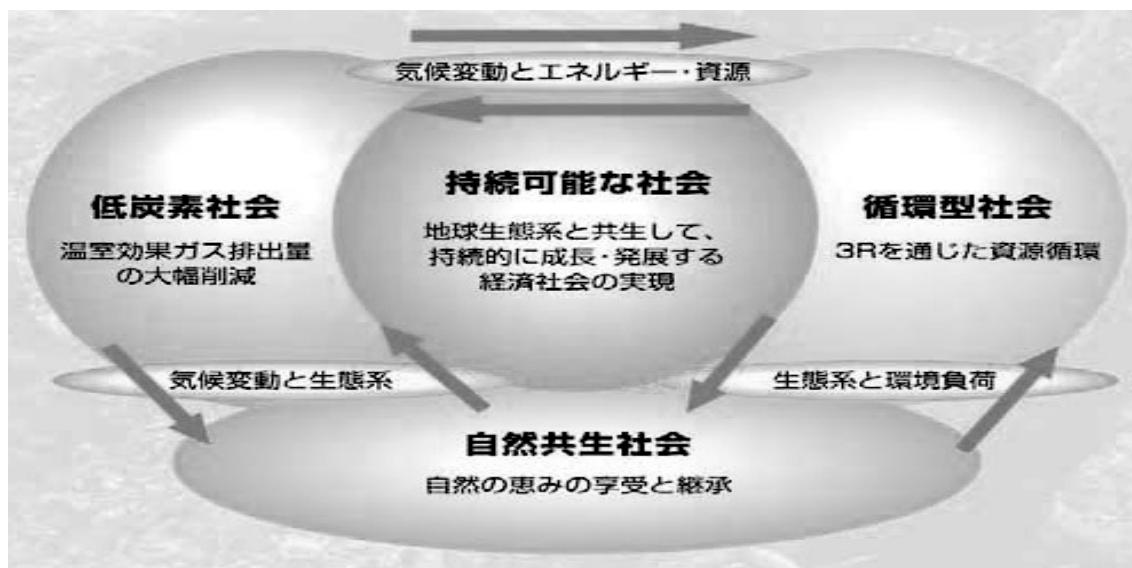
2009 年 4 月 20 日に環境相がとりまとめた「緑の経済と社会の変革」は、今日の世界的な不況の影響を受けて、我が国の経済・雇用の情勢が歴史的に厳しい状況にあるなか、直面する環境問題に対処するとともに、現下の経済危機を克服し、我が国の将来の経済社会を強化しようとするもの。

それによると、本研究会が今日的重點課題に掲げる「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の総合的な実現に資する幅広いものとなっている。「緑の社会資本への変革」「緑の地域コミュニティへの変革」「緑の消費への変革」「緑の投資への変革」「緑の技術革新」「緑のアジアへの貢献」を掲げ、世界最先端の環境技術や四季折々の美しい自然など世界に誇るべき環境資源を活用するなど環境先進国として相応しい取り組みを、関係省庁連携の下に進める。これにより、環境ビジネスの市場と雇用を 2006 年の 70 兆円 140 万人から、2020 年に 120 兆円 280 万人に拡大することが期待されている。

III. 「都市におけるエコ対策」に関する今日的重點課題

II章で検証したとおり、美しい地球を後世に伝えるためには、今日の環境問題を克服すべく「持続可能な社会の構築」が必要不可欠である。そこで、本研究会では、この目指すべき社会を構築するための「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の構築」を「都市におけるエコ対策」に関する今日的重點課題に絞るものとする。

今の環境を考えていく方針自体は、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、そして「生物多様性」、この全体像と一緒に考えていきながら環境対策をしていくことが地球温暖化対策の環境都市、そういう全体像をあらわしているわけです。その推進のポイントとして、環境技術推進と国民運動があります。私は、この環境技術推進と国民運動を連携、総合化していくかに地域の活力を高めていくか、その辺が大変重要だと思っています。（後掲・崎田裕子氏 第88回総会講演より）



（「21世紀環境立国戦略」より）

1. 重点課題「低炭素社会の構築」

(1) 「低炭素社会づくり行動計画」について

低炭素社会の構築は、生活の豊かさが実感でき、同時に CO₂ 排出量削減が実現できる社会を目指すもの。

この実現に向け政府は、2008年7月に「低炭素社会づくり行動計画」を策定した。「世界全体の温室効果ガス排出量を現状に比して 2050 年までに半減」という長期目標に向け、日本は先進国として途上国以上の貢献を示していくため、

長期目標を60～80%削減という高い数値目標を掲げるとともに、「太陽光発電の導入量の大幅拡大」や「次世代自動車の導入」、「省エネ住宅・ビル、200年住宅の普及」、「原子力の推進」、「排出量取引」、「税制」、「地球環境税」、「地方・国民の取組の支援」などについて具体的な政策を明記した。うち、「地方・国民の取組の支援」をみてみると、低炭素社会を実現するため、地方の先導的な取り組みや、国民一人ひとりの理解、行動を促進するための取組を進めるとして、次の項目を掲げている。

1. 農林水産業の役割を活用した低炭素化（農山漁村地域における炭素吸収源や木材供給源としての森林資源の整備・利用にむけ、間伐等による森林整備や地域材の住宅等への利用拡大。また、未利用バイオマス資源の資材・エネルギー利用拡大への取組等を行うなど）
2. 低炭素型の都市や地域づくり
 - (1) 地方の特色をいかした低炭素型の都市・地域づくり（環境モデル都市を選定し、その取組に対する支援、成果のフォローアップを行い、優れた事例の全国展開を図るとともに、これを世界に発信する。集約型都市構造の実現。中心市街地の整備・活性化による都市機能の集積促進。鉄道新線の整備やLRT・BRTの導入促進など公共交通機関の利便性向上。緑地の保全や都市緑化等の推進。下水道における資源・エネルギーの有効利用の促進。地区・街区レベルにおけるエネルギーの面的な利用の推進など）
 - (2) 二酸化炭素排出の少ない交通輸送網（広域的・幹線的なバス路線の維持・確保、鉄道新線、LRT等の整備など公共交通機関の利便性の向上の推進。環状道路の整備等の渋滞対策、自転車利用環境の整備等の推進。省エネ鉄道システムや低炭素型のトラック・バスの普及・開発推進。エコドライブ管理システムの導入支援。グリーンITの推進など）
3. 低炭素社会や持続可能な社会について学ぶ仕組み（改定学習指導要領を踏まえた体験活動等を通じた各学校段階にふさわしい環境教育の推進。環境リーダー育成プログラムの実施などを通じアジアの環境人材の育成など）
4. ビジネススタイル、ライフスタイルの変革への働きかけ
 - (1) こまめな省エネやITの活用、3Rの推進（クールビズやウォームビズによる節電の浸透。エコ・アクション・ポイントの全国規模の展開。ITによる社会の省エネの実証、所有から機能の利用へと意識を変えるカーシェアリングの普及促進、家庭ゴミ有料化や国内外のレジ袋削減、ごみの分別徹底、資源生産性の向上を図るなど）
 - (2) サマータイム制度の導入の検討
 - (3) クールアース・デー（毎年7月7日を「クールアース・デー」とし、「七タライトダウン」などの様々な広報・イベントによって低炭素社会へ向けた国民の意識転換を促すなど）
 - (4) NGOや地域のグループによる取組の支援

（2）「低炭素社会づくり行動計画」に位置づけられた「環境モデル都市」の役割について

このなかで、「2.低炭素型の都市や地域づくり」で掲げられている「環境モデル都市について記述する。

「環境モデル都市」とは、温室効果ガス排出量の大幅削減など「低炭素社会」の実現に向け、高い目標を掲げて地域に適応した先進的な取り組みにチャレンジする都市を政府が選定したもの。

国は環境モデル都市のアクションプランの円滑な実施に向けて、新たな制度的枠組みの検討を含めた総合的な支援を行うとともに、環境モデル都市の取り組みを国内外に波及させるため、情報発信に努めることとしている。

現在、環境モデル都市には下表のとおり、13 市区町村が選定されている。

環境モデル都市（13都市）一覧

大都市	地方中核都市	小規模都市	東京特別区
・北九州市	・飯田市	・下川町	・千代田区
・京都市	・帯広市	・水俣市	
・堺市	・富山市	・宮古島市	
・横浜市	・豊田市	・檍原町	

（3）北九州市の「環境モデル都市」と「環境国際協力事業」についての取り組み

ここで、本研究会が現地調査した北九州市の「環境モデル都市」の取り組みを紹介する。

北九州市における環境モデル都市の取り組み

堅固なパートナーシップと価値観の転換で低炭素社会づくりを目指す

北九州市は、公害を克服した過程で培った人材・技術・ノウハウ等を役立てようと常に環境政策の先駆的事業に取り組み、今は、「環境モデル都市」として、地球温暖化対策に対応すべく低炭素社会づくりという新たな課題に対しても世界の先例となる取り組みにチャレンジしている。

北九州市は、低炭素社会づくりに取り組む環境モデル都市のアクションプラン（行動計画）を市民や市民団体、NPO、産業界、行政が一体となって平成20年度中に策定し、盛り込まれた施策を推進する。このアクションプランは、「北九州グリーンフロンティアプラン」で21年度から5年間の具体的な取り組みを掲げる。経済や社会、人々の暮らしなど様々な未来をグリーンという切り口で開発を行うというもの。その理念は、低炭素時代に相応しい新しい価値観・文化の下で、建物のみならず、人の心の豊かさを含めて世代を超えて蓄積していきながら、豊かさで活力あふれる「ストック型社会の構築」を掲げている。この理念に沿い、3つの考え方（1. 「産業都市としての低炭素社会のあり方」、2. 「少子高齢化社会に対応した低炭素社会のあり方」、3. 「アジアの低炭素化に向けての都市間環境外交のあり方」）の下、目指すべき社会の実現に向け、温室効果ガス削減の長期目標（2050年）を2005年度比で市域の中で800万トン（50%）削減、アジア地域で2,340万トン（150%）削減という高い目標を掲げている。海外での削減を目標値に設定しているのは異例である。この目標の課題は、市域での50%削減。世界でトップレベルにある省エネ技術をもってしても並大抵のものではなく、これを克服するには、やはり新しい価値観、文化を育める社会していくという堅固なパートナーシップ、価値観の転換という2つのアプローチでストック型社会を構築することである。この高い温室効

果ガス削減目標を実現するため、次の5つの行動方針の下、取り組みを進める。

1. 環境が先進の街を創る（低炭素社会を実現するストック型都市への転換）

八幡東地区で進められている省エネ型の設備を備える環境共生住宅（写真）の建設や工場で発生する熱を民生での利用、事業所用として車1台を共有して利用するカーシェアリングなど総合的な環境改善プロジェクト「八幡東田グリーンビレッジ」を他の地区においても進めていくこと。つまり、低炭素の街を拡げていくのである。例えば、車利用からのCO₂削減に向け、公共交通の整備により歩いて暮らせる「低炭素モデル街区」のような都市づくりを進める。



2. 環境が経済を拓く（低炭素社会に貢献する産業クラスターの構築）

産業都市ならではの工場間でのエネルギーの融通、発電所から発生する熱を温室に利用などエネルギーの広範な活用を推進する。

3. 環境が人を育む（低炭素社会を学び行動する学習・活動システムの整備）

環境学習の拠点となっている「北九州市エコタウンセンター」や「環境ミュージアム」など様々な環境学習施設をつなぎ、滞在型の総合的な学習システム（スーパーキャット）を構築。

4. 環境が豊かな社会を支える（低炭素社会づくりを通じた豊かな生活の創造）

市民が環境活動を楽しめるよう、マイバックなど環境活動にポイントを付与する北九州市民環境パスポート（カンパス）事業を拡大。

5. 環境がアジアの絆を深める（低炭素社会のアジア地域への移転）

北九州市の取り組みを中心に我が国の低炭素化技術システムをアジア各都市に効果的に移転するための窓口となるアジア低炭素化センター（仮称）を整備。

これらにより、高い温室効果ガスの削減を図るほか、①人づくり・暮らしづくり②都市づくり③産業づくり④絆づくりの下、地域の活力を創出する。これらのことと多面的・同時並行的に取り組むことで、「ストック型社会の構築」がなされるとしている。

このアクションプランのリーディングプロジェクトは21年度から実施。低炭素社会としての「見える化」「感じる化」プロジェクトでは、市街地などに太陽光発電や風力発電など自然エネルギーを人々に見えるところに設置する。また、市民運動の展開に向けて、結婚記念日や誕生日に苗木を渡して緑を増やす「北九州市民100万本植樹」や、住宅用太陽光発電システムの設置にかかる補助による太陽光発電の普及を図るなど、点から面に広げるプロジェクトもある。（詳細は後掲・北九州市現地調査結果）

北九州市の「環境モデル都市」としての取り組みの大きな特徴には、アジア地域での温室効果ガスの大幅な削減がある。この背景には、1980年からアジア地域を中心とした「環境国際協力事業」を地道に進めた実績があることがある。

そこで、本研究会の加盟市アンケート調査で先進的若しくは特色ある取り組み（重点施策の中から現在実施しているもの及び平成16年1月1日以降で実施していたもの。以下、「加盟市アンケート調査における先進的若しくは特色ある取り組み」として回答が挙げられた、北九州市の「環境国際協力事業の推進について」の取り組みを紹介する。

北九州市の「環境国際協力事業の推進について」

公害克服で培った技術やノウハウ等をアジアを中心とした地域へ伝える

「環境国際協力事業」の重要な機関となっているのが、地元経済団体が中心となって1980年に設立の（財）「北九州国際技術協力協会（KITA）」。市は基金に拠出。KITAは公害克服の中で蓄積された技術や環境保全と経済開発を進めたノウハウを持つ企業OBが中心となって運営。JICA（独立行政法人国際協力機構）から受託した研修事業を中心に、専門家派遣、コンサルティングなどを行っている。

研修コースは1コース約10人で30～40コース位あり、年間の研修生は400～500人。設立時からは5,000人を超える。研修生とは、帰国後も交流を続け、ネットワークを維持している。この研修では、200を超える地元企業や行政機関の協力を得ている。

また、東アジア地区と東南アジア地区とのネットワークを組み、環境国際協力を更に推進している。東アジア地区は「東アジア経済交流推進機構」のネットワークが中心。日本、韓国、中国の10都市が毎年、環境政策の取り組みを紹介し相互に学びながら交流を深めており、さらには、経済交流にも発展することを想定している。

これまでの成功例は、友好都市である中国・大連市の環境を改善したこと。北九州市は環境改善のマスタープラン策定に関する開発調査に参加。自治体レベルの国際協力がODA案件に結びついた初めてのケースであり、環境行政、環境モニタリングなどの分野で協力。この結果、2001年には大連市が中国では初めて、国連環境計画の「グローバル500」を受賞した。また、この大連市の事業は、北九州市議会からの多大な応援に勇気づけられて進められたものもある。

もう一つの東南アジアでのネットワークは、「アジア環境協力都市ネットワーク」と呼ばれ、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアの都市と連携して現地の環境改善



に取り組んでいるもの。その一つの例が、インドネシアのスラバヤ市での「生ごみ堆肥化事業」。生ごみの堆肥化を北九州市の企業の技術担当者が指導。これにより、堆肥のしくみが普及し、現地のごみ減量や環境改善に貢献。この手法は他都市にも広がり、タイ・バンコク郡にも普及のための技術協力を実行している。このような協力では、行政は技術者の派遣やプロジェクト策定などの役割を担っている。

環境国際協力は今後、低炭素に重点を置き進める。環境改善に取り組むことが、開発を促進する要因になるということをプロジェクトを通じて伝えていくとしている。(詳細は後掲・北九州市現地調査結果)

北九州市のほか、加盟市アンケート調査で「環境国際協力事業の推進」を先進的若しくは特色ある取り組みとして挙げたのは四日市市である。日本が蓄積した環境保護技術等を活用し、諸外国の地域環境破壊防止の改善に資するため、平成2年、国、県、財界と(財)国際環境技術移転研究センター(ICETT)を設立。このICETTを通じ、友好都市である天津市の環境改善を目的に、平成5年度から研修生を受け入れ、公害防止対策技術等の研修を行っている。平成13年度からは、受け入れ研修に併せ、天津市において環境セミナーを開催している。

(4) 環境教育・環境学習及びエコ活動の普及・啓発の推進～旭川市の「エコチャレンジ家族コンテスト」について～

低炭素社会の構築には、次世代を担う子どもたちへの「環境教育・環境学習の推進」が重要である。というのも今日の環境問題の克服は一朝一夕に成せるわけではなく、世代を超えて取り組まなければならないからだ。つまり問題解決の原動力は子どもたちなのである。だからこそ、子どもたちが環境問題の知識を深め、関心をも高める環境教育・環境学習を考察しなくてはならない。そこには、日常生活の中で子どもたちが自主的にエコ活動に参加したくなる創意工夫を凝らした施策を見出す必要がある。子どもたちが楽しみながらエコ活動のできる施策こそ、次世代への「継続性」があるので。さらには、子から親へとエコ活動を促す効果や親子の絆を深めることも期待できる。当然だが、地域の企業やボランティアなどの協力も重要である。

加盟市アンケート調査における先進的若しくは特色ある取り組みで最も多かったのが「環境教育・環境学習及びエコ活動の普及・啓発の推進」である。このなかで、本研究会が現地調査した旭川市の「エコチャレンジ家族コンテスト」を紹介する。

「旭川市における市民のエコ活動について」 環境家計簿で「エコチャレンジ家族コンテスト」

旭川市は、押し寄せる地球温暖化から美しい自然と市民の豊かな生活を守るべく、「環境学習」と「市民のエコ活動」の推進に力を注いでいる。なかでも、「エコチャレンジ家族コンテスト」は、環境家計簿を利用し、家族ぐるみで楽しみながらエコライフを進め、名誉と賞品を競うことで、エコ活動の普及はもとより、家族の絆を深めることに貢献している。



環境家計簿に単に記入するだけでは、エコ活動が長続きしない人もいるため、「コンテストで競うことで楽しいエコ活動ができるのではないか」という発想から、コンテストが生まれた。市とNPOが主催し、民間18社の協賛企業で実施。コンテストの判定対象となるのは、環境家計簿の電気、ガス、水道で、コンテストの実践期間の8月から11月までの記録。この期間中で一人当たりのCO₂排出量が少ない家族が「エコチャレンジ賞」、前年と比べCO₂削減量が多かった家族が「省エネ賞」、実績のみならずエコノートというレポートの提出でユニークまたは斬新な取組を行った人が「地球を救う賞」に選ばれる。表彰式では、各部門の上位3名等に表彰状と協賛企業から省エネ家電やトイレットペーパー(再生紙)、エコタオルなど環境に配慮した賞品が、また、参加者全員には、エコバックが贈られた。さらに、エコクイズが催され、環境への知識を深めた。このような市民をエコ活動に促す取組も「都市におけるエコ対策」の推進の一策である。(詳細は後掲・旭川市現地調査結果)

地域の中で定量化するとか、仕掛けをつくるというのは、実は皆さんに期待しているお話で、そこにいくまでに、市民が自分の力で何かできるのではないかということは地域に広がりつつあります。ですから、そういう動きをできるだけ把握し、活用していただくことで、実際にそれぞれの地域の中での多様な動き、掛け声だけではなく、明確にそこで動かしていくことにつながるのではないかと思っています。(後掲・崎田裕子氏 第88回総会講演より)

(5) 「低炭素社会の構築」の実現策を座談会発言などから検証

ここでは、座談会などにおける発言から、「低炭素社会の構築」の実現策を検証する。

大阪市では、環境先進都市の実現に向け、「地球温暖化・ヒートアイランド対策」、「ごみの減量・リサイクルの推進」を最重要課題として取り組んでいる。地球温暖化対策に向けては、市民や事業者が太陽光発電を設置する際の「太陽光発電補助制度」を2009年4月に創設。さらに6月の補正予算で補助金を倍にして充実した。ヒートアイランド対策に向けては、市民協働で様々な取り組みを展開している。



1点目の地球温暖化対策については、市民や事業者が太陽光発電を設置する場合、発電力の1kw当たり10万円を補助する太陽光発電補助制度を創設しております。なお、補助金額は、政令指定都市の中では多分トップクラスだと思っております。

2点目のヒートアイランド対策については、市役所など公共施設を活用した建物の緑化、ミストの散布など、取り組みを推進しております。(後掲・大阪市会議長 舟戸良裕氏 座談会発言より)

舟戸良裕・大阪市会議長

鹿児島市では、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、重点施策の第1番目に環境政策を掲げ、様々な取り組みを展開している。地球温暖化対策では、特に市民、事業者、行政など各主体が役割分担の下、協働で取り組むことを主眼に置き、環境保全意識を高め、環境保全活動の普及に向けた取り組みを展開している。その実現のため、環境アドバイザーによる地球環境問題に関する講演会を子どもたちも含め各主体を対象に実施。地球環境への关心や知識を高めている。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、今や世界が一体となって対応すべき極めて重要な課題となっております。環境負荷の少ない持続可能な社会を構築し、人と自然が共生する環境を将来世代に継承することは、私たちに課せられた大きな責務であります。

このような中で、鹿児島市は、本年度重点施策の第1に「みどりあふれる地球にやさしい環境リーディングシティ鹿児島の実現」を掲げ、まちづくりのあらゆる分野において、

可能な限り環境の視点を重視した取り組みを市民、事業者と協働して進めております。環境が重点施策の1番目に挙げられるのは2年連続でございます。地球環境問題に、市民、事業者、行政が、それぞれの役割分担のもと協働して取り組む場合、最も必要かつ重要なことは、この問題を多くの方々が理解し、環境保全意識を高め、そして、環境保全活動に取り組んでいくことであると思っております。

このようなことから、本市では、まず環境に配慮した施策を策定、実施する職員の環境保全意識向上させるため、平成18年度から国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問であります末吉竹二郎氏を環境アドバイザーに迎え、平成20年度までの3カ年で、対象職員のほぼ全員に当たる3,600人に地球環境問題について研修をしていただきました。また、この間、アドバイザーには、広く市民、事業者に対して様々な機会に同様のご講演をしていただいており、今年度からは、次世代を担う子供たちへの講演も実施しております。

市役所自体も大規模な事業活動の実施主体であり、大量に資源やエネルギーを使用していることから、行政として環境に配慮した施策の策定実施に加え、事業者、消費者の立場から率先して環境負荷を減らすため、「環境配慮率先行動計画」を策定し、平成13年度から、全職員が節電や節水、ごみの減量化に取り組んでおります。取組結果として、平成18年度は温室効果ガス総排出量を平成10年度比で約14%削減をしております。

また、クールビズにつきましても、平成19年度からは、国より1カ月早い5月から、終わりも1カ月長い10月までと、実に半年間もクールビズに取り組んでおります。私ども市議会も、本会議を除いて同様に取り組んでいる状況でございます。本市の率先した取り組みがマスコミ等で紹介されたことから、地元金融機関もクールビズの取り組みを始めたり、また期間を延長されたところも見られるなど、多くの事業所で市に合わせて取り組んでいただいております。（後掲・鹿児島市議会議長 上門秀彦氏 座談会発言より）



上門秀彦・鹿児島市議会議長

相模原市では、「低炭素社会の構築」を市政の大きな柱に掲げ、市内の中小企業の新エネルギーや省エネルギー設備等の導入促進に向け、この導入に資する「地球温暖化防止支援資金」を2008年4月に創設している。また、国のモデル都市として環境省から指定を受けた「地球温暖化対策実行計画」の策定を検討している。この中で、同市の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガス排出抑制などを行うための様々な施策及び削減目標を定め、太陽光等の自然エネルギーの利用促進方策はもとより、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイルの転換による省エネ対策などの取り組みが求められることとなっている。



岸浪孝志・相模原市議会議長

「低炭素社会の構築」であります。この3月の市長施政方針におきまして「誰もが取り組める地球温暖化対策の推進」を大きな柱に掲げております。「地球温暖化対策の推進に関する法律」で新たに策定が求められる実行計画について、国のモデル都市として環境省から指定を受けまして、市民や事業者とともに地球温暖化対策実行計画を検討しています。また、市内の中小企業の新エネルギーや省エネルギー設備等の導入を促進することを目的に、企業がこのようなエネルギー設備を導入設置する際に、設置をしやすくなるよう新たな融資制度ということで「地球温暖化防止支援資金」をこの4月に創設したところであります。

特に、この新たな実行計画においては、本市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガス排出抑制などを行うための様々な施策及び削減目標を定め、太陽光等の自然エネルギーの利用促進方策はもちろんのこと、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイル転換による省エネ対策、また環境と共生するまちづくりに向けた都市計画などの関連施策との連携を図ることが求められることとなっております。この実行計画を定めいろいろな施策あるいは対策に取り組んでいくことで、中長期の温室効果ガス削減の目標を定める計画となっています。

そのため、本市におきましては、これらのこと踏まえながら、新たな実施計画策定のため、市民、事業者など様々な団体で構成する「実行計画協議会」を設置し、国との連携・協力のもと、平成22年3月を目指して計画を策定し、本市における地球温暖化対策の取り組みを加速させていくこと、その準備を進めています。(後掲・相模原市議会議長 岸浪孝志氏 座談会発言より)

地球温暖化対策を進めるには、いかに市民が自主的にCO₂排出削減への行動を起こすかが重要である。そのためには、都市が今住むまちで市民一人ひとりが幸せな生活を送ることができる質の高い社会像を描き、これを市民に伝えていくことである。つまり、電気をこまめに消すことや省エネ機器の購入など市民の省エネ型のライフスタイルの転換は社会貢献であり、自己を含め将来にわたりこのまちで暮らす人のための大切な行動であることに気づいてもらうのである。この実現には、都市が環境教育・環境学習を推進するとともに、市民が楽しめる地域のエコ活動の普及・啓発に努めるのである。これにより、市民が自主的にCO₂排出削減に向けて立ち上がるだろう。

温暖化対策をやることが我慢する社会じゃなくて、生活の質を組み換える社会だという、生活の質はある意味で高まるという社会像で考えないと、さつきご紹介したエコシティたかつをつくると

きに、これは行政区だから、狭域行政で狭い例でやるので、住民の皆さんに落ちるためには、生活の質がどういう点で高まるのか、そこを出していかないと落ちていかないと。そこが一つ重要なポイントですよね。（後掲・小島聰氏 座談会発言より）

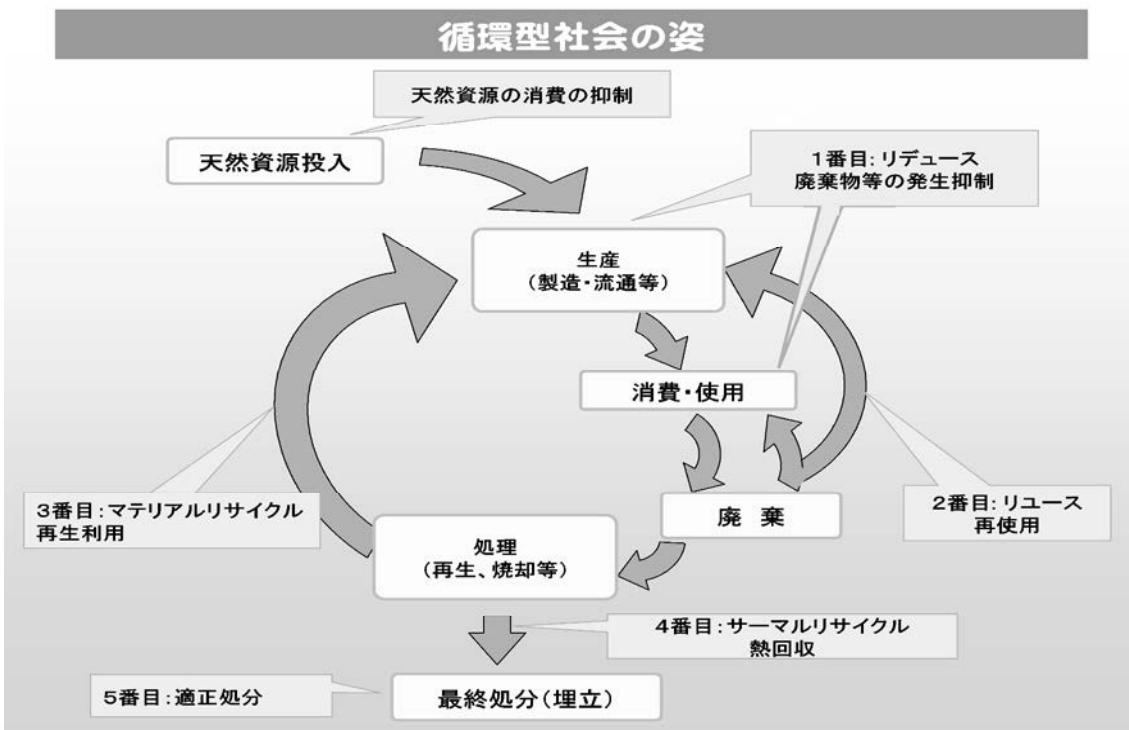
市民など各主体を自主的なCO₂排出削減への行動に促すには、その仕組みが必要である。その仕組みとしては、CO₂に価格をつけ、CO₂の排出削減に努める者が得をし、逆にCO₂排出に配慮しない者が損をするというものである。例えば日本ではまだ導入されていないが、CO₂の排出量に応じて化石燃料に課税するという海外で実施されている「炭素税」がある。また、ようやく日本でスタートした排出量取引などが代表される仕組みである。温暖化対策は我慢するものという意識がある。これを温暖化対策に貢献すれば得をするという意識に転換できれば、「低炭素社会の構築」に拍車がかかるのではないか。以下、この点について述べた枝廣淳子氏の総会講演を抜粋する。

日本でようやく始まった排出量取引の仕組みです。これは産業界を対象に、CO₂に値段を付ける方法です。これが進むと、自治体にどういう意味があるのか、CO₂をたくさん出し続ける自治体はお金を払う側になります。CO₂を減らせる、プラスCO₂を吸収できる自治体はお金を受け取る側になります。このような取り組みはもう既に始まっています。例えば東京の新宿区と長野県の伊那では、都市と地方が結んでお金のやり取りを始めています。まだ初期段階ですが、CO₂が通貨になっているのです。これから、CO₂は第三の通貨になると言われています。（後掲・枝廣淳子氏 第89回総会講演より）

2. 重点課題「循環型社会の構築」

(1) 循環型社会の姿

今日の「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会経済から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまでの物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、天然資源の消費抑制と環境負荷が少ない「循環型社会の構築」が急がれている。この目指すべき社会の構築には、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」として位置づけ、その循環的な利用を促進することがある。その実現には、市民、地方公共団体、事業者、NGO・NPO など各主体の連携・協働の下、廃棄物の「発生抑制（リデュース）」、循環資源の「再使用（リユース）」、「再生利用（リサイクル）」、いわゆる 3R の推進と「熱回収」、「適正処分」が求められている。循環型社会の姿は下図のとおりである。



(資料・環境省)

(2) 全国の市町村における一般廃棄物処理事業の状況

環境省が全国の市町村及び特別地方公共団体（1,816 市区町村及び 614 一部事務組合）を対象に行った一般廃棄物処理事業実態調査（平成 19 年度速報）の結果をみると、平成 19 年度のごみ総排出量は 5,082 万トン（東京ドーム約 137 倍分）で、平成 12 年度以降継続的に減少。ごみの排出量を排出形態別でみると、生活系ごみが 3,269 万トン（64.3%）、事業系ごみが 1,508 万トン（29.7%）で

ある。また、1人1日当たりのごみ排出量は1,089グラムでピーク値の平成12年度からは約8%減少している。

ごみの総処理量は4,774万トン。うち、焼却、破碎・選別等により中間処理された量（中間処理量）は4,392万トン（92.0%）、再生業者等へ直接搬入された量（直接資源化量）は264万トン（5.5%）である。

リサイクルの状況については、市区町村等において分別収集により直接資源化された量及び中間処理後に再生利用された量の合計は725万トン、住民団体等の集団回収により資源化された量は305万トンである。これを合わせた総資源化量は1,030万トン。リサイクル率は20.3%。総資源化量、リサイクル率とともに着実に上昇している。

ごみ焼却施設の状況については、ごみ焼却施設の集約化により施設数は減少。1施設当たりの処理能力は微増している。発電設備を有する施設は全体の23.0%で、総発電能力は増加している。

最終処分場の状況については、最終処分場の数は平成8年度以降11年間続けて減少、最終処分場の確保が引き続き厳しい状況にある。関東ブロック、中部ブロック等では、最終処分場の確保ができず、域外に廃棄物が流出し、最終処分が広域化している。

リデュース（ここでは1人1日当たりのごみ排出量で比較）、リサイクル率、エネルギー回収（ここではごみ処理量当たりの発電電力量で比較）の3Rの取り組みについての上位市（施設）は下表のとおり。

◎3R取組上位市（人口10万人以下の市町村は除く）

○リデュース（1人1日当たりのごみ排出量）取組の上位10位市（平成19年度）

人口10万人以上50万人未満		人口50万人以上			
1. 沖縄県	うるま市	744.5グラム/人日	1. 愛媛県	松山市	849.2グラム/人日
2. 長野県	佐久市	750.9グラム/人日	2. 広島県	広島市	938.6グラム/人日
3. 東京都	小金井市	758.8グラム/人日	3. 東京都	八王子市	944.7グラム/人日
4. 静岡県	掛川市	802.6グラム/人日	4. 神奈川県	横浜市	996.3グラム/人日
5. 東京都	日野市	818.6グラム/人日	5. 鹿児島県	鹿児島市	1,013.9グラム/人日
6. 埼玉県	富士見市	821.7グラム/人日	6. 神奈川県	相模原市	1,045.8グラム/人日
7. 長野県	飯田市	821.8グラム/人日	7. 埼玉県	さいたま市	1,083.9グラム/人日
8. 茨城県	筑西市	832.0グラム/人日	8. 神奈川県	川崎市	1,087.6グラム/人日
9. 東京都	西東京市	838.7グラム/人日	9. 静岡県	浜松市	1,094.9グラム/人日
10. 神奈川県	座間市	840.3グラム/人日	10. 兵庫県	姫路市	1,110.3グラム/人日

○リサイクル(リサイクル率^(※))取組の上位 10 位市 (平成 19 年度)

人口 10 万人以上 50 万人未満	人口 50 万人以上
1. 神奈川県 鎌倉市 47.6 %	1. 福岡県 北九州市 29.2 %
2. 岡山県 倉敷市 45.4 %	2. 東京都 八王子市 27.5 %
3. 東京都 調布市 45.1 %	3. 神奈川県 横浜市 26.7 %
4. 東京都 小金井市 44.2 %	4. 千葉県 千葉市 26.1 %
5. 東京都 三鷹市 43.2 %	5. 愛知県 名古屋市 24.7 %
6. 神奈川県 海老名市 37.5 %	6. 神奈川県 相模原市 19.9 %
7. 神奈川県 横須賀市 35.3 %	7. 埼玉県 さいたま市 19.5 %
8. 東京都 国分寺市 34.4 %	8. 新潟県 新潟市 19.4 %
9. 静岡県 掛川市 33.4 %	9. 静岡県 浜松市 18.1 %
10. 東京都 東久留米市 32.9 %	10. 兵庫県 姫路市 17.7 %

*ごみ燃料化施設及びセメント原燃料化施設にて中間処理された量を中間処理後再生利用量から差し引きリサイクル率を算出

○エネルギー回収(ごみ処理量当たりの発電電力量)取組の上位 10 位施設 (平成 19 年度)

1. 大阪府 堺市	堺市クリーンセンター東工場 第二工場	665 kWh/トン
2. 福岡県 北九州市	北九州市新門司工場	573 kWh/トン
3. 埼玉県 東埼玉資源環境組合	第一工場ごみ処理施設	569 kWh/トン
4. 福岡県 北九州市	北九州市皇后崎工場	567 kWh/トン
5. 大阪府 大阪市	大阪市環境局舞洲工場	566 kWh/トン
6. 大阪府 大阪市	大阪市環境局平野工場	544 kWh/トン
7. 北海道 札幌市	札幌市白石清掃工場	538 kWh/トン
8. 大阪府 泉北環境整備施設組合	泉北クリーンセンター	515 kWh/トン
9. 大阪府 大阪市	大阪市環境局住之江工場	511 kWh/トン
10. 大阪府 岸和田市貝塚市清掃施設組合	岸和田市貝塚市クリーンセンター	501 kWh/トン

(環境省・一般廃棄物処理事業実態調査の結果 (平成 19 年度速報))

(3) 「循環型社会の構築」は温室効果ガス排出量削減にも貢献

また、循環型社会を構築することは、温室効果ガス排出量削減に貢献するもので、地球温暖化対策の推進にも寄与する。そこには、廃棄物発電の導入や廃棄物系バイオマスの有効活用がある。

例えば、盛岡市の公共施設へのペレットストーブの率先導入（詳細は後掲・盛岡市現地調査結果）等の取り組みがある。これは、植物や植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして出る CO₂は、植物が生長過程に吸収した CO₂と同量で、大気中の CO₂を増加させることにならず、環境破壊にはつながらないという「カーボン・ニュートラル」の考え方方に立つものである。

リサイクル面では、いわゆる「ゼロ・エミッション」の取り組みがある。代表されるものとしては、エコタウン事業がある。北九州市（同市の事例は後掲・北九州市現地調査結果）をはじめ全国 26 カ所で展開されている。これは、エリ

ア内のリサイクル産業が廃棄物を工場の相互連携によりリサイクル原料に生まれ変え、これを他の産業分野の原料として活用する。さらには、リサイクルできない最終残渣は焼却処理。そこで、発生する熱を利用した発電を行う。可能な限り廃棄物をゼロに近づけるというもの。循環資源の有効利用と最終処分場の不足という課題に大きな役割を果たしているが、これのみならず、廃棄物処理に伴って発生する温室効果ガス排出量削減にも貢献しているのだ。

（4）盛岡市民福祉バンクの活動について

循環型社会の構築はまた、行政のみならず、市民や企業など地域の各主体が奉仕者となってこそ、その実現がなされるのである。

ここで、その事例として、30年余におよび「障害者雇用」と「資源リサイクル」の推進を地域の力で取り組む「盛岡市民福祉バンク（以下、福祉バンク）」の活動をエコ対策の先駆的事業として紹介する。

盛岡市民福祉バンクの活動について

市民提供の品を障害者スタッフが中心となり再生し、安価で還元

福祉バンクの基幹となる活動は、市民が持参する若しくは回収した提供の品々を得て、障害者スタッフ所員（以下、所員）を中心に、職員をはじめ、市民ボランティアや企業の協力のもと心のこもった商品として再生し、市民等に還元すべく安価な商品として販売を行っている。市はその活動に補助している。福祉バンクの活動は、小・中学生がリヤカーを引き市民から不要となった古本や古雑誌、段ボールの回収から輪を拡げていき。その後、市民の奉仕活動の拡大や企業からの小型トラックの寄贈などもあり、回収・持參件数が飛躍的に拡大。相次いで常設店をオープン。今では、2つの事業と10店舗（うち常設は8店舗）を構える。これらにより、事業収入は2008年に1億6,270万4,769円に及ぶ。事業収入が順調に増えたことから、所員の待遇改善が図られるとともに、職員も2名から31名に増員。奉仕者は2008年には、1,522名に上り、これには、企業の方もボランティアとして参加し、提供品の修理などに協力している。



福祉バンクの活動がNHKで全国に紹介されるや注目を集め、県外からの品々の提供や購入依頼もある。

盛岡市といえば、人口に対するリサイクルショップの店舗数が日本一のまち。市内には100店舗以上のリサイクルショップがひしめく。このなかで、福祉バンクの活動が大輪の花を咲かせたのは、まさに地域の力で「もったいない」精神を地道に実践したことにある。このような地域のライフスタイルこそエコに欠かせないものである。(詳細は後掲・盛岡市現地調査結果)

(5) 「循環型社会の構築」の実現策を座談会発言などから検証

ここでは、座談会などの発言から、「循環型社会の構築」の実現策を検証する。大阪市では、「ごみの減量・リサイクルの推進」を市民、事業者と協働した取り組みを進めている。

ごみの減量・リサイクルの推進については、平成27年度までに市域のごみを110万トンとする目標を設置して、市民、事業者と協働した取り組みを進めております。大阪市では、ごみの量の約6割が事業系の廃棄物という特徴があり、焼却工場における検査の徹底とともに、排出業者責任、また搬入者に対する啓発指導を強化しております。(後掲・大阪市会議長 舟戸良裕氏 座談会発言より)

鹿児島市では、2008年10月10日に「かごしま環境都市宣言」を行うと同時に、市民一人ひとりが地球の未来について真剣に考え、環境に配慮した行動に結びつけていくための拠点施設として、「かごしま環境未来館」をオープン。ここでは、環境学習講座、環境カレッジの運営、企画展や講演会など市民が環境への関心を高めていくような様々なイベントを企画するほか、リサイクル工房やリユース・リサイクルショップを設け、市民のリサイクル活動の増進を図っている。

本市における環境保全意識はだんだん高まっていると感じておりますが、さらに市民の環境保全意識の醸成を図り、市民総ぐるみで環境に優しい持続可能なまちづくりを進めるため、昨年10月10日、「かごしま環境都市宣言」を行なったところであります。

そして、市民一人ひとりが地球の未来について真剣に考え、環境に配慮した行動に結びつけていただくための拠点施設として、「かごしま環境未来館」を同日オープンしました。ここでは、環境問題について楽しく学べる環境学習講座や環境保全活動に取り組む人材を育成する環境カレッジの運営などを行っております。また、企画展や講演会など、市民が環境への関心を高めていただけるような様々なイベントを企画するほか、リサイクル工房やリユース・リサイクルショップを設け、市民のリサイクル活動の増進を図っております。

(後掲・鹿児島市議会議長 上門秀彦氏 座談会発言より)

相模原市では、2008年3月に「相模原市一般廃棄物処理基本計画」（循環型社会形成さがみはらプラン 21）を策定。市民の日常生活や事業活動を循環型のスタイルに転換するとともに、市民、事業者、行政の協働によるごみを出さない環境づくりを進め、発生抑制、排出抑制、再利用、再生利用の4Rの推進を図っている。

二つ目といたしまして、「循環型社会の構築」に向けた取り組みにつきましては、昨年3月に、「相模原市一般廃棄物処理基本計画」（循環型社会形成さがみはらプラン 21）を策定し、この中で、「ともにつくる資源循環型都市さがみはら」を基本理念として、その実現に向け、私たち市民の日常生活や事業活動を循環型のスタイルに転換するとともに、資源を循環させる社会システムの構築あるいは市民、事業者、行政の協働によるごみを出さない環境づくりを進め、発生抑制、排出抑制、再利用、再生利用のいわゆる4Rの推進を図ることとし、その実施を推進しているところであります。（後掲・相模原市議会議長 岸浪孝志氏 座談会発言より）

循環型社会の構築の先進的な取り組みとして、「伊万里はちがめプラン」が崎田裕子氏より第88回総会講演で紹介された。これは、NPO法人「持続可能な社会をつくる元気ネット」が2001年から始めた「市民がつくる環境のまち」元気大賞2002に輝く取り組みである。詳細は以下、崎田氏の講演から抜粋する。

「伊万里はちがめプラン」（「市民がつくる環境のまち」元気大賞2002）

「伊万里はちがめプラン」は、地域の事業者の方が、自分たちのごみをそのまま捨てるのはもったいないということで、自分たちが率先して生ごみのシステムを地域に作っているのです。これは、大学が連携をして質を高めているということが大変評価され、事業者がやり始めましたが、地域住民も有料でごみを受け入れて、堆肥化しています。そして、それを地域の農家に使っていただき、その野菜をまた地域の中で循環させるという食の資源循環をきちんと見据えています。そして、休耕田に菜の花を植えて菜種油を作り、その油を地域の人が使い、廃食油を集めて、またバイオディーゼル燃料にする、そういう循環の環をつくる。こういう資源循環、エネルギー循環、そして食の循環、こういう環をつくっていきながら地域活性化を図っていく動きが今は大変多くなっていると思います。（後掲・崎田裕子氏 第88回総会講演より）

まさに地域力で循環型社会がなされているのである。市民や事業者、大学など各主体がそれぞれの役割を果たし、生ゴミを循環資源として様々な地域資源に活用することで、地域の中で循環の輪が確立されているといえよう。この地

域には、既に「もったいない」の精神が根付いているのである。地域コミュニティの活性化や地域ビジネスの創出にも参考になるだろう。

（6）加盟市アンケート調査にみる「循環型社会の構築」に向けた取り組み

加盟市アンケート調査から「循環型社会の構築」に向けた都市の取り組み（重点施策として現在実施しているもの及び、16年1月1日以降で実施していたもの）をみると、「廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進」が79市、「廃棄物の適正処理の推進」が68市、「リサイクル産業の発展に向けた支援策の実施」が16市。ほとんどの加盟市において、「循環型社会の構築」が重点施策となっていることが分かる。

また、この重点施策の中から、先進的若しくは特色ある取り組みをみると、「廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進」が32市と多い。この中には、仙台市の「100万人のごみ減量大作戦キャンペーン」、福井市の「リサイクル戦隊ワケルンジャー」、福島市の「もったいない学習会」などがある（詳細は後掲・加盟市アンケート調査結果）。

3. 重点課題「自然共生社会の構築」

(1) 日本の「自然共生社会」の姿

地球は、人類のみならず、多様な生物や自然を有している。そして、これらが相互に支え合い生きてきているのである。つまり、人類からみれば、多様な生物と自然は生存基盤なのである。

この生存基盤が地球温暖化など地球環境問題の影響により危機的状況にある。地球温暖化の原因が IPCC の評価報告書でいう人為起源の温室効果ガス濃度の増加とほぼ断定していることから考えれば、人類がこの多様な生物と自然を守らなくてはならない。そのためには、温室効果ガスの排出削減はいうまでもなく、失われつつある多様な生物と自然の保全・再生活動により、人と自然が共生できる「自然共生社会」を構築しなくてはならないのである。

日本に視点を絞れば、国土の 3 分の 2 を占める森林の整備が重要である。というのも水源のかん養や地球温暖化の防止、自然環境の保全など多面的な機能を有しているからだ。うち、地球温暖化対策では、京都議定書の達成目標に森林の温室効果ガス吸収源としての役割も担っている。このように森林は低炭素社会の構築と密接に関わるものである。

また、国土の 4 割を占める里地里山は多くの野生生物が生息する生物多様性の保全の重要な地域となっている。里地里山は人が手をかけて形成された地域の大切な自然でもある。だからこそ、押し寄せる地球温暖化に対応すべく地域ぐるみでその保全・再生活動を積極的に展開しなくてはならない。

日本の国土は比較的狭いものの、動植物種が多く、また固有種の割合が高いのも、これらの特徴があるのである。もちろん、はっきりとした四季があることなど気候的条件に恵まれていることもある。

このような自然を守るべく日本では、2008 年 6 月に「生物多様性基本法」が施行された。同法では、生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本的原則を定め、国や地方公共団体、事業者、国民などの責務を明らかにするとともに、国に「生物多様性国家戦略」の策定を定め、自治体には、「生物多様性地域戦略」の策定を促している。また、地球温暖化の防止に資する森林、里山、草原、湿原の保全が掲げられている。同法の制定により、広く地域に根ざした生物多様性の保全の取り組みが今後さらに広がっていくことが期待されている。

ここでいう「生物多様性」とは、「生物多様性条約」において、「すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない）の間の変異性をいうものとし、種内の多

様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む」と定義されている。もっと分かりやすく言うならば、地域には固有の自然があり、特有の生き物がいること、そして、それぞれの生き物は食物連鎖など生物同士の相互関係を持ってつながっている状態と言い換えることもできる。

日本の生物多様性の豊かさを維持するためには、広範にわたる取り組みが求められている。なぜなら、人間の活動や開発による自然環境の悪化のみならず、里山の荒廃、野生動物による被害の拡大、外来生物や化学物質による生態系への影響などの問題が山積しているからだ。このため、改変された生態系や放棄された里山等の再生事業、野生動物の保護管理、外来種の規制や駆除対策などに取り組まなければならないのである。

(2) 「エコロジカル・フットプリント」について

今後、日本の総人口は減少していくことが予想される一方、世界人口は増加していくことが予想されている。人口増加は生物多様性に与える負荷を増大させる可能性が高い。生物学の視点から持続可能性を評価する指標として「エコロジカル・フットプリント」がある。これは、人間活動が環境に与える負荷を、消費する資源の再生産や排出する廃棄物の浄化に必要な面積で示すもの。すでに人間活動を支えるために地球は 1.4 個必要という数字が出ており、今後、対策をとらなければその値はさらに増加すると予想されている。

地球の限界の範囲内で活動しているかどうかについては、エコロジカル・フットプリントという指標を使うとはかることができます。例えば大阪市が今の活動を続けていくためには、大阪市何個分の面積が必要かわかります。これは、地球全体で言うと、今私たちの人間活動を支えるために地球は 1.4 個必要になっているという数字であらわれます。これは途上国も含めてなので、日本だけで言うと 2 個以上になるし、アメリカだったら 5 個以上になるのですが、同じように大阪市とか鹿児島市でもはかることができます。私がいる神奈川も、とてもたくさんの土地を使って運営されています。例えば、エコロジカル・フットプリントを抑えた上で、その数値ができるだけ 1 に近づけようという取り組みを海外の自治体には始めているところがあります。エコロジカル・フットプリントを自分たちで把握した上で、それを 1 に近づけていく。つまり、身の丈で過ごせる社会にしていくのが外せない概念の 1 つだし、そのためにはダブルのデカッピングが必要になってくるだろうと思います。(後掲・枝廣淳子氏 座談会発言より)

したがって、人間が地球という有限な世界で生き続けられるよう、すなわち、エコロジカル・フットプリントの数値ができるだけ 1 に近づけられるよう、各

主体は環境保全活動をより一層進めていくことが求められているのである。

特に、都市においては、地域の特徴を最大限活かしながら自然環境の保全活動を進めていく必要がある。

（3）各主体の連携・協働による「自然共生社会」の実現～金沢市の「まちなかホタル生息促進事業」について～

自然共生社会の構築に向けた取り組みは、地方公共団体、事業者、NGO・NPO、市民、市民ボランティア等の様々な主体が相互に緊密に連携・協働しながら取り組んでいかなければならない。とりわけ、人と自然の共生に向けた金沢市の「まちなかホタル生息促進事業」が特筆される。ここで同事業を紹介する。

「金沢市まちなかホタル生息促進事業」

地域ぐるみでホタルが自生できる環境保全を続ける

金沢市は、まちなかで自生するホタルが観賞できる全国でも珍しい魅力のあるまち。まちなかにホタルが生息できる自然環境を今に残すには、様々な地域ぐるみの保全活動が続けられてきたのである。また、ホタルの生息に必要な用水、台地、丘陵の斜面緑地という貴重な財産を守るために、「金沢市用水保全条例」と「金沢市斜面緑地条例」も制定している。

同事業は、2006年度から実施。まちなかで飛び交うホタルを増やそうと、これまでの地域ぐるみの取り組みの総合的な連携を図るもの。小学生が調査隊員となり1987年から実施している「ホタル生息調査」と、これを毎年まとめてきた「金沢ホタルマップ」が、2006

年度で20回目を迎えたことから、「ホタル生息調査/金沢ホタルマップ20年のあゆみ」を作成。これをみると、この20年間で述べ16万人がホタル生息調査に参加。ホタルを通して自然環境の大切さを考えるよい機会になったとしている。また、1987年度と2008年度のホタルマップを比較。まちなかのホタルの減少は、街灯の明かりにより暗闇が少くなり、ホタルの繁殖に大きな影響を及ぼしていることが判明。これ



れを踏まえ、「ホタル生息適地調査」を実施。この結果を得て、ホタルが生息する場所の街灯に用水のみを照らさないしくみとなっている遮光板を設置。また、ホタルの生息地づくりを実施した。ホタルの生息には水の変化が大切なことから、底地が単調な辰巳用水に大きな石を並べ、水の流れに変化をもたらすとともに、大雨で幼虫が流されないようにした。

さらに、小学生を招きホタルの幼虫やえさとなるカワニナの放流を行った（写真）。これ

は、2007 年度から実施し、2008 年度には 30 匹程度のホタルが確認された。子どもたちがこのような機会を得て、環境教育が進むことに期待を寄せている。

毎年 6 月には、「白鳥路ホタル観賞の夕べ」を開催。この白鳥路は、1987 年に市内の小学生が飼育していた幼虫を放流し、これを 1995 年まで続け、自生のホタルの生息が確認されたことから、2005 年に試験的に観賞の夕べを始めた。この観賞の夕べは、行灯の明かりだけで夜空を飛び交うホタルを観賞するもので、まちなかで 300 匹ものホタルが観賞できることから、2008 年度には 6000 人もの来訪者があった。現在は、平日も開催している。
(詳細は後掲・金沢市現地調査結果)

(4) 都市間の連携・協働による「自然共生社会」の実現

持続可能な「自然共生社会」を実現するに当たっては、農山村自治体と都市自治体間の協力のようなネットワークを構築することが重要である。

持続可能な地域社会を作っていくに当たり、1 つ申し上げます。それは地域間格差の問題です。というのは、農山村には棚田などがある、これは人為的自然であります。ところが農山村が疲弊してしまうと、人々が生活の中で作ってきた人工林などもそうですが、全部だめになってしまいます。したがって、日本は国土構造で 67% が森林、森の国、農山村の国という顔と超高度都市社会という 2 つの顔があるとするならば、この 2 つの顔同士がどう手を結ぶかがとても大切です。ローカルに行動すると言いましたけれども、自治体が単独で行動しろと言っているわけではないです。都市自治体が隣同士で、あるいは日本全体でネットワークを組んで協力する、あるいは非都市的な地域との交流・協力、つまり都市と農山村の交流・協力、これも実はとても大切なテーマですね。そうしないと人々が作り上げてきた自然がだめになってしまいますから、2 つの顔を持っているこの国では、超高度都市社会を形成する都市自治体と農山村自治体がどう手を結ぶかもとても大切です。ローカルに行動するというのは、決して 1 人で行動しろと言っているわけではない、都市自治体間のネットワーク、そして農山村自治体と都市自治体の協力、これも大切だということです。(後掲・小島聰氏 第 90 回総会講演より)

(5) 加盟市アンケート調査にみる「自然共生社会」の構築に向けた先進的若しくは特色ある取り組み

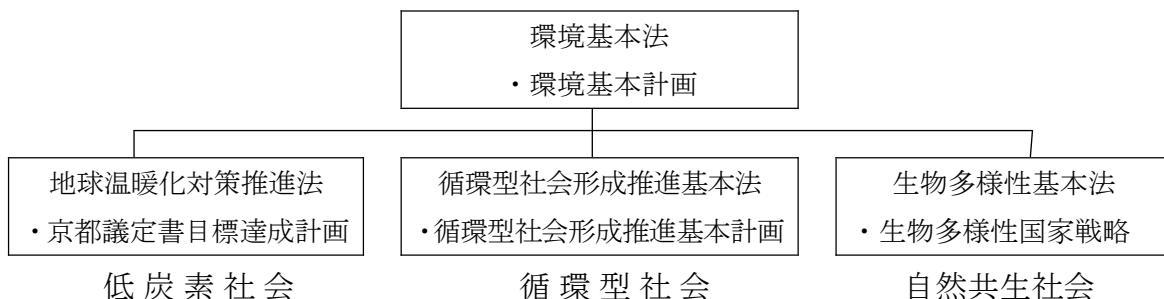
加盟市アンケート調査結果から「自然共生社会の構築」に向けた先進的若しくは特色ある取り組みを見てみる。「U. 多様な生態系（里山、湿地等）の保全と育成」では、前述の金沢市の「まちなかホタル生息促進事業」、岐阜市の「自然ふれあい活動支援事業」、堺市の「ヨシ原再生実験」、高槻市の「津之江公園自然再生」、八尾市の「ニッポンバラタナゴの保護を通じた八尾市の生物多様性保全事業」などの取り組みがある。(詳細は後掲・加盟市アンケート調査結果)

特に、環境モデル都市にも選定されている堺市の「ヨシ原再生実験」では、河川環境の改善に向けて、水質浄化や河川の生き物にとって重要なすみかとなる「ヨシ（イネ科の水生生物）」の植栽実験を平成 17 年度から実施している。この取り組みは、石津川水系上流部に自生するヨシから地下茎を採取し、都市化された下流部に移植することで、都市域に水生生物が生息できる環境再生の可能性を検討するもの。地域の小学校をはじめ市、地元企業等、多様な主体の協働により実施している。平成 18 年度からは、同じ流域にある近隣の小学校とも連携し、学校間交流を図りながら、この活動に取り組んでいる。活動の成果として、ごみの不法投棄が少なくなる、川の水生生物の種類が増えるなどの効果が出ている。また、活動に参加した子どもたちが地域の川に愛着をもつようになってきている。

IV. 日本と世界のエコ対策

1. 我が国のエコ対策

ここでは、今日的重点課題で上記 3 領域における日本の法制面をみてみる。



(1) 環境基本法の制定

日本の今日の環境問題への対応を法制面からみてみると、大きく動いたのは、環境対策の根幹を定める「環境基本法」を気候変動枠組条約に署名した翌年の 1993 年に公布・施行したこと。同法制定以前は、公害対策基本法で公害対策を、自然環境保全法で自然環境対策を進めていたが、複雑化、地球規模化する今日の環境問題に対応できなくなってしまった。このため、環境保全施策を総合的・計画的に推進することを目的に同法が制定された。

同法の環境保全の基本理念は、①現在及び将来の世代の人間が環境の恵沢を享受し、将来に継承②全ての者の公平な役割分担の下、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築③国際的協調による積極的な地球環境保全の推進と定め、国、地方公共団体、事業者、国民の責務。この下、国には、環境基本計画の策定を義務付け、地方公共団体には、国の施策に準じた施策および区域の自然的社会的条件に応じた施策の策定、実施の責務が明記された。環境保全に関する基本的施策としては、①大気、水、土壤その他の自然的構成要素を良好に維持②生物多様性の確保等③人と自然との豊かなふれあいの確保を掲げている。

(2) 環境基本計画の策定・改定

国の環境基本計画は、環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的・長期的な施策の大綱等を定めるもの。1994 年に策定。5 年ごとに見直しを行うとされた。同計画では、あらゆる者が、公平な役割分担の下に、環境と経済の統合に向けた変革に取り組まなければならないという基本的考え方

に立ち、①環境への負荷を出来る限り少なくし「循環」を基調とする社会の実現②自然と人間との「共生」の確保③環境保全の行動に「参加」する社会の実現④「国際的取組」の推進を長期目標に掲げた。

2000年には第2次同計画を策定。「理念から実行への展開」と「計画の実効性の確保」の視点から策定された。「理念から実行への展開」では、「地球温暖化対策」など重点的に取り組むべき11の分野についての戦略的プログラムを設定し、現状と課題、これに対応するための施策の基本的方向と重点的取組事項が提示された。うち、「計画の実効性の確保」では、政府全体の取組体制を強化するため、推進体制の強化（各府省による環境配慮の方針の作成など）や、進捗状況の点検の強化が明記された。また、第1次計画で正面から取り上げられていなかった化学物質による土壌汚染やPCBなどの環境上の「負の遺産」の解消やIT等を活用した環境投資の推進なども盛り込まれた。

さらに、2006年には第3次となる同計画を策定。「環境と経済の好循環」を示した上で、社会的側面も一体的な向上を目指す「環境的側面・経済的側面・社会的側面の統合的な向上」が提示された。さらに、長期的な視野からの政策形成として、50年といった「超長期ビジョン」の策定が提示された。

（3）地球温暖化対策の推進に関する法律の制定・改正

日本は、1997年の京都議定書の採択を受け、地球温暖化対策の第一歩として、1998年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」を制定した。地球温暖化防止を目的とし、地球温暖化対策に関し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにした。国には、「京都議定書目標達成計画」の策定を義務付けたほか、都道府県・市町村には、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のために必要な施策の策定を努力義務とともに、都道府県・市町村の事務事業に関し、温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化するための「地方公共団体実行計画」の策定が義務づけられた。同法は数次にわたり改正がなされている。2008年6月には、4度目となる同法の一部が改正された。これは、2006年度の温室効果ガス排出量が基準年度比6.4%増という京都議定書目標の達成に厳しい状況に置かれていることから、これを打破するため、新たな法的措置による確実な排出削減が必要と判断されたため。追加的削減効果の上積みを実施することや既存対策を不足なく確実に実施することを不可欠な状況として、必要な諸施策の導入を図ることとされた。今回の改正では、特に地域における対策を促進するため、地方公共団体実行計画の中

で、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策について定めることが盛り込まれた。

（4）京都議定書目標達成計画の策定・改定

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画である「京都議定書目標達成計画」は2005年に策定。日本の京都議定書の温室効果ガス6%削減約束を確実に達成するための目標及び施策を掲げるもの。2008年3月には計画の全体が改定されている。改定計画によると、2010年の温室効果ガス排出量を基準年である1990年に對しマイナス0.8%からマイナス1.8%の削減を掲げ、これに森林吸収源と京都メカニズムとあわせて6%削減約束の達成を図っている。特に、市町村に期待される事項として、「地球温暖化対策地域協議会」等と協力・協働し、地域の自然的社会的条件を分析。主として、地域住民への教育・普及啓発、民間団体の活動の支援、地域資源を活かした新エネルギー等の調査・導入など地域の特性に応じて最も効果的な施策を他の主体と連携して進めることができると明記された。

（5）循環型社会形成推進基本法の制定

2000年6月には、「循環型社会形成推進基本法」が制定された。同法は、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境負荷が少ない循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みを定めたもの。同法では、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義。処理の優先順位を「発生抑制」、「再使用」、「再生利用」、「熱回収」、「適正処分」とし、はじめてその順位を法定化した。また、事業者、国民の「排出者責任」や生産者の「拡大生産者責任」を明確にした。

（6）循環型社会形成推進基本計画の策定・改定

「循環型社会形成推進基本法」に基づく法定計画である「循環型社会形成推進基本計画」は2003年3月に第1次計画が策定。2008年3月には、第2次となる同計画が閣議決定された。同計画では、環境保全は人類の生存基盤にかかわる極めて重要な課題と指摘。①循環型社会と低炭素社会・自然共生社会への取組の統合②地域再生にも寄与する「地域循環圏」の構築③各主体が連携・協働した3Rの取組などを充実・強化し、循環型社会の形成を一層推進することとしている。

(7) 生物多様性国家戦略の策定

同戦略は生物多様性条約第 6 条に基づき、締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用のための国家的な計画。日本では、1995 年に第 1 次戦略、2002 年に第 2 次戦略、2007 年に第 3 次戦略が策定されている。「第 3 次生物多様性国家戦略」では、日本の生物多様性のあるべき姿を、100 年先を見据えた国土のグランドデザインとして示し、地方や企業による地域レベルの取組の必要性を強調。また、今後 5 年程度の間に重点的に取り組むべき施策の方向性を 4 つの基本戦略（[1]生物多様性を社会に浸透させる、[2]地域における人と自然の関係を再構築する、[3]森・里・川・海のつながりを確保する、[4]地球規模の視野を持って行動する）とした。さらに、実践的な行動計画として、政府全体の具体的な施策約 660 の実施主体を明らかにした上で、可能なものには数値目標を入れた。

(8) 生物多様性基本法の制定

2008 年 6 月には、「生物多様性基本法」が施行された。同法は生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めている。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与することを目的に制定された。同法の制定により、生物多様性国家戦略が法定化された。都道府県や市町村には「生物多様性地域戦略」を策定するよう努めることも規定された。

2. 都市のエコ対策

(1) 都市の環境政策関連の条例・計画と国内法との関連

ここでは、都市における環境政策関連の条例・計画と国内法との関連を下表でみてみる。各都市では、国の環境基本法とこれに基づく環境基本計画を踏まえ、地域の自然的・社会的条件と整合性のある「環境基本条例」を制定し、同条例に基づく「環境基本計画」を策定し、様々な環境政策に取り組むところが多い。都市の環境政策の大きな動きとしては、深刻化する地球環境に対応すべく「環境基本計画」を改訂する動きが広まっている。この動きを加盟市アンケート調査でみると、「環境基本計画の策定・改訂」は72市、「地域推進計画（地球温暖化防止行動計画など）の策定・改訂」は48市が重点施策に掲げている。

また、環境省の「地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査結果」（平成19年12月1日現在）によると、「地球温暖化対策実行計画」については、全ての都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市で策定済。この他の市町村では753自治体が策定済み（策定率は約44%）となっている。さらに、「地球温暖化対策地域推進計画」については、全47都道府県、14政令指定都市、10中核市、14特例市で策定済。この他の市町村では69自治体が策定済（策定率は約4%）となっている。なお、同計画は「19年度中策定予定」が51団体、「20年度以降策定予定」が468団体となっており、今後、同計画を策定する団体が急増するものと予測されている。

環境行政に係る主な法律分野、条例、計画の制定（例示）

分 野	法 律（例）	条 例（例）	自治体計画の例
環 境 全 般	・環境基本法	・環境基本条例 ・生活環境の保全等に関する条例 ・公害防止条例・環境保全条例	・環境基本計画 ・公害防止計画
公 害	公 害	・大気汚染防止法	・大気環境負荷低減計画 ・窒素酸化物総量削減計画
	大 気 汚 染	・生活環境の保全等に関する条例 ・大気環境への環境負荷の低減に関する条例 ・屋外燃焼行為の防止に関する条例 ・大気汚染防止法に基づく排出基準を定める条例	
	水 質 汚 濁	・水質汚濁防止法 ・湖沼水質保全特別措置法 ・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律 ・下水道法 ・浄化槽法	・河川清流化計画 ・湖沼水質浄化計画 ・地下水保全計画
	土 壤 汚 染	・土壤汚染対策法 ・農用地の土壤の汚染防止等に関する法律	・土壤汚染防止計画

分 野	法 律 (例)	条 例 (例)	自治体計画の例
環境保全・資源活用	騒 音	・騒音規制法 ・道路交通法	・生活環境の保全等に関する条例 ・騒音防止条例 ・夜間花火規制条例 ・騒音規制法に基づき規制基準を定める条例
	振 動	・振動規制法 ・道路交通法	・生活環境の保全等に関する条例
	地盤沈下	・工業用水法 ・建築物用地下水の採取の規制に関する法律	・地下水の採取の適正化に関する条例
	悪 臭	・悪臭防止法	・生活環境の保全等に関する条例 ・悪臭公害防止条例
	公害防止組織	・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	—
	自動車公害	・自動車NO _x ・PM法 ・スパイクタイヤ粉じん発生防止に関する法律	・生活環境の保全等に関する条例 ・アイドリングストップ条例 ・ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出を抑制する条例 ・脱スパイクタイヤ推進条例
	紛争処理	・公害紛争処理法 ・公害健康被害の補償等に関する法律	・公害紛争処理条例 ・中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
化 学 物 質		・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律 ・特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 ・ダイオキシン類対策特別措置法 ・ボリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法	・生活環境の保全等に関する条例 ・ダイオキシン類規制条例 ・化学物質の適正な管理に関する指針
地 球 環 境		・地球温暖化対策の推進に関する法律 ・エネルギーの使用の合理化に関する法律 ・新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法 ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 ・特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律 ・特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律	・生活環境の保全等に関する条例 ・地球温暖化対策条例 ・エネルギー対策条例（省エネルギー・新エネルギー導入条例等）
環境影響評価		・環境影響評価法	・環境影響評価条例
自然保護・自然環境保全		・自然環境保全法 ・自然公園法 ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・自然再生推進法	・自然環境保全条例 ・自然公園条例 ・希少野生動植物の保護に関する条例 ・ホタル保護条例 ・雪割草保護条例 ・自然海浜保全条例
緑 化 推 進		・都市緑地保全法 ・生産緑地法 ・首都圏近郊緑地保全法	・緑化推進条例 ・緑を守り育てる条例 ・緑のまちづくり条例
循環型社会・廃棄物リサイクル		・循環型社会形成推進基本法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・容器包装に係る分別収集及	・循環型社会形成推進基本計画 ・廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・産業廃棄物の適正処理等に関する条例 ・県外廃棄物の搬入に係る事前協

分 野	法 律 (例)	条 例 (例)	自治体計画の例
	び再商品化の促進等に関する法律 •建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律 •食品循環資源の再生利用等に関する法律 •特定家庭用機器再商品化法 •使用済自動車の再資源化等に関する法律 •国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律	議等に関する条例 •空き缶等の散乱防止に関する条例 •ポイ捨て等防止条例 •環境美化の促進に関する条例	
美観・景観	•景観法 •都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 •屋外広告物法	•景観条例 •屋外広告物条例 •美しいまちづくり条例 •光害防止条例、サーチライト規制条例	・都市景観計画
史跡・文化財	•文化財保護法	•文化財保護条例	・文化財保護計画
環境教育・学習	•環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律	•環境学習の推進に関する条例 •環境学習センター条例、環境プラザ条例	・環境学習推進計画
土 地 利 用	•国土利用法 •都市計画法 •農地法、農業振興地域の整備に関する法律 •森林法	•土地利用調整条例 •宅地利用条例 •宅地開発事業の適正化に関する条例	・土地利用計画、都市マスタープラン

(図表・著書「自治体環境行政の最前線」宇都宮深志・田中充／編著 ぎょうせい より)

(2) 各都市のエコ対策に関する条例・計画など法体系を座談会発言から検証

平成 21 年 8 月 17 日に開催した「都市におけるエコ対策」に関する座談会において、都市のエコ対策の基本となる条例・計画など法体系について議論がなされた。以下の発言等から、各都市の条例・計画などをみてみる。

本研究会一の人口を有する大阪市は、平成 7 年に「大阪市環境基本条例」を制定し、翌 8 年に同条例に基づく「大阪市環境基本計画」を策定。15 年には、ヒートアイランド対策、地球温暖化防止などの今日的課題に対応するため、第 2 期環境基本計画を改訂している。また、同計画の期限が 22 年までであることから、市長の諮問機関である学識経験者や市民、市会議員、20 名で構成される「大阪市環境審議会」の答申を踏まえて、22 年中には中長期を計画期間とする「新大阪市環境計画」を策定する考えがある。さらに、地球温暖化対策に向けては、平成 14 年に「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」を策定。市民や事業者など全ての主体が自主的・積極的に省エネルギー等の活動を推進する取り組みを開拓している。

大阪市は、本市に集う人々の協働により、良好な都市の環境を守り、地域環境の保全に貢献していくため、平成 7 年に環境行政の根本条例となる「大阪市環境基本条例」を制定。そして、翌 8 年には条例第 8 条に基づき、市民が、安全で、健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保を目的として、市域における環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的に推進するた

め、本市環境行政のマスタープランである「大阪市環境基本計画」を定めました。平成 15 年には、ヒートアイランド対策、地球温暖化防止などの今日的な環境上の課題に対応するため、第 2 期大阪市環境基本計画を改正しました。なお、本市は、この計画に基づき、市民や事業者との協働のもと、総力を挙げて公害の防止や環境負荷の低減、地球環境の保全などの取り組みや行動を積極的に推進し、環境先進都市大阪の実現に向けて取り組んでまいりました。

現行の第 2 期大阪市環境基本計画の期間が平成 22 年度までとなっていますから、平成 21 年 1 月に大阪市環境審議会に大阪市環境基本計画の改定などについて諮問しまして、ご論議いただいています。今後の予定に答申を踏まえて、平成 22 年度中には、中長期を計画期間とする新大阪環境基本計画を策定したいと考えております。その中に、大阪市環境基本条例第 8 条、「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めるとする」とあります。大阪市環境審議会は、環境保全に対しての重要項目を調査審議する大阪市長の諮問機関で、現在は、学識経験者、公募により選定した市民代表、市会議員の代表、20 人の委員で構成されております。(後掲・大阪市会議長 舟戸良裕氏 座談会発言より)

鹿児島市も環境基本条例を制定し、これに基づく「鹿児島市環境基本計画」を策定。同計画では、地域のみならず、地球環境まで視野に入れた、環境負荷の少ない循環型の快適環境都市づくりを進めることとしている。また、地球温暖化対策に向ても、「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」を平成 18 年度に策定している。

鹿児島市の環境をより良くして、将来世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するためのよりどころとなる条例として、昭和 48 年度に、「鹿児島市民の環境をよくする条例」を制定しました。平成 16 年度にはその条例を全面改正した「鹿児島市環境基本条例」を施行しております。この条例は、市、事業者及び市民が共通に認識すべき基本理念を定め、各主体の責務を明らかにするとともに、本市の環境施策の基本となる事項を定めています。また、本市の自然的、社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めております。

条例に基づいて策定した「鹿児島市環境基本計画」では、水環境やごみ問題などの地域の環境から、地球環境まで視野に入れ、本市の自然や社会環境などの特性に配慮し、環境負荷の少ない循環型の快適環境都市づくりを総合的、計画的に進めることとしております。

また、環境基本計画に掲げる地球温暖化対策の具体的な行動プランとして、温室効果ガス排出量の削減目標や、その目標達成に向けた施策等を掲げた「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」を平成 18 年度に策定しております。平成 23 年度における温室効果ガス総排出量を平成 2 年度に比べ 8% 削減する目標を立てております。なお、これらの計画の最上位となるのは、地方自治法に基づき策定している第四次鹿児島市総合計画であり、この中の基本目標の一つに「人と自然にやさしい快適なまち」を掲げ、環境対策に取り組んでいるところでございます。このほか、地球環境問題への対応やエネルギー供給の安定的な確保対策の一環として、本市における新エネルギー導入の基本指針となる「鹿児島市地域新エネルギービジョン」を平成 14 年度に策定しております。(後掲・鹿児島市議会議長 上門秀彦氏 座談会発言より)

相模原市は、平成 22 年 4 月 1 日の政令指定都市移行を目指し、新しい総合計画を策定しているところである。また、これを踏まえた基本計画、実施計画も策定中にある。同市は、津久井地域などとの合併により、環境情勢は大きく変化しており、地球温暖化対策という新しい課題を含めて「環境基本計画」を大幅に見直し、改訂することとしている。また、地球温暖化に係る条例化も検討されている。

相模原市では、現在、本市の豊かな自然と都市機能を活かし、政令指定都市としての自立したまちづくりを実現するため、新しい総合計画の策定中でありますと、平成 22 年 4 月にスタートするということで、これが最上位の計画になっております。このことについては、昨年の 6 月定例会において政令指定都市としての新しい相模原市の都市像を描いた基本構想を議決しております。この基本構想は、豊かな自然と都市機能を併せ持ち、自立したまちづくりを実現するため、本市が目指す 20 年後の都市の姿を示したもので、5 つの基本目標のうち、環境に関わる目標として「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げています。それを踏まえまして、現在、基本計画及び実施計画を策定中でありますと、平成 22 年 4 月から新しい総合計画のもとでまちづくりをスタートするものであります。なお、去る 7 月 30 日には、総合計画審議会から基本計画の素案について、答申があったと聞いております。併せて、環境面から具体化する部門別計画についても、平成 13 年 3 月に策定した現計画であります「環境基本計画」について、津久井地域との合併あるいは地球温暖化という新しい課題への対応も含めまして、総合的な施策体系の大幅な見直しということで、改訂作業を進めております。その中でも一番ポイントとなるのは、やはり市民、事業者、行政の責任と役割をきちんと明確にしていくこととして、パートナーシップの視点に立った環境づくりにむけた取り組みをどう組み入れていくかが課題かなと思っています。

それから、先程触れさせていただいた地球温暖化対策実行計画の策定は、国のモデル都市になっておりますから、環境省にいろいろと連携・指導をいただきながらきっちりとした計画になっていくと思いますが、これは、アクションプラン、または行動計画という位置づけになっていくのだろうと思っております。これによりまして、総合計画の基本構想の基本目標を柱に、基本計画、実施計画そして地球温暖化対策実行計画へと体系化させ、平成 22 年 4 月からの確実なスタートをしようと進めているところであります。さらに、現在、環境に関わる基本的な指針については「環境基本条例」があるわけですが、改訂する環境基本計画及び新たに策定する地球温暖化対策実行計画をより実効性あるものにしようという機運の中から、地球温暖化対策に係る条例化について検討しており、政令指定都市への移行及び基本計画、総合計画がスタートする平成 22 年度を目指しながら準備が進められているということも聞いております。その検討の中では、「環境基本計画」と同様、市民、事業者、行政のそれぞれの責務、あるいは本市の特性を踏まえた内容を盛り込んでいく方向で進められるとのことであります。(後掲・相模原市議会議長 岸浪孝志氏 座談会発言より)

3. 市議会のエコ対策

行政に対する市議会の位置づけという別の視点からエコ対策を考える。市議会の取り組みについては事例と同時に今後は、法制面における議会が果たす役割について、積極的に考える必要がある。単に行政への監視機能だけでなく、自ら条例を提案しエコ対策に貢献することが出来るのかどうか、大事な試金石である。

ここでは、今日の環境問題と正面から向き合い、市議会がどのような取り組みを展開しているのか、加盟市アンケート調査結果を中心に検証する。

(1) 議員研修会、常任委員会での審議、議員連盟の活動、子ども議会など様々なエコ対策の取り組みを市議会で展開

市議会ではどのようなエコ対策の取り組みが実施されているのか、加盟市アンケート調査結果（後掲）でみてみる。同アンケート調査では、市議会における過去5年間（平成16年1月1日以降）で実施している若しくは実施したエコ対策の取り組みを調査している。それによると、回答は46市より69取り組みで分野別に区分すると下表のとおり。市議会において、エコ対策に向けた様々な取り組みが展開されている。

分 野	市 数	開催数
1. 議員研修会・勉強会など（会派単位を含む）	7	13
2. 常任委員会における調査・研究	4	—
3. 議員連盟の活動	2	—
4. 子ども議会	2	7
5. 省エネ対策（1）クールビズの実施など	35	—
（2）ウォームビズの実施	1	—
（3）エコ通勤・ノーマイカーデー	2	—
（4）議会廊下の消灯	1	—
（5）本庁舎におけるISO14001の取り組みへの協力	1	—
（6）議長公用車への低公害車導入	1	—
6. 省資源対策（1）マイはし使用	2	—
（2）PR用のマイはしの配布	1	—
（3）マイふろしき	1	—
（4）封筒の再利用	1	—
（5）市当局から電子メールによる資料提供	1	—

①エコ対策に関する「議員研修会」・「勉強会」（会派単位を含む）の開催など

「議員研修会」・「勉強会」を開催しているのは 7 市で開催数は 13 回。

ここでは、学識経験者を招き講演会を実施する例が多い。そこで、事例をみると、横須賀市議会では、2 回の議員研修会において、元内閣府原子力委員会委員の竹内哲夫氏より「地球の温暖化と今後のエネルギー問題について」、また、本研究会の第 89 回総会講演及び座談会にも出席された（有）イーズ代表取締役の枝廣淳子氏による「地球から考える地球環境～市民及び行政が取り組むべきこと～」の講演がそれぞれ実施されている。

静岡市議会では、名古屋大学大学院教授（当時、現・中部大学教授）の武田邦彦氏より「ごみ減量対策にリサイクルは不要」と題した講演が行われた。

一宮市議会では、科学ジャーナリストの中村政雄氏より「地球環境とエネルギーについて」の講演が行われた。

豊田市議会では、立正大学教授・日本福祉大学客員教授の富山和子氏による「水と緑の國、日本」と題した講演、トヨタ自動車（株）バイオ緑化事業部部長の築島幸三郎氏による「トヨタのバイオ・緑化事業」と題した講演が行われている。

鹿児島市議会では、鹿児島市環境アドバイザー、国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問の末吉竹二郎氏より「地球環境からみた 21 世紀の地方自治のあり方」と題した講演が行われている。

また、静岡市議会では、「静岡市の地域特性を生かしたごみ対策とは」をテーマにパネルディスカッション、「包装容器削減への取り組み」をテーマに環境フォーラムが開催されている。

②常任委員会においてエコ対策を調査研究など

常任委員会においてエコ対策を調査研究しているのは 4 市。

函館市議会の民生常任委員会では、地球温暖化防止に向けた取り組みについての所管事務調査が実施されている。

吳市議会の民生交通委員会では、「ごみの減量化」、「循環型社会の推進」などについて調査活動が行われた。

高松市議会の経済環境常任委員会では、「温室効果ガス排出量削減への取り組み」についての所管事務調査が実施されている。

松山市議会の環境下水委員会では、「生ごみ循環型リサイクル」を閉会中の調査・研究テーマに掲げ、委員会を開催した結果、理事者に「生ごみの発生・排

出抑制を推進すること」「幅広い連携を図るとともに、公共施設での生ごみリサイクルシステムを整備すること」「生ごみリサイクル推進体制を整備すること」「生ごみリサイクルモデル事業を検証・発展させること」の4点の提言を行っている。

③議員連盟による活動

「議員連盟」による活動は2市。本研究会が現地調査した旭川市議会では、議員36名のうち34名で組織する「森林・林業・林産業活性化推進議員連盟」が森林・林業・林産業に関わる施策の充実を図り、経済の活性化と市民生活の向上に資することを目的に様々な活動を展開している。なかでも、製材工場及び木質バイオマス燃料ボイラーを使用しているクリーニング工場など先進的な木材を活用した省エネに取り組む工場を現地調査。また、国に対しては、国有林の管理運営に関する基本計画（案）の公告・縦覧に関わる要望書を農林水産大臣に提出した。同議員連盟では、大切な森林を次世代の子どもたちに受け継ぎ、豊かな生活そして人生を送ってほしいと活動を続けている。（詳細は後掲・旭川市現地調査結果）

静岡市議会では、「静政会自転車利用促進議員連盟」が自転車のまちとして市民の自転車への積極的な利用促進による温室効果ガス削減等を目指し、実際に自転車に乗り、市街地の重点地区を現地視察した。これにより、交通環境の問題点の解決に向け会派内で検討し、市当局への提言を行っている。

④「子ども議会」の開催

環境をテーマにした「子ども議会」の開催は2市で開催数は7回。大阪市会が5回、札幌市議会が2回開催している。

ここでは、大阪市会が子どもたちと地道に長年にわたり続けている「おおさか 子ども市会」の事例をみてみる。大阪市会では、次代を担う子どもたちが、本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的として、平成9年度から小学校市会と中学生市会を隔年交代で教育委員会との共催により実施している。議題については、メインテーマを提示した上で子ども達からテーマを募り決定後、子ども議員を募集し、委員会ごとに話し合っている。平成16年から平成20年までの取り組みは次表のとおり。（詳細は後掲・加盟市アンケート調査結果）

区分	開催日	主な提案
中学生市会	16. 8. 25	温暖化に関する意見発表があり、CO ₂ を減らすため、公共施設の屋上への「太陽電池パネル」の設置や公共施設やマンションの屋上や道路に木々を植えたり、公園を作るなどの提案があった。
小学生市会	17. 8. 26	リサイクルに関する意見発表があり、市内各地でイベントや学習会を行い、リサイクルのアイデアの紹介やコンテスト・フリーマーケットの開催やごみの分別収集についての提案があった。
中学生市会	18. 8. 24	大気汚染、水質汚染に関する意見発表があり、低公害車の普及や歩きタバコを禁止する条例の策定、川底の機械による掃除、道路・公園・学校の周りをみんなで掃除するなどの提案があった。
小学生市会	19. 8. 10	「エコ」に関する意見発表があり、大阪市オリジナルエコバックの作成や学校で学習ゲームやビデオを使ってエコを学習し、省エネの仕方や地球温暖化を防ぐ方法を自分で考えながら身に付けていくといった提案があった。
中学生市会	20. 8. 20	温暖化の防止やごみ削減の取組に関する意見発表があり、緑化運動の推進や市民へのエコバックの配布、ごみ箱の新設、CMなどによるごみ削減のアピール活動、廃食油の市バス燃料へのリサイクルなどの提案があった。



「おおかか 子ども市会」の模様

⑤議会の「省エネ・省資源対策」

また、議会の省エネ対策として、最も多いのは「クールビズの実施」で 35 市。また、松山市議会における冬季の「ウォームビズ」もみられる。このほか、四日市市議会及び岡崎市議会における「エコ通勤・ノーマイカーデーの実施」、倉敷市議会における「議会廊下の消灯」、京都市会における「本庁舎における IS014001 の取り組みへの協力」、旭川市議会における「議長公用車への低公害車導入」などの取組がある。

省資源対策としては、岡崎市議会及び宇都宮市議会における「マイはし使用」、宇都宮市議会における「PR 用のマイはしの配布」及び「マイふろしき」、越谷市議会における「封筒の再利用」、神戸市議会における「市当局からの電子メールによる資料提供」などの取り組みがある。

（2）エコ対策関連を審議する特別委員会の設置

加盟市アンケート調査では、過去 5 年間（平成 16 年 1 月 1 日以降）で設置している若しくは設置していた環境・地球温暖化・交通・公共交通・自然エネルギー導入・省エネなどエコ対策関連を審議する特別委員会を調べた。その結果、24 市より 36 特別委員会の設置があった。36 特別委員会を審議内容について分野別でみると、下表のとおり。（複数回答）

1. 低炭素社会関連 (23 特別委員会)	(1) 交通・公共交通等対策 (12 特別委員会)
	(2) 地球温暖化対策 (11 特別委員会)
2. 循環型社会関連 (6 特別委員会)	(1) ごみ減量化・リサイクル推進 (3 特別委員会)
	(2) その他 (3 特別委員会)
3. 自然共生社会関連 (6 特別委員会)	(1) 緑化等対策 (4 特別委員会)
	(2) その他 (2 特別委員会)
4. その他 (まちづくり対策、生活環境保全など) (14 特別委員会)	

（3）議員若しくは委員会提案によるエコ対策関連の政策的条例の制定

加盟市アンケート調査結果によれば、地方自治法第 96 条第 2 項に基づき「環境基本計画」、「環境都市宣言」などエコ対策関連の計画・都市宣言等を議決事件に追加している条例を制定しているのは、仙台市の議員提案「仙台市議会の議決事件に関する条例（平成 16 年 3 月 19 日可決）」で、「仙台市環境基本計画」を議決事件に追加している。

また、エコ対策関連の計画・都市宣言等を議会の議決と定めている条例は、所沢市の「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例（平成 9 年 3 月 26 日可決）」がある。同条例では、産業廃棄物処理業計画書に係る意見を求めるについて定められている。

エコ対策関連の政策的条例の制定では、前述の所沢市の議員提案「ダイオキシンを少なくし所沢にきれいな空気を取り戻すための条例（平成 9 年 3 月 26 日可決）」と福岡市の「人に優しく安全で快適なまち福岡をつくる条例（平成 14 年 12 月 18 日可決）」がある。

（4）エコ対策関連の意見書・決議の議決

議会はエコ対策関連の意思を表明するため、地方自治法 99 条に基づき国会や政府・関係機関に意見書を提出している。

加盟市アンケート調査結果によると、過去 3 年間（平成 18 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月）で可決したエコ対策関連の意見書は 58 市/89 市より 185 件。185 件を分野別に区分すると、「1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連」が圧倒的に多く 147 件（地球温暖化対策の強化、クールアース・デーの創設、太陽光発電システムのさらなる普及促進など）。次いで「2. 循環型社会関連」の 24 件（携帯電話リサイクルの推進、容器包装リサイクル法の見直しなど）、「3. 自然共生社会関連」の 6 件（緑地の保全・創出など）、「4. 環境税関連」の 4 件（森林環境税の導入など）、「5. その他」の 4 件の順となっている。

また、エコ対策関連について全国市議会議長会に各市議会から任意で寄せられた意見書・決議の最近の議決状況をみると、「気候保護法（仮称）」の制定を求める意見書等が 70 件（平成 21 年 8 月末現在）に上り急増している。この背景には、京都議定書の第 1 約束期間が 2008 年に始まったが、日本の対策が遅々として進まず、温室効果ガスの排出量が基準年の 1990 年に対して削減どころか増加している状況を鑑み、日本が確実に低炭素社会を構築するため、中・長期的削減数値目標を設定し、この実効効果を高めるための法整備として、「気候保護法（仮称）」の制定を求めている声が高まったことがある。意見書の中身をみると、特に京都議定書の 6% 削減目標を守り、2020 年には 1990 年比で 30%、2050 年には 1990 年比で 80% といった大幅な排出削減経路を法律に掲げることが必要であると訴えるものもある。また、温室効果ガス排出量削減目標の達成のための経済的仕組みや、再生可能エネルギー導入のインセンティブとなるような固定価格買取制度の構築などといった明確な上での温室効果ガス排出削減政策を

早急に打ち出すことが喫緊の課題であるとして、国に対し「気候保護法（仮称）」の制定を求める声が多い。

（5）全国市議会議長会における取り組み

今日の環境問題については、全国市議会議長会の常任委員会や協議会においても広範に亘る対策を要望書にまとめ、所管の関係省庁等に対し、実行運動を展開している。そこで、主な要望内容をみてみる。

地方財政委員会では「環境税の地方税としての導入」を、社会文教委員会では環境保全施策として「地球温暖化対策」や「廃棄物処理対策」の推進をはじめ、「容器包装リサイクル制度」や「家電リサイクル制度」の充実などを求めている。

また、産業経済委員会では「地球温暖化対策」として、国内の二酸化炭素吸収源として第一に森林整備を位置づけることと、その支援を要望。「資源エネルギー対策」では、「新エネルギー」に関し、国産バイオ燃料の生産拡大に向けた取組や木質バイオ燃料の利活用の推進、太陽光や風力発電への導入支援の拡充強化を、「省エネルギー」への取り組みについては、中小企業への省エネルギー機器購入時の補助拡大等を求めている。このほか、原子力発電施設の安全・防災対策も掲げている。

建設運輸委員会では、高速道路の通行無料化に関し、環境への負荷及び公共交通体系全体への悪影響を懸念し、その対応にあたり慎重な対応を要望。また、循環型社会の実現に向け港湾を核にした静脈物流システムの構築や廃棄物海面処理処分場の整備促進を求めている。このほか、都市公園等の整備促進や自然災害対策の推進も要望。

全国公営交通事業都市議長会（20 市の市議会議長で構成）では、ノンステップバスの普及促進に資する「公共交通移動円滑化事業」や「低公害車普及促進対策事業」の所要額確保をはじめ、バリアフリーや環境にも優しい交通体系の構築を促進する観点から、「LRT システム整備費補助制度」の拡充と所要額の確保を要望。さらに、道路交通環境の整備については、PTPS（公共交通車両優先システム）の構築や、路面電車の軌道敷地内への車の乗り入れの更なる規制強化、自動車交通量の抑制や自家用車から公共交通への転換を促す「交通需要マネジメント施策」の積極的な推進などを求めている。

市議会は意見書の採択により、国会、政府等の関係機関にエコ対策のさらなる充実を求めていくべきである。さらに、全国市議会議長会に置く常任委員会

や協議会との連携のもと、エコ対策に関する要望活動を国に対し精力的に行つてていくことも必要と考えられる。

国は、これらの市議会の声を的確かつ重く捉え、制度や法律の見直しに着手していく必要がある。

4. 世界のエコ対策

ここでは、世界のエコ対策の先進的若しくは特色のある取り組みを紹介するが、環境先進国であるスウェーデン、ドイツに焦点を充てた。両国民の環境貢献への意識は高い。再生可能エネルギーを活用した環境配慮型の住宅をはじめとする施設を配した豊かな自然環境の中でのライフスタイルを求める国民が多いのだ。そこには、温室効果ガスを排出しないという環境への熱い思いと豊かな自然と共生するライフスタイルを体現したいという強い思いがある。これも両国がこれまで進めてきたエコ対策が「環境と経済の好循環」のみならず、社会的側面にも視野を置いてきたことにあろう。両国と日本では政治的・地理的・社会的にも条件が全く異なるため、エコ対策の進め方は一律に語ることはできない。それゆえ、両国から学ぶべき点に絞って検証した。

また、世界の動きの中から、太陽光発電の今後の一考察を掲げた。世界では、太陽光発電など再生可能エネルギーの普及に力を注いでいるが、コストや財源の問題など課題も多い。化石燃料が将来、枯渇することも予測されていることを考えれば、果たして再生可能エネルギーで世界のエネルギーを賄えるのか。とかく安全性が問題視されている原子力発電だが、その秘めたる可能性は実は高い。日本の今日の温室効果ガス排出量が増加した原因も原子力発電事故によるところが大きいのである。だからといって、再生可能エネルギーを諦めてもよいというのではなく、できるかぎりこの分野での電力供給を高めることが人類に課せられた義務であることを認識しなくてはならない。そこで、太陽光発電の世界の動向をみて、ここに今後の太陽光発電の一考察を掲げたのである。

(1) スウェーデンのエコビレッジの事例

環境問題への取り組みという点で、スウェーデンはいま世界の最先端を行くと言われている。そのスウェーデンでは、究極の環境配慮型都市コミュニティ「エコビレッジ」が試されている。それは、いわば「ビオトープ^(*)」の中で、「LOHAS^(*)」の価値観やライフスタイルを体現するというコンセプトだ。スウェーデンの豊かな自然環境、シラカバや草花に囲まれた地域の中に風情豊かな住居が佇んでいる。その住居にも様々な工夫が凝らされている。当然、屋根にはソーラーパネルが設置され、電気は自家発電である。日照時間の少ない冬季には、そのコミュニティに設立された発電所が各家庭に電力を供給している。この発電所もバイオマス発電という念の入れようだ。

- ※ ビオトープ…もともとビオトープという言葉はギリシャ語に由来するが、直接的には「ビオ」(生き物) + 「トープ」(住むところ) という現代ドイツ語の造語である。人間の生活空間の中に、動植物がバランスよく同居する空間を人為的に取り戻そうというコンセプトである。
- ※ LOHAS (Lifestyle of Health and Sustainability)…健康と環境、持続可能な社会生活を重視するライフスタイルという意味である。

エコビレッジに住みたいというスウェーデン市民・生活者の願いは強烈である。それを実現させた建築家や行政も賞賛されてよいであろう。それが商業的ではないという意味でも高く評価すべきである。日本のように、やや「LOHAS」という定義に置き換えるような、商業的「LOHAS」とは少し意味合いが違う。スウェーデンの方がより本質を突いたものである。

そこには CO₂ を排出しないという徹底した環境意識があり、それを体現したライフスタイルが実現している。そのライフスタイルを享受しながら、環境貢献もしているという満足感に満ちているのである。「美しい地球を後世に伝えたい」という思いは、当然のごとく自分達の義務感を伴ってのものだ。質の高い喜びである。このようなライフスタイルは一朝一夕には浸透しない。そこに至るまでのスウェーデンの環境政策・環境学習の積み上げの結果であり、歴史が培ってきた価値観なのである。



大橋照枝『ヨーロッパ環境都市のヒューマンウェア』、学芸出版社、2007年、P57。写真提供：大橋照枝氏

「エコビレッジ」は、スウェーデン全土の 22箇所に広がる。このうち、ストックホルムの中心からわずか 5 km にあるのが、スウェーデンの 13 番目のエコビレッジ「ウンデルステンスホイデン」(写真)。面積は 3 万 5,000 m² に 44 戸、167 人が住む。1990 年にプロジェクトを立ち上げ、プロジェクトの進行では、ストックホルム市職員が貢献した。土地はストックホルム市から借りたことから、一軒約 1,500 万円で分譲された。1995 年に完成し、1996 年に完了している。(参考・大橋照枝『ヨーロッパ環境都市のヒューマンウェア』、学芸出版社、2007 年、P56～65)

日本でこのような意識を持つ事はまだ浸透していないかもしれないが、(株)

イースクエア「日米合同 LOHAS 消費者調査 2005」によると、日本の LOHAS 的な価値観を持つ国民の割合は 29%に上る。今後の環境政策及び環境意識の高まりによっては、個人のライフスタイルに当然反映されてくるであろう。自然豊かな環境で生活したいという文化はもともと日本にもあったのだし、今も根強い。人口が多く、政治的・社会的にも環境が全く異なる日本では、スウェーデンのレベルにまで到達するのは時間が掛かるかもしれないが、今からでも環境意識の高まりをもってすれば、実現可能な領域にあることは確かである。そのため国、自治体及び市民が協働して、その体制を作り上げていくのである。

これまで、幸せのためにには GDP が必要だと。だから、GDP を最大化することを社会経済の目的としてやってきました。でも、今は、色々な調査を見ても、1人当たりの GDP は伸びても、幸せは減っているのがだんだん明らかになっています。そのときに、GDP ではなく、本当の幸せを中心とした社会づくりが必要だと思っています。

そのために、「ダブル・デカップリング」の考え方方が大事だと思っています。デカップリングとは、これまでくっついていたものを離すことです。カップリングは2つをくっつけることです。ダブルと言うからには2つのですが、最初のデカップリングが必要なのは GDP と CO₂、このデカップリングです。GDP を増やそうと思うと、これまでもれなく CO₂ も増えています。それが、技術力とかいろいろな工夫で GDP を増やしても CO₂ は減らせる時代になってきました。例えば、スウェーデンの GDP は 90 年から 2005 年の間 44% 増やしているけど、温室効果ガスは 9% 減らしています。なので、このデカップリングは可能です。残念ながら、日本ではまだできません。その次に必要になる第2のデカップリングは、幸せと GDP のデカップリングだと思います。

(後掲・枝廣淳子氏 座談会発言より)

(2) ドイツ・環境首都フライブルク市の太陽光発電の事例

ドイツのフライブルク市（人口約 21 万人）は「環境首都」と称される都市である。

そのきっかけとなったのが、1970 年代にフライブルク近郊の町ヴィールに原発を建設する計画をドイツ政府が打ち出したことにある。フライブルクの学生が中心となる環境グループが反対運動を起こし、農民や他の環境グループのメンバーも加わって、市民反対運動にまで広がり、原発建設を中止させた。いわば、市民の思いが国を動かしたのである。

そして 1986 年には、フライブルク市議会が原子力発電からの脱却を決議し、省エネ、効率化、太陽光発電を柱とする「エネルギーコンセプト」を打ち出した。原発を導入せずに CO₂ を減らすには、再生可能エネルギーを拡大するしかない。そこで、フライブルク市では再生可能エネルギーを拡大すべく様々なプロジェクトを進めているのである。

まず挙げられるのが「ソーラー団地」の開発。ソーラー団地に住む全個人住宅の屋根にソーラーセルを取り付け、消費電力を上回る電力を生み出している（写真）。また、中世の古い建物を購入して「エコ住宅」に改築。住む人には補助がなされている。フライブルクに中世風の街並みが今に残るゆえんである。次に、創意工夫を凝らした取り組みが、フライブルクに



フライブルク市の「プラスエネルギー・ハウス」の住宅群（写真・松山市提供）

ある独プロサッカーリーグ「ブンデスリーガ」の一部で活躍する「SC フライブルク」のホームスタジアムであるドライザムスタジアムへのソーラーパネル設置である。年間 56 万 kW 時の電力を発電している。このソーラーパネルには、パネル一区画ごとに株主を募るというユニークな試みが行われている。このほか、会社、工場、スーパー、ホテルなど大規模な建物の屋根に太陽光発電設備を設置した結果、フライブルク市の年間ソーラー発電量は 200 万 kW 時となっている。（参考・大橋照枝『ヨーロッパ環境都市のヒューマンウェア』、学芸出版社、2007 年、P155～157）

フライブルク市民には、CO₂を排出しないという徹底したライフスタイルが根付いており、日々の生活に使う電力の発電源には、電気料金は原子力・火力発電による電力よりも高めであるが、太陽光や水力、バイオマスなど再生可能エネルギーにより発電された電力を約 1 万世帯がこれを利用している。

当然のことながら、そこには、フライブルク市民の原子力には頼らないという熱い思いがある。確かに、原子力発電は、その安全性が担保されない限り、市民の反発は免れないだろう。次の（3）では、ドイツにおいて再生可能エネルギーが飛躍して普及した仕組み等を掲げるとともに、太陽光発電の世界の動きなどから、今一度、再生可能エネルギーの普及について考えてみることとした。というのは、今日の環境問題への世界の動きが激変しているのである。

(3) 太陽光発電の今後についての一考察

「世界を驚かせたドイツの再生エネルギー法」

ドイツでは 2000 年に「再生可能エネルギーの優先のための法律」（通称「再生可能エネルギー法」）が制定された。わずか 12 条からなるこの小さな法律がその後世界を驚かせることになる。

この法律は太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーと坑内ガスによって発電した電力について、送電網を所有する配電事業者に法律で定める価格以上で買取を義務付けるものであるが、従前の電力引取法とは異なり、法律が定めた固定価格による買取を義務付けるとともに、建設・操業コストや金利負担などの総コストを回収できる金額に買取価格を設定した点に最大の特徴があった。こうした価格による買取を原則として 20 年間継続することが法律によって義務付けられたことで、再生可能エネルギー施設における投資リスクは大幅に低減し、資金の借入も容易になった。同時に、ドイツ政府はドイツ復興銀行などによる低利の融資制度を整備し、再生可能エネルギーの分野に民間の資金が回る条件を整えた。（浅岡美恵『世界の地球温暖化対策』学芸出版社、2007 年、P68～69）

この法律によれば、ある程度資金力のある企業や個人はこぞってこの再生可能エネルギーの製造設備に投資出来、しかも投資資金回収計画がいとも簡単に組めるので、一斉にこの分野への投資が殺到した。一般的には 20 年継続で買取るモデルの中で、設備投資資金の回



写真・「ドイツの実情」WEB サイト
(<http://www.tatsachen-ueber-deutschland.de/jp/home1.html>) より転載

収は 7 年～8 年といわれており、一旦投資金額を回収してしまえば、あとは自動的に利益を生み出すいわゆる「お札を印刷する機械に」に成り代わるのである。

これがドイツから周辺の国々に波及し、欧州は空前の再生可能エネルギーームになつた。

しかし、これは再生可能エネルギーが真にコスト競争力を備えた産業になる

までは、税金でそれを保護するものに構造的には変わりなく、20年継続したあとの破綻は目に見えている。それまでに再生可能エネルギーによる電力価格が現在の電気料金と遜色なく戦える価格に下がっていないことには破綻するモデルなのである。

しかし現実にはその破綻が20年を待つ前に起きてしまった。いわゆるバブル景気がはじけてしまったのだ。ドイツ政府はこの法律によって投資家が殺到した際、国内の失業問題対策を抱き合わせた。すなわち雇用促進のための工場建設に積極的な補助金をあげ、融資条件も大幅に緩和した。その結果、旧東ドイツには巨大な工場が林立することとなり一瞬失業率は回復したのであるが、あふれる資金供給が放漫経営を助長し、世界的に戦えなくなってきたというのが現実である。例えば太陽光発電の現状は、シリコン系太陽パネルの発電効率が良いので、今までシリコン系に重点投資してきたが、一時シリコンの供給が間に合わなくなり、価格が急騰し結果的に電力発生のコストも高騰してしまった。それに反して、日本や米国で研究している薄膜系の太陽パネルシリコンを極端に少なくしたモデルが台頭し、この電力効率が悪くとも、コストではるかに優位な薄膜系が伸びてきたのである。現在日本では大手有力企業がこの分野に集中的に投資している。この薄膜の価格に引っ張られる形でシリコン太陽パネルの値崩れが起きたために、欧州系や中国系のソーラー企業が苦境に追い込まれている。とぶ鳥を落とす勢いだった世界No1の業績を誇っていた独有力企業もこここのところ急激に業績が悪化し、人員削減、生産調整に追い込まれている。その恐怖が業界全体に広がってしまったのである。

日本の企業の基本的考え方には、太陽光発電が普及するには、今の生産コストを半減もしくは $1/3$ にする必要があり、そこまで下げない限り市場は立ち上がらない。ドイツのように政府の補助金が無い限り、事業採算性の立たない分野なのである。それゆえ、日本企業は徹底的に製造コストを見直し、従来の太陽光パネル生産設備の費用を極限まで削減し最終製品である太陽光パネルの売価半減にまい進している。こうなると欧州勢が誇っていた、キャデラッククラスの製造設備を購入する企業はいまや激減し、こうした廉価な設備技術ノウハウで補完する企業その独自の生産プロセスで競合する時代となっていくのである。今まで資金力がある企業が勝つと信じられていた業界もここに来て一変しているのだ。

現在ドイツでは世界的に注目されている環境首都フライブルク、ミュンスター、カールスルーエ等々有名な環境都市が目白押しであり、すべて上手く行っ

ているように報じられているが、結局は電力発生のコストが決め手になる事は必至で、現在のように高止まりしている限りは税金補填のモデルであることに変わりなく、しばらく様子を見て判断すべきと思われる。むしろ、究極の CO₂ 削減のモデルは原子力発電であると言い切っているフランスの方に勝ち目があるかもしれない。ドイツでは一時、脱原子力発電が宣言され、今後全て閉鎖していくように考えられてきたが、再生可能エネルギーだけで電力需要を賄え切れるものではないことは明らかである。いまの政策は見直されているはずだ。

さて日本では今後どのようになるか、これを占うにはやはり電力の生産コストをどのくらい安く出来るかに掛かっている。一説によれば大手有力企業では自ら製造した薄膜型太陽光パネルで電力プラント建設を計画していると聞く。こうなると寡占化されて来た電力業界に殴り込みを掛けるわけで、今後電気自動車などが普及してくれれば、当然他社の参入を招き、電気料金は激烈な価格競争に陥る場合も考えられる。そうした中、自然に大きく左右されるのが自然エネルギーで、その弱点は、まさに太陽が出ていない一日の半分は全く寄与しないわけであるので、ここをよく考えなければならない。低炭素社会の構築を目指すのであれば、原子力発電の可能性を論じることは無視できない。とかく安全性が問題視されている原子力発電だが、その秘めたる可能性は実に大きいものがある。しかし、日本人には原子力発電に対するアレルギーは強い。もちろん世界で唯一の被爆国であるからだ。逆にこの意識を永遠に持ち続け、人類平和のための基軸とすればよい。

一方、原子力発電と常にセットで考えられているのが原子力兵器なのだ。ここではその議論は置くとして、人類が究極のエコ社会を実現するためには、武器使用につながらない原子力の有効利用が必要なのである。この二律背反的な構図を実現できるのが唯一日本なのだ。但し、だからといって再生可能エネルギーを諦めても良いということではなく、できるかぎりこの分野での電力供給を高めることが人類に課せられた義務であること。税金投入無く自立自活していけるだけの産業が育たなければならないということなのである。

V. 提言～地域の力で美しい地球を後世へ～

ここでは、これまでの検証に基づき、深刻な状況にある今日の環境問題を克服し、この美しい地球を後世へ伝えるために都市・市議会は何をすべきか提言する。

本調査報告書で提言したい内容は下記の項目である。まずは全体像を捉えていただくために下記に列挙した。本調査報告書の独自性を担保し、尚且つ大きな動きや継続した取り組みにつなげるために考察したものである。それぞれに異論はあるかもしれないが、今回は敢えて大胆な提言を盛り込むことで、関係者の関心を更に高め活発な議論の展開を期待している。

1. 後世のために都市は何をすべきか

- (1) 都市及び市議会は国レベルを凌駕する環境施策の取り組みを
- (2) 市民等との協働によるエコ対策を
- (3) 都市の枠組みを越えた連携・協力しあう体制づくりを
- (4) CO₂削減に努める人が得をする仕組みをもつ炭素税の導入の検討を
- (5) 持続可能な社会に向け政策統合の実現を～コンパクトシティへの転換～
- (6) 年最低1回は学識経験者等を招いた講演会などの開催を
- (7) 都市は少なくとも年1回は世界の環境先進都市に調査団の派遣を
- (8) クオリティ・オブ・ライフの実現を
- (9) トランジションタウンに向けた取り組みを

2. 後世のために市議会は何をすべきか

- (1) バックキャスティングの考え方方に立ち戦略的な法制化を
- (2) 議会基本条例等にも環境に配慮した表現の検討を
- (3) 「都市におけるエコ対策」の関連議案の十分な審議を
- (4) 環境政策に関する条例を議員立法で制定を
- (5) 特別委員会の設置により環境問題の解決策の提言を
- (6) 「都市におけるエコ対策」の輪を広げるため議員連盟の活動を
- (7) 環境行政に関する市議会と市民との公開討論会の実施を
- (8) 環境基本計画など重要な計画は地方自治法第96条第2項により議決事件に追加を
- (9) 議会の論議を通して「地球市民」の輩出を

1. 後世のために都市は何をすべきか。

(1) 都市及び市議会は国レベルを凌駕する環境施策の取り組みを

国の環境コミットメントを各都市に展開し、各都市もそれを更に市民レベルに展開することで国を上げての対策となるわけだが、ここでは各政策の成果の歩留まりを考えなければならないという点を挙げておく。歩留まり 100%ということは現実には無理なので、各都市の環境政策の総和が国の目標を上回っていなければなければならないことは自明なのである。つまり各都市の意識としては、国が国際社会に対してコミットメントした内容以上のこととが各都市に課せられると覚悟しておかなくてはならない。それを一斉に各都市が取り組み、例えば 120% の成果を上げるつもりで取り組んで初めて、国レベルの目標が 100% 達成できるのである。鳩山首相が 1990 年比 25% 削減を 2020 年までに実行するとコミットメントしたことは、当然各都市において 2020 年までに 30% 位のつもりで取り組まなければならないということなのである。

しかしながら、全ての都市にそのような状態を求めるのも難題であり、各都市には得意分野、不得意分野というものが当然にある。であればこそ、大きな地域を元に考え、全体で目標を達成していくのか、もしくは各都市間の連携を深めて、例えばカーボンオフセットを実現する様に、パートナーシップの下に目標を達成していくという考え方である。そこにも当然歩留まりの原理から国レベルの目標を上回ったものでなければならない。よって、大きな発想をもって取り組みをなさなければならないのである。

これまで、多くの自治体は国に倣ってマイナス 6% というところが多かったのですが、最近は随分野心的な、長期的に必要な目標を定めるところも出てきています。例えば横浜市、これは市民 1 人当たりですが、60%マイナス、広島市は 70%マイナスという数字を出しています。こういった大きい数字で、そのためにと考えると、マイナス 6% のために考えるのでは、取り組みの質が変わってくると思います。(後掲・枝廣淳子氏 第 89 回総会講演より)

(2) 市民等との協働によるエコ対策を

美しい地球を後世に残していくためには、どうしても持続可能な社会を構築しなければならない。その実現には、地域の力が必須である。それゆえ、行政のみならず、市民や事業者、NPO・NGO、教育機関など各主体の役割を細かく分析する必要がある。その上で各主体間において議論を重ね、中長期にわたる計画を策定。これにより、各主体が協働のもと、エコ対策への取り組みを進める

のである。座談会の議論のなかでも、3市（大阪市、鹿児島市、相模原市）の議長から「地域の力で美しい地球を後世へ」として、絶対に外せない概念として、以下の「事業者を含めた市民との協働」が述べられた。

今日の環境問題は、地球の温暖化、廃棄物などのように日常生活や事業活動の基本的な要素が原因となる問題が多くなってきていることから、市民や事業者が環境保全活動に参加するという協働という視点です。（後掲・大阪市会議長 舟戸良裕氏 座談会発言より）

都市におけるエコ対策で重要な第1点は、事業者を含めた広い意味での市民との協働であると思っています。行政だけが率先して行っても、なかなか対策は進みません。どちらかと言うと、エコ対策の主役は市民であると思っています。ドイツの環境首都と言われるフライブルク市でも、環境対策の中心となっているのは市民であります。（後掲・鹿児島市議会議長 上門秀彦氏 座談会発言より）

それには、生涯学習というんでしょうか、「教育」ではなく「学習」の場が一番大事になってくるのではないかと思っています。そこに市民との協働の中で環境学習にどう取り組んでいくのかが大事ではないかと考えております。（後掲・相模原市議会議長 岸浪孝志氏 座談会発言より）

（3）都市の枠組みを越えた連携・協力しあう体制づくりを

一つの都市及び地域で問題を自己解決・自己完結するにはこのテーマは大きすぎる。 CO_2 排出型都市と CO_2 吸収型都市のパートナーシップを樹立して協働で取り組むという考え方があつても良いであろう。両都市の相互の連携・協力の下、地球温暖化対策を前進させることができが効果的であり、重要な一手になる可能性がある。

ここで、友好都市関係にある東京都新宿区と長野県伊那市の取り組みについて紹介する。両市区は2008年2



伊那市ますみヶ丘の平地林の一部を「新宿の森」として借り受け、新宿区民や事業者が森林保全体験。（写真・新宿区提供）

月10日に「地球環境保全のための連携に関する協定」を締結した。この背景に

は、新宿区において CO₂ 排出量の削減が課題になっていたことがある。この協定により、新宿区は 20 年度から、伊那市の平地林において、新宿区民や事業者の参加による自然体験学習や地域交流を行う。また、新宿区が伊那市の森林を保全することにより増加した二酸化炭素吸収量を新宿区の二酸化炭素排出量から相殺する仕組みを構築し、21 年度から伊那市の森林保全や間伐材の利用を支援することとしている。

1 つはカーボンオフセットという仕組みで、例えば新宿区さんと伊那市さんが組んでいるように、都市のお金を持っていって地方の森林整備を行い、そこで吸収された CO₂ は都市での CO₂ 削減に勘定する、自分たちのことは自分たちでちゃんとやりつつ、ほかのところとの連携で相乗効果を増していくことも視野に入れていいってほしいなと思います。(後掲・枝廣淳子氏 座談会発言より)

(4) CO₂ 削減に努める人が得をする仕組みをもつ炭素税の導入の検討を

環境対策を幅広く展開するには、その財源をいかに確保するかが重要な課題である。国や地方の財政が依然厳しい状況にあるなか、今日の世界同時不況が進むなど税収増は望めない。ましてや日本は少子高齢化が急速に進み、生産年齢人口が減少するという人口減少社会にある。現行の税体系では、税収が増えることは期待できず、医療費や介護費用、子育て支援などへの歳出が大きく膨らむことが予測される。

このなか、国や地方は環境政策の財源を見出さなければならない。歳出を制して財源を確保する手がある。しかし、急増する高齢者や失業者等への十分な行政サービスが行き届くのか懸念される。一方、新税を導入して、これを財源に充てることがある。これは国民・市民に税の負担を課すわけで、増税への反発も必至であるだろう。

このような状況を開拓するためには、やはり国民や市民に理解を得ることのできる仕組みを持つ「炭素税」の創設も視野に入れるべきだろう。炭素税は二酸化炭素を排出する量に応じて化石燃料に課税するもの。

既にオランダやスウェーデンなど環境先進国では炭素税を導入している。果たして、増税への反感意識の強い国民性を有する日本において、これをいかに実現するのか。この点について、枝廣淳子氏の講演でその実現にむけた仕組みについて興味深い説明をしている。以下、抜粋する。

今のところ一番使われているやり方は、CO₂に値段をつけるやり方です。CO₂は出してほしくないものだから、出すのだったら出す量に応じて払いなさい、減らしたら得するし、たくさん出したら損しますというしきみをつくれば、環境の意識がなくても、温暖化なんかどうでもいいと思っていても、人は減らそうとします。皆さんの自治体でもやっていらっしゃるかもしれません、日本ではレジ袋を見るとよく分かります。レジ袋をもらうのをやめてマイバッグにしましょうとNGOが10年以上前から意識啓発をしていました。ところがほとんどマイバッグを持つ人はいませんでした。けれど、有料化で1枚5円10円という値段がついた途端、マイバッグ持参率は8割9割と上がっています。これは価格シグナルを変えることで人々にやってほしい行動とやってほしくない行動を伝えるという方法です。そこで上がってくるお金がどうということよりも、価格シグナルを変える、これが大事な方法なのです。日本は、このCO₂に値段をつけるという点では、世界の中で遅れをとっています。多くのヨーロッパ、北米の自治体レベル、国レベルでも炭素税を入れています。つまり、出す二酸化炭素に応じて課税する。日本では税金をふやすことを政治家が非常に怖がるのと、この議論がなかなか進んでいません。（後掲・枝廣淳子氏 第89回総会講演より）

炭素税を導入するには、二酸化炭素の排出削減に努める人たちが得をするという仕組みがなければならない。その仕組みこそが、国民に理解を得る一策だろう。また、炭素税を目的税とするか否は、今後の日本の社会情勢を見据えて考えるべきである。当然なことであるが、それは環境に主眼を置き、国民が幸福を享受できる社会づくりに充てられるべきである。また、根性論のみでは、日本の温室効果ガス排出量削減の中期目標「1990年比25%削減」は達成しえず、研究開発による技術革新が是非とも必要である。当然のことながら、そのための財源を手当てしなくてはいけない。さらには、国税とするか地方税とするかだが、今日の地方分権の考えに立てば、地方税として導入すべきである。なお、温室効果ガス排出量削減の中期目標を達成する有効な手段として、政府においても「地球温暖化対策税」の導入が検討されている。

（5）持続可能な社会に向け政策統合の実現を～コンパクトシティへの転換へ～

持続可能な社会を実現するには、「環境・経済の好循環」、社会的側面を視野にいれる多面性を持った取組が求められている。つまり、環境政策と交通政策、産業政策、少子・高齢化政策を組み合わせた「政策統合」が、目指すべき社会の実現により効果が高いのだ。

持続可能な地域社会という言葉があつて、自治体の環境政策を進めていくときに、「持続可能な地域社会をつくるために」という言い方をします。その持続可能な地域社会をつくるための自治体環境政策は非常に幅が広い。交通政策や産業政策、あるいは環境教育のように教育政策ともリンク

をしています。それは従来、環境政策とは関係なかった政策と組み合わせた方がより効果が高いからなのです。これを「政策統合」というのですが、政策統合が持続可能な地域社会をつくるためには求められています。ヨーロッパは明らかにそこへ向けて様々な政策を結びつけています。

もう一つ、環境政策とそれまで関係が薄かった政策を結びつけていくのは、持続可能性という考え方自体にポイントがあります。更に持続可能性は環境のことだけではないのです。環境、経済、社会という3つの側面が持続可能性にはあって、環境を重視しながらも、経済と社会をきちんとバランスよく見ていくと、これが持続可能性という考え方です。例えば地域環境は良くなつたけれども、地域社会の中に貧困が満ちあふれている社会は、持続可能な地域社会とは言わないということです。こういった持続可能な地域社会づくりに向けて、ヨーロッパでは環境政策と様々な政策を結びつけながら展開をしています。（後掲・小島聰氏 第90回総会講演より）

その政策統合の一策として、「コンパクトシティへの転換」が挙げられる。コンパクトシティは、環境面のみならず、本研究会が前回のテーマ「人口減少社会と都市行政へくらし にぎわう 都市へ～」に関する調査研究報告書でも提言しているとおり、市域において人口が偏在する市では、地域間の連携と世代間の交流をいかに深めるかという問題の解決策となるとして、コミュニティの再生や住みやすいまちづくりを目指す「コンパクトシティ」に着目し、市議会でこの一策の議論を促した。

コンパクトなまちづくりによるメリットは、行政コストを低く抑え、日常生活に必要な機能を集積することで、徒歩と公共交通を利用した移動が可能になること。当然のことだが、自動車からの二酸化炭素排出の大幅な削減を図ることができるのである。

そこで、全国で知られる富山市のコンパクトなまちづくりの取り組みを紹介しよう。ここでは、枝廣淳子氏が総会講演で富山市の先進的な取り組みについて述べているので、以下抜粋する。

富山市は、LRT という昔の路面電車の格好良い版をつくって、「串と団子」という面白い言い方を市長さんがされています。路面電車やバスのようなたくさんの人を運べる公共交通を串の棒のようにして、その停留所の周りに人を集め、お団子をつくっていく、それによって、広がってしまったところをできるだけコンパクト化していくことです。こういった動きは絶対必要になってきます。でないと、これから高齢化して、過疎化したときに、あっちこっちにぼつんぼつんと住んでいるお年寄りのところにどうやって訪問して介護や世話をしていくのか。これはすべて自治体のコストになり、手間になってしまいます。ですから、いかにそうなる前に、今のうちに集積していくかを考える必要があります。富山市がこれを本気でやっているのは、LRT を作つて町を魅力的なところにして、町に来ましょうと PR しているだけではありません。郊外において、年配で、ゆくゆくそこには住み続けることができないから町の中に移りたいけれども、今自分が住んでいる郊外の家はどうなってしまうのだろうという不安があるから町に移れない人が多いのです。そのような不安にもちゃんと対処しているのです。

「高齢者の持家活用による住み替え支援事業」という取り組みがあります。これは、高齢者が町の中に住み替えをしたときに、その元々住んでいた郊外の家を市が借り上げて、子育て世代に貸すことを市がお手伝いする、そういう事業をやっているのです。そうすれば、私の家はほったらかしになって荒れちゃうんじやないかという心配もなく、市が手入れをして、貸してくれますから、安心して町中に住みかえることができる。ここまでやらないと、町の中がいい

ですよと言っても、他の心配があつては中々移つてこれません。こういうことをかなり強力に今のうちに始めないと、ほとんどの都市はこれからかなり厳しくなってくると思います。自動車にしても何にしても燃料は上がりますから、あちこち訪問したりすることの負担もどんどん大きくなってしまいます。（後掲・枝廣淳子氏 第89回総会講演より）



富山市内を走る LRT（次世代型路面電車）
(写真・富山市提供)

このように、富山市における「コンパクトシティへの転換」は、環境面のみならず、地域の活性化や市民のライフスタイルの転換を果たしていくものである。さらには、急速に進む高齢社会に対応できるまちを視野に入れた取り組みにも余念がない。まさにこの政策統合の観点から取り組む効果は「持続可能なまちづくり」に欠かせないのである。

（6）年最低1回は学識経験者等を招いた講演会などの開催を

都市は、常に正確でかつ最新のエコに関する情報を掴んでいかなければならぬ。なぜなら、国際社会での議論や国のコミットメントが激変する中、都市はこれに対応すべく的確なエコ活動を展開しなければならないからである。

そのためには、最前線で活躍するエコへの造詣の深い学識経験者等をフォーラム、シンポジウム、セミナー、環境サミットなど様々なイベントに年最低1回は招き、環境への知識を深めるのである。環境政策の時代の流れに遅れをとつてはならないのである。加盟市アンケート調査における都市・市議会の取組をみても学識経験者等による講演会を実施する事例が目立つ。

環境教育を普及するためには、地道に継続的に進めなければならないのは自

明である。だからこそ、各都市は、学識経験者等の講演を少なくとも毎年 1 回は実施し、市民や事業者など各主体が今何をなすべきなのかを見出すのである。もちろん、環境への関心を高めることにも寄与するだろう。

平成 18 年度から国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問であります末吉竹二郎氏を環境アドバイザーに迎え、平成 20 年度までの 3 カ年で、対象職員のほぼ全員に当たる 3,600 人に地球環境問題について研修をしていただきました。また、この間、アドバイザーには、広く市民、事業者に対して様々な機会に同様のご講演をしていただいており、今年度からは、次世代を担う子供たちへの講演も実施しております。（後掲・鹿児島市議会議長 上門秀彦氏 座談会発言より）

（7）都市は少なくとも年 1 回は世界の環境先進都市に調査団の派遣を

第IV章「4. 世界のエコ対策」で検証のとおり、世界の環境先進都市からエコ対策を学ぶべきである。そこから地域の環境問題解決の手がかりがつかめるのではないか。そこで、都市は、地域固有の環境問題を克服した世界の環境先進都市に少なくとも年 1 回は調査団を派遣すべきである。

参考にし得る都市のエコ対策は世界中に存在するが、その国の法体系や都市の様々な条件が異なることから、単純に成功例をそのまま模倣しても解決できない。それゆえ、調査団は自分の都市に合致するモデルを模索しなくてはならない。その成功事例などから調査団は、地域が抱える問題解決への方策を報告書にまとめる。さらに、これを本研究会に提出してもらい、事務局が各都市の報告書を全国に発信する。これにより、各都市の調査団の研究成果が広く全国に活用されるのである。

私の考え方ではないのですが、以前は、やはり豊かさを求めてきた中で、大量生産大量消費社会であったことから、地球の良いところ、自然環境も含めてそういうものを先食いしてきたのでしょうか、後世に残さなきやいけない大切なものを使ってしまったあるいは壊してしまったということが、背景というか、大きな流れにあるんです。それを学んできたのは、平成 19 年に全国市議会議長会の海外視察に参加し、カナダ、アメリカに行ってきたんですが、その中の一つの市にカナダ、ウォータールー市という市がありまして、そこでは、環境の重要性に対する考え方は市民一人ひとりが子供のころから自分のものとしているということです。これは、毎週 1 回教会に通って牧師さんからいろんな話があって、それが多分基本になっているんだろうと感じたんですが、北極海の氷が溶けることに因る熊の生態の変化や酸性雨の問題、湖の汚染問題等、そういう社会的な問題に対し、カナダの持っている美しさをどう守っていくのかということが背景になっているのだろうと思うんですが、その中で感じたのは、子供から大人までいろんなパトロールをやっているということですね。例えば動植物をどう守るかとか、森林火災をどう防ぐとか、そういうことを市民一人ひとりが自分の課題としてとらえながら活動、行動していることが非常に印象的でした。それを日本全体の中で同様にできるのかという点については、まだまだ非常に大きな壁があるのかなと感じております。（後掲・相模原市議会議長 岸浪孝志氏 座談会発言より）

(8) クオリティ・オブ・ライフの実現を

「クオリティ・オブ・ライフ」とは何か。この概念を説明するには、座談会における枝廣淳子氏のコメントが分かりやすい。以下、抜粋する。

もう1つ市民の目として大事なのは、クオリティ・オブ・ライフです。その都市に住んでいることがいかに幸せにつながっているか、それを考えずに温暖化対策、エネルギー対策だけやっても、人々はついてきません。でも、温暖化対策を本気でやること、エネルギー対策を本気でやること、食料自給率を高めていくこと、これは都市に住む人の人生の質、生活の質を上げていくのだという視点を持ってちゃんとフレームをつくる、取り組みを位置づけていく、そしてコミュニケーションする、そうしていけば市民にも伝わってくると思います。（後掲・枝廣淳子氏 第89回総会講演より）

この「クオリティ・オブ・ライフ」という概念の下にエコ対策を考えなくてはならない。LOHAS という概念もある。つまり、エコ対策を議論したり、実際に取り組んだりする時には、数値的な達成だけを追いかけても、それは人類の幸せにはつながらない。必ず質的な側面も同時に考えなくてはならないということである。その視点があつて初めて、継続性も担保されるのである。

常に都市に住む人の人生の質、生活の質を上げていく視点をもつてフレームをつくる。つまり、市民が幸福を享受できる都市像を描きながらこれを作りだすのである。

ここで、改めてデカップリングの概念について議論してみたい。デカップリングとは、切り離すということでよく使われている言葉であるが、環境分野においては従来、GDP を伸ばすためには、CO₂ の増加もやむなしと考えていたが、それを切り離すという意味である。しかし、今や CO₂ を増やさずとも、GDP を伸ばす、究極的には、CO₂ を増やさずに入々の幸せに変わるという時代に向かっているのである。まさに、デカップリングを伴う形で「クオリティ・オブ・ライフ」を実現するのである。

そのことが、いま日本が直面する人口減少社会の中でも「クオリティ・オブ・ライフ」を実現する方策につながるのである。人口減少社会の中では、GDP の増加は望めないことが予測されている。だからこそ、それ以上に CO₂ の排出量を減らすのである。これにより、人口減少社会の中にあっても、市民が幸せな生活を享受できる形にしておかなくてはならない。

日本の社会はマクロに言えば人口減少ですよね。そうすると、日本って、戦後、都市を成長させて経済成長してきたんですよ。人口減少は、やっぱり脱成長モデルというか、人口が増えないわけですから。その中で、定常型、定常社会とか定常化と言うんですが、人口はこれ以上

増えない、むしろ減っていく中で、一定レベルの社会生活、所得の確保が必要になってきます。だから、やっぱりどこかで都市の脱成長モデルというか、それは見ていかなくちゃいけないと思います。（後掲・小島聰氏 座談会発言より）

（9）トランジションタウンに向けた取り組みを

「トランジションタウン」とは何か。この概念を説明するには、座談会における枝廣淳子氏のコメントが分かりやすい。以下、抜粋する。

もう一つ大事だと思うのは、地域がそれぞれ自分の足で立つということ、例えばその自治体の人々にエネルギーや食糧を提供するのは、その自治体の責任だと思っています。これまでその役割は全部国の責任と思っていましたが、恐らく将来的に国はその責任を果たせなくなると思っています。そうしたときに、それぞれの自治体の住民の命を、食べ物なり、エネルギーの供給を通して守るのは、それぞれの自治体の役割になります。そこに向けた取り組みが必要だと思います。前の講演でもお伝えしたと思いますが、既に日本でも70を超える地方自治体が家庭用の電力はその地域の自然エネルギーで全て賄うことができるようになっています。まだ小さな自治体が多いのですが、今日本でも少しずつ動きが始まっています。

世界的に大きな動きに、「トランジションタウン」というものがあります。トランジションとは移行するという意味ですが、トランジションタウンがイギリスで始まって、もう既に200か300ヶ所ぐらい世界中で出てきています。日本も、幾つか参加しているところがありますが、これから温暖化がひどくなつて、エネルギーがピークオイルを経て手に入りにくくなつてくる、温暖化とか石油がなくなるという外部要素で自治体や地域が揺らされるのはやめようと。町でも、村でも何



日本で初めてトランジションタウンを進める各地のグループが集い、小金井フランワーホールで催された「トランジション・夏フェス！2009」の模様。

【写真上】地元の海産物などを販売するグループ
（写真提供・トランジション葉山）

【写真下】24時間で生分解される手作りのエコ石けんを販売するグループも（写真提供・トランジション小金井）

でもいいのですが、その地域が、たとえ外国でエネルギーがなくなっていても、温暖化がひどくなってしまっても、うちのところはしっかりと立っているよというまちづくりをしていこうという動きです。先ほどの、自然エネルギーで家庭用電力を賄っている自治体の例もそうだし、もっと大きくトランジションタウンという動きもあります。このあたりは、自治体運営としてこれから大事になってくると思います。（後掲・枝廣淳子氏 座談会発言より）

日本のエネルギー自給率は原子力を除きわずか4%、平成20年度の食料自給率もカロリーベースで41%と極めて低い水準にある。

予測される化石燃料の枯渇や世界にみる人口増を鑑みると、輸入に頼らない国内・地域内におけるエネルギー、食料の自給が急がれている。

それゆえ、都市では、トランジションタウンに向けた取り組みを進めなくてはならない。市民が豊かな生活を送るためにには、どうしても食料とエネルギーは欠かせないものである。たとえお金があっても、ものがなければ生ききるのは明白である。だからこそ、地域の中でこれを確保しなければならないのである。これを実現するには、「食」と「エネルギー」の地産地消が不可欠である。これが実現できれば、その都市は自立できるのである。

大都市となると、多くの人口を抱えるだけに、その人たちが満足できるだけの食料やエネルギーを一都市のなかで確保するのは難しい問題だろう。この難題を解決するには、国内外の他都市と連携し、これを確保するのである。例えば、自然豊かな他都市の田畠を借り上げ、技術・人的な支援も図りながら食料を確保するのも一手だろう。エネルギーについても地域内で賄えない分を他都市の新エネルギー導入に技術・人的・財政支援するという手段がある。これは、すべての大都市に限らないが、押し寄せる食料やエネルギーの枯渇という問題への対応策を今から練っておくべきだろう。そうすれば、その時を迎えて、市民は安心してその都市で暮らしていくよう。

皆さんは25万人以上の都市と伺っておりますが、周りの地域の農業、林業、漁業、こういう命を育むような周りの環境をどれだけきちんと維持しながら、食の地産地消、エネルギーの地産地消というものと付き合いながら持続可能な都市経営をしていくかをきちんとと考え、広げていただければうれしいと思っています。（後掲・崎田裕子氏 第88回総会講演より）

2. 後世のために市議会は何をすべきか

ここでは、市議会が今日の環境問題を克服し、美しい地球を後世に伝えるために何をすべきかを提言する。

市議会が今日の環境問題の克服に大きな役割を果たさなければならぬ。このことについては、本研究会会長が座談会で以下のとおり述べている。

子供たちなど次の世代に豊かな環境を引き継ぐ、そして、この都市に生まれ、大阪市で住んでよかったですという実感がわくようなまちを作っていく責任を担っておりますので、市議会が果たす役割は非常に重要であると考えております。(後掲・大阪市会議長 舟戸良裕氏 座談会発言より)

それでは、市議会の果たすべき役割を提言する。

今日の地球的環境問題について、本調査研究報告書では、その切り口を「都市におけるエコ対策～地域の力で美しい地球を後世へ～」というものにした。その観点から、市議会の役割を議論するのであれば、それは明白である。すなわち、国が国際社会に対してコミットメントしたことを踏まえて、市議会は何をコミットメントし、地域ぐるみでその目標を達成するかということである。それは行政に対する監視機能のみならず法制化に踏み込むべきである。

鳩山首相が 2009 年 9 月 22 日の国連気候変動サミットにおいて、国際社会にコミットした温室効果ガス排出量削減の 2020 年までの中期目標を「1990 年比 25% 削減」ということについては、各市議会はうろたえることなく、むしろそれを上回る目標値と具体的な計画を持って取り組むことが必要である。

各都市が国以上のコミットメントをして始めて国レベルの目標が達成できるからである。鳩山首相の今回のコミットメントに対しては、一部懐疑的な見方もあるが、環境問題への取り組む姿勢そのものが、ここに来て劇的に変わってきており、従来の政治手法の枠組みを越え、各国がコミットメントを前面に出すことによって、国際社会の協力体制を作り出し、その枠組みを構築しようとしているのである。

当然、自国内の意見もそのコミットメントに向けてまとめていくという、まさにイニシアティブ先行の時代に入ったということである。コンセンサス樹立を重視する旧来の意見集約型政治ではなくなっているのだ。

それゆえ、市民の代表として議論する市議会の意識や姿勢も、今後はその変化を敏感に感じ取り、新しい役割を果たしていかなければならない。すなわち

市民の合意を取りつけるのは当然としても、政治がイニシアティブを發揮し、市民に対して啓発活動を展開しながら、レベルの高い環境コミットメントを発するものでなくてはならない。市民は当然この環境問題について関心を示しているものの、圧倒的に情報が少なく、環境問題は政治主導で引っ張っていかなくてはならないのだ。その意識を持って、この環境問題の法制化をする上では、積極的にタウン（シティ）ミーティングや報告会を開き、市民に対する環境教育も同時に展開しながら、質の高い議論をすることによって市民の環境意識を高めて、コミットメントの実現度を上げていくのである。そこには50年先を見据えた戦略的な法体系がまず策定されなければならないのである。

議会がどうコミットできるのか。それは簡単なことなのです。今、各地で議会改革が始まっています。議会改革の一環として、環境政策に議会がコミットしていくことを考えていくべきいいのです。国の政治改革と同じなのですけれども、政治改革をやってどう国民の生活が変わるんだと。実は政治改革というのは仕組みを変えるわけであって、その結果どう生活が変わることだということは、その先の話です。議会改革を進めることによって、こういう地域になっていくんだということを示すのです。そのテーマとして環境問題への取り組みは実は絶好のテーマだということです。ある特定の問題に取り組むことを通して議会改革を進めていくと言いかえてもいいわけです。（後掲・小島聰氏 第90回総会講演より）

市議会がどういうことを自治体なり、行政に提案していくか、もしくは市民や行政の目をどこに向けていくかという、そちらの役割がとても大きいと思います。小島先生が最初におっしゃったこともそうですが、行政が決められたことをどうやって動かしていくかという発想になりますよね。それに対して、先ほど私が質問したことにも率直にお答えいただいて、例えば温暖化一つをとってもいろんな意見がありますと。やるべきことはやるけれど、本当のところはいろんな意見がありますと。このいろんな意見とか、どうやっていくのだろう、という議論を市議会で展開していくこと、それをできるだけ市民に見せていくことが大切だと思います。

私は、温暖化というのは、日本が本当の民主主義になるためのいいきっかけではないかと思っています。これまででは、お上がいうからとかだれが決めたからとか、だれかに頼つてやってきたけれど、一人ひとりが自分の頭で考えるようになる、その機会だろうと思っています。（後掲・枝廣淳子氏 座談会発言より）

(1) バックキャスティングの考え方立ち戦略的な法制化を

2050 年の温室効果ガス排出量削減目標が決まっているのであるから、それから振り戻して今何をすべきなのかということを具体的に考えるのである。この考え方にして、戦略的に法制化していくなければならない。すなわち、これが「バックキャスティング」の考え方なのである。まだまだ先のことと考えていた環境問題は、バックキャスティングの考え方にして立つと、むしろ時間はもう無いのである。最近の矢継ぎ早の政府のコミットメントもその観点から発信されている。市民はようやく目が覚めてきた状態なのである。「鉄は熱いうちに打て」、今こそ市議会のイニシアティブが期待されている。

ここで、それぞれのコメントを紹介したい。

このように、最終地点から目標を決めることをバックキャスティングといいます。日本では、自治体も企業も、バックキャスティングを用いて目標を決めるということをこれまで余りやつてきていません。現状に立脚して、これまでのやり方を続けたら、これぐらいできる、だからそれを目標にしよう、こういったフォアキャスティングというやり方で目標を決める場合が多かったのです。でも、これからはフォアキャスティングでは通用しません。今、未来は過去の延長線上にない時代に入りつつあるからです。その場合、るべき姿を定めて、そこから何をすべきかを考えるバックキャスティングが必要です。例えば、我が都市は 30 年後にどういう都市になっていきたいのか、そのために今何をしたらいいのか、そのように考える必要があるので。バックキャスティングで温暖化の目標を考える必要があるのは国だけではありません。自治体もそうです。皆さんの都市の温暖化の目標はどれぐらいでしょうか。これまで、多くの自治体は国に倣ってマイナス 6% というところが多かったのですが、最近は随分野心的な、長期的に必要な目標を定めるところも出てきています。例えば横浜市、これは市民 1 人当たりですが、60%マイナス、広島市は 70%マイナスという数字を出しています。こういった大きい数字で、そのためにと考えると、マイナス 6%のために考えるのでは、取り組みの質が変わってくると思います。（後掲・枝廣淳子氏 第 89 回総会講演より）

バックキャスティングという概念を市民に浸透させていかなくてはならない。また、ここにいう枝廣淳子氏のように、大きな枠組みで考えていかないと、大胆な戦略や画期的な技術革新は期待できないのである。

よく政府がいうバックキャスティング、そういう未来像、こういう社会像と。多くの基礎自治体がつくっている総合計画の基本構想は、微分調にはなっていますけど、20 年、30 年後の社会像が見えないんです。だれもがイメージできる社会像をつくった上で現在に立ち戻るということが大切で、そうすると、総合計画のつくり方もえていかなくちゃいけないのかなと思うんです。（後掲・小島聰氏 座談会発言より）

微分調とはその都度その都度、その時点のことしか考えないという発想である。微分でみれば全てがフラットに見えてしまう。劇的に変化する世の中も、最小単位に分割していく思考法である微分調では危険なのである。

（2）議会基本条例等にも環境に配慮した表現の検討を

分権改革が進められている中、「議会基本条例」を制定する市が広がりつつある。全国市議会議長会が毎年まとめている「市議会の活動に関する実態調査結果」（以下、「実態調査結果」）によると、全国 806 市のうち、「議会基本条例」を制定している市は平成 19 年末で 7 市だったのが、翌 20 年末には 15 市に上っている。また、実態調査結果の「議会改革の取り組み」をみると、「議会基本条例」制定に向けた市議会内の検討会の実施など同条例制定の動きも 20 市以上に及んでいる。

議会基本条例には、条例の目的をはじめ、議員の責務及び活動原則のほか、議会機能の強化、議論の保障、市民と議会の関係などが明記されている。

そこで、議会基本条例等の制定にあたっては、条例前文または議会、議員の責務の規定に、本報告書の副題である「地域の力で美しい地球を後世へ」というミッションを次世代の子どもたちに引き継ぐような表現を検討する必要がある。

自治基本条例が増えてきて、議会基本条例をつくる自治体がふえてきたんですよ。（中略）基本的な自治体、議会の立場として、地球環境あるいは良好な地域環境を形成していく、これが我が市議会の使命であるというようなことを、前文でもいいですから入れていく。そういう志がもし議会基本条例をつくる場合に入っていくと、先ほどおっしゃったように、一人一人の議員の皆さん方が予算を審査する、審議に加わる、あるいは条例案を審査するときに、心構えとして、私は、何々市の議員としてこの議会基本条例に基づいていい環境をつくっていく責務がある、そういう政治的な代表者として権限を行使していくという心構えにつながっていくんだと思うんですね。（後掲・小島聰氏 座談会発言より）

（3）「都市におけるエコ対策」の関連議案の十分な審議を

今日の都市行政におけるエコ対策関連事業は広範多岐にわたっている。具体的な事業と一つの部局で完結するものから、横断的な長期にわたる事業もある。これらの事業予算を審査する市議会は、その事業の実効性、効果について環境保全、環境政策の視点で議論すべきである。また、予算のみならず決算審査に

についても事業効果を長期的に判断するなど、投入した経費の効果を様々な視点から評価し、次のアクションにつなげていくべきなのである。

それゆえに旧来の手法でその環境事業を予算化しても限界がある。つまり長期のコミットメントが環境行政の基本であるからには、単年度の予算審議・執行というスタイルは当然合致しなくなるのである。むしろ初年度の予算化、執行、そしてその評価を経て、次年度に繰り越す、その際には必ず長期目標を見据えたローリングを行って、次の予算化に向かう。もしくは予算化も5年位の中期の予算を策定した上で、各年度の事業を評価していくことでも良いであろう。重要なポイントはその継続性と常に進化している、いわばプラスの方向にもっていけるような、市議会と行政及び市民との関係を構築することである。

例えば、行政の方でも新規事業を立案して予算に組み込むときに環境政策の観点からチェックをしていく取り組みが幾つかの自治体で始まっています。行政が予算を調製する段階で、新規事業の案を環境政策の観点でチェックをしていく、つまり予算に組み込む事務事業に網をかけて、環境部局が所管する事業だけではなく、環境の観点で全般的にチェックをしていく。そういうことを始めている自治体が出てきました。これはエコバジェットです。予算・決算は議会の重要な権限です。つまりエコバジェットに向けて、あるいは環境政策の観点から見て、ワイススペンドィングになるかどうかという観点から予算の審査や決算の認定に取り組んでいく。そうすると、議会はそれだけで十分大きな仕事ができるわけであります。これは環境部局の仕事ではないけれども、この事業をやって大丈夫なのかという目線で政策を審議するだけ大きく変わってくるわけです。（後掲・小島聰氏 第90回総会講演より）

エコ対策に関する議案については、十分に配慮しつつ審査を行う必要があるのであるのではと思っています。例えば予算審査ですと、事業目的、費用対効果、積算根拠等を明らかにいたしますが、エコ対策関係議案については、特に費用対効果を判断するに当たり、温室効果ガス排出量の削減・抑制のような環境負荷軽減への貢献といった観点から審査することも当然必要であり、事業目的でも、行政の取り組みだけでは実現しがたいエコ対策に対しては、行政が民間を動かすための誘因となるような役割を果たすことも多いと思います。その事業目的や位置づけ等を十分に理解し、審査することが必要であると考えております。特にエコ対策としての位置づけが明確になされていない事業でも、施設建設等のハード面については、工法等においてどのようなエコ対策が施されているものか、建設後の維持管理面でどのようなエコ対策への配慮がなされているものかなど、審査の中で確認していくことも必要ではないかと考えているところでございます。

また、決算の審査でありますと、特にエコ対策事業については、予算審査時点で明確にされた目的、効果等に即した検証等を十分に行い、今後のエコ対策に反映できるよう審査することが肝要であると考えているところです。本会議や委員会での質疑要望等を通して、市の施策に反映できるよう努めることが必要ではないかと考えております。（後掲・鹿児島市議会議長 上門秀彦氏 座談会発言より）

(4) 環境政策に関する条例を議員立法で制定を

議員自らが環境政策に関する条例を制定することも重要な役割である。すなわち、立法権の行使である。

実態調査結果の「議員提出による新規の政策的条例案」によると、和歌山県岩出市議会が平成20年2月定例会で議員提案の「岩出市地球温暖化対策条例」を修正可決している。そこで、同条例を紹介しよう。

条例制定の経緯をみると、同条例は2名の議員が発議者となり、提案理由には「地球温暖化問題は、その時間的又は空間的広がりからも世界共通の課題として緊急に取り組まなければならない」と掲げ、19年12月定例会に提案され、20年2月定例会で修正可決されたもの。

条例をみると、その目的では、地球温暖化対策についての市、事業者、市民等の取組を明らかにするとともに、地球温暖化防止に関し必要な事項を定め、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとしている。定義では、特に温室効果ガスを地球温暖化の原因の物質として、その中の二酸化炭素を主な対象と明記している、市、事業者、市民等の取組については次のとおり明記している。

- ① 市の取組（地球温暖化対策に関する総合的かつ計画的な施策の策定とその実施、事業者が行う地球温暖化対策を促進するための支援など）
- ② 事業者の取組（地球温暖化の防止に関する理解を深め、事業活動に関し温室効果ガスの排出抑制等のための措置などを積極的に講ずるよう努めるもの）
- ③ 市民の取組（地球温暖化の防止に関する理解を深め、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出抑制等のための措置を自主的かつ積極的に講ずるよう努めるもの、市が実施する地球温暖化対策に協力するもの）。
- ④ 消費活動の取組（市民は不要不急な消費を抑制するとともに、エネルギー消費量及び廃棄物量のできる限り少ない製品の購入や、買い物袋の持参、商品包装の簡素化などに努めるもの）
- ⑤ 移動の取組（公共交通機関や自転車など極力エネルギー消費の少ない交通手段を利用するよう努めるもの）
- ⑥ 地域での取組（市民は、集団資源回収や緑化運動積極的に参加するなど、地域における地球温暖化防止活動に努めるもの）

同条例は20年6月1日に施行。これにより、市では、事業者や地域住民の代表、地球温暖化防止活動推進委員などで構成される「地球温暖化対策推進委員会」において協議を重ね、研修会、成人講座、ノーマイカーデーの拡大など、様々な啓発活動を開催している。

今日の環境問題の対応には、岩出市議会の事例のような地球規模の視点をもった議員提案による環境政策に関する条例の制定も重要である。このような取組が進められれば、美しい地球を後世へ伝えることが可能となろう。

議会改革の中の環境問題の取り組みですね。相模原市も議案でとにかく条例を作っています。若手の人たちが中心になってやっていまして、現在、どのようなテーマがいいのだろうと考えております。環境問題が事業や施策の展開に関係するとなれば、まさしくそ

ういう条例を議提議案で挙げるのもいいのではないかと思つたりしております、そういったことにつきましてもこれから議会の役割かなと感じております。(後掲・相模原市議会議長 岸浪孝志氏 座談会発言より)

例えば90年代後半から、国の法律あるいは条例でも環境政策に関するものが爆発的に増えているわけですね。そうすると、立法権をどう行使していくかが問われます。環境政策に直接的に関係する条例を議員立法で作っていく、これは1つ当然あるのですが、それだけではなく、色々な条例を環境政策の視点でとらえていただきたいのです。必ずしも環境政策に直接関連しなくとも、色々な条例があるわけで、これを環境政策から見ていくとどうなんだろう、どのような影響があるんだろうという視点で審議する。これは戦略的環境アセスメントという考え方です。地域の法をつくる段階で、それが環境政策にとってどんな意味があるのかということを考えるのです。(後掲・小島聰氏 第90回総会講演より)

(5) 特別委員会の設置により環境問題の解決策の提言を

持続可能な社会を実現するには、議会は特別委員会を設置し、地域が抱える環境問題について市執行部との勉強会(意見交換)や学識経験者による講演、行政視察や現地視察など精力的な調査研究活動を行い、その問題の現状と課題を検証し、解決に向けた取り組み等について提言していくことが重要である。

相模原市ですが、1つは、特別委員会が2つあります。1つは「水源地対策特別委員会」で、これは合併を機に設置したわけですが、この中で、調査研究ということで委員会として現地に行って調査することもあるんですが、森林は水の涵養や浄化という機能が公共の益に即するものであることから、最近は森林を守るために、例えば私有林の場合その管理をその所有者だけに負担させておいていいのかという課題がありまして、森林の保全・再生のための地域一体的な管理、整備の感覚を持ち合わせる必要もあるのではないかという考え方が最近出てきているところです。ですから、今までのような各個人による事業ではなくて、全体として効率的・効果的に森林を保全・再生するために、財源をどういう形で投入していくかを少し考えていく方向であり、少しステップアップしているような感じがいたします。

もう一つは「交通問題特別委員会」で、新交通や鉄道の延伸などを調査・研究し、また審議をしてきたところですが、最近は、市の施策において交通需要マネジメントの考え方に基づき、国からも補助金をいただきながらいろいろな事業が展開されております。市内の道路交通の大動脈であります国道16号あるいは20号、129号は渋滞のメッカとなっております。あるいは工業団地がたくさんありますから、朝夕の幹線道路は通勤に伴う自家用車等の通行により大変混雑しておりまして、この渋滞対策をどのように行うのか、その辺を少し研究していこうという中でエコを少し考えて、マイカー通勤を少なくするとか自転車や歩きによる通勤にするとか、現在、そういったところを少しずつ事業展開してきているということも、特別委員会でいろいろと提言してきた内容と思っております。(後掲・相模原市議会議長 岸浪孝志氏 座談会発言より)

(6) 「都市におけるエコ対策」の輪を広げるため議員連盟の活動を

持続可能な社会を実現するためには、議員連盟を立ち上げ、地域の特性に応じたエコ対策のあり方について調査研究するとともに、議員同士のネットワーク活動の輪を広げるべきである。都市議員と農山漁村・諸外国議員との連携なども興味深い効果があるのかもしれない。

また、姉妹・友好都市や地元企業、NPOなどの活動を通じて、国内のみならず国境を越えて発信する体制を築いていかなくてはならない。

国もやりますよね、国会議員の何とか議員連盟。国対国の外交がうまくいかないときは、議員外交でもって最初は突破していくじゃないですか。自治体の環境政策をめぐる議員のネットワークを都市自治体間で、先ほどの農山村自治体との間で、そして国境を越えて、是非作っていっていただきたいと思っております。(後掲・小島聰氏 第90回総会講演より)

(7) 環境行政に関する市議会と市民との公開討論会の実施を

環境行政に関する市議会と市民との公開討論会を実施すべきである。市議会議員と市民との質疑応答や情報の開示により、堅固なパートナーシップの構築が期待できる。そこから、環境意識を高め積極的な市民参加を促すことになるだろう。

いわば株式公開企業・上場企業のIR活動を積極的に展開するのである。市議会及び行政は今でこそ、その成果を市民に訴えているが、ことこの環境問題については、企業のIR活動と同レベルの情報開示及び質疑に答えて、密なコミュニケーションを構築することである。それが市民の評価につながるのである。自ら評価される題材を提供することを拒む市議会や行政があるかもしれないが、この評価システムをいち早く確立した自治体こそまさに目標を達成できる確率が高いということを関係者は認識すべきなのである。環境行政及びその法制化を積極的に推し進める都市こそ、そこに住む市民は、健康で明るい生活を送れるということを示していければ良いのである。

地域の方々とお話をするとときに、関心のある方とかNPOの方は、すっと入ってきますが、すべての方が地球温暖化問題を実感して考えているわけではないのです。非常に遠い話なのです。そこでヒートアイランド問題の延長線上で地球温暖化問題をとらえるのは、実は自治体政策にとって意味があります。ヒートアイランド対策は、まさに市民生活を守ることです。そして地球温暖化問題に対する予行演習でもあるし、市民の方々に温暖化対策の意味とは何か、その可能性とは何か、何が必要かを考えていただく、実感していただくためには重要なテーマであります。多くの市民に、50年後、100年後を考えていただく。これは頭ではわかります。頭

ではわかるんですけども、今と 50 年後、100 年後はなかなかつながらない。ところが、ヒートアイランド問題は、地球温暖化問題の練習問題だととらえれば、市民が実感を持って受けとめることができるというわけであります。そしてここが重要ですが、そのときに私は議会は大きな役割を果たせるのだと思うのです。議員の皆さん方が地域の方々、市民と対話する中で、今の問題が将来の問題につながるということ、そういう認識を作っていく、これは議員が果たせる大きな役割であり責任であると思っております。(後掲・小島聰氏 第 90 回総会講演より)

(8) 環境基本計画など重要な計画は地方自治法第 96 条第 2 項により議決事件に追加を

市議会は「環境基本計画」及び地球温暖化対策に関する重要な計画に関与すべきである。そのためには、市議会は地方自治法第 96 条第 2 項を活用し、環境基本計画などを議決事件に追加するのである。

地方自治法 96 条 2 項に基づいて環境基本計画とか地球温暖化対策に関する計画を議決事項に追加して、行政計画へのコミットを深めていくというやり方もあります。ただ、議決事項にしなくとも、従来どおりの報告事項であったとしても、透明性を高めて住民参加をしたり、あるいは NPO とか学識経験者を入れて公開の場で質疑応答をしていく、ディスカッションしていく、それだけでも十分変わってくると思っております。様々な形で議会は関わられるのです。(後掲・小島聰氏 第 90 回総会講演より)

(9) 議会の論議を通して「地球市民」の輩出を

市議会には、代表者として市民からの多様な意見・要望を議会の審議を通じて実現していく責務がある。この議会審議では、事務事業の適否、優先順位、必要経費などについて様々な角度から議論して政策決定する。この重要な審議のプロセスに、市議会は一人でも多くの市民を呼び込み、市政運営への参加を促すことが重要である。これにより、地球環境問題を身近な市民生活に置き換えて行動してもらう「地球市民」を生み出すべきである。

議会が市民を先導していくことがこのエコ対策には必須である。ただし市民置き去りの政治ではない。そこには市議会が一歩進んだ環境法制及び行政の姿を示すということであり、タウンミーティングを定期的に開催していく中で、当然市民レベル・国民レベルの環境意識が高まっていくのである。それは一般的な環境学習はもとより、もっと次元の高い、いわば市民を巻き込んだ形での世論形成と質の高い市議会での議論展開なのである。

さっき相模原市の方がおっしゃっていたような、いわゆるトレードオフですよね。こっち立てればあっち立たずというのが、温暖化だけではなく、環境の問題を考えるときにはいろいろ出てきます。そのときに、これがいいんだからこれをするというのではなくて、例えば、太陽光発電はいいし自然エネルギーは増やしたいけど、だれかがそれを負担しないといけないんだよね、その負担をどうするかという話も含めてやっていく必要があります。そういう全体的な話をいろんな意見を交えながら議論していくというのが、多分とても大事なことだし、それを是非市民に伝えていってほしいと思います。言われたからやるという市民のスタンスでは、それ以上進まなくなってしまう。でも、それまでの市議会のやりとりを見ていて、自分の意見を持った市民や、自分でも考えてみようとか調べてみようとか、そういう市民を生み出していくことがとても大事だと思っています。（後掲・枝廣淳子氏 座談会発言より）

おわりに

本研究会では、今日の環境問題が地球規模にまで広がり、世界規模で議論されていることを踏まえ、地球環境問題解決の一翼を担うべく都市のエコ対策を様々な角度から議論してみるとこととし、第 88 回総会で平成 20・21 年度のテーマに「都市におけるエコ対策」と決定した。

今日の環境問題は人類が直面する最大の試練であり、今まさに「地球の危機」にある。そこで、本研究会では、「地域の力で美しい地球を後世へ」とサブテーマに掲げ、地球の危機を救うことを目的とし、都市・市議会が果たすべき役割を検証するため、約 2 年間にわたり調査研究を重ね、本調査研究報告書をまとめた。

報告書では、まず、今日の環境問題が世界的・国家的レベルでありながら、果たして都市の役割には何があるのか、そのポジションの見極めをすることとし、報告書全体に対する問題提起として、その意義を示した。その上で、今日の環境問題の現状と、これに対応すべく世界と日本の動きを捉え、今日的重点課題である「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」の構築に向けた都市のエコ対策などを検証。これにより、今日の環境問題を克服すべく都市・市議会の果たすべき役割を提言した。

提言では、今日的重点課題の領域で国が国際社会に対してコミットしたことと踏まえて、都市・市議会は国を上回るコミットをし、それを地域ぐるみで達成していくことが重要と強調。その実現のためには、市民や事業者などと質の高い議論をするためのタウン（シティ）ミーティングを開催し、市民の環境意識を高めて、コミットメントの実現度を高めていく。そこには 50 年先を見据えた戦略的法体系の策定の役割を掲げた。この策定には、2050 年の温室効果ガスの削減目標が 1990 年又は近年のレベルから 80% 以上削減ということとされることから、そこから振り返って今何をなすのかという「バックキャスティング」の考え方立つことも促している。

そこで、複雑で長期にわたる今日の環境問題を克服するには、国を凌駕するレベルのエコ対策を「地域の力」で継続し、目指すべき持続可能な社会を構築することにある。そのためにも市民や事業者など各主体が協働で楽しみながらエコ活動を続けることが出来るような施策を見出す役割があることも掲げた。そのエコ活動には、「環境と経済の好循環」と社会的側面をも視野に入れた様々なエコ対策を構築するのが役割と掲げている。

本研究会では、今日の環境問題を一刻も早く克服するために敢えて大胆な提言をした。そのため、各都市の自然的・社会的条件等から異論もあることも考えられるが、この提言が関係者の関心を更に高め、地域における議論が活発に展開され、地方から国を変える動きが活発になることを望むものである。

○本報告書の作成経緯等

1. 都市行政問題研究会概要
2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧
3. 本報告書の作成経緯
4. 平成20・21年度役員市並びに加盟市一覧
5. 本報告書作成に携わった役員市議會議長
6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

1. 都市行政問題研究会概要

設立年月日	昭和 32 年 11 月 14 日
加盟市数	88 市（人口 25 万人以上の市）※平成 20 年度をもって江東区退会
会長市	大阪市
設立目的	都市行政の諸問題についての調査研究及び資料・情報の交換等により都市の発展に寄与することを目的とする。
設立経緯	昭和 32 年、地方自治法の「大都市に関する特例」の拡充強化を推進することを目的として、人口 25 万以上の 24 市の議長によって都市行政懇談会として設立された。その後、昭和 52 年 2 月の総会で、地方行財政環境の大きな変容に対応するため規約改正を行い、目的を前述のように変更し、都市行政問題研究会と改組した。

2. 都市行政問題研究会歴代調査研究テーマ一覧

昭和	33. 1～36. 4	行政事務の移譲
〃	33. 12～36. 2	行政事務の移譲に伴う職員及び経費調査
〃	37. 12～40. 3	厚生関係行政の実態とその改善策
〃	42. 1～43. 10	地方公営企業の経営合理化
〃	45. 5～47. 8	都市行政近代化のための方策
〃	49. 1～50. 11	行政事務再配分
〃	51. 3～53. 2	大都市における地域的住民組織
〃	53. 4～55. 2	大都市における議会と住民参加
〃	55. 4～57. 2	新時代に即応した市議会機能の向上策
〃	57. 4～59. 2	情報化時代における市議会
〃	59. 4～61. 2	高齢化社会と都市行政
〃	61. 4～63. 2	都市の活性化と行政
〃	63. 4～H2. 2	国際化時代の都市のあり方
平成	2. 4～4. 2	快適な都市環境とまちづくり
〃	4. 4～6. 2	文化行政と都市のあり方
〃	6. 4～8. 2	少子化時代の都市行政
〃	8. 4～10. 2	地方分権と市議会の活性化
〃	10. 4～12. 2	情報公開と市議会
〃	12. 4～14. 2	分権時代における議会運営のあり方
〃	14. 4～16. 2	IT（情報技術）時代に対応した市議会のあり方
〃	16. 4～18. 2	分権時代における市議会のあり方
〃	18. 4～20. 2	人口減少社会と都市行政
〃	20. 4～22. 2	都市におけるエコ対策

3. 本報告書の作成経緯

平成20年

3月11日 平成20・21年度調査研究テーマに関するアンケートを全加盟市議長あてに発送した。

5月 8日 調査幹事会（於・大阪市）

平成20・21年度調査研究テーマ案を「都市におけるエコ対策」とまとめるとともに、同テーマ案を次の役員会に提案することとした。

7月 8日 役員会（於・豊田市）

平成20・21年度調査研究テーマ案を「都市におけるエコ対策」とまとめ、第88回総会に提案することとした。

8月18日 第88回総会（於・全国都市会館）

平成20・21年度調査研究テーマを「都市におけるエコ対策」に決定した。協議終了後、ジャーナリスト・環境カウンセラーの崎田裕子氏から「協働による環境まちづくり」と題する講演を聴取した。

10月21日 調査幹事会（於・北九州市）

「都市におけるエコ対策」に関する加盟市アンケート調査（案）について協議した。

11月20日 役員会（於・全国都市会館）

「都市におけるエコ対策」に関する加盟市アンケート調査（案）について協議し、決定した。

11月25日 「都市におけるエコ対策」に関する加盟市アンケート調査を加盟89市に送付した。

平成21年

1月27日 調査幹事会（於・ホテルルポール麹町）

「都市におけるエコ対策」に関する加盟市アンケート調査結果（平成21年1月27日現在）の報告のほか、調査研究報告書の目次・骨子（案）について協議した。

2月12日 役員会（於・全国都市会館）

「都市におけるエコ対策」に関する加盟市アンケート調査結果（平成21年2月12日現在）の報告のほか、「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書の目次・骨子（案）について協議し、原案のとおり第89回総会に諮ることとした。

同 日 第89回総会（於・全国都市会館）

「都市におけるエコ対策」に関する加盟市アンケート調査結果（平成21年2月12日現在）の報告のほか、「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書の目次・骨子（案）について協議し、それぞれ原案のとおり決定した。協議終了後、環境ジャーナリスト・有限会社イーズ代表取締役の枝廣淳子氏が「都市におけるエコ対策」をテーマに講演を行った。

2月19日 2月19日～20日にかけて、北九州市（監事市）において「都市におけるエコ対策」に関する現地調査を実施した。

3月17日 3月17日～18日にかけて、旭川市（理事市）において「都市におけるエコ対策」に関する現地調査を実施した。

3月24日 3月24日～25日にかけて、金沢市（理事市）において「都市におけるエコ対策」に関する現地調査を実施した。

5月 7日 調査幹事会（於・盛岡市）

「都市におけるエコ対策」に関する現地調査結果の報告のほか、調査研究報告書に関する内容について、「都市におけるエコ対策」に関する座談会（案）について協議した。

5月 8日 盛岡市（副会長市）において「都市におけるエコ対策」に関する現地調査を実施した。

7月 8日 役員会（於・相模原市）

「都市におけるエコ対策」に関する現地調査結果の報告のほか、調査研究報告書に関する内容について、「都市におけるエコ対策」に関する座談会（案）について協議し、了承された。

8月17日 第90回総会（於・全国都市会館）

「都市におけるエコ対策」に関する現地調査結果の報告のほか、調査研究報告書に関する内容について、「都市におけるエコ対策」に関する座談会（案）について協議し、決定された。

協議終了後、法政大学人間環境学部教授の小島聰氏が「地域の力で美しい地球を後世へ」をテーマに講演を行った。

同 日 「都市におけるエコ対策」に関する座談会（於・全国都市会館）

本研究会の平成20・21年度テーマ「都市におけるエコ対策」の調査研究に資するために座談会を開催した。参加者は、本研究会会長の舟戸良裕・大阪市会議長、本研究会副会長の上門秀彦・鹿児島市議会議長、本研究会理事の岸浪孝志・相模原市議会議長、環境ジャーナリスト・(有)イーズ代表取締役の枝廣淳子氏、法政大学人間環境学部教授の小島聰氏の5名。司会は関口勝・全国市議会議長会次長。

座談会では、「地域の力で美しい地球を後世へ」をテーマに都市における「低炭素社会の構築」・「循環型社会の構築」・「自然共生社会の構築」に向けた取り組みについて、参加者の各立場から熱い議論が展開された。

11月 6日 調査幹事会（於・和歌山市）

「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書（原案）について協議した。

11月30日 役員会（於・全国都市会館）

「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書について協議し、原案を決定した。

12月 8日 加盟88市に「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書（原案）を送付した。

平成22年

1月22日 調査幹事会（於・ホテルルポール麹町）

「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書（案）について協議した。

2月 4日 役員会（於・全国都市会館）

先の調査幹事会で検討された「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり第91回総会に諮ることとした。

同 日 第91回総会（於・全国都市会館）

先の役員会でとりまとめた「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書（案）について協議し、原案のとおり決定した。

4. 平成20・21年度役員市ならびに加盟市一覧

ブロック	部会	市数	会長	副会長	理事	監事	相談役	会員
第1ブロック	北海道	3			旭川			札幌、函館
	東北	8		盛岡		福島		青森、仙台、秋田、山形、郡山、いわき
	北信越	6			金沢			新潟、長岡、富山、福井、長野
	関東	21			相模原 川越			八王子、町田、川崎、横須賀、平塚、藤沢、宇都宮、前橋、高崎、さいたま、川口、所沢、越谷、千葉、市川、船橋、松戸、柏、市原
第2ブロック	東海	11			豊田	春日井		静岡、浜松、名古屋、豊橋、岡崎、一宮、津、四日市、岐阜
	近畿	20	大阪		和歌山			堺、豊中、東大阪、吹田、高槻、枚方、茨木、八尾、寝屋川、京都、大津、神戸、姫路、尼崎、明石、西宮、加古川、奈良
第3ブロック	中国	6			岡山			倉敷、広島、呉、福山、下関
	四国	4			徳島		高知	高松、松山、
	九州	9		鹿児島		北九州		福岡、久留米、長崎、熊本、大分、宮崎、那覇
合計	9	88	1	2	8	3	1	73

※平成20年度末をもって東京都江東区が退会

5. 本報告書作成に携わった役員市議会議長

会長 大阪市 足高將司 (20. 2. 19~20. 5. 28) 多賀谷俊史 (20. 5. 28~21. 6. 3)
○舟戸良裕 (21. 6. 3~現在)

副会長 盛岡市 工藤由春 (20. 2. 19~21. 6. 9) ○佐藤栄一 (21. 6. 9~現在)
鹿児島市 小森こうぶん (20. 2. 19~20. 4. 28) ○上門秀彦 (20. 5. 13~現在)

理事 旭川市 岩崎正則 (20. 2. 19~21. 5. 19) ○鎌田 勲 (21. 5. 19~現在)
金沢市 中西利雄 (20. 2. 19~21. 6. 11) ○高村佳伸 (21. 6. 11~現在)
相模原市 稲垣 稔 (20. 2. 19~21. 5. 20) ○岸浪孝志 (21. 5. 20~現在)
川越市 大河内 征 (20. 2. 19~20. 6. 11) 石川隆二 (20. 6. 11~21. 6. 5)
中原秀久 (21. 6. 5~21. 12. 17) ○山口智也 (21. 12. 17~現在)
豊田市 岩月幸雄 (20. 2. 19~20. 5. 15) 中根 大 (20. 5. 15~21. 5. 14)
○八木哲也 (21. 5. 14~現在)
和歌山市 北野 均 (20. 2. 19~20. 6. 12) 遠藤富士雄 (20. 6. 12~21. 6. 18)
○宇治田清治 (21. 6. 18~現在)
岡山市 ○宮武 博 (20. 2. 19~現在)
徳島市 笠井国利 (20. 2. 19~20. 6. 23) 隅倉純爾 (20. 6. 23~21. 6. 18)
○佐々木健三 (21. 6. 18~現在)

監事 福島市 山岸 清 (20. 2. 19~21. 5. 20) ○大越明夫 (21. 5. 20~現在)
春日井市 友松孝雄 (20. 2. 19~21. 5. 11) ○梶田晃男 (21. 5. 11~現在)
北九州市 中島慎一 (20. 2. 19~21. 2. 9) ○佐々木健五 (21. 2. 23~現在)

相談役 高知市 岡崎洋一郎 (20. 2. 19~20. 6. 16) 近藤 強 (20. 6. 16~21. 6. 18)
○西村和也 (21. 6. 18~現在)

※ ○は現職。平成 20 年 2 月 19 日は役員就任日である第 87 回総会開催日

6. 本報告書作成に携わった役員市議会事務局長

会長 大阪市 阿辻 豊 (20. 2. 19～20. 3. 31) 寺本良平 (20. 4. 1～現在)

副会長 盛岡市 ○吉田隆一 (20. 2. 19～現在)

鹿児島市 ○今吉悦朗 (20. 2. 19～現在)

理事 旭川市 ○森下 元 (20. 2. 19～現在)

金沢市 篠田 健 (20. 2. 19～21. 3. 30) ○山森 茂 (21. 4. 1～現在)

相模原市 ○今田 良 (20. 2. 19～現在)

川越市 藤村直幸 (20. 2. 19～20. 3. 31) 高橋幸男 (20. 4. 1～21. 3. 31)

○立入信悟 (21. 4. 1～現在)

豊田市 ○倉地正道 (20. 2. 19～現在)

和歌山市 山ノ井義雄 (20. 2. 19～20. 3. 31) ○山田 良 (20. 4. 1～現在)

岡山市 齋藤泰清 (20. 2. 19～20. 3. 31) ○渡辺博重 (20. 4. 1～現在)

徳島市 椎野誠一 (20. 2. 19～21. 3. 31) ○松田平和 (21. 4. 1～現在)

監事 福島市 山岸正行 (20. 2. 19～20. 3. 31) ○大内 恒 (20. 4. 1～現在)

春日井市 長谷川秀生 (20. 2. 19～20. 3. 31) ○毛利 元 (20. 4. 1～現在)

北九州市 加藤憲治 (20. 2. 19～21. 3. 31) ○三坂敏博 (21. 4. 1～現在)

相談役 高知市 川田隆生 (20. 2. 19～20. 3. 31) ○関 文雄 (20. 4. 1～現在)

※ ○は現職。平成 20 年 2 月 19 日は役員就任日である第 87 回総会開催日

○ 「都市におけるエコ対策」に関する 座談会会議録

日時：平成 21 年 8 月 17 日(月)15 時 30 分

場所：全国都市会館 B1 「第 4 会議室」

都市行政問題研究会

「都市におけるエコ対策」に関する座談会会議録

○主 催：都市行政問題研究会

○開催日時：平成21年8月17日（月）15時30分～18時00分

○場 所：全国都市会館地下1階「第4会議室」

○開催目的： 座談会は、本研究会の平成20・21年度テーマ「都市におけるエコ対策」の調査研究に資するもの。

今日の環境問題は、人間活動やグローバルな経済活動の拡大が背景にあり、今後、地球温暖化が加速し、さらに長期に亘ることが懸念されている。これはまさに地球の危機であり、都市においても今日の環境問題に対応すべくエコ対策を今以上に考えなければならない時を迎えており。

そこで、この美しい地球を守り、後世へ伝えるために都市・市議会は何をすべきかについて、様々な角度から研究すべく、加盟市議会議長、学識経験者等による座談会を行うこととする。

○座談会テーマ：「～地域の力で美しい地球を後世へ～」

・都市における「低炭素社会の構築」・「循環型社会の構築」・「自然共生社会の構築」に向けた取り組みについて

○参加者：	本研究会会長（大阪市議会議長）	舟戸 良裕 氏
	本研究会副会長（鹿児島市議会議長）	上門 秀彦 氏
	本研究会理事（相模原市議会議長）	岸浪 孝志 氏
	環境ジャーナリスト・(有)イーズ代表取締役	枝廣 淳子 氏
	法政大学人間環境学部教授	小島 聰 氏
○司 会：	全国市議会議長会次長	関口 勝 氏

1. 開会

○関口氏（司会） ただいまから、都市行政問題研究会の「都市におけるエコ対策」に関する座談会を開会いたします。私、全国市議会議長会次長の関口でございます。本日は、僭越ではありますが、座談会を進行させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本研究会は、来年2月の第91回総会でまとめる「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書の作成に向け、調査研究を進めているところであります。本日の座談会は、本研究会の調査研究に資するものとして、報告書のサブテーマ「地域の力で美しい地球を後世へ」をテーマに、各立場からご発言をいただくこととしてございます。それでは、開会に当たり、舟戸会長さんよりご挨拶をお願いいたします。

2. 会長挨拶

○舟戸氏 ただいまご紹介賜りました、舟戸でございます。開会に当たり、一言ご挨拶させていただきます。本日は、公務ご多忙の中、また暑さが厳しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。本研究会では、今日の環境問題を地球の危機ととらえ、その解決策を見出すべく、「都市におけるエコ対策」をテーマに調査研究を進めております。本日の座談会は、本研究会の調査研究を大いに前進させるものと確信しております。皆様のご協力を得て、この座談会が実りあるものとなるようにご尽力いたしたいと存じます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○関口氏（司会） ありがとうございました。ここで、座談会参加の皆様を私からご紹介いたします。まず、本研究会会長の舟戸良裕・大阪市会議長さんでございます。次に、本研究会副会長の上門秀彦・鹿児島市議会議長さんでございます。次に、本研究会理事の岸浪孝志・相模原市議会議長さんでございます。次に、枝廣淳子・有限会社イーズ代表取締役でございます。そして、小島聰・法政大学人間環境学部教授でございます。

3. 座 談

テーマ「～地域の力で美しい地球を後世へ～」

・都市における「低炭素社会の構築」・「循環型社会の構築」・「自然共生社会の構築」に向けた取り組みについて

1. 「都市におけるエコ対策」の今日的重點課題への取り組みについて

○関口氏（司会） それでは、早速座談に入りたいと思います。これより、報告書のサブテーマ「地域の力で美しい地球を後世へ」をテーマに座談を進めてまいりたいと思います。

美しい地球を後世に伝えるためには、今日の環境問題を克服すべく、持続可能な社会の構築が必要不可欠でございます。この目指すべき社会の構築には、「低炭素社会の構築」、「循環型社会の構築」、「自然共生社会の構築」が求められています。そこで、本研究会では、この3点を都市におけるエコ対策の今日的重點課題に掲げております。

それでは、まず、「都市におけるエコ対策」の今日的重點課題の領域で各市が全力で進めている取り組みをご紹介いただきたいと存じます。特にどのような形で市民や事業者を巻き込んでこの

問題に取り組んでいくのか、その全体的な仕組みや構図をご紹介いただきたいと思います。大阪市、鹿児島市、相模原市の3市の議長さんからお話をいただいた後、枝廣先生、小島先生からお考えをお聞かせいただきたいと存じます。それでは、大阪市さんからよろしくお願ひいたします。



◎舟戸良裕（ふなと よしひろ）・本研究
会会长（大阪市会議長）

昭和47年3月 関西大学文学部教育学科卒業。
昭和62年4月に大阪市会議員に初当選し、現在4期目。この間、大阪市会建設港湾常任委員長、大阪市会オリンピック招致特別委員長などを歴任。この他に現在、大阪ウエイトリフティング協会会長、関大アイスホッケー部OB会常任顧問を兼務。

平成21年6月3日から第105代大阪市会議長に就任している。

鹿児島市さん、お願いします。

○上門氏 私ども鹿児島市は、日本本土の南端に位置しております。市街地の眼前には、雄大な桜島とウミガメが上陸、産卵する恵み豊かな錦江湾が広がり、市街地の後背地には、深緑の森林とのどかな田園地帯、豊富な温泉など、都市と自然が共生する豊かな環境の中になります。

気候は温暖で、2007年の平均気温は19.3度でございましたが、100年前、1907年と比較すると2.9度上昇しており、地球温暖化の確かな現実がございます。最近では、錦江湾でサンゴ礁の白化現象が見られたり、沖縄からインド洋にかけて生息するグルクンという熱帯性の魚が捕獲されたりしております。また、市内では、フィリピンや台湾で生息するクロマダラソテツシジミというチョウや、ハイイロゴケグモやセアカゴケグモなどの熱帯性の昆虫が確認されるなど、地球温暖化による影響ではないかと思われることが始めております。

地球温暖化をはじめとする地球環境問題は、今や世界が一体となって対応すべき極めて重要な課題となっております。環境負荷の少ない持続可能な社会を構築し、人と自然が共生する環境を将来世代に継承することは、私たちに課せられた大きな責務であります。

このような中で、鹿児島市は、本年度重点施策の第1に「みどりあふれる地球にやさしい環境リーディングシティ鹿児島の実現」を掲げ、まちづくりのあらゆる分野において、可能な限り環境の視点を重視した取り組みを市民、事業者と協働して進めております。環境が重点施策の1番目に挙げられるのは2年連続でございます。地球環境問題に、市民、事業者、行政が、それぞれ

○舟戸氏 大阪市では、「環境先進都市大阪」の実現に向け、地球温暖化対策、ヒートアイランド対策、ごみ減量・リサイクルの推進を最重点項目として取り組んでおります。

1点目の地球温暖化対策については、市民や事業者が太陽光発電を設置する場合、発電力の1kw当たり10万円を補助する太陽光発電補助制度を創設しております。なお、補助金額は、政令指定都市の中ではトップクラスだと思っております。

2点目のヒートアイランド対策については、市役所など公共施設を活用した建物の緑化、ミストの散布など、取り組みを推進しております。

3点目のごみの減量・リサイクルの推進については、平成27年度までに市域のごみを110万トンとする目標を設置して、市民、事業者と協働した取り組みを進めております。大阪市では、ごみの量の約6割が事業系の廃棄物という特徴があり、焼却工場における検査の徹底とともに、排出業者責任、また搬入者に対する啓発指導を強化しております。

○関口氏（司会） ありがとうございます。それでは、

の役割分担のもと協働して取り組む場合、最も必要かつ重要なことは、この問題を多くの方々が理解し、環境保全意識を高め、そして、環境保全活動に取り組んでいくことであると思っております。

このようなことから、本市では、まず環境に配慮した施策を策定、実施する職員の環境保全意識を向上させるため、平成 18 年度から国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問であります末吉竹二郎氏を環境アドバイザーに迎え、平成 20 年度までの 3 カ年で、対象職員のほぼ全員に当たる 3,600 人に地球環境問題について研修をしていただきました。また、この間、アドバイザーには、広く市民、事業者に対して様々な機会に同様のご講演をしていただいており、今年度からは、次世代を担う子供たちへの講演も実施しております。

市役所自体も大規模な事業活動の実施主体であり、大量に資源やエネルギーを使用していることから、行政として環境に配慮した施策の策定実施に加え、事業者、消費者の立場から率先して環境負荷を減らすため、「環境配慮率先行動計画」を策定し、平成 13 年度から、全職員が節電や節水、ごみの減量化に取り組んでおります。取組結果として、平成 18 年度は温室効果ガス総排出量を平成 10 年度比で約 14% 削減しております。

また、クールビズにつきましても、平成 19 年度からは、国より 1 カ月早い 5 月から、終わりも 1 カ月長い 10 月までと、実に半年間もクールビズに取り組んでおります。私ども市議会も、本会議を除いて同様に取り組んでいる状況でございます。本市の率先した取り組みがマスコミ等で紹介されたことから、地元金融機関もクールビズの取り組みを始めたり、また期間を延長されたところも見られるなど、多くの事業所で市に合わせて取り組んでいただいております。

本市における環境保全意識はだんだん高まっていると感じておりますが、さらに市民の環境保全意識の醸成を図り、市民総ぐるみで環境に優しい持続可能なまちづくりを進めるため、昨年 10 月 10 日、「かごしま環境都市宣言」を行なったところであります。

そして、市民一人一人が地球の未来について真剣に考え、環境に配慮した行動に結びつけていただくための拠点施設として、「かごしま環境未来館」を同日オープンしました。ここでは、環境問題について楽しく学べる環境学習講座や環境保全活動に取り組む人材を育成する環境カレッジの運営などを行っております。また、企画展や講演会など、市民が環境への関心を高めていただけるような様々なイベントを企画するほか、リサイクル工房やリユース・リサイクルショップを設け、市民のリサイクル活動の増進を図っております。ここを拠点に市民の環境保全活動の輪を広げていこうとするもので、開館からの約半年間で、予想を上回る 16 万の方々に来館をいたしております。施設の運営につきましても、市民団体等が参画した「かごしま環境未来館協働運営委員会」を設置して、市民と協働した取り組みを進めております。



◎上門秀彦（うえかど ひでひこ）・本研究会副会長（鹿児島市議会議長）

昭和 53 年 中央大学法律学部法律学科卒業
代議士秘書を経て、昭和 63 年 4 月に鹿児島市議会議員に初当選し、以来連続 6 期当選。

その間、鹿児島市議会決算特別委員会委員長、同経済企業委員会委員長、同県庁舎移転対策特別委員会委員長、同議会運営委員会委員長、同建設委員会委員長等を歴任。平成 14 年 5 月に第 81 代鹿児島市議会議長就任、平成 16 年 5 月に第 83 代同議長就任、また、平成 20 年 5 月から第 86 代同議長に就任し、現在に至る。

事業者につきましては、本市独自の環境マネジメントシステムである「環境管理指針」に基づいて、省エネなどの環境保全活動に取り組んでいる事業所を「環境管理事業所」として認定する制度に平成 17 年度から取り組んでおり、平成 20 年度末で 424 事業所を認定しております。平成 19 年度末において、この環境管理事業所や ISO14001、エコアクションなど、本市の環境マネジメントシステムの導入事業所数は、中核市中第 1 位でございます。この制度がきっかけで、鹿児島県建設業協会鹿児島支部や鹿児島県ビルメンテナンス協会は「環境宣言」を行い、業界全体として環境保全活動に取り組んでいただいております。

子供たちにつきましては、小・中学校を対象に、市の指針に基づいて、先生と児童・生徒が一緒にになって積極的に省エネ対策などに取り組んでいる学校を認定する「学校版環境 ISO 制度」を実施しています。平成 20 年度末で小・中学校 117 校中 92 校が認定を受けておりますが、ここ数年間で全校を認定する予定でございます。このように、市民、事業所、行政がそれぞれ役割の分担のもと協働して、環境に優しい持続可能なまちづくりを進めているところでございます。

○関口氏（司会） ありがとうございます。それでは、相模原市さん、お願いします。

○岸浪氏 相模原市は、神奈川県の横浜市、川崎市に次ぐ 3 番目の人口を擁し、首都圏南西部における中核的な内陸工業都市として発展してきましたが、平成 18、19 年の 2 回にわたり、隣接する津久井地域 4 町との合併が終わりまして、面積では合併前に比較し約 3 倍の 328.84 平方キロメートル、人口は同様に 7 万人増の 71 万を超える、今、平成 22 年 4 月を目途に政令指定都市を目指しているところであります。今までの旧相模原市は、都市的土地区画整理事業で開発、成長してきたまちですが、津久井地域との合併によりまして、山梨県境から東京都境まで旧津久井地域に広がる豊富な森林資源あるいは神奈川県民の貴重な水がめにもなっております相模湖、津久井湖、城山湖、宮ヶ瀬湖に象徴される水資源など、自然豊かな土地利用の地域が加わり、従来の都市的な土地利用主体から自然的な土地利用を合わせ持つ都市へと変貌しつつあります、新しいまちを作っていくところであります。

まず、一つ目としまして「低炭素社会の構築」でありますが、この 3 月の市長施政方針におきまして「誰もが取り組める地球温暖化対策の推進」を大きな柱に掲げております。「地球温暖化対策の推進に関する法律」で新たに策定が求められる実行計画について、国のモデル都市として環境省から指定を受けまして、市民や事業者とともに地球温暖化対策実行計画を検討しています。また、市内の中小企業の新エネルギー・省エネルギー設備等の導入を促進することを目的に、企業がこのようなエネルギー設備を導入設置する際に、設置をしやすくなるよう新たな融資制度ということで「地球温暖化防止支援資金」をこの 4 月に創設したところであります。

特に、この新たな実行計画においては、本市の自然的・社会的条件に応じて、温室効果ガス排出抑制などを行うための様々な施策及び削減目標を定め、太陽光等の自然エネルギーの利用促進方策はもちろんのこと、市民のライフスタイル、事業者のビジネススタイル転換による省エネ対策、また環境と共生するまちづくりに向けた都市計画などの関連施策との連携を図ることが求められることとなっております。この実行計画を定めいろいろな施策あるいは対策に取り組んでいくことで、中長期の温室効果ガス削減の目標を定める計画となっているものであります。

そのため、本市におきましては、これらのこと踏まえながら、新たな実施計画策定のための、市民、事業者など様々な団体で構成する「実行計画協議会」を設置し、国との連携・協力のもと、平成 22 年 3 月を目途に計画を策定し、本市における地球温暖化対策の取り組みを加速させていくということで、その準備を進めております。

二つ目といたしまして、「循環型社会の構築」に向けた取り組みにつきましては、昨年 3 月に、

「相模原市一般廃棄物処理基本計画」(循環型社会形成さがみはらプラン21)を策定し、この中で、「ともにつくる資源循環型都市さがみはら」を基本理念として、その実現に向け、私たち市民の日常生活や事業活動を循環型のスタイルに転換するとともに、資源を循環させる社会システムの構築あるいは市民、事業者、行政の協働によるごみを出さない環境づくりを進め、発生抑制、排出抑制、再利用、再生利用のいわゆる4Rの推進を図ることとし、その実施を推進しているところであります。



◎岸浪孝志（きしなみ たかし）・本研究会
理事（相模原市議会議長）

昭和45年 宮城県工業高等学校を卒業と同時に、三菱重工業㈱相模原製作所入社。以来、三菱重工業㈱に勤務。

平成7年4月相模原市議会議員に初当選し、現在4期目。この間、相模原市議会総務委員会委員長、同環境経済委員会委員長、同議会運営委員会委員長、同防災対策特別委員会委員長、同基地対策特別委員会委員長、相模原市監査委員等を歴任。

平成21年5月、第42代相模原市議会議長に就任。現在に至る。

入ってきますから、これが地域の水源確保あるいは河川水路における自然浄化対策あるいは公共下水道整備工事等に充てられております。これを今後もより有効的に活用していくこうとしているところであります。

ほかには、今年9月には相模原市としても、蛍の生育環境の保全の取り組みを推進していくこうということで、市民とともに検討が進められた条例がこの9月議会には提案される予定と聞いております。この条例については、以前、本市議会議員からの一般質問で出されたことに対応して条例化していくこうと進められているものであり、議員提案による施策化の一例として良い事例として捉えているところであります。

○関口氏（司会） ありがとうございます。枝廣先生から何かご意見等をお願いします。

○枝廣氏 「都市におけるエコ対策」がテーマということで前回も申し上げたことではあります、都市にとって大切なのは、温暖化や環境問題だけではないですね。今回はエコがテーマの座談会なので、その角度から話が展開することは承知していますが、都市にとって、これから30

年、50年と考えたときに、何が本当の問題になってくるのか。もちろん温暖化対策は大きなものではありますが、恐らく高齢化であるとか過疎化であるとか、そういったことも都市にとって大きな問題になると思います。

日本でこういう話をするとき、これは自治体だけではなく、政府や企業でも、その傾向が強いのですが、温暖化対策だけを切り出した形で語られているのがとても気になっています。例えば、このままの形で都市が10年、20年、30年進んでいくと、都市の中に住んでいる高齢者が買い物できなくなるという状況が出てきます。現に、いまそなりつつあります。つまり、すべてにおいて車がないと、買い物もできない町になってしまっていると、車に乗れなくなった高齢者は買い物にも行けなくて都市の中にいるのに飢えてしまう、そういう状況が出てきます。高齢化や過疎化を合わせて、例えば2030年、2050年にどのような都市になっていきたいのかという話だと思うんですね。ですから、例えば大阪市さんが2050年にはどういう都市になりたいのか、その中の一つの柱として当然、低炭素化というか温暖化対策があると思います。

市民を動かすとか巻き込むというのは、おそらく座談会後半に展開されると思いますが、人を動かすのは何か、私はずっと心理学をやっていたのでそのような方向でよく考えます。しかめつ面をして「何々せねばならない」「でないとこうなってしまう」という話はあまり人をわくわくさせません。そうでなくて30年後に、例えば相模原市は、鹿児島市はこういうまちになりたいんだよ、その夢とかロマンとかがあつてはじめて人々は動くと思います。

そういった意味でいうと、日々いろいろな施策をされている方が今何をやっているというのはとても大事だと思いますが、それは手段であって、目的は何なのかを忘れずに、都市の対策に取り組んでほしいというのが1つです。

もう一つは、都市の取り組みとして絶対に落とせないのは、エネルギーをどうするかということ、交通と輸送、つまり物と人の移動をどうするかということ、それから、食糧をどうするかということです。例えばソーラー発電の補助をするなど自然エネルギーに力を入れる都市は増えていますが、それが啓発レベルじゃなく、本当に都市のエネルギーを、例えば石油がピークオイルを迎えてなかなか輸入できなくなる、もしくは価格が非常に上がってくる、そういった時代の中で、私たちの都市は何をエネルギーとして動かしていくのかということを入れ込んでいく必要があります。

交通輸送もそうですが、そのときに、単に電気自動車が良いとか、他にもカーシェアリングとかライトレールとか色々ありますが、そのような交通手段の話だけではなく、まちづくりをどうするのかということを考える必要があります。今のように、好きなところにみんなが広がっていて、それをすべて都市が面倒見て交通をどうするかという話になっていくととても大変な話に



◎枝廣淳子（えだひろ じゅんこ）・環境ジャーナリスト・(有)イーズ代表取締役

環境ジャーナリスト、翻訳家、(有)イーズ代表、(有)チェンジ・エージェント会長、NGO ジャパン・フォー・サステナビリティ (JFS) 共同代表、東京大学人工物工学研究センター客員研究員、首相の「地球温暖化問題に関する懇談会」メンバー。東京大学大学院教育心理学専攻修士課程修了。

講演、執筆、翻訳等の活動を通じて「伝えること、つなげること」でうねりを広げつつ、変化を創り出し広げるしくみを研究。

なるので、例えば富山市では、町の中に人々が住みやすくなるような工夫をしています。富山市は「串とだんご」と言っているのですが、ライトレールを串に、その停留所をだんごに見立てて、そこに人が集まるように、高齢者も、田舎ではなくて町中に住み替えることができるような施策を打っています。このように、人々がどこに住むのかなどを含めてのまちづくりをやっていく必要があると思っています。

もう一つ今の話を聞いていて思うのは、もちろん自分の都市でどうやって低炭素化を進めるかは大事ですが、日本中の都市が、それぞれ自分の地域の個別最適化を図ることは、日本全体としてはどうなのかなというところがあります。都市の中だけで、クローズドで、そこで自己完結的にやるだけではなくて、特に地方とどう連携していくかが都市の大きな役割の一つだと思います。これは、皆さんのところも含めて今研究が始まっていると思いますが、1つはカーボンオフセットという仕組みで、例えば新宿区さんと伊那市さんが組んでいるように、都市のお金を持っていて地方の森林整備を行い、そこで吸収されたCO₂は都市でのCO₂削減に勘定する、自分たちのことは自分たちでちゃんとやりつつ、ほかのところとの連携で相乗効果を増していくことも視野に入れていいってほしいなと思います。

○関口氏（司会） 幅広くご発言いただきまして、ありがとうございます。次に、小島先生。



◎小島聰（こじま さとし）・法政大学人間環境学部教授（専攻－行政学、地方自治論）
研究テーマ：持続可能性と自治体政策、自治体環境政策、市民社会と行政システム
略歴：法政大学大学院社会科学研究所政治学専攻博士課程を経て、90年より（財）行政管理研究センター研究員、98年より法政大学第二教養部助教授、99年より人間環境学部助教授、2005年より現職。

○小島氏 枝廣さんがおっしゃったのは、先ほどの私の講演とほとんど重なっているなと思って聞いていたんですが、まさにサステナビリティというとらえ方がとても大事だと思うのは、どうしても個別縦割行政に入っていっちゃうんですよ。私は、自治体とつき合っていると、これは環境部局だろうと。実は、自治体内部でも、先ほどポリシー・インテグレーションという話をしましたが、これは環境政策と交通政策を組み合わせるともっと有効なんだと言っても、交通部局の方には全然響かないと。

実は、先ほど職員に対する環境教育の話がございましたが、確かに教養として環境に対する知識を持つことはすばらしいことですが、それを超えて、政策マンとしてすべての職員が何ができるかと。自分の部局だったらどうできるかという、政策マンとしてもっと専門性に裏づけられた環境教育、ここは必要ですよね。つまり、一般の方々が持っている教養レベルは当然なきゃいけないです。だけど、政策マンとしてそれを実現するときに、都市計画部局にいる人間、場合によっては福祉部局の人間が、どういうふうに自分のセクションの中で何ができるかと考える。そこの知的なトレーニングをしていくと。それで、できるところから実践していくということが大切で、自治体の場合、技術系職員以外は人事異動で回っちゃいます。それは、NPOからすると、どんどん人事異動で問題だとは言われるんですが、僕は、それは逆手にとっていいと思っているんです。つまり、縦割で物を考えないわけですよね。

最近、自治体行政でも、人事の話になると、国のように部門ごとで採用していくと。つまり、専門家を養成するという人の育て方をやっていくという流れが今の自治体もあります。それは、

分かります。だけど、持続可能性を考えたら、総体的に見渡せる人間を作らなきやいけないんですね。そう考えると、これから国の行政構造がどうなるかはわかりませんけど、自治体の場合は、首長のもとにちゃんと行政部局が入っていますから、総合的に色々なものを組み合わせてやっていくのは国より優位性があるんです。そのことを自治体は自覚していただきたいと。

産業政策と環境政策、環境政策と交通政策をリンクさせる、これは、国よりも、自治体の方がやろうと思えばできるわけです。だから、ポリシー・インテグレーションは、国よりも自治体が率先してできる可能性があるし、そのための人の育て方、使い方、これは必要ですね。自治体を見ていると、やはり環境部局を離れちゃうと、環境のお仕事は終わりましたとなっちゃいます。極端な話で、何年か前に環境自治体会議が調査をしたんですが、都市が高齢化すると CO₂が増えると。簡単なことです。高齢者 2 人世帯、1 人世帯がまちの中にあふれます。その方々が地域コミュニティから切り離されて生活をしています。そうすると、何をしているかというと、1 日中家のこたつに入ってテレビを見て、家電製品を使い続ける。こういう都市社会は温室効果ガスをいっぱい出しますし、他方、高齢者の方々の生活の質 (QOL) が非常に低い。したがって、高齢者の方々が地域社会で元気に過ごせるまちが、温室効果ガスが低い町です。ただ、そのことを NPO の人に、「だから、あんた方福祉 NPO と環境 NPO は手を結びなさい」って言うと、「おじいちゃん、おばあちゃんに、環境のために外に出ていってとやると怒っちゃうから、そうじゃなくて、まさにそれが持続可能性なんだよ」と。高齢者の方々が外で元気に働く人は働き、自己実現できる社会を作ることと環境に配慮する社会を重ね合わせていく。例えばそういう高齢者の方々が無味乾燥の公園にしかいないのではなくて、豊かな自然環境で過ごせるということはとても大切です。

僕は、自分でも、環境 NPO の人たちとのコンサートを地域の川辺でやるんですが、そのときについつも思うのは、学生たちを連れていくんですが、障害者の方が来られるようにしようと。そうしないと、健常者にある健常者のための地域環境づくりになっちゃうからと。間違えちゃうと。川とか、里山では厳しいところはありますが、やっぱり障害者の方々、目の不自由な方、耳の不自由な方、そういう様々な方が楽しめる環境は、環境政策と福祉政策、ユニバーサルデザインという言い方もしますが、そういうものを重ね合わせていく。自治体の可能性って、そういう組み合わせたところに大きな可能性があるんだということです。未来について言えば、そのとおりですね。今までの自治体の総合計画の基本構想は微分調だったんですね。そうではなく、どういう社会像が見えるかを作っていくと。よく政府がいうバックキャスティング、そういう未来像、こういう社会像と。多くの基礎自治体がつくっている総合計画の基本構想は、微分調にはなっていますけど、20 年、30 年後の社会像が見えないんです。だれもがイメージできる社会像をつくった上で現在に立ち戻るということが大切で、そうすると、総合計画のつくり方もえていかなくちゃいけないのかなと思うんです。

○関口氏（司会） ありがとうございます。バックキャスティングは、枝廣先生も、前に講演でお話になったような感じがしますが、確かに地方自治体は総合行政ですから、国と違って非常に数多くの人に接する業務をやって、しかも、職員がその中で、自由にというか、相当頻繁に人事交流で動いていますので、おっしゃることは十分考えられると思います。

○小島氏 そういう強味を生かしていただきたいですね。

2. エコ対策の基本となる条例・計画など法体系について

○関口氏（司会） 次は、エコ対策の基本となる条例計画などの法体系という、いわゆる役所のスタイルになるかもわかりませんが、都市におけるエコ対策を論じる場合、市には基本となる条

例計画等があると思いますが、その体系を教えていただきたいと思います。それでは、大阪市さんからお願ひしたいと思います。

○舟戸氏 大阪市は、本市に集う人々の協働により、良好な都市の環境を守り、地域環境の保全に貢献していくため、平成7年に環境行政の根本条例となる「大阪市環境基本条例」を制定。そして、翌8年には条例第8条に基づき、市民が、安全で、健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保を目的として、市域における環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的に推進するため、本市環境行政のマスタープランである「大阪市環境基本計画」を定めました。平成15年には、ヒートアイランド対策、地球温暖化防止などの今日的な環境上の課題に対応するため、第2期大阪市環境基本計画を改正しました。なお、本市は、この計画に基づき、市民や事業者との協働のもと、総力を挙げて公害の防止や環境負荷の低減、地球環境の保全などの取り組みや行動を積極的に推進し、環境先進都市大阪の実現に向けて取り組んでまいりました。

現行の第2期大阪市環境基本計画の期間が平成22年度までとなっていますから、平成21年1月に大阪市環境審議会に大阪市環境基本計画の改定などについて諮問しまして、ご論議いただいている。今後の予定に答申を踏まえて、平成22年度中には、中長期を計画期間とする新大阪市環境基本計画を策定したいと考えております。その中に、大阪市環境基本条例第8条、「市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画を定めるとする」とあります。大阪市環境審議会は、環境保全に対しての重要項目を調査審議する大阪市長の諮問機関で、現在は、学識経験者、公募により選定した市民代表、市会議員の代表、20人の委員で構成されております。

○関口氏（司会） ありがとうございます。続いて、鹿児島市さん。

○上門氏 鹿児島市の環境をより良くして、将来世代にその環境を引き継いでいくことができるよう、本市の環境施策を総合的かつ計画的に推進するためのよりどころとなる条例として、昭和48年度に、「鹿児島市民の環境をよくする条例」を制定しました。平成16年度にはその条例を全面改正した「鹿児島市環境基本条例」を施行しております。この条例は、市、事業者及び市民が共通に認識すべき基本理念を定め、各主体の責務を明らかにするとともに、本市の環境施策の基本となる事項を定めています。また、本市の自然的、社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めております。

条例に基づいて策定した「鹿児島市環境基本計画」では、水環境やごみ問題などの地域の環境から、地球環境まで視野に入れ、本市の自然や社会環境などの特性に配慮し、環境負荷の少ない循環型の快適環境都市づくりを総合的、計画的に進めることとしております。

また、環境基本計画に掲げる地球温暖化対策の具体的な行動プランとして、温室効果ガス排出量の削減目標や、その目標達成に向けた施策等を掲げた「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」を平成18年度に策定しております。平成23年度における温室効果ガス総排出量を平成2年度に比べ8%削減する目標を立てております。なお、これらの計画の最上位となるのは、地方自治法に基づき策定している第四次鹿児島市総合計画であり、この中の基本目標の一つに「人と自然にやさしい快適なまち」を掲げ、環境対策に取り組んでいるところでございます。このほか、地球環境問題への対応やエネルギー供給の安定的な確保対策の一環として、本市における新エネルギー導入の基本指針となる「鹿児島市地域新エネルギービジョン」を平成14年度に策定しております。

○関口氏（司会） ありがとうございます。続いて、相模原市さん。

○岸浪氏 相模原市では、現在、本市の豊かな自然と都市機能を活かし、政令指定都市としての

自立したまちづくりを実現するため、新しい総合計画の策定中でありますて、平成22年4月にスタートするということで、これが最上位の計画になっております。このことについては、昨年の6月定例会において政令指定都市としての新しい相模原市の都市像を描いた基本構想を議決しております。この基本構想は、豊かな自然と都市機能を併せ持ち、自立したまちづくりを実現するため、本市が目指す20年後の都市の姿を示したもので、5つの基本目標のうち、環境に関わる目標として「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げています。それを踏まえまして、現在、基本計画及び実施計画を策定中でありますて、平成22年4月から新しい総合計画のもとでまちづくりをスタートするものであります。なお、去る7月30日には、総合計画審議会から基本計画の素案について、答申があったと聞いております。

併せて、環境面から具体化する部門別計画についても、平成13年3月に策定した現計画であります「環境基本計画」について、津久井地域との合併あるいは地球温暖化という新しい課題への対応も含めまして、総合的な施策体系の大幅な見直しということで、改訂作業を進めております。その中でも一番ポイントとなるのは、やはり市民、事業者、行政の責任と役割をきっちり明確にしていくこととあります。パートナーシップの視点に立った環境づくりにむけた取り組みをどう組み入れていくかが課題かなと思っています。

それから、先程触れていただいた地球温暖化対策実行計画の策定は、国のモデル都市になっておりますから、環境省にいろいろと連携・指導をいただきながらきっちりとした計画になっていくと思いますが、これは、アクションプラン、または行動計画という位置づけになっていくのだろうと思っております。これによりまして、総合計画の基本構想の基本目標を柱に、基本計画、実施計画そして地球温暖化対策実行計画へと体系化させ、平成22年4月からの確実なスタートをしようと進めているところであります。

さらに、現在、環境に関わる基本的な指針については「環境基本条例」があるわけですが、改訂する環境基本計画及び新たに策定する地球温暖化対策実行計画をより実効性あるものにしようという機運の中から、地球温暖化対策に係る条例化について検討しており、政令指定都市への移行及び基本計画、総合計画がスタートする平成22年度を目指しながら準備が進められていることもあります。その検討の中では、「環境基本計画」と同様、市民、事業者、行政のそれぞれの責務、あるいは本市の特性を踏まえた内容を盛り込んでいく方向で進められるとのことです。

○関口氏（司会） ありがとうございます。では、枝廣先生。

○枝廣氏 自治体だけではなく国も含めてそうですし、今回の3都市だけではなく、色々なところのお話を聞いていつも思うのは、多分正しい目標を掲げておられるし、総合的かつ計画的な様々な施策を打ち出されておられるし、事業者、市民とのパートナーシップを進めて、総力を挙げてらっしゃる。少し意地悪な質問に聞こえるかもしれません、国に対しても、どの都市に対しても、企業に対しても、どうしても知りたいのでお伺いするのですが、でも実際に日本のCO₂は減っていませんよね、増える一方ですよね。それぞれの都市も、計画どおり進んでいったらきっと減るであろうCO₂が増えているのが多くの都市の現状ではないかと思います。正しい計画、施策、条例があっても、目的であるCO₂が減っていないとしたら、何が足りないのか、何があればより減らす方向に進むのか、それを自治体の現場で見ていらしてどう思われるか。個人の意見で全く構わないのですが、何があればもっと進むことができるのか、どのように普段お考えか、もしよかつたら教えていただきたいと思います。

○舟戸氏 CO₂の問題を、そんなにしゃかりきになって減らさなくてもいいじゃないかなと。今現

在も地球規模で進んでいることを、先ほどもおっしゃったとおり各自治体でやるというのは、国に任して。大阪市は一応策定計画どおりやっており、温室効果ガスの削減目標も一定達成しています。その中でも、そんなにやらないといけないのかなど。人間が、ここまで化石燃料、ガソリンを使って物に交換したりするのも、自然の中の1ページではないかなど。地球の歴史を振り返ってみたら。

○枝廣氏 例えばその結果温度が上がって、未来世代が…。

○舟戸氏 その温度が上がるというのも、本当にCO₂が上がったから温度が上がっているのかなどという人も居ます。どこの学者が言わされたのか知りませんが、事実かなと。大阪は、先ほど先生がおっしゃったみたいに、50年後の大阪をどうするんですかとか、大阪市としては50年後も大事かもわかりませんが、我々は、10年位のスパンで将来を見越してまちづくりをし、それを積み重ねて50年後はこうなるとやっていく中で、本当にCO₂問題、そんなに地球で大切になっているのかなとか、現実に、私個人だけではなく、かなり多くの人が思っているんじゃないかな。しかし、行政や周りが、テレビがそう言うから、それぞれCO₂を出さないように努力して、物を買うときでも、ここの会社はCO₂を出さない努力していますよというところを見て物を買ったりするのですが、個人個人では、そんなに考えていないんじゃないかなと思います。木を植えたり、そういうことをすればいいのかなと。例えばよくヒートアイランド現象を抑えるために緑化しなさいといいますが、大阪市もかなりやっているんです。民間もやっているところはあるんですが、夏が過ぎて枯れた後、毎年片付けるのも大変やなとかそういうことまで考えたら、余り普及しにくいのが大阪の風土ではないかなと思います。

○枝廣氏 例えば世界的な科学者のグループのIPCCが言っています。かなりの高い確率で人為的なCO₂が温暖化をもたらしているということが科学的には言われているんですが、大阪市では…。

○舟戸氏 大阪市って、今個人の意見と言われたので。

○枝廣氏 はい。

○舟戸氏 大阪市では施策としてはきちんとやっているんですけどね。僕らの周りでは、それが本当に地球温暖化になっていたら、冬服買わんでもいいかなとかね。北海道で米がとれたら日本の食糧にはいいのではとか、いろんな考えを持っている人はいっぱいおられますよ。特に大阪人なんて、僕らが勧めたら、「そんなことないやろ、おまえら、それ、何かもうけるんちやうんか」とか「そうやったら、CO₂、そんなん関係ないやろ」と。割とそういう気質というのがあるんじやないかと思うんですよ。

○小島氏 実はそこに質問の答えがあって、なぜ法律や計画を作っても進まないか。それは、今まで出てきた計画は行政計画ですが、この問題は社会経済構造を変えないと自治体がエコオフィスをやったってたかがしれています。社会経済構造を変えなきゃいけないということは、行政計画の中の社会計画の部分が動かない、効果を発揮しないと減らないんですよ。つまり、住民とか事業者の皆さん。ところが、その中で、IPCCがいっているとしても、本当にそうなのかという議論があって、社会計画として実効性を持たせるためには、何が効くかがまだよく分からぬ。例えばそれが税金、規制なのかと。通常の環境政策の規制より難しいのは、公害規制だったら、発生源だけ規制をかけられるとまっちやうんですね。緑地保全も、財産権規制もあるけれども、緑地を守るとか点を押さえていけばとまるんだけど、面的に広がっているのに、どういう規制をやればいいのかが、まだ方法が色々あって、どれが効くかはよく見えてこない、これが1つですね。だから、一番効く方法は、社会全体を変えていくに当たってどういう方法がまず効くのか、薬で言えばどういう治療が効くのかと、まだ確たるもののが見えない。見えないからこそいろんな手段を

組み合わせましょうと国際的にいっているんですね。

もう一つは、それをやることにどういう意味があるのかがよく分からないと。この間、新聞で国立環境研が市町村ベースの車からの排出量データを出しましたよね。ああいうふうに、住民生活にとって今どういう状況にあって、それをやることがどういう意味があるのかが落ちてこないと、やっぱり自発的な行動にはなかなか結びついてこない。その因果関係というか、これは、科学的な因果関係というよりは、心理的な因果関係としての認識ができるかと。これがやっぱりポイントですよね。それと、やっぱり社会計画の側面がかなり重要だから、通常の行政計画とは違うので、社会が変わるためにどういう手段が効くかはまだ分からないので、いろんな手段を試している段階だという過渡期なんです。

○上門氏 先生が今おっしゃったように、私も思っています。環境に対する考え方は、環境を守るためにお金が必要だという考え方は、前の時代には全く発想がなかったと思います。今は過渡期だと思うのです。その中から、環境問題、エコ対策について話をする中で、全体の都市像をどうするのかとなって、我々だってそういうことを考えますよ。でも、急にそういうことを振られても、今日のところは、とりあえず環境に対する問題だと。ただ、なぜ減っていないかというと、やっぱり努力すべきだろうと思います。いろんなことをやっていますが、できることからやって、なつかつ私どもは努力する、その積み重ねでやっていくしかないのかなと。その中で良い知恵が出たり、全世界でどういう取り組みをするのか、そういう方向になっていく。

今、我々地方自治体でできるのは、その都市の特色でもってやっていく。大阪市さんは大阪市さんなりに大都会で、私どもの地方の60万都市とまた考え方方が違うと思うんです。でも、環境に対する考え方は、やはり最重点施策のひとつとしてやっていくというのは、それは、お互いが努力していくべきことだろうなと思っています。努力していないから増えているのではなくて、いろんな状況もあるうかと思うんですよね。全体で何%という形をとりますから。私ども鹿児島市も8%削減という目標を掲げてやっていますが、2年度から比べると少し増えているんです。だから、もう少し努力が必要だと思っております。

○岸浪氏 CO₂は減っていないという話ですが、今まで社会では、誰もがより豊かな生活を追い求めてきたし、自分にとって幸せをそこに持っていたと感じていますが、今後はそういった社会から、やはり我慢する社会に多分シフトしていくことが環境対策になると私は考えています。ただ、それを変えていくには、それなりの社会構造を変えていかないと、同時に市民、国民の意識を変えていかなければいけないと思うんですね。例えば「温室効果ガス」言われても、ピンとこない人はまだまだ多いと思うんです。「ヒートアイランド」って何それということであって、そういう行政言葉あるいは行政から出された言葉や情報が市民生活の中に入ってきていない部分がたくさんあるんじゃないかと思うんです。ですから、計画を作っても、それをアクションプランの中で書いても、市民生活、日常生活の中にそれが入っていないかいけないと思うんです。確かにペットボトルに代表されるようにリサイクルが必要であるとか、あるいはダイオキシンが出るものは健康問題だからしっかりと対策を組まなければいけないといったそういう部分で個々に動くことはあるんでしょうが、地球温暖化という大きなテーマの中ではなかなか入り込んでいかないのかなと思っています。

それから、CO₂については、車から排出される排気ガスに含まれるCO₂とNO_xの問題があるわけですが、ディーゼル車とガソリン車の優位性について、日本では、ディーゼル車はNO_xが非常に高いということでご存知のように敬遠されるようになっています。でも、NO_xの方は別の観点の問題として他の機会に議論していただくとして、問題はCO₂ですから、CO₂の排出量からすれば本当

はディーゼル車に乗った方がCO₂は減ってくるんですね、CO₂だけ考えればですね。そういう側面が片方であって、同様に、リサイクル社会となり資源化を積極的に進めていけば、一般廃棄物を廃棄し燃やすときに、発熱するペットボトルが入っていないので、逆に重油を多く使わなければ処理ができないとか、そういう相反する側面が最近出始めているんですよね。その辺が、もう少し研究されていく中で、深められていく内容としてあるのかなと思っているんです。ちょっと変な話になってきましたね。

○関口氏（司会） いえいえ。

○枝廣氏 ありがとうございます。

○小島氏 溫暖化対策をやることが我慢する社会じゃなくて、生活の質を組み換える社会だという、生活の質はある意味で高まるという社会像で考えないと、さっきご紹介したエコシティたかつをつくるときに、これは行政区だから、狭域行政で狭い例でやるので、住民の皆さんに落ちるためには、生活の質がどういう点で高まるのか、そこを出していかないと落ちていかないと。そこが一つ重要なポイントですよね。

それから、環境問題は不確実性があるんです。リサイクルが果たして環境に妥当なのかと。一般の書店にいければ、リサイクルはいけないって本だっていっぱい出ている。そういう中で、自治体はリサイクルをやるのかどうなのかという判断をしなきゃいけないんです。

ですから、こういうテーマこそ議会の出番だと思っているんです。行政は、リサイクル対策をやると言ったら、リサイクルすることが環境に良いという前提でしか事業を組み立てられない、予算をつけられないんです。不確実性がある中で、でも、何もやらなかつたらとんでもないことになるから、何かを選ばなきやいけないです。そうすると、こういう意見もあるんだ、不確実だと。もしかしたら、温室効果ガスのせいじゃないかもという説もあるかもしれない。でもね、そういう議論が、むしろ地域社会の中でちゃんと冷静に議論されることが大切で、それこそ議会の役割だと思います。行政は政策を作る側にいつもいるので、ある前提を持ってしか政策を作れないところがあるんですよ。ですから、特に環境問題は考え方の違いとか不確実性な部分があり、それをちゃんと許容して、今の時点ではということで考えていくしかないと思います。これは、議会の役割は大きいと思っています。

○枝廣氏 今とても大事な点を色々教えていただいて、先生が今おっしゃったこととも重なるのですが、大体の人々は、温暖化対策とか環境配慮というと縮こまる、我慢しなきやいけないと後ろ向きのイメージを持つのです。なので、割と根性論に走っちゃうんですね。それでもやんなきやいけないからやるんだみたいになってしまいます。多分、それだと、ほとんどの市民はついてこられないで、短期的なものは別として、これまでの色々なむだとか要らないことをそぎ落として、もっと身も心も軽く、本当の意味での幸せになっていくという視点が必要だと思います。

例えば交通の方でいうと、カーシェアリングがはやっています。それまでは、1家に1台、2台と持っていたけど、そうじやなくて、会員になることで必要なときだけ車が使える。そうすると、費用もすごく安くなるだけじゃなくて、保険を掛けなきやとか車庫を探さなきやとか自分で車を持っていたらでてくる色々な煩わしさなしで車を使える。それは、生活の質が上がっている例だと思うんです。生活の質が上がりつつCO₂は下げている。

そういうことはたくさんやっていく必要があります。先程努力が必要とおっしゃっていて、多分そのとおりだと思うのですが、その努力が、何の、どういう方向への努力かということが重要だと思います。なので、みんなでCO₂を減らさないといけないから我慢するんだという努力じゃなくて、末吉さんがおっしゃっているのは、例えばCO₂に価格をつけるという形でみんなが減ら

していきたいと思う、減らした方が得する仕組みを作ることに関して努力することだと思うんです。多くの場合、努力というと、我慢しなきゃ、そちらに来てしまうので、そこをどう変えられるかがとても大事じゃないかなと思います。

3. 京都議定書の目標達成に向けた対策の進捗状況について

○関口氏（司会） 次に3点目のテーマですが、2008年から2012年までの5年間で温室効果ガスを平均で6%削減するという日本の京都議定書の目標をクリアするために、それぞれの市におきまして温室効果ガス削減の目標値を設定していると思われますが、その目標達成に向けての対策が順調に進められていますか、お話しいただきたいと思います。

○舟戸氏 大阪市では、京都議定書の目標達成に向けて、平成14年8月に「地球温暖化対策地域推進計画」を制定しました。この計画では、市域の温室効果ガスなど総排出量を、平成22年までに平成2年度と比べ7%減とするという目標を定めました。そんな中、平成18年度の温室効果ガスの総排出量は平成2年度と比べ8%減になり、既に目標を達成しました。そのため、「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョン」として、平成23年度における市域のCO₂の総排出量を平成2年度に比べ10%減らすことを新たな目標として設定しております。本年度から、太陽光発電補助制度など、市民、事業者と協働した新たな削減に取り組んでいきたいと思っております。

○関口氏（司会） ありがとうございます。では、鹿児島市さん、お願ひします。

○上門氏 本市では、環境基本計画に掲げる地球温暖化対策の具体的な行動プランとして、平成18年度に、温室効果ガス排出量の削減目標を国の6%削減よりも高い8%削減を掲げた「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しております。この計画に基づきまして、市民、事業者、行政が協働して様々な取り組みを行っております。

まず、全国初の本格的な市電軌道敷緑化です。平成18年度から、地球温暖化対策やヒートアイランド対策の象徴的な事業として、市営の路面電車の軌道敷全体を芝生化する事業を行っております。現在、中心市街地を中心に約3.9kmを芝生化し、平成24年度までに自動車道路との併用区間約8.9km全てを整備いたします。これにより、街なかに約3万m²の緑の空間が生まれることになります。軌道敷緑化により、夏の晴天時に地表面の温度がアスファルト路面では70度近くあつたものが18度も低くなり、また、沿線の騒音も低減され、乗り心地も良くなっています。

次に、太陽光発電システムの導入促進です。本市は、平成16年度から住宅用太陽光発電システム設置補助を行っています。国の補助が中断された間も単独で補助を継続した結果、補助件数は、平成19年度までの累計で1,500件を超え、市内全体の設置件数も約2,600件と類似都市の中でもトップレベルの普及です。平成20年度からは、市内の住宅用太陽光発電システムで発電し、自家消費した電力のグリーン価値を本市が購入する制度も始めております。設置に対する補助だけではなく、グリーン価値も購入することで、市民への太陽光発電システムの設置を促進しています。

また、今年度から、自動車使用に伴う温室効果ガス排出量を削減するため、公用車に今年から発売される電気自動車を8台導入するとともに、電動アシスト自転車を購入する市民に対して助成を行っています。特に、電動アシスト自転車普及促進事業は好評で、当初予算では、これまでの販売実績の1.5倍の補助件数200台、600万円の事業費でしたが、1ヵ月半で予算を使い切り、6月議会で倍の400台、1,200万円に増額した補正予算を議決したところでございます。

市民、事業者の取り組みでございますが、「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」の目標を達成するための推進組織として、平成19年度に市民や事業所の方々で「かごしま市地球温暖化対策地域協議会」を設立しています。これまで、「地球温暖化フォーラム」や「体験型エコドライブ講

習会」、「マイバックキャンペーン」などを実施され、市民や事業者の環境保全意識の向上に努められたところです。

昨年は、アサガオやゴーヤなどつる性の植物を窓際に這わせて、夏の日差しを和らげ、室温上昇を抑える「緑のカーテン」事業を1町内会をモデル地区にして取り組まれました。その様子や効果がマスコミで報道されるや、今年度はさらに多くの方々が取り組まれております。市の施設でも、屋上緑化や壁面緑化などやっておりますが、各庁舎をはじめ、学校でも取り組みが広がってきております。本市の温暖化対策は、着実にその歩みを進めていると感じているところでございます。

○関口氏（司会） ありがとうございました。では、相模原市さん、お願ひします。

○岸浪氏 相模原市ですが、本市においても、市域の自然的・社会的条件に応じて、総合的・計画的に対策を実施することが求められているところであります。冒頭、今日的重点課題への取り組みの中で触れさせていただいたとおり、「地球温暖化対策実行計画」策定のための協議会を設置し、本市の条件に応じた施策・対策と温室効果ガス削減目標を定める予定であります。

本市の事務事業に伴う温室効果ガスの削減の状況につきましては、市の基準年である2000年度比6%削減という目標に対し、基準年の対象施設における2008年度の実績は7.9%減という数字をはじき出しております。ただ、合併によって施設が増えていますので、最終的には4.5%ぐらいの削減となったところであります。

また、このほか、温室効果ガス削減に向けた取り組みとしては、積極的に取り入れているのが住宅用太陽光発電設備であります。これは2001年にNEDOでやっていたものが中止になり、本市としての取り組みの方向性をどうしようかということだったんですが、それは継続して取り組もうということとなり、現在まで、毎年平均150軒位の実績があり、平成19年度末でトータル1,000軒を超え、発電量は3,500kwになっております。

それから、アクションプランの関係で、市民の皆さんや事業者にどういう協力を求めるのかについて、目標値を設定していく方向で、現在検討しているところです。国においては、2020年までに2005年対比で15%削減とする中期目標が打ち出されているところでありますが、市では、これをさらに上回るよう考えているということであります。なお、自主的・継続的に、あるいは安定的にこれを進めていく形を考えた場合、財源の確保がどうしても必要だということで、この財源確保については、公共施設の売電を充当することを見込んでいいるとともに、これは具体的にはまだ検討段階でありますが、基金のような仕組みを設置し、こういった住宅用の太陽光発電設備設置に対する補助を充実していくと考えております。何とか来年度あたりから取り組みを開始したいということになっております。

○関口氏（司会） ありがとうございました。では、枝廣先生、何かありますか。

○枝廣氏 これは、国に対して自治体からも要望を出した方がいいと思うことですが、今自治体にしても、企業にても、色々な施策を打っておられて、そのためには財源が必要になってきますよね。電動アシストの補助金にしても、ソーラー発電の補助金にしても、何をするにしてもそうです。今日本では、CO₂に値段がついていません。CO₂を出しても、出さなくても同じなので、その財源は、自治体がやろうと思ったら、自治体が独自に工夫して出さないといけません。企業が取り組むとしたら、企業の売上の中からそれを出さないといけません。その中で、よく日本はこれだけやっているなとよく思っています。例えば炭素税が入って、エネルギーを沢山使ってCO₂を沢山出す人からちゃんと税金が取れるようになれば、それを財源として、今おっしゃったような色々なことに振り向けていけると思うんですね。なので、今の状況でできることをやりつつ、同時に、自治体のグループであるからには国に対するいろんな要請や要望も出せると思うので、

自治体が正しいことをちゃんとやっていくことができるような社会的仕組みを作ってほしいということを企業からも言うべきだし、自治体からも言つていいないと、自分たちの身を削る努力だけで一生懸命やるというは、企業にしても、自治体にしても大変だろうなというのが1つです。

それから、最初に自治体の取り組みとしてエネルギーと交通と食糧という3つの大きな柱についてお話をしました。例えば、鹿児島市さんはもともと路面電車の緑化をされているという話ですが、もっと路面電車を広げることで、例えば今自動車を使っている人たちが電車に切り替えていけるような、もしくは公共交通をどうやってもう一回市民の足にしていくのかなど、そういう意味での交通政策もしくはカーシェアリングをいかに積極的に進めるのか、そのあたりがどうなっているのかということを教えていただきたいと思います。

もう一つ、市民向けの民生の取り組みで、いつも難しいなと思うのが、啓発を超えた取り組みをどうやっていくかだと思うんです。例えばキャンペーンはできるし、スローガンは作れるし、未来館とか環境館などで来場した市民に啓発する場は作れると思うんですが、これまでやってきてわかったのは、啓発して環境意識が高まったら行動につながるかといったら、そうではないということなのです。意識は高まったけど、行動していない人がたくさんいる現状になったときに、これは、政府も、企業も、自治体も同じですが、一生懸命啓発しているしそのうちみんな行動するだらうと願っているだけでは、恐らく行動にはつながりません。そこをもう一押しするために、自治体として何ができるのか。色々な補助金をつけるのは一つのやり方だと思うのですが、例えば家の電力消費量を減らすことに関して、環境家計簿であるとか家庭版ISO、いろんなことをなさっていると思うのですが、その中で、これが効きそうだとか、うちはこれだけやっているけど、どうもまだうまくいっていないので他のやり方を探しているとか、そのあたりを是非教えていただきたいと思います。これは、どの自治体でも一番悩んでいるので、もし感触とかお考えがあつたらお伺いしたいなと思います。

○関口氏（司会） ありがとうございます。財源の確保ということですかね。

○枝廣氏 はい。

○関口（司会） 小島先生お願いします。

○小島氏 数値目標は政治的にも操作できますが、高くやればハードルが高くなるし、下げればセクター別アプローチの話がありましたが、逆に6%の数字は何で出てきたのかと。理系の人間でないのよく分からぬですが、ある程度の要因分析で6%になっているんだと。市民の皆さんには「これやって何の意味があるんだ」とか、「俺が一人やってどうなんだ」と、やっぱりそこから結びつかないんです。6%はこういう要因があって、こういうことをやったために6%なんだと。推定でも結構ですから、6%積み上げられた中身は何なのかをお示ししないと、「説明責任」という言葉がありますが、アカウンタビリティ、6%の中身は自治体だからこそある程度の要因を推定して市民の皆さんにお示しする。こういうことで頑張ったためにこれだけいけたんですけど、先ほど啓発を超えたというお話をありました。僕もそう思います。啓発を超えてどこまでいけるか。そのときに、この部分があったから、市民の皆さんの取り組みが積み重なって1%分ですと示していくことが、実感を持って取り組めることにつながると思います。

それと、先ほど鹿児島のアスファルトの温度低下は重要で、東京のど真ん中で勤務しているから、学生に真夏にさわってごらんと。これはアスファルトなので二重の温暖化問題ですが、やっぱり都市の場合、ヒートアイランド問題が大きいわけですが、どういう日常生活の中で現象面として現れるのかを結びつけて考える機会がとても大切だと思います。

あと1点。6%の要因分析をすると言いました。環境基本計画とか地球温暖化対策の実行計画あ

るいは地域推進計画、どんどん作っていくと思います。その政策評価をまずどうしていくかです。つまり、どういうことが課題になって、どういうことができた、そこをちゃんとやらなきゃいけないと思います。環境基本計画レベルでも、ちゃんと政策評価をまだやっていないのです。作って動かしてはいるけど、その結果1年やってレポートингですね。先進的なところでも、どういう成果があつて、まだこういう課題があるのかとあまりやられてない。いつも思うんですが、そこは数字じゃないって言っているんです。公園何カ所作りましたじゃなくて、定性的な課題をちゃんと導いて、これが課題だということを出していくと。それなしに6%いけたという、数字で右往左往するのではなくて、地道に計画を作っていく中で、政策評価で課題をちゃんと抽出していく、そういう取り組みの上に数字の話があるということですね。

最後に言うと、今日の3つの自治体だけじゃなくて、日本の社会はマクロに言えば人口減少ですよね。そうすると、日本って、戦後、都市を成長させて経済成長してきたんですよ。人口減少は、やっぱり脱成長モデルというか、人口が増えないわけですから。その中で、定常型、定常社会とか定常化と言うんですが、人口はこれ以上増えない、むしろ減っていく中で、一定レベルの社会生活、所得の確保が必要になってきます。だから、やっぱりどこかで都市の脱成長モデルというか、それは見ていかなくちゃいけないと思います。これは、今というよりは、多くの都市が脱成長社会の中で都市をどうやって定常化していくかと。その中で、果たして温室効果ガスがどんどん衰退すれば下がっちゃいますよね。ただ、人口が減っても、社会システムの問題から増えちゃうことだってあるわけです。減っていく中で、自然減じやなくて、自然に衰退していかば減るというのではなくて、定常化して脱成長型の都市のあり方の中で温室効果ガスも同じように減っていく、そういうことを模索していかないといけないと思います。これは、それこそ数十年の間の中で考えなければいけないと思うんですね。

○枝廣氏 さっき言い忘れたので一言だけ。温室効果ガス削減の目標値ということで、これは京都議定書で出されていますが、京都議定書で決められている期間は2012年までで、世界的にも、日本の中でも、その次をどうするかという話になっていますよね。京都議定書は日本として6%の削減だったので6%削減を設定している自治体は多かったし、それをちょっと超えて7%とか8%の数字を設定されたところもあったと思うのですが、次のラウンドというか、次の土俵になったときには、1けた変わってきます。今度は、2050年に80%という話になっています。この間、齊藤環境大臣が、50年までに80%をどうやるかという話をされていましたが、多分その次の段階になつたら、自治体もそういうレベルでの話になってくると思うんですね。6%の削減のための施策を10倍やつたら60%減るかというとそうはならないわけで、6%減らすと思うのと60%減らすと思うのは、方法論というか、アプローチが大きく変わってきます。今は京都議定書だから6%、8%、10%でいいとしても、次のラウンドへ切り替えていく時、今やっていることが足を引っ張らないような形で、次にはもっと大きい目標を掲げてやらないといけないということを組み込んだ形で施策とか計画をやっていかないと、目の前の何かをやるために、例えばあるインフラなりを固定化してしまうと、それは、その後の削減の足を引っ張ることにもなってしまうかもしれない。その一方で短期的には増えるかもしれないけど、それをやっておくことで長期的に大きく減らせることがあれば、それをいつやるかというタイミングもはかる必要があると思います。この座談会は京都議定書ということなので今のお話でいいと思うのですが、それをやりつつ、次に10倍ぐらい減らさなくてはいけないこの先をどうやっていくか。

私は、首相の懇談会の分科会のメンバーを務めています。参加している環境モデル都市の分科会では13都市を選びましたが、2050年までに60、70、80%という削減目標を出していて、それ

を一体どうやってやるんだという話はそれぞれがやっています。この先、国際的に大きな削減が必要だ、もしくは国内的に必要だという状況になったときに、うちの自治体はどうやってそこにシフトしていくかも含めて、今から考えていく必要があるということを一言追加しておきます。

○舟戸氏 さっきの数値目標ではないですが、大阪市では、市内の6,000事業所を対象に、例えばLEDとか照明器具を省エネにスイッチしてくれませんかとか、CO₂の排出を削減する新技術について導入しませんか、そういうところに補助金を出しますよということを具体的にさせていただいております。特に、ごみの減量で実質135万トンあったごみが23年度には130万トン、5万トンの縮小になり、27年度までには110万トンに目標値を上げて、実際そのとおり今のところやっています。ごみを少なくしたら少なくして、また新たな問題が生じるんです。今まで、大阪市は隣の八尾市内に建てた焼却工場でごみを焼いていたんです。今度は、大阪市のごみが少なくなったのでもう焼却工場閉めますよと言うと、八尾市が閉めないでくれと。そのまま使ってくれませんかと。大阪市はもう工場閉鎖したいんですけど。八尾市単独では、ごみを処理できないんですね、だから、更地にして敷地をお返ししますよと言っても、なかなかうまくいかなくて、色々な問題がちょうど過渡期になっているんです。

○上門氏 市電のことによろしいでしょうか。実は長い歴史がありまして、自動車が増えて、交通体系の中で電車があまり好まれなかつた時代があって、鹿児島市は、数キロを2つの方向の地域なんですが一部の路線をカットしたんですね。そのときは、議会は、深夜議会までいって相当議論しましたよ。でも、やはりその当時は渋滞解消とか時代にそぐわない状況がありました。しかし、今は環境問題、エコ対策にもいいし、市電の延伸も議論になっているんです。なっているんですが、先ほどおっしゃったように、相当な経費がかかるんですね、延伸するにも。国も施策を打ってはいるんですが、なかなか金がかかるし、また市電を延長することによって、今度は踏み切りも増えたり、高架にするかというと、それはまたお金がかかる。だから、市電延伸も、市民の意見を聞きながら、ほかの地域の都市計画の関係もあって総合的なまちづくりの中でいろんな形で議論があったんですが、今のところは、別の区画整理が遅れるとかあって、鹿児島市では市電の延伸については議論がそこで中断している状況です。

だから、環境に対する国の補助というのも、我々も、議会も全体で取り組んでいくような形でやっていかないといけないと改めて感じた次第です。

4. 日本のみならず関心のある環境先進事例について

○関口氏（司会） 次に、日本のみならず先進的な環境問題に取り組んでいる事例が数多くあると思いますが、その中で、関心がある事例がありましたら教えていただきたいと思います。特に枝廣先生と小島先生かもわかりませんが、何かございましたらお願ひいたします。

○枝廣氏 前に大阪市さんにお邪魔したときにいろいろ取り組みを聞かせていただいたりして、あのときに、象でしたっけ。動物園の象の廃棄物を堆肥にして、それで農作物を作って。

○舟戸氏 動物園の中でね。

○枝廣氏 はい。循環されていますよね。

○舟戸氏 はい。

○枝廣氏 私は、あの話はすごく良いなと思っています。「せねばならない」で市民の啓発をするのではなく、やはり循環しているということを体感するのがすごく大事だと思うんですよね。象は、大人も子供も好きだし。なので、あれが実際にどれぐらいの効果かというとまた違う話になってしまいますが、あの話はすごくいいなと思っています。

海外ですぐれた事例はたくさんありますが、大きく分けると、国がやるか、国がやらなかつたら自治体がやるかして、二酸化炭素に値段をつけることができたところはやはり進んでいます。なので、国がやらなかつたら、自治体の中でそれをやる。自家消費分のソーラーの買い取りも一つの仕組みだと思いますが、今日ご紹介したいのは日本の事例で、先ほど言った啓発を超えて、一般市民のCO₂なり、電力消費量を減らす取り組みを自治体がどこまでできるかという試みです。兵庫県のうちエコ診断事業という取り組みをご存知でしょうか。これは、今年の3月まで100戸ぐらいの世帯でパイロット的に実行したばかりで、どういうものかというと、ESCOの家庭版みたいなものです。ESCOというのは企業向けの事業で、専門家が行って、企業がどこで、どんなエネルギーを使っているか調べて、ここは余分に使っているからこうした方がいいですよと、そのように企業のエネルギー使用を減らしていくサービスがESCOです。IGESという環境の研究所が一緒に進めていて、市民のお家に専門家を派遣して、そのお家では実際どこから、どれぐらいのCO₂が出ているかを、専門家に計算してもらいます。その家の現状を把握して、今そのお家ではどのように取り組んでいるのかを聞かせてもらいます。100世帯やった結果、すごく面白いことがわかったそうです。それぞれの家庭では自分たちなりにできることをやっているのですが、たくさんCO₂を出しているところと家庭で頑張って取り組んでいるところが違っているケースが結構あるんです。実は、車からたくさんCO₂が出ているのに、車は何もやらないで、冷房の温度設定だけ一生懸命やっているとかですね。なので、家だったら、どこから、どれだけ出ているのかが分かったうえで、それに合わせて、ほとんど冷房からは出でないのであれば、設定温度を苦しい思いをして変えなくてもいいわけで、それを具体的にアドバイスする事業なんですね。これは始まったばかりで、これからもう少し進めていくと思いますが、多分自治体としても、何かそういう専門家を置くなり、派遣するなりして、単に省エネしましょうではなくて、省エネといつても、その家庭ごとにCO₂を出しているところが違うので、それに応じたきめ細やか且つ具体的なアドバイスができるサービスだと思います。

実は、スウェーデンにも同じような仕組みがあって、各自治体に「エネルギークウンセラー」がいます。そのエネルギークウンセラーのお給料は自治体と国が半々で出すと言っていました。国がちゃんとサポートしているのですが、その人が、市民からのいろいろな相談に対応してくれます。例えば今度うちでお祭りをやりたいんだけど、できるだけCO₂を出さないようにするにはどうしたらいいかとか、家を改築するけど、できるだけエネルギーを使わないように改築するにはどうしたらいいかとか、そういう相談を一手に受けて、必要なところにつないだりするという役割、言ってみればコンシェルジェみたいな役割ですよね。スウェーデンにそれがあるのは知っていたのですが、日本でも今始まりつつあります。単なる啓発ではなくて、このような形で取り組みをもう一步進めることができるのではないかなどということで、まず1つこれをご紹介します。

○関口氏（司会） わかりました。小島先生、お願ひします。

○小島氏 1,800もの自治体があるので個々の取り組みは面白いのがどんどん出てきています。一つ大切なことは、ある自治体の政策全体を組み替えていく取り組みです。多治見市が前市長のもと、総合計画の中の実行計画の事務事業を毎年見直す場に、通常だったら財政課が入ります。それから企画調整課が入ります。そこに環境課も同席させた。普通はないですよね。つまり、事務事業全体が総合計画に入っている予算に連動する事務事業を見直すプロセスに環境課を呼んでます。実際に環境課がどの程度チェックをかけているのかは分からないし、市長はお辞めになっています。そういうのは、全体を組み替えていく仕組みですよね。

それから、札幌市が、たしか部長以上が起案する新規事業の起案書に市民参加項目と環境項目

を入れたんです。これも起案段階で。それから、先ほど申した政策評価も、別に環境基本計画なんか、これはまだ多分ないと思うんですが、自治体の政策全体の政策評価が三重県で1個始まっているので、そこに、先ほどISOとかエコアクション21という話がありましたよね。自治体も大変なんですよ。同情するのは、今評価の時代だから、いろんな評価をやんなきやいけない。政策評価をやって、ISOもやってと1年間ずっと何か評価事務処理仕事ばっかりやらなきやいけないということで、アカウンタビリティコストがすごく上がっているのです。何のために仕事をやっているかがあって、それをある程度まとめないと、かえって説明責任を果たすために仕事が非効率化しちゃったら意味がないので。そしたら、自治体の全事務事業を対象とした政策評価の中で環境項目を入れれば、全部行政レベルで見直せるわけです。そうやって全体を組み替えていくといふか、私の専門にもかかわってくるんですが、一個一個新しいチャレンジも必要ですが、全体を組み替えていく。そうしないと、市の環境局は一生懸命やっているけど、他は全然関係ない世界で仕事をしているんだというマッチポンプになっちゃうんですよね。そこですね。

それからもう一つ。おっしゃった新宿区が森林で。僕は、ああいう取り組みが必要かなと思うんです。新宿区だけじゃなくて23区内に広がりつつある気配がありますが、都市部の自治体と農山村・漁村の自治体の連携、これを単なる姉妹提携を超えた地域間協力というか、それが結果的に大きな環境協力になるという関係で。先ほど大阪市民はという話があったけど、大阪市という大きなところだったら、絶対それだけの体力があるところであれば、地方と手をつなぐのは大阪市民にとってもいいんですよね。そういう豊かな自然がいっぱいある地域との連携を通して、大阪市民も豊かな環境を享受できるし、大阪市としてもしっかりと協力ができると。ですから、国内のことだけ考えれば、京都スキームの中でも、途上国との協力メカニズムは入っていますが、自治体間の協力メカニズムをどう作っていくかをこれから考えなきやいけません。それは、端的に言えば、人口減少社会で限界集落になってつぶれちゃったら、土壤崩壊が起きて森がだめになって、棚田がだめになっていくわけです。そしたら、CO₂をいくら都会で削減したって、森林資源にどういう意味があるのかは分からないですが、こっちの環境がどんどん荒廃しちゃうですから、生物多様性だってだめになっちゃうですから、その自治体間協力のシステムをしっかりと一つずつ積み上げていくということかなと。これは、中長期的な課題ですが。

○枝廣氏 今、兵庫の例をお話ししましたが、これは今始まっている事業ということで、このアイデアをもう少し自治体に適用するような形で展開できないかなと思っています。つまり、環境モデル都市の審査をやったときにすごく明らかになったのが、自治体と一くくりにはできなくて、それぞれの人口構成や、産業構成によって、どこが主な排出源かは全然違うわけですね。だけど、みんな同じようなことをやっている。つまり、民生がほとんど出していないところで民生向けのキャンペーンをやっても余り効かないわけです。こういう場合は、各家庭に行ってどこから出ているかを調べて適切なアドバイスをする、例えば自治体の集まりとIGESという、これは一応国も入っている環境研究所なので、こういう機関と自治体が協力して、あなたのところはこれぐらい、ここから出ていますね、だから、こうすることをやつたらいいというようなアプローチが望ましいと思います。

他の自治体でやっていることをそのままやる必要はないわけで、そういったことの中には、環境だけじゃなくて、交通政策とかまちづくりとか福祉とか、こういった要素も入ってくるはずなんですね。もちろん、自治体の中でそういった総合的な目を持つ必要もありますが、外から見て総合的に一緒にアドバイスしながら進めていくような組織なり研究所なり、自治体のお手伝いができるような仕組みができたら、もっとお役に立つんじゃないかと思います。

○関口氏（司会） ありがとうございました。ここで休憩をとらせていただきたいと思います。

5. 「地域の力で美しい地球を後世へ」として絶対に外せない概念について

○関口氏（司会） それでは、再開させていただきます。



関口勝・全国市議会議長会次長

次のテーマですが、今日の環境問題の現状を踏まえますと、世界が同時に今すぐにでも解決に動き出さなければならぬと考えております。しかしながら、先進国と新興国との間には環境問題の考えに乖離があり、足並みがそろうままで至っていない状況だと思います。それゆえ、都市が果たすべき役割は重要であると思っておりますが、そこで、今回の報告書のサブテーマでございます「地域の力で美しい地球を後世へ」として、絶対に外せない概念があると思います。そのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それでは、大阪市さんからよろしくお願ひしたいと思います。

○舟戸氏 4つの視点が大切ではないかなと思っております。1点目は、先進的に公害問題を克服してきた歴史の中で、その都市の特性に応じた先進的な環境保全の取り組みを行う視点です。2点目は、今日の環境問題は、地球の温暖化、廃棄物などのように日常生活や事業活動の基本的な要素が原因となる問題が多くなってきていることから、市民や事業者が環境保全活動に参加するという協働という視点です。3点目は、環境産業は、今後市場の成長の見込める産業の振興や経済の活性化のために重要な分野になるものであるということです。つまり、都市の活力を維持しつつ、環境と経済の好循環を創出する新エネルギー、省エネルギーの普及促進を通じて、地域経済の活性化を図るという視点です。4点目は、各都市が環境対策の経験などを生かし、環境分野の国際貢献に取り組むという視点です。とりわけこの点は、大阪市では平成4年に、国連環境計画(UNEP)、国際環境技術センターを誘致し、その活動を支援するとともに、大阪市が公害対策の中で蓄積したノウハウなどを活用して開発途上国の技術者の研修など、環境分野の国際貢献を行っています。

○関口氏（司会） ありがとうございます。では、鹿児島市さん、お願ひします。

○上門氏 都市におけるエコ対策で重要な第1点は、事業者を含めた広い意味での市民との協働であると思っています。行政だけが率先して行っても、なかなか対策は進みません。どちらかと言うと、エコ対策の主役は市民であると思っています。ドイツの環境首都と言われるフライブルク市でも、環境対策の中心となっているのは市民であります。

本市でも、市民が中心となって環境問題に取り組む団体が幾つかありますが、その一つに、「かごしま市民環境会議」というNPO法人があります。平成12年度に環境基本計画を策定した際、市民、事業者、市民団体が参加した環境ワークショップを5回ほど開催いたしましたが、そのときのメンバーが中心となり「かごしま市民環境会議」を立ち上げました。この団体は、市民を対象に、自然観察会、エコツアーや環境学習講座などをボランティアで行っており、おひさま発電所として市内の幼稚園、小学校に太陽光発電システムをこれまで5基、45.1kw設置しています。おひさま発電所とは公的な補助金と寄附で環境基金を創設し、その基金で幼稚園、保育園などに太陽光発電システムを設置するものです。幼稚園、保育園などからは、発電量分に見合った金額を環境基金に還元いただくことになっています。寄附金と還元された資金をもとに、更なる自然エネルギーの実現・普及、省エネ活動、おひさま発電所の建設などを行っています。このような市

民の自発的な取り組みが広がってきてることは、私どもとしても、誠に心強い限りでございます。

また、市民の自発的な取り組みと事業者、行政が相互に連携し、協働して環境保全に取り組む中心的な団体として、平成18年度に「環境パートナーシップかごしま」、通称「エコパパかごしま」が設立されています。市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、循環と共生を基調とした環境に優しい持続可能な社会を協働して構築することを目的とし、地域や社会における環境の取り組みの輪を大きく広げていく役割を担っています。現在、会員は個人会員と団体会員があり、「環境にやさしいまちづくりワーキンググループ」、「温暖化対策ワーキンググループ」など7つのワーキンググループに分かれています。「かごしま環境未来館」では、こうした市民の取り組みを広げるために、今日の環境問題や環境全般について基礎的、専門的に学べる環境カレッジを開設、運営し、地域における環境学習活動や環境保全活動などの取組に対し、助言、指導できる人材の育成に努めています。ここで育った人材が、地域の核となり、市民の取り組みの輪が広がっていくことを願っております。

次に、第2点としまして、長期的な展望に立った施策の推進があります。環境問題はかつての公害対策を振り返っても、一朝一夕で解決するものではありません。長年、地道な取り組みを積み重ねて改善が見られました。今日の地球温暖化をはじめとする地球環境問題につきましては、全世界の人々が長期的な視点で取り組むことが重要であると思っています。このようなことから、本市では、「鹿児島市地球温暖化対策地域推進計画」が平成23年度に終了することから、これに続く短期目標を設定した「地球温暖化対策実行計画」と中長期の目標を設定した「アクションプラン」を平成23年度に策定する予定です。これらの計画に基づいて、市民、事業者、行政が連携・協働して、環境に優しい持続可能なまち「かごしま」を築いていきたいと考えています。

○関口氏（司会） ありがとうございました。では、相模原市さん、お願いします。

○岸浪氏 私の考え方ではないのですが、以前は、やはり豊かさを求めてきた中で、大量生産大量消費社会であったことから、地球の良いところ、自然環境も含めてそういうものを先食いしてきたのでしょうか、後世に残さなきやいけない大切なものを使ってしまったあるいは壊してしまったということが、背景というか、大きな流れにあるんです。それを学んできたのは、平成19年に全国市議会議長会の海外視察に参加し、カナダ、アメリカに行ってきたんですが、その中の一つの市にカナダ、ウォータールー市という市がありまして、そこでは、環境の重要性に対する考え方は市民一人ひとりが子供のころから自分のものとしているということです。これは、毎週1回教会に通って牧師さんからいろんな話があって、それが多分基本になっているんだろうと感じたんですが、北極海の氷が溶けることに因る熊の生態の変化や酸性雨の問題、湖の汚染問題等、そういう社会的な問題に対し、カナダの持っている美しさをどう守っていくのかということが背景になっているのだろうと思うんですが、その中で感じたのは、子供から大人までいろんなパトロールをやっているということですね。例えば動植物をどう守るかとか、森林火災をどう防ぐとか、そういうことを市民一人ひとりが自分の課題としてとらえながら活動、行動していることが非常に印象的でした。それを日本全体の中で同様にできるのかという点については、まだ非常に大きな壁があるのかなと感じております。

しかしながら、そういう意味では、相模原市内にはダムが4つあるという特徴があり、神奈川県民の50%を超える方がこの水を飲んでいることもあります。それを一つのテーマにしながら、環境への取り組みを市民に広げていけるようなことが考えられればいいのかなと思っています。もちろん、行政も、合併後のいろいろな事業の中で環境施策を進めてきておりますから、それを

もう少し、行政の施策だけではなく、市民一人ひとりが本市にある湖が県民の水がめとなっているということを意識の中に持って、環境に関わるいろいろな活動を企画・参加していくような社会システムを作っていくべきかなと思ったりしています。また、本市のように水を供給する側と実際に需要する側のそれぞれが水の恵みに対する理解を深め、ともに具体的な行動へと結び付けていくことも必要ではないかと思います。

それには、生涯学習というんでしょうか、「教育」ではなく「学習」の場が一番大事になってくるのではないかと思っています。そこに市民との協働の中で環境学習にどう取り組んでいけるのかが大事ではないかと考えております。

○関口氏（司会） ありがとうございました。枝廣先生、お願ひします。

○枝廣氏 絶対外せない概念ということで、持続可能な社会には 2 つ大事な要素があると思ってます。一つは、地球の限界の範囲内で営まれる社会であるということです。地球はできてから全然大きさは変わっていないわけです。例えば、水量とか森林の成長量とか色々な意味で地球が提供できるもの、それから CO₂ 吸収源としての地球の容量も決まっているわけで、その範囲内で営まれる社会ということ。もう一つは、本当の幸せをつくり出す社会ということです。先ほど小島先生がおっしゃったことともつながるところがあると思いますが、これまで幸せいために GDP が必要だと。だから、GDP を最大化することを社会経済の目的としてやってきました。でも、今は、色々な調査を見ても、1 人当たりの GDP は伸びても、幸せは減っているのがだんだん明らかになっています。そのときに、GDP ではなく、本当の幸せを中心とした社会づくりが必要だと思っています。

のために、「ダブル・デカップリング」の考え方方が大事だと思っています。デカップリングとは、これまでくっついていたものを離すことです。カップリングは 2 つをくっつけることです。ダブルと言うからには 2 つのですが、最初のデカップリングが必要なのは GDP と CO₂、このデカップリングです。GDP を増やそうと思うと、これまでもれなく CO₂ も増えていました。それが、技術力とかいろいろな工夫で GDP を増やしても CO₂ は減らせる時代になってきました。例えば、スウェーデンの GDP は 90 年から 2005 年の間 44% 増やしているけど、温室効果ガスは 9% 減らしています。なので、このデカップリングは可能です。残念ながら、日本ではまだできていません。その次に必要になる第 2 のデカップリングは、幸せと GDP のデカップリングだと思います。私たちは GDP を増やすことが幸せだとずっと思ってきました。しかしそうではなくて、GDP が増え続けなくても幸せを増やすことができる、今の日本の社会を見ていると GDP が増え続けない方が幸せだとも思いますが、例えば GDP を増やすために高速道路料を安くすることが、どれだけ人々の幸せを将来的に傷つけるだろうと心配に思っています。

地球の限界の範囲内で活動しているかどうかについては、エコロジカル・フットプリントという指標を使うとわかることができます。例えば大阪市が今の活動を続けていくためには、大阪市何個分の面積が必要かわかります。これは、地球全体で言うと、今私たちの人間活動を支えるために地球は 1.4 個必要になっているという数字であらわれます。これは途上国も含めてなので、日本だけで言うと 2 個以上になるし、アメリカだったら 5 個以上になるのですが、同じように大阪市とか鹿児島市でもはかることができます。私がいる神奈川も、とてもたくさんの土地を使って運営されています。例えば、エコロジカル・フットプリントを抑えた上で、その数値をできるだけ 1 に近づけようという取り組みを海外の自治体には始めているところがあります。エコロジカル・フットプリントを自分たちで把握した上で、それを 1 に近づけていく。つまり、身の丈で過ごせる社会にしていくのが外せない概念の 1 つだし、そのためにはダブルのデカップリングが

必要になってくるだろうと思います。

もう一つ大事だと思うのは、地域がそれぞれ自分の足で立つということ、例えばその自治体の人々にエネルギーや食糧を提供するのは、その自治体の責任だと思っています。これまでその役割は全部国の責任と思っていましたが、恐らく将来的に国はその責任を果たせなくなると思っていました。そうしたときに、それぞれの自治体の住民の命を、食べ物なり、エネルギーの供給を通して守るのは、それぞれの自治体の役割になってきます。そこ向けて取り組みが必要だと思います。前の講演でもお伝えしたと思いますが、既に日本でも 70 を超える地方自治体が家庭用の電力はその地域の自然エネルギーで全て賄うことができるようになっています。まだ小さな自治体が多いのですが、今日本でも少しづつ動きが始まっています。

世界的に大きな動きに、「トランジションタウン」というものがあります。トランジションとは移行するという意味ですが、トランジションタウンがイギリスで始まって、もう既に 200 か 300 ヶ所ぐらい世界中で出てきています。日本も、幾つか参加しているところがありますが、これから温暖化がひどくなつて、エネルギーがピークオイルを経て手に入りにくくなつてくる、温暖化とか石油がなくなるという外部要素で自治体や地域が揺らされるのはやめようと。町でも、村でも何でもいいのですが、その地域が、たとえ外国でエネルギーがなくなつても、温暖化がひどくなつても、うちのところはしっかり立つているよというまちづくりをしていこうという動きです。先ほどの、自然エネルギーで家庭用電力を賄っている自治体の例もそうだし、もっと大きくトランジションタウンという動きもあります。このあたりは、自治体運営としてこれから大事になつてくると思います。

最後に、先ほど海外の途上国のお話をされていたのでそれに関して申し上げますと、都市の役割は何かというと、与えることではないと思っています。自治体が、海外の途上国の支援をしましょうというと、何かを提供するとか研修をやってあげるとか技術を持っていくということになります。もちろんそれも大事だと思いますが、多分途上国にとって一番大事なことは、傷つけられないこと、奪われないことだと思います。私たちの生活、自治体も企業もそうですが、いろんな形で途上国を傷つけているし、途上国の中のものを奪っていますよね。すごく分かりやすい例で言うと、日本の食糧自給率はカロリーベースで 40%、60% を輸入していることは、それをつくるための水をそいつから奪つてることになります。例えば東京都、大阪もそうだと思いますが、神奈川も、県単位もしくは都道府県単位で見たときの食糧自給率は 1% か 2% で、たくさんの水とか土地を海外から奪つてることになります。なので、できるだけ域内もしくは地方との連携を通して日本の中での食糧自給率を上げていくことが大切で、途上国に技術援助をしたり、お金をあげたりする前に、奪つてあるものを減らすことの方が多分大事だらうと思います。

もう一つ、これも日本では動きが少ないのですが、イギリスを中心に今大きく広がっている「フェアトレードタウン」の考え方です。フェアトレードとは、児童労働を使つたり環境を傷つけないで成り立つよう、正当なお金を支払う貿易で、コーヒー や チョコレート や 紅茶が有名です。フェアトレードは、今の日本では一般の人、その中でも環境意識が高い人向けの位置づけになっていますが、イギリスなどでは、たくさんの自治体がフェアトレードタウンという宣言をしています。例えば自分たちの自治体、それこそ市議会でもそうだと思いますが、コーヒー や 紅茶を飲んだりすると思うんですね。そこでは、フェアトレードの商品を買うことを宣言しているんです。そうすれば、児童労働を使ったかもしれない、劣悪な環境で働かされているかもしれないコーヒー や 紅茶ではなくて、ちゃんと適正なお金を払つて商品を買いましょうと、それが一番の途上国への支援につながりますと。それは、市議会が決議をしてやるという仕組みなのです。都市が海

外の途上国に何ができるかと言われたとき、すぐに何かを与えると思うけど、そうじゃなくて、今奪っているものをできるだけ奪わないようにする、今傷つけているものをできるだけ傷つけないことが分かっているものに変えていく、これが大事じゃないかなと思っています。

○関口氏（司会） ありがとうございます。小島先生、お願ひします。

○小島氏 先ほどの私の話はそういう話で、逆に事務局から「地域の力で美しい地球を後世へ」という、そんな大域なテーマで講演を頼まれたのは初めてで、今まで 100 回位やっていると思うのですが、こんな大きなテーマで講演を頼まれたら、もっと具体的なテーマで普通はやるわけです。ものすごく大きなテーマで、ふわふわと 15 分位でしゃべるならいいんですが、50 分もかけてこんな大きなテーマでどうしようかと思って。

何となく美しい言葉ですよね、「地域の力で美しい地球を後世へ」と。これを、今使われているいろんな概念を使いながら論理的に考えていこうというのをさっき議員の皆さんに、難しかったかもしれないですが、大学生だったらもっと難しくてわかんないかもしれないですが、議員の皆さんなら多分大丈夫だと思って論理的にお話ししました。

環境に関しては、いろんな概念がどんどん出てくるんです。今お話しされたフェアトレードにしたって、水の話でバーチャルウォーターとかどんどん新しい言葉が飛び交ってきて、私は環境プロパーでないので、いろんな新しい言葉がどんどん飛び交っている中で、少し時間がたつと分からなくなってしまう。環境については、世界的に見ても新しい言葉がインフレ状態です。多分、環境プロパーでも専門がちょっと変わっちゃうと、その言葉の意味だって、分からなくなってしまう状態でしょうか。それは、環境についていろんな専門的な領域でもって、いろんな取り組みが枝葉のように広がっていくから、これはこれで意味があることなのです。学問分野だったら、いろんな実践領域で広がっていく、これはいいことです。ただ、どんどん枝葉が広がっていて、新しい概念が出てくる。追いつかなくなってきて、例えば私は行政学が専門で、「効率」という言葉があるんですが、「環境効率」と出てくると、環境効率と行政で言う効率性の概念はどこが違うんだ、どう関係あるんだとかいろんなことが出てきて。だから、大切なことは、いろんな概念がどんどん枝葉に広がっていくても、そこにある、絶対に外せない概念かどうかはわかんないけど、ある程度それをどうやって共有していくかが大切です。

例えば「持続可能性」という言葉が先ほどありました、これは世界的に最もポピュラーに使われていますが、よく分からない。人によってとらえ方も違っていて。日本語で持続可能性と言っているんですが、人によっては維持可能性と訳すべきじゃないかとかあって。これは、よくわかんないですよ。私たちだって、大体持続可能性はこういう概念構成になっていて、こういう意味だというんですが、よくわからない。

私は、川崎市で自治基本条例、皆さん議会基本条例も作れる自治体が増えていますから、自治体憲法を作るのに関わっていたのですね。やっぱり環境をやっているから、条文の中に自治体の憲法だから、「持続可能な地域社会」という言葉を入れようと。そうしたら、市民委員 30 名の方の多くから大反対。分かんない、年金の持続可能性ならわかるけど、持続可能な地域社会なんてわかんない、そんな言葉を自治体の憲法に入れていいのかと反対があつて、それはそうじゃないんですけど丁寧に説明をして、なるほどわかったと。だったらわかると。つまり、「持続可能性」という言葉は、恐らくいろんな概念が飛び交っているものある程度共通の集約したものだと思うんですが、それをどうやってかみ砕くかと。先ほど話がありましたが、実は福祉の問題で大切じゃないですかと。それから、高齢者の問題だってあるじゃないですかと。それから、持続可能な地域社会といったら、途上国は関係ないだろう、違うでしょうと。僕は言うんです。地産地消を

進めるのは素晴らしいけど、隣の町の畑の野菜を買わないというのはナンセンスと。都市で地産地消をやるのは素晴らしいけど、地方の農産物を買わないのはナンセンスでしょうと。それは、ウルトラナショナリズムでしょうと。だから、「持続可能性」という言葉がもし集約しているんだったら、それをかみ砕く作業が必要かなと思いますね。

あと、概念ではないのですが、何がこの問題で必要かとよく学生には言うのですが、先ほど2つのお話があって、僕の場合は学生向けに話していることですが、想像力と創造力、創造する力とその創造力をベースにして想像する。わからないことがあると、それをイメージすることですね。想像する力。そして、一步踏み出すということです。創造すると。それとイノベーションしていくというこの2つの「そうぞう力」が大切ですし、福祉に関わることで言うと、最終的に、地球の問題を考えると、これも言葉として余りにも安易に使われる所以で、よく使われる言葉は意味なくどんどん使われるから、意味がなくなっちゃうんですね、磨り減っちゃうんですね。「共に生きる」という言葉かなと思いますね。これは、福祉もそうですし、平和もそうです。端的に言えば、戦争をやっているところでは環境は守れないわけです。それから、エコ商品はどんどん出てきます。だけど、エコポイント制度が幾らあったって、所得の低い方々は買えないです。僕は、そういうことに対する想像力も大切だと思うわけです。実は、昨日エアコンを買ったのです。どんなに頑張っても十数年でついにアウトだったので。やっぱり高いですよね。でも、買えない方だっているわけです。やっぱり共に生きるということが、よく学生たちに言うんですが、人と人がともに生きられない社会では自然と人間の共生はないんだと。やっぱりともに生きるということは、福祉の問題であれ、平和の問題であれ、環境の問題、「宇宙船地球号」という言葉がありますが、この中で生きていくときには、核心にはそこがあるという気がします。



6. エコ対策における市議会の取り組みと今後の役割について

○**関口氏（司会）** 次に、議会が特に力を注いでいます、都市におけるエコ対策の取り組み、また今後のエコ対策における議会の役割についてのお考えを教えていただきたいと思います。大阪市さんからお願ひします。

○**舟戸氏** 大阪市会では、環境問題に関する市民の関心が高まる中、まず太陽光発電の補助金制度などの施策を予算化して行っております。国会には、行政庁を通じ、地球温暖化問題の解決に関する各種の施策実施、補助金などの財政支援について要望を行っております。さらに、大阪市会では、冷房適正化を28度と取り組み、6月1日から9月30日までの間のサマーエコスタイルを1月延ばしたらどうかも今考えております。こういった取り組みを充実する必要があると考えております。

子供たちなど次の世代に豊かな環境を引き継ぐ、そして、この都市に生まれ、大阪市で住んでよかったですという実感がわくようなまちを作っていく責任を担っておりますので、市議会が果たす役割は非常に重要であると考えております。

○**関口氏（司会）** ありがとうございます。では、鹿児島市さんよろしくお願ひします。

○**上門氏** エコ対策における議会の取り組みとしては、特別なことはないのですが、今ご紹介がありましたようにクールビズ、軽装化に取り組んでおりまして、私ども鹿児島市は南方で暑いですでの、半年間、5月から10月までがクールビズの期間になっており、いろんな面で対策に取り組んでいるところです。

もう一つ、小さなことですが、市当局などから各議員にあてた文書等の多くは封筒に入れて机上配付されておりますが、封筒の使用を抑制するために、各議員の名前を明記したレターケースを各会派控え室に設置して、基本的には文書等はレターケースへ配付するようにしているということで、この取り組みは、議会運営委員会における議員からの提起によって実施するようになったもので、平成7年から実施しております。また、平成20年の議会運営委員会で再度その徹底について提起があり、市当局に対する文書での申し入れも行つたところでございます。

なお、今後におきましては、委員会や議案勉強会等における配付資料等が多いことなどから、資料等の電子化やペーパーレス化も課題ではないかと考えておりますが、まずは今できる取り組みとして、配付資料等の両面のコピー化、個人情報等の機密情報を含まない用紙の裏面の活用、使用済み用紙等の再資源化のさらなる徹底もあるのではと思っているところです。

また、今後のエコ対策の議会の役割についてですが、小島先生が講演されてよかったですと思っているんですが、同じようなことを考えました。エコ対策に関する議案については、十分に配慮しつつ審査を行う必要があるのではと思っています。例えば予算審査ですと、事業目的、費用対効果、積算根拠等を明らかにいたしますが、エコ対策関係議案については、特に費用対効果を判断するに当たり、温室効果ガス排出量の削減・抑制のような環境負荷軽減への貢献といった観点から審査することも当然必要であり、事業目的でも、行政の取り組みだけでは実現しがたいエコ対策に対しては、行政が民間を動かすための誘因となるような役割を果たすことが多いと思します。その事業目的や位置づけ等を十分に理解し、審査することが必要であると考えております。特にエコ対策としての位置づけが明確になされていない事業でも、施設建設等のハード面については、工法等においてどのようなエコ対策が施されているものか、建設後の維持管理面でどのようなエコ対策への配慮がなされているものかなど、審査の中で確認していくことも必要ではないかと考えているところでございます。

また、決算の審査でありますと、特にエコ対策事業については、予算審査時点で明確にされた

目的、効果等に即した検証等を十分に行い、今後のエコ対策に反映できるよう審査することが肝要であると考えているところです。本会議や委員会での質疑要望等を通して、市の施策に反映できるよう努めることが必要ではないかと考えております。

○関口氏（司会） ありがとうございます。では、相模原市さん。

○岸浪氏 相模原市ですが、1つは、特別委員会が2つあります。1つは「水源地対策特別委員会」で、これは合併を機に設置したわけですが、この中で、調査研究ということで委員会として現地に行って調査することもあるんですが、森林は水の涵養や浄化という機能が公共の益に即するものであることから、最近は森林を守るために、例えば私有林の場合その管理をその所有者だけに負担させておいていいのかという課題がありまして、森林の保全・再生のための地域一体的な管理、整備の感覚を持ち合わせる必要もあるのではないかという考え方が最近出てきているところです。ですから、今までのような各個人による事業ではなくて、全体として効率的・効果的に森林を保全・再生するために、財源をどういう形で投入していくかを少し考えていこうという方向であり、少しステップアップしているような感じがいたします。

もう一つは「交通問題特別委員会」で、新交通や鉄道の延伸などを調査・研究し、また審議をしてきたところですが、最近は、市の施策において交通需要マネジメントの考え方に基づき、国からも補助金をいただきながらいろいろな事業が展開されております。市内の道路交通の大動脈であります国道16号あるいは20号、129号は渋滞のメッカとなっております。あるいは工業団地がたくさんありますから、朝夕の幹線道路は通勤に伴う自家用車等の通行により大変混雑しております、この渋滞対策をどのように行うのか、その辺を少し研究していこうという中でエコを少し考えて、マイカー通勤を少なくするとか自転車や歩きによる通勤にするとか、現在、そういったところを少しずつ事業展開してきているということも、特別委員会でいろいろと提言してきた内容と思っております。

また、水源サミットの開催についても議会から一応提案しております、山梨県あるいは静岡県、神奈川県、横浜市、川崎市といった水を大量に消費している大都市に相模原市に来ていただいて、サミットを開こうという取り組みをしております。上流の山梨県からもいろいろとご協力をいただいているところでありますが、この2月に第1回目のフォーラムを開催していろいろな意見交換をしてきております。こういった自治体あるいは議会の取り組みとして考えていくことが大事だなと思っております。

さらに、先ほど小島先生のお話で教えてもらったんですが、議会改革の中の環境問題の取り組みですね。相模原市も議案でとにかく条例を作っていくと若手の人たちが中心になってやっていまして、現在、どのようなテーマがいいのだろうと考えております、環境問題が事業や施策の展開に関係するとなれば、まさしくそういう条例を議提議案で挙げるのもいいのではないかと思ったりしております、そういったことにつきましてもこれから議会の役割かなと感じております。

○関口氏（司会） ありがとうございます。枝廣先生、よろしくお願ひします。

○枝廣氏 市議会自体の活動がどれぐらい CO₂ を出しているという直接影響はそんなに大きくなっているのです。物を作っているとか工場を動かしているわけではないので。もちろんやるべきことをやるというのは大事ですが、今お話を幾つもあったように、間接影響として市議会がどういうことを自治体なり、行政に提案していくか、もしくは市民や行政の目をどこに向けていくかという、そちらの役割がとても大きいと思います。小島先生が最初におっしゃったこともそうですが、行政が決められたことをどうやって動かしていくかという発想になりますよね。それに対

して、先ほど私が質問したことにも率直にお答えいただいて、例えば温暖化一つをとってもいろんな意見がありますと。やるべきことはやるけれど、本当のところはいろんな意見がありますと。このいろんな意見とか、どうやっていくのだろう、という議論を市議会で展開していくこと、それをできるだけ市民に見せていくことが大切だと思います。

私は、温暖化というのは、日本が本当の民主主義になるためのいいきっかけではないかと思っています。これまでお上がいうからとかだれが決めたからとか、だれかに頼ってやってきたけれど、一人一人が自分の頭で考えるようになる、その機会だろうと思っています。

さつき相模原市の方がおっしゃっていたような、いわゆるトレードオフですよね。こっち立てればあっち立たずというのが、温暖化だけではなく、環境の問題を考えるときにはいろいろ出てきます。そのときに、これがいいんだからこれをするというのではなくて、例えば、太陽光発電はいいし自然エネルギーは増やしたいけど、だれかがそれを負担しないといけないんだよね、その負担をどうするかという話も含めてやっていく必要があります。そういった全体的な話をいろんな意見を交えながら議論していくというのが、多分とても大事なことだし、それを是非市民に伝えていってほしいと思います。言われたからやるという市民のスタンスでは、それ以上進まなくなってしまう。でも、それまでの市議会のやりとりを見ていて、自分の意見を持った市民や、自分でも考えてみようとか調べてみようとか、そういう市民を生み出していくことがとても大事だと思っています。

先ほどのバックキャスティングの話もそうですが、今私たちの市はどう考えているからどういう方向に向かっていくという大きな方向性を出していくこと自体、行政には難しいところだと思いますが必要なことです。それから施策評価という点で、目標に向かっていくために行政が立てた施策が、実際どういう効果をもたらしたかを測るということ、小島先生がおっしゃっていた、何が効いたか、何が効かなかったか、それを伝えていくことが大切です。もう一つは、これまでのいろいろな問題と、温暖化を含めてこれから私たちが直面していく問題の違いは、100%確実なわけではないということです。温暖化に関しては、100%というのは科学では絶対言えないので、90%以上というのが最高だと思います。科学自体もどんどん動いているし、前に正しいと言われたことが今違うという意見も出てきています。けれど、わからないから、100%確実じゃないからやらないというオプションはないわけで、今こういう科学的な前提がある、もしくは議論がある、その上で私たちの市はこうすると。その場合も、新しい科学的な真実が出てきたり、もしくは状況が変わってきたら、私たちのやり方も変えていきますと。1回決めたことを金科玉条のようにやるのではなくて、新しい状況や分かってきたことに合わせて変えていくやり方そのものが、市民にとってはすごく良いモデルになると思っています。そのときに、一度決めたのだからといって新しい情報を無視するのではなく、それを取り入れつつ私たちの方向を考えて、考えながらやっていって欲しいと思います。そのような姿を、モデルとして市民に伝えることを含めて、それが大きな意味での市議会ができること、間接的な影響ではないかなと思います。

○関口氏（司会） ありがとうございます。小島先生、よろしくお願ひします。

○小島氏 先ほど申したように立法をどうするか。エコバジェットというか、予算のグリーン化、議会はいろんな形でできますし。それから、今の話はまさにそうで、予防原則と言いますね。要するに、先ほどCO₂はわかんないですと。だけど、50年後まで待とうやといったら、絶対手遅れ、アウトだと。環境政策はやっぱり予防原則に従ってやるしかないです。そのときに、国もそうなのですが、自治体も行政もというのは、やっぱり予算を組み立てるときに、これでいくからといったときに、そこに不確実性があることはあまり言わないんですよ。リサイクルが妥当なのか、

そこが前提なので、のみ込んでリサイクル、分別しようとやるわけです。それは、確かにそういうしないと、事務事業を立てられないから、リサイクルして問題だという本が出回っている中で、そもそも論のところから始めたら多分予算が立てられないから、そこをのみ込んで事業化するんですよ、分別にしたって、何にしたって。そのときに、議会は、逆にリサイクルすることは環境に良いという考え方とそれは環境に良くないじゃないか、大量生産大量消費、大量分別大量リサイクル、おかしいんじゃないかという議論は、議会だからこそ両論というか、3つの議論、4つの議論かわからないですが、あっていいと。

例えば学者にしたって、行政の場合は、大体何か政策を組み立てるときに学識経験者の力を借りると、ある方向性があって、それにイエスと言ってくれる学者が作ってくるんですよね。だけど議会の場合であれば、参考人招致にしたって、あるいは最近はいろんな場を作っていますから、全く違う考え方の学者が来てそこで議論してもらって、議員も組み合って議論すればいいと。そこを市民を見てもらってもいいと。そうすると、例えば本当にまじめな市民は、本屋さんに行って、リサイクルは悪いと書いてあると。だけど、うちの市はやるというのはどうなんだ、そのことを議会の場で、本当のところはよくわかんないけれども、今はこれでいくしかないんだという判断という理解、それが、実はおっしゃった民主主義なんです。日本の政治も、行政も、お上が決めたことは間違いないという前提で進めてきたと。それは、実は環境政策に当たっていない。そういう前提をつくるためには、議会というのはふさわしい場なのです。

昨年の地方自治法の改正で、「議会は、会議則で議案の審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場を設けることができる」と、「場」という言葉が法令用語で出てきたと。僕は、いろんな場を作つていいと思っているんです。先ほどおっしゃった市民参加の場だったり、いろんな議論がディベート的な場であったりとか、それは議会だからこそできる。行政の立場からしたら、リサイクルするかどうかのリサイクル政策を組み立てるときに、リサイクル是非論をディベートみたいな場をつくれないですよ、こわくて。僕は、行政の職員の立場はよくわかりますから。でも、議会はそれができるんです。

もう一つ言うと、先ほど負担問題をおっしゃったように、実は日本の自治体が逃げてきたところであって、例えば直接請求、税金はだめですよね。それから、今幾つかの自治体が市民参加条例を作つてきていますが、中には違いますが、金銭徴収事項については市民参加しなくていいという規定が入っている条例を持ってるところが多いです。いまだに日本の自治体は、負担に関するこの市民参加は恐いし、それは日本の市民は未熟だから、負担について下手に市民参加されるとんでもないことになるという発想の市民参加条例を作つてあるところがあります。

でも、それでは、まさに環境政策をだれがコストを負担するのということになったときには、市民に考えてもらうしかないわけで、負担について市民は考えなくていいという条例を持っているのは時代錯誤なんですよ。ですから、今そういう市民参加条例をこれから作るんだったら、私の思いとしては、金銭徴収事項については参加しなくていいという条例なんて作つてほしくない。そんな条例作っちゃったら、環境政策にしても、負担を市民参加で議論できなくなっちゃうので。僕は、とりあえずそういうことも含めて議会の場で。先ほど申したように、地方自治法で「場」という言葉が入つたようにいろんな場を作つていいわけだから、議論してもらいたい。

最後に、自治基本条例が増えてきて、議会基本条例をつくる自治体がふえてきたんですよ。議会基本条例というのは、自治法及び会議則をちゃんと自治体の条例という形でちゃんと見える形で手続システムをつくりましょうという条例です。その中に、政策をどうする、こうすると余り書かないと思いますが、基本的な自治体、議会の立場として、地球環境あるいは良好な地域環境

を形成していく、これが我が市議会の使命であるというようなことを、前文でもいいですから入れていく。そういう志がもし議会基本条例をつくる場合に入っていくと、先ほどおっしゃったように、一人一人の議員の皆さん方が予算を審査する、審議に加わる、あるいは条例案を審査するときに、心構えとして、私は、何々市の議員としてこの議会基本条例に基づいていい環境をつくるしていく責務がある、そういう政治的な代表者として権限を行使していくという心構えにつながっていくんだと思うんですね。ですから、もし議会基本条例をつくる場合は、個別条項でどういう政策を進めるかということは議会基本条例ではないと思いますが、基本的な立場として、前文でもいいから、環境についての文言が入っていくと素晴らしいかなと思います。

7. 本研究会の報告書作成に向けての活動についてのご意見、要望

○関口氏（司会） ありがとうございました。最後になりますが、ご意見をいただきたいのは、冒頭申し上げましたように、来年2月に研究会報告書を作成することになっているわけですが、作成に向けてのご意見、ご要望について、何かございましたらご発言をお願いしたいと思います。ご議論は尽くしたような気もしますが、特に報告書に入れるべきものとか率直なご意見。今までご発言いただいたものは十分参照していきたいと思いますが、そのほかにございましたら。

○舟戸氏 日本を代表する大都市の議事機関の長が集まった今回ですので、意見をまとめるのは、今後の我が国の環境行政の発展にとって非常に意味深いところがあると思います。それぞれ各都市は、歴史的な成り立ちや地域や社会条件などが異なり、環境に関しても、各都市がそれぞれ固有の問題があると思いますが、今後議論を尽くした上で、各都市の意見や要望を最大限生かして、国会や関係行政庁にも、私たちの総意としてアピールして、できるだけ実効性のある報告書をまとめていただきたいなと思っております。

○関口氏（司会） ありがとうございます。ほかにご意見はございますか。

○上門氏 インターネット上の閲覧ができるんですかね、この報告書は。

○関口氏（司会） 当然報告書の形になればホームページに掲載するようになっております。

○上門氏 アクセスしたんですが、だいぶ情報量が多いんじゃないですか。なかなか閲覧できなかったので、概要版みたいなのをつくっていただければありがたいなという意見もあることを少しお願いしたいなと思っております。

○関口氏（司会） それは、検討させていただきます。

○上門氏 2年ぐらいかけて報告書をまとめられるのだから、だいぶ分量が多くなるのはわかります。

○関口氏（司会） ボリュームがないと、格好がつかないものもありますので、ダイジェスト版は。

○上門氏 何かダイジェスト版みたいのをお願いできればなと思っております。

○関口氏（司会） 検討させていただきます。

○枝廣氏 今おっしゃった実効性というのは、だれに対する実効性かという側面によってつくり方はいろいろ変わってくると思うんですね。

1つは、自治体がこれまでやってきた中で、部分的な成功事例なり、部分的な成功要因でなり、それはきっと集められると思います。すべてがうまくいっているところはまだないわけで、交通で言えばこういうことはうまくいっているとかこのあたりがうまくいったとか、そういった事例は、ほかの自治体にとってとても役に立つと思います。今日は中国大使館に行っていろいろ話を伺ってきたのですが、中国大使館の方々も、やはり日本からいろいろ学びたいといっています。都市がどのように取り組んでいるかについてもぜひ知りたいという話がありました。私は世界に

情報発信する NGO も運営していますが、日本の自治体間だけではなくて、ぜひ概要版の成功要因のところだけでもいいので英語版をつくって、世界に発信していただきたいというのが 1 つです。

○関口氏（司会） 予算がかわるかもわかりませんね。そこは。

○枝廣氏 もしくは、私たちの NGO と組んでいただいて、私たちから配信することも可能です。もう一つは、先ほど言ったことと重なるのですが、これがあれば自治体としてもっと進むのにという情報もぜひ集めてほしいと思います。国に対する要望や各省に対する要望として、自治体は自分たちでできることをやっているけれどもこれがあつたらもっと進むという要望を集めて、発信して欲しいと思います。都市の集まりからの声を届ける、それが国内の自治体、海外の自治体、そして、国に対する実効性をあげる一つの形かなと思います。

○関口氏（司会） 十分検討して、できるものから可能にしていきたいと思います。

○小島氏 1 点だけ。ぜひ全国市議会議長会の報告書だと意識して。つまり、各自治体でこういう行政をやっていますというんだったら、例えば類似のシンクタンクだったり、環境自治体会議だったら、全国区長会で出せるわけで、なるほど全国市議会議長会だからこういう視点が出てくるんだという報告書だと、売れるというのは語弊がありますが、なるほどねというのが出てくるんじゃないでしょうか。

そういう報告書を作っていていただきたいし、それから、現実のここだとちょっと現実を超えたところとかなりこのところも大胆に出していただいて。さっきも言いましたが、地方議員はものすごくいるじゃないですか。このネットワークは、もし日本の中で、住民からの代表である地方議員がネットワークを組んだら、単なる啓発を超えた何かということが出てくるんですね。1 億 2,000 万の意識を変えるためには、その住民からの代表である議員が。

○関口氏（司会） 2 万人です。

○小島氏 2 万人の地方議員の人たちの意識が変わっていくということが、実は、その延長線上に 1 億 2,000 万の意識が変わっていくと考えるべきで、そのぐらいの、こういうところについても、何か夢の部分というか、そういう記述がどこかあると勇気が与えられると思いますので。

○関口氏（司会） クレジットは、いずれにしても市議会議長会のクレジットなので。

○小島氏 是非それらしい報告書をお願いします。

○関口氏（司会） ありがとうございました。長時間にわたり、貴重なご意見をいただきまして、できるだけ報告書に反映できるように努力したいと思いますが、また何かありましたらアドバイスをいただきたいと思います。今日は、本当に長時間、ありがとうございました。

○上門氏 今回、私は副会長という立場で座談会に出席させていただいたんですが、実は、大学を出たのが昭和 53 年なんですよね。ちょうど光化学スモッグがすごくて、鹿児島から出てきて、雨が降ったら髪の毛が臭くて 1 日もたないぐらいでしたね。工場がすごくて。

ああいう状況からすると、今は経済構造も変わってきたんでしょうが、そのような工場が途上国でやっていると考へた場合、環境というのは大変なことだなという思いもあるんですよね。僕は体験しているものですから。目も痛かったし、本当に悲惨でした。それが、東京湾で魚がとれる、ヘドロは見ない、そういう世界の冠たる東京だなと思うんですが、それにはいろんな歴史があって、温暖化とは別に環境というのはやっぱり大事なんだなという思いがして、今回の座談会に出席させていただいたんですが、私が言うのも何ですが、枝廣先生とか小島先生にも、是非そういった環境についていろんな形でまたご助言いただきますようよろしくお願い申し上げます。

4. 閉　　会

○関口氏（司会） それでは、閉会に当たり、舟戸会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。

○舟戸氏 皆さん、どうもありがとうございました。閉会に当たり、一言ご挨拶させていただきます。本日は、都市行政問題研究会の「都市におけるエコ対策」に関する座談会を開催いたしましたところ、皆様方におかれましては、長時間にわたり終始熱心なご論議を賜り、誠にありがとうございました。皆様からいただきました貴重なご意見は、報告書の重要な部分である提言にも反映することとしております。また、本日の座談会の内容は、皆様のご確認後、会議録として報告書に盛り込ませていただきたく存じます。

今後とも皆様のご協力をお願い申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日は、本当にありがとうございました。

○関口氏（司会） ありがとうございました。それでは、座談会を終了させていただきます。

○総会講演録

1. 第 88 回総会（平成 20 年 8 月 18 日（月））

「協働による環境まちづくり」

ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田裕子 氏

2. 第 89 回総会（平成 21 年 2 月 12 日（木））

「都市におけるエコ対策」

環境ジャーナリスト・有限会社イーズ代表取締役

枝廣淳子 氏

3. 第 90 回総会（平成 21 年 8 月 17 日（月））

「地域の力で美しい地球を後世へ」

法政大学人間環境学部教授

小島 聰 氏

第88回総会講演録（平成20年8月18日（月））

「協働による環境まちづくり」

ジャーナリスト・環境カウンセラー 崎田裕子 氏



略歴

ジャーナリスト・環境カウンセラー。

1974年立教大学卒業。（株）集英社で11年間雑誌編集を務めた後、フリー ジャーナリストとして独立。生活者の視点で環境問題、特に「循環型社会づくり」を中心テーマに講演・執筆活動に取り組む。環境省登録の環境カウンセラーとして環境学習の推進にも広く携わっている。

2001年、小泉首相の私的懇談会「21世紀『環の国』づくり会議」メンバー

2004年、小池環境大臣の懇談会「環境ビジネスウィメン」メンバー

環境活動

- 平成8年～ 「環境カウンセラー」として環境省に登録（市民部門）
- 平成15年～ 「NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット」理事長
(「市民がつくる環境のまち“元気大賞”表彰」)
- 平成15年～ 「NPO法人新宿環境活動ネット」代表理事
(「新宿区立環境学習情報センター」指定管理者)
- 平成17年～ 早稲田大学 環境総合研究センター 客員研究員
- 平成19年～ 「有限責任中間法人 環境ビジネスウィメン」代表理事
(「eco japan cup」総合運営事務局)
- 平成19年～ 「有限責任中間法人 日本カーボンオフセット」理事

現在の主な公職

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 環境省 | 「中央環境審議会」委員、「政策評価委員会」委員 |
| 経産省(資源エネルギー庁) | 「総合資源エネルギー調査会」委員 |
| 経済産業省 | 「産業構造審議会」臨時委員 |
| 国土交通省 | 「国土審議会」委員、「社会资本整備審議会」臨時委員 |

主な著作等

- 著書:『だれでもできる ごみダイエット』（1999年、合同出版）
共著:『環境ビジネスウィメン』（2005年、日経BP社）小池百合子他共著
論文:『協働の循環型地域づくりを実現する、市民の役割と国際協力』（2005年、環境研究）他

皆さん、こんにちは。私は、生活者や地域の視点から色々と発言をしている者です。環境まちづくりなど、地域住民からの環境対策など含めてお話をしながら、新しい動きもうまく生かしながら皆さんの政策に生かしていただき、それぞれの地域の環境課題を解決して活力のある地域にしていただく道筋を、是非立てていただければありがたいと思っております。

私は、環境分野のジャーナリストとしてずっと仕事をしてきたのですが、今から15年位前に、どうもこれから環境というのは、政策形成あるいは産業界の対策とともに、私たち市民、生活者が、暮らしの中で、地域の中できちんと環境を考えて実践行動をとっていくことが大事ではないかと思うようになり、環境学習をどう広げるか、そして地域の方と市民活動あるいはNPO活動をどう広げるか、取り組んでまいりました。

そういうふうに、私自身のフィールドとして地域で頑張っていくことを選んだのですが、ここ5年位、「そういう地域の意見をきちんと政策に反映できるように発言してほしい」と政府の各省からお声をかけていただくことが急激にふえてきました。私自身、地域で頑張ろうと思っていたのに逆戻りしてしまったなと思ったのですが、そういう意見がきちんと反映できるようにしていくのも大事ではないかと思いまして、プロフィールにありますように、環境省あるいは国土交通省、経済産業省などの環境関連の審議会の委員をさせていただいております。

こういう動きの中ですごく感じるのは、ここ1、2年の間に、政府自身が「21世紀のこれから」の問題は環境抜きには語れない」と決断したことです。いわゆる環境と経済が好循環するように国をつくっていくことが絶対に重要だと決心してくれたと思うくらい、非常に急激に見直しであるとか制度改革が起こってきました。

もちろんそれは、この7月7日に洞爺湖サミットが開かれたことで、やはり世界と連携していくには日本がきちんとやらなければいけないという政府の危機感があったのだと思います。その中で、大変多くの基本計画の見直しとか法律の改正が行われまして、逆に変わり過ぎて、多くの方がその勢いについていけない状況が起りつつあります。起りつつあると言うと変なのですが、地域の方にもほとんどそれが伝わっていなく、相変わらず苦労していらっしゃる方も多いのです。今、社会みんなで政策形成あるいは産業界みんなで大きく変えようとしていくことが大切だと思います。でも、今までの政策を急に変えようとすると、これまでの規制や何かで随分引っかかることが多く、地域でやろうとしている方が結構苦労していらっしゃるので、そういうところにきちんと目がいくようになれば大変ありがたいと思っています。

【環境も世界が環に】

これからのお話は、私たちが、暮らしの中で、そして地域の方とどういうふうに環を広げていったらいいのか、あるいは制度としてどう生かしていただきたいのかを、実際のお話を含めてお話をさせていただきたいと思っています。

今まで夏休みで、北京オリンピックを見ていらっしゃった方は多いと思います。私がオリンピック中継を見て1つ思ったのは、例えば雨を降らさないように、ロケット弾を打

って先に周りの方で雨を降らせたり、随分努力をされていたとニュースが出ていたのですが、例えば気候変動とか大気汚染とか気象的なことは、空はつながっているわけですので日本にも影響してくることがあります。ですから、環境も、本当に世界がつながって環にならないと解決できないと思っています。具体的に言いますと、日本は今、車の規制を強くした結果、大気汚染なども良くなってきました。ところが、大気汚染の中で、1つだけどうしても数値が下がらないのがあります。VOC 濃度が下がらないと盛んに言われています。揮発性の有機化合物ですが、例えばその濃度が強くなるとどうなるか。光化学オキシダント、昔は、光化学スモッグで暑い日に目が痛くなるので、「子供たちは外で遊ばないよう」よく言われました。一時濃度が下がったのですが、現在もこれだけはどうしても下がりません。

今まで、東京とか関西とか大都市の集中しているところとその周りの地域が非常に多いと言われていたのですが、最近は、春先に九州の VOC 濃度が上がるという変化が出てきて、どうもこれは、アジアの国々の急激な工業化が進んでいる中で日本にそういう影響が出ているのではないかと言われています。ただ、明確な科学的な研究成果が出ていませんので、これから研究成果を待ちたいと思いますが、こういうふうに、自分たちの国だけがよくとも、世界全体あるいはアジアがきちんと環境的にも良い状態で発展してくれないと、様々な環境問題が日本にも、世界にも影響してくるのが非常に明確になってきました。そういう意味で、この大気汚染の話だけではなく、最近は地球温暖化の原因となる CO₂の削減を中心に、世界でますしつかり話し合いましょうという動きが起こっているわけです。

【地域が変わっていく仕組みを】

実は、洞爺湖サミットのときに、日本政府は、京都議定書の後の温暖化対策を考えたときに、京都議定書に入らなかったアメリカあるいは中国、インド、そのほかのアジア、アフリカの国々と一緒にこの問題を考えないといけないと考えたわけです。

ポスト京都議定書とよく言われますが、将来のことを考えるときに、2050 年 CO₂半減という目標値が出てきます。これは、IPCC の研究の中で出ている数字ですが、2050 年に CO₂を半減する。ただし、日本のような先進国はマイナス 60%から 80%が相応だろと言われています。今、日本政府などが基準にしている数字はこれを踏襲しているものだと思っていますが、これからどうしていくのかをしつかりと考えなければいけないときに来ていると思います。

そのときに、様々な技術革新とか政策形成というものがありますが、一番大事なのは、それを実現するのは地域だというところを腹に据えて、そこで市民、地域の事業者、行政みんなを巻き込んで、本当に地域が変わっていく仕組みを作っていくことが大事だと私は思っています。

【ピンチをチャンスに生かして地域を再生】

本当は最後の方にお話をしようと思ったのですが、前倒しして先にお話をしますと、「ピンチをチャンスに生かして地域を再生する」、そういう長期ビジョンを作るのが大変重要だと思っています。ピンチをチャンスにというはどうしてかというと、世界にとって地球

温暖化は大きなピンチだと思っています。どういうピンチかというと、これから10年、20年の間に、これ以上温室効果ガスの排出量が上がっていくのをしっかりと止めて、できれば最終的に今から平均気温が2度位上がる程度で抑える。上がり幅を2度位に抑えないと、それ以上上がってしまってから慌てて対策をとっても、気候変動はもう元に戻らないと科学者の方たちがおっしゃっています。

ですから、それがどのくらいの規模で徐々に悪くなっていくのかは専門家にお任せしたいのですが、気候変動は戻らないだろうと言われています。けれども、2度位の上昇で抑えるように対策をとっていけば、まだ一定の環境状況が地球上で保たれるのではないかと言われています。そういう状況の中で、私が申し上げるピンチというのは人類の生存についてのピンチです。

もっと身近なピンチは資源の問題なのですが、石油がきちんと供給できるのはあと40年位で、その後は枯渇するのではないかと一般的に言われています。どんどん新しい油田が出てきますので、もっと長く供給できるだろうとは言われていますが、今はガソリン価格が上がっている。このガソリン価格が上がっていること自体は、投機マネーが入っているとか様々なことが言われていますが、上がっていく状況はもう変わらないだろうと言われています。

もちろん上がり幅がもう少し落ちつくことは期待していますが、そういう資源の大切さが、石油だけではなく、レアメタル、様々なところで、世界的に明確に見え始めてきました。こういうピンチに、人類のピンチやエネルギーのピンチ、いろいろな環境状況のピンチをチャンスに生かすというのは、それにきちんと対策をとっていくことで自分たちの地域が活性化する、あるいはとても自然環境が良くなる、あるいは技術を外国にも日本にも使い、みんなが環境的に非常に良くなる中で、自分たちの経済的な力も強くなしていく「環境と経済の好循環」する状況を作っていくことが重要だと思っています。

高齢化社会と言われる中で、コンパクトシティなど、車がなくても歩ける楽しいまちづくりが重要と言われています。結局は、そういうことが、地域の活力とか快適な地域を作ることにも全部つながるわけですから、ピンチの中でいかに自分たちの地域を生かすチャンスとして考えていくか、ピンチをチャンスに生かして地域活性化を図るという視点を持っていただけだと大変うれしいと思っています。

皆さんに幾つか資料をお渡ししています。その資料の中で、「協働による環境まちづくり」というタイトルの資料をお渡ししています。

地域の中で、できるだけ市民の方が率先して動いているような活動情報を集めていきましょうと思っているわけですが、こういう中で、ピンチをチャンスに変えて自分たちの地域を活性化しようという動きを始めているところも結構増えてきている感じがしています。

そういう中で、皆さんに是非お話を申し上げたいなという事例を幾つか持ってきました。資料の1ページ目に「21世紀環境立国に向けて」と書いてあります。これは、今の環境を考えていく方針自体は、「低炭素社会づくり」、「循環型社会づくり」、そして「生物多様性」、この全体像と一緒に考えていきながら環境対策をしていくことが地球温暖化対策の環境都

市、そういう全体像をあらわしているわけです。その推進のポイントとして、環境技術推進と国民運動があります。私は、この環境技術推進と国民運動を連携、総合化していかに地域の活力を高めていくか、その辺が大変重要だと思っています。吹き出しに、「連携・協働」、「国際貢献」と書いてあります。1人ではできないけど、2人だったら知恵が集まる、市民だけですと難しいけど、産業界と一緒になればもっと広がる、あるいは大学の専門研究家と地域が一緒になると活動の質が高くなるとか色々な動きが出てきています。そういう中で、きちんと発信していくことが大事だと思っています。

【地域から持続可能な未来を具体化】

私は、「地域から具体化する持続可能な未来」という言い方をしています。先ほどからお話ししているように、シンクグローバリー、アクトローカリー、こういう気持ちで、自分の生活の中で第一歩を踏み出すことが大事です。1人だと難しいけれども、地域で実践していくと大きなことができる。そういう動きの中で、地域から持続可能な未来を具体化していくという気持ちを持って歩んでいくことが大事だと思っています。

【新宿環境情報ネットワーク】

私は全国の地域環境活動をしていらっしゃる方と交流し、支援するNPOを運営しております。その間30年間、結婚以来東京の新宿区に住んでいるのですが、自分の住んでいる地域に自分自身どう関わってきたか、その辺をきちんと自分なりに考えたいと思いました。

そのときに、地域には様々な地域環境活動をしていらっしゃる方、あるいは環境に非常に熱心に取り組んでISOをとって実施している企業の方、色々な方がいらっしゃいます。もちろん行政マンの方、政策に生かしていこうと思っている議員の皆さん、色々いらっしゃいますので、そういう中で、環境に関心のある方の交流会を地域で仕掛けました。

交流会を呼びかける前に、行政が主催してくださった「地域環境活動発表会」というのがありました、市民の方、事業者の方、行政マン、色々なお話をうかがいました。実は私がコーディネーターとして進行させていただいたのですが、驚いたことに、同じ地域に暮らしているのに、多様な動きがあることを知らない人も意外にたくさんいらっしゃるんですね。大変驚きまして、その会が終わるときに、「こういう交流会をこれから定期的にやっていきましょう」と呼びかけました。3ヶ月に1回、「新宿環境情報ネットワーク」という輪を作つてみんなで交流して、最初は名刺交換とか、自分はどうしていますかということで、地域の公園を清掃して、そこの落ち葉を堆肥化して、そこでお花を育てている市民のグループもあれば、企業人としてISOの仕組みを建物の中で実施しながら、どうやって社会貢献したらいいのか考えて悩んでいるような方が地域に来てくださる。色々な出会いがあるのですが、そういう中で、たった半年、1年位で350人から400人ぐらいの登録者が出てきたんですね。それが、今から10年前ですね。

大変驚いたのは、皆さんは専門分野が違う。例えば水問題に大変関心があるとか、ごみ問題、省エネとか新エネの専門分野とか、興味分野が違ったり、どういう場所で実施しているか、市民、事業者、行政、研究者なのか、立場が違うだけで情報が共有できていないのが非常によく分かったのです。そこで、分野と立場を超えて、顔の見える信頼関係を作

ってきました。そうすると、300人、400人が定期的に集まるようになり、何度も情報交換してきました。そうすると、その中から、自分たちができることも絶対あるはずだ。情報交換だけではなく具体的にやっていこうということで、立場と分野が違ってもみんなと一緒にできることは何だろうと考えました。そのときに、初めてみんなでこれだと思ったのが、次の世代を育てる「環境学習」でした。これならばみんなと一緒にできるだろうということで、最初は地域の中で、コミュニティ・ティー・チャーとか最近はよく言われていますが、先生方の総合学習の時間の環境分野を応援できるような、地域で実践活動あるいは専門的な知識を持っている人、「こんな人がいます」という情報を1人あるいは1グループ1枚分位の紙にして小冊子をつくって、全部の学校に配るようにしました。

【新宿の環境学習応援団まちの先生見本市】

ところが、しばらくして、同じ町でやっているのに資料だけいっても、「こういうのはインターネットにも資料があるんだから、地域でやるんだから顔が見えなきやだめなんじゃないか」と色々な方からお声が出て、年に1回、「新宿の環境学習応援団まちの先生見本市」という行事をやるようになりました。これは、公立の小学校か中学校を年に1日お借りして、丸々そこを使わせていただいて、地域の企業あるいはグループ60団体位が一緒になり、そこで、自分たちはこういう応援ができるという体験学習のプログラムを実施する。そのときに、学校に呼びかけて多くの子供たちにも来てもらって、実際に体験してもらいながら、そのときに来ていただいた先生と来年のプログラムを一緒に作っていくような出会いのきっかけをつくる、そういう動きをやってきました。

ただし、本当に先生というのはお忙しくて、なかなか来ていただけないこともあったのですが、ここ8年位続けて、ついに教育委員会が「来年度は一緒に連携してやりましょう」と言ってくださって、今は一緒になって話し合いを続け、「ここまでやってよかったな」とみんなで言っています。しかしながら、地域と学校の連携が大事だと言われ、みんな分かっているながら、なかなかそれを定着させるのは難しい。1校、2校が連携するのはできるのですが、地域全体で次の時代を担う子供たちの様々な環境体験を応援する場をつくるのは大変難しいと感じています。

【新宿環境活動ネットの活動】

もう一つありがたいのは、区の環境基本計画策定を市民参加型でやっていただきました。やっていただいたというよりは、私がそのときの分科会の座長を務めました。それで市民参加型の「新宿区環境基本計画」をつくって、その一番に、みんなでともに実践するということを入れまして、「人づくり」を環境教育のキーに据えました。

そうしましたら、新宿区の方から、新設する余裕がないので古い建物ですが、そこを環境学習センターとして市民の環境活動の拠点にして、指定管理者制度で運営することになりました。ちょうど民間活力を生かす指定管理者制度が初めて出たときだったわけです。そのときに、実は先ほどお話をしていた市民の環境学習支援の輪がNPOになりました。いろいろ行事をやっているときには資金も動かすなど、信頼を得なければいけないのでNPOにしました。私のプロフィール中の「新宿環境活動ネット」ですが、指定管理者の選定を

区がやってくださいました。実は多くの団体や企業が手を挙げて、最初に 13 ぐらいの企画書が出たということで頭を抱えましたが、私たちも地域側から、地域のみんなで運営していくことをキーワードにして、今はその NPO が指定管理者をやらせていただいています。ただ、私は NPO の代表者ですが、そこに職員で入ってしまうと、なかなか外に出られませんので、私は職員として入らずに、地域の NPO の仲間が 6 人ほど今は仕事としてやらせていただき、アルバイトスタッフ、学生さんを入れながら運営しています。特に、そのメンバーが、自分から環境学習を実際にやるというより、地域の色々な団体の人たちの交流拠点として地域活性化につながるというやり方をとっています。

なぜこのようにしっかりとお話をしたかといいますと、家庭や地域事業者の環境対策が重要だとみんな分かっているのですが、なかなか実際にどういう行動を起こしていくかが、地域の中で大きな課題になっています。環境学習センターなどをつくっても、環境に関心のある人だけが交流する場になってしまって、本当に地域の多くの方たちが関心を持ちながら、一緒にどうしていこうかと考えられる場がなかなかできないということで、皆さん苦労していらっしゃいます。

最初の頃は、「地球温暖化は大変だと崎田さんは言うけれども、私たちが一番大変だと思っているのは、放置自転車が駅前に多いとか、ポイ捨てごみが多い、こういうことなんだよ」と随分言われたのですが、「いえいえ、実はそういうことを解決することが、結果的に環境問題とか地球温暖化対策の解決につながっているんですよ」とお話をすると、皆さんが本当にじっくりと「そうか」という感じで耳を傾けてくださるという経験をずっとしてまいりました。

地域住民、企業の参画によって連携・協働の中で、地域の自分たちの課題に思っている環境負荷をきちんと削減するような場を起こしていく、そういうことが地域側には非常に大事だと思っていますし、単なる普及啓発で「そういうことを知ってよかったです」ではなくて、そういう普及啓発が結果的に「その地域の CO₂ が削減された」、「ごみが削減された」、というところにつなげていかなければというのが今の時代だと思っています。

【CO₂削減の明確な定量化】

長くなつて申しわけないのですが、新宿の環境学習センターもそこが大きな課題です。ですから、市民参加型で、多くの地域グループや企業の方に参画していただいて、環境に対するイベントであったり、交流会であったり、色々な場は非常にふえてきて、状況はかなり良くなつてきています。それをどうやって CO₂ 削減に明確に定量化していくかが今の日本全国の問題だと思っています。今どの自治体も、そういうところに差しかかっているのではないかと思います。

地域の中での省エネの定量化ということで、例えば、省エネナビ 100 軒計画というのを今やつて、省エネナビを 100 軒取り付け、ライフスタイルと環境のことを調べて、どういうライフスタイルだとどういう数値になるのだということをみんなに分かっていただくような具体的な取り組みをしています。

また、緑のカーテン 1,000 軒計画という、緑のカーテンのセットを 1,000 軒分用意して

今年はずっとやってきました。その元になったのは、去年、おととしと緑のカーテンを育てるという講座をやりましたら、南側の窓辺に緑のカーテンを初めて設置した夏に、その方が「家の電気の使用量が2割減った」とおっしゃったんですね。そういうデータが出てくるようになります、「ごみが減った」、「電力が減るとか節約した」とか、そういうことを定量化させるようなシステムを地域に入れていくことが重要だと気づきました。

そのために、みんながそういうことを報告してくださるようなポイントのシステムを地域に入れるよう仕掛けていますが、個人がきちんと実践でき、それを地域全体が把握できるようなシステムを地域に導入する。そういう自治体も増えてきています。

そういう中、今エコポイント制度とかもチャレンジされているわけですが、もう少し大枠から言うと、国内排出量取引が盛んに言われています。まず、日本中の様々な取り組みを、定量化できるものに関してはきちんと評価をし、それを、いわゆる CO₂削減分のクレジットに認定をして、どれだけ地域ごとに交換できるか、そういう仕組みを日本の中に作った方がいいのではということで国内排出量取引が盛んに検討されています。福田ビジョンの後の報道を見ていましたら、今年の秋からモデル実施を始めるとも言われ、こういう動きが急激に進んでいると強く感じています。

今こういうお話をしましたが、地域の中で定量化するとか、仕掛けをつくるというのは、実は皆さんに期待しているお話で、そこにいくまでに、市民が自分の力で何かできるのではないかということは地域に広がりつつあります。ですから、そういう動きができるだけ把握し、活用していただくことで、実際にそれぞれの地域の中での多様な動き、掛け声だけではなく、明確にそこで動かしていくことにつながるのではないかと思っています。

【「市民がつくる環境のまち」元気大賞】

私は、自分自身で地域環境活動もやっておりますが、全国各地で地域環境活動に取り組んでいる動きをできるだけ見える化する、情報を集め、発信させていただく動きをやらせていただいております。そういう中、2001年から始めた「市民がつくる環境のまち」元気大賞、こういう動きをやっております。NPO法人「持続可能な社会をつくる元気ネット」、これは、元々は「元気なごみ仲間の会」という名前で呼びかけあった会ですが、その後、ごみ問題が入口でも、社会全体の環境改善に広がっていく活動が多いので、NPOになるとともに名前を変えて、私が責任者をさせていただいています。

「市民が創る環境のまち」元気大賞は、多くの方に地域環境活動を応募していただいて、その素晴らしい取り組みを発信しながら、みんなで学び、そして地域を元気にしていく仕掛けを作っています。「元気大賞受賞地域一覧」は、大賞を受賞した団体だけで、詳しくはホームページをご覧いただきたいのですが、ほかにも奨励賞とか特別賞とかあります。実は、もう7回もやらせていただいておりますが、やっていくと、活力のある地域環境活動の一定の基準といいますか、特徴が非常にあることが分かつてきました。

【全国各地の活力あふれる地域コミュニティの特徴】

「全国各地の活力あふれる地域コミュニティの特徴」をまとめさせていただきました。やはり1つは、元気のある人が集っているかどうかということ、そして2つ目は、地域の

課題を解決したり、地域の発展に貢献するという地域の視点が明確にあるかどうかだと気づきました。

1番目の「人間力」のところは、やはり市民も主体的に「参加」している。それだけではなくて、住民、NPO、企業、大学、自治体みんなが「連携・協働」している。そして、「地域力」としては、それぞれの地域の課題を解決しようとしているので、「独自性」があるということ。テーマは似ていても、その解決の仕方は地域によって非常に違ってくるわけです。そして、地域にある資源を活用する。4番目は「次世代」、次の世代を巻き込むような動きが必ずあります。5番目の「継続性」、これは、入り口が、例えばレジ袋削減とかに関心を持ったような人たちの動きであっても、それをどうしようかというときに、お店の方と一緒にになってレジ袋を研究したりしながら、地域の中で、行政、企業などと連携しながら、マイバックで市民が買い物をすることを応援しながらお店の方にもレジ袋を削減していただく。そういう連携の中できちんとやっていくことから徐々に活動を広げていく。あるいはエネルギーというのは、例えば生ごみの話で入っても、それをどう生かすかというときに、バイオマス資源の方に入ってくるとかどんどん話が自然に広がる、そういう地域全体を見据える継続性を感じるわけです。そういうことが、結果的に6番目の「まちづくり」、町おこしという視点が明確になってくると思います。7番目の「経済性」、町おこしの後に、特産品づくりとか仕事おこしということで、きちんと地域のコミュニティ・ビジネスを作っていくイメージが明確になっていくと感じております。そういうきっかけとなるのは、やはり人材育成とか団体、NPO、そういう人たちの輪をいかに仕掛けていくかも大事だと思っています。

【元気対象受賞地域事例】

この後に3つ事例が書いてありますが、大変有名な事例ですので、それぞれがホームページで見ていただければと思います。たまたま地方都市型の情報も多いかと思いますが、例えばこういう動きが、自然に近い都市だけではなく、都市型のところでもこういう動きを起こしていくかが、とても大切ではないかと思っています。

「伊万里はちがめプラン」（佐賀県伊万里市、2002年大賞）地域事例1の「伊万里はちがめプラン」は、地域の事業者の方が、自分たちのごみをそのまま捨てるのはもったいないということで、自分たちが率先して生ごみのシステムを地域に作っているのです。これは、大学が連携をして質を高めているということが大変評価され、事業者がやり始めましたが、地域住民も有料でごみを受け入れて、堆肥化しています。そして、それを地域の農家に使っていただき、その野菜をまた地域の中で循環させるという食の資源循環をきちんと見据えています。そして、休耕田に菜の花を植えて菜種油を作り、その油を地域の人々が使い、廃食油を集めて、またバイオディーゼル燃料にする、そういう循環の環をつくる。こういう資源循環、エネルギー循環、そして食の循環、こういう環をつくっていきながら地域活性化を図っていく動きが今は大変多くなっていると思います。

「日本一の新エネルギー里づくり」（岩手県葛巻町、2003年大賞）地域事例2の岩手県葛巻町、ここも、エネルギー100%自給を目指す地域として大変有名です。ここは、牧畜の

町ですが、風力発電に取り組みましたが、バイオマスのエネルギー活用を入れることで、地域の方たちがちくふんや間伐材などの課題の解決につながるということで一緒にやろうという気持ちになって、活力が出てきたと伺っております。

「NPO地域づくり工房」（長野県大町市、2004年大賞）地域事例3は長野県大町市です。観光地として年間300万人位訪れます、中心市街地は素通りして山に行ってしまう。どうやって中心市街地を活性化するかを、市民が地域づくり、仕事おこしワークショップをしたところ、地域一番の未利用資源は水、水路だということで、マイクロ水力発電いろいろ地域おこしをしています。マイクロ水力発電を普通に市民感覚でやり始めると、きちんと家で使ったり、なかなかできない。これは、色々な規制にもつながり、一つ一つ解決するのが非常に大事だということで、本人たちも非常に苦労してやっておられます。

「東本願寺」（京都府京都市、2007年奨励賞）東本願寺さんの地域を巻き込んだコミュニティ活動です。これはエコ改修、本堂の改修を地域参加型で実施したという事例です。

「場所文化フォーラム」（東京都・北海道十勝、2007年大賞）「場所文化フォーラム」という団体名ですが、これは、地方都市と都会が連携をしながら、その文化を交流させることで両方の活性化を図るという新しい考え方です。十勝の食材を丸の内のレストラン「とかちの・・・」で使いながら、単に食材提供ではなく、文化交流をするとか、人との話し合いをきちんと育てながら地域活性化を図るという動きをしています。

こういう新しい地域の動きをできるだけ世界の方にも知っていただきこうということで、洞爺湖サミットでも、日本の地域コミュニティの活動ということで、発表させていただきました。

【環境を軸にした地域再生に】

持続可能な地域づくりについてお話をします。先ほど、2050年、CO₂を60%から80%削減する地域づくりを是非考えていただきたいと話しました。やはり、皆さんに私が期待をさせていただくのは、こういう将来ビジョンを明確に立てていただいて、色々な関係者を動かしていただきたいということです。どういうことかといいますと、2050年にCO₂80%削減を考えれば、これは都市の再生、例えばエネルギーを考えた都市再生、交通を考えた都市再生、緑と水、そして公共交通を考えた都市再生をしなければなりません。そして、エネルギー源をどうやって使ったらいつかも考えた都市再生をしなければなりません。もちろんそこに住む私たち市民のライフスタイルをどう変えていくかが大事なわけですが、そういう基本的な将来ビジョンをきちんと作っていただく。それも、できれば多くの皆さんの考え方を取り入れながらそういう将来ビジョンを作っていくのが大変重要なのではと考えています。

例えば、ビジョンを作ることでその後の道筋を考えていくことになれば、その道筋ができるだけ具体的になると考えています。どうしてかといいますと、単に今のことどう改善していくかというと、色々な規制が見えてきます。皆さんご専門なので、見えてきて大変だというのがお分かりだと思います。将来像をきちんと描くことを先にして、積み立てていただければありがたいと思っています。

そういう中、こちらの皆さんは25万人以上の都市と伺っておりますが、周りの地域の農業、林業、漁業、こういう命を育むような周りの環境をどれだけきちんと維持しながら、食の地産地消、エネルギーの地産地消というものと付き合いながら持続可能な都市経営をしていくかをきちんと考え、広げていただければうれしいと思っています。

2番目に「未利用資源の活用で自立した地域エネルギー確保」と書いてあります。食品とか林業、農業、畜糞、下水汚泥、こういうものをどう地域の中で活用していくか将来を見据えて考えていくというのが、日本のこれから、資源のない国のエネルギー政策で非常に重要なのはと思っています。

下の方にも書きましたが、色々なところでお話をさせていただくと、「現実の法体系はそうならない」とよく言われます。多様な分野が連携して、環境を軸にした地域再生には是非チャレンジしていただければと思っています。

【環境ビジネス】

最後に「エコジャパンカップ」についてお話をします。私は「環境と経済の好循環」の形を作っていくなければいけないと強く思っています。ですから、環境を仕事にして生きる人が多く育ってほしい、あるいは六本木ヒルズはよくIT長者と言われますが、あそこをエコ長者が住む。環境で起業する若者がふえることも大事だと思いまして、このエコジャパンカップの仕掛け側に入らせていただいております。

これをやるに当たっては、「環境ビジネスウィメン」という、環境を仕事にしている女性の環の責任者をしておりますが、今、環境省と銀行と一緒にこの事業をやっています。今年から総務省も入ってくださることになりました。経済産業省は、「監督官庁が入るのはちょっと難しいので」ということで主催には入らないことになりました。こういう形で、できるだけ環境ビジネスの視点で多くの日本の思いのある方たちを応援する場をつくっています。もちろんビジネスですが、それが定着するには心に伝わらなければいけません。技と心が大事だというのでカルチャー部門も設定していますので、最近は、入賞者が音楽レーベルを作り、プロとして動いています。

そして、「市民が創る環境のまち元気大賞」。これも、コミュニティ・ビジネスあるいは地域活性化に明確につながる視点を持とうということで、このエコジャパンカップと連携して実施することになり、ライフスタイル部門として連携して実施しています。こういうふうに、今、民間の中でも、様々な動きが少しずつ出ています。こういう中、地域の色々な思いを広げるような動きで環境都市を設計していただければうれしいと思っています。

環境誘発型ビジネスの展望も広がっています。今は、若者が夢を持てるような社会にしていくことが大事だと思っています。

なお、国内排出量取引がついに本格化していますが、京都議定書の達成にももっと市民あるいは企業の皆さんも参加しなければと考え、カーボンオフセットの仕掛けを作っていく動きを早めたいと思い、昨年カーボンオフセットジャパンに参画しました。この後に国の施策も動いてきてよかったです。環境を視点に環境負荷を減らすことを評価していく、特に経済的に評価していくような動きを作っていくのがこれからは大事

だと思っています。

随分いろいろと話しましたが、世界の将来を考えながら、実際に取り組んでいくのは私たち、私たちが地域で取り組むんだという視点を明確に見据えて、是非それぞれの地域のビジョンをつくり、実行していただければ大変うれしいと思っています。

今日は、皆さんのお貴重なお時間をいただきまして、本当にありがとうございました。

これからのご活躍を祈念しております。どうもありがとうございました。(拍手)

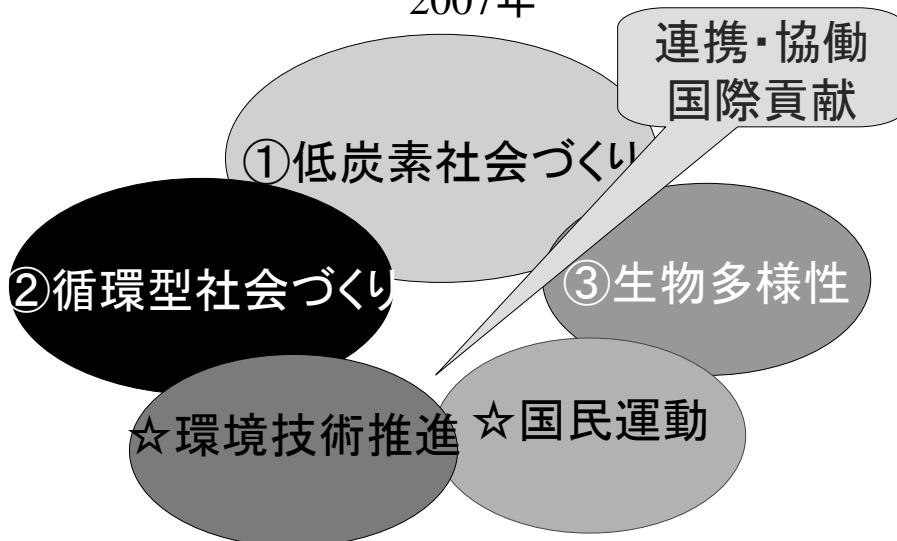
■080818「協働による環境まちづくり」

崎田裕子
ジャーナリスト・環境カウンセラー

NPO法人「持続可能な社会をつくる元気ネット」理事長
有限責任中間法人「環境ビジネスウィメン」代表理事
NPO法人「新宿環境活動ネット」代表理事

21世紀 環境立国に向けて

2007年



はじめに

こどもや孫の世代まで、
いつまでも快適に暮らせる地球環境
を伝えるのは、
今を生きる私たちの、共通の役割。

一人ひとりがくらしや仕事を見直し、
共に未来をつくるために...
今できることを、
足元から実践したいものです。

地域から具体化する
持続可能な未来

住民・企業の参画による連携・協働

地域の環境負荷の着実な削減

環境の視点からの地域づくり

市民参加型 地域づくり

■ 地域環境活動 学び合いの広がり
「市民がつくる環境のまち」元気大賞



- 2008年7月11～13日
全国の地域環境活動
相互交流学び合い
「とかちローカルサミット」
- 主催：NPO法人
持続可能な社会をつくる
元気ネット
- 連携：
エコ・ジャパン・カップ2008

NPO法人 「持続可能な社会をつくる元気ネット」とは

- 1995年 ごみ問題解決めざし市民・事業者・行政・専門家のパートナーシップをつなぐため設立。03年法人化
- 2001年 連携協働を大切に地域環境活動を応援する
「市民がつくる環境のまち“元気大賞”」表彰制度を創設。
全国の応募350団体とゆるやかに連携
- 2007年 環境ビジネスコンテスト「エコジャパンカップ」と
連携（環境省・銀行・環境ビジネスウィメン共催）
- 2008年7月 洞爺湖サミットと並行し、全国の地域環境
活動キーマンが集まる「とかちローカルサミット」開催
- 13年の活動で、特に環境省・経済産業省・資源エネル
ギー庁等とネットワークして、政策提言活動等を実施

元気大賞 受賞地域一覧



- 2001年 NPO法人環境ネット21(群馬県伊勢崎市)
循環型社会の実現に向けて私達にできること
[「美しい地球をこどもたちに」生ごみの堆肥化・飼料化や環境について啓蒙活動を実践]
- 2002年 伊万里はちがめプラン(佐賀県伊万里市)
伊万里『環の里』計画～恵み豊かな伊万里を未来の子ども達へ手渡すために～
[事業所・農業者・学校・行政そして一般家庭の連携による、食資源循環システム実現]
- 2003年 岩手県葛巻町(岩手県葛巻町)
天と地と人のめぐみを生かした日本一の新エネルギーの里づくり
[風力・太陽光・間伐材・畜ふんなどを活用したエネルギー作りとエネルギー環境教育]
- 2004年 NPO地域づくり工房(長野県大町)
くるくるエコプロジェクト
[農業用水路と水車を使ってミニ水力発電で、地域の仕事づくり・町おこし]
- 2005年 市民・自転車フォーラム(愛知県名古屋市)
そうだ！自転車で行こう！ [市民による自転車マップづくりで走りやすいまちづくり。]
- 2006年 与論町地域女性団体連絡協議会(鹿児島県与論町)
楽しみながらエコライフ
[花とみどりできれいな島に。そして島だからこそ、生活排水対策やごみ減量を実践]
- 2007年 場所文化フォーラム(東京都／北海道十勝)
場所文化レストラン「とかちの…」
[地域と都市を食でつなぎ、文化交流を含めた地域活性化の道筋を全国に]

全国各地の活力あふれる 地域コミュニティーの特徴

- 人間力…住民・企業・自治体の参画型取組
 - ①市民参加 (各主体が主体的に参加、参画)
 - ②連携・協働 (住民・NPO・企業・大学・自治体)
- 地域力……共に課題を解決し、地域を活かす
 - ③独自性 (地域課題解決・地域資源活用)
 - ④次世代 (こども・若者交え 環境学習)
 - ⑤継続性 (3R・エネルギー・自然等へ)
 - ⑥まちづくり (まち興しへ 活動の環の広がり)
 - ⑦経済性 (コミュニティビジネスづくりに)
- 多様な情報のつなぎ手人材・NPOの育成が鍵

地域事例1

事例「市民がつくる環境のまち」元気大賞2002

佐賀県伊万里市 「伊万里はちがめプラン」

- ・ 実施プロジェクト: 伊万里『環の里』計画
- ・ 「自分達の出すごみは、自分達で資源に」
 - ↓
10年かけて、事業者・市民・行政・大学連携の「ごみゼロ」まちづくり
- ・ 飲料店・旅館・給食センター60軒・100世帯の生ごみ回収・堆肥化のネットワークを構築
- ・ 休耕地で菜の花を植え、菜種油を。
廃食油は回収してバイオディーゼル燃料化



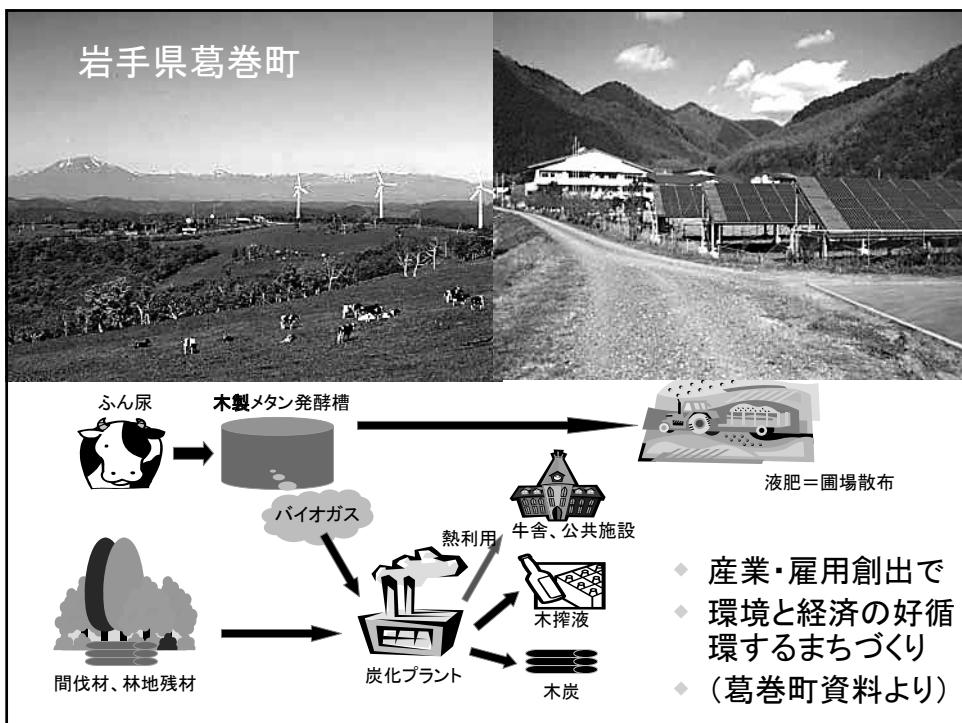
地域事例2 事例「市民がつくる環境のまち」元気大賞2003

岩手県葛巻町

「日本一の新エネルギー の里づくり」

- 実施プロジェクト：
「天と地と人の恵みを活かして」
- 1999年「新エネルギービジョン」策定
酪農と林業の町(ミルクとワイン)の新たな挑戦
天のめぐみ～風、太陽光、熱
地のめぐみ～畜産糞尿、森林(バイオマス)、水
人のめぐみ～これまでの、これからの人と共に
- 地域資源徹底活用で、エネルギー自給100%へ
町民・事業者・行政の協働で魅力あるまちに

岩手県葛巻町



地域事例3

事例「市民がつくる環境のまち」元気大賞2004

長野県大町市 「NPO地域づくり工房」

- 実施プロジェクト:
「環境・福祉・学び合いの地域おこし」
- 2002年「仕事おこしワークショップ」
豊富な地域資源の活用～ミニ水力発電所
廃食油からバイオオイルの精製
地域通貨で中心商店街活性化など
- 2005年「大町のエコツアー受入れ連絡会」
地域の環境活動をつないで地域おこし
- 2008年「北アルプス自由市場」開設

□きっかけは、過疎の町の 仕事おこしワークショップ～ ミニ水力発電所づくり

(長野県大町 NPO法人地域づくり工房の事例)



eco japan cup 2007 / ライフスタイル部門 / 市民が創る環境のまち 元気大賞 2007

奨励賞

受賞団体名：真宗大谷派・東本願寺（京都）
タイトル名：東本願寺御修復環境プロジェクト
—東本願寺と環境を考える市民プロジェクト—

東本願寺でエコを採そう！

今度の御修復は環境配慮型！

境内の植樹材 ゾイルビーンズ

約9.3×1.4mもの広大な境内地を京都駅前に有し、そこには御影堂、ごくいとう堂、門、鐘楼など多くの文化財が残る木造建築物です。東本願寺では、豊臣秀次の木造建築物である「御影堂」の剥落復工事において、不使用となる約1万9千kgの骨材を再利用する方法や、黒色バナジルや樹脂タラシの導入など、環境配慮型の手法を採っています。

また、地域住民や環境NGOの協力により、東本願寺御修復環境を考える市民プロジェクトを開催し、境内の直営やお施舎を利用したイベントを開催しながら、地域社会における環境問題への取り組みを進めています。

元気大賞2007・奨励賞

文化財のエコ改修で地域コミュニティーづくり

文化財として名高いお寺が地域の環境活動をリード

日本の文化財保護と地域環境活動という京都ならではのプロジェクトに注目。大量の廃棄物になる物を再資源化し、地域住民を巻き込んだ活動の新しい情報発信基地として期待が大きい。

情報発信

洞爺湖サミットで地域の活力を発信

洞爺湖サミットの国際メディアセンター展示室にて、
エコジャパンカップ連携事業
「市民がつくる環境のまち 元気大賞」受賞地情報が
「日本の環境アクティビティー」として紹介されました。



「市民がつくる環境のまち元気大賞」
主催：NPO法人
持続可能な社会をつくる元気ネット

連携：「eco japan cup2008」
(共同主催：環境省・総務省・三井
住友銀行・環境ビジネスウィメン)

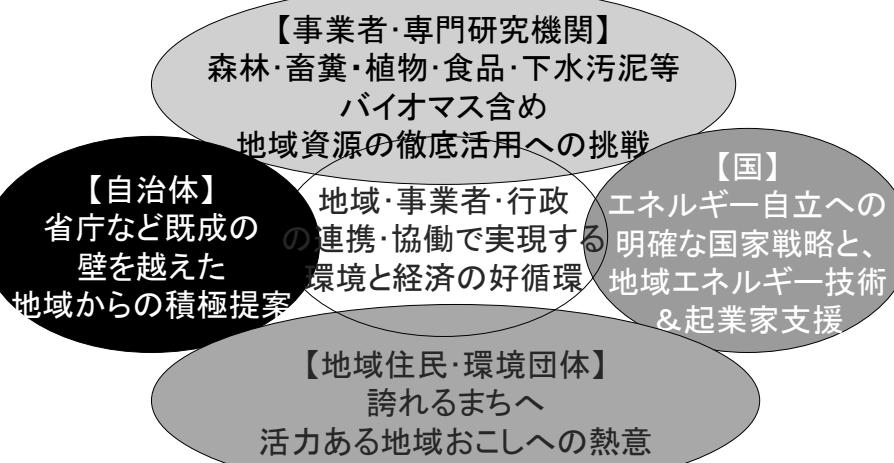


**持続可能な
地域づくりへ**

2050年CO₂を80%削減する
持続可能な地域めざして

- 農・林・漁業(森・川・海)いのちをつなぐ地域づくり
- 未利用資源活用で自立した地域エネルギー確保
(食品・林業・農業・畜糞・下水汚泥等バイオマスなど)
- 緑・水・公共交通で、快適なまちづくり・都市再生
↓
- 環境課題を解決する活力ある地域コミュニティー
(「コミュニティー・ビジネス」おこして地域活性化)
- 人間力・地域力で、環境と経済の好循環づくり
- 国内排出量取引など、経済的しくみとの連携

**未利用資源の徹底活用と地域活性化で
持続可能な循環型地域づくり**
(エネルギーの地産地消)



環境と経済の融合へ エコジャパンカップ 日本発！世界経済のエコ化 めざして 次世代の 環境ビジネス起業家を 育てるコンテスト



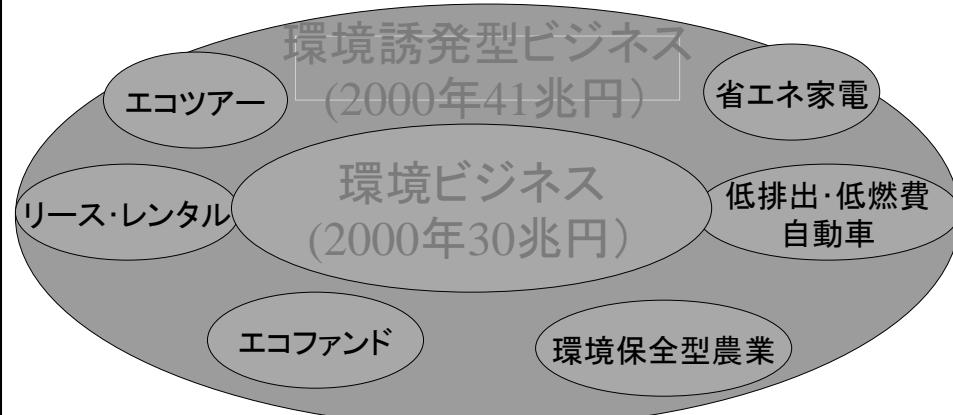
eco japan cup 2007



- ・環境ビジネス起業
 - ・カルチャ一部門
 - ・ライフスタイル部門
- 環境まちづくり元気大賞**
(環境省・三井住友銀行
環境ビジネスウィメン)

環境誘発型ビジネスの展望 ～環境を仕事として、夢が持てる社会に～

環境誘発型ビジネス	市場規模	雇用規模
2000年	41兆円	106万人
2025年推計	103兆円	222万人(環境省資料)



排出権取引

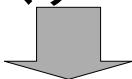
市民主導の「ゼロ・カーボン 社会」に向けて



- ◆行動する市民(NGO/NPO)とサポート企業との協働による カーボンオフセット
- ◆温室効果ガス排出量削減(-6%)へのたしかな貢献
- ◆発展途上国における持続可能な発展のためのインフラ整備

有限責任中間法人日本カーボンオフセット

「人づくり・地域づくり」から
持続可能な国づくりへの一歩が始まる



地域住民・NPO学校・事業者・行政・
の連携協働で、
足元から実現する持続可能な未来

※崎田裕子 ジャーナリスト・環境カウンセラー
NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット理事長
NPO法人 新宿環境活動ネット代表理事
有限責任中間法人 環境ビジネスウィメン代表理事

【現在の主な委員】

- ・環境省 中央環境審議会委員、環境省政策評価委員会委員
 - ・経済産業省 総合資源エネルギー調査会委員、産業構造審議会臨時委員
 - ・国土交通省 國土審議会委員、社会資本整備審議会臨時委員 他
- 【これまでの主な委員】
- ・2001年 首相の私的懇談会「21世紀環の国づくり会議」メンバー
 - ・2003年以降 鈴木、小池、鴨下 各環境大臣懇談会メンバー

第89回総会講演録（平成21年2月12日（木））

「都市におけるエコ対策」

環境ジャーナリスト・有限会社イーズ代表取締役

枝廣淳子 氏



【講師略歴】

環境ジャーナリスト、翻訳家、（有）イーズ代表、（有）チェンジ・エージェント会長、NGO ジャパン・フォー・サステナビリティ（JFS）共同代表、東京大学人工物工学研究センター客員研究員、首相の「地球温暖化問題に関する懇談会」メンバー。東京大学大学院教育心理学専攻修士課程修了。

講演、執筆、翻訳等の活動を通じて「伝えること、つなげること」でうねりを広げつつ、変化を創り出し広げるしくみを研究。

皆様、こんにちは。都市という切り口で、特に温暖化、都市が今直面している問題、この21世紀どのように考えて進めていくべきかを話していこうと思っています。

最初に皆さんにお聞きしたいのですが、温暖化に関して懐疑的な人にお会って困ったことがある方はいらっしゃいますか。そのあたりからお話を聞いていこうと思います。世の中が、温暖化が問題だ、何とかしなければいけないという方向に進むと、時計の振り子のように、いや、温暖化なんかない、何もしなくていいと振り戻しをしようとする人が温暖化に限らずどういう時代でも出てくると思います。日本では、特にこの1、2年そのような傾向が強いような気がしています。温暖化は起こっていない、起きた方がいいとか、日本のためにはその方がいいとか、起きていたとしても人間のせいじゃないから私たちが何をしたってどうせ役に立たないとか、多数派ではありませんが、そういう意見が強くなっています。私は温暖化の講演を各地で行っているので、そういう意見の方にお会いすることがよくあります。そのときに1つ大事なことは、温暖化は、好きとか嫌いとか、好みの問題ではなくて科学の分野で話し合われているものだということです。

一言で科学と言っても、その中にはいろいろな研究者の方がいて、いろいろな立場があります。例えば温暖化が起こっている、起こっていないなど、自分はこう思うという意見があったときに、それをただ言うのは科学ではありません。科学というのは、それを論文に書いて、ほかの科学者から成る審査に付すわけです。ピアレビューといいますが、ほかの科学者が内容を見て、データがちゃんととれているのか、論拠がちゃんとしているのかといった厳しい審査を通り抜けたものだけが学術雑誌に載り、それが1つの科学として扱われる、そのような流れになっています。

例えばIPCC（気候変動に関する政府間パネル）は、皆さんご存知のとおり、ゴアさんとともにノーベル平和賞をとった国連の科学者グループですが、IPCCが扱っている科学は、そのような審査を通ってきた論文を対象に考えています。ところが、温暖化懐疑論の先生方は、自分は科学者だ、研究者だという立場で本を書いたり、雑誌やテレビでお話しになってしまいが、そういった科学の審査のレビューを通っていないことがほとんどです。ですから、科学として温暖化が起こっていないと言っているのではなくて、科学のプロセスを抜かしたところで温暖化は起こっていないと言っているのです。なので、もし温暖化懐疑論にお会いになって困られたことがあったら、それは科学的な審査を通ってきた意見なのですかとお聞きになるのが1つの方法かと思います。

IPCCは国連の中で温暖化関係の研究者が2,000人から3,000人集まっていますが、IPCCが出た2007年2月の報告書で、温暖化は起こっているし、それは人為的な、つまり人が起こした可能性が極めて高い、その確率は90%以上と言っています。科学の分野では100%確実ということは絶対言えないので、90%以上の可能性とするのは最高に高い確率と言われています。世界的に見ると、温暖化の議論は科学の分野ではもう終わっていると言われています。けれども、日本の中では、テレビを見ても、週刊誌を開いても、温暖化しているという意見と、していないという意見とが同じスペースで出されてしまうので、まるで議論が終わっていない印象を与えてしまいますが、実は科学の世界ではそうではありません。

もう1つ大事なのは、温暖化した場合、科学を信じていた場合と懐疑論を信じていた場合とのリスクに差が出てくるということです。つまり、懐疑論者の意見を信じて、温暖化なん

か起こっていない、だから何もしなくていいと考えて、実際温暖化が進んでいたら、大変な被害が出ます。逆に、懷疑論者が言うように温暖化が起こっていなかったとしても、一生懸命対策を進めたことで失うものは、実はそれほどないのではないかと思います。温暖化対策はそれぞれの都市でいろいろ工夫されていると思うのですが、基本的にはエネルギー消費量を減らして自然エネルギーにかえていく、それは温暖化が起こっても起こらなくても、どうしたって必要なことです。日本がこれだけ化石燃料、輸入エネルギーに頼り続けて国を動かしていくことは不可能なわけですから、百万歩譲って温暖化が起こっていなかったとしても、低炭素社会をつくるための取り組みはマイナスになることはほとんどないと思っています。

最近では、シミュレーションなどでこのまま温暖化が進むと地球がどうなるかを見ることが出来ます。チーム・マイナス 6%のウェブサイトにアクセスしていただくと、地球シミュレーションのコーナーがあります。そこで、このまま私たちが何もしないとどうなるかという映像を見ることができます。これはとてもインパクトがあるので、是非ご覧になるといいと思います。

【温暖化のリスク】

温暖化が進むと様々なリスクが出てくるというのはご存知だと思います。

よく言われていることの1つは、マラリア、デング熱、こういった南方にしかない病気が広がっていく。温暖化するというのは熱帯が広がることと等しいから、熱帯にしかいない虫が日本にも入ってくる。デング熱はかなりリスクがあると言われています。

それから、農作物ができなくなってきます。今日は九州の方がどれぐらいいらっしゃるかわかりませんが、既に九州では実際に影響が出始めています。大体、お米でも小麦でも、受粉するときの温度が収穫量を決めます。受粉するときの温度が最適温度よりも 1°C 高くなるごとに収穫量が 10% 減る。2°C 上がれば 20%、3°C 上がれば 30% 減ります。今、実際に温度が上がってきていますから、九州のあたりではお米に影響が出ています。まだ収穫量が減るところまではいっていないようですが、お米の等級が悪くなっています。こういった現象を高温障害と言います。暑過ぎて十分に良いお米ができるないという地域が増えると、世界的にも収穫量が減ってくるおそれがあります。

それから、水不足が広がるという問題もあります。温暖化でどうして水不足が広がるのか。今私たちが話しているような問題は、日本語で「温暖化」と言います。これは英語の「global warming」の日本語訳なのです。ところが、世界でこの問題を語るときには、余り「global warming」という言葉は使いません。日本人は「global warming」と言うのですが、世界でこの問題に語るときは「climate change」という言葉を使います。「気候変動」です。

つまり、温暖化する、気温が上がるというのは事象の1つであって、問題は気候そのものが大きく変わってくるということなのです。多くの地域で気温が上がりますから、温暖化でほとんど間違いはないですが、例えばヨーロッパの一部では温暖化が進むと寒冷化するとも言われています。寒冷化するのだから温暖化なんか起こっていないと言う人もいるのですが、それは間違いで、上に行くか下に行くかは別として、気候が変わっていくことが問題なのです。その気候が変わっていく1つの事象が、雨の降り方が変わるということです。これは既に皆さんも経験されているかと思います。近年、集中豪雨が増えています。降らないときは全然降らない。雨の降り方にめり張りがついてしまうのです。日本でも、この数年間の降

雨量を見ると、全体としては減っています。けれど集中豪雨はふえている。つまり、降るときはどっと降って、降らないところは全然降らない、こういった事象になるのです。温暖化が進むと、気候変動が進むと、そういった水不足の問題も出てきます。

先ほど言いました科学者の集まりの IPCC は、温度の変化が 2°C を超えると今お話ししたような問題が大きくなると言っています。2°C というのはキーワードなので是非覚えておいてください。ヨーロッパの政治家のスピーチを聞いていると必ずこの言葉が出てきます。2°C 以内に抑えるためには何 ppm にしないといけない、そのために我が国はこうすると、科学にのっとって政策を議論するのです。残念ながら日本の政治家は科学をベースにした議論は余りされません。けれど、2°C というのはもう世界的共通言語なのです。2°C 上がると相当まずい、2°C 上げないためにどうしたらいいかという話をしています。けれど、既に温暖化は始まっているのです。この 100 年で、2°C 上がったらまずいと言っているうちに 0.74°C 上がっています。これが 2 年前の IPCC の最新報告です。2°C 上がったらまずいと言っているのに、もう 3 分の 1 上がっているということです。

IPCC は、これからどうなるかという話もシミュレーションしています。未来のことはこれからですから、何種類かシナリオをつくって、このシナリオだったらどうなる、次のシナリオだったらどうなる、そういうことを考えているのです。1 つのシナリオは、このまま人間がやり方を変えないとどうなるか。これまでどおり化石燃料を使いたいだけ使って高い経済成長を目指す、そういった世界を続けていくとしたらどうなるか。この場合のシミュレーションの結果は、2100 年の温度上昇は 4°C になるというものです。最悪 6.4°C というシミュレーションも出ています。2°C 上がったらまずいと言っているのに、はるかに超える 4°C、6.4°C という温度上昇になってしまします。別なシミュレーションもあります。例えば経済と環境を世界規模で両立できたらどうなるか。その場合の 2100 年の温度上昇は 1.8°C で済みます。そして、私たちが今努力しているように CO₂ を減らしていくけば、それをさらに 1.5°C、1°C と減らしていくことができる。つまり、100 年後の人たちが今より何度も高い世界に住むのか、2°C なのか、4°C なのか、6°C なのか、それとも 1°C で済むのか、それを決めるのは 100 年後の人たちではありません。それを決めてしまうのは私たちの世代です。私たちが日々どのような暮らしを送るのか、企業がどのような企業活動をするのか、どのようなまちづくりをするのか、どのような社会や経済を作っていくのか、それが 100 年後に住む人たちの温度を決めてしまう。とても大きな責任を私たちは負わされていると思います。

【都市が温暖化を考えるときに重要な視点】

都市にとって温暖化を考えるときに重要な視点が 2 つあります。日本では特に 2 番目の視点が余りにも欠けているので、今日は是非それをお伝えしたいと思ってきました。

1 つ目の視点は、皆さんの都市でも一生懸命努力されていると思うのですが、いかに CO₂ を減らすかということです。都市は人口が集まっているし、さまざまな集積があって、CO₂ を出します。都市が出す CO₂ が温暖化を悪化させている、それは間違いません。ですから、都市が出す CO₂ をいかに減らすか、それは都市の責任です。それに対してそれぞれの自治体でそういった部門をつくっていろいろな取り組みをしています。減らすということ、これをちょっと専門的な用語でいうと「緩和」といいます。温暖化に対する緩和策というときに、いかに CO₂ を減らすかになります。

ところが、もう1つ大事な視点があります。今申し上げたように、残念ながら温暖化はもう起こっているのです。まだまだCO₂は減っていませんから、これからも温度は上がります。としたら、温暖化することで都市は影響を受けるのです。その影響をいかに小さくするかを都市は考えないといけません。日本は、都市も、国も、企業も、個人もこの視点が余りにも少ないので、是非それを考えていただきたいと思います。こちらは「緩和」に対して「適応」といいます。本当は温暖化を起こしてはいけない。それをどうやってとめるか。これが先ほどの緩和です。でもCO₂を減らす努力をしても、どうしたって進んでしまいます。例えば、今日すべてのCO₂を出すのを世界中でやめたとしても、今後何百年間は温度が上がります。これまで出してきた分が上げてしまうのです。なので、これからどうしても上がってしまう影響をいかに小さくするか、この適応も同時に考えないといけません。世界的な話で言うと、世界の都市もこれまでいかにCO₂を減らすかばかりでした。ただ、去年位から都市の適応策というのかなり強く打ち出されています。

具体的にどんなことかというと、温暖化で例えば集中豪雨がふえる、洪水がふえる、山が崩れる、それから海面が上がってきます。としたら堤防はどうするのか。東京あたりも低い場所はかなり沈んでしまうという話があるのですが、それはどうするのだといったことです。これは科学者がはっきり言っていることですが、温暖化すると、まず海面が上がってくるのです。そうすると、海に近いところでは地下水位も上がってきます。同時に、先程言った土砂降りの集中豪雨が地下水として入りますから、地下水位がどんどん上がってくるのです。地下水位が上がったところでもし地震が1回起こると、液状化の危険が非常に高まります。そういったリスクのある地域はうちの都市で言えばどこなのか、そういったところに大事なものを建てていないか、もしくはこれから家を建てる人たちにそこに建てさせていいのか、工場の立地をどうするのか、そういったことを先もって考えないと、何十年かしてから温暖化の影響で地下水位が上がって、たまたま地震が来たら倒れちゃいましたということになりかねないわけです。ですから、都市としていかにCO₂を減らすかももちろんすごく大事ですが、どうしたって上がってしまうし、気温の上昇にどのように対処するか、これも大事です。

今言った物理的なリスクのほかに、住民の健康に対する影響も出てきます。温度が上がつてきますから、人間も高熱障害を起こします。一番分かりやすいのは熱中症です。日本で去年、熱中症で1,000人近く人が亡くなっているというのは御存じでしたか。そんなにたくさんの方が熱中症で倒れたり亡くなったりしているのです。残念ながらこれはこれからも起こります。としたら、都市としてそれにどうやって手を打つのか。

1つ日本で進んでいる例が草津市です。草津市は温暖化による熱中症を予防するための条例を作っています。その中ですぐれているのは、熱中症は気温が上がってある温度の幅になったときにリスクが高まるので、その気温まで来たら、あらゆる手段で市民にリスクを伝えていることです。そろそろ危険温度になるから気をつけなさいと。気をつけ方もちやんと伝えてあるわけです。登録してある市民には携帯で通知が行きます。携帯メールが飛んでくれば、戸外にいた人は中に入るでしょうし、水をとるとか、リスクを減らすための手立てがとれます。そういうことを草津ではやっている。こういったことをやっていかないといけない。でないと、この間フランスなどヨーロッパでそうだったように、熱波で何万人と亡くなると

いうことが起こります。あのときにヨーロッパの都市はいろいろなことを学んで、同じ状況が起こっても人が死ないようすごいい工夫をしているのです。私たちは被害を受けなくてもその工夫をやらないといけない。ですから、適応に関してもこういった進んだ事例を学ぶ必要があるし、市の中で取り入れていく必要があります。

【CO₂を都市でいかに減らすか】

今日は、その適応も大事なのですが、CO₂を都市でいかに減らすかという話を中心にやつていきます。世界中のCO₂は残念ながら増え続けています。温暖化を進めるのはCO₂だけではありません。京都議定書で温室効果ガスは6種類決められているのです。CO₂はそのうちの1つにすぎません。でも、温暖化を進める効果ということで言うと、世界的に見るとCO₂が60%を占めている。日本に限って言えば、95%はCO₂です。ですから、日本では、温暖化対策はほとんどイコールCO₂対策になります。残りの5%はメタンガスなどです。例えば水田とか家畜のげっぷからメタンガスがいっぱいです。この間、ニュージーランド大使館の方と話していたら、ニュージーランドは人間の数よりも家畜の数の方がずっと多く、そのげっぷのメタンがすごく多くて温室効果ガスが増えてしまっているのです。そのように家畜をたくさん飼っている自治体はそれを考える必要がありますが、大体の場合はCO₂を考えるということになります。

日本はまだCO₂を減らすことはできていませんが、世界中が減らせていないかというと、そうではありません。例えばスウェーデンは、1990年から最近までの間にCO₂を8.7%減らしています。同じ期間にGDPは44%ふやしています。つまり、GDPは増やしつつ温室効果ガスは減らすということがもうできているのです。これをデカップリングといいます。これまでGDPを増やせばどうしたってCO₂も増えていたのです。このようにGDPが増えればCO₂も一緒に増えていくことをカップルといいます。一方のデカップルというのは、これまでくっついていたものを離すことです。スウェーデンはもう既にデカップリングができている。GDPは増やしながらCO₂は増やさない、減らすということができている。日本はこれができていません。日本はどちらかというと、GDPはそんなに伸びていないけれどもCO₂はどんどん伸びているというのが現状です。ですから、早く日本もデカップリングができるようになる必要があります。

これができないのはなぜか。日本人の意識が低いのかというと、そうではないと思います。日本は他の国と比べても、環境や温暖化に対する意識は高いと思います。世論調査をしても、100%近い人が温暖化は問題だ、何とかしなければいけないと言っています。2~3年前だったと思いますが、アメリカの世論調査を見てびっくりしました。温暖化の意識調査を見ていたのですが、温暖化という言葉を聞いたことがないという人が12%もいたのです。日本でそんなことはあり得ません。だから、みんなの意識、情報レベルでは高い。では日本は技術がないからかというと、そうでもありませんよね。省エネ技術にしても、自然エネルギーにしても、技術もあって、意識も高いのに、何で日本では減らせていないのか。しくみがないからです。減らすためのしくみがないのです。その話は後でいこうと思っています。

【日本が低炭素社会に向かうべき理由】

もう少し温暖化、特に京都議定書との絡みをお話ししようと思います。

日本は、京都議定書で、90年に比べて6%減らすという約束をしました。でも、実際は8.7%

増えて、減らすべきところよりも 14%以上高いところにいます。京都議定書の最終年度は 2012 年です。今年 2008 年度が最初の年です。最初の年に 14%も高いところにいるから、これからよほど切り込んでいかないとマイナス 6%にはいきません。では、最終の 2012 年にマイナス 6%いきました、ぎりぎりセーフとなるかというと、なりません。京都議定書は、2008 年～2012 年の 5 年間の平均がマイナス 6%になるというものです。ですから、最終年度だけマイナス 6%に行ってもだめなのです。平均がマイナス 6%にならなければいけないのに、1 年目が 14%も高いわけですから、これからよほど減らしていく必要があります。日本がそれをちゃんとやらないと、中国だって入ってきません。もしみんなで頑張ったけれども最終的にマイナス 6%にいかなかつたら、日本はどうしないといけないか。海外から買ってこないといけないので。海外で減らした分を排出量として日本が買ってこないといけないのです。

では、最終的に間に合わなかつたら日本は幾ら払って買ってくることになるか、計算してみました。最終的に 1 トン幾らで買ってくるかによりますが、今ヨーロッパでは排出量の取引は既に行われていて、1 トン 2,000 円～3,000 円の値段がついています。けれど、これから上がってくると言われています。特に、最終的に日本は間に合わないだろう、たくさん買わないといけないだろう、そこで高く売りつけてやろうとロンドンのシティあたりではヘッジファンドが大量に排出量を買っているという話です。日本は買うしか方法がないのですから。自分たちで減らせなかつた分は、最終的に高値をつかまされる可能性があります。それは一番高いところで 100 ユーロです。今、私が計算したのは 50 ユーロ、6,000 円ぐらいで計算してみましたが、もし最終的に 5%足りなければ 2 兆 6,000 億円、もし最終的に 10%足りなければ 5 兆円以上、日本の私たちの税金が海外に出ていきます。これは何も生み出さないお金です。国内で減らせなかつた、そのためだけに出ていくお金です。

出でいくお金ということで言うと、もっと大きいのは実はエネルギーの輸入コストです。日本のエネルギー自給率はどれぐらいか御存じですか。食料のカロリー自給率はご存知ですよね。これはよく言われている 40%。エネルギー自給率はそれより低く、4%です。ウランは国産ではないので外して、つまり原子力を外して計算すると、日本のエネルギー自給率は 4%です。日本の社会のうち、1 日 1 時間は国産のエネルギーで回し、あと 23 時間は海外のエネルギーで回している、これが日本の社会です。2007 年度の 1 年間に日本が輸入した化石燃料、つまり石油・石炭・天然ガス、これは合わせて 20 兆円でした。この 1 年間の平均原油価格は 1 バレル当たり 77 ドルだったのです。原油価格は投機の要因で変動しますが、基調としてはこれから確実に上がっていきます。なぜならば、ピークオイルといって、石油の産油量がピークに達して、そこから減っていく、そのタイミングがもうじき来るからです。このことを日本ではマスコミも余り取り上げないし、知られていません。ピークオイルがいつ来ると思いますか。世界の産油量がピークに達して、そこからは供給が減っていく、そのタイミング。これは大体 2012 年～2014 年の間と言われています。もう本当に数年です。その後は供給量が減っていくので、価格が上がっていきます。2007 年度は平均原油価格が 1 バレル 77 ドルでしたが、もし 130 ドルの時代が来たとしたら、日本は、輸入量は全然変わらなくても、先ほどよりも 10 兆円余計にお金がかかります。そして、1 バレル 200 ドルの時代が来たら、20 兆円以上余計に、毎年、エネルギーコストとしてお金がかかっていきます。

海外から化石燃料を輸入して二酸化炭素を出すのではなく、日本の中のエネルギーを使う、つまり、日本を早く低炭素社会にしていく必要があります。京都議定書守れませんでした、次の議定書も守れません、お金払います、エネルギーコストはどんどん高くなりますでは日本のお金がどんどん外へ出ていってしまうことになります。日本が貧しい国になってしまふのです。そうなると、産業振興や地域の再活性化、福祉に回すお金はどうなるのでしょうか。低炭素社会にしようというのは、何も未来世代とか国際条約を守るためだけではなくて、日本のサバイバルのために必要なことだと思っています。

【CO₂に値段をつける】

今、世界中で CO₂を減らさなければいけないという動きになっています。オーストラリアなどは今大変なことになっています。あれだけ乾燥したのも温暖化の影響だと思われています。このようなことがこれからますます増えてきます。そうすると、やはり CO₂を減らさないといけませんが、どうやったら CO₂を減らせるか。皆さんの都市でもいろいろ工夫されていると思います。本当はみんなに環境教育をして、意識啓発をして、理解してもらって、考え方、価値観を変えてもらって、行動を変えて、そして CO₂を減らす、これがいいと思います。私も教育が大事だと思いますが、このやり方はとても時間がかかります。今、環境教育を受けている小学生が大人になるまで待つわけにはいきません。私は年間 100 回ぐらい環境の講演をして、意識啓発に取り組んでいます。しかし、温暖化の講演会に来る人はそもそも意識が高いわけです。環境講演会のようなところに来ない、環境の本なんか読まない、環境の記事なんか興味ない、そういった人たちにどうやって減らしてもらうか、それを考えないといつまでたっても減りません。なので、意識啓発も大事ですけれども、意識がない人でも行動を変えてもらうにはどうしたらいいか。今、世界の主眼はそちらに移っています。

今のところ一番使われているやり方は、CO₂に値段をつけるやり方です。CO₂は出してほしくないものだから、出すのだったら出す量に応じて払いなさい、減らしたら得するし、たくさん出したら損しますというしくみをつくれば、環境の意識がなくても、温暖化なんかどうでもいいと思っていても、人は減らそうとします。皆さんの自治体でもやっていらっしゃるかもしれません、日本ではレジ袋を見るとよく分かります。レジ袋をもらうのをやめてマイバッグにしましょうと NGO が 10 年以上前から意識啓発をしていました。ところがほとんどマイバッグを持つ人はいませんでした。けれど、有料化で 1 枚 5 円 10 円という値段がついた途端、マイバッグ持参率は 8 割 9 割と上がっています。これは価格シグナルを変えることで人々にやってほしい行動とやってほしくない行動を伝えるという方法です。そこで上がってくるお金がどうということよりも、価格シグナルを変える、これが大事な方法なのです。日本は、この CO₂に値段をつけるという点では、世界の中で遅れをとっています。多くのヨーロッパ、北米の自治体レベル、国レベルでも炭素税を入れています。つまり、出す二酸化炭素に応じて課税する。日本では税金をふやすことを政治家が非常に怖がるので、この議論がなかなか進んでいません。

もう 1 つは、日本でようやく始まった排出量取引の仕組みです。これは産業界を対象に、CO₂に値段をつける方法です。これが進むと、自治体にどういう意味があるのか、CO₂をたくさん出し続ける自治体はお金を払う側になります。CO₂を減らせる、プラス CO₂を吸収できる自治体はお金を受け取る側になります。このような取り組みはもう既に始まっています。例

えば東京の新宿区と長野県の伊那では、都市と地方が結んでお金のやり取りを始めています。まだ初期段階ですが、CO₂が通貨になっているのです。これから、CO₂は第三の通貨になるとと言われています。

今日は温暖化についてしか話す時間がありませんが、都市にとって、国もそうですけれども、温暖化だけが問題なのではありません。先ほど話をしたエネルギーも同じです。町を動かし続けるにはどうしたってエネルギーが必要です。それをどうするのか。もう1つ大事なのは食料です。人々の食べ物をどうやって確保していくのか。この3つは絡み合った問題です。つまり、自治体にとって、エネルギーの自給率を上げて、食料自給率を上げれば、それはCO₂を減らすことになります。CO₂を減らせば、それはお金を連れてきます。つまり、エネルギー、食糧、CO₂の3つが揃ったときに初めて強い都市、強い自治体になっていける、逆にこの3つができないとどんどんお金が出ていくということになります。

【バックキャスティングで温暖化の目標を考える】

温暖化への取り組みを進める上でもう1つ大事なことがあります。それは、私たちはどこを目指して努力をするのかということです。自治体の担当者の方は本当に一生懸命温暖化対策をやっていらっしゃる。市民の中にも一生懸命それにこたえて行動する人たちが増えています。けれど、どうなったら温暖化がとまるのか、自分たちの最終目的地を知っている人は残念ながら余りいません。皆さんはご存知でしょうか。どういう状態になったら温暖化はとまるでしょうか。最終目的地を知って、そこへ向かって、だからこれをやりましょうという形で言わないと、できることからやりましょう、こまめに電気消しましょう、マイバッグ持ちましょうというだけでは、どこに行きたいのだが、本当にそれが温暖化対策につながっているのか分からなくなってしまいます。

最終的に温暖化をとめるにはどうすれば良いでしょうか。地球には自然の力でCO₂を吸収する力があります。森林が吸収していますね。それから海も吸収しています。1年間に地球が吸収できるCO₂の量は31億トンです。私たちが出すCO₂の量を地球が吸収できる31億トン以下におさえれば温暖化は起きません。全部吸収できますからね。でも、今はそれを超えているから、吸収できない分がたまってしまうわけです。それが温暖化を起こしているのです。今私たちが出しているCO₂は年間に72億トンです。先ほどの31億トンに比べると倍以上出しています。ですから、半分以上が大気中に残ってしまうのです。毎年これが温暖化を悪化させています。としたら、最終目的地は、今72億トン出しているのを31億トン以下にすることです。そうならない限り温暖化はとまりません。吸収量以上に出していたら温暖化は進んでしまう。72億トンを31億トン以下にするには何%削減する必要があるか。6%ではないですね。60%ですね。しかも、これから途上国はまだ人口がふえて、経済が成長しますから、どうしたって排出量は増えてしまいます。としたら、先進国は60、70、80、90%削減という数字が必要になります。そうしないと地球全体で72億トンを31億トンにすることはできません。

これは科学の世界では前から言われていたことですが、政治に反映され始めたのがこの2年です。フランスの温暖化の目標は2050年までに75%削減です。イギリスの目標は80%削減です。アメリカはオバマ氏が80%と言っています。日本は福田元総理が福田ビジョンで洞爺湖サミットの前に60～80%という数字を出しました。これは適当に出した数字ではなく、

地球の吸収量と今出している量から算出した数字であることを分かっていただきたいと思います。

このように、最終地点から目標を決めることをバックキャスティングといいます。日本では、自治体も企業も、バックキャスティングを用いて目標を決めるということをこれまで余りやっていません。現状に立脚して、これまでのやり方を続けたら、これぐらいできる、だからそれを目標にしよう、こういったフォアキャスティングというやり方で目標を決める場合が多かったのです。でも、これからはフォアキャスティングでは通用しません。今、未来は過去の延長線上にない時代に入りつつあるからです。その場合、るべき姿を定めて、そこから何をすべきかを考えるバックキャスティングが必要です。例えば、我が都市は30年後にどういう都市になっていきたいのか、そのために今何をしたらいいのか、そのように考える必要があるのです。

バックキャスティングで温暖化の目標を考える必要があるのは国だけではありません。自治体もそうです。皆さんの都市の温暖化の目標はどれぐらいでしょうか。これまで、多くの自治体は国に倣ってマイナス6%というところが多かったのですが、最近は随分野心的な、長期的に必要な目標を定めるところも出てきています。例えば横浜市、これは市民1人当たりですが、60%マイナス、広島市は70%マイナスという数字を出しています。こういった大きい数字で、そのためにと考えると、マイナス6%のために考えるのは、取り組みの質が変わってくると思います。

【トリプルリスクの時代】

温暖化対策だけではなく、エネルギーと食料も含めたトリプルリスクに向かい合い対処していくために、自治体として必要なことが3つあります。

1番目はエネルギーです。エネルギーについては、減らすということと、エネルギーを変えていくという2つについてお話しします。2番目は交通をどうするかということです。人々の動き、物の動きですね。3番目は食料をどうするか。特に自治体にとって、都市にとって大事なのは、この3つについて都市の構造とか土地の利用方法を通じて考えていくことです。これは国にできないことなのです。自治体じゃないとできません。土地の利用方法を変えていかないと、今言った3つは表面的なことしかできなくなってしまいます。

そのときにもう1つ並行してお話ししたいことがあります。先ほど、なぜ日本には技術も意識もあるのにCO₂が減っていないのかという話をしました。そして、しくみがないからだとお伝えしました。今日はしくみを入れ込んでいくこともあわせてお話ししていきたいと思います。しくみというのは、先ほどのレジ袋もそうですが、私たちが望んでいる、市民にとってほしい行動をとれば得する、とらなかつたら損する、そういうしくみを入れていくことです。お金の面で得か損かという見方もありますし、名誉や広く認められるなど、いろいろな意味で得と損とを考えられますが、やってほしい行動をやれば得するしくみが必要です。意識啓発だけでは十分に広がらないのでしょう。

【エネルギーを減らす】

では、エネルギーを減らすということで話をします。

多くの自治体、都市、国でもやっているのは、人々の努力を促すというやり方です。チーク・マイナス6%もそうですし、みんなでお鍋を食べましょう、お風呂に続けて入りましょ

うとか、こういうことをやつたらいいですよという国民大運動を打ち出して努力を促すやり方です。それも大事ですが、それだけではやはり十分ではありません。

例えば山口の宇都市でやっている、「フィフティ・フィフティ事業」という事業があります。これは、市内の小中学校に温暖化対策として省エネをしてもらうのです。当たり前ですけれども、省エネすると光熱費が下がります。各学校で光熱費が減った分の半分、フィフティは学校に返しますというやり方です。そうすると、学校側はそれを好きな予算として使えるのです。それがわかれば生徒たちも変わります。欲しいものはいろいろありますから、ただ省エネやりましょうとスローガンやポスターを作るよりもずっと取り組みが進みます。ちなみに、平成18年度は約400万円分を返したそうです。こういうインセンティブ、やつたら得するしくみを入れて人々の行動を変えていく必要があります。

もう1つ大事なのは、こまめに電気を消しましょうという省エネを頑張ってもらうだけではなく、省エネ型の家電にかえていくことをサポートすることです。例えば、電球型蛍光灯。白熱電球よりも買うときは10倍高いけれども、電力の消費量は1/5だし、寿命は10倍。10倍高いけれども50倍お得ですね。計算すると分かるのですが、電球型蛍光灯にかえると、1日6時間つけた場合、6カ月で元が取れます。5年位たつうちに電球1個で9,000円も電気代が安くなります。伝えるときには、単にCO₂が少ないからというだけではなく、コストの面でもお得であることをちゃんと伝えていくことが大切です。冷蔵庫もそうです。冷蔵庫は、7~8年前に比べ、最新の省エネ型を使うと消費電力は1/5です。1年間の電気代として1万5,000円~2万円安くなります。これもただ買い換えましょうと言うのではなく、それがお得ということをちゃんと伝えていくことです。

しかも、そこでもう1つ自治体としてできることがあります。今、最新の省エネ型冷蔵庫は大体10万円、11万円位するのです。その方がいいことはわかっているけれども、ぽんと10万円出せる市民ばかりではないですよね。なので、最初のコストが高い場合にいかにそれを下げるか。多くの自治体がこのときに補助金という方法を使います。補助金もいいですが、補助金はそれがなくなったら止まってしまうので、別のやり方も考える必要があります。

江戸川区にあるNGOがやっている面白い方法をご紹介します。例えば、我が家家の冷蔵庫はそろそろ7~8年で、消費電力が高い、買い換えたいたのだけれども、10万円ぽんと出すのは難しい、そのような市民のところに行って、今の冷蔵庫と買いかえたい冷蔵庫のランニングコストを比較します。まず、消費電力は下がります。そして、例えば1年で1万5,000円位の差が出るとしたら、その1年間で安くなる電気代の5年分を無利子で融資するのです。そのお宅には、5年間は今と同じつもりで電気代を払ってくださいと。5年後、融資分が返済出来たときには電気代がぐくっと下がります。そのような形で何十件か融資して、1つも貸し倒れていませんと言っていました。これはNGOがやっていますけれども、本当は行政がやつたらいいと思うのです。補助金でまいってしまうのではなく、シードメニューを作つて回していく。そうしたら、10万円高いなと思っている人も本当に数万足せば買い換えられてしまいますから。こういう敷居を低くするしくみをもっと作つて進めてもらいたいと思います。

それから、エコポイントは各自治体もいろいろ努力をしていると思います。景品にかえたり、クーポンにかえたり、これからはお金になってきます。今いくつかの自治体で構想を進めているようですが、市民が減らした分のCO₂をエコポイント化して、それを買い上げて企

業に売る。企業はどのみち CO₂を減らさないといけないので、自分たちで減らせなかつた分を外国から買ってくるのではなく、市民が減らした分から買う、こういった取り組みを考え始めているところがあります。こういったしくみを上手に入れると、企業が CO₂を減らす手伝いにもなるし、市民が減らしたくなるわけです。それが得するという形でつながってくれば、自然と減らす努力をするようになります。減らしましょう、減らした方がいいんです、減らさなかつたら大変なことになりますと言うだけでは減りません。しくみをいかにつくるかということです。

【エネルギー源を自然エネルギーにする】

では、もう 1 つのエネルギー。エネルギー源を変えていく、自然エネルギーにするという話をします。自然エネルギーを使った場合、例えばソーラー、風力、地熱、バイオマス、いろいろありますね。それから化石燃料で電気をつくった場合、石炭とか天然ガスとか石油とか、出す CO₂の量は、同じ電力でも数十倍違います。なので、電気ができるだけ減らすとともに、最終的に必要な電力を何でつくるかを考えないと CO₂は減りません。今の日本のように、原発が止まって、その分が自然エネルギーではなくて化石燃料に移ってしまうと、前よりも CO₂が増えてしまいます。つまり、家庭では消費電力が変わらなくても日本では CO₂が増えてしまっているのです。それは電源がより CO₂を増やす方に移っているからです。これを変えていかないといけません。もちろん電力会社や政府に働きかけるのも大事ですし、自治体でそれをやっていくことはできます。実は日本の中で既に 86 市町村が、その地域の家庭用の電力は全てその地域の自然エネルギーで賄っています。去年は 70 幾つでしたから、増えているのです。こういった動きを増やしていく必要があります。皆さんの都市はもう少し規模が大きいのすぐには無理かもしれません、うちの市のエネルギー自給率はどれぐらいなんだろう、それを増やすにはどうしたらいいだろう、ということを考えて欲しいと思います。日本全体を考えると 4% 増やすということは結構大変ですが、それを自治体単位で考えていくことはできます。

そのときに大きく役立つしくみがあります。それは固定価格買取制度というものです。なぜ日本がドイツにソーラー発電で抜かされたか。ドイツがこの固定価格買取制度を導入したからです。その前は日本が一番だったのです。日本は補助金をやめ、ドイツは逆にそのしくみを入れたので、あっという間に抜かされました。これはどういうしくみかというと、読んで字のごとく、ある年数固定の価格で買い取ることを電力会社に義務づけるのです。ドイツの場合、発電コストが 20 何円で、70 何円で買うことになっています。つまり、発電コストの 3 倍で買ってくれるのです。しかも 20 年買う。これだけしっかりと約束されているので、十分投資の対象となるのです。環境意識が高い人が頑張ってやっているのではなくて、儲かるからみんなやっています。だからあれだけ広がったのです。発電コストよりも高い価格で買い取りますから、そのギャップをだれかが埋める必要があります。それをドイツでは国民が広く薄く分担する方法をとっていて、1 カ月に 1 世帯、約 500 円余計にお金を払うことになっています。500 円余計に払ってでも自然エネルギーに変えたい、化石燃料に依存するのをやめたい、そのように思っているのです。この固定価格買取制度については日本ではまだ始まっていませんが、中国でも、韓国でも始まっていますし、世界で 37 カ国が導入し、導入した国では大体自然エネルギーは増えています。それは儲かるからです。日本でもそ

いくしくみを入れていく必要があります。2月10日付の新聞だったと思いますが、環境省がこのしくみの提案を出しています。1世帯当たり260円位を負担すれば大きく太陽光発電を増やすことができるそうです。しかも、これは国を待たなくても始めることができます。滋賀県、佐賀県でも買取制度を自治体がやっていました。

それから、最近発表があったのは東京の渋谷区です。渋谷区も自分のところのお金から始めました。このように買取制度にすると何がいいのでしょうか。ソーラー発電は普通の家用につけると200万円位するので、そのままで考えると、コストを回収するまでに30年位かかります。30年かかるとなるとなかなか投資はできません。でも、高い買取価格で買うことを決めたり、渋谷区のように自分たちの区から補助を出したりすると、(ちなみに、ここで言う補助とは買うときの補助金ではなくて、発電したものに対する補助です)30年かかるはずの回収期間が減ってきます。大体10年から15年に短縮されると人々はお金を出すようになります。そこまで減らしていくためにどういうしくみをつくるか。渋谷区も100世帯に対する補助を来年度計画していく、400万円計上しているという話です。

このように、自然エネルギーに変えていくにも、買いましょうだけではなく、変えたら得するしくみ、変えやすいしくみを作っていくことが大切です。

【交通をどうするか】

それから交通の話です。これは特に都市にとっては大事です。これまで多くの都市が拡散型、スプロール化して広がってきてていると思うのです。広がれば広がるほど移動が大変になり、個別の自動車を使わざるを得なくなる、そういう町になっています。これは温暖化という意味でも、今後、都市がそれぞれ向き合わないといけない高齢化、過疎化に対しても大きな問題です。これこそ土地利用ですね。それから都市計画。これはリードタイムが長い、効果が出るまでに時間がかかりますから、早く始める必要があります。

1つの例としてお話しできるのは、富山市です。富山市は、LRTという昔の路面電車の格好良い版をつくって、「串と団子」という面白い言い方を市長さんがされています。路面電車やバスのようなたくさんの人を運べる公共交通を串の棒のようにして、その停留所の周りに人を集め、お団子をつくっていく、それによって、広がってしまったところをできるだけコンパクト化していくということです。こういった動きは絶対必要になってきます。でないと、これから高齢化して、過疎化したときに、あっちこっちにばつんばつんと住んでいるお年寄りのところにどうやって訪問して介護や世話をしていくのか。これはすべて自治体のコストになり、手間になります。ですから、いかにそうなる前に、今のうちに集積していくかを考える必要があります。富山市がこれを本気でやっているのは、LRTを作つて町を魅力的なところにして、町に来ましょうとPRしているだけではありません。郊外において、年配で、ゆくゆくそこには住み続けることができないから町の中に移りたいけれども、今自分が住んでいる郊外の家はどうなってしまうのだろうという不安があるから町に移れない人が多いのです。そのような不安にもちゃんと対処しているのです。

「高齢者の持家活用による住み替え支援事業」という取り組みがあります。これは、高齢者が町の中に住み替えをしたときに、その元々住んでいた郊外の家を市が借り上げて、子育て世代に貸すことを市がお手伝いする、そういう事業をやっているのです。そうすれば、私の家はほったらかしになって荒れちゃうんじゃないかという心配もなく、市が手入れをして、

貸してくれますから、安心して町中に住みかえることができる。ここまでやらないと、町の中がいいですよと言っても、他の心配があつては中々移ってこれません。こういうことをかなり強力に今のうちに始めないと、ほとんどの都市はこれからかなり厳しくなってくると思います。自動車にしても何にしても燃料は上がりますから、あちこち訪問したりするとの負担もどんどん大きくなっています。

ここまで大きくやるかどうかは難しいにしても、すぐにできることもあります。例えば、人々にできるだけマイカーをやめて自転車とか公共交通を使ってもらいたいと考えたとします。そのときに、マイカーをやめましょうとか、自転車に乗りましょうというキャンペーンだけでは人々は変わりません。これにも何らかのしくみが必要なのです。

そのしくみの良い例が名古屋市にあります。今、行政でも、自治体でも、企業でも、マイカーをやめて自転車にかえようというエコ通勤を一生懸命言っているのです。ところが、言っていても、調べてみると、通勤手当はマイカーには出るけれども自転車には出ないという例がほとんどです。言っていることとお金を出している先が違うのです。人は大体お金の方へ動きますから、そのままではなかなか変わりません。そこを変えないといけないことに名古屋市は気がついたのです。名古屋市役所はそれまで、例えば5kmまでの距離の通勤だったら、自動車でも自転車でも一律月額2,000円払っていました。同じ額払うだけまだましです。でも、同じ額だったら楽な自動車の方がいいということで、なかなか変わりませんでした。2001年に名古屋市はこれを変えました。自動車で来たら半額の1,000円に変えたのです。自転車で来たら倍額の4,000円に変えました。1ヶ月3,000円違うと、かなり人は動きます。これをやった結果、名古屋市は、自動車通勤は25%減って、自転車通勤は5割増えました。これだけの変化は呼びかけだけでは無理です。これが仕組みをつくるということなのです。市民にても、行政の職員にても、どのように得をするしくみを作っていくかということです。

【食料をどうするか】

最後に食料自給の話をして、おしまいにしようと思います。

日本の食料自給率はカロリーベースで40%と言いました。今、食の安全性の問題が大きくクローズアップされていますが、プラス、これからも輸入し続けられるかという問題を考える必要があります。今、世界的に食料が逼迫しているのです。輸出したい国よりも輸入したい国の方がどんどん増えています。中国などが大量に輸入するようになっていますから。そうしたときに、日本の食料が輸入し続けられるという保証はありません。そのときにだれが食べさせるのか、そのときの体制が各都市、各自治体でできているかどうか。例えばキューバ、それから北京もそうですね、こういったいわゆる都市では、都市の中での農業に非常に力を入れています。そうやって外から輸入する量を少しでも減らして食料危機に備えているわけです。皆さんの都市はそういった備えをどれくらいできているでしょう。自治体によつては、家庭菜園とか農園を増やしています。今、市民にもそういう人気が出てきていますから、それを応援して、それぞれの家庭の自給率を増やすという動きも出ています。それもすごくいいことだと思いますし、本当に自治体としてうちの都市の皆さんのがべ物をどうやって確保するのか、それを考えていく必要があります。

もう1つは、そのためにも地産地消を進めていくことです。これは各自治体でもっとでき

ると思います。自治体によっては、岩手県とか、一生懸命やっているところがあります。例えば、私立・公立の小中学校の給食の自給率はどれぐらいか、皆さん御存じでしょうか。それは皆さんが変えていくことができます。岩手県はそれを50%以上にするという目標を決めて、随分前に到達していますが、そのようなことで地場の農業をやっている人たちを応援して、足腰をしっかりとしてもらう。それが遠い将来、遠くもないかもしれないのですが、食料自給率の問題になったときに大きく影響が出てくると思います。

【クオリティ・オブ・ライフ】

もう1つ、最後に一言だけお話しして、おしまいにしようと思います。

今、温暖化、エネルギー、食料という話をしてきました。これは自治体として、都市として考えていかなくてはいけない問題ですが、都市に住む人たち、自治体に住む人々は別に温暖化対策のために住んでいるわけではありません。エネルギーと食料の自給率を高めるために住んでいるわけではありません。

もう1つ市民の目として大事なのは、クオリティ・オブ・ライフです。その都市に住んでいることがいかに幸せにつながっているか、それを考えずに温暖化対策、エネルギー対策だけやっても、人々はついてきません。でも、温暖化対策を本気でやること、エネルギー対策を本気でやること、食料自給率を高めていくこと、これは都市に住む人の人生の質、生活の質を上げていくのだという視点を持ってちゃんとフレームをつくる、取り組みを位置づけていく、そしてコミュニケーションする、そうしていけば市民にも伝わってくると思います。やはり幸せになりたい、ここに住んでいてよかったですと思える、そういうことを求めて私たちは住んでいるのだと思います。ですから、生活の質、人生の質、クオリティ・オブ・ライフ、この都市に住んでいることが本当に幸せにつながっているという実感をいかに作り出していくか、そして伝えていくか、それを考えつつ、温暖化とエネルギーと食料と、多分10年20年のうちに大きな危機的な状況が来るのではないかと私は思っているのですが、そのときまでにいかに態勢を少しでも整えておけるか、これがその人たちのこれからに大きくかかるてくるのではないかと思っています。

以上です。ありがとうございました。(拍手)

【質疑応答】

○隅倉理事（徳島市） 私の持論というのがあって、もう20年位前から言っているのすれども、アマゾンの熱帯雨林の伐採をやめようということは先進国の環境問題の人が言った時期がありますね。しかし、ブラジルの人から考えてみたら、私だってニューヨークの人間と同じ生活をしたいのだと、そういうことで負う矛盾。もう1つは、日本でもそうすれども、都市部と地方。いわゆる地方は過疎になっていって、一方、都市部は、特に東京なんかの環境問題の人は、地方の開発に反対する。こうした矛盾。

先進国は、発展途上国の環境の利益を享受して生活している。都市の生活は、地方の山と水の上に成り立っているのです。先進国あるいは都市は発展途上国に対して、あるいは地方に対して、予算の1割位出せというのが私の持論なのです。都市と地方が財政面でお互いに助け合っていくことは必要ではないかと思います。

今、日本では、環境税とか水源税とかいうこともあります。私の持論も山を守れ、水を守

れというのが基本です。1割が適當かどうかは別として、発展途上国や地方のおかげで快適な生活ができているのだという認識をしてもらう仕組みが必要だと思いますが、この点については、どのようにお考えでしょうか。

○枝廣氏 ありがとうございます。多分ほとんどの人が、特に忙しく働いている中で、自分の生活や自分が何に支えられているかがほとんどわからなくなっている。気がつかないし、そのつながりが見えなくなっていると思います。まさに今おっしゃったように、都市に住んでいる人というのは、地方であるとか途上国であるとか、いろいろなところのつながりの中で生きているのですね。例えば、東京でたくさんCO₂を出しても、それは日本の中の地方の例えば森林が吸収してくれている。そういうつながりがあるわけです。でも、そのつながりが今ほとんど見えなくなっている。先ほど言ったCO₂に値段をつけるというのは、そのつながりを金銭的に見えるようにする1つの試みです。ですから、ただ予算の1割を地方に回せと言うと、なかなか都市の人はどうかなという人も多いともいますが、あなたたちがしているCO₂をここで吸収している、CO₂は1トン幾らなんだからその分お金をちゃんと下さいという形になっていくと、同じように、予算の1割かどうかは別として、地方にお世話になっている分、都市からお金が流れるしくみができてくると思います。

今は温暖化の話を中心にしましたが、水も全くそうです。ニューヨークで有名な話があつて、ニューヨーク市の飲み水の質がどんどん悪くなっています。ニューヨーク市の水は水源地から引いてきています。その水源地が開発されてしまって汚染されて悪くなってきた。このままだと浄水場を作ってきてきれいにしてからでないと市民に届けられないという話になった。それで計算してみたら、浄水場をつくるコストと、それを回していく毎年のコストが膨大になったわけです。そのときにある人が、ちょっと待てよと。これまでそんなのなくたってニューヨークはきれいな水を飲んでいたじゃないかと。それは水源地がきちんとしていたからです。だから水源地をきちんとすることにお金をかけた方がいいんじゃないかという話になったのです。それで実際にそれをやったのです。キャッツキルという場所なのですけれども、水源地の開発を禁止して、そこの森を守ることにお金をニューヨーク市は出します。そうすると、浄水場をつくるはずだったコストの数十分の1できれいな水が取り戻せたのです。ですから、残念ながら多くの人はお金という価値をつけないとなかなか大事なことに気がつかないので、ただ水源地を守りましょう、ただあちらにお世話になっています、ではなくて、それが実際に私たちにどういう価値をもたらしているのかを見せていくことがすごく大事だと思います。水もそうだし、空気もそうだし、これからCOP10を迎える生物多様性でも非常に重要な概念ですが、そのように豊かな自然があることが私たちに提供してくれているサービス、それをこれまでただであるかのように何も気にしないで使っていた。それを金銭換算して、そういうサービスを提供している地方であるとかアマゾン、アマゾンは地球の肺と言われるぐらいCO₂を吸収しているのですが、そこにちゃんとお金が戻っていくしくみをつくることが大事だと思います。

おっしゃるように、そういう経済的インセンティブというか経済価値に換算するだけではなくて、もっと倫理的に、私たちは何に支えられて生きているか、それも一人一人が、これは教育かもしれません、ちゃんと意識して生きていけるようなしくみをつくっていく必要があると思っています。

第90回総会講演録（平成21年8月17日（月））

「地域の力で美しい地球を後世へ」

法政大学人間環境学部教授（専攻－行政学、地方自治論）

小島 聰 氏



研究テーマ：持続可能性と自治体政策、自治体環境政策、市民社会と行政システム

略歴：法政大学大学院社会科学研究科政治学専攻博士課程を経て、90年より（財）行政管理研究センター研究員、98年より法政大学第二教養部助教授、99年より人間環境学部助教授、2005年より現職。

著書：「市民立法入門」（共著、ぎょうせい）、「分権社会と協働」（共著、ぎょうせい）、「自治体経営改革」（共著、ぎょうせい）、「新しい自治の仕組みづくり」（共著、ぎょうせい）、「分権時代の地方自治」（共著、三省堂）など

社会活動：川崎市自治推進委員会委員長（2009.8現在）
川崎市エコシティたかつ推進会議委員（2009.8現在）
千代田区一般廃棄物減量等審議会委員長（2009.8現在）など

【はじめに】

法政大学の小島でございます。本日はお招きいただき、ありがとうございます。

本日は、非常に大きなテーマを頂戴いたしました。「地域の力で美しい地球を後世へ」という非常に大きなテーマで、どんな話をしようかを考えたわけですが、とても柔らかい、そして夢のある、こういったキャッチフレーズをどういうふうに論理的に考えるか、あるいは議員の皆様方が、これからそれぞれの地域の議会で政策を審議していく際の基本的な考え方としてどういうことが言えるか、そういうことを中心にお話をしながら、そしてさらに最近の動向、あるいは議会として何ができるのか、そんなお話をさせていただきたいと思っております。

【1. グローバルな思考と都市自治体の政策責任】

○グローバルに考え、ローカルに行動する

まず本年、2009年にこの場にお招きいただきまして幸運だったと思っております。2009年は、本日の「地域の力で美しい地球を後世へ」というテーマからしますと、非常に象徴的な年であります。それは言うまでもなく、1989年から20年がたったということでございます。

ちょっと20年前まで時計の針を戻しますと、1989年でありますが、世界は激動の中にありますて、天安門事件がございました。中国はその前後から鄧小平路線によって急速な経済成長路線に入ったわけです。この天安門事件以降2000年代に入っても年率10%程度の経済成長を遂げていきます。その結果、沿海部と内陸部の格差問題や人々の格差問題、そして近代化に伴う環境問題を引き起こしていくわけであります。

ちょうど去年あたりですか、NHKのドキュメント番組で、中国の都市河川で合成洗剤の泡が川を埋め尽くしている情景が放映されておりましたが、既視感といいますか、前に見た風景という感じがいたしました。やはり日本も高度経済成長期の都市部では、都市河川が合成洗剤の泡で埋め尽くされたという時期がありました。まるで30年前、あるいは40年前の日本を見ているようありました。つまり日本の高度経済成長期、あのときも象徴的だったのは、やはり日米安保があって、人々の反乱があって、それ以降、高度経済成長路線で公害問題が起きるわけですが、その日本を30年間から40年追いかけて同じ問題が中国で起きています。しかも、これは私たちにとって過去の問題かというと、ご存知のように、偏西風に乗って大気汚染問題は日本にやってきます。したがって、中国の高度経済成長、近代化に伴う環境問題は、過去のことではなくて同時代の出来事として日本とつながっているというわけであります。

もう一つは、東西冷戦の終結から20年です。東西冷戦の終結によってグローバルなイシューが大きく変わりました。東西冷戦時代において最大の地球規模の争点は何かといえば、米ソによる核戦争による人類の死滅でした。瞬間的な死滅、あるいは数発の核ミサイルが米ソ間で行き来しただけでも、やがて「核の冬（Nuclear winter）」が訪れて気候変動により人類にとって壊滅的な危機が訪れるという予測が80年代にありました。この米ソ核戦争による人類の死滅という最大のグローバルイシューが一応遠のきました。そして、それと交代するかのように、地球環境問題という争点が国際政治の表舞台に出てまいります。1992年のブラジルのリオデジャネイロでの地球サミット開催が、1989年の国連総会で決定され

ております。それから 20 年です。そして、その 92 年のリオサミットにおきまして、「アジェンダ 21」が提案されました。その中で、「グローバルに考え、ローカルに行動する」という考え方方が世界に広まっていくわけであります。

もうちょっとだけ付け加えますと、89 年の日本というのは、バブル経済の真っただ中でありますて、まだ高度経済成長の思想を引きずっておりました。大量生産、大量消費、大量廃棄、地上げによる都市開発、リゾート開発による環境破壊がありました。オーストラリアの歴史家でマコーマックという人がいまして、戦後の日本史は持続不可能な社会をつくってきた。非持続可能な社会をつくってきた、というようなことを本の中で言っていますが、まだ 89 年当時はそういう時代であって、今の環境の時代あるいは持続可能な発展を目指して国際的に協調しなければいけない時代からすると、20 年前は夜明け前だったということであります。

本日のこの大きなタイトルでございますが、自治体の政策にとっては非常に重要なパラダイムシフトがあります。それは、2 つの意味で視野が拡大しているということです。

まず、「地域の力で美しい地球を後世へ」ということは、自治体政策が視野に入れるべき空間規模が、自分の住んでいる地域、あるいは隣近所の地域、日本国内、それすらも越えて地球規模にまで拡大しているということです。自治体政策が視野に入れる空間規模の爆発的な拡大です。そしてもう一つは、時間軸の幅が広がったということです。私も地方自治が専門で、自治体で仕事をしたりしますが、大体、物事を考えるときは、1 年後、2 年後、3 年後、せいぜい 5 年後とか、その程度のタイムスパンです。ところが、「後世へ」という言葉に象徴されますように、この地球環境問題への取り組みに対して、もし自治体が取り組むということになりますと、自治体政策が政策責任を問われるのは、首長も議員も 1 期 4 年だと考えれば 4 年間、せいぜい 10 年とかですが、そのようなタイムスパンをはるかに超えて一世代、25 年、あるいは 50 年、あるいは 100 年という通常では考えられないほどの長い時間軸の中でとらえていかなければいけないというわけであります。つまり地球環境問題に自治体が取り組むということは、空間軸、そして時間軸のものすごい拡大・拡張を意味するというわけであります。地域からグローバルに政策を考えるということであります。ヨーロッパでは 90 年代前半から当たり前になってきました。日本でも、2000 年に入ってきてから、グローバルな志を持って政策を考えていこうという自治体が増えてまいりました。まさに「グローバルに考え、ローカルに行動する」時代の到来であります。

○都市自治体の責任

なぜそういうことが必要なのかということを、「責任」ということから考えてみましょう。地球環境問題に対する責任とは誰にあるのか。これを地理的に考えてみたいと思うのですが、皆さん方もニュースでご存知のように、これは今まで積み重ねてきた先進国の責任だろう、いや途上国も頑張ってもらいたい、将来のために途上国も責任があるんだ、いや途上国よりも先進国だというふうに、国際政治の世界では先進国と途上国との間で、誰に責任があるのかの比重をめぐって、あるいはその責任の背景をめぐって、サミット、COP、様々な地球環境問題を議論する場で必ず出てくる問題であります。国際政治のレベルでは、国民国家間の責任の比重、あるいは責任の配分をめぐる議論が常につきまとっています。このことをふまえて、国を外して自治体レベルで見ますと、どうしても都市自治体の責任の

大きさが浮かび上がってまいります。地球規模で世界中の自治体が何個あるのかわかりません。日本で 1,800 ですが、世界中の数を数えたことはないものですから幾つあるのか知りませんが、仮に数万としておきます。そして数万の自治体間の責任の比重、責任の配分を考えたときに、やはり都市自治体の責任は大きいというわけであります。

色々な地域社会がありますが、温室効果ガスが大量に排出されているのはどこかというと、世界中の都市であり、とりわけ大都市であります。私は特に川崎などとお付き合いがありますが、それ以外でも色々な自治体の方とお話をしたり、市民の前でお話をするわけですが、大都市は地球に責任のある都市なんですよねという言い方をします。それだけやはり地球環境問題について責任が大きい。ロンドンで政権交代がありましたら、労働党政権のときにリビングストーン市長のもとで地球温暖化対策を一生懸命やったのですね。これは地球に対するロンドンの責任というものを前に出したということであります。

ただ、大都市だけが地球に責任があるわけではありません。そこで日本の国土構造を雑駁に見ますと、67%が森林であります。非常に少ない平地では、指定都市の中の 100 万規模の都市が 11 あります。50 万以上の都市は 25 以上あるのです。30 万以上だと、70 以上あります。そうすると、日本の国土構造というのは、森の国、あるいは農山村の国という顔と、超高度都市社会という 2 つの顔を持っています。なぜ超高度都市社会かというと、南から北まで 100 万都市が 11 以上、30 万都市が 70 以上、高速度交通網のネットワークで結ばれているのです。こんな国、世界でも稀ですね。

日本の地域に関する政策の多くは、実はこのマクロな前提が外せない。色々な政策を考えるときに、この国土構造の 2 つの顔という側面を、いつも頭に入れておかないといけません。例えば、一昨日、初めて新型インフルエンザで亡くなった方が出ました。これから秋にどうなるかわかりません。スペイン風邪も秋から致死率が 2%、3% に上がってきたと言われていますが、日本は恐らく世界で最も感染効率の高い国ですよね。南北にそれだけの都市が連なって、高速度交通網でネットワークされていて、それぞれの都市圏では多くの人が毎日中心と周辺を行き来するわけですから。実はこれが、日本では、大都市だけではなくて多くの都市自治体が地球に対して責任を持っているということの意味につながってくるわけです。

○共通だが差異のある責任

そこで、都市自治体の責任を考えるときに、国際政治の考え方を適用できます。国際政治の議論の中で、途上国と先進国と責任をどうするか、責任の比重、配分をどうするかというときに、ある考え方があるのです。ご存知の方も多いと思いますが、「共通だが差異のある責任」です。地球に対する責任は先進国も途上国も共通なのです、ただ差がありますという考え方です。いろいろ対立はあっても、そこは押さえましょう。みんな責任があります。ただ、責任には差があるということです。そして実は国際政治だけではなくて、日本の多様な地域社会の間でも同じようなことが言えます。共通だが差異のある責任。人口 3,000 人とか 5,000 人とか、そういう自治体でも共通の責任はあるでしょう。ただ、日本は非常に極端な 2 つの顔を持った国土構造ですから、差異のある責任という考え方がなければいけない。つまり日本の 1,800 の自治体間には共通の責任、それから責任の重さの違い、そして責任の果たし方の違いがあるということです。

例えば都市自治体だけに限定したとしても、共通した責任はこういうものだろう、こういうことはどの都市自治体でもやらなければいけない責任の果たし方だろう、ただし、こういうことはやはり差異のある責任の果たし方だろう、というわけです。私は360万人の横浜市に住んでいますから、横浜市は差異のある責任の中でやらなければいけないことがいっぱいあるわけですね。他方で、地域特性に応じた責任もあります。同じ50万都市でも地域特性は違います。工業地帯を抱えているところとそうでないところでは、やはり責任の果たし方が違う。このように国際政治で言われる「共通だが差異のある責任」は、自治体間にも適用できるということです。

そうすると、共通の責任の部分、規模に応じた責任の違いの部分、そして地域特性に応じた責任の部分を考えていくと、実はどう責任をとるのかというの、もっと具体的に考えられるということです。「グローバルに考え、ローカルに行動する」はどこでも使えるキヤッチフレーズなのですけれども、実はもっと具体的に、我が自治体では、我が地域では、どういう責任があるのだろう、どういう責任の果たし方があるのだろう、何ができるのかを考えしていくことが大切なではないか。そうしませんと、あそこでやっているからとりあえずうちもこれをやっておけとか、ある意味真似していくことは政策の波及にとって大切なことですけれども、差異の部分、違いの部分を踏まえないと、実はその地域で大切なことをやっていないことになってしまう可能性もあるわけであります。

○社会的ジレンマの解消

特に都市自治体が頑張らないといけないことについて言うと、環境問題で言われる社会的ジレンマが重要なポイントなのです。社会的ジレンマとはどういうことかというと、個の合理的な行動が全体の非合理的な結果を招くということです。これは難しい言葉で「合成の誤謬」というのですが、例えば、環境に配慮するのは大変なことです。面倒くさい。分別する、毎日電気消すことは大変です。こういう大変なこと、面倒くさいことはやめたというのは個人にとっては合理的な選択です。けれども、みんながそれをやつたら最終的には非合理的な結果、つまり環境破壊が起きるということです。この社会的ジレンマは、個人と個人の間だけではなくて、国と国の中でも当然あります。だれがやるのか、アメリカがやるのか、中国がやるのか、日本がやるのか、どっちに押しつけるか。国際政治でもあるわけですね。それから当然、社会的ジレンマは地域社会の間にもあり得るわけです。先ほども申し上げたように、日本にはこれだけ多様な地域特性があります。だからこそ都市自治体が率先して、この地域間の社会的ジレンマを起こさないよう率先してやっていくことに意味があります。都市自治体が率先して政策責任を果たしていく、そうすることが日本において地域間の社会的ジレンマを緩和したり、顕在化させないことにつながっていきます。端的に言えば、今日は川崎の資料を持ってまいりましたが、横浜や川崎が頑張らないで、何でもっと小さな自治体に頑張れと言えるのかということですね。

○20世紀型の都市文明から21世紀型の都市文明に転換

では、色々な責任の果たし方、具体的にはそれぞれの地域に応じた果たし方があるわけですが、個別の内容は別として、どこに向けてということについて私はいつも言っているのですが、20世紀型の都市文明から21世紀型の都市文明に転換をしていく、そこを目指して責任を果たしていくということです。「20世紀型の都市文明から21世紀型の都市文

明へ」です。20世紀型の都市文明とは、ヨーロッパ近代で始まって20世紀初頭のアメリカで花開いた文明です。それをどう変えていくのか。そこに向けて責任を果たしていくということです。21世紀型都市文明は、言うまでもなく環境負荷の小さな都市文明です。まだ具体的な姿は見えません。色々な模索が世界中でありますが、まだ具体的な姿はない。そして21世紀型都市文明といつても、それは1つの形ではないわけです。世界史を見れば、文明には色々な形があったわけです。日本でも北国の21世紀型都市文明、南国の21世紀都市文明があつていいわけです。それぞれの都市自治体が地域特性を踏まえて21世紀型の都市文明を模索していく、そういう営みを続けていく、それを累積させていったところで、もしかしたら地球環境問題の解決の道筋が見えてくるかもしれない。これが、今日のテーマの重要なポイントだということです。

【2. 自治体環境政策の軌跡と動向】

自治体環境政策の戦後史について、東海大学の宇都宮名誉教授が第二次大戦後の自治体環境政策を3つの世代に区分しています。第1世代は、公害問題に対応した時代です。高度経済成長期です。第2世代は、70年代以降、アメニティとか文化財の保護とか景観行政が始まった時代です。そして第3世代が、地球環境問題に対応する時代であります。同時に、もう一つポイントがあります。環境政策の幅がものすごく広がっていく時代です。交通政策とか産業政策とのリンクとか、様々な政策と環境政策がリンクしていく時代です。地球環境問題に対応すると申し上げましたが、実は地球環境問題は温暖化問題だけではなくて、ご存知のように、例えば昨年ですが、生物多様性基本法ができました。努力義務ではありますが、自治体が生物多様性地域戦略を策定することが法的に確認されました。これも地球環境問題です。

○地球温暖化の緩和政策と適応政策

生物多様性問題と温暖化問題は連動しているのですが、ここで温暖化問題に限って考えますと、最近の動向として必ず出てくるポイントは2007年のIPCCの第4次報告です。これが具体的な政策の方向性として重要なポイントになる。それは「緩和」と「適応」ということです。今どんなに頑張っても地球温暖化は防ぎ切れない。したがって温暖化した社会の中で経済社会活動をどう維持するかという政策も同時に行う。緩和政策はもちろんやらなければいけない。これ以上地球温暖化を促進しないために、あるいは地球温暖化のスピードを少しでも遅くする。そのための地球温暖化の緩和政策(Mitigation policy)と、温暖化した社会をどう維持していくか、そのための適応政策(Adaption policy)、これを組み合わせていくしかないということです。このことを自治体政策に置き直すと、自治体が地球温暖化問題に緩和政策として取り組む。つまり少しでもそれぞれの自治体が、地球温暖化が進行しないように頑張って手をつないでいくというのは、自治体が地球に対して責任を果たすということです。

もう一つ、温暖化した社会において市民生活を守るということです。市民生活を守るということは、産業を守ることも当然含むわけで、例えば温暖化が進行したら農産物の生産構造が変わってしまうとも言われています。これは地域社会に対して責任を果たすことです。つまり緩和政策というのは、自治体から見ると、地域から地球に対して責任を果たすことあります。それに対して適応政策は、温暖化した状況の中でも、市民生

活、地域社会に対して責任を果たす政策だということです。

その点で、見ていただきたいのですが、川崎市は指定都市ですが行政区のレベルで「エコシティたかつ」というプランを作りました。私もかかわったのですが、これは市民向けのパンフレットなので余り難しい言葉は出てきていないのですが、実は適応政策を組み込んだ日本ではかなり先端的なケースです。というのは、これを作っているときに、イギリスがどうも日本の自治体も適応政策をやり始めたぞ、そういうプランを作っているらしいぞという情報をかぎつけて、イギリス大使館が取材をさせてくれと来た。ヨーロッパの方は先をいっていますから、温暖化した社会の中でどうやって社会生活を営むかという政策を進めているわけです。日本もちょっと手を伸ばし始めたぞ、どこだ、川崎市の高津区というところだということで取材に来たわけです。適応政策は、自治体としてはやはり外すことができない政策領域です。

○ヒートアイランド対策

緩和と適応を自治体側で考えたときに、もう一つ申し上げたいことがあります。地球温暖化の影響が出ているのか出でていないのか、私は理系の学者ではないから確実なことは分かりませんが、一般的にかなり顕在化してくるのは 20~30 年後と言われています。ところが、実はそれに似たような現象が都市自治体では結構起きているのです。1 時間 100 ミリの集中豪雨、熱中症、なぜでしょうか。ヒートアイランド問題です。都市自治体は、二重の温暖化問題に直面しているということです。今のヒートアイランド問題、そしてこれから 20~30 年位の間に重なってくる地球温暖化問題です。ヒートアイランド対策について言うと、今の問題ですから、今それを緩和し適応する政策をやらなければいけない。緩和で言うと、緑や水辺を増やす。適応政策としては、総合治水、豪雨が来ても内水氾濫を起こさないような政策、熱中症が起きたときにどうするかとか、公衆衛生上の対策ということあります。実はこれは重要であって、都市自治体は二重の温暖化問題に直面しておりますので、今直面しているヒートアイランド問題を緩和し、それに適応する政策を進めていくことが、20~30 年後に重なってくる地球温暖化問題への適応、あるいは地球温暖化問題に対する緩和政策につながっていくということなのです。ですから、都市の再自然化や環境再生ということは、ヒートアイランドを緩和することありますし、それから世界中の都市が環境再生によって自然環境を取り戻していくということは、その累積によって地球温暖化問題の緩和につながる可能性もあるということあります。言い換えると、都市の環境再生を進めていくというのは、自然を壊してつくった 20 世紀型都市文明を、自然を取り戻す 21 世紀型の都市文明に組み替えていくということを意味するというわけあります。

地域の方々とお話をすると、関心のある方とか NPO の方は、ずっと入ってきますが、すべての方が地球温暖化問題を実感して考えているわけではないのです。非常に遠い話ですね。そこでヒートアイランド問題の延長線上で地球温暖化問題をとらえるのは、実は自治体政策にとって意味があります。ヒートアイランド対策は、まさに市民生活を守ることです。そして地球温暖化問題に対する予行演習でもあるし、市民の方々に温暖化対策の意味とは何か、その可能性とは何か、何が必要かを考えていただく、実感していただくためには重要なテーマであります。多くの市民に、50 年後、100 年後を考えていただく。

これは頭ではわかります。頭ではわかるんですけれども、今と 50 年後、100 年後はなかなかつかながらない。ところが、ヒートアイランド問題は、地球温暖化問題の練習問題だととらえれば、市民が実感を持って受けとめることができるというわけであります。そしてここが重要ですが、そのときに私は議会は大きな役割を果たせるのだと思うのです。議員の皆さん方が地域の方々、市民と対話する中で、今の問題が将来の問題につながるということ、そういう認識を作っていく、これは議員が果たせる大きな役割であり責任であると思っております。

○市民、事業者、NPO とのパートナーシップ

もう一つお話をしなければいけないのは、パートナーシップの問題です。それはどういうことかというと、どんな政策をやるかと同時に、どんな進め方をするかが大切であって、端的に言えば、循環型社会の形成もそうなのですけれども、自治体がどんなに頑張っても、自治体だけではどうしようもありません。それは社会経済構造を改革しなければならないからです。ということは、市民、事業者の自発的な行動に依存する部分が大きい。温室効果ガスの削減一つとっても、自治体の公共事業や庁舎から出る温室効果ガスを削減しても、たかが知れているわけです。これは市民や事業者の皆さんのが自発的な努力にかかっています。ということは、市民や事業者の皆さんとどうパートナーシップを組んでいくか、ここが重要なポイントです。

国際的にはマルチステークホルダー、つまり様々な利害関係者が手を結ぶ重要性が認識されています。例えば、今日持ってきたのは「かわさきコンパクト」です。これは国連のアナン前事務総長が提唱したもので、世界中の企業に対して責任のある行動に向けて手を挙げてくださいと呼びかける仕組みで、グローバル・コンパクトといいます。その地域版が、この「かわさきコンパクト」です。まだまだ始まったばかりなのですが、ここに 1 つの手がかりがある、事業者、市民、NPO、そして自治体がどうやってパートナーシップを組んでいくのか、現代の環境問題はいずれにしても社会経済構造を改革しなければ解けない、工場の発生源を規制して終わりというわけにはいかない、そのためにはこういったパートナーシップのスキームをどうつくっていくのか、このことが問われているわけあります。

【3. 持続可能な地域社会と都市自治体の政策課題】

持続可能な地域社会という言葉があって、自治体の環境政策を進めていくときに、「持続可能な地域社会をつくるために」という言い方をします。その持続可能な地域社会をつくるための自治体環境政策は非常に幅が広い。交通政策や産業政策、あるいは環境教育のように教育政策ともリンクをしています。それは従来、環境政策とは関係なかった政策と組み合わせた方がより効果が高いからなのです。これを「政策統合」というのですが、政策統合が持続可能な地域社会をつくるためには求められています。ヨーロッパは明らかにそこへ向けて様々な政策を結びつけています。

もう一つ、環境政策とそれまで関係が薄かった政策を結びつけていくのは、持続可能性という考え方自体にポイントがあります。更に持続可能性は環境のことだけではないのです。環境、経済、社会という 3 つの側面が持続可能性にはあって、環境を重視しながらも、経済と社会をきちんとバランスよく見ていくと、これが持続可能性という考え方です。

例えば地域環境は良くなつたけれども、地域社会の中に貧困が満ちあふれている社会は、持続可能な地域社会とは言わないということです。こういった持続可能な地域社会づくりに向けて、ヨーロッパでは環境政策と様々な政策を結びつけながら展開をしています。私は色々なところでよく言うのですが、このことを3つぐらいの表現でいつも簡単に説明します。それは「3つのS」と言つてゐるのですけれども、持続可能性(sustainability)、それから補完性(subsidiarity)、地域社会からということです。3番目は、今申し上げた政策を組み合わせていく、総合化していく(synthesis)、あるいは国際的に使われるのはintegration、統合していく。これを「3つのS」あるいは「2つのSとI」ですけれども、持続可能な社会を自治体が地域社会から総合的に政策展開しながら作っていく、こういうシナリオです。「3つのS」あるいは「2つのSとI」、これが国際的な共通認識です。「3つのS」というのは私の言葉なのですけれども、環境政策や持続可能性についていろいろ議論されていることを地方分権や自治体行政の議論と結びつけていくと、「3つのS」あるいは「2つのSとI」というふうに言えるわけです。

○地域からグリーンニューディール

のことから言つて、例えば昨今のグリーンニューディールなども政策統合です。2008年の前半、ヨーロッパから発信されて、2008年秋の世界金融恐慌を経て、2009年にオバマ大統領が登場してグリーンニューディールを提唱して世界に広まり、日本の自民党政権もそれを取り入れたというわけあります。

グリーンニューディールは狭い意味と広い意味があつて、再生エネルギーを推進することによって新たな産業構造をつくり雇用を生み出す、これが狭い意味でのグリーンニューディールです。それに対して広い意味で言つて、再生エネルギーにかかわらず環境政策を手がかりとして新たな産業構造をつくり雇用を生み出していく。例えば、この間長野県に行ってきたのですけれども、ある村が「〇〇村グリーンニューディール」という表現を使っていました。要するに、農山村の再生も緑を守ることになるからニューディールだということで、広い意味でとらえればそうです。このグリーンニューディールという政策統合が世界的に議論され、進められています。ただ、言葉が余りにも格好良いんですね。下手をすると、単なるばらまきになつてしまうのです。中央省庁では、最近はどうかわかりませんが、何か新しい政策の方向性が見えてくると、それぞれの省庁で言葉をちょっとずつかえて、これもそうだよねといって、結果的に似たような政策が脈絡なくばらまかれてしまふことがあります。自治体もそういうところがなきにしもあらずで、一時的な予算のばらまきになつてしまつては続かないです。ですから、グリーンニューディールは、私は地域から戦略的な政策統合でやっていくのが筋だと思っているのです。やはり雇用問題に苦しんでるのは地域ですから。ただし一過性のばらまきで終わらないように、どのような意味でグリーンニューディールと言えるのかという政策の判断基準とか、あるいは予算で言つて、「賢明な支出」、ワイスペンディング、であるかどうかという査定基準、審査基準、といったものを持たないとだめだということです。グリーンニューディールという言葉をつけさえすれば予算が通るというふうに安易にとられてしまうと、多分そのうち垢がついて捨てられてしまう。ですから、何をもってグリーンニューディールなのか、賢明な支出に向けた政策の判断基準が大切だと思っています。

○国境を越えた都市自治体間の環境ネットワークづくり

持続可能な地域社会を作っていくに当たり、1つ申し上げます。それは地域間格差の問題です。というのは、農山村には棚田などがあって、これは人為的自然であります。ところが農山村が疲弊してしまうと、人々が生活の中で作ってきた人工林などもそうですが、全部だめになってしまいます。したがって、日本は国土構造で67%が森林、森の国、農山村の国という顔と超高度都市社会という2つの顔があるとするならば、この2つの顔同士がどう手を結ぶかがとても大切です。ローカルに行動すると言いましたけれども、自治体が単独で行動しろと言っているわけではないです。都市自治体が隣同士で、あるいは日本全体でネットワークを組んで協力する、あるいは非都市的な地域との交流・協力、つまり都市と農山村の交流・協力、これも実はとても大切なテーマなのですね。そうしないと人々が作り上げてきた自然がだめになってしまいますから、2つの顔を持っているこの国では、超高度都市社会を形成する都市自治体と農山村自治体がどう手を結ぶかもとても大切です。ローカルに行動するというのは、決して1人で行動しろと言っているわけではない、都市自治体間のネットワーク、そして農山村自治体と都市自治体の協力、これも大切だということです。

もっと言うと、環境政策は実は単独行動主義で解決できないものが多いのです。川の汚染は自治体の境界を越えます。大気汚染は国境すら越えます。環境問題は単独行動主義では解決できません。そうすると、アジアの中で、やがて多くの自治体が国境を越えて本格的に協力し合う時代が来るでしょう。ヨーロッパはもうそういう時代に入っています。それが何で可能になったのか。東西冷戦が終結して東も西も関係なくなったから、すごくやりやすくなったのです。おまけにEUもできました。だから国境を越えた都市自治体間の環境政策のネットワークが広がっていく。残された冷戦構造が融解すれば、やがてアジア全体の中での環境政策をめぐる自治体協力のネットワークづくりが、20年、30年の間に本格化するでしょう。そういうことを視野に入れて、都市自治体は先鞭をつけていただきたいと思っております。

このことに関連して、議員の力は大きくて、事前に見せていただいた資料の中には、何とか議員連盟ってありますね。国もありますよね、国会議員の何とか議員連盟。国対国の外交がうまくいかないときは、議員外交でもって最初は突破していくじゃないですか。自治体の環境政策をめぐる議員のネットワークを都市自治体間で、先ほどの農山村自治体との間で、そして国境を越えて、是非作っていっていただきたいと思っております。

【4. 議会の役割と可能性】

最後に、議会の役割について申し上げたいと思っております。

この「地域の力で美しい地球を後世へ」というタイトルから考えていくと、実は議員の政治的な代表者としての法的位置から見ても、議員の政治責任は大きいと考えています。それはなぜかというと、「後世へ」という言葉がありますよね。これは「世代間倫理」であります。次の子供たちのためにという意味です。次の子供たちの未来のために現在の世代がやらなければいけないんだということです。これは現在の世代が次の世代のために取り組まなければいけないという道義的な責任を意味しています。地域社会で言えば、今生きている住民が未来の住民のために取り組まなければいけないという、そういう道義的な責

任を意味しているわけです。そうすると、どうでしょうか。議員は住民の代表であるとともに、住民からの代表だということです。議員は住民からの代表なのですね。ここが首長とは違います。つまり未来の子供たちへという世代間倫理を語るときに、議員というのは実は最もふさわしい地域の政治的代表者です。首長は行政手腕で選ばれるという制度前提になっています。もちろん大体住民になりますけれど、住民でなくてもいいわけです。誰が地域の政治的な代表者として世代間倫理について最も語るべきなのか、それは議員なのです。二元代表制の地方自治システムの中では、議員の政治的位置をこのようにとらえるならば、住民と語り合う責任も含めていろいろなことが見えてきます。

○議会改革の一環として環境政策を

議会がどうコミットできるのか。それは簡単なことなのです。今、各地で議会改革が始まっています。議会改革の一環として、環境政策に議会がコミットしていくことを考えていけばいいのです。国の政治改革と同じなのですけれども、政治改革をやってどう国民の生活が変わるんだと。実は政治改革というのは仕組みを変えるわけであって、その結果どう生活が変わらるのだということは、その先の話です。議会改革を進めることによって、こういう地域になっていくんだということを示すのです。そのテーマとして環境問題への取り組みは実は絶好のテーマだということです。ある特定の問題に取り組むことを通して議会改革を進めていくと言いかえてもいいわけです。例えば90年代後半から、国の法律あるいは条例でも環境政策に関するものが爆発的に増えているわけですね。そうすると、立法権をどう行使していくかが問われます。環境政策に直接的に関係する条例を議員立法で作っていく、これは1つ当然あるのですが、それだけではなく、色々な条例を環境政策の視点でとらえていただきたいのです。必ずしも環境政策に直接関連しなくとも、色々な条例があるわけで、これを環境政策から見ていくとどうなんだろう、どのような影響があるんだろうという視点で審議する。これは戦略的環境アセスメントという考え方です。地域の法をつくる段階で、それが環境政策にとってどんな意味があるのかということを考えるのです。

○エコバジェット

例えば、行政の方でも新規事業を立案して予算に組み込むときに環境政策の観点からチェックをしていく取り組みが幾つかの自治体で始まっています。行政が予算を調製する段階で、新規事業の案を環境政策の視点でチェックをしていく、つまり予算に組み込む事務事業に網をかけて、環境部局が所管する事業だけではなく、環境の視点で全般的にチェックをしていく。そういうことを始めている自治体が出てきました。これはエコバジェットです。予算・決算は議会の重要な権限です。つまりエコバジェットに向けて、あるいは環境政策の視点から見て、ワイスペンディングになるかどうかという視点から予算の審査や決算の認定に取り組んでいく。そうすると、議会はそれだけで十分大きな仕事ができるわけであります。これは環境部局の仕事ではないけれども、この事業をやって大丈夫なのかという目線で政策を審議するだけで大きく変わってくるわけです。

○環境基本計画など地方自治法96条2項の議決事件への追加

あるいは、地方自治法96条2項に基づいて環境基本計画とか地球温暖化対策に関する計画を議決事項に追加して、行政計画へのコミットを深めていくというやり方もあります。

ただ、議決事項にしなくとも、従来どおりの報告事項であったとしても、透明性を高めて住民参加をしたり、あるいはNPOとか学識経験者を入れて公開の場で質疑応答をしていく、ディスカッションしていく、それだけでも十分変わってくると思っております。様々な形で議会は関わられるのです。

○市民・NPOとの協力関係

議会改革と環境政策を重ね合わせていくときに、市民参加とかNPOとの協力関係が欠かせないのです。今までの地方自治では、どうしても市民参加とNPOとの協力・協働は全部行政側ばかりがやってきたのですね。非常にアンバランスなのです。地域社会の中で将来を見据えて議論しなければいけないテーマですから、この環境政策をめぐる市民参加あるいはNPOとの議論、協力関係、こういったものを議会が率先してやっていく。そうする中で、議会改革は市民生活にとって意味があるのだということが、市民に伝わると考えております。

【おわりに】

今日のテーマは、どこか嘘くさいのではないか。建前はそうだけれども、グローバルな思考を持って長いスパンで政策を進めていくと言っているのだけれども、本当にできるのか。果たしてたった1つの地域からそういうことができるのかという素朴な疑問がつきまとうかもしれません。確かに、世界中の少数の自治体しか行動しなければ、悲観的な未来は回避できません。これは明らかです。ただ、多くの自治体がフリーライダーになることなく政策をそれぞれ開発し、あるいは政策競争していく。ただし協力し合っていく。近隣同士、国全体、あるいは国境を越えて自治体が協力し合っていくことを通じて、悲観的な未来を変えられるかもしれない。そういう挑戦だということなのです。今日申し上げたのは楽観論でも、悲観論でもないのです。悲観したら前へ進まないので。楽観論でも悲観論でもなく、未来への一種の挑戦であります。政治家にはやはりそういう志が必要だということです。悲観も楽観もなく未来に向けて挑戦していく。つまり未来を変えることはできるかもしれない。そういう志をぜひ議員の皆さん自身が市民に伝えていく。一緒に考えていくよと。そういう姿勢を持っていただきたいと思います。

オバマ大統領が「Yes we can」という言葉を使いました。変えられると。そうじゃないんです。もしかしたら変えられるかもしれない。これは「Yes we can」に対して「Getting to maybe」という言い方をします。是非、議員の皆さんのが悲観も楽観もせずに市民とともに、「Getting to maybe」、未来は変えられるかもしれない、だから未来の子供たちのために一歩進みましょうという志を持って政治活動に取り組んでいただきたいと思っております。

これで私の話を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○「都市におけるエコ対策」に関する 現地調査結果

1. 北九州市現地調査結果(平成21年2月19日(木)～20日(金))
2. 旭川市現地調査結果(平成21年3月17日(火)～18日(水))
3. 金沢市現地調査結果(平成21年3月24日(火)～25日(水))
4. 盛岡市現地調査結果(平成21年5月8日(金))

◎北九州市現地調査結果

1. 日 時：平成 21 年 2 月 19 日（木）～20 日（金）
2. 場 所：福岡県北九州市（本研究会監事市）
3. 調査概要：都市行政問題研究会の平成 20・21 年度テーマ「都市におけるエコ対策」に関する調査研究に資するため、北九州市におけるエコ対策に関する施策について、市の各担当部局の方々より説明を受けた。

北九州市は日本有数の産業都市に発展する過程で甚大な公害問題を経験したが、市民・産業界・行政の一体的取り組みによりこれを克服した。以来、この過程で培った人材・技術・ノウハウ等を役立てようと常に環境政策の先駆的事業に取り組み、大きな成果を収めている。特に、アジアを中心とした環境改善に向けた「環境国際協力事業」や資源循環型社会の構築に資する「北九州エコタウン事業」は、国内外で高い評価を得ている。そして今、平成 20 年 7 月 22 日に選定された「環境モデル都市」として、地球温暖化対策に対応すべく低炭素社会づくりという新たな課題に対しても世界の先例となる取り組みにチャレンジする。

○「北九州市における環境モデル都市の取り組みについて」（北九州市環境首都推進室の説明概要）

堅固なパートナーシップと価値観の転換で低炭素社会づくりを目指す

北九州市は、低炭素社会づくりに取り組む環境モデル都市のアクションプラン（行動計画）を市民や市民団体、NPO、産業界、行政が一体となって平成 20 年度中に策定し、盛り込まれた施策を推進する。このアクションプランは、環境モデル都市の提案を踏まえ、21 年度から 5 年間の具体的な取り組みを掲げるもの。

そのアクションプラン案は、「北九州グリーンフロンティアプラン」。経済や社会、人々の暮らしなど様々な未来をグリーンという切り口で開発を行うというもの。その理念として掲げているのは、低炭素時代に相応しい新しい価値観・文化の下で建物のみならず、人の心の豊かさを含めて世代を越えて蓄積していくながら、豊かさで活力あふれる「ストック型社会の構築」である。この理念に沿い、北九州市の特色である①日本有数の産業都市であること②特に政令都市のなかでも少子高齢化が進んでいること③アジアとの環境国際協力が以前から活発であることを踏まえ、3 つの考え方（1. 「産業都市としての低炭素社会のあり方」、2. 「少子高齢化社会に対応した低炭素社会のあり方」、3. 「アジアの低炭素化に向けての都市間環境外交のあり方」）を基本に置き、施策を立案、実行していく。

（アジア地域を含める高い温室効果ガス削減目標を掲げる）

この考え方の下、目指すべき社会の実現に向け、北九州市は温室効果ガス削減の長期目標（2050 年）において、2005 年度比で市域の中で 800 万トン（50%）削減、アジア地域で 2,340 万トン（150%）削減という高い目標を掲げている。市域のみならず、これまで築き上げたアジアとの協力関係において、海外での削減目標値に設定しているのは異例のことである。この目標の大きな課題は、市域での 50% 削減。市内に企業が立地する産業都市であることから、世界でトップレベルにある省エネ技術をもってしても並大抵のものではない。これを克

服するには、やはり新しい価値観、文化を育める社会としていくという堅固なパートナーシップ、価値観の転換という2つのアプローチでストック型社会を構築することである。この高い温室効果ガスの削減目標を実現するため、次の5つの行動方針の下、取り組みを進める。

1. 環境が先進の街を創る（低炭素社会を実現するストック型都市への転換）

八幡東地区で進められている省エネ型の設備を備える環境共生住宅の建設や工場で発生する熱を民生での利用、事業所用として車1台を共有して利用するカーシェアリングなど総合的な環境改善プロジェクト「八幡東田グリーンビレッジ」を他の地区においても進めいくこと。つまり、低炭素の街を拡げていくのである。例えば、車利用からのCO₂削減に向け、公共交通の整備により歩いて暮らせる「低炭素モデル街区」のような都市づくりを進める。

2. 環境が経済を拓く（低炭素社会に貢献する産業クラスターの構築）

産業都市ならではの工場間でのエネルギーの融通、発電所から発生する熱を温室に利用などエネルギーの広範な活用を推進する。

3. 環境が人を育む（低炭素社会を学び行動する学習・活動システムの整備）

低炭素社会に向けた新しい価値観、文化への転換を図るために、環境学習の拠点となっている「北九州市エコタウンセンター」（以下、「エコタウンセンター」）や「環境ミュージアム」など市内に点在する様々な環境学習施設をつなぎ、滞在型の総合的な学習システム（SuperCAT）を構築する。

4. 環境が豊かな社会を支える（低炭素社会づくりを通じた豊かな生活の創造）

市民が環境活動を楽しめるよう、マイバックなど環境活動にポイントを付与し、これをためると商品やサービスが受けられる特典のある北九州市民環境パスポート（カンパス）事業を拡大する。

5. 環境がアジアの絆を深める（低炭素社会のアジア地域への移転）

北九州市の取り組みを中心に我が国の低炭素化技術システムをアジア各都市に効果的に移転するための窓口となるアジア低炭素化センター（仮称）を整備。これまでのアジアとの環境国際協力を更に推進する。

これらにより、目標とする高い温室効果ガスの削減を図る。また、温室効果ガス削減のみならず、①人づくり・暮らしづくり②都市づくり③産業づくり④絆づくりのもと、地域の活力を創出する。これらのことと多面的・同時並行的に取り組むことで、「ストック型社会の構築」がなされるのである。

このアクションプランのリーディングプロジェクトは21年度から実施する。低炭素社会としての「見える化」「感じる化」プロジェクトでは、市街地などに太陽光発電や風力発電など自然エネルギーを人々に見えるところに設置する。この中には、市街地モデルで「紫川エコリバー計画」がある。また、市民運動の展開に向けては、結婚記念日や誕生日に苗木を渡して緑を増やす「北九州市民100万本植樹」を進める。さらには、住宅用太陽光発電システムの設置にかかる補助は、市独自で1kWあたり5万円を交付していたが、国がこの補助制度を復活させたことから、市の補助を3万円とし、国の補助（1kWあたり7万円）と合わせ10万円となった。これにより太陽光発電の普及を図る。このような市民運動の展開が点から面に広げるプロジェクトもある。

環境モデル都市の推進体制は、地域団体や産業界、学術機関、行政など概ね500団体で構

成される「北九州市環境モデル都市地域推進会議」と市長を本部長とする「北九州市環境モデル都市府内推進本部」が中心になって、アクションプランの策定、プロジェクトを進める。

○「環境国際協力事業の推進について」（北九州市環境首都推進室の説明概要）

公害克服で培った技術やノウハウ等をアジアを中心とした地域へ伝える

北九州市の環境モデル都市としての取り組みの大きな特徴は、アジア地域での温室効果ガスの大幅な削減である。この背景には、1980年からアジア地域を中心とした環境国際協力を地道に進めた、実績があることがある。

環境国際協力の重要な機関となっているのが、地元経済団体を中心となって1980年に設立された（財）北九州国際技術協力協会（KITA）。市は基金に拠出。KITAは、公害克服の中で蓄積された技術や環境保全と経済開発を進めたノウハウをもつ企業OBが中心となって運営。JICA（独立行政法人国際協力機構）から受託した研修事業を中心に、専門家派遣、コンサルティングなどを行っている。

研修では、最初に海外からの研修生が自国でどのような問題があり、何を学びたいのかを発表してもらう。これを参考とし、2ヶ月から3ヶ月滞在して研修する。研修生は、研修の中で学んだ技術などを自国で役立てるためのアクションプランを作成し、帰国後にどう社会に活かすのかを発表する。

研修コースは1コース約10人で30～40コース位ある。年間の研修生は、400～500人に上り、設立時からは5,000人を超える。研修生とは、帰国後も交流を続け、ネットワークを維持している。この研修では、200を超える地元企業や行政機関の協力を得ている。

（東アジア・東南アジアとのネットワークで環境・経済交流）

また、特に東アジア地区と東南アジア地区とのネットワークを組み、環境国際協力を更に推進している（図参照）。東アジア地区は、「東アジア経済交流推進機構」（日本・韓国・中国の10都市で構成）のネットワークを中心である。この10都市が毎年、環境政策の取り組みを紹介し相互に学びながら交流を深める。

さらには、経済交流にも発展することを想定している。来年度は、海岸の一斉清掃に取り組む。これまでの取り組みでの成功例は、友好都市である中国・大連市の環境を改善したこと。北九州市は、ODA（政府開発援助）を活用して実施された、環境改善のマスタープラン策定に関する開発調査に参加。自治体レベルの国際協力がODA案件に結びついた初めてのケースであり、環境行政、環境モニタリング、下水処理、工場のクリーナープロダクション（低公



害型生産技術)の分野で協力した。このような協力の結果、大きな成果を収め、2001年には大連市が中国では初めて、国連環境計画の「グローバル500」を受賞している。また、この大連市の事業は、北九州市議会からの多大な応援に勇気づけられて進められたものもある。

もう一つの枠組みは東南アジアでのネットワークである。これは「アジア環境協力都市ネットワーク」と呼ばれ、フィリピン、マレーシア、ベトナム、インドネシアの都市と連携して現地の環境改善に取り組んでいるもの。

その一つの例がインドネシアのスラバヤ市での「生ごみ堆肥化事業」。スラバヤ市は、酷暑の環境下、非常に生ごみが多く、厳しい状況にあった。そこで、この気温が高いというものが生ごみの堆肥化に好条件であることから、北九州市の企業の技術担当者が指導した。これにより、堆肥のしくみが普及し、現地のごみ減量や環境改善に貢献。日本・インドネシア両政府から高い評価を受けている。この手法は他都市にも広がり、タイ・バンコク郡にも普及のための技術協力を実施している。このような協力では、行政は技術者の派遣やプロジェクト策定などの役割を担っている。

環境国際協力は、今まで公害対策に軸足を置くところがあるが、今後は低炭素に重点を置き進める。環境改善に取り組むことが、開発を促進する要因になるということをプロジェクトを通じて開発途上国に伝えていく。

○北九州市エコタウン事業について（北九州市環境産業政策室の説明概要）

リサイクルを中心とした環境産業の振興施策を進め、資源循環型社会を目指す

北九州市は、平成9年7月に国からエコタウン事業の第一号承認を受け、「北九州エコタウン事業」を展開している。この事業は、リサイクル産業を中心とした環境産業の振興施策と環境保全施策を統合した独自の地域政策で、資源循環型社会の構築を目指すもの。これに北九州市がいち早く取り組むことができたのは、公害克服の過程で培われた人材、環境技術、ノウハウなど蓄積された財産を有していたことがある。

北九州エコタウン事業の大きな特徴は、「基礎研究」から「技術開発・実証研究」、「事業化」に至るまでを総合的に展開していること。この狙いは、特に地域で新しい環境ビジネスを興すことにある。また、事業化前の段階での実験を行っていることや、26ものリサイクル事業が集積するのは異例である。平成9年からこれまでの総投資規模は概ね600億円。うち、7割が民間。国の施設整備の補助金が2割。市が1割。市の役割はあくまでもプロジェクトが主体で、初期投資のみ補助金を出している。運営主体は民間で、産業ビジネスの自立を目指している。事業用地の確保や企業の立ち上げに向けては、新日本製鐵など産業界とのパートナーシップをもって進めた。

企業認定は、資源循環型社会の構築に寄与するものであるから、新規性、独自性を有するもの。また、廃棄物を取り扱うことから、住民に不安を与えないよう、基本的に施設の公開も要件としている。このように、当初は、事業の理解を得ることに施設を公開していたが、最近では、環境学習を目的として市外からの企業や行政、中国や韓国など海外からの見学者が非常に多い。見学者数は年間8万人位で、延べ約73万人に上る。これには、エ

コタウンセンター（写真）が大きな役割を担っている。エコタウンセンターは、エコタウン事業を総合的に支援する中核的施設として、平成13年6月に開設。エコタウン事業の取り組みや市内の環境関連企業をパネルや展示品などで紹介している。また、リサイクル工場の見学コースを用意し、見学者を各工場に案内している。

エリア内に多数のリサイクル産業が集積するメリットは、廃棄物を工場の相互連携によりリサイクル原料に生まれ変えることができること。さらには、リサイクルできない最終残渣は、北九州エコエナジー（株）の「複合中核施設（ガス溶融炉）」で焼却処理。そこで、発生する熱を利用した発電を行い、その電力を安価でエコタウン企業に供給できること。これにより、あらゆる廃棄物を他の産業分野の原料として活用し、可能な限り廃棄物をゼロに近づける、いわゆるゼロ・エミッション型社会の形成のしくみがなされているのである。

社会情勢の変化によりリサイクル事業は今や競争時代。これに支援すべく行政は、ペットボトルなどの調達に向け周辺自治体に働きかけているほか、率先してリサイクル製品を使用している。事業への支援の今後の展望は、レアメタルリサイクルとバイオ燃料の回収のしくみづくり。レアメタルに関しては、すでに平成20年9月からソニーと共同で携帯電話等を集めてレアメタルを抽出するしくみづくりに向け、市内60箇所に回収ボックスを設置し実証実験を進めている。レアメタルの回収を家電メーカーが主体となって行うのは異例。一方、バイオディーゼル燃料として利用できる家庭系廃食油の回収のしくみづくりとして、市内スーパーに回収ボックスを設置している。さらに、本実験で、生ごみ、食品廃棄物からエタノールを製造している。一般家庭や商店街、小学校、病院の協力を得て食品廃棄物を回収。10トンの生ごみから400リットルのエタノールが製造可能である。北九州市では、平成21年2月中に日本で初めて、この生ごみから製造されたエタノールを3%混合したガソリン（E3ガソリン）で公用車を走らせる。

（エコタウン事業の拡がり）

このエコタウン事業における取り組みはリサイクルだけではなく、既存産業インフラ等を有効活用した、環境調和型のまちづくりの取り組みへも活かされている。その一つが「北九州エコ・コンビナート構想」。地域レベルでの省エネ・省資源等を推進しようというもの。この取り組みでは、すでに幾つかの成功事例がある。特に、三井鉱山（現：日本コークス工業（株））のCDQ（コークス乾式消火設備）から発生する蒸気をクボタ松下電工外装（株）に供給し、製造ラインで利用していること。この構想は、環境モデル都市で掲げる産業クラ



スターの構築の一つの柱となっている。

また、「北九州エコプレミアム産業創造事業」では、環境に優しい製品や環境負荷が小さい製品、サービスなどを市が認定し、これをPRするもの。さらには、「日中循環型都市協力事業（日中エコタウン協力）」を進めている。これは、政府間協力の一つとして、中国の青島市と天津市にエコタウンの技術・ノウハウ移転へ向けて調査するもの。このほか、「エコアクション21」認証登録支援事業では、企業の環境配慮活動を促進するため、主に市内中小企業を対象として、認証・登録に向けたセミナーや講座を開催している。

このように動脈産業と静脈産業が車の両輪となって、産業の環境化と環境の産業化が必要である。リサイクルのみならず、動脈も含めて持続可能な経済発展に向け様々な展開を繰り広げているところである。このなか、資源価格が乱高下し、特にリサイクル業界は厳しい状況にある。このような情勢の中、エコタウン事業者は頑張ってきている。行政も様々な動向に注意を払って尽力する。

《現地視察》

エコタウン事業の最前線にあるリサイクル産業の取り組みを調査すべく、総合環境コンビナートに立地される「西日本家電リサイクル株式会社」と「西日本ペットボトルリサイクル株式会社」を視察した。

○西日本家電リサイクル株式会社

・家電リサイクル事業について（西日本家電リサイクル株式会社の説明概要）

西日本家電リサイクル（株）は、「家電リサイクル法」（平成13年4月施行）に対応すべく、対象機器の「テレビ」、「洗濯機」、「エアコン」、「冷蔵庫・冷凍庫」を分解して再資源化する「リサイクルプラント」と「指定引取場所」の二つの役割を果たしている。

◆会社概要	
社名	西日本家電リサイクル株式会社
設立	平成10年12月4日
資本金	4億円
株主	東芝、松下電器産業、テルム、日立、ソニー、三菱電機、シャープ、三洋電機、富士通ゼネラル
事業内容	使用済み家電製品の再商品化事業
処理能力	180トン/日(標準重量換算：100万台/

平成20年3月にはリサイクル処理：累計500万台を達成している。年間の処理は72万台。その内訳は、「テレビ」22万台、「冷蔵庫・冷凍庫」24万台、「洗濯機」16万台、「エアコン」10万台。

全国の年間排出量は2,400万台位。これを全国の世帯数で割ると、概ね1世帯当たり0.5台になる。つまり、2年に1回は各家庭で4品目の何かを排出していることになる。これは、4品目の寿命は概ね8年。寿命8年で4品目であることから、2年に1台は確実に排出していることになる。この全国の年間排出量のうち、リサイクルプラントに届くのは半分の1,200万台である。全国の不法投棄は1.3%。不法投棄ではエアコンが極めて少なく全体の1%。理由は金属がいっぱい入っているため。一方、最も多いのはテレビで全体の58.6%に上る。

同社では、先進のリサイクルプラントをもって使用済みの4家電を手解体と機械処理の組

み合わせで分解・粉碎・洗浄・選別し、鉄・銅・アルミニウム・プラスチック・ガラスなどを再生資源として回収。最終的に残るプラスチック残渣は複合中核施設で燃料として活用し、ゼロ・エミッションを図っている。

このように、同社は使用済み家電製品のリサイクルを通じ、資源循環社会の一翼を担っている。今後もフロン回収・無害化やCO₂排出量の抑制、ゼロ・エミッションを更に推進するとともに、環境学習・交流の場としても貢献していくこととしている。

○西日本ペットボトルリサイクル株式会社

・ペットボトルリサイクル事業について(西日本ペットボトルリサイクル株式会社の説明概要)

西日本ペットボトルリサイクル
(株) (以下、NPR) は、エコタウン事業に国内で最初に認定された会社。容器包装リサイクル法が施行した平成9年4月1日に設立。同法が全面施行した平成10年より本格操業を開始した。

◆会社概要

社名	西日本ペットボトルリサイクル株式会社
創立	平成9年4月1日
資本金	1億円
事業内容	・再商品化の原材料となるペットボトルの引取・運搬・保管 ・ペットボトルの再生処理加工による製品の製造および、その製品の運搬並びに販売 処理能力／年間2万トン (24時間操業)

民間6社に北九州市も加わり、地域と一体となってリサイクルを進めた結果、今では、全国で最大規模の工場に成長。平成17年には業界最大レベルの10万トンを達成した。平成19年10月には環境大臣表彰を受賞している。

工場では、ペットボトルを圧縮して俵状にした「ベール」を引き取り、ペットボトルを細かく粉碎、洗浄した「フレーク」、さらに、「フレーク」を溶解し押し出した付加価値の高い「ペレット」に仕上げる。この「ペレット」まで仕上げるのは全国でも珍しい。このクリアな再生PET樹脂(フレーク、ペレット)を各種繊維製品、卵パックや洗剤ボトル等の原料として納めている。非常に純度を上げる技術を仕上げており、まさに、石油からつくる資源と遜色のないレベルになっている。これにより、スーツや作業着などに生まれ変わる。キヤップは、廃プラに運び、ラベルはサーマルリサイクル(熱回収)し、ゼロ・エミッションが進められている。

このように、「廃棄物」と「ものづくり」の世界である。「生産者」「消費者」「自治体」「再利用事業」とともに、リサイクルの輪を回す役割をNPRは担っている。まさに、壮大な国家事業といえる。

設立当初は、廃棄物ということで「ごみの町にするのか」との議論が大きな課題だった。そこで、工場を見学してもらい、市民と一緒に進めていくこととした。この取り組みは環境学習などに拡がり、今までの見学者は5万人に上る。

リサイクル産業は今、世界同時不況の中で様々な問題を抱えており厳しい状況にある。目の前の議論ではなく、5年、10年、30年を見据えたシステムづくりが今の役割である。

◎旭川市現地調査結果

1. 日 時：平成 21 年 3 月 17 日（火）～18 日（水）
2. 場 所：北海道旭川市（本研究会理事市）
3. 調査概要：都市行政問題研究会の平成 20・21 年度テーマ「都市におけるエコ対策」に関する調査研究に資するため、旭川市におけるエコ対策に関する施策について、市の各担当部局の方々より説明を受けた。

旭川市は、雄大な大雪山に抱かれ、石狩川をはじめとする多くの河川が流れる自然美しきまち。この恵まれた自然に育まれ、厳寒ながらも豊かな生活を営んでいる。人口 35 万人を超える日本を代表する最北の中核市でもある。全国に知られる旭山動物園には、市民をはじめ観光客が年間約 300 万もの人で賑わうのも特徴の一つである。

それゆえ、押し寄せる地球温暖化からこの美しい自然と市民の豊かな生活を守ることが大きなテーマになっている。この視点から旭川市は今、2 つの項目に重点を置いている。それは、「環境学習」と「市民のエコ活動」の推進である。

議会においては、特に CO₂ の吸収源となる森林資源を守るべく「旭川市議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟」が活動している。また、議長公用車に低公害車を導入している。

○「旭川市における環境学習について」（旭川市環境部環境保全課の説明概要）

「環境アドバイザー派遣制度」で市民の環境への理解と関心を高める

旭川市では、平成 9 年度に「環境アドバイザー派遣制度」を創設。地球温暖化防止事業の一つとして、「環境アドバイザー派遣事業」を実施している。同事業は、市が環境アドバイザーを派遣することにより、地域における自主的な環境学習活動や環境保全活動を支援し、市民に環境問題への理解と関心を高めるもの。

環境アドバイザーは、市内在住で、環境への関心や意識が高い、市が実施した養成講座の受講者及び環境省認定の環境カウンセラーの資格を有している人、環境保全団体を中心となって活動する人や団体の中から、市が登録する人や団体。今、登録しているのは 13 個人、3 団体。特に、市内在住としているのは、市民の目線で、地域の実情と絡めて研修を行うことを主眼に置くことから、地域の人が環境問題を語ることで、「地域のなかで自分たちに何ができるのか」を気づいてもらうことがある。

市では、この派遣制度を地域の人に周知し、普及するための PR 用の冊子「環境学習のすすめ」を作成。これに制度の中身や環境アドバイザーのプロフィール・得意分野、講座メニュー、派遣申請書を綴り、町内会、学校、公民館などを中心に配布している。また、これを旭川市のホームページでも紹介している。

これらにより、環境アドバイザーの派遣依頼がある場合は、市が申請書に基づき希望するアドバイザーやテーマ、時間、場所などの調整を行っている。

環境アドバイザーの派遣先では、市の公民館で開設する高齢者を対象とする「百寿大学」

と、女性を対象とする「女性講座」が多い。このほか、町内会、老人クラブ、婦人部会、小中学校などがある。また、年に1、2回は企業からの要望があり、「社員向けの研修」にも派遣している。

(講演メニューは温暖化・資源リサイクル・自然保護など広範に亘る)

講演メニューは、生活環境関連（地球温暖化、資源リサイクル、ゴミ問題、省エネルギー、消費生活）や自然環境関連（自然保護、野生動物、森、植物、自然観察会）など広範に亘る。このなかで、資源リサイクルに関する講座が最も多い。

例えば、研修される人が廃食用油を持参し、これに苛性ソーダを加えて石鹼をつくるという過程を実演する。また、段ボールでの生ゴミ堆肥化の具体的な講習や牛乳パックからの紙すき体験、地球温暖化に貢献すべく省エネ・エコライフで家計が助かるというものもある。次いで、地域の自然や動植物に関するものが多い。大雪山や石狩川など恵まれた自然がどのような価値をもっているのかについての学習である。石狩川の研修では、特に旭川市まで鮭を遡上させることに取り組む団体を中心として、ふ化場と協力しながら、卵をふ化させて、稚魚を放流し、自然産卵が出来るような環境にしていくとの取り組みが始まられている。このほか、ごみの減量に向け、各町内会でゴミ出しマナーの提起などもある。

今後の課題としては、最新の環境情報をいかに提供していくかが挙げられる。この対処としては、環境保全に取り組む団体（市民団体やNPO）に環境アドバイザーに加わってもらうことを考えている。やはり、実際に環境活動している団体が、その取り組み等について市民にアドバイスする体制としたい。また、環境アドバイザーに対する研修として、環境問題に取り組む企業やごみ処理で中間処理施設のユニークな工夫の見学などを行っている。

今後も、「環境アドバイザー派遣制度」を通じて、日常生活や事業活動等との関わりの深い環境問題について、市民の理解や関心を高めるとともに、継続する環境活動へと促していくこととしている。

○「旭川市における市民のエコ活動について」（旭川市環境部環境保全課の説明概要）

環境家計簿でエコチャレンジ家族コンテスト

地球温暖化防止事業で特に代表されるのが、平成18年度から実施した「エコチャレンジ家族コンテスト」。これは、旭川市内の家庭（単身家庭も含む）を対象に、環境家計簿を基に家庭の中から省資源・省エネルギーを目指したCO₂を削減するエコライフへの取り組みについて、コンテストを行い、そこで優秀な成績を納めた家族等を表彰するとともに、協賛企業からの賞品を与えられるもの。このコンテストは、家族ぐるみで楽しみながらエコライフを進め、名誉と賞品を目指して競うということで、エコ活動の普及はもとより、家族の絆を深めることにも貢献している。

まず、このコンテストで利用する「旭川市環境家計簿」についてみると、12年に市が作成し、今までに7,000部ほど市民に配布されているもの。市のホームページでも掲載。この環境家計簿の特徴は、3年間に亘り記入できることで長期間利用できることと、それぞれの年の数値の対比が一目でわかること。さらには、使用量にCO₂排出量係数を掛けて自分で計算

できること。また、わかりやすいCO₂削減へのアドバイスも掲載していること。

(家族で「エコチャレンジ賞」、「省エネ賞」、「地球を救うで賞」などを競う)

環境家計簿に記入するのは、各月毎の①電気②ガス③水道④灯油⑤ガソリン・軽油のそれぞれの使用量・CO₂の排出量・使用料金。このうち、水道は、2ヶ月に1度の検針であることから1年で6回の記入となる。

この環境家計簿を進めていく中、単に記入するだけでは、エコ活動が長続きしない人もいるため、「コンテストをやってみんなで競ってみたらもっと楽しくエコ活動ができるのではないか」という発想から、このコンテストが生まれた(写真)。

コンテストは、旭川市と旭川NPOサポートセンターが主催し、民間18社の協賛企業で実施されている。コンテストの判定対象となるのは、環境家計簿の電気、ガス、水道で、コンテストの実践期間の8月から11月までの記録。この期間中で一人当たりのCO₂排出量が少ない家族が「エコチャレンジ賞」、前年と比べCO₂削減量が多かった家族が「省エネ賞」、実績のみならずエコライフノートというレポートの提出でユニークまたは斬新な取り組みを行った人が「地球を救うで賞」などに選ばれる。



この表彰式は21年3月15日に開催した。各部門の上位3名等には表彰状や協賛企業からの環境に配慮した賞品が、参加者全員にエコバックが贈られた。協賛企業からの賞品としては、省エネ家電やトイレットペーパー(再生紙)、エコタオルなど約40点に上る。また、エコクイズが催され、環境への知識を深めた。

エコチャレンジ賞で大賞に輝いた受賞者の期間中の一人当たりのCO₂排出量は約99kg。これは、参加者全体の平均が約275kgであることから、優秀な成績である。

コンテストのエコ活動の取り組みで、「家族で協力して何かできたような充実感があった」、「子どもと触れ合う機会がふえた」などの声が寄せられている。

18年度からのコンテストへの参加世帯の推移をみると、18年度が50世帯、19年度が80世帯、20年度が128世帯と年々増えてきている。

旭川市では、エコライフ運動の更なる拡大、普及・定着を図るために、省エネナビを設置して環境家計簿を記入してもらう「エコ家族登録制度」を21年度から実施する。

○「旭川市議会におけるエコ対策の取り組みについて」（旭川市議会事務局総務調査課の説明概要）

旭川市林活議連が森林を次世代へ受け継ぐために活動を展開

旭川市議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟（以下、「旭川市林活議連」）は平成9年12月に設立。現在は、旭川市議会議員36名のうち34名で組織されている。旭川市林活議連の目的は、旭川市の森林・林業・林産業に関わる施策の充実を図り、経済の活性化と市民生活の向上に資すること。この目的を果たすべく旭川市林活議連では、森林・林業・林産業施策に関する調査・研究を進めるとともに、関連事業の促進への活動を展開している。

さらに、旭川市林活議連の上部組織である北海道の道北地域における各市町村議会で組織される「道北地方森林・林業・林産業活性化推進議員連盟連絡会（会長は旭川市林活議連会長、事務局次長は旭川市林活議連副会長）」及び、さらに上部組織の全道の「北海道林森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会（旭川市林活議連会長＝道北林活議連会長が副会長）」などと相互に交流を深めながら、森林に関わる施策の充実に向け取り組みを進めている。

平成20年度の旭川市林活議連の主な活動としては、会員7名が旭川市で5月24日に開催された「北海道における新たな森林環境政策に関する基本的な考え方についての意見交換会」に出席。森林環境施策の仕組みや森林環境税（仮称）などについて道民の声を聞くとともに、旭川市の考えを伝えた。

7月29日には、旭川市林活議連会長が北海道林森林・林業・林産業活性化促進議員連盟連絡会副会長として東京開催の20年度林活地方議連全国連絡会定時総会に出席するとともに、中央要請活動を展開した。要請では、①森林吸収源対策を着実に推進するための安定的な財源の確保②国有林、民有林が一体となった森林の整備や森林産業の体質強化などを通じた林業・木材産業の再生、木質バイオマスエネルギーの積極的な利用の推進③道民・企業等の協働による森林づくりの取り組みへの国の支援などを要望した。

9月8日には、会員13名が「平成20年度旭川市林活議連研修会」を開き、製材工場及び木質バイオマス燃料ボイラを使用しているクリーニング工場など先進的な木材を活用した省エネに取り組む工場を現地調査。さ

らに知識を深めるとともに、交流を図った（写真）。

12月1日には、国有林の管理運営に関する基本計画（案）の公告・縦覧に係る要望書を、農林水産大臣に提出した。要望では、国有林の業務・組織の見直し（一般会計と独立行政法人の二分化）は、水源林等公益森林の整備や地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性



化等に支障が生じる恐れがある。また、国民共有の財産である林野等を独立行政法人に移行した場合、適正な管理ができなくなり、森林の公益的機能が発揮されない恐れもある。以上から、国有林の二分化は行わず、国による管理運営体制の堅持により基本計画を推進するよう求めた。

旭川市の森林面積は、3万9,579haで市域面積7万4,760haの52.9パーセントを占める。林産業は、農業と同じように市民の生活に密着している。だからこそ、この大切な森林を次世代の子どもたちに受け継ぎ、豊かな生活そして人生を送ってほしいと旭川市林活議連は活動を続けている。

○「議長公用車への低公害車（ハイブリッド車）導入」（旭川市議会事務局総務調査課の説明概要）

旭川市議会では、議長公用車更新期を迎えた平成15年に低公害車に切り替えることを検討した結果、同年6月から議長公用車への低公害車（ハイブリッド車）を導入し、これを現在も使用している。

議長公用車への低公害車導入には、次のような背景がある。旭川市では、市の様々な事務の過程で取り組むべき環境に配慮する行動を示した「旭川市役所環境保全率先行動計画（以下、率先行動計画）」を平成11年5月に策定し、同年6月より取り組みを実施した。同計画には、公用車の購入について、①低公害車及び低燃費車の導入を進める②市が購入する公用車は市指定車の基準から選択する③配置数などを再検討し、効率的な使用を図ることなどが示された。

そこで、市では、市の公用車の購入・賃借に関わる「市指定車の基準」を同年10月に作成し、全庁的な公用車の低公害化に向けた取り組みが始まった。

その後、平成13年8月に率先行動計画は、国の「地球温暖化

「市指定車の基準」の概要（現在の基準）

- ①対象・4ナンバー・5ナンバー
- ②基準・2輪駆動乗用車：19km/l以上 低排出ガス基準を満たす車種
 - ・4輪駆動乗用車：17km/l以上 低排出ガス基準を満たす車種
 - ・レギュラーガソリンを使用すること
 - ・二酸化炭素濃度に配慮するため、ディーゼル車は除外する。
- ③車種の選定
 - ・使用状況を勘案し、排気量や使用（オートマチック、4WD）必要最小限とする
 - ・排出ガス低減レベルがより高い区分で、燃費の向上を図ったもの
 - ・特に支障のない場合は、軽自動車及び小型車への転換を積極的に検討
- ④その他・アイドリングストップ・アンド・スタート装置の導入を検討する。

対策の推進に関する法律」の施行（平成11年4月）や「旭川市環境基本計画」の策定（平成12年3月）を経て、市が一事業者として地球温暖化防止を中心とした環境保全に取り組むべく「旭川市役所地球温暖化対策率先実行計画」と姿を変えた。市では、この計画に基づく取り組みを継続して展開している。なお、この計画は平成18年3月に改定を加え、現在に至っている。

この中で、議会においても、環境保全や財政面の負担軽減の観点から、公用車の更新に当たっては低公害車に切り替えていくべきとの議論が交わされた。

このような経緯があり、議長公用車への低公害車導入が実現したのである。

◎金沢市現地調査結果

1. 日 時：平成 21 年 3 月 24 日（火）～25 日（水）
2. 場 所：石川県金沢市（本研究会理事市）
3. 調査概要：都市行政問題研究会の平成 20・21 年度テーマ「都市におけるエコ対策」に関する調査研究に資するため、金沢市におけるエコ対策に関する施策について、市の各担当部局の方々より説明を受けた。

加賀百万石として栄えた金沢市は、戦災を受けて、近世城下町の町並みや文化・伝統が今も色濃く残るとともに、恵まれた自然と中核市としての近代的な都市機能を有するまちでもある。これは、貴重な文化や自然の「保全」と「都市の開発」の調和を目指したまちづくりを地域ぐるみで続けていることによる。

現在、金沢市では、今日の環境問題の課題である「地球温暖化」や「人と自然との共生」などに積極的に対応しており、なかでも、「環境にやさしい買い物普及促進事業」や「レジ袋有料化推進事業」、「まちなかホタル生息促進事業」は市民・事業者・行政などが力を合わせて展開している。

市議会では、「金沢市地球温暖化対策特別委員会」が、地球温暖化対策に関して精力的な活動を行っている。

○「金沢市における地球温暖化対策の取り組みについて」（金沢市環境政策課の説明概要）

まず金沢市におけるこれまでの地球温暖化対策に向けた取り組みをみると、1999 年（平成 11 年）3 月に「金沢市環境基本計画」を策定している。同計画では、地球温暖化対策に対応すべく、2010 年（平成 22 年）の CO₂ 排出量を 1990 年（平成 2 年）レベルより引き下げることを目標に掲げ、「省エネルギーの推進」、「新エネルギーの導入」が施策として盛り込まれている。さらに、2002 年（平成 14 年）2 月に「新エネルギービジョン」を、2004 年（平成 16 年）2 月に「省エネルギービジョン」を策定し、これらに基づき、「金沢市役所地球温暖化防止実行計画」と連携して取り組みを展開している。

【新エネルギー対策】

新エネルギー対策としては、「新エネルギービジョン」により、市有施設での先導的導入を柱に 8 事業をモデルプロジェクトに選定し、調査研究等を進めている。このうち、既に実現したものある。下水消化ガスの有効利用では、下水処理場で発生した下水消化ガスを都市ガスに利用し、一般家庭にも供給している。これにより、2007 年度（平成 19 年度）現在で 635 トンの CO₂ 削減につながっている。太陽光発電では、美術館や小学校など 64 施設に導入し、今後も太陽光発電など新エネルギーを積極的に導入する方向としている。クリーンエネルギー自動車の導入では、天然ガス自動車 117 台、ハイブリッド車 4 台を実現した。

市民・事業者への普及に向けては、地球温暖化防止事業として 2kW 以上の住宅用太陽光発電システムを設置した場合、一律 5 万円を支給している。2004 年（平成 16 年）から 2007 年（平

成19年)までの実績としては、216件で856kW分の補助を行っている。また、2008年度(平成20年度)からは、木質バイオ系ストーブの設置費について、購入費の2分の1(限度額5万円)を補助している。

【省エネルギー対策】

省エネルギー対策としては、「省エネルギー・ビジョン」が掲げるCO₂削減目標である2010年度(平成22年度)のエネルギー消費量を2000年度(平成12年度)に比べて7.7%削減の実現に向け、市民、事業者、行政の三者協働を行動指針として、家庭・運輸・公共・工場・ビル各部門など様々な部門において省エネルギーを進めている。

この中で、市民・事業者への省エネルギー対策の普及に向けて取り組んでいるのが次の事業である()内は事業概要。①「環境にやさしい買い物」普及推進事業(事業の詳細は後掲)、②エコライフ推進事業(市民団体と提携して市民生活に根ざした実践活動による環境教育の普及)、③事業者エコ推進事業(事業者の地球温暖化防止実行計画策定への支援。現在77社が策定)、④エコドライブ普及啓発推進事業(エコドライブの講習会の開催や啓発リーフレット・エコドライブ宣言文の配布)、⑤市民エコプロジェクト推進事業(省エネやごみの削減に取り組む市民団体や学校への支援)など。

なお、「市役所地球温暖化防止実行計画」も推進しており、2000年(平成12年)策定の計画では、2004年度(平成16年度)のCO₂を1998年度(平成10年度)と比して8.9%削減し、目標としていた7.6%を上回った。また、2005年(平成17年)策定の計画では、CO₂に加えメタンも対象として、計画期間の2010年度(平成22年度)の温室効果ガスを2003年度(平成15年度)に比べ4.3%削減を目標としている。なお、2007年度(平成19年度)のCO₂については2003年度(平成15年度)と比して4.6%削減している。

○「金沢市環境にやさしい買い物普及促進事業」(金沢市環境政策課の説明概要)

環境にやさしい買い物を市民・事業者の協働で実施

「環境にやさしい買い物普及促進事業」は、環境負荷の少ない商品やサービスの提供を事業者に、その購入を市民に積極的に働きかけることで、廃棄物の削減や地球温暖化防止につなげることを目的に進めているものである。

同事業では、これまでのグリーン購入にとどまらず、省エネルギーを普及するため、学識経験者1名、売り手2団体8事業者、買い手3団体(事務局・金沢市)を委員とする「環境にやさしい買い物推進協議会」(2003年(平成15年)に設立のグリーン購入推進協議会から名称を変更)」を2006年(平成18年)に設立した。

「環境にやさしい買い物推進協議会」の主な活動としては、環境月間である6月と3R推進月間である10月に毎年、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施している(次頁写真)。キャンペーンでは、市民へ環境にやさしい買い物をアピールするため作成したポスターを店舗や公共施設に配布・掲示している。また、スーパー等の協力を得て店頭イベントを開催し、マイバッグ作成教室やアンケート調査を実施している。これは、市民に楽しみながら環境に優しい買い物の理解を得ることと、市民の省エネルギーへの意識を知るためであ

り、この調査をみると、「グリーン購入の意味を知っている」の回答が、当初の2003年（平成15年）10月は15%であったのが、2006年（平成18年）6月以降は40%前後で推移している。「買い物袋を持参し、レジ袋をもらわない」との回答は、当初の40%弱から2008年（平成20年）10月には70%超にまで上昇している。

各店舗独自の取り組みとしては、レジ袋辞退者へのエコポイント倍増などがあり、市のホームページで紹介している。これまでの参加事業者は、39の商店街と35事業者、251店舗である。さらに、地域の夏祭りや学校の文化祭と連携し、このキャンペーンを実施している。



(エコショップ・アクションプラン認定制度について)

また、「環境にやさしい買い物普及促進事業」では、「エコショップ・アクションプラン認定制度」を2006年度（平成18年度）に創設した。これは、廃棄物の削減や地球温暖化防止につながる環境にやさしい買い物を広く市民に普及させるために小売事業者が策定した計画を「エコショップ・アクションプラン」として認定するものであり、各事業者からの認定の申請を基に審査を経て決定し、毎年12月頃に認定証を授与している。市では今、この認定制度が広く普及するよう周知活動に努めている。

(環境にやさしい買い物広域拡大事業について)

このほか、2008年度（平成20年度）より実施している「環境にやさしい買い物広域拡大事業」は、石川中央広域圏3市3町（金沢市、白山市、かほく市、野々市町、津幡町、内灘町）と連携し、小売事業者や住民へ環境にやさしい買い物の普及啓発を行うことで、相乗的効果を図るものである。活動内容としては、担当者の連絡会の開催や、統一キャンペーンを実施している。統一キャンペーンでは、6月と10月にポスターの配布やアンケートを行った。

この「環境にやさしい買い物普及促進事業」の取り組みにより、環境にやさしい買い物への市民の意識は向上してきている。今後の課題としては、関心の薄い層への働きかけや事業者の業種拡大にある。この課題に対応するため、より連携を進めて取り組んでいく。

○「金沢市レジ袋有料化推進事業」（金沢市環境政策課の説明概要）

2009年（平成21年）6月からレジ袋無料配布の中止を決定

金沢市では、レジ袋有料化推進事業を2009年度（平成21年度）から実施する。これは、住民団体・小売事業者・行政の三者による自主協定を締結し、レジ袋の無料配布を中止する

とともに、マイバック等の持参促進を図るものである。

まず、同事業に至るまでの経緯では、「環境にやさしい買い物推進協議会」にレジ袋有料化を検討する「ワーキングプロジェクト」を2008年（平成20年）5月に設置することを決め、これまで4回の会議を開催している。これにより、レジ袋無料配布の中止を2009年（平成21年）6月に開始するという目標を提示し、協定素案の提示や協定内容の詰め、事業者との意見交換会、マイバック等持参普及啓発事業（緊急雇用対策事業でスーパー店頭でのチラシ配布、アンケート調査を実施）の開始、協定意向の確認を経て、2009年（平成21年）6月からの開始を正式に決めた。

このワーキングプロジェクトがまとめた方向性（骨子）をみると、見直しの対象はプラスチックレジ袋（ただし、レジ袋での提供が不可避な商品「弁当等」の例外を認める）である。制度の枠組みは、小売事業者と住民団体、行政の三者による自主協定で行う。参加対象業種は、当面、食品スーパー・食料品店売り場を対象に、2店舗以上展開するすべての事業者に参加を呼びかけ、できるだけ100%に近い参加率を目指す。商店街やドラッグストア、クリーニング店等からの自主的参加は排除しない。レジ袋有料化の実施時期については、2009年（平成21年）4月に協定を締結し、同年6月からの開始を目標とする。実施範囲は金沢市内全域をはじめ、周辺市町村においても同時実施の可能性を探っていく。周知方法は、協定締結以降、短時間でかつ広域的に周知することなどとしている。

同事業では、2009年（平成21年）4月6日に協定締結式を行い、同年6月1日にはレジ袋無料配布の中止を開始する。協定には市内のスーパー・マーケット、ショッピングセンター、ドラッグストアなど23事業者・116店舗の参加が予定されている。今後は、骨子で対象となかった個人店舗や商店街、食料品以外を扱う事業者など幅広く協定への参加を呼び掛け、レジ袋削減の環を広げていくとともに、市民へのライフスタイルの転換を促す啓発に取り組んでいく。

○「金沢市まちなかホタル生息促進事業」（金沢市環境政策課の説明概要）

地域ぐるみでホタルが自生できる環境保全を続ける

（用水網と斜面緑地が水と緑と土を醸し出すまち「金沢」）

金沢市は、まちなかで自生するホタルが観賞できる全国でも珍しい魅力あるまちである。これは、まちなかにおいてもホタルが生息できる自然環境が残っていることにある。市内を流れる清らかな犀川と浅野川などを源とする延べ150キロメートルに及ぶ55もの用水と、二つの川を挟む3つの台地、丘陵の斜面緑地がホタルの生息に必要な水と緑と土を醸し出しているのである。この貴重な財産である「用水」と「斜面緑地」を後代に継承するため、1996年（平成8年）に「金沢市用水保全条例」を、1997年（平成9年）に「金沢市斜面緑地保全条例」を制定している。

この恵まれた自然を有しながらも都市化が進む中で、貴重なホタルの生息地として今に残すには、様々な地域ぐるみの保全活動が続けられてきたのである。なかでも、自然との共生を目指すべく2006年度（平成18年度）から実施の「まちなかホタル生息促進事業」は、まちなか

で飛び交うホタルを増やそうとこれまでの取り組みの総合的な連携を図るものである。

同事業では、「金沢市子ども会連合会」の小学生が調査員となり 1987 年（昭和 62 年）から実施している「ホタル生息調査」と、これを毎年まとめてきた「金沢ホタルマップ」が 2006 年度（平成 18 年度）で 20 回目を迎えたことから、「ホタル生息調査/金沢ホタルマップ 20 年のあゆみ」を作成した。これをみると、この 20 年間で延べ 16 万人がホタル生息調査に参加し、ホタルを通して自然環境の大切さを考えるよい機会になっているとしている。また、1987 年度（昭和 62 年度）と 2008 年度（平成 20 年度）のホタルマップを比較すると、特に、海側を中心にホタルの数が減っている。その原因としては、区画整理事業の開発が進みホタルの生息箇所がなくなってきたことがある。まちなかでの原因では、街灯の明かりにより暗やみが少くなり、ホタルの繁殖に大きな影響を及ぼしていることがある。これを踏まえ、「ホタル生息適地調査」を実施。「ホタルの生息に邪魔しているものは何か、ホタルがこれから現れる可能性がある場所はどこか」を調査し、検討を行った。

（ホタルの繁殖に向け、街路灯に用水を照らさない遮光板を設置）

「ホタル生息適地調査」の結果を得て、ホタルの生息環境保全に向け、ホタル繁殖のための暗闇をつくろうと、ホタルが生息する場所の街灯に遮光板を設置した。この遮光板は、用水のみ街灯を照らさないしくみとなっており、ホタルの生息環境保全に配慮したものである。

また、ホタルの生息地づくりを実施した。これは、「金沢ロータリークラブ」と「金沢ホタルの会」がホタルの生息には水の変化が大切ということから、底地が単調な辰巳用水に大きな石を並べたものであり、市もこれに協力した。この大きな石を並べることで、水の流れに変化をもたらすとともに、大雨で幼虫が流されなくなる。一方、用水に大きな石を置くことで、上流から流れるごみ詰まりの問題があったが、「金沢ロータリークラブ」などボランティア団体がごみ清掃を行うこととした。

（子どもたちがホタルの幼虫やえさの放流も）

さらに、小学生を招きホタルの幼虫やえさとなるカワニナの放流も行った（写真）。これは、2007 年度（平成 19 年度）から実施し、2008 年（平成 20 年）には 30 匹程度のホタルを確認した。子どもたちがこのような機会を得て、環境教育が進むことに期待を寄せている。

2007 年（平成 19 年）には「ホタルをふやす市民ボランティア会議」を開催し、各地域で活動する市民ボランティアを一堂に集めて情報交換を行うとともに、ホタルの棲みやすい環境づくりについての提案を得ている。



(まちなかで夜空を飛び交うホタルを観賞できる催しも)

また、市民ボランティア団体「白鳥路ホタル友の会」や「金沢ホタルの会」との協働により、毎年6月に「白鳥路ホタル観賞の夕べ」も開催している。この白鳥路は、1987年（昭和62年）に市内の小学校が飼育していた幼虫を放流し、これを1995年（平成7年）まで続け、自生のホタルの生息が確認されたことから、2005年（平成17年）に試験的に観賞の夕べを始めたものである。この観賞の夕べは、行灯の明かりだけで夜空を飛び交うホタルを観賞するものであり、まちなかで300匹ものホタルが飛び交う姿を観賞できることから、2008年度（平成20年度）には6日間で延べ約6,000人の来訪者があった。現在は土日だけでなく、平日も開催している。

○「金沢市地球温暖化対策特別委員会における取り組みについて」（金沢市議会事務局の説明概要）

今後の地球温暖化対策に関して市長に提言

金沢市地球温暖化対策特別委員会（以下、「特別委員会」）は、2008年（平成20年）3月、議会運営委員会の申し合わせにより設置され、市議会議員40名のうち10名で組織されたものである。

金沢市は、様々な環境施策の展開で2003年（平成15年）以降のCO₂排出量が減少傾向に転じていながらも、今だ1990年度（平成2年度）比で19%増加している状況にある。

このような現状から、特別委員会では、金沢市におけるCO₂排出削減に向け、市執行部との意見交換や金沢市地球温暖化対策推進協議会会長の瀧本金沢大学教授の講演など、5回にわたって委員会を開催した。

特別委員会は、この活動の中で、今後の金沢市の地球温暖化対策において有効であり、検討すべき事項などを盛り込む提言書をまとめ、これを2008年（平成20年）12月22日に市長へ提出した。

提言では、①新エネルギーの導入促進（太陽光発電や木質ペレットにかかる補助制度の拡充など）②金沢の環境特性を生かした自然エネルギーの利用（用水の落差や雪、氷による冷熱の利用）③「もの離れ」社会への転換（輸送及び生産過程におけるエネルギー消費抑制に向けた地産地消・旬産旬消型農業への移行、環境に優しいトップランナー機器のリース促進など）④省エネルギー意識向上へのインセンティブ（徒歩・自転車通勤者等へのエコ手当など）⑤歩けるまちづくりの推進（自転車専用道の整備や駐輪場の増設、公共交通利用の促進など）ーの5項目を掲げている。

提言書には、以上の提言のほか、来年度からスタートする次期環境基本計画の策定に際して、わかりやすい目標設定に加え、施策立案に努めることなどを盛り込んでいる。

なお、このような議会運営委員会の申し合わせによる特別委員会の実績として、危機管理の専門組織を置くべきという「安全対策特別委員会」の提言が過去に実現している。

◎盛岡市現地調査結果

1. 日 時：平成 21 年 5 月 8 日（金）
2. 場 所：岩手県盛岡市（本研究会副会長市）
3. 調査概要：都市行政問題研究会の平成 20・21 年度テーマ「都市におけるエコ対策」に関する調査研究に資するため、盛岡市におけるエコ対策に関する施策について、市の各担当部局の方々より説明を受けた。

南部・盛岡藩の城下町として発展してきた盛岡市は、秀峰岩手山や周囲の山並みを背景に北上川と中津川、零石川が合流する緑と水の豊かな北東北の中核市。また、盛岡城址公園（岩手公園）を中心に広がる市街地は、城下町特有の入り組んだ通りに、歴史ある建物や近代的なビルが溶け合っているのも特徴。

この豊かな自然の中での環境を守るべく、盛岡市では環境基本計画を策定。市役所の活動におけるエコ対策で中心になっているのが「環境マネジメントシステム」（以下、「EMS」）の推進。また、施策面では、市民の善意のもと障害者の雇用と資源リサイクルの推進に資する「財団法人盛岡市民福祉バンク」の先駆的な活動や新エネルギー対策として木質バイオマスを燃料とする地域の特色を活かした「ペレットストーブ導入」がある。

市議会では、盛岡市の慢性的な交通渋滞に対応すべく「総合交通対策特別委員会」及び地球温暖化防止に向けた「地球温暖化対策特別委員会」がそれぞれ調査研究を進め、これを報告書にまとめ提言している。

「環境マネジメントシステム運用事業について」（盛岡市環境企画課の説明概要）

ISO14001 に準じた岩手版の環境マネジメントシステム「IES」を導入

盛岡市は、ISO（国際標準化機構）14001 に準じた岩手版のローカル・スタンダードの「いわて環境マネジメントシステム」（以下、「IES」）を運用している。IES には、ステップ 1 とステップ 2 の規格があり、盛岡市が運用しているのはステップ 2 の規格で、ISO14001 とほぼ同様のシステムである。

盛岡市では、IES ステップ 2 を平成 17 年 7 月に導入し運用することで「盛岡市役所エコオフィス行動計画」（平成 17 年度～21 年度、以下、「エコオフィス行動計画」）の目標達成を確実にすることを目指している。17 年 4 月策定の「エコオフィス行動計画」は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「地方公共団体実行計画」に位置づけるもので、市役所の活動から発生する温室効果ガスの削減を目標としている。温室効果ガス削減目標は、21 年度に 15 年度比 4.3% 削減。この目標達成に向け電気等の省エネルギー、廃棄物排出量の削減、グリーン購入推進の取り組みを掲げている。

盛岡市が IES ステップ 2 を導入した理由は、このエコオフィス行動計画における市の省エネ等の目標達成のツールとして、外部の認証を受けることによる市の環境配慮への取り組みの証明として、ISO14001 とほぼ同等の規格であり、かつ導入費用が安価であったこと、審査機関である地元環境 NPO の育成がある。

同事業期間は平成 16 年度～21 年度。16 年度に制度設計し、17 年度から本庁舎と 3 つの分

府の4庁舎68部署にIESステップ2を導入。以後、クリーンセンターや市立病院、図書館なども追加し、21年度では98部署に導入している。事業費は21年度まで約410万円。審査登録費用や新規導入部署に要する費用、内部監査員養成研修費に充てられる。

具体的な取組内容をみると、エコオフィス行動計画では、省エネ及び廃棄物排出量の削減について、毎年、総量で目標値を設定。これを基にIESでは、部署別に目標値を設定し、月単位で管理することで、目標達成に向け取り組むもの。6月下旬から7月上旬にかけて全部署を対象にして内部監査を実施。7月下旬には、いわて環境マネジメントシステムの職員である外部監査員による認証審査を受け、重大な指摘事項がなければ継続して認証を受けることができる。

IESステップ2導入の成果は、市役所の省エネ、廃棄物排出量削減の目標が達成される見込みであること。職員の環境配慮への意識が高まったこと。市の率先導入を対外的にアピールすることにより外部団体への啓発効果があつたこと。

課題としては、IESはエコオフィス行動計画の目標達成ツールとして効果を発揮したが、外部審査機関から次のような指摘を受けている。①省エネ活動等は、現在の事務所としての取り組みだけでは限界に近づいており、大幅な温室効果ガス削減は難しいこと②市役所の一つの事業所としての省エネなどの活動という限られた対象事業から市の本来業務(公共事業を含む全事業)に適用すべきであること③小中学校や指定管理施設等にも導入することが望ましいこと。

今後、特に市の本来業務への適用の可能性を検討のうえ、22年度以降のIESステップ2の継続についての取り扱いを21年11月までに決定することとしている。

「新エネルギー導入促進事業(ペレットストーブ)について」(盛岡市環境企画課の説明概要)

市立保育園の石油ストーブ更新時等にペレットストーブを継続的に導入

盛岡市は平成15年度に「地域新エネルギービジョン」を策定。その重点施策の一つに掲げるのが、公共施設へのペレットストーブの率先導入である。特に森林資源の豊富な岩手県における木材利用の視点から、県産の木質バイオマスを利用するペレットストーブを平成16年度より市立保育園に継続的に導入している。

これは、植物や植物を原料とするバイオエタノールなどを燃やして出るCO₂は、植物が生長過程に吸収したCO₂と同量で、大気中のCO₂を増加させることにならず、環境破壊にはつながらないという「カーボン・ニュートラル」の考え方に対し、市立保育園の石油ストーブの設備更新時等に木質バイオマスを燃料とするペレットストーブに切り替えCO₂削減を図るもの。

盛岡市が導入しているペレットストーブ(写真)は、岩手県工業技術センターと(株)サンポットが共同開発した世界で初めてバーク(樹皮)ペレット対応FF式(強制給排気型・強制対流式)の「いわて型ペレットストーブ」。



この開発は、バークペレットには灰分が多く輸入製のストーブでは燃焼が不完全になることや、地震対策や煙突のいらないFF方式が日本では主流となるとして、モニター期間を経て「いわて型ペレットストーブ」を商品化したもの。バークペレットは、樹脂のみをペレット化したもので、これに対し木質部分だけを使う燃焼効率に優れたホワイトペレットと違い、利用が難しい部分だったが、いわて型ペレットストーブの開発により燃料としても有効活用できるようになった。バークペレットを燃料とした背景には、樹皮を使用しないことがもつたない、県内でバークペレットを生産していることがある。

このペレットストーブの特徴は、炎のゆらぎが耐熱ガラス越しに見えることから、癒し効果があること。また、地場産業振興の観点から、窓部、ルーバー部、ロゴ部に伝統産業である南部鉄器を使用していること。さらに、ペレットタンクを最下部に配置し、省スペース化と燃料補給時の負担軽減が図られていること。

盛岡市では、16年度から20年度までに市立保育園9施設に業務用8台、家庭用1台を導入。21年度についても2施設の導入を予定している。事業費は21年度予算を含めて約620万円。事業期間は特に最終年度を決めずに継続事業としている。事業の展開に当たっては、県の「ペレットストーブ普及促進事業補助金」を活用。補助額は当初1台あたり20万円であったが、19年度からは10万円となった。

ペレットストーブを市立保育園に導入した成果としては、園児や保護者等の目に触れるところで、エネルギー問題のみならず、地球温暖化防止活動の啓発につながっていることである。

今後の課題としては、灰の用途や市立保育園のみならずペレットストーブを導入する場所の新規開拓などがある。

《現地視察》

本研究会では、市民やボランティア、企業などの協力を得て障害者の雇用と資源リサイクルの推進に資する「財団法人盛岡市民福祉バンク」（以下、「福祉バンク」）の活動を盛岡市におけるエコ対策の先駆的取り組みと着目し、これを調査すべく視察した。

○盛岡市民福祉バンクの活動について（財団法人盛岡市民福祉バンクの説明概要）

市民提供の品を障害者スタッフが中心となり再生し、安価で還元

盛岡市は人口に対するリサイクルショップの店舗数が日本一のまち。市内には、100店舗以上のリサイクルショップがひしめく。なかでも、2つの事業所と10店舗（うち常設は8店舗）を構える福祉バンクの活動は、市民の善意のもと障害者の雇用と資源リサイクル活動を結ぶ全国でも先駆的な取り組みである。

福祉バンクは昭和50年2月に任意団体として発足し、昭和54年7月23日に財団法人として設立された。福祉バンクの基幹となる活動は、市民が持参する若しくは回収した提供の品々を得て、障害者スタッフ所員（以下、「所員」）を中心に、職員をはじめ、市民ボランティアや企業（以下、「奉仕者」）の協力のもと心のこもった商品として再生し、市民等に還元

すべく安価な商品として販売（写真は常設店に並ぶ品々）を行うもの。

30年余におよぶ活動は、小・中学校の生徒が休日にリヤカーを引き市内を回り、市民から不要となった古本や古雑誌、段ボールなどの回収から輪を拡げていった。昭和50年設立当初は盛岡市の補助のもと専従職員2名を配置。福祉バンク作業所の整備や運営資金とするため、今はビクトリアロードと呼ばれる中ノ橋のたもとにテントを張り「福祉バンク愛のバザー」を毎週土曜日、日曜日に開設した。



同年8月には、体制の整備が整い、平日・通年開所（祝日のみ休所）となる。その後、市民の奉仕活動が一層進んだほか、企業からの小型トラックの寄贈により、回収業務のスピード化が図られるなど回収・持参件数が飛躍的に増加し、相次いで常設店をオープン。さらに、一般廃棄物処理業（収集及び運搬）の許可を受け、製造五年未満家電4品目やパソコンの収集運搬事業を実施するなど、回収品目が充実した。回収品目をみると、衣料品、雑貨類、一般家電品、リサイクル法対象製品、自転車、家具類、スキーなど様々。平成20年現在の回収件数と持参件数の回収合計では、昭和50年555件から2万4,584件までに拡大している。

福祉バンクでは、常設店での販売のみならず、市民等に人気を博しているのが、企画「市（いち）。福祉バンク大市やカレンダー市が好評で大勢の来場者で賑わう。また、スキー市は市民の間に定着している。これらにより、事業収入をみると、設立当初の昭和50年169万2,000円から平成20年には、約100倍の1億6,270万4,769円に及ぶ。

所員は福祉バンクの先駆けとなった「愛の日曜工場」で働く5名から、今は67名に上る。事業収入が順調に増えたことから、所員の賃金改定がなされ、待遇改善も図られている。入退所を繰り返される方もいるが、ほとんどの方が福祉バンクをやめないで仕事に励んでいる。職員も2名から31名に増員している。奉仕者は、20年度には1,522名に上り、月に平均100名を数える。これには企業の方もボランティアで参加し、市民提供の品の修理などに協力している。

福祉バンクの活動で特筆されるのが、事業所「前九年センター」の取り組み。市民提供で商品化できない衣類からボタンを取り、これを別売りしていること。ここまで徹底したリサイクルがなされているのである。これは、物を大切にするという福祉バンクの活動の基本である独自の三つのRにある。リペアー（壊れたものは修理して使おう）、リフォーム（使えないなら使えるような形に変えよう）、リサイクル（使い道がなくなったら資源としても一度利用しよう）である。

福祉バンクの活動は、NHKで全国に紹介されるなどさらに注目を集めている。今では、県

外からの品々の提供や購入依頼もある。

(福祉バンクの活動が大輪の花を咲かせたのは地域の力)

福祉バンクの活動が大輪の花を咲かせたのは、まさに地域の力で「もったいない」という精神を地道に実践してきたことにある。このような地域のライフスタイルこそ都市におけるエコ対策に欠かせないものである。

福祉バンクの活動はまた、フィリピンとの国際交流にも力を注いでいる。昭和 63 年に発生したフィリピン・マニラ市の大火災を支援すべく、翌平成元年にストックしている夏物衣類やミシン、自転車を贈ったことが交流の始まり。その後、マニラ市のボランティアを盛岡に招き、リサイクルの研修を行うなど交流を発展させている。

○「盛岡市総合交通対策特別委員会における取り組みについて」（盛岡市議会事務局の説明概要）

慢性的な交通渋滞の解消に向け提言

盛岡市は、自動車保有台数の大幅な増加のなか、公共交通機関が路線バス中心であることをはじめ、都市構造や地形的・地理的な特徴から慢性的な交通渋滞に悩まされていた。

そこで、盛岡市議会では、交通渋滞の解消をはじめとする総合交通対策についての調査付託を受け、市議会議員 10 名で組織する「盛岡市総合交通対策特別委員会」（以下、「特別委員会」）を平成 15 年 6 月 27 日の本会議において設置。以降、先進地や市内の実態視察、関係部局を交えた議論など精力的な調査活動を進め、平成 17 年 3 月 28 日にこれまでの活動を調査報告書としてまとめ提言した。

特別委員会の活動は、執行部（企画部、建設部）を交えた勉強会、盛岡東警察署（交通監視センターや市内交通情報を調査）への市内視察、新潟市（交通需要マネジメント施策、道路除雪計画を調査）や長野市（交通渋滞対策、パークアンドバスライド、デマンドバスを調査）への行政視察、盛岡市バスセンターや松園バスターミナルへの視察、オムニバスタウン事業を調査すべく岐阜市、静岡市、鎌倉市への行政視察など広範にわたる。

報告書では、まず盛岡市を取り巻く交通問題の現状と課題を検証。特に交通渋滞の要因としては、市街地が郊外に拡大したことによる周辺市町村の人口増やモータリゼーションの進展に伴う生活圏の拡大等により、周辺町村からの市内への交通流入量の増大が考えられると指摘。また、市街地内部を複数の川が流れて交通を分断し、橋付近が交通渋滞の発生場所となっていることも指摘している。また、冬期間の降雪や凍結により交通渋滞に拍車をかけていると分析。課題面では、地球温暖化問題に触れ、自動車交通量の抑制が喫緊の課題としている。

次に、盛岡市がこの当時に実施していたオムニバスタウン事業を総括。特にその推進体制や運行形態・走行環境・利用条件の各改善等を掲げている。これらを検証したうえで、各交通体系の現状と提言を記述。まず、交通量の縮減に向け自動車から鉄道と自転車・バイクへの転換を提言。特に、自転車・バイクでは、利用者に配慮した除排雪の推進や自転車専用道の整備などを掲げている。また、交通渋滞は駐車場にも原因があるとして、駐車

場の分布状況、利用台数や使用目的などを再点検したうえで、自動車交通量を分散させる取り組みが必要と提言。

さらに、今後の交通体系の構築に向けて提言。特に交通手段、交通分野以外の分野との連携を推進することにより、相乗効果が期待できるとして、例えば、交通問題と環境問題との合同シンポジウムなどの開催により、自動車が排出する物質の地球環境への影響を市民に示していくなどの啓発活動を行う必要があるとしている。

提言ではまた、このような問題に対応する対策のみならず、「政策」実現へ向けた対策の構築を掲げている。特に行政内部では、ハード・ソフトの両面を一体的に進めていく体制の構築を提言。また、住民参加の観点からNPO団体等の協働も視野に入れながら、市民と議論する場を積極的に設定し、(仮称)交通市民会議を設置し、総合交通政策の理念や具体的な施策について議論しながら、将来に向けた交通政策を推進していく体制を構築することを望むと結んでいる。

○「盛岡市地球温暖化対策特別委員会における取り組みについて」（盛岡市議会事務局の説明概要）

温暖化は生活そのものの問題でライフスタイルの見直しから対策が始まると提言

「盛岡市地球温暖化対策特別委員会」（以下、「特別委員会」）は、平成19年6月29日に設置。以降、平成21年3月26日の本会議において調査結果を報告するまでの約2年間で委員会を13回開催。岩手県及び盛岡市における地球温暖化の状況や影響などを調査研究してきた。特別委員会は盛岡市議会議員11名で構成される。

特別委員会の活動としては、学識経験者や市の担当部局による地球温暖化についての説明聴取、岸和田市や横浜市、岐阜市、川越市、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、国立環境研究所への行政視察、バイオマスエネルギー事業の調査として「（株）バイオマスパワーしずくいし」の現地視察（写真）などを行ってきた。



特別委員会は、これまでの活動を基に調査報告書としてまとめ、平成21年3月26日の本会議における報告をもって、その活動を終了した。調査報告書では、まず、国及び岩手県、盛岡市における地球温暖化の現状と取り組みを検証。盛岡市の取り組みでは、環境基本計画が目標に掲げる22年度における一人当たり4.51t-CO₂以下の低減を目指している。なかでも、10年策定のオムニバスタウン計画に基づくバス利用促進、19年

制定の自転車利用促進等の条例による自転車専用レーンの設置など自転車の利用促進を図っており、その効果が期待されるとしている。これらを検証のうえで盛岡市の今後の取り組みを提言している。

まちづくりと交通政策の視点からは、コンパクトシティの推進のほか、徒歩、自転車、公共交通機関の利用促進を提言。農林業振興策の視点からは、市の面積の約7割を占める森林は貴重な資源として、企業やNPO、市民参加による森林管理システムの構築の検討が望まれるとしている。市民協働の視点からでは、①効果の実感と取り組みやすさの確保（貢献度に応じて経済的な価値で還元するエコポイント化など）②連携の促進による効率化（行政、市民、企業などの連携促進に向けたコーディネーターの育成）を掲げている。行政の役割では、①ノウハウの蓄積と環境啓発の推進（自転車による発電体験装置や冬場も安全な盛岡仕様の自転車開発などによる啓発方法の工夫）②市役所各部の連携による推進体制の構築③効果の検証と改善策④新エネルギー導入の促進（市の施設への太陽光発電システムをはじめとした新エネルギーの導入拡大による市民への啓発やペレットストーブの普及拡大への課題の検討）を提言。そのうえで、地球温暖化対策の推進に向けて、地球温暖化対策は生活そのものの問題といつても過言ではなく、多面的なものといえるとして、行政は多くの選択肢と多くの議論の場を提供することが必要であり、効果的な方策を総合的な視点で検討する必要がある。また、住みたい町、残したい盛岡を市民一人ひとりが想像し、それへ向けて今できることは何かを考え、ライフスタイルを見直すことから対策は始まるところである。

◎ 「都市におけるエコ対策」に関する
加盟市アンケート調査結果

都市行政問題研究会

I . 調査概要

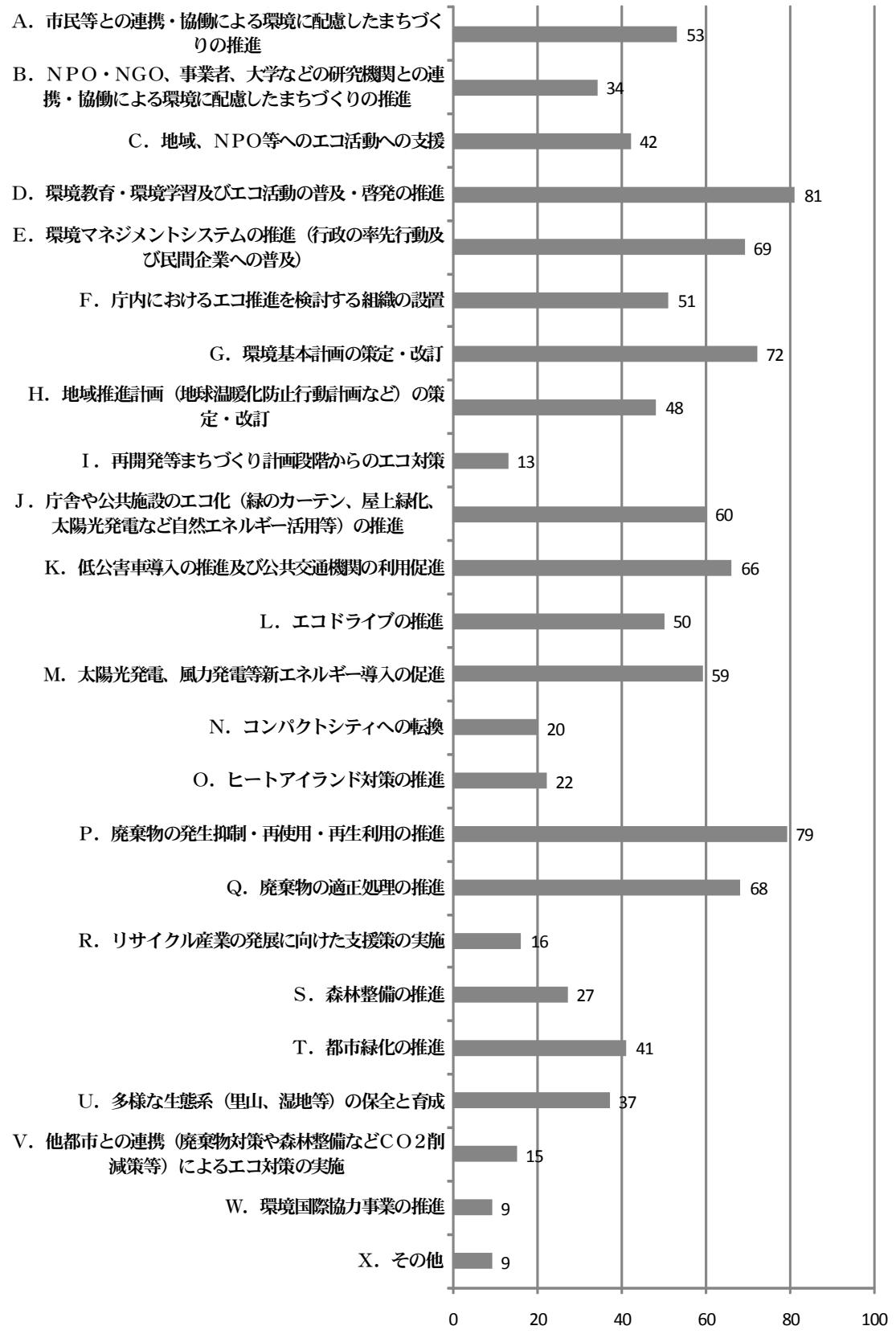
1. 調査目的 都市行政問題研究会（人口25万以上の89市議会議長により構成）が平成20・21年度テーマ「都市におけるエコ対策」を調査研究するにあたり、加盟市における今日の環境問題に対応すべくエコ対策への取り組み等を調査することを目的に実施
2. 調査対象 都市行政問題研究会加盟89市
3. 調査方法 調査票を加盟市へ郵送し配布
4. 調査実施期間 平成20年11月25日～平成20年12月26日
5. 回収結果
回収市数 89市／89市 回収率100%

II. アンケート調査結果

◎都市における取り組み

問1 貴市のエコ対策の取り組みのうち、特に重点施策として、現在実施しているもの及び過去5年間（平成16年1月1日以降）で実施していたものを下記の中から、○印をお付け下さい。（複数回答）

- A. 市民等との連携・協働による環境に配慮したまちづくりの推進
- B. NPO・NGO、事業者、大学などの研究機関との連携・協働による環境に配慮したまちづくりの推進
- C. 地域、NPO等へのエコ活動への支援
- D. 環境教育・環境学習及びエコ活動の普及・啓発の推進
- E. 環境マネジメントシステムの推進（行政の率先行動及び民間企業への普及）
- F. 庁内におけるエコ推進を検討する組織の設置
- G. 環境基本計画の策定・改訂
- H. 地域推進計画（地球温暖化防止行動計画など）の策定・改訂
- I. 再開発等まちづくり計画段階からのエコ対策
- J. 庁舎や公共施設のエコ化（緑のカーテン、屋上緑化、太陽光発電など自然エネルギー活用等）の推進
- K. 低公害車導入の推進及び公共交通機関の利用促進
- L. エコドライブの推進
- M. 太陽光発電、風力発電等新エネルギー導入の促進
- N. コンパクトシティへの転換
- O. ヒートアイランド対策の推進
- P. 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進
- Q. 廃棄物の適正処理の推進
- R. リサイクル産業の発展に向けた支援策の実施
- S. 森林整備の推進
- T. 都市緑化の推進
- U. 多様な生態系（里山、湿地等）の保全と育成
- V. 他都市との連携（廃棄物対策や森林整備などCO₂削減策等）によるエコ対策の実施
- W. 環境国際協力事業の推進
- X. その他



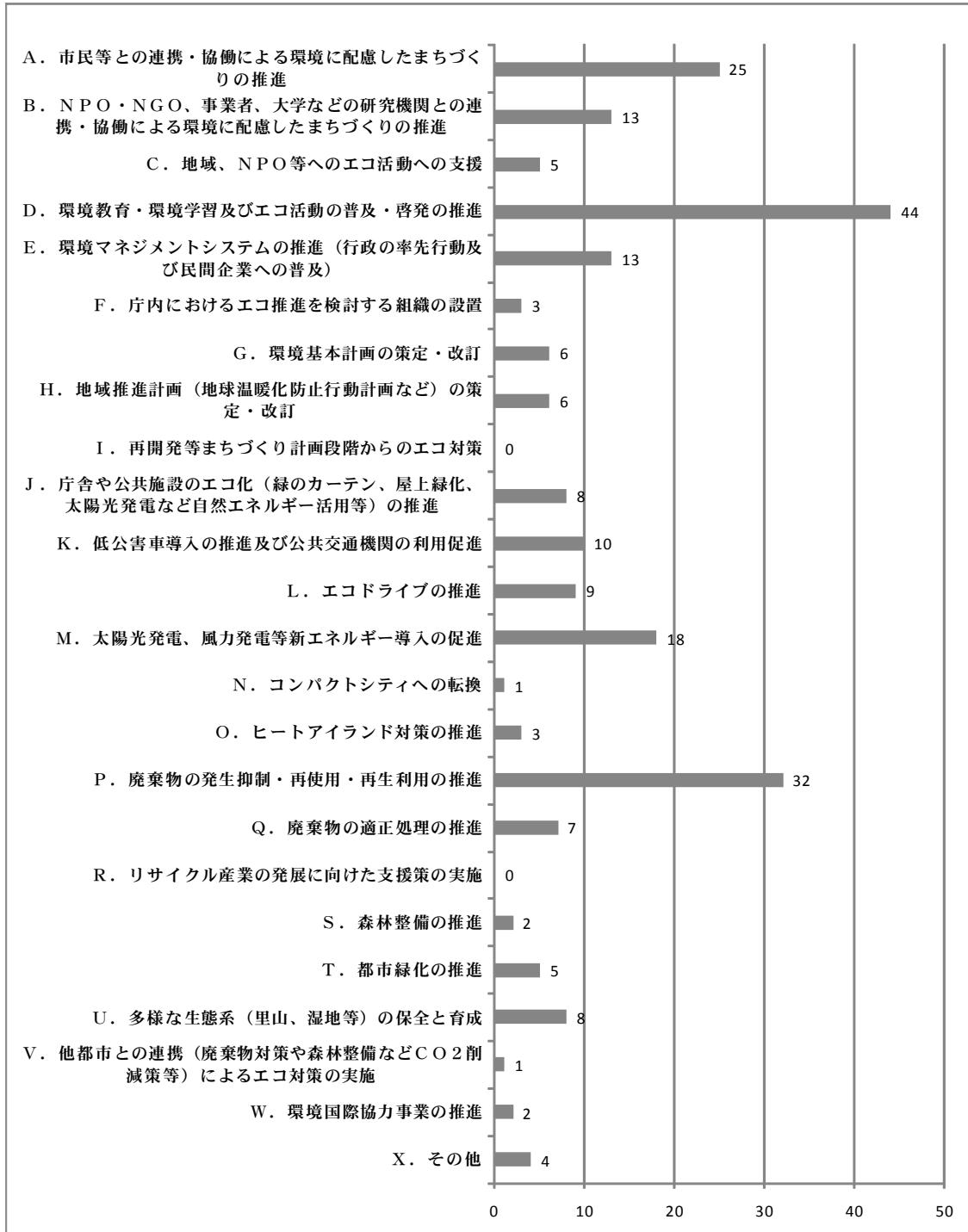
市名	重点施策の選択記号
札幌市	A, D, E, G, H, J, K, L, M, P, Q
函館市	D, E, G, P, Q
旭川市	D, F, G, K, P, Q, S, T, U
青森市	A, B, D, E, F, L, N, P, Q
盛岡市	D, E, G, K, L, N, P, Q, S, X (木質バイオマス(新エネルギー)の活用の推進)
仙台市	D, G, H, J, N, P, T
秋田市	A, D, E, F, G, P, Q, S, T, U
山形市	A, B, C, D, E, F, J, K, L, M, P, Q, S, T, U, V
福島市	D, P
郡山市	C, D, E, F, G, H, J, K, L, M, P, Q
いわき市	C, D, E, F, G, J, K, L, M, P, Q, R
新潟市	A, C, D, E, F, G, H, J, K, M, N, P, Q, T, U, W
長岡市	A, D, F, G, J, K, L, M, P, Q, U
富山市	D, G, K, M, N, P, Q, S
金沢市	A, B, C, D, G, H, I, K, L, M, O, P, Q, U, V
福井市	A, B, C, D, E, F, G, J, K, L, M, N, P, T
長野市	A, B, F, G, H, J, K, M, N, P, Q, S, T
八王子市	A, B, C, D, E, F, G, H, J, K, P, Q, T
町田市	D, E, G, K, M, P, Q, S, U, V
江東区	A, B, C, D, E, F, G, I, J, K, L, M, O, P, Q, T, U
川崎市	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, T, U, V, W
横須賀市	A, D, E, H, M, N, P, Q, R
平塚市	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, P, Q, T, U
藤沢市	A, D, E, G, H, J, K, M, P, Q, T, V
相模原市	D, E, G, H, J, K, L, M, P, Q, T
宇都宮市	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, P, Q, S, T, U
前橋市	C, D, G, J, L, M, P, Q
高崎市	A, D, E, G, J, K, P, Q
さいたま市	A, B, D, F, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, T, U, V
川越市	E, G, H, J, M, P, Q, T
川口市	A, D, E, G, H, J, L, M, P, Q
所沢市	D, G, P, Q, X (温暖化対策啓発事業)
越谷市	A, C, D, E, F, G, I, J, K, L, M, O, P, Q, T

市名	重点施策の選択記号
千葉市	C, D, E, F, G, H, K, L, O, P, Q, U
市川市	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, M, O, P, Q, T, U
船橋市	A, D, E, F, G, H, K, L, P
松戸市	C, D, F, G, H, J, K, L, P, Q, R, T
柏市	B, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, P, Q
市原市	C, D, F, G, H, J, K, L, M, P, Q, U
静岡市	A, C, D, E, F, G, H, J, K, L, M, O, P, Q, T, U
浜松市	D, E, F, G, H, J, K, L, M, N, P, Q, R, S, X (市街化区域における農地の保全)
名古屋市	D, P
豊橋市	A, C, D, E, G, H, J, K, L, M, N, P, Q, S, T, U, V
岡崎市	A, C, D, E, G, K, L, M, U
一宮市	G, J, M
春日井市	A, B, D, E, G, K, M
豊田市	A, B, C, D, E, G, H, J, K, L, M, P, Q, S, T, U
津市	E, G, H, M, P
四日市市	B, C, D, E, F, G, H, J, K, L, M, N, P, Q, R, T, U, W
岐阜市	A, C, D, E, G, H, K, N, P, Q, U
大阪市	B, D, E, F, G, H, J, K, L, O, P, Q, W
堺市	A, B, C, D, E, F, G, H, J, K, L, M, O, P, Q, R, T, U, V, X (国の施策により、第一種エネルギー管理指定工場としてエネルギー使用の合理化を実施している。)
豊中市	D, G, H, J, K, M, P, Q, T
東大阪市	C, D, E
吹田市	A, B, C, D, E, F, G, J, L, O, P, Q, T, V
高槻市	C, G, J, M, O, P, S, U
枚方市	D, E, H, P, U
茨木市	A, B, C, D, E, F, G, J, K, L, M, O, P, Q, S, T, U
八尾市	A, B, D, E, F, G, J, K, L, O, S, U
寝屋川市	A, D, E, F, G, J, K, L, O, P, Q, R, T
京都市	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, O, P, Q, R, S, T, W
大津市	A, B, D, P, Q
神戸市	C, D, E, H, K, Q, U
姫路市	D, E, G, J, K, L, P, Q, S, T
尼崎市	A, D, E, H, J, K, M

市名	重点施策の選択記号
明石市	A, D, E, G, K, L, M, P, Q, U
西宮市	A, B, C, D, E, F, G
加古川市	D, E, F, K, L, M, P, U
奈良市	D, E, F, G, J, K, L, M, P, Q, S
和歌山市	C, D, E, G, H, J, K, M, P, Q, R, S
岡山市	A, B, C, D, E, F, G, I, J, K, L, M, O, P, Q, R, S, T, U, V
倉敷市	A, B, C, D, E, F, G, J, K, L, M, P, Q, R, S, T, U
広島市	A, B, D, E, F, G, J, K, M, O, P, Q, S, T, W, X (・インターネットを活用したエコライフ推進事業や省エネ電球キャンペーン・下水汚泥消化ガス発電やごみ発電などの未利用エネルギーの活用・歩行者と自転車の視覚的分離など自転車都市ひろしまに向けた取組)
呉市	A, D, E, F, H, J, M, P
福山市	A, D, E, G, J, K, M, P
下関市	D, E, F, G, K, L, P, Q, V
徳島市	A, D, E, F, G, H, J, K, L, P, Q, S, T
高松市	A, B, D, E, F, G, H, K, M, N, P
松山市	A, E, F, G, H, J, K, L, M, N, P, Q, S, T, V
高知市	A, B, C, D, E, F, H, J, K, L, P, Q, S, U
北九州市	A, B, C, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, N, O, P, Q, R, S, T, U, V, W
福岡市	A, B, C, D, G, H, J, K, L, M, O, P, Q, S, U, V, W, X (不法投棄防止対策)
久留米市	A, B, C, D, E, F, G, J, K, M, P, Q, T, V
長崎市	C, D, E, F, G, J, K, M, N, P, Q, T, U
熊本市	A, B, D, E, F, G, H, I, J, K, L, M, O, P, Q, R, S, T, U, W, X (地下水保全事業)
大分市	A, B, C, D, E, F, G, H, J, K, L, M, P, Q, T, U, X (「地球温暖化対策おおいた市民会議」の推進)
宮崎市	C, D, E, G, H, J, P, Q, R, T
鹿児島市	A, C, D, E, F, H, J, K, L, M, O, P, Q, R, S, T
那覇市	X (地球温暖化対策)

問2－1問1でご回答のあった重点施策のうち、先進的若しくは特色ある取り組みにつきまして概要を2件以内でご記入下さい。

問1で回答のあった重点施策のうち、先進的若しくは特色ある取り組みの回答は86市より148取り組み。148取り組みにおける重点施策の内訳は下表のとおり。



市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
札幌市	<p>事業名：「CO2削減普及推進事業」問1の回答記号「A・D・G・H・K・L・P・Q」 事業期間：H19年度～H22年度 事業費：35,573千円（20年度予算額） 市の単独事業である 関連計画：「札幌市温暖化対策推進計画」 概要：平成16年度からの3年計画として実施した“CO2削減アクションプログラム”の後継事業として、さらなる環境行動の定着、具体的なCO2削減を目指した“さっぽろ温暖化対策推進プログラム”を進める。本プログラムは、温暖化対策に係る庁内関係部局の事業を体系的に進めるもので、そのうち普及啓発に係る事業群として“CO2削減普及推進事業”を実施する。 <主な事業>①エコライフ行動レポート事業（さっぽろエコ市民運動）②環境情報発掘発信事業③環境行動推進事業④市民環境活動支援事業⑤エコドライブ推進事業⑥温暖化対策推進計画進行管理事業 成果：「さっぽろエコ市民運動」、「エコドライブコンテスト」などの事業により、“気づき”から“行動”に向けた普及啓発を推進した。 課題：特に、学校や市民団体との連携を強化することにより、地球温暖化対策をはじめとする環境保全活動の推進につなげる必要がある。</p> <p>事業名：「札幌・エネルギーecoプロジェクト」 問1の回答記号「A・M」 事業期間：H19年度～H22年度 事業費：211,000千円（H20年度予算額） 市の単独事業でない（市、エネルギー事業者、金融機関との共同事業） 概要：札幌市、エネルギー事業者、金融機関が連携して、太陽光発電や省エネルギータイプの給湯器、暖房機などの導入に対して、金利優遇や補助、無利子融資を実施する。 <制度内容>・市民向け住宅ローン提携型融資・助成・市民向け機器単独設置型融資・中小企業者向け機器単独設置型融資・市民向けエネルギーeco資金補助 成果：エネルギー事業者、金融機関と共同し、市民・企業等の新エネルギー・省エネルギー機器の導入を支援するための融資・補助制度を構築できた。特に、融資制度に関しては、金融機関の協力により住宅ローンの金利優遇や、利用者の信用保証料等の負担免除など、これまでにない制度を創設した。 課題：平成20年4月から融資・補助の募集を開始したため、課題については今後、整理していく。</p>
函館市	<p>事業名：「環境サミット2008in函館」 問1の回答記号「D」 事業期間：H20年度～ 事業費：1,271千円 市の単独事業である 概要：開催年月日 平成20年6月27日～28日 目的 北海道洞爺湖サミットの開催を契機に、地球温暖化問題に対する市民の意識啓発を図るために開催した。 内容(1)基調講演、パネルディスカッション、環境保全団体の活動展示など（6月28日） (2)廃油で作ったろうそくで文字を浮かび上がらせる、キャンドルメッセージの実施（6月27日） 成果：(1) 基調講演等については約250名 (2) キャンドルメッセージについては約200名が参加。</p> <p>事業名：「函館市におけるレジ袋削減の取り組みに関する協定」 問1の回答記号「P」 事業期間：H20年度～ 市の単独事業でない 関連条例名：「函館市廃棄物の処理および清掃に関する条例」 概要：協定は、事業者、函館消費者協会、函館市の3者協定であり、協定を締結した各事業者は、レジ袋削減の目標を設定して取り組み、函館消費者協会および函館市は、各事業者の取り組みを支援し、市民への効果的な広報啓発に努めることとする。 成果：6事業者45店舗でレジ袋の有料化を実施済み。4事業者は10月1日から、2事業者は11月1日から実施。1事業者は、レジ袋辞退90%以上、その他は80%以上を目標とし、11月中旬の6事業者平均レジ袋辞退率は、74.4%である。 課題：今回レジ袋の有料化に踏み切った業種は、スーパーマーケットであり、その他の業種については、業態上有料化はなじまないということで、レジでの声掛けなどによるレジ袋の削減にとどまっている。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
旭川市	<p>事業名：「地球温暖化防止推進事業～環境アドバイザー派遣制度」　問1の回答記号「D」　事業期間：H9年度～　事業費：140千円　市の単独事業である 関連条例名：「環境基本条例」　関連計画：「環境基本計画」 概要：地球温暖化防止推進事業の取組項目であり、環境アドバイザーを派遣することにより、地域における自主的な環境学習活動や環境保全活動等を支援し、日常生活や事業活動等とのかかわりの深い環境問題について市民の理解と関心を高める。 成果：【19年度】講師14名、派遣13回、学習会参加数464名　環境アドバイザーランサム（講師研修会）開催2回・参加者22名 課題：講師の高齢化</p> <p>事業名：「地球温暖化防止推進事業～エコチャレンジ家族コンテスト」 問1の回答記号「D」　事業期間：H18年度～　事業費：150千円　市の単独事業である　関連条例名：「環境基本条例」　関連計画：「環境基本計画」 概要：地球温暖化防止推進事業の取組項目であり、環境家計簿をつけることによりそれぞれのライフスタイルを見直し、エコライフを推進して生活の中でできる省エネ意識を高めるもので、参加者を公募し、成績優秀者を表彰する。※行政・NPO・事業者との協働で環境家計簿を利用したコンテストを開催し、優秀な家族を表彰する。 成果：【平成19年度】コンテスト期間　8月～11月（4か月間）、参加数80世帯 課題：参加家族全体で見ると、二酸化炭素排出量が前年度比で減少していないことがある。また、参加家族数を増やしていくように、エコ家族登録制度を平成21年度に開始予定。</p>
青森市	<p>事業名：「レジ袋等削減 “エコル協定”」　問1の回答記号「B・P」 事業期間：H20年度～H21年度　事業費：0千円　市の単独事業である 概要：現在、本市におけるごみ減量化の推進や容器包装リサイクル法改正により、事業者はレジ袋等容器包装の削減が求められている状況にあることから、この成果をより高いものとするためには、市民の皆様のライフスタイルの見直しや、これを促す市の啓発活動など、市民・事業者・市の3者が協力・連携して進めていく必要があります。このことを踏まえ、地域社会を形成する各主体（市民・事業者・市）が、ごみ減量化の一手段として「レジ袋等（レジ袋・紙袋・包装紙）の削減に取り組んでいこう」という意志の合意と、各主体の取組内容を具体的に表明するため自主協定として「レジ袋等削減 エコル協定」を締結し、地域全体が一つになります、レジ袋等の削減に向けた取り組みをより一層進めていこうとするものです。 「レジ袋等削減 エコル協定」は、10事業者38店舗と締結しています。※協定名は、市の環境保全シンボルキャラクター「エコル」にちなんだものです。 成果：今年度から実施した事業のため、成果（結果）については取りまとめられていません。協定に基づき各自業者は平成20年6月のマイバック持参者等の目標値を設定しておりますので、平成20年6月の実績をもとに成果を検証することとしております。 課題：小規模小売業者への対策</p> <p>事業名：「青森市住宅省エネルギー連携推進事業」　問1の回答記号「B・D」 事業期間：H19年度～H22年度　事業費：（見込み）50,116千円　市の単独事業でない 概要：〈事業目的〉青森市の住宅にCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器を導入することで、一般家庭における給湯分野でのエネルギー消費量の低減と環境負荷の低減を実現し、あわせて、積雪寒冷地におけるCO₂冷媒ヒートポンプ給湯器の有効性を立証します。 〈事業内容〉市内の既築、新築、増築、又は改築の住宅で、CO₂冷媒ヒートポンプ給湯器「エコキュート」および省エネルギー情報機器「省エネナビ」を組み合わせた高効率エネルギーシステムを導入される市民に、設置経費の2分の1以内、上限36万円の補助金を交付します。上記省エネルギー機器を導入した100戸より、定期的に省エネ効果を調査・分析し、その成果を市民の皆様に広報することで、省エネ・CO₂削減意識の向上に取り組みます。 成果：（CO₂削減量）81.4t/年（エネルギー削減量）23,200L/年（原油換算） ※導入家庭（100世帯）からの設置前のアンケート及び設置後の提供データから算出</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
盛岡市	<p>事業名：「環境マネジメントシステム運用事業」　問1の回答記号「E」 事業期間：H16年度～　事業費：平成20年度予算 468千円 市の単独事業である　関連計画「盛岡市役所エコオフィス行動計画」 概要：環境施策の実効性を確保するため、ISO14001に準じた岩手版のローカル・スタンダードの環境マネジメントシステム（IES）を導入、運用する。 成果・システムの構築と運用の過程で、業務上の課題・対策等が明確になり、サービスの向上につながった。 • 省エネルギー・省資源の取り組みにより、コストの削減につながった。 • 民間の事業者へ環境保全活動を促すための先導的役割につながった。 課題：継続的な運用及び目標の設定に苦慮している。</p> <p>事業名：「新エネルギー導入促進事業」　問1の回答記号「X」 事業期間：H16年度～　事業費：H20年度予算1,214千円 市の単独事業でない　関連計画「盛岡市地域新エネルギービジョン」 概要：平成15年度に新エネルギービジョンを策定し、それに基づいて計画的に新エネルギーの導入促進を図っている。木質バイオマスの有効活用として、ペレットストーブを公共施設へ率先導入している。導入に際し、岩手県のペレットストーブ普及促進事業の補助金を活用している。 成果：公共施設（保育園）に設置することで、エネルギー問題の観点のみならず、地球温暖化防止活動の実践の普及啓発につながっている。 課題：古くて新しい木質バイオマスの活用ということで、予期せぬ不具合等が生じる場合がある。</p>
仙台市	<p>事業名：「100万人のごみ減量大作戦キャンペーン」　問1の回答記号「P」 事業期間：H11年度～　事業費：（平成20年度）10,988千円 市の単独事業である　関連計画：「仙台市一般廃棄物処理基本計画」 概要：本市では、ごみの減量・リサイクルを推進するため、平成11年に一般廃棄物処理基本計画を作成（平成16年度中間見直し）し、平成22年度を目標年度として市民一人一日当たりのごみ排出量を1,107 gに、リサイクル率を30%以上にするという2つの目標値を定め、市民・事業者・行政の協働によりごみ減量・リサイクルに取り組んでいる。本計画の推進にあたり、市民一人ひとりの意識の高まりと正しい知識の習得が不可欠であることから、「100万人のごみ減量大作戦」と銘打ち、キャンペーンやイベントの開催、広報啓発物の作成、施設見学バスの運行やリサイクルプラザの運営等、できるだけ体験を通じて学ぶ様々な機会を設けて、ごみ減量・リサイクルについての普及啓発に努めている。 特に、平成14年度からは、ごみ減量・分別を呼びかけるキャラクター「ワケルくん」が、資源物の分別徹底や、ごみ減量、3R推進などの広報啓発に活躍している。3Rについては、ごみを出さない暮らしに向けてライフスタイル見直しなど、継続して啓発しているが、中でも、平成19年度には、ごみ減量を進めるために、まず心がけることは、ごみができるだけ出さないこと（発生抑制）、次に大切なこととして、繰り返し使うこと（再使用）、そして最後にごみとして排出するときは資源に再生するためキチンと分別すること（再生利用）について、テーマを絞った啓発を行い、市民向けには「3Rのススメ」、そして事業者に向けて「3R IN THE OFFICE」の啓発ポスターやパンフレットを作成し、広く呼びかけた。 成果：目標に掲げた市民一人一日当たりのごみの排出量は、平成19年度1,087gと目標達成し、リサイクル率も27.6%と順調に推移しており、ごみ減量・リサイクルの意識が広く定着してきている。 課題：ごみ総量が減少傾向の中、事業ごみの減少が明らか一方、家庭ごみについては更なる減量が必要である。このため、より一層のごみ減量・リサイクルの取り組みを促し、資源の循環をさらに進め、ごみ処理に伴う環境への負担を減らしていくことを目的に、平成20年10月から家庭ごみ等有料化制度を開始したところであり、市民に理解を深めていただくことが重要である。今後とも、市民にわかりやすい説明や情報提供で、持続的に取り組んでいただけるよう、広報啓発に努めてまいりたい。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
秋田市	<p>事業名：「環境貯金箱作戦」及び「環境貯金市民還元事業」　問1の回答記号「P」 事業期間：H18年度～H25年度（予定）　事業費：74,067千円（計画）　市の単独事業である 関連条例名：「秋田市環境基本条例」　関連計画：「秋田市環境基本計画」 概要：「環境貯金箱作戦」…ごみ減量意識の向上を図るため、ごみ減量により節約できた処理経費を積み立て、市民還元する「環境貯金箱制度」を広く市民に周知し、市民の排出するごみの減量化に努める。 「環境貯金市民還元事業」…環境貯金をごみ減量や環境活動等の市民還元につながる事業に活用することにより、ごみの減量や環境意識の向上に資する。より多くの市民が環境に关心を持ち、行動していくよう、実施するものである。これまで実施してきた内容は、(1)オリジナル・マイバッグの試作(H18、市民・企業が参加したワークショップを開催した)(2)生ごみ減量作戦(H19～継続中)①生ごみ水分減量学習会②環境にやさしい料理教室③生ごみ堆肥づくり学習会 成果・ごみの減量について「できるところからやってみよう」という市民が増加している。 ・実際にごみの減量が実現でき、またそれに伴い「市民への還元」が実現している。 ・環境に関する学習などの機会を提供することにより、市民がさらに環境に興味を持ち、環境配慮行動の促進につながっている。 課題：・市民還元のさらなるアイデアの追求・より広範囲の市民への還元の実現</p>
山形市	<p>事業名：「バイオマスエネルギー活用促進事業」　事業期間：H19年度～継続中 事業費：1,689千円（H20年度）　市の単独事業でない 関連計画：「山形市地域省エネルギービジョン」 概要：平成20年5月に策定した山形市バイオマスエネルギー活用指針及び同指針の具体的取組を示した山形市バイオマスエネルギー活用指針実施計画書に基づき、市民、事業者と協力、連携しながらバイオマスエネルギーの利活用を促進する。また、本市の中心商店街の一つである七日町商店街振興組合が行なっているバイオディーゼル燃料製造事業を支援し、市民、事業者等から回収した使用済み食用油からバイオディーゼル燃料を製造し、それを利活用するという循環型社会の地域モデルを市民に示し、持続可能な循環型社会の必要性を啓発し、その実現を目指す。 成果：山形市バイオマスエネルギー活用指針及び山形市バイオマスエネルギー活用指針実施計画書に基づく取り組みは平成20年度からの取組みであり、また、七日町商店街振興組合のバイオディーゼル燃料製造事業については、製造装置が平成20年7月から本稼動を始めたところであることから、現在、成果を検証中である。 課題：バイオマスエネルギーの環境への有効性を市民へ広く周知すること。 使用済み食用油の回収量とBDFの使用量との需給バランスを調整すること。</p> <p>事業名：「ワンデイ省エネチャレンジ」　事業期間：H19年度～継続中　事業費：525千円（H20年度）　市の単独事業である　関連計画：「山形市地域省エネルギービジョン」 概要：市全体で省エネに取り組む「ワンデイ省エネチャレンジ」を平成19年度から実施している。具体的には、一般市民及び小中学校の児童生徒は各家庭でチェックシートを参考に省エネに取り組み、事業所は登録時に宣言した省エネに継続的に取り組むものである。そして、その成果を取りまとめ公表する。本事業は、市民・事業者へ「1日」の省エネを呼びかけ、実行してもらうことで、継続的な省エネ行動のきっかけづくりにするとともに、省エネ意識の高揚とCO2削減への貢献を図ることを目的としている。今後はワンデイ参加者増を目指すとともに、ワンデイ後の継続的な取り組みを働きかけ、市民・事業者・行政が一体となった運動の展開へ繋げていく。 成果：平成19年度の取り組み結果は、市民参加者数18,120人で削減二酸化炭素量約7.0t、登録事業者数は150事業所で削減二酸化炭素量約1.7t、計8.7tの削減二酸化炭素量となった。（平成20年度は現在集計中） 課題：山形市地域省エネルギービジョンで基本方針を「ワンデイからエブリデイへ」と定めており、一日だけの取り組みからいかに継続した取り組みに発展させるかが課題である。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
福島市	<p>事業名：「もったいない学習会」　問1の回答記号「D・P」　事業期間：H18年度～H20年度　事業費：約450千円(H20)　市の単独事業である 概要：市内15ヶ所の学習センター（平成20年7月合併により16ヶ所）と共同で、地球温暖化対策を中心とした学習会を開催。参加者は1ヶ所につき20名程度を募集（全学習センターで計300名の市民に対し啓発）。</p> <p>【学習会内容事例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○講義・地球温暖化問題について　・エコドライブ ○実習・風呂敷の使い方（レジ袋使用の削減）　・エコクッキング（ごみ・燃料使用の削減） ○環境家計簿の取り組み紹介　○ダンボールコンポストの紹介　○その他 <p>成果：全学習センターにおいて、毎年募集定員以上の応募がある。 課題：参加者が参加したときのみの学習・行動で終わってしまい、家庭における継続的な活動につながっているか、学習会への参加を契機として環境活動団体等への参画が促進されているかに疑問が残る。</p>
郡山市	<p>事業名：「事業所版環境にやさしい率先行動計画推進事業（エコ・オフィス認定事業）」　問1の回答記号「E」　事業期間：H20年度～ 事業費：416千円　市の単独事業である　関連条例名：「郡山市環境基本条例」 関連計画：「郡山市第五次総合計画」「郡山市環境基本計画【改定版】」 概要：地球温暖化防止のため、市内の事業所を対象にCO₂削減推進プランの作成を推奨するとともに、取組実績が特に優良な事業所を認定基準に従って、「郡山市エコ・オフィス」として認定し、広く市民にPRすることにより、二酸化炭素排出量の抑制及び市民の環境意識の高揚を図る。CO₂削減推進プランには、省エネ2か月コース（電気・水道使用量の削減）、省エネ1年コース（電気・水道・燃料使用量の削減）、レジ袋削減コース（マイバッグ等の推進）の3つのコースがあり、申請者は、希望するコースを選択し、自ら数値目標を定めて実施する。（複数のコースの選択も可能） 成果：平成20年度新規事業のため、現段階において成果について述べるのは難しいが、商工会議所等への説明会を実施したことから、平成20年12月4日現在、133の事業所が参加し、CO₂削減や、地域環境への負荷低減等に取り組んでいる。 課題：今後は、取組事業所をいかに増やしていくか、また、エコ・オフィスとして認定した事業所をどのようにPRしていくかについて考える必要がある。</p> <p>事業名：「郡山の環境守り隊“チーム環太郎”による環境保全啓発」 問1の回答記号「D」　事業期間：H19年度～　事業費：0千円 市の単独事業である　関連条例名：「郡山市環境基本条例」 関連計画：「郡山市第五次総合計画」「郡山市環境基本計画【改定版】」 概要：環境省主催『ストップ温暖化「一村一品」大作戦』全国大会2007に福島県代表として出場し、優秀賞を受賞した「郡山の環境守り隊“チーム環太郎”」のキャラクターを活用した各種環境保全啓発を実施する。キャラクターに扮した職員による出張講座の実施や、環境に関するパンフレット作成の際にキャラクターを用いることで、環境について市民により身近に考えてもらう。また、エコソング「GO！GO！環太郎」や、「涙のレジ袋」などを作り、歌による啓発も行っている。なお、キャラクターのデザインや、エコソングの作成については、ボランティアと職員が知恵を出し合い、手作りで行ったゼロ予算事業である。 成果：キャラクターによる啓発を実施することで、小さな子どもも興味を持ち、地球温暖化防止や環境保全について考えるきっかけとなっている。 また、メディアに取り上げられる機会も増え、本市の環境に関する取り組みについて、広くPRすることができるようになった。 課題：キャラクター、エコソング等による啓発活動は、各種イベント、出張講座等、活動の場を広げ、環境に関する取り組みをPRしているが、効果を測るのが難しく、どれだけ市民が行動につなげているのか実態が不明である。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
いわき市	<p>事業名：「レジ袋の削減とマイバッグの推進」問1の回答記号「D・P」 事業期間：H18年度～ 事業費：0千円 市の単独事業である 関連条例名：「いわき市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」 関連計画：「いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」 概要：目的：レジ袋の削減により、ごみの減量化や二酸化炭素の削減を図り、将来世代へ住みよい環境を継承する。 経過：平成18年12月より、スーパーなどの事業者、市民団体及び市の三者でレジ袋削減に向けた有効な方策等について検討を開始 ○18年度 1回（事業者のみ） ○19年度 2回（事業者のみ） ○20年度 3回（市民団体も新たに参加） 6回の意見交換を経て、4事業者、市民団体、市の三者が協働でレジ袋削減に取り組むため、「いわき市におけるレジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」を平成20年11月25日に締結。協定締結4社の市内34店舗で、平成21年2月1日からレジ袋の有料化が開始される。市と市民団体は事業者への支援と広報活動を展開する。 成果：平成21年2月1日からのレジ袋有料化の実施による効果検証、課題の調査は、継続的に意見交換を開催していく。</p> <p>事業名：「一般廃棄物ゼロ・エミッション推進事業」問1の回答記号「P・Q」 事業期間：H18年度～ 事業費：128,265千円（H19年度決算額） 市の単独事業である 関連計画：「一般廃棄物ゼロ・エミッション化方針」 概要：最終処分場に埋立処分をしている一般廃棄物及び中間処理残渣を、環境産業が集積している本市の特性を活かし、再資源化技術が確立している分野から、段階的に再資源化を図ることにより、埋立処分量をゼロに近づけ、再資源化の推進及び埋立処分場の延命化を図る。 成果：平成19年度より焼却施設より発生する飛灰の再資源化を実施（約4,000t）、これにより、最終処分量が大きく減少した。 ※H18：約24,000t ⇒ H19：約17,000t 課題：全ての一般廃棄物が対象であり、その種類が多岐に亘るため、その再資源化の手法や処理費用など、検討するべき項目が多い。</p>
新潟市	<p>事業名：「新ごみ減量制度」問1の回答記号「P・Q」 事業期間：H19年度～H20年度 事業費：488,000千円 市の単独事業である 関連条例名：「新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」 関連計画：「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」 概要：新潟市では、「合併協定書」により、地域毎に家庭ごみの分別区分や有料・無料という手数料制度が異なっていった。このため、異なる制度の統一を進めるとともに、ごみの減量・リサイクルを推進するため、平成17年10月に、新潟市の付属機関である「清掃審議会」へ「政令市施行後のごみ減量施策のあり方」について諮問し、合計16回のご審議をいただいた後、平成19年2月に答申をいただいた。 答申に基づき、平成19年6月に一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定し、平成20年6月から、新ごみ減量制度がスタートした。新しい制度ではごみと資源をしっかりと分けるため「10種13分別」と「有料指定袋制」とし、「ごみは有料、資源は無料」ということでごみの減量と資源化の推進を図ることとした。 成果：平成20年6月から10月までの5か月間の実績として、ごみ（燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ）は前年同期と比較して、32.2%の削減が図られ、資源物は70.2%の増加となっている。この結果、基本計画の目標としていた一人一日当たり570gを下回り、500g前後の成果を得ている。 課題：有料指定袋制と分別の変更を伴ったことから、6月の1か月間を指導強化期間としてステーションでの指導など制度の定着を図ったが、さらなる定着のため、市民への周知を徹底していく必要がある。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要												
	<p>事業名：「新潟菜の花プラン」　問1の回答記号「A・D・M・P」 事業期間：H17年度～　事業費：22,542千円（H20年度）　市の単独事業である 概要：①菜の花栽培と菜種油の生産 　　コミュニティ協議会や小中学校の協力を得て菜の花の栽培を行い、菜種を生産している。また、福島潟と新津バイパス（国道403号線）などの従来、市が景観用に栽培している菜の花を搾油品種に切り替え、菜種を生産している。収穫した菜種から菜種油を生産し、学校給食や地域イベント等で利用、使用後の廃天ぷら油はBDFの原料として利用している。 　　②学校給食および家庭系廃天ぷら油のBDF化 　　市内の小中学校の給食や家庭から排出される廃食用油を回収、BDF生産業者に一旦売却し、生産されたBDFを市買い取り、ディーゼルエンジンの公用車で燃料として使用している。</p> <p>成果：</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果項目</th><th>平成19年度実績</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>BDF使用量（L）</td><td>28,000</td></tr> <tr> <td>CO₂削減量（t・CO₂）</td><td>73</td></tr> <tr> <td>学校給食廃油利用（K）</td><td>19,000</td></tr> <tr> <td>市民回収（L）</td><td>7,000</td></tr> <tr> <td>菜の花作付面積（ha）</td><td>5</td></tr> </tbody> </table> <p>課題：（1）BDFの品質確保　廃天ぷら油を原料としていることから、原料の品質が不均一であるため、JASO規格（社団法人自動車技術会の規格）をクリアする品質となっていない。 （2）車輌トラブルの発生　軽油に比べ「流動点」が高いことから、主に冬期間に燃料フィルターの目詰まり等が発生する。（燃料に“おり”が発生しやすくなる。） （3）効率的な家庭系廃天ぷら油回収方法の確立　家庭系の廃天ぷら油の回収は1か所あたりの回収量が少ないため、回収効率が悪い。このため、効率的な回収方法の確立が必要。</p>	成果項目	平成19年度実績	BDF使用量（L）	28,000	CO ₂ 削減量（t・CO ₂ ）	73	学校給食廃油利用（K）	19,000	市民回収（L）	7,000	菜の花作付面積（ha）	5
成果項目	平成19年度実績												
BDF使用量（L）	28,000												
CO ₂ 削減量（t・CO ₂ ）	73												
学校給食廃油利用（K）	19,000												
市民回収（L）	7,000												
菜の花作付面積（ha）	5												
長岡市	<p>事業名：「天然ガス自動車導入促進事業」　問1の回答記号「K」 事業期間：H18年度～H20年度　事業費：29,345千円　市の単独事業でない 関連計画：「長岡市地域新エネルギービジョン」 概要：平成18年8月に当市は、国（国土交通省）の「CNG（圧縮天然ガス）車普及促進モデル事業」の日本海側では初となるモデル地域の指定を受け、環境に優しいCNG（圧縮天然ガス）車の普及を進めている。本事業の地域指定は3か年であり、最終年度である平成20年度末までにCNG車（バス、集塵車、営業車両等）を新たに52台導入し、既存のものと合わせて合計100台以上が市内を走るよう、補助金の交付や環境整備の促進を支援している。</p> <p>成果：環境対策に关心の高い先進的な地域として全国的な知名度を高めることができ、大気汚染問題の改善、地球温暖化問題として地域の環境イメージの向上、市等がCNG車を導入することにより、環境問題におけるリーダーシップなどのPR効果がある。</p> <p>課題：国土交通省は、モデル地域指定期間中に指定地域において営業用CNG車の30台以上の導入をノルマとして課していたが達成できなかった。今後さらにモデル地域指定の延長を申請しさらにCNG車の導入を進める予定である。</p>												
富山市	<p>事業名：「「チーム富山市」推進事業」　問1の回答記号「D」　事業期間：H20年度～　事業費：10,000千円　市の単独事業である　関連計画：「環境基本計画、富山市地域新エネルギービジョン、富山市地域省エネルギービジョン」</p> <p>（目的）京都議定書の第一約束期間がスタートし、日本は温室効果ガスの削減目標を確実に達成することが求められており、市民・団体・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、連携・協力して取り組むことが一層重要となっている。そのため、団体・事業者などが自主的にチームを結成し、具体的な温暖化防止行動とその目標を掲げ、「チーム富山市」のメンバーとなって取り組むことで、市民総参加の行動へと広げるとともに、温室効果ガス削減の成果を上げていくことを目的</p>												

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>とする。</p> <p>(概要) “オール富山市”による温暖化防止行動の愛称を「チーム富山市」とする。</p> <p>「チーム富山市」のキャプテンは市長、マネージャー(運営事務局)は市環境政策課。活動内容として、6月にキックオフ宣言を行い、団体・事業者などに参加や行動の推進を呼びかけたとともに、「押しあげ大作戦」と称し事業所などへ参加を呼びかけている。また、ロゴ・マークなどの事業PRツール(資材)の作製し、各チームの活動内容の紹介やコミュニケーションツールとして、ホームページを開設し、情報の交換、共有を図っている。今後は、イベント・事例発表会などを開催し、CO₂削減効果や取り組み状況の優秀なチームを表彰することなどを予定している。</p> <p>成果：平成20年12月22日現在 登録状況 244チーム、16,106人が登録している。</p> <p>課題：本市のCO₂排出状況では民生(家庭)部門の排出量の抑制が課題となっていることから、町内会単位などの登録を推進し、市民総参加の取り組みとなるよう展開を図ることが求められている。</p> <p>事業名：「LRTネットワークの形成(富山港線のLRT化・市内電車環状線化)」 問1の回答記号「N」 事業期間：H18年度～H27年度 事業費：8,800,000千円 市の単独事業でない 関連計画：「富山市公共交通活性化基本計画」 概要：(1) 富山港線のLRT化 公設民営の考え方を導入し、利用者の減少が著しいローカルJR線を車両や電停等のトータルデザイン、運行本数の大幅増加等により、全国初の本格的なLRTに蘇らせた。今後も、一部区間の複線化や新電停の設置等により利便性向上と利用者増に取り組む。 (2) 市内電車環状線化 中心市街地の活性化と回遊性強化等を目的として、既存市内軌道の一部を延伸し環状線化を図るもので、全国初の上下分離方式により、H21末開業を目指して市が軌道施設の整備を行っている。 成果：富山港線のLRT化については、H18.4の開業以降、利用者は2.5倍に増加しており、この内の約1割は自動車からの転換であることが確認されている。 課題：既存鉄道の再生を図り、市内約26kmのLRTネットワークの形成を早期に実現する。</p>
金沢市	<p>事業名：「環境にやさしい買い物普及推進事業」 問1の回答記号「D・P」 事業期間：H15年度～ 事業費：860千円 市の単独事業である 関連条例名：「金沢市環境保全条例」 関連計画：「金沢市環境基本計画」 概要：環境負荷の少ない商品・サービスの提供を事業者に働きかけ、また、その購入を市民に積極的に働きかけ、地球温暖化防止や廃棄物削減に貢献する。 ○市民団体・事業者・行政による「金沢市環境にやさしい買い物推進協議会」を設置し、環境にやさしい買い物の普及方法などについて検討。 ○毎年6月と10月に環境にやさしい買い物キャンペーンを実施し、啓発を実施。 ○地域や学校と連携したキャンペーンを実施。 ○環境にやさしい買い物の普及に関する取り組みや廃棄物削減、地球温暖化防止などの自主的行動計画を定めた小売事業者に対し、エコショップ・アクションプランとして認定(H18～)。 成果：キャンペーン時にアンケートを実施しているが、マイバッグ持参や地産地消など、環境にやさしい買い物に対する市民の意識は向上しており、継続して働きかけていることで効果があるものと考えられる。 課題：関心のない市民層への働きかけや、事業者・周辺自治体と連携したPR方法などについて一層の工夫が必要である。</p> <p>事業名：「まちなかホタル生息促進事業」 問1の回答記号「U」 事業期間：H18年度～H22年度 事業費：3,500千円 市の単独事業である 関連計画：「金沢市環境基本計画」 概要：本市の市街地を流れる河川や用水では、まちなかにもかかわらず自生のホタルを確認することができる。そこで、このまちなかに生息するホタルを市民と協働で保全するため、下記の事業を実施している。 ○生息環境の整備 ・ホタルが生息する用水等に直接光が当たらないよう、街灯に遮光板を設置</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>○啓発活動の展開　・市民ボランティアの養成・まちなかホタルマップの作成など 成果：金沢城外濠公園白鳥路では、市民ボランティアの保全活動により生息数が増加。確認数：(H18) 約100匹→(H20) 300匹以上 課題：都市化・宅地化の進展により、水田が少なくなってきており、特にヘイケボタルの生息数が減少している。</p>
福井市	<p>事業名：「福井市学校版環境ISO」　問1の回答記号「D」 事業期間：H18年度～　事業費：0千円　市の単独事業でない 概要：「福井市学校版環境ISO」とは、市立幼稚園、市立小中学校における環境教育、環境保全活動を総合的かつ効果的に進めるために、「福井市」と「福井市環境パートナーシップ会議」が協働で考案・創設した制度で、環境マネジメントシステムの国際規格「ISO14001」の骨格となっているPDCAサイクルを利用した仕組みとなっている。平成17年度のモデル事業を経て、平成18年度は市立18校がこの制度に取り組み、平成19年度が20校、平成20年度新たに30校が取り組むことで、市立全校（68校）が福井市学校版環境ISO認定制度に取り組んでいる。 成果：・児童、生徒、教員及び保護者の環境意識の高揚 　　・節水、節電等による省エネ効果</p> <p>事業名：「リサイクル戦隊ワケルンジャー」　問1の回答記号「P」 事業期間：H15年度～H20年度　事業費：1,000千円　市の単独事業である 概要：平成15年度にプラスチック製容器包装の分別が始まったことを機に、ごみ分別、リサイクル推進の啓発の為に誕生。幼稚園、保育園、小学校低学年向けたビデオを作製し、環境教育に活用している。また、広報紙づくりや、清掃車の車体広告等に利用する。プラスチック製容器包装の排出量が伸びない中、平成20年3月に新しくプラスチック製容器包装分別啓発DVDを作成し、市内の幼稚園、保育園、小学校、中学校、公民館等に配布した。 成果：プラスチック製容器包装の分別が市民に浸透することにつながった。</p>
八王子市	<p>事業名：「地球温暖化防止 チャレンジ9000！」　問1の回答記号「F・H」 事業期間：H20年度～　事業費：0千円　市の単独事業である 概要：地球温暖化問題が主要な議題となった洞爺湖サミット開催期間中の7月7日～9日までの3日間、市民への温暖化問題への意識高揚を図ることを目的とし、市職員が家庭生活や通勤等、職場以外の日常生活において率先して省エネルギーの取り組みを行なったもの。約3,000人の職員が京都議定書の達成目標の基準である『CO₂削減一人1日1kg』の生活を実践することで、全職員の3日間の取り組みの合計で9,000kgのCO₂削減をめざした。今回の『温暖化防止チャレンジ9000！』では、各職員が3日間で実践した省エネルギーの取り組みの内容をチェックシートに記入、チェックシートはエクセルで作成しており、取り組み項目毎にCO₂の削減量が表示されるようになっており、取り組みにおける各々のCO₂削減効果を確認できるようにした。取り組み終了後は、全職員分のチェックシートを集計、ホームページへの掲載や記者発表等、市民に削減量等の結果を公表した。 成果：CO₂の削減量の合計は7,700kgと目標の9,000kg削減の達成には至らなかったが、今回の取り組みを通じ、省エネ活動とCO₂の削減効果の「見える化」を図ることができ、職員がCO₂削減の難しさを行動を通して体感できた。また、今回の取り組みは、多くの新聞に取り上げられたこともあり、市民の関心度も高く、非常に温暖化問題への取り組みに啓発効果があった。 課題：今後、市職員だけでなく市民・事業者を巻き込んで全市展開を図っていく</p> <p>事業名：「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」　問1の回答記号「A・T」　事業期間：H17年度～　事業費：42,947千円　市の単独事業でない 関連条例名：「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」 関連計画：「みどりの基本計画（現在改定中）」 概要：これまで、市街地内の斜面に残る緑地は、法律や都の条例などでは十分に保全されず、宅地化などが進み、その貴重なみどりは減少し続けてきた。みどりを市民共有の財産として次世代に残していくため、「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」を制定し、市街地の丘陵地に残る貴重なみどりを「斜面</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>「緑地保全区域」として指定している。「斜面緑地保全区域」の指定は公募市民や学識経験者等で組織する委員会において候補地の検討を行なう点や従来の「みどりの保全地区」の指定とは異なり、土地所有者との協定を必要条件としている点等、柔軟な対応が可能となった。「斜面緑地保全区域」に指定されると、樹木の伐採行為等を行なう場合、届け出が義務付けされ、市は必要に応じて指導・勧告・公表を行なうことができる。この条例の特筆すべき特長としては、「みどりの環境的価値」を認めていることであり、「斜面緑地保全区域」の土地所有者に対し、その維持管理にかかる経費の一部を支援していることである。また、斜面緑地のみどりの保全を目的に活動する団体を育成し、土地所有者にその情報を提供し、要望に応じて、斜面緑地の保全活動を展開している。</p> <p>成果：斜面緑地保全区域としてこれまで27箇所31.1haを指定（平成20年12月現在）</p> <p>課題：指定により面的な保全ができた次の段階として、斜面緑地におけるみどりの質の保全 保全団体による斜面緑地の保全活動のモデルケースの立上げ</p>
町田市	<p>事業名：「剪定枝資源化施設整備」　問1の回答記号「P」　事業期間：2002年度～2007年度　事業費：1,045,084千円　市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「町田市廃棄物処理及び再利用の促進に関する条例」</p> <p>概要：既存の施設では、処理能力が低く、処理できない剪定枝を焼却処分していたため、処理能力を倍増した新施設を整備しました。2007年1月着工　2008年4月完成。</p> <p>稼働開始　5月家庭から排出される剪定枝の収穫開始　9月チップ堆肥出荷開始</p> <p>成果：2008年10月末現在で1,119tの剪定枝を堆肥化。可燃ごみの量が前年同時期よりも2.0%減少しており剪定枝の資源化の効果が表れている。</p> <p>課題：完成したチップ堆肥が有効に使われるようになるための需要の拡大及びそのための品質向上への取り組み</p>
江東区	<p>事業名：「カーボンマイナスこどもアクション事業」　問1の回答記号「D」</p> <p>事業期間：H20年度～　事業費：5,285千円　市の単独事業である</p> <p>概要：環境学習の一環として、区内全小学校の5年生児童が「環境に配慮した行動」の実行の有無を、保護者と一緒に自己評価・記録する。（目標が実行できた日に○か◎をつける簡易なシート形式。○及び◎の数によりCO2削減量がわかる。）</p> <p>夏休みに実施し、優秀な取り組み結果については学校単位で表彰。</p> <p>事業名：「資源回収事業（廃蛍光管リサイクル）」　問1の回答記号「P」　事業期間：H19年度～　事業費：1,427千円（H19年度決算）　市の単独事業である　関連条例名：「江東区清掃リサイクル条例」　関連計画：「江東区一般廃棄物処理基本計画」</p> <p>概要：不燃ごみの減量と埋立処分場の延命化のために、家庭から排出される蛍光管を収集し、再生処理を行っています。使用済みの蛍光管は、区内の電器店や生活用品店等の回収協力店が窓口となって集めています。区が委託した業者が、集まつた蛍光管を収集し、再生工場に運びます。工場では、ガラス、水銀、金属に分解し、再生処理を行います。</p> <p>成果：昨年12月の事業開始から今年11月までの1年間で約14,000本集まりました。（内訳　直管型 約8,000本　環型 約5,000個　電球型 約1,000個）</p> <p>課題：収集量をさらに増やすため、事業自体や回収拠点をより多くの方々に知りたいことが課題です。</p>
川崎市	<p>事業名：「住宅用太陽光発電設備設置補助事業」　問1の回答記号「M」</p> <p>事業期間：H18年度～（継続中）　事業費：18,000千円</p> <p>市の単独事業である　関連条例名：「（関連条例を策定中）」　関連計画：「川崎市新エネルギービジョン」「川崎市地球温暖化対策地域推進計画」</p> <p>概要：再生可能エネルギーのうち、特に太陽光エネルギーの導入促進を図るため、平成18年度より川崎市単独事業として住宅用太陽光発電設備への設置補助事業を実施しています。補助事業の概要としては、キロワット当たり3万円、12万円を上限として太陽光発電設備の設置補助金を交付しております。平成20年度の予算額は1,800万円で、補助件数は約200件を予定しており、平成20年12月時点で約140件の申請を受け付けております。</p> <p>成果：補助実績は次のとおり。平成18年度 135件、平成19年度 110件</p> <p>課題：昨今、設置費用が上昇しておりますことから、設置者の更なる負担軽減が必要。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>また、国・県においても住宅用太陽光発電設備設置補助事業を予定していることから、相互に連携して、太陽光発電普及拡大に向けた効果的な取り組みを行っていくことが重要であると考えます。</p> <p>事業名：「エコドライブ重点対策事業」　問1の回答記号「L」 事業期間：H20年度　事業費：5,691円　市の単独事業である 概要：地域の大気環境改善並びに地球温暖化対策の一環として、平成18年度よりエコドライブに取り組んできたが、平成20年度はエコドライブ社会実験として、臨港警察署前交差点にアイドリングストップ表示板を設置し、地元企業、市民団体、行政が一体となり、通過する大型車両等に信号待ちアイドリングストップなどエコドライブの呼びかけるキャンペーンを行う。 実施内容 <ul style="list-style-type: none"> ●地元事業者の協力を得て、事前に池上交差点を通る大型車両に対し説明会を実施し、周知徹底を図る。（チラシの作成、マスコミへの広報） ●池上交差点を通る大型車両に対し、優先的にエコドライブ講習会を実施。 ●エコドライブ支援装置装着補助促進事業による補助制度の創設。 ●平成20年10月から池上交差点において社会実験としての「エコドライブ重点取組みキャンペーン」を開始。（期間限定によるエコドライブ支援信号表示板及び啓発横断幕の設置、地元企業、関係団体、地元町内会及び市職員によるプラカードやのぼり旗を用いた、運転手への呼びかけ行動） ●「エコドライブ重点対策事業」の取りまとめ <p>成果：地元企業、関係団体、地元町内会及び市職員が協力して事業を実施することにより、各々のエコドライブに関する認識が高まった。</p> <p>課題：このような取組により、関係者にエコドライブの認識は高まったが、運転手個々の継続的実行を高める方策が今後の課題である。</p> </p>
横須賀市	<p>事業名：「環境教育・環境学習マスターplan策定事業」　問1の回答記号「D」 事業期間：H19年度　事業費：2,496千円　市の単独事業である 関連条例名：「環境基本条例」　関連計画：「横須賀市環境基本計画」 概要：平成20年3月に環境教育・環境学習に関する基本的な考え方や方向性を示した「横須賀市環境教育・環境学習マスターplan」及び横須賀の環境資源や市施設などを活用した身近な環境を学ぶことができる「横須賀市環境学習プログラム」を策定しました。「横須賀市環境教育・環境学習マスターplan」は、環境教育・環境学習の総合的・体系的な推進を図るための基本計画として、市のみならず、市民・市民活動団体・事業者・学校・地域のあらゆる主体が取り組みを進めるための基本方針を掲げています。</p> <p>「横須賀市環境学習プログラム」は、学校や地域等において具体的に環境教育・環境学習を実践するためのツールとして、学習テーマ・対象年齢・学習形式で選択できるようになっています。さらに「環境学習プログラム」の周知・普及のために、市内小学校でプログラムを使用したモデル事業を公開授業として実施しました（中学校も年度内実施予定）。また、本市ホームページに「よこすかの環境教育・環境学習」のサイトを開設し、プラン・プログラムの掲載と併せて、環境教育・環境学習の施策の紹介や情報発信を行っています。</p> <p>成果：・環境教育・環境学習の基本計画を策定したことにより、府内の環境教育関連施策を連携し推進する土台づくりができた。 ・環境学習プログラムの発信により、環境になじみのない人が環境を学ぶきっかけづくりができた。</p> <p>課題：環境への取り組みについては、各主体で温度差があるため、市内で広く環境教育・環境学習に取り組むための具体的な取り組みを進める必要がある。</p> <p>事業名：「横須賀市環境マネジメントシステム（YES、ワイ・イー・エス）」問1の回答記号「E」　事業期間：H19年度～　事業費：1,323千円 市の単独事業である　関連条例名：「横須賀市環境マネジメントシステム規則」 関連計画：「横須賀市地球温暖化対策実行計画」 概要：横須賀市は、市役所本庁舎、行政センターなどで平成11年12月に環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、継続的な環境</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>活動に取り組んできましたが、①職員の環境配慮行動の定着、②全ての公共施設を対象とする環境マネジメントシステムの必要性、③効率的な事務執行の必要性等により、平成18年度末をもってISOの外部認証を返上し、市長の環境方針のもと、平成19年4月に横須賀市環境マネジメントシステム（Yokosuka Environmental management System=YES（ワイ・イー・エス））を構築し、移行しました。このシステムでは全ての市有公共施設（305施設、指定管理者が管理する施設を除く）を対象にし、全職員が参加します。システムの設計コンセプトは、①自己管理を基本とする仕組み、②簡素な仕組み、③努力が報われる仕組みの3つです。また、マネジメントの対象となる環境活動は、①地球温暖化対策実行計画（以下、「計画」という。）に位置づけられた環境配慮行動の実践、②各課等の本来業務における「環境工夫」の推進、③計画に基づく温室効果ガス排出量の管理・削減、④横須賀市グリーン購入基本方針等に基づくグリーン購入の推進、⑤環境法令等の順守、⑥環境影響という観点からの緊急事態への対応の6つです。</p> <p>こうした設計コンセプトに基づき、効果的・効率的に6つの環境活動を実施するため、職員による内部環境監査、監査の結果に基づいて優れた取り組みに対して行なわれる市長表彰、各種環境研修、各部課の取り組みや監査結果をホームページに掲載する情報公開などを実施しています。</p> <p>成果：①旧ISO適用施設及び事務局における事務負担の軽減、②各職場における独自の取り組みの展開（やらされ感の軽減）、③職員固有の能力、経験を活かした内部環境監査の実現などが挙げられます。</p> <p>課題：①課の自己管理という基本設計と、全局的な地球温暖化対策実行計画の取り組みによる目標との齟齬（そご）、②職場ごとの取り組みの温度差、③厳然とした規格や第三者監査がないことによる部局間での違う解釈や運用の発生などが挙げられます。</p>
平塚市	<p>事業名：「ひらつかCO2CO2（コツコツ）プラン」　問1の回答記号「A・D・K・L・M・O・P・Q・T・U」　事業期間：H17年度～　事業費：839千円（20年度）　市の単独事業である　　関連計画：「地球温暖化対策地域推進計画」</p> <p>概要：地球温暖化を防止するため日常生活の中で二酸化炭素の削減に取り組む市民行動プランです。平成17年度から平成19年度までは、一般家庭を対象に実施した「ひらつかCO2CO2（コツコツ）プラン」を、平成20年度からは一般家庭に加え、小中学生、事業者へと対象を広げ実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般家庭編：行動メニューの中から年間CO2削減量が155 k g になるように、取り組む項目を選択し、1か月実践します。平塚市では「地球温暖化対策地域推進計画」の中で、市内からのCO2排出量を平成23年度までに平成2年度の水準まで戻すことを目標としています。155 k g というのは、家庭部門の削減目標を全世帯数で割った数値（CO2削減量）です。 ●小中学生編：行動メニューの中から取り組む項目を5つ以上選択し、1か月実践します。 ●事業者編：行動メニューの中から取り組む項目を5つ以上選択し、1か月実践します。 <p>○特典：いざれも取り組みの報告をすると、市から温度計つきのステッカーが進呈されます。</p> <p>事業者編については、ホームページ等で環境にやさしい事業所として紹介されます。</p> <p>成果：一般家庭編では408世帯、小中学生編では2518人、事業者編では8事業所が参加し、身近なところから地球温暖化防止に取り組んでいます。（12月現在）</p> <p>課題：この事業は年間を通じて行っており、行動メニューも年間を通じて取り組めるものになっています。しかし、暑い時期の方が地球温暖化を身近に感じやすいこと（一般家庭編）、児童や生徒は夏休みの課題として取り組めること（小中学生編）、また従業員に対しては6月の環境月間等の取り組みとできること（事業者編）など、夏期に取り組みやすい傾向があります。今後は、夏期以外にも定期的に周知活動を行うなどして、地球温暖化防止のための行動を継続して呼びかけていく必要があります。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
藤沢市	<p>事業名：「ごみ処理手数料の有料化及び戸別収集の実施」 間1の回答記号「P」 事業期間：2007年度～ 事業費：1,026,240千円（手数料収入605,689千円） 市の単独事業である 関連条例名：「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」 関連計画：「藤沢市環境基本計画、藤沢市一般廃棄物処理基本計画」 概要：「藤沢市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正に基づき、ごみの更なる分別・減量化並びに資源化を図ることを目的として、可燃ごみ・不燃ごみについて、平成19年10月から「指定収集袋」によるごみ処理手数料の有料を導入した。また、戸別収集については、集積所での事業系と家庭ごみの分離、交通事情、街の美観等の観点から平成19年4月から導入した。</p> <p>収集対象 可燃ごみ（紙おむつ、草、葉、小枝は透明・半透明袋で収集） 不燃ごみ（特定処理品目 蛍光管・乾電池・水銀体温計・磁気テープ類・卓上ガスボンベ・スプレー缶・使い捨てライターは特定処理品目として透明・半透明袋で収集） 指定収集袋 家庭用指定収集袋（ミニ袋5リットル100円/10枚、小袋10リットル200円/10枚、中袋20リットル400円/10枚、大袋40リットル800円/10枚） 事業者用指定収集袋（中袋20リットル1,500円/10枚、大袋40リットル3,000円/10枚） 戸別収集 一戸建住宅→公道等に接する敷地 集合住宅→専用集積所 指定収集袋を無料配布対象 生活保護受給世帯、児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯 成果：導入12ヶ月後の効果 前年比 可燃ごみ19.0%減 不燃ごみ39.9%減 資源ごみ4.0%増 不法投棄ごみ 2006年4月-2007年3月 131トン（2,112件） 2007年10月-2008年9月 69トン（1,825件） 課題：集合住宅の専用集積所での分別の不徹底等</p> <p>事業名：「藤沢市きれい住みよい環境づくり条例の施行」 事業期間：2007年度～ 事業費：11,930千円 市の単独事業である 関連条例名：「藤沢市きれい住みよい環境づくり条例」 概要：快適で良好な生活環境の創出のため、市民から規制の要望が特に多い「歩きたばこ」、「たばこの吸い殻や空き缶等のポイ捨て」、「飼い犬等のふんの放置」、「落書き」、「静穏を害する深夜花火」などの迷惑行為への対応について、「藤沢市のきれいな環境づくり条例」で明文化し、市や市民、事業者等の責務などを明らかにし、平成19年7月より施行した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市、市民、事業者等、所有者等及び喫煙者の責務を明文化 2 規制内容 (1) 路上喫煙禁止区域の指定（19年12月より） (2) 空き缶等の投棄等（ポイ捨て）の禁止 (3) 飼い犬等のふんの放置等の禁止 (4) 落書きの禁止 (5) 深夜花火の禁止 3 きれいな環境づくり指導員・きれいな環境づくり推進員の設置 4 励告及び命令 励告→規制内容に違反し、違反行為を中止し、是正を勧告命令→勧告に従うよう命令 5 罰則規定（19年12月より） 命令に違反した場合 2万円から5万円以下の罰金
相模原市	<p>事業名：「相模原市環境マネジメントシステム」 間1の回答記号「E」 事業期間：H12年度～ 事業費：（20年度）2,651千円 関連計画：「相模原市環境基本計画」 概要：ISO 14001規格に基づく環境マネジメントシステムを用い、事務事業執行における環境対策と環境保全施策・事業の進行管理を進めることにより、市の事業活動に伴う環境負荷の低減と環境基本計画の計画的推進を図り、市民・事業者への率先垂範を示す。</p> <p>成果：平成19年度の各課・機関の環境目的・目標数は4施策292項目で成果は次のとおり。適合275項目 不適合17項目 課題：(1) 地球温暖化対策と環境マネジメントシステムの整合 相模原市地球温暖化対策実行計画では市が管理している全施設を対象としているが、環境マネジメントシステムは全施設を対象としていない。この整合を取り、計画の推進及び進行管理の効率化を図る。 (2) 他の方式による環境マネジメントシステムの導入 ISO 14001以外の規格への移行、外部審査以外の手法の導入等についての検討。</p>

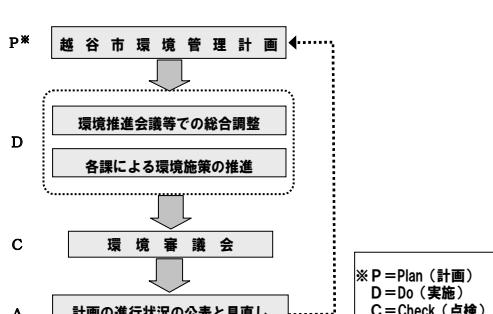
市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>事業名：「相模原市住宅用太陽光発電設備設置補助」　問1の回答記号「M」</p> <p>事業期間：H13年度～　事業費（20年度）：14,000千円</p> <p>市の単独事業である　　関連計画：「相模原市環境基本計画」</p> <p>概要：自然エネルギーの有効活用を目的として、住宅用太陽光発電設備の普及を促進するため、住宅用太陽光発電設備の設置費の一部に対する補助を行う。</p> <p>補助対象：市内において、自ら居住する住宅（店舗等の併用住宅を含む。）に対象システムを設置するもの（個人に限る）</p> <p>補助金額：対象システムの出力（kW）あたり3万円（限度額9万円）</p> <p>※出力数は小数点2桁未満切捨て　※千円未満切捨て</p> <p>成果：【補助実績（過去3年）】平成17年度：130件 457.80kW 10,127,000円 平成18年度：154件 497.55kW 12,751,000円 平成19年度：151件 493.74kW 12,792,000円</p> <p>課題：国や県の補助制度とからめて、一層の普及促進につながる見直しが必要となっている。</p>
宇都宮市	<p>事業名：「もったいない運動の推進」　問1の回答記号「D」</p> <p>事業期間：H17年度～　事業費：54,960千円　　市の単独事業である</p> <p>概要：宇都宮市では、「もったいない」という日本特有の言葉を改めて再認識し、「人やものを大切にするこころ」をさまざまな活動・取組の基本として、「もったいない」という精神が、市民の日常生活や事業活動の中で行動に結び付くよう、「もったいない運動」を推進している。市民の皆さんがあなたが実践しやすいように、身近で親しみやすい「もったいない」という言葉をキーワードに、広報紙への特集記事の掲載、もったいないロゴマークのシールやもったいない7項目を記載した啓発用チラシを随時配布するなど、市域全域を対象とした幅広い広報及び普及・啓発活動を開催し、3R（リデュース、リユース、リサイクル）や地球温暖化防止対策を推進している。更にこの運動を推進するため、平成19、20年度には「もったいない全国大会」を開催し、引き続きこの運動を推進していく。</p> <p>成果：イベント等の様々な場面で、市民に普及・啓発活動を開催し、市民の「もったいない」の精神の意識醸成を図ることができた。また、平成20年度に開催した「第2回もったいない全国大会」には、延べ約4,000人の参加をいただき、本市から「もったいない運動」を全国及び世界に発信するとともに、市民のもったいない意識の向上にもつながり、3Rや地球温暖化防止対策に大きく貢献した。</p> <p>課題・市民運動の展開　もったいない運動が市民に定着するよう、市民組織を設置し、「市民運動の展開」を図る必要がある。</p> <p>・ひとづくりの推進　環境を大切にする子どもたちを育成するため、「環境学習プログラム」などを開発する必要がある。</p>
	<p>事業名：「もったいない絵本の作製・配布」問1の回答記号「D」</p> <p>事業期間：H18年度～　事業費：1,103千円　　市の単独事業である</p> <p>概要：平成17年度から、宇都宮市が積極的に推進している「もったいない運動」を効果的に展開していくため、20歳代の環境部若手職員により「もったいない」をテーマとした絵本を作製し、平成20年5月から、市内の幼稚園及び認可保育所に通う5歳児を対象に配布している。幼児やその親の世代に対して、人やものを大切にする「もったいない」の概念を認識させることにより、地球環境問題への意識啓発や、現在はもちろんのこと、将来的にも環境に配慮した行動ができる人材を育成することをねらいとしている。</p> <p>成果：絵本の印刷・製作以外の工程を、内容の構想から絵の作画まで、環境部若手職員8名自らが作製し、市内幼稚園及び認可保育施設に通う5歳児約5,000人や、市内の市立図書館、小学校、各地区市民センター等98ヶ所に配布した。配布を開始した当初から、新聞各社やテレビなどのマスコミに取り上げられ、絵本に関する問合せが寄せられるなど、「もったいない」に対する世間の関心を高めることに大きく貢献している。</p> <p>課題：「もったいない運動」の更なる普及促進や、幼児向け環境教育の推進を図るため、より効果的な推進方法について検討する必要がある。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
前橋市	<p>事業名：「前橋市CO₂ダイエット宣言」問1の回答記号「D」 事業期間：H17年度～ 事業費：908千円 市の単独事業でない 概要：地球温暖化防止のため、一人一人が生活習慣を見直すことにより、二酸化炭素の排出削減を目指すとともに、植樹により二酸化炭素を吸収しようという運動です。環境省、東京電力など17団体で組織された「CO₂ダイエット宣言」実行委員会が主催する運動に前橋市として参加するもの。具体的には、宣言チラシに掲載されている省エネ行動の中から、自分が取り組む項目を選んで宣言（参加）し、家庭や職場などで実践します。 成果：平成20年度参加人数 69,211人 CO₂削減量（半年分の目安）・これからやります1,508,246kg ・もうやっています 4,167,907kg 課題：全市を挙げての取り組みであるため、自治会に宣言用紙の配布・回収を依頼していますが、負担になっているとの声もあるため、いかに理解を得るかが課題です。また宣言はあくまでCO₂削減目標にすぎず、実行性に疑問が残ること、一方で参加人数20人ごとに1本もらえる苗木の植樹は明確なCO₂減であることから、後者をいかにPRするかも課題です。</p> <p>事業名：「紙ごみリサイクルの推進」問1の回答記号「P」 事業期間：平成19年度～ 事業費：122,847千円 市の単独事業である 概要：可燃ごみのうち約6割が紙ごみであることから、家庭ごみの減量化及び資源化を推進するため、紙ごみのリサイクルを重点に取り組む。 主な事業・10万人キャンペーン・わが町リサイクル庫・紙リサイクル庫 ・有価物集団回収の拡充・雑古紙の回収促進 成果：平成17年度と18年度を比較して、家庭から出される可燃ごみ1,400トン減、古紙回収量1,500トン増。</p>
高崎市	<p>事業名：「地球市民環境会議」 問1の回答記号「A」 事業期間：H13年度～ 事業費：H20年度 7,500千円 市の単独事業である 概要：2000年（平成12年）の第3回高崎サミットにおいて、1995年（平成7年）から実施してきた5市間国際交流環境プログラムを発展させ、市民・企業・行政・教育の4部門の協働により、環境と人が共生する「地球市民の都市（まち）」の確立をめざすという基本理念を定め、姉妹友好都市各市において新たな地球環境保全の行動を推進する組織として、地球市民環境会議を設置することで合意。本市では、この共同宣言に基づき、2001年（平成13年）8月21日に『たかさき地球市民環境会議』を発足させた。2007年（平成18年）には、フィリピン・モンテンルバ市が加わり6都市間で以下の取り組みを進めている。 ・年1回6市間持ち回りで開催される地球市民環境会議の企画、運営及び参加 ・10月27日の「地球市民の日」に関する事業 ・インターネットによる6市間での日常的交流の定着と拡充 構成 会長 高崎市長 副会長 高崎市国際交流会長、高崎市市議会議長、高崎市区長会長 委員 関係機関及び団体の代表者、学識経験者、市の職員</p>  <p>参加団体 28 参加企業 40 (H20.11.1現在) 事務局 秘書課国際交流担当 『委員会』『行政部会』 環境政策課 『市民部会』『企業部会』 学校教育課 『教育部会』</p> <p>成果：世界共通の課題である地球環境問題に対して、水処理、ごみ処理、景観の保全と形成など、市民生活、地方都市行政に密着し、かつ具体的に施策展開、相互協力ができる課題について視察を行い、意見を交換し、その成果を各市に持ち帰って各都市の施策や市民・企業活動に反映させている。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>課題：経験の共有、意見の交換ではすでに多大な成果を得られたが、さらに一步進んで、他都市の実際上の経験や技術について相互の実質的学习を進め、持続的発展、環境保護政策に活用する段階への飛躍が求められている。</p> <p>事業名：①「さいたま市低公害車普及促進対策補助金」②「カーフリーデー」 ③「エコ通勤」　問1の回答記号「K」</p> <p>事業期間：①平成15年度～　事業費：55,410千円(H19年度) ②平成17年度～　事業費：800千円(H19年度) ③平成20年度～　事業費： ①・②　市の単独事業である　③　単独事業でない</p> <p>関連条例名：①「さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付要綱」</p> <p>関連計画：「さいたま市交通環境プラン」</p> <p>概要：①CNG車、優良ハイブリッドバス・トラックの購入やCNG車への改造費用に対する補助を実施。優良ハイブリッドバス・トラックの購入については、事業者が対象だが、CNGの乗用車については、一般の方も補助の対象。 ②都市局と連携しカーフリーデーを実施。PRイベントの開催やノーマイカー一日の実施を通して、市民や企業等へ周知啓発を図り、通勤等のマイカー使用の自粛、公共交通機関の利用促進について呼びかけを行う。平成21年2月に、公共交通機関の積極的な利用などの促進を目的として「(仮称)さいたま市交通環境市民フォーラム」の開催を予定している。 ③国土交通省のモビリティ・マネジメントによるエコ通勤促進行動計画に基づくエコ通勤の推進を図る事業所を公募し、市内事業者と連携しての取組みを予定。実施にあたり、市が率先行動として開始を予定。</p> <p>成果：①導入実績台数として平成15年度1台、17年度80台、18年度126台、19年度46台となっている。 ②地元企業や大学などが参画し、さまざまなイベントを通して過度に車に依存しない社会を啓発。</p> <p>課題：①現在さいたま市内に天然ガススタンドが6か所あるが、利用者からはもっと増やして欲しいとの意見があるので、普及していくにはインフラ整備が課題。</p>
さいたま市	<p>事業名：「事業系資源物リサイクル推進事業」　問1の回答記号）「B・P」　事業期間：H14年度～　事業費：約56,700千円（H20年度）ただし、当該事業に係る歳入あり　市の単独事業である　関連条例名：「さいたま市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例」　関連計画：「さいたま市一般廃棄物処理基本計画」</p> <p>概要：事業所から排出された事業系ごみの中には、依然再生資源となるものの混入率が高いことから、極力ごみの分別・適正な処理に努めてもらい、焼却施設・最終処分場の延命化及び資源物の有効利用促進を目的とし、びん・かんは平成14年4月から直営施設により、紙ごみ類はNPO法人と協働により平成16年4月から事業系ごみの再生資源化ルート（以下「リサイクルルート」という。）を構築しました。事業内容としては、従来、一般廃棄物として市の環境センターへ搬入した場合、処理手数料として1kgあたり17円を徴収するのに対し、事業所において、分別を行い、当リサイクルルートを利用した場合、7円減額し、1kgあたり10円とすることでリサイクルルート活用に対するインセンティブを持たせ、実効性を上げています。</p> <p>成果：焼却処理されず、リサイクルルートへ搬入され資源物の有効利用が図られた量としては、びん・かん及び紙ごみの合計で、平成15年度約479トン、平成16年度5,357トン、平成17年度約5,099トン、平成18年度約5,207トン、平成19年度約3,644トンとなっています。</p> <p>課題：平成19年度中には、オリンピック等の開催を控える中国市況において景気高騰の影響を受け、国内の原料不足のためか7月頃から当リサイクルルートへの搬入量が激減した状況が続き、存続させるか否かの決断に迫られました。景気が下落した今後は、搬入量が増加すると思われますが、安定的に事業系資源物が搬入され、再資源化処理が実施できるようにする必要があり、市内の事業所へ当リサイクルルートをPRし、搬入を促す有効的な手段を模索中です。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
川越市	<p>事業名：「川越市屋上緑化等補助金交付事業」　問1の回答記号「T」 事業期間：H18年度～　事業費：20年度2,700千円　市の単独事業である 関連計画：「川越市緑の基本計画」 概要：市街地における緑化を推進するとともに、地球温暖化の防止及びヒートアイランド現象の緩和に寄与するため、市街化区域内の建築物の屋上又は壁面を緑化する事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。 • 屋上緑化　20,000円×緑化面積で得た額と補助対象経費×1/2で得た額のいずれか小さい額を補助金額とする。（補助限度額400,000円） • 壁面緑化（補助資材設置型） 5,000円×資材設置面積で得た額と補助対象経費×1/2で得た額のいずれか小さい額を補助金額とする。（補助限度額100,000円） • 壁面緑化（つる性植物下垂型） 10,000円×植栽延長距離で得た額と補助対象経費×1/2で得た額のいずれか小さい額を補助金額とする。（補助限度額200,000円） 成果：平成18年度　屋上緑化5件　285m²　1,854,600円 平成19年度　屋上緑化　3件　79m²　894,400円 壁面緑化　1件　3m²　15,000円 82m²　909,400円 課題：屋上緑化・壁面緑化は経費が掛かることでもあり、なかなか実施が進まないのが現状である。また、認知度がまだ低いことから、視覚に訴える広報（公共施設を使ってのモデル事業の展開等）、民間企業への営業活動等をとおして、さらにPRを続けていく必要がある。</p> <p>事業名：「新エネルギー推進」　問1の回答記号「M」 事業期間：H9年度～H20年度　事業費：21,700千円(H20年度予算) 市の単独事業である　関連条例名：「川越市地球温暖化対策条例」 関連計画：「第二次川越環境基本計画」 概要：本市では、平成8年度より地球温暖化対策の一環として、「無理なく、抵抗なく、自然体で」を基本とした1%節電運動（平成11年度より1%節電プラス1運動へステップアップ）を実施し、電力使用量の削減に努めています。この運動により、削減された経費を市民に還元するという方針のもと、市内に居住する方が住宅へ太陽光発電システムを設置する場合にその一部に対して補助する住宅用太陽光発電設置事業補助金交付事業を平成9年度より開始し、新エネルギーの市内全域への普及促進と地球温暖化防止に努めている。平成20年度における補助金額は、1kW当たり40,000円で上限を4kW、160,000円としている。また、公共施設への新エネルギーの導入についても平成9年度より積極的に進めており、新設する公共施設のすべてと子どもたちの環境教育への重要性から全小中学校に太陽光発電システムの導入を推進している。 成果：住宅用太陽光発電設置補助については、平成19年度までに補助金額265,583,600円、補助件数1,128件、設置規模3,822.73kWとなっている。また、公共施設への導入については、77施設（全小中学校55校を含）、設置規模694.4kWとなっている。 課題：補助金対象を住宅用のみから事業所等へ拡大していくことについて検討するとともに、太陽光発電システム以外の新エネルギー・再生可能エネルギー（太陽熱、燃料電池、地熱等）への補助についても検討していく必要がある。</p>
川口市	<p>事業名：「エコライフDAY」　問1の回答記号「D」　事業期間：H12年度～22年度　市の単独事業でない　関連条例名：「川口市環境基本条例」 関連計画：「川口市環境基本計画、川口市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：エコライフDAYとは、「年に1日、みんなで地球温暖化防止にチャレンジしよう」という日のことである。川口市が公募した2000年ミレニアム事業のひとつとして、市内の環境団体が始めた取組であり、平成18年度より川口市と協働事業として実施。エコライフDAYの日には、「エコライフDAYチェックシート」（=1日版環境家計簿）を使って、1日環境のことを考えた生活をする。そして、そのチェックシートを回収して集計を行い、この取組で削減された二酸化炭素削</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>減量を発表している。川口で始まったこの取組みは、埼玉県内をはじめ、徐々に全国各地に広がっている。その目的は、“できるだけ多くの人が地球温暖化問題に関心を持ち、その防止のために行動をするきっかけづくり”であり、参加しやすいように「1日の取組みである」、「削減効果の視覚化」などが大きな特徴となっている。</p> <p>成果：エコライフDAYの参加者数は年々増加している。9回目の開催となった平成20年度は6月8日(日)に実施し、69,579人の参加があり、この日の取組で約4.6tの二酸化炭素を削減することができた。これは、直径26cm・高さ22mで50年経った「杉の木」333本が1年間に吸収する量に相当するものである。</p> <p>課題：例年の参加者の内訳は、小学校の児童と家族がその大半を占めている。今後さらに取組みの輪を拡大するためには、企業・団体等を取り込み、大人の参加者を増やすこと、また、「エコライフDAY」に参加した方が継続的に取り組める後続事業を新設すること等が挙げられる。</p> <p>事業名：「レジ袋有料化実験事業」　問1の回答記号「A・P」　事業期間：H19年度～　事業費：13,319千円　市の単独事業である　関連計画：「川口市地球温暖化対策地域推進計画」「一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理編）」</p> <p>概要：地球温暖化対策、ごみの減量化、ライフスタイルの転換を目的に、市民・事業者・市の三者が協働して、川口市内から発生するレジ袋の大幅削減に取り組むもの。市民・事業者・市で構成する「川口市レジ袋削減会議」で、川口市内におけるレジ袋大幅削減の方策等を検討し、平成20年7月30日に「川口市におけるレジ袋の大幅削減に向けた取り組みに関する協定」を締結。この協定に基づき、平成20年11月10日から、12事業者（市内19店舗）においてレジ袋の無料配布中止の取り組みを行っている。</p> <p>成果：平成20年11月10日から同月30日までの成果は次のとおり。 レジ袋辞退率（マイバッグ等持参率）：79%　レジ袋削減枚数：1,253,384枚</p> <p>課題：現在、レジ袋無料配布中止に取り組んでいる12事業者は全てチェーンストアである。今後、未実施のチェーンストアやドラッグストア、コンビニエンスストアなど多くの参加事業者を得ることが、この取り組みを定着させる課題である。また、川口市周辺自治体への拡大についても検討が必要な課題である。</p>
所沢市	<p>事業名：「所沢市温暖化防止活動奨励金交付事業」　問1の回答記号「X」</p> <p>事業期間：H17年度～　事業費：3,000千円　市の単独事業である</p> <p>関連計画：「所沢市環境基本計画」</p> <p>概要：本制度であるが平成16年度以前は、住宅用太陽光発電の設置、低公害車・雨水貯留槽の購入に対する財政支援としての補助金制度としていたが、多くの市民が取り組むには限度があり、平成17年度からはより多くの市民が自発的な環境配慮活動に取り組めるよう奨励金制度へ切り替えた。</p> <p>本制度は多くの市民の方が取り組めるよう対象となる活動メニューを増やし取り組んできたが、温室効果ガス排出量の大部分を一般家庭が占めているという状況の下で、奨励金の交付メニューを家庭生活に絞りこみ取り組んできた。</p> <p>成果：平成20年度に奨励金を交付した活動すべての項目をCO2の削減量に換算すると、年間で約97トンのCO2削減量となった。</p> <p>課題：◆制度そのものが市民自らの自発的な活動を促進するものであるため、さらに、自らが温室効果ガス削減に貢献しているという意識に高めることが重要。</p> <p>◆事業の効果を検証するため、適切な成果指標等の検討が必要。</p> <p>◆効果的な奨励金となるよう常に見直していくことが必要。</p>
越谷市	<p>事業名：「越谷市環境管理計画」　事業期間：H18年度～H22年度（改定版）市の単独事業である　関連条例名：「越谷市環境保全条例」</p> <p>概要：越谷市では2000年（平成12年）3月に、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を構築するために、「越谷市環境保全条例」を「越谷市環境条例」に改正し、市民、事業者、市の責務を定めるとともに、環境施策の基本となる事項や環境優先の基本方針を明らかにしました。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>2001年（平成13年）3月には、同条例の理念を具体化するため、18年ぶりに「環境管理計画」を全面改訂し、越谷市の望ましい環境像を「次世代へ自然と生活が調和するまちを「環境共生こしがや」と定め、市民、事業者、市の責務を定めるとともに、基本目標および具体的な目標を設定し、各種の環境施策を実施してきました。</p> <p>本計画の対象となる環境の範囲は以下のとおりです。</p> <p>基本目標1. 生活環境：大気汚染、水質汚染、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等</p> <p>基本目標2. 自然環境：地形・地質、動物、植物等の生態系</p> <p>基本目標3. 快適環境：みどり、水辺、景観、歴史・文化等</p> <p>基本目標4. 地球環境：温暖化、省エネルギー、省資源等</p> <p>基本目標5. 協 働：市民・事業者等との協働した事業活動</p> <p>成果：本計画を確実に推進するため、目標管理、計画の実施、評価、点検、公表、計画の見直しの仕組みを明らかにして取り組んでいきます。本計画で掲げられた施策は、「環境推進会議等」で総合的、体系的な調整を図り、担当課に指示し、実施します。</p> <p>課題：計画の見直しや変更が必要となる場合があります。（下記参照）</p> <p>①進捗状況を点検・評価した結果、計画が現状にそぐわないと判断される場合。 ②新しい科学的知見の確立に伴い、目標設定を変える必要が生じた場合。 ③新たな課題が生じ、計画が実態にそぐわなくなった場合。 ④計画期間の終了時に伴い、新たな計画を策定する必要が生じた場合。</p> <p>事業名：「越谷市環境大会」 事業期間：H20(各年度1回)年度～ 事業費：900千円 市の単独事業でない 関連計画：「越谷市環境管理計画」 概要：越谷市環境管理計画に示された環境配慮活動の普及、実施、改善を推進するため、越谷市環境推進市民会議と越谷市が開催する越谷市環境大会に関する事項に基づき、越谷市環境管理計画の適正な進行管理に資することを目的としています。内容は以下のとおり</p> <p>(1)環境事例報告及び環境ポスターを募集する。優秀な環境活動等を表彰するとともに、応募いただいた各種団体、事業所、学校等の実施した環境活動事例及び環境ポスターを環境活動事例報告集としてまとめ、配布する。 (2)環境活動事例発表 越谷環境賞の受賞者等による環境活動事例発表を行う。 (3)エコバザール2008 「「エコ化koshigaya」」の開催 フリーマーケットによる不用品即売と企業のエコ商品及び環境にやさしいPRを行い、省エネや省資源の有効利用を推進する。区画については80区画確保する。</p> <p>成果：エコバザール：出店数：フリーマーケット、企業ブース、エコカー75店舗 来場者：約6,000名 その他：電球形蛍光ランプの無料配布100個 越谷環境賞表彰式、発表、記念映画会「アース」 受賞：環境大賞「イオンレイクタウンのエコへの取り組み」（イオンリテール株、イオンモール株）他合計7部門の作品について表彰と事例発表 来場者：約250名 課題：市民・事業者への越谷環境賞の募集と大会開催の周知徹底を図ること。</p> <p>事業名：「「焼却ごみ1/3削減」に向けた取り組み」 問1の回答記号「P」 事業期間：H19年度～H28年度 市の単独事業である 関連計画：「千葉市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」 概要：平成28年度までの10年間で、焼却ごみの1/3に当たる10万トンを削減し、3つの清掃工場で処理している可燃ごみを2つの清掃工場で処理できるようにすることを目指して、ごみの発生抑制や徹底した分別に取り組んでいる。 <具体的な成果目標> 平成16年度実績 → 平成28年度の数値目標</p> 
千葉市	

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>①ごみ総排出量 42万2千トン → 42万トン ②焼却処理量 33万8千トン → 25万4千トンに削減 ③再生利用率 22% → 44%に引き上げ ④最終処分率 8.2% → 3%に削減 ⑤ごみの焼却に伴う温室効果ガス排出量 11万2千トン → 5万トン</p> <p><主な取組></p> <p>①普及・啓発の推進 市民・事業者に「焼却ごみ1/3削減」について啓発するとともに、分別を徹底してもらえるようPRを行う。</p> <p>②古紙・布類の再資源化事業 家庭から排出される可燃ごみの1/3を占める古紙や布類の再資源化を推進するため、古紙・布類のステーション回収を実施しているほか、公共施設への古紙回収庫の設置や自治会等が実施している集団回収の促進を図る。</p> <p>③生ごみ分別収集モデル事業 生ごみの減量・再資源化を推進するため、バイオガス化処理を行う分別収集モデル事業を実施し、生ごみ循環システムの構築を目指す。</p> <p>成果：取組み1年目の平成19年度は焼却ごみ量が306,805トン（前年度比23,887トン(7.2%)の減量）を達成した。</p> <p>課題：目標を達成するためには、多くの市民・事業者にごみの減量や分別に取り組んでいただく必要があることから、効果的な情報提供と普及啓発が課題となる。</p> <p>事業名：「ちばし環境宣言」 問1の回答記号「D」 事業期間：H19年度～事業費：3,466千円※環境家計簿の普及活動との合計額 市の単独事業でない 関連計画：「千葉市地球温暖化対策地域推進計画」</p> <p>概要：従来より環境家計簿の普及活動を行ってきたが、より幅広い市民の方々に温暖化問題に関心をもっていただくため、平成19年7月より「ちばし環境宣言」を開始した。この「ちばし環境宣言」では、温暖化を防ぐために各家庭で取り組めること（例えば、ゴミを分別して可燃ゴミを減らす、冷暖房の温度を控えめにする、車のエコドライブを心がけるなど）について行うことを宣言していくだけであります。宣言後は、自主的な取組みをお願いしている。本事業については、千葉市地球温暖化対策地域協議会の協力を得ている。</p> <p>成果：平成20年11月末現在、37,333人に登録いただいている。</p> <p>課題：家庭部門の温室効果ガス排出量は増加傾向を続けており、対策の拡充が必要となっている。このため、多くの市民に地球温暖化問題に関心を持ってもらうため「環境宣言」を始めたが、この事業は各家庭で省エネ行動に取り組んでいただけるような雰囲気づくりの性格が強いため、省エネルギー型の機器の普及など実効性の高い対策と併せて実施していく必要がある。</p>
市川市	<p>事業名：「住宅用太陽光発電システム設置助成事業」 問1の回答記号「M」 事業期間：H12年度～平成20年度 事業費：5,060千円（H20年度） 市の単独事業である 関連計画：「市川市地域新エネルギービジョン」</p> <p>概要：太陽光発電により、地球温暖化の主要原因とも言われる二酸化炭素の発生を抑制でき、自然エネルギー利用によって資源枯渇の対策ともなるため、市川市では平成12年度より助成事業を実施して当システムの普及に努めている。</p> <p>○補助対象者（主な項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自ら居住する市内の住宅に、未使用の住宅用太陽光発電システムを設置する方 ②市川市に住民登録または外国人登録をされている方 ③前年度分の市町村民税を滞納していない方 ④年度内に設置工事を完了し、実績報告書の提出が行える方 <p>○補助金の額及び限度額 太陽光発電システムの発電最大出力値（キロワット表示とし、小数点以下第1位まで。）に、1キロワットあたり2万5千円を乗じて得た額とする（上限額：10万円）。</p> <p>○交付申請、実績報告等の際には、所定の様式に記入し、必要な書類を添付して提出する。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要																																																																							
	<p>成果 :</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H12</th><th>H13</th><th>H14</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助実績(千円)</td><td>2,675</td><td>2,220</td><td>6,410</td><td>2,923</td><td>2,905</td><td>2,710</td><td>2,823</td><td>2,915</td><td>25,580</td></tr> <tr> <td>補助件数</td><td>17</td><td>14</td><td>41</td><td>41</td><td>37</td><td>35</td><td>39</td><td>39</td><td>263</td></tr> <tr> <td>総出力値 kW</td><td>53.5</td><td>46.6</td><td>134.8</td><td>124.7</td><td>129.6</td><td>113.3</td><td>119.8</td><td>121.7</td><td>844.0</td></tr> <tr> <td>平均出力 kW</td><td>3.1</td><td>3.3</td><td>3.3</td><td>3.0</td><td>3.5</td><td>3.2</td><td>3.1</td><td>3.1</td><td>—</td></tr> </tbody> </table> <p>課題 : ○地域特徴でもある多数の集合住宅（マンション等）が、対象外となっていること ○助成金額は、工事費に対して約5%であるため、大幅な助成促進とはなりにくいこと ○これから開始される国の助成制度も考慮した、市民に広く理解される手続きにすること</p> <p>事業名 : 「地球温暖化対策推進事業（市川市エコライフ推進員制度）」 問1の回答記号「A・D」（複数回答の場合もあり） 事業期間：H15年度～H20年度 事業費：10,104千円（平成20年度） 市の単独事業である 関連条例名 : 「市川市環境基本条例」 関連計画 : 「市川市環境基本計画」 概要 : 深刻化する地球温暖化問題に市民と市が協力して取り組むために、平成15年8月より、エコライフ活動の実践及び人材の育成を行い、市民主導で地域に環境にやさしい生活 : エコライフを普及していくことを目的に、エコライフの推進に積極的な市民の方々を「市川市エコライフ推進員」として委嘱し、啓発活動を推進している。具体的には、エコライフ推進員が市内の自治会や婦人会の集会、公民館講座、学校や地域のイベントなどの機会を通じ、省エネルギーや省資源対策を様々な場面で提案し、市民に対しエコライフを呼びかけるもので、啓発用の教材作成などに関わっている。また、啓発用教材としては、光熱水費やごみなどの削減量を記録する「市川市版環境家計簿」、地球温暖化防止のための身近な行動ヒント集である「エコライフハンドブック」などを作成した。</p> <p>成果 :</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>H15</th><th>H16</th><th>H17</th><th>H18</th><th>H19</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>啓発回数</td><td>24</td><td>36</td><td>43</td><td>44</td><td>31</td><td>178</td></tr> <tr> <td>啓発人数</td><td>1,320*</td><td>1,643</td><td>2,360</td><td>2,350</td><td>2,177</td><td>9,850</td></tr> </tbody> </table> <p>* : H15啓発人数については、H16～H19の啓発人数平均より推計した</p> <p>課題 : ○市の広報誌などを活用して情報提供を行なっているが、市内全域での啓発には至っていない。より多くの方に制度を周知し、理解してもらうための方策が必要。 ○啓発後の効果が目に見えにくい。環境家計簿をインターネットで入力できるようにする、1日だけのイベントの開催、エコライフに取り組んだ方にエコポイントを付与するなど、様々な工夫が必要。</p>	年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計	補助実績(千円)	2,675	2,220	6,410	2,923	2,905	2,710	2,823	2,915	25,580	補助件数	17	14	41	41	37	35	39	39	263	総出力値 kW	53.5	46.6	134.8	124.7	129.6	113.3	119.8	121.7	844.0	平均出力 kW	3.1	3.3	3.3	3.0	3.5	3.2	3.1	3.1	—	年度	H15	H16	H17	H18	H19	合計	啓発回数	24	36	43	44	31	178	啓発人数	1,320*	1,643	2,360	2,350	2,177	9,850
年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	合計																																																															
補助実績(千円)	2,675	2,220	6,410	2,923	2,905	2,710	2,823	2,915	25,580																																																															
補助件数	17	14	41	41	37	35	39	39	263																																																															
総出力値 kW	53.5	46.6	134.8	124.7	129.6	113.3	119.8	121.7	844.0																																																															
平均出力 kW	3.1	3.3	3.3	3.0	3.5	3.2	3.1	3.1	—																																																															
年度	H15	H16	H17	H18	H19	合計																																																																		
啓発回数	24	36	43	44	31	178																																																																		
啓発人数	1,320*	1,643	2,360	2,350	2,177	9,850																																																																		
船橋市	<p>事業名 : 「地球温暖化対策地域推進計画策定事業」 問1の回答記号「H」 事業期間 : H18年度～H19年度 事業費 : 8,710千円 市の単独事業である 概要 : 地球温暖化対策を市民・事業者・市が連携して推進するための「船橋市地球温暖化対策地域推進計画」を策定すべく、策定検討委員会を立ち上げ、計画素案のための基礎調査等の実施、委員会での検討、素案に係るパブリックコメントでの市民からの意見聴取、素案説明会を行った。市民の意見を踏まえた計画（案）を取りまとめ後、環境審議会に諮問、その答申を受けた後、平成20年3月に計画策定となった。</p> <p>成果 : 現時点では評価できない。</p> <p>課題 : 今後、計画を本格的に推進していくための地域協議会を設立することが急務となっている。</p>																																																																							
松戸市	<p>事業名 : 「減CO2どんぐり作戦」 問1の回答記号「T」 事業期間 : H20年度～ 事業費 : 10,398千円 ※事業費については、平成20年度「松戸市地球温暖化対策地域推進計画策定等業務」の予算額を記載 市の単独事業である 関連計画 : 「緑の基本計画、松戸市地球温暖化対策地域推進計画（減CO2大作戦）（策定中）」</p>																																																																							

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>概要：減CO₂大作戦のモデル事業として実施。松戸市の木であるしいの木を緑化の象徴とし、その実であるどんぐりから育苗・植樹を推進する事業。目的として①市内に緑を増やす、②二酸化炭素を吸収する、③育てる喜びを味わい育む心を学ぶことを掲げ、市長を隊長とした「どんぐりキッズ隊」を編成。キッズ隊は、どんぐりを植え付け、植樹できる大きさになる3年後まで木を育成させ、最終的に市内外へ植樹することを役割とする。</p> <p>平成20年度は子ども会6つ、小学校3校でキッズ隊を編成し、育苗を行っている。キッズ隊の活動の皮切りとなった子ども会のキッズ隊結成式にはキックオフイベントとして廃校の校庭にて各種イベントを行った。</p> <p>成果：平成20年度は431名をキッズ隊として認定。</p> <p>※キッズ隊が植えたどんぐりが育ち、10～15年後に吸収する二酸化炭素量は100,854kg／年と試算。（幹回り40cmの樹木が一年間に吸収する二酸化炭素量を234kgとして計算）</p> <p>課題：植樹先の確保</p> <p>事業名：「緑のカーテン普及事業」　問1の回答記号「J」</p> <p>事業期間：H18年度～　事業費：1,877千円　市の単独事業である</p> <p>関連計画：「松戸市地域省エネルギー・ビジョン」</p> <p>概要：地球温暖化防止に向けた省エネルギー対策の一環として、平成18年度より実施。建物の窓の外につる性植物を植え、広がった葉の蒸散作用により通常のカーテンよりも室内が涼しくなり、エアコンの使用を押させることができる。松戸市では、ゴーヤによる緑のカーテンを本庁舎及び公共施設に設置し、また、ゴーヤの苗を市民に配布することにより普及を図っている。なお、平成19年度より緑のカーテンの出来栄えを競う「緑のカーテンコンテスト」を実施し、「家庭部門」、「店舗・事業所部門」、「学校部門」で市長賞、教育長賞（学校部門のみ）、省エネルギー推進賞を設け、表彰している。</p> <p>成果：平成20年度実績　・本庁舎及び公共施設に91箇所設置 　　・緑のカーテンコンテスト応募総数42点</p> <p>課題：PR活動の強化、市内設置数の把握</p>
柏市	<p>事業名：「特定排出者削減計画書制度」　問1の回答記号「H」　事業期間：H19年度～　事業費：0千円　市の単独事業である　関連条例名：「柏市地球温暖化対策条例」　関連計画：「柏市地球温暖化対策計画」</p> <p>概要：温室効果ガスを1,500 t-CO₂以上排出する事業者を対象として、計画期間（3ヶ年度）における削減計画書と、各年度の実施状況報告書の提出を義務付けるもの。提出された削減報告書及び実施状況報告書については、ホームページ等において公表する。</p> <p>成果：平成20年11月末現在、38事業者が削減計画書を作成。 　　基準年に対するCO₂削減量9,798 t-CO₂ 削減率2%</p> <p>課題：対象事業者の事業活動の変更等が生じた場合、計画値と目標値が大きく乖離する。</p> <p>事業名：「開発事業者等の配慮計画書制度」　問1の回答記号「H」　事業期間：H19年度～　事業費：0千円　市の単独事業である　関連条例名：「柏市地球温暖化対策条例」　関連計画：「柏市地球温暖化対策計画」</p> <p>概要：開発行為等（※）を実施する事業者に対し、その事業における自然エネルギーの利用や省エネ機器の設置等による、温室効果ガス排出の抑制措置計画（配慮計画書）の提出を義務付けるもの。提出された配慮計画書についてはホームページ等において公表する。</p> <p>※配慮計画書制度の対象となる事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法に規定する開発行為のうち、その面積が3,000m²以上の開発行為 ・地区画整理事業　　・市街地再開発事業 ・大規模小売店舗立地法の規定する店舗（既存の建物の変更は除く）のうち、店舗面積が4,000m²以上のもの <p>成果：平成20年11月末現在、6事業について配慮計画書の提出がある。 【温室効果ガス排出抑制のための具体的な取り組み例】</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電、雨水利用など自然エネルギー資源の効率的な活用 省エネ機器の導入・屋上緑化・廃棄物の分別、再利用の促進など <p>課題：提出された配慮計画書について、技術的知見を持つ職員がおらず、事業者に対して具体的な指導が行えない。対象事業における建築物の建設等において、自然エネルギーや高効率機器の導入を求めるが、事業コストが増加するため、事業者の理解を得ることは難しい。</p>
市原市	<p>事業名：「生涯学習講座おかげくん ごみの減量とリサイクル」 問1の回答記号「D・P・Q」 事業期間：H10年度～ 事業費：275千円 市の単独事業である 関連計画：「市原市一般廃棄物処理基本計画」 概要：市民団体と協働で講座を実施。市民団体は、市民の視点で身近なことからできるごみの減量化やリサイクルへの取り組みなどを説明する。小学生に対しては、市職員と市民団体による寸劇なども交え、関心を高めている。 成果：平成20年12月10日現在、申請があった小学校や町会、婦人会などで計52回実施（平成20年度分のみ）。毎年、申し込み団体数が増加しており、ごみの減量化とリサイクルに対する関心が年々高まっている。 課題：ごみの排出量の減少に繋がる為の効果的な啓発活動・手段の獲得。</p>
静岡市	<p>事業名：「清流の都創造プロジェクト」 問1の回答記号「A」 事業期間：H18年度～ 事業費：(総額)50,625千円 (予定) 市の単独事業である 関連条例名：「静岡市清流条例」 関連計画：「静岡市環境基本計画」 概要：「清流の都創造プロジェクト」については、平成18年3月策定の「静岡市環境基本計画」のリーディングプロジェクトに位置づけ、環境面から目指す都市像を「人々が健やかで豊かに暮らせる、人と環境が共生するまち・静岡」として、様々な取り組みを進めている。 <重点施策> <ul style="list-style-type: none"> 日本有数の清流の保全と継承 夏でも日本一暮らしやすい生活環境の創造 自然と都市が調和した美しい景観の創造 「清流の都」づくりの総合的推進 <実施事業> <ul style="list-style-type: none"> 清流の都・静岡創造推進協議会の運営 (Webサイト・他都市との交流事業) 清流レンジャーによるレジマー客へのマナー指導 市民との協働による清流保全事業 都市緑化の推進 (建築物等緑化奨励補助制度) 市街地において清流を感じる都づくり (ほたるの集い・水景施設整備) 自然環境・河川環境アドプトプログラムの推進 環境教育の推進 放任竹林対策 等 <p>成果：○市民への意識啓発 ○清流の都・静岡のPR ○流の保全と継承 課題：「清流の都」づくりの総合的推進 (市民・事業者・NPO等との連携、協働事業の推進)</p> <p>事業名：「静岡版『もったいない運動』の推進」 問1の回答記号「P」 事業期間：H19年度～H21年度 事業費：(総額)20,000千円 (予定) 市の単独事業である 関連条例名：「静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例」 関連計画：「静岡市一般廃棄物処理基本計画」 概要：静岡市では、「人や物を大切にする心を育む」ことを基本理念に、日本人が忘れかけている言葉、『もったいない』をキーワードとして、静岡版「もったいない運動」を推進し、ごみ減量を目指している。平成20年度目標 市全体のごみ5%削減 (平成18年度比) (1)雑紙の重点回収 家庭から出される燃えるごみの約30%を占める紙類のうち、資源化できる雑紙(ティッシュペーパーの空き箱や、菓子の空き箱など)の重点回収に取り組んでいる。 (2)レジ袋削減に向けた取組に関する協定 マイバッグ持参率のさらなる向上を目指し、キャンペーンを実施するほか、スーパーなどと「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」を、9事業者55店舗と締結し、締結事業者を市ホームページ等で紹介するなど、事業者の取組みを支援している。 (3)事業系ごみの減量の推進 事業系一般廃棄物の減量化を進めるために、事業所約10,000施設へ訪問指導を行い、特に、紙ごみのリサイクルの推進啓発を呼びかけている。また、廃棄物の多量排出事業者100事業所に対して、要綱に基づいた減量化指導を行っている。</p> </p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要																														
浜松市	<p>(4) 市庁舎での取組み 市民に運動に取り組んでもらうためには、市職員が率先して運動に取り組まなければならないという考え方から、市庁舎から排出されるごみの削減を目指し、「各課に置くごみ箱は原則1個とする」「職員食堂にはマイ箸を持参する」「市主催会議ではペットボトル飲料を提供することを控える」「機密文書の溶解処理」などに取り組んだ。</p> <p>成果：平成19年度 市全体のごみ2.8%削減、市庁舎のごみ42.4%削減(平成18年度)</p> <p>課題：リサイクル（ごみの再資源化）意識の醸成は、ある程度進んでいると思われるため、今後は、ごみの発生抑制・排出抑制の意識醸成を図る施策を展開したい。</p> <p>事業名：「木材需要拡大事業（天竜材の家百年住居のすまいの助成事業）」 問1の回答記号「S」 事業期間：H18年度～ 事業費：40,000～50,000千円/年 市の単独事業である 関連計画：「浜松市森林・林業ビジョン（H19.3策定）」、「公共部門における地域材利用促進に関する基本方針（H19.3策定）」</p> <p>概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 市内の森林資源の循環利用をさらに促進するためには、主な需要先である住宅資材に市内産材が一層利用されるようにする必要がある。そこで、当面（5年間）、外国産材・他県産材と市内産材との間にある価格差（4,000円/m²）に対し市が一定の助成をする。 概要 <ol style="list-style-type: none"> 流れ <p style="text-align: center;"> (1)流れ </p> 要件 <table border="1"> <tr> <td>対象</td> <td>市内に住宅を新築又は建替えをして居住すること。</td> </tr> <tr> <td>使用材料</td> <td>「しづおか優良木材」又はその品質規格基準に準じて加工された浜松市内で生産された木材（静岡県産材証明制度・現地検査にて確認）を50%以上使用する。</td> </tr> <tr> <td>使用割合</td> <td>主要構造材（柱・梁等）の内、地域材を50%以上使用する。</td> </tr> <tr> <td>助成額</td> <td>4,000円/m² 80m² (32万円)以上、ただし上限を100m² (40万円)とする。</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>建設現場を広報活動の場として提供すること。 他の同類の助成を受けた住宅は対象としない。</td> </tr> </table> 実績 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> <th>⑯実績</th> <th>⑰実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域材利用への支援</td> <td>上記要件を基本として施主に助成</td> <td>103棟 40,745千円</td> <td>100棟 39,811千円</td> </tr> <tr> <td>検査確認事務委託ほか</td> <td>制度広報、申請受付、検査見学会などの開催支援</td> <td>1,785千円</td> <td>1,785千円</td> </tr> </tbody> </table> 事業効果 <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果</th> <th>課題</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新たに地域材を利用した住宅を販売する工務店が出てきた。</td> <td>構造材に「地域材」を利用しても実際に住んでいる人の目には見えないため、ユーザーにその良さが伝わりにくい。</td> </tr> <tr> <td>市内製材業者の中には、人工乾燥施設など設備投資をする動きが出てきた。（H18、4製材所で人工乾燥機を導入）</td> <td>一方、見た目重視で内装材に「地域材」を多く利用した場合、地域材利用のボリュームが減る。</td> </tr> <tr> <td>本制度のために設立した浜松地域材利用促進協議会により、森林組合・製材業界・建築業界、また川上・川下のそれぞれの関係者が同じテーブルで意見を交わし、問題解決に向かう場ができた。</td> <td>需要が増えても工務店等に買い叩かれる現状では、製材会社の利益になりにくく、山元にお金が返らないため、川上（木材供給側）に本制度の事業効果が伝わりにくい。（流通システムの簡素化が必要）</td> </tr> </tbody> </table> 	対象	市内に住宅を新築又は建替えをして居住すること。	使用材料	「しづおか優良木材」又はその品質規格基準に準じて加工された浜松市内で生産された木材（静岡県産材証明制度・現地検査にて確認）を50%以上使用する。	使用割合	主要構造材（柱・梁等）の内、地域材を50%以上使用する。	助成額	4,000円/m ² 80m ² (32万円)以上、ただし上限を100m ² (40万円)とする。	その他	建設現場を広報活動の場として提供すること。 他の同類の助成を受けた住宅は対象としない。	区分	内容	⑯実績	⑰実績	地域材利用への支援	上記要件を基本として施主に助成	103棟 40,745千円	100棟 39,811千円	検査確認事務委託ほか	制度広報、申請受付、検査見学会などの開催支援	1,785千円	1,785千円	成果	課題	新たに地域材を利用した住宅を販売する工務店が出てきた。	構造材に「地域材」を利用しても実際に住んでいる人の目には見えないため、ユーザーにその良さが伝わりにくい。	市内製材業者の中には、人工乾燥施設など設備投資をする動きが出てきた。（H18、4製材所で人工乾燥機を導入）	一方、見た目重視で内装材に「地域材」を多く利用した場合、地域材利用のボリュームが減る。	本制度のために設立した浜松地域材利用促進協議会により、森林組合・製材業界・建築業界、また川上・川下のそれぞれの関係者が同じテーブルで意見を交わし、問題解決に向かう場ができた。	需要が増えても工務店等に買い叩かれる現状では、製材会社の利益になりにくく、山元にお金が返らないため、川上（木材供給側）に本制度の事業効果が伝わりにくい。（流通システムの簡素化が必要）
対象	市内に住宅を新築又は建替えをして居住すること。																														
使用材料	「しづおか優良木材」又はその品質規格基準に準じて加工された浜松市内で生産された木材（静岡県産材証明制度・現地検査にて確認）を50%以上使用する。																														
使用割合	主要構造材（柱・梁等）の内、地域材を50%以上使用する。																														
助成額	4,000円/m ² 80m ² (32万円)以上、ただし上限を100m ² (40万円)とする。																														
その他	建設現場を広報活動の場として提供すること。 他の同類の助成を受けた住宅は対象としない。																														
区分	内容	⑯実績	⑰実績																												
地域材利用への支援	上記要件を基本として施主に助成	103棟 40,745千円	100棟 39,811千円																												
検査確認事務委託ほか	制度広報、申請受付、検査見学会などの開催支援	1,785千円	1,785千円																												
成果	課題																														
新たに地域材を利用した住宅を販売する工務店が出てきた。	構造材に「地域材」を利用しても実際に住んでいる人の目には見えないため、ユーザーにその良さが伝わりにくい。																														
市内製材業者の中には、人工乾燥施設など設備投資をする動きが出てきた。（H18、4製材所で人工乾燥機を導入）	一方、見た目重視で内装材に「地域材」を多く利用した場合、地域材利用のボリュームが減る。																														
本制度のために設立した浜松地域材利用促進協議会により、森林組合・製材業界・建築業界、また川上・川下のそれぞれの関係者が同じテーブルで意見を交わし、問題解決に向かう場ができた。	需要が増えても工務店等に買い叩かれる現状では、製材会社の利益になりにくく、山元にお金が返らないため、川上（木材供給側）に本制度の事業効果が伝わりにくい。（流通システムの簡素化が必要）																														

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要																																																					
	4. 過去の実績																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th><th>H18</th><th>H19</th><th>H20</th><th>H21</th><th>H22</th><th></th><th></th><th></th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成予定棟数</td><td>100</td><td>100</td><td>120</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>助成棟数</td><td>103</td><td>100</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>申請棟数</td><td>103</td><td>118</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>											H18	H19	H20	H21	H22						助成予定棟数	100	100	120								助成棟数	103	100									申請棟数	103	118								
	H18	H19	H20	H21	H22																																																	
助成予定棟数	100	100	120																																																			
助成棟数	103	100																																																				
申請棟数	103	118																																																				
	5. 平成20年度計画・実績																																																					
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>上棟日</th><th>5・6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受付期間</td><td>4月</td><td>5月</td><td>6月</td><td>7月</td><td>8月</td><td>9月</td><td>10月</td><td>11月</td><td>12月</td><td>(棟)</td></tr> <tr> <td>助成棟数</td><td>25</td><td>12</td><td>11</td><td>11</td><td>10</td><td>10</td><td>11</td><td>10</td><td>10以上</td><td>120</td></tr> <tr> <td>申請棟数</td><td>25</td><td>12</td><td>11</td><td>25</td><td>14</td><td>10</td><td>14</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>										上棟日	5・6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計	受付期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(棟)	助成棟数	25	12	11	11	10	10	11	10	10以上	120	申請棟数	25	12	11	25	14	10	14			
上棟日	5・6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計																																												
受付期間	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	(棟)																																												
助成棟数	25	12	11	11	10	10	11	10	10以上	120																																												
申請棟数	25	12	11	25	14	10	14																																															
	応募多数の場合は、受付期間の翌月第2日曜日に公開抽選を行う。																																																					
	6. 浜松地域材利用促進協議会 会員：浜松地区木材協同組合連合会、浜松地区建築業組合連合会、浜松地域森林組合協議会																																																					
	7. WTO等との関連整理																																																					
	WTOの自由貿易との関連は、国・県でも地産地消・地域材の利用等、地域重視の施策を進めており、WTOとは接触しないとの流れで整理している。その他、独占禁止法との関連は、全国で最初に同種の事業を立ち上げた岐阜県が公正取引委員会に確認したところ、地域材限定の補助事業は、特定の商品でないので問題ない、独占禁止法にも触れないとの回答を得ており、それに準じて考えている。																																																					
名古屋市	事業名：「中小企業の省エネ対策の指導」 問1の回答記号「D」																																																					
	事業期間：H19年度～ 事業費：21,202千円(H20予算額) 市の単独事業である 関連計画：「第2次名古屋市地球温暖化防止行動計画」 概要： 1 省エネアドバイザーによる訪問指導 平成19年度に、学識経験者、事業者団体などで構成する検討会にて作成した「省エネ対策虎の巻—店舗編」を使用して、省エネアドバイザーが食品スーパーなど店舗を個別訪問し、省エネ対策のアドバイスを行う。 2 事業者団体との連携によるエコジョブ実践シートの活用 「虎の巻—店舗編」の簡易版となる「エコジョブ実践シート（仮称）」を新たに作成し、事業者団体と連携して小規模事業所に対して配布するなど、省エネ対策の普及に努める。 3 スクラム検討会の運営 オフィス・病院を対象として25件の省エネ実態調査を行い、調査結果を基に検討会での議論を踏まえて、オフィス・病院向けの省エネ対策手引書を作成する。 4 エコ事業所優秀賞の実施 市が認定するエコ事業所の中でも、特に優秀で他の模範となる事業所を「エコ事業所優秀賞」として表彰、「なごや環境大学」と連携して事例発表会を開催、優秀事例の普及を図る。 成果：省エネアドバイザーが、約100件の食品スーパー、ドラッグストア、飲食店、家電量販店を訪問し、省エネアドバイスを行った。また、平成19年度に初めてエコ事業所優秀賞の表彰を行い、優秀賞7事業所、特別賞3事業所を贈るとともに、平成20年度には、優秀賞・特別賞授賞企業を訪問し、実践事例を直接見学する「なごや環境大学」の講座を開講した。 課題：・事業者をきめ細かく支援する省エネアドバイス体制の構築 ・投資の必要な省エネ対策導入を後押しする経済的なしきみの構築																																																					
	事業名：「レジ袋有料化」 問1の回答記号「P」 事業期間：H19年度～ 事業費：⑯⑰10,389千円 市の単独事業である 関連計画：「名古屋市第4次一般廃棄物処理基本計画」 概要：市民・事業者との協定方式により、レジ袋有料化に取り組む。 ・平成19年10月～ 緑区においてモデル事業を実施 政令指定都市では初となる1行政区という面的な取り組みを開始。 ・平成20年10月～ 東部7区で開始 10月現在の参加店舗数はスーパー・マーケットやドラッグストア、クリーニング店など635店舗。 ・平成21年4月～ 西部8区で開始し、全市で実施 成果：レジ袋辞退率：約90% レジ袋削減量：4,412万枚（308トン）（平成19年10月～20年10月分） 課題：コンビニエンスストアや百貨店など、参加する業種の拡大。																																																					

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
豊橋市	<p>事業名：「豊橋市資源化センター余熱利用施設整備・運営事業」　問1の回答記号「J・M・P」　事業期間：H17年度～H34年度　事業費：3,216,105千円 市の単独事業である　関連計画：「エコビレッジ基本構想」 概要：豊橋市資源化センター余熱利用施設（りすば豊橋）の整備・運営をPFI事業により行う。この施設は、資源化センターの余熱を利用して、健康増進と市民交流の場として幅広い層の市民の利用に供することを目的とした施設である。また、環境保全に配慮した施設の整備・運営を通じて、市民の省資源・省エネルギーに関する意識の向上を期待する施設でもある。 ・温水プール・トレーニングルーム・浴場・休憩室・更衣室、脱衣場・駐車場、駐輪場・売店、温暖化防止コーナー等 成果：雨水貯留層、太陽光発電、風力発電等の設置、資源化センターの蒸気熱の利用など、より環境に配慮した、市民への省資源・省エネルギーに関する意識啓発施設が整備できた。 課題：この事業が始めてのPFI事業として取組まれており、運営期間が15年間と長期にわたること。</p>
岡崎市	<p>事業名：「環境基本計画の改訂」　問1の回答記号「A・D・G」　事業期間：H18年度～H20年度　事業費：24,232千円　市の単独事業である　関連計画：「環境基本計画」 概要：環境基本計画の改訂を市民、行政協働で実施している。従来のコンサルへの委託による、行政主導、市民参加型の策定ではなく、市民、行政職員からなる「環境まちづくり市民会議」を設置し、市民主導で改訂作業を進めている。これは、計画の遂行は市民、事業者、行政の協働が不可欠であり、より積極的な市民協働を実現するため、計画自体に市民の意思を最大限反映させたものにすることが必要なことから実施したものである。 改訂後の基本計画は、市民、事業者、行政が協働して実施する17のプロジェクトが中心となるものに改訂される予定であり、実行に不可欠な市民組織についても話合いがなされているところである。 成果：市民が積極的に参加し、改訂後の計画推進についても、市民、事業者、行政の協働で実現する意識が強まっている。中間案の発表会においては、市民自らが計画し、発表するなど、市民の行動が積極的になってきた。 課題：一部の市民はより積極的になってきている一方で、まだまだ広がりが少ない。また、環境部局以外の市組織についても消極的な姿勢が見られる。また、市民会議全員の合意によって意思決定をするため、時間がかかる。</p>
	<p>事業名：「エコドライブ推進事業」　問1の回答記号「A・D・L」 事業期間：H20年度～　事業費：620千円　市の単独事業である 概要：自動車からのCO2排出の削減を目的にエコドライブモニターを市民から募り、エコドライブの普及を図っている。 ○市民に瞬間燃費計を貸出し、エコドライブを心がけることで、燃費の向上を目指してもらい、結果を市に報告させる。 ○エコドライブモニター期間中にエコドライブ講座を開催し、受講させる。エコドライブ講座は地元の自動車学校の協力を仰ぎ、自動車学校の教習コースを利用した実車による講座を実施している。 その他に、市民、事業者、行政で組織した岡崎市地球温暖化防止隊によるエコドライブ講座（座学）を月に1度程度実施している。 成果：燃費の改善だけでなく、地球温暖化対策に関する意識の向上、交通安全に対する意識の向上などが図られた。</p>
一宮市	<p>事業名：「緑のカーテン」　問1の回答記号「J」　事業期間：19年度～　事業費：H19（実績）410千円　市の単独事業である　関連計画：「一宮市環境基本計画」 概要：市内の小・中学校を対象に、アサガオやゴーヤなどつる性植物を育て、建物〔校舎等〕の窓辺や壁面にカーテンを作ることにより、省エネなどで地球温暖化防止に貢献するとともに、環境教育としての活用を図る。 成果：（市内小・中学校）45校が参加</p> <p>事業名：「住宅用太陽光発電システム設置補助」　問1の回答記号「M」 事業期間：H19年度～　事業費：H19（実績）19,910千円 市の単独事業でない　関連計画：「第6次一宮市総合計画」 概要：（温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、）市民自らが居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置する方に対し、その費用の一部を補助する。 成果：施設出力合計　414.77kW</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
春日井市	<p>事業名：「環境マネジメントシステム」　問1の回答記号「E」　事業期間：H11年度～　事業費：H20年度 2,730千円　市の単独事業である 概要：環境マネジメントシステムは、市役所が行う全ての事務、事業等の活動やサービスによって生じる環境への影響を持続的に改善するためのシステムを構築し、そのシステムを継続的に運用していくもの。これらシステムの基本的な考え方としてPDCAサイクルがあげられる。著しい環境側面を抽出し、計画（P）、実行（D）、点検（C）、見直し（A）のサイクルを行い、目標設定の段階よりステップアップするという考え方である。 成果：○環境への負荷を低減し、環境を保全するための活動を継続的に実施する。 ○緊急事態に対する危機管理体制が構築できる。 ○率先した取組みにより「環境自治体」として評価が得られる。 ○職員の意識改革が図られる。 課題：2004年にISO14001の規格が改正され、環境マネジメントシステムが経営マネジメントシステムの色が濃くなってきた。そのため、市が運用している他の経営マネジメントシステムと内容面で重複する部分が出てきており、事務負担が増大している。</p> <p>事業名：「住宅用地球温暖化対策機器設置費補助事業」　問1の回答記号「M」 事業期間：H10年度～　事業費：H20年度18,000千円 一部単独事業である・（太陽光発電のみ）単独事業でない 概要：〔趣旨〕環境への負荷の少ない循環型社会に変革するため環境保全意識の高揚を図るとともに、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化防止に寄与するため、住宅用の地球温暖化防止対策機器を設置するものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するもの。 〔補助対象機器及び補助金（H20年度）〕 1. 太陽光発電システム 1kW当たり40,000円（4kWを上限） （上記の補助金には、愛知県からの補助金が含まれています。） 2. 太陽熱利用システム①強制循環型 1台につき40,000円（一律） ②自然循環型 1台につき20,000円（一律） 3. 高効率エネルギーシステム1台につき30,000円（一律） 成果：太陽光発電システム（H10年度～H19年度） 累計690件に補助 太陽熱利用システム（H17年度～H19年度） 累計29件に補助 高効率エネルギーシステム（H18年度～H19年度） 累計389件に補助 課題：補助に係る予算の確保が非常に困難であること。例年、市民ニーズに応えられず、当初予算の範囲内で基本的に受付けを終了しており（一部予算流用）窓口での対応に苦慮している。</p>
豊田市	<p>事業名：「ITSを活用した移動支援」　問1の回答記号「K・L」　事業期間：H15年度～H16年度　事業費：約238,000千円（施設建設費・情報提供システム整備費）　市の単独事業でない　関連条例名：「豊田市ITS情報センター条例」　関連計画：「豊田市交通まちづくりビジョン2025、ITS戦略プラン「STAR☆T21」」 概要：豊田市内の移動を、目的地情報を含め総合的に支援するため、豊田市駅近くに「ITS情報センター(みちナビとよた)」を設置すると共に、PCや携帯電話に移動情報を提供するためのポータルサイト「みちナビとよた」を運用している。移動支援ポータルサイトでは、豊田市の基幹バス「とよたおいでんバス」や地域バス、私鉄の電車・バス等のりかえ・運賃情報、路線図・時刻表等のほか、とよたおいでんバスの位置情報提供サービスや市街地駐車場の満空情報報、パーク＆ライド駐車場情報、市内の施設・タウン情報や沿道に設置したライブカメラの映像を利用した渋滞状況の情報等の提供を行っている。また、豊田市が提供する「エコドライブ宣言」サイトや「チャレンジエコ通勤」サイトにリンクしており、環境にやさしい移動手段の啓発にも貢献している。ITS情報センターでは、これらの情報提供に加え、電話予約バス（デマンドバス）の利用申込みや、交通に関するさまざまな相談の受付、自転車の貸出（レンタサイクル）サービス等をオペレーターを介して実施している。 成果：移動支援ポータルサイトへのアクセス数：1ヶ月平均20万6千件（平成19年度） ITS情報センターの利用者数：25,400人（平成19年度） 課題：移動支援ポータルサイトの更なるコンテンツの充実（携帯電話と二次元バーコードを活用した移動案内システム導入）や、エコドライブ宣言サイト等を通じたエコドライブの普及拡大を図っていくこと。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>事業名：「レジ袋無料配布の中止」　問1の回答記号「A・P」 事業期間：H19年度～　事業費：3,057千円　市の単独事業である 関連条例名：「豊田市の環境を守り育てる条例」 関連計画：「豊田市地球温暖化防止行動計画、豊田市一般廃棄物処理基本計画」 概要：豊田市では平成11年より、消費者、事業者及び行政が「とよたエコライフ俱楽部」を組織し、豊田市共通シール（エコポイント）を活動の促進ツールとして買物袋持参運動を実施し、買物袋持参率30%を目指して一体的に進めてきた。平成20年4月より、とよたエコライフ俱楽部及び市が市内事業者と「レジ袋の削減に関する協定」を締結し、レジ袋の大幅な削減を目指して無料配布中止に取り組んでいる。買物袋持参運動の取組が市民に十分に浸透していたため、目立った苦情もなく、市民の理解を得て進めている。</p> <p>【協定の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●店舗の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・レジ袋無料配布の中止及びマイバッグ持参の呼びかけ ・レジ袋辞退率70%以上の達成（70%以上で各事業者が設定） ・有料レジ袋収益金の社会還元（植樹活動や社会貢献活動に活用） ●とよたエコライフ俱楽部の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグ持参運動の拡充　・協定締結事業者の取組への支援 ・啓発物品の提供、店舗での啓発活動の実施 ●市の役割　・広報支援（報道発表等） <p>成果：レジ袋削減に関する協定締結事業者は、4月1日市内34事業者69店舗でスタート、12月1日10事業者28店舗が新たに加わり、44事業者97店舗で実施中。今後は随時受付。10月末現在の辞退率は平均88.5%で、4月からレジ袋10,246,130枚分、原油303,800ℓ分、CO₂ 515トン分の削減効果が得られている。</p> <p>課題：コンビニ、ホームセンターの協力が得られない。</p>
津市	<p>事業名：「久居榎原風力発電事業」　問1の回答記号「M」 事業期間：H9年度～　事業費：940,000千円　市の単独事業である 関連計画：「津市地域新エネルギービジョン」 概要：津市の西部、青山高原の緑峰、標高842mの笠取山（かさとりやま）の頂上付近に、平成11年5月、旧久居市（平成18年合併）直営の久居榎原風力発電施設（750kW×4基）を設置。稼動状況は、平成19年度発電量6,743,520kWh、売電額82,844,138円（税込み）。当地は、日本海から若狭湾、琵琶湖を通り、伊勢湾に抜ける“風の道”上にあり、年間平均風速7.6m/sの強風地帯。地域特性に合致し、地方自治体の主体性が求められている地方分権時代に則した施策として、平成11年度に財団法人新エネルギー財団から「新エネ大賞」を、毎日新聞社から「地方自治奨励賞」を受賞。当地には、観光客をはじめ、先進地視察や社会見学として、年間約11万人の見学者が訪れる。また、当市の普及啓発活動として夏休みに親子向け「新エネルギー学習会」を行い、見学地のひとつとして活用している。</p> <p>成果：本事業をきっかけとして、当地における民間の風力発電施設導入が進んでおり、順調に進めば平成27年度には91基（152,000kW）となし、全国一の風力発電施設群となる。</p> <p>課題：自然災害、特に落雷の被害を最小限に抑え、稼働率の向上を図る。</p>
四日市市	<p>事業名：「国際環境協力推進事業」　問1の回答記号「W」 事業期間：H5年度～　市の単独事業である　関連計画：「四日市市環境計画」 概要：我が国が蓄積した環境保護技術等を活用し、諸外国の地域環境破壊防止の改善に資するため、平成2年、国、県、財界と（財）国際環境技術移転研究センター（ICETT）を設立しました。このICETTを通じ、本市の友好都市である天津市の環境改善を目的に、平成5年度から研修生を受け入れ、公害防止対策技術等の研修を行っています。また、平成13年度からは、受け入れ研修に併せ、天津市において環境セミナーを開催しています。</p> <p>研修テーマ H19：閉鎖性水域における水質保全対策　H20：S02の削減に向けた管理政策 成果：　国内受け入れ：延べ96名　天津市でのセミナー：延べ414名</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
岐阜市	<p>事業名：「ぎふ減CO2（げんこつ）ポイント制度」　問1の回答記号「D」 事業期間：H20年度～　事業費：2,520千円（H20年度予算） 市の単独事業でない　関連条例名：「岐阜市環境基本条例」 関連計画：「岐阜市地球温暖化対策指針」 概要：民生家庭部門の地球温暖化対策として、市民の生活における省エネ活動を推進するため、岐阜市版エコポイント制度として、平成20年7月～12月に実施している。具体的には、省エネ活動（電気、ガス、水道）、マイはし持参、省エネ自動車、省エネ家電、高効率給湯器の購入に対してポイントを付与するとともに、抽選で省エネ啓発品が当たる仕組みとなっている。 成果：・市民、事業者、行政で構成する岐阜市地球温暖化対策推進委員会を推進組織として設置し、制度を実施することで、事業者から、協賛金、省エネ啓発品の提供を得ることができ、行政だけの資金負担ではなく、事業者、行政の協働による持続可能な仕組みが実現した。 ・7月～8月に実施したサマーチャレンジの結果として、106世帯の応募があり、CO2削減量 6405.1kgを達成した。この数値は1世帯あたり60kg削減に相当する（1世帯2か月分平均排出量の8.2%削減相当）。 課題：・参加人数の伸び悩みが課題であり、制度の認知度の低さが主因と認識している。広報紙等の紙媒体による啓発だけでなく、市民講座を継続的に実施する中、参加人数の拡大を図りたいと考えている。</p> <p>事業名：「自然ふれあい活動支援事業」　問1の回答記号「C・D・U」 事業期間：H19年度～　事業費：2,000千円　市の単独事業である 関連条例名：「岐阜市自然環境の保全に関する条例」 関連計画：「岐阜市自然ふれあい地域ビジョン」 概要：地域住民、環境保全団体そして行政との協働により、自然環境に対する意識の向上を図り、地域の自然がもたらす恵沢を将来にわたり享受できるよう、自然環境保全活動に対しての人的支援を実施し、地域の自主的な自然環境保全活動としての定着を図っていく。そのための施策として、自然環境保全活動を実施している地域へ、専門家を講師として派遣する等、情報提供を行っていくことで、地域内で連携した活動ができる環境を構築していくためのコーディネートを実施する。 成果：・平成20年度までに市内4地域での自然環境保全活動を支援　・地域住民が主体となって自然環境保全活動を実施していくなかで、学校、環境保全団体及び行政との連携強化の実現　・「達目洞（だちぼくぼら）ヒメコウホネ特別保全地区」における自然環境保全活動が評価され、達目洞（さかしまがわ）上流）が「平成の名水百選」（環境省 平成20年6月）に選定　・平成19年度に市民や小中学校からのニーズが高い「金華山に関する学習プログラム」を作成　・上記プログラムを、市民や環境保全団体相互の情報等共有ツールとして平成18年度から19年度にかけて作成したポータルサイト「ぎふネイチャーネット」に掲載 課題：自然を取り巻く環境は、数年で大きな変化が生ずるため、その地域での自然環境保全活動のあり方や施策等について再検討、見直しを実施していく必要がある。そのため、各地域での自然環境保全活動状況を行政が継続的に把握し、P（計画）→D（実行）→C（点検）→A（見直し）サイクルの手法の活用により、継続的な点検・改善を行い、より一層の自然環境保全に対する意識の向上を図っていく必要がある。</p>
大阪市	<p>事業名：「市民環境調査隊事業」　問1の回答記号「G」　事業期間：H16年度～ 事業費：1,693千円（H20予算）　市の単独事業である 関連条例名：「市民環境調査隊事業」　関連計画：「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画」 概要：本市では、「第Ⅱ期 大阪市環境基本計画（平成15年2月）」の着実な進行管理を行う上で、環境施策の継続的な改善に市民意見を反映することを目的として、施策の点検・評価に市民意見を求める市民環境調査隊事業を平成16年度から実施している。 本事業では、市民ボランティアの皆さん（約25名）に施策のテーマ別にチー</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>ムに分かれていただき、討議や現地調査活動などを行うことにより、施策についてより深く理解していただいている。そして、最終的には、施策の改善に向けた意見・提言を取りまとめていただいている。</p> <p>成果：これまでの市民環境調査隊の提言が、小学校の百葉箱を活用した夏期気温モニタリング調査（ヒートアイランド対策）の実施など、実際に事業化された事例がある。</p> <p>課題：本事業を通していただいた意見・提言をどのように環境施策に反映していくか、今後も検討が必要である。</p>
堺市	<p>事業名：「ヨシ原再生実験」　問1の回答記号「A・D・U」</p> <p>事業期間：H17年度～実施中　市の単独事業である</p> <p>概要：都市化の進行により人工的な構造（コンクリート張り）となっている河川（石津川水系百済川）で、河川環境の改善に向けて、水質浄化や河川の生き物にとって重要なすみかとなる「ヨシ（イネ科の水生生物）」の植栽実験を平成17年度から実施している。この取組は、石津川水系上流部のヨシの自生する場所から地下茎を採取し、都市化された下流部に移植することで、都市域に水生生物が生息できる環境の再生の可能性を検討するとともに、川から海へつながる環境再生への発展を期待した事業として、地域の小学校をはじめ市環境部局、河川管理者、地元企業等、多様な主体の協働により実施している。平成18年度からは、同じ流域にある近隣の小学校とも連携し、学校間交流を図りながら、ヨシの活用を考え循環型社会形成の考え方を取り入れ、この活動に取り組んでいる。</p> <p>成果：継続的な活動の実施により、活動前に比べごみの不法投棄が少なくなる、川の水生生物の種類が増える（新たにウナギ、モクズガニ、ハゼ類といった生き物が確認）などの効果が出ている。また、活動に参加した子どもたちが地域の川に愛着をもつようになってきている。</p> <p>課題：現時点では小学校を主体とした環境学習的な要素が強くなっている。住民主体による自主的かつ継続的な活動へと発展させることができるかどうかが今後の課題となっている。</p>
豊中市	<p>事業名：「超音波反応技術を用いたバイオディーゼル燃料製造実証試験事業」問1の回答記号「B・P」　事業期間：H19年度～H20年度　事業費：20,501千円</p> <p>市の単独事業でない　関連計画：「堺市循環型社会づくり計画」</p> <p>概要：バイオディーゼル燃料（BDF）は、CO₂排出量がゼロとみなされるなど、環境にやさしい軽油代替燃料として、地球温暖化防止対策及び循環型社会形成の推進の観点から注目されている。NPO法人が一般家庭から回収した廃食用油を原料に、大学発の新技術である超音波反応を利用した試験装置によりBDFを製造し、市のごみ収集車で生成BDFを使用した車両走行試験を行うなど、産学官民が連携して事業を行い、市の関連部局でも予算計上し、事業を支援している。新技術に基づく高効率・高品質の実用BDF製造装置としての有用性を実証し、高効率で高品質のBDFを製造することで、BDF利活用の普及促進をめざす。</p> <p>成果：二酸化炭素排出削減及び化石燃料の枯渇・高騰を踏まえ、高効率で高品質のBDF製造の実用化は重要度を増している。また、NPO法人による一般家庭からの廃食用油回収が、目に見える形での地域環境活動として、循環型社会の形成推進や地域の活性化に繋がっている。</p> <p>課題：高効率・高品質のBDF製造装置システムの実用化に向けた最適運転条件の確立を目指し、BDFに係る製造コストの低減及び品質確保などの課題を解決し、新事業の創出促進などにつなげていきたい。また、NPO法人による家庭からの廃食用油回収の試行を通じて、地域における循環型社会の形成推進や地域の活性化を図っていきたい。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>『詳細ビジョン』を策定。環境的に持続可能な交通の実現を目指してEST (Environmentally Sustainable Transport) 事業を進めている。平成18年度に、「豊中市における人と街に優しい持続可能な交通の実現を目指して - とよなか夢創（輸送）プランの推進 - 」がESTモデル事業として国土交通省により選定され、豊中市域における交通需要マネジメントや、自動車の使用抑制等の実施にむけた取り組みを、3か年かけて行っている。事業実施にあたっては、豊中市ESTモデル事業推進委員会を設立し、関係行政機関や大学、企業の関係者に委員として参画いただいている。ESTモデル都市として、環境省及び国土交通省等から重点的に支援を受け、事業の推進が図られている。</p> <p>成果：児童向けエコクイズ大会や、小学校や幼稚園・保育所などでの交通学習など、持続可能な交通をテーマとする環境学習を、関係機関や民間事業者と連携しながら実施しており、児童やその保護者へ、エコライフの実践の重要性についての認識を深める機会となっている。</p> <p>課題：市内において公共交通機関利用の推進を実施するにあたっては、行政及び民間事業者におけるハード面での整備等が必要であり、経済的な面での課題があるため、最終年度のH20年度は国土交通省の地域公共交通連携総合事業にて、より利用しやすい取り組み（素案）をまとめる。</p> <p>事業名：「豊中みどりの交流会」　問1の回答記号「T」　事業期間：H17年度～　市の単独事業である　関連計画：「豊中市みどりの基本計画」</p> <p>概要：「豊中市みどりの基本計画」を推進し、豊中をみどりいっぱいにするために、市内で活動をされている個人や団体が自由に参加し、情報を交換したり、様々なプロジェクトを協働で進めたりするために設置された『場』が「豊中みどりの交流会」です。平成20年度からは、市民による運営委員会が組織され、さらに市民主体の『場』として、取り組まれています。</p> <p>成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みどりのフォーラム開催 ・活動成果集冊子「とよなか みどりのアルバム」発刊 ・情報紙「豊中みどりだより」発行　・みどりのヒント集作成 ・花苗を育苗し、市内公園等にて植え付け ・市内活動団体を紹介した「地域緑Book」作成 ・市内16小学校にて「みどりのカーテン」実施 <p>課題：新規の参加者をいかにして得ていくかということに苦慮している。</p>
東大阪市	<p>事業名：「豊かな環境創造基金活用事業」問1の回答記号「C・D」</p> <p>事業期間：H20年度～　事業費：16,000千円（初年度）　市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「東大阪市豊かな環境創造基金条例」</p> <p>概要：市役所での地球温暖化防止活動により削減する光熱水費や市民、事業者からの寄付を原資とし、市民団体等や府内の以下の経費に活用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共の用に供する施設を環境に配慮した施設に整備するために必要な経費 ・環境に関する教育や学習の振興のために必要な経費 ・環境に関する啓発活動や改善活動の促進のために必要な経費 ・その他豊かな環境を創造する事業のために必要な経費 <p>成果：市民団体から11件申請があり、9件を採択する。</p> <p>課題：安定的な財源確保。</p>
吹田市	<p>事業名：「すいとシニア環境大学」　問1の回答記号「A・B・D」</p> <p>事業期間：H14年度～　事業費：1,018千円　市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「吹田市環境基本条例」　関連計画：「吹田市環境基本計画」</p> <p>概要：小中学校における環境教育のサポーターを育成するとともに、NPOや地域において実践活動を行う人材を地域に輩出し、地域環境力の強化を図るとともに、高齢社会に向けてシニア層に地域での活躍とネットワーク作りの機会を提供することを目的としています。具体的には市内在住の55歳以上のシニア層を対象に、年間約20回の講義を実施し、環境問題全般の基礎知識の習得を目指し、80%以上の単位を取得することを卒業要件としています。市は卒業生を「環境（エコ）の語り部」として認定し、実践の機会・情報の提供を行い、その活動を支援しています。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>成果：卒業生は総勢168人になっています（平成20年12月現在）。卒業生を中心となり、NPO法人すいた環境学習協会（SELF）を設立し（平成16年9月にNPO法人格認証）、環境教育活動を行っています。卒業生はNPO法人SELFが中心となり、市民向けの環境講座、千里第2緑地の整備、小中学校での環境学習支援活動（ビオトープづくり、緑のカーテン作り、エコクラフト教室など）様々な実践活動を行っています。</p> <p>課題：応募人数が減少しており、募集時の広報の見直しが課題となっています。</p> <p>事業名：「アジェンダ21すいた策定・推進事業」 問1の回答記号「A・B・D」 事業期間：H15年度～H20年度（今後も継続） 事業費：11,925千円（H15～20） 市の単独事業である 関連条例名：「吹田市環境基本条例」 関連計画：「アジェンダ21」 概要：地球温暖化や生物多様性の危機的状況など地球規模の環境問題に地域的に取り組み、持続可能な社会を実現しようと、市民（市民団体）・事業者・行政の3者で協議を重ね「アジェンダ21すいた（平成17年（2005年）3月）」地域行動計画を策定しました。平成18年（2006年）5月には、同計画の推進組織として市民（市民団体）・事業者・行政の協働で「アジェンダ21すいた（計画と同名）」を設立しました。以降、計画の推進をはじめ、様々な環境保全に係る取組を市民・市民団体・事業者と協働で行っています。当該事業においては、「地域における環境保全活動を行政だけでなく、市民（市民団体）・事業者との協働で、それぞれの特長を活かしあいながら進めていく。」というコンセプトをもって推進しています。活動にあたっては、エネルギー部会・資源部会・自然部会・交通部会・環境教育部会の5つの部会を設置し、取組を行っています。</p> <p><主な取組>・「暮らしのCO₂ダイエット（環境家計簿）」の普及・促進 ・打ち水、「みどりのカーテン」の普及・促進 ・マイバッグ持参（レジ袋削減）運動の推進 ・校庭芝生化の検討・調査・推進 ・環境配慮型交通システムの検討 ・「レインボースクール（環境学習プログラム）」の構築・公開 ・エコツアーや企画・運営など 成果：市民の視点に立った取組が推進できています。そのため、行政だけでは企画・運営できないイベントや講座の開催により、地域的に根ざした取組を行うことができています。</p> <p>課題：会員数の拡大（取組参加者の増加）、事業者を中心とした大規模な取組の実施（大きな効果が得られる取組の推進）など、今後の課題も残されています。</p>
高槻市	<p>事業名：「地球温暖化防止事業」 問1の回答記号「J・M・O」 事業期間：H20年度～ 事業費：24,450千円 市の単独事業である 関連条例名：「環境基本条例」 関連計画：「環境基本計画、地域新エネルギービジョン」 概要：・環境基金を活用し、地球温暖化対策等の施策に対応する。 ・市が新エネルギーや省エネルギー対策の率先導入を行う。 ・市民が行う太陽光発電・熱利用機器導入及びペレットストーブに対する補助金制度を実施する ・新エネルギー・省エネルギーについての環境教育・学習を進めることにより導入を図る。 ・ヒートアイランド対策としても効果が期待できる「緑のカーテン大作戦」を実施する。</p> <p>成果：効果的に新エネルギーと省エネルギーを組み合わせ、地域における化石エネルギーの消費を抑制し、地域の温暖化対策を推進している。</p> <p>課題：行政として率先して取り組むだけでなく、市民事業者の取組支援も積極的に行うため、今後も多様な手法について、調査・研究し、取組を進める。</p> <p>事業名：「津之江公園自然再生」 問1の回答記号「U」 事業期間：H20年度～ 事業費：90,980千円 市の単独事業である 関連計画：「芥川創生基本構想・津之江公園自然再生計画（案）」 概要：高槻市では、市域を南北に縦断し、淀川に接続している芥川を、市の都市シンボル軸として位置づけ、市民・市民団体・学識経験者・行政などの協働により、「芥川創生基本構想」を策定し、“川づくり”的な取組みを行っているところである。現在の芥川は、都市の中で自然とふれあうことのできる貴重な場所となっており、ふるさとの川として、さらに、地域の人々に親しめる川となるよう、本来、河川がもつ自然の潜在能力と特性を活用し、芥川の水を取り込む</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>湿地ビオトープを中心とした自然再生化整備を行っている。整備後の公園利用形態としては、人の立入りを制限しながら自然再生を図る「自然環境の保全・再生エリア」と、市民の散策やラジオ体操など軽度な運動ができ、緊急時の活用を図るために「人が利用するエリア」に大別し、自然再生と人の利用との共生を図っていくことを目標としている。また、市民参加による自然環境の再生や、環境学習等により自然に対する理解を深めていくことを前提に、モニタリングを継続していくことを計画している。</p> <p>成果：平成20年度 公園整備 平成21年度以降 モニタリング結果をもとに、順応的管理手法により、市民参加を中心とした自然再生を予定</p> <p>課題：・市民参加の仕組みづくり ・再生管理手法の確立 ・事業進捗評価に関する仕組みの構築 ・公園利用形態・維持管理方針の確立</p>
枚方市	<p>事業名：「学校版環境マネジメントシステム（S-EMS）」 問1の回答記号「E」</p> <p>事業期間：H18年度～ 事業費：0千円 市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「枚方市環境基本条例」 関連計画：「枚方市役所CO₂削減プラン～枚方市役所地球温暖化対策実行計画～」</p> <p>概要：枚方市役所では、環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の認証を取得し、環境負荷の低減に向け、環境保全活動を実践しているが、対象組織には学校園は含まれていない。そこで、枚方市立学校園においても、教職員や子どもたちが効果的に環境保全活動に取り組むことができるよう、平成18年度に市独自の環境マネジメントシステム「S-EMS（School-Environmental Management Systems）」を構築し、環境保全の取り組みを推進していくため、運用を開始したもの。</p> <p>学校園事務並びに学校園における教育活動から生じる環境への影響を把握し、その改善や保全のための目的・目標を定め、実行し、その結果を点検し、定期的に見直すPDCAサイクルを基本とした独自の環境マネジメントシステムを運用している。枚方市立の75の小・中学校及び幼稚園が省資源・省エネルギー活動、環境保全事業に取り組んでいる。その成果は、市民代表（NPO法人が開講している環境教育センター養成講座の修了生）と市職員で構成する審査員チームが審査をする。なお、平成19年度の審査の結果、全75学校園が環境保全の取組を継続していることが認定された。</p> <p>成果：全学校園が共通の「環境方針」のもと、環境保全活動に取り組むことができた。</p> <p>課題：市民審査員の確保</p> <p>事業名：「「保育園 環境出前学習」モデル事業」 問1の回答記号「D」</p> <p>事業期間：H19年度～ 事業費：80千円（20年度予算）</p> <p>市の単独事業である 関連条例名：「枚方市環境基本条例」</p> <p>関連計画：「枚方市環境教育・環境学習推進指針」</p> <p>概要：「枚方市環境教育・環境学習推進指針」の重点テーマとして掲げている、「幼児の学びのしくみづくり」を進めるため、「幼児のための体験型環境学習プログラム」のメニュー作りの一環として、市民団体・市民・市職員が、保育所・園で出前学習を実施する事業を、平成19年度より実施している。</p> <p>メニューには①メダカのお話、メダカの飼育指導（市民）②竹・雑木を利用して竹・木のクラフトを作る（市内の環境市民団体）③散策や昆虫・植物の説明を通じての自然体験学習（市内の環境市民団体）④3つの約束「食べ残しをしない」「片づけをする、ものを大事に使う」「何かに使えないか、何回も使うこと」の紹介（市役所ごみ収集部門職員）の4つを用意し、環境総務課は、保育所・園と講師とのコーディネートをしている。</p> <p>成果：平成19年度には3園が7回の事業に参加したのみであったが、平成20年度は口コミや経験された園の再要望（学年は異なる）もあり、9園が13回の事業に参加し、環境学習をする子どもたちがどんどん増加してきた。</p> <p>課題：・予算（講師謝礼）の確保（来年度の参加見込みが不明である） ・保育所では、行事として取り組むことが多く、講師との日程調整が難しい。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
茨木市	<p>事業名：「太陽光発電設備導入補助事業」　問1の回答記号「M」　事業期間：H16年度～H20年度　事業費：10,800千円（20年度）　市の単独事業である 関連条例名：「茨木市環境基本条例」　関連計画名：「茨木市環境基本計画」 概要・目的　本市の区域内において住宅用太陽光発電システムを設置する事業に対し、その経費の一部を市が補助することにより、地球温暖化防止を推進し、新エネルギーの一つである太陽光発電の普及を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経過　費用面で設置しにくいため、国において補助制度があった。本市は平成16年度に府内の自治体で初めて創設（平成18年度から国の補助制度廃止により、本市独自の補助制度となる） ・内容　1kw当たり30,000円とし、4kwまで補助 ・対象　市域内に自ら居住する住宅に平成19年度または平成20年度に太陽光発電システムを設置した者 <p>成果：平成16年度　申請受付27件　補助金総額3,284千円 平成17年度　申請受付63件　〃　8,083千円 平成18年度　申請受付97件　〃　9,516千円 平成19年度　申請受付74件　〃　7,032千円 平成20年度　申請受付48件　〃　4,031千円</p> <p>課題：最近の受付件数は伸びていない。国の補助制度の復活により、申請を控えていることも影響、費用面で個人住宅では設置しにくいなど、今後の価格動向等により、補助額の変更も含め、効果を検討していく。</p>
八尾市	<p>事業名：「八尾市環境総合計画見直し業務」　問1の回答記号「G」　事業期間：H20年度～　事業費：4,364千円　市の単独事業である　関連条例名：「八尾市民の環境を守る基本条例」　関連計画：「八尾市環境総合計画」 概要：本市では、平成10年に「八尾市環境総合計画」を策定し、本市の環境の現状と課題を踏まえ、「緑とうるおいのある、快適な環境とふれあえるまち、やお」という望ましい環境像を設定するとともに、その実現のための5つの環境目標を設定し、それぞれについて行政、市民、事業者の基本方針や施策等を定めている。本計画では、平成22年度が中期目標期間にあたるため、わが国や本市を取り巻く環境に関する情勢の変化、あるいは市民・事業者・行政の意識や取り組みの変化に対応した形で、本市の環境の現状や課題を再調査するとともに、環境に関する情勢及び市民・事業者・行政の意識・取り組みを把握し、望ましい環境像や目標、基本方針、施策などを検討・整理するため、八尾市環境総合計画見直しを実施している。</p>
寝屋川市	<p>事業名：「ニッポンバラタナゴの保護を通じた八尾市の生物多様性保全事業」問1の回答記号「U」　事業期間：H20年度～H21年度　事業費：18,000千円　市の単独事業でない 概要：市民・事業者・教育機関・行政による協議会「環境アニメイティドやお」が、絶滅危惧種 I A類に指定されているコイ科魚類のニッポンバラタナゴが生息する本市高安地域において、高安山の周辺の雑木林や森林の整備を行い、扇状地に位置するニッポンバラタナゴの保護池やそれらの池に隣接する小川を含む里地の環境保全を図る。本事業については、環境省の生物多様性保全推進支援事業に採択されている。</p> <p>事業名：「温暖化対策実行計画推進事業」　問1の回答記号「E・F・J・K」 事業期間：H17年度～H21年度　事業費：262千円　市の単独事業である 関連計画：「第2期寝屋川市役所温暖化対策実行計画」 概要：目的：市の全ての事務事業を対象に温室効果ガス排出量の削減・抑制に努め、地球温暖化対策の推進を図るとともに環境保全に資する。 目標：温室効果ガスの総排出量を平成21年度までに平成16年度を基準にして6%以上削減する。 取組内容：用紙の削減、電気・燃料使用量の削減、廃プラスチック焼却量の削減、低公害車の導入、環境カレンダーの実施及び職員研修等。 成果：平成16年度温室効果ガス排出量：30,645 t　平成19年度温室効果ガス排出量：29,140 t　基準年である平成16年度比4.9%削減。 課題：市役所においては一定の効果を上げているが、今後、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う地域推進計画を盛り込んでいく必要がある。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
京都市	<p>事業名：「生ごみ等の分別収集による新たなエネルギー生成モデル実験」 問1の回答記号「P」 事業期間：H20年度～H21年度 事業費：67,000千円（②のみ） 市の単独事業である 関連計画：「京都市循環型社会推進基本計画等」 概要：家庭ごみの40%を占める生ごみはそのまま焼却するよりも、これを分別してバイオガス化により水素などの新たなエネルギーとして活用していくことが「焼却ごみの減量」と「温室効果ガスの削減」に極めて有効であり、京都市では、これまでからも生ごみ等から水素ガスを生成して、燃料電池で発電する全国初の実証実験に成功するなど、全国をリードする先進的な取組みを推進し、着実に成果を上げてきている。こうした技術的成果の上に立ち、平成20年10月から、実際に各家庭から出される生ごみを分別収集し、バイオガス化したうえで、発電に活用する「生ごみ等の分別収集モデル実験」を約2,200世帯、地域における地産地消の資源循環の取組を試みる「コミュニティ型堆肥化モデル実験」を約200世帯のモデル地域において開始した。今回の実験では、3種類の生ごみの分別パターンによる分別排出を実施し、分別パターンごとの分別度合やバイオガスの発生量、生成堆肥の品質を把握するものである。また、啓発や取組の周知、情報発信による協力度合の変化など、実験に参加された市民の協力のもと、生ごみ等の分別の全市実施に向けた有効な市民啓発の方法や効率的な分別収集のあり方を検討していくものである。</p> <p>成果：現在行っている実験により、実際に各家庭から出される生ごみについて効率的な分別収集や効果的な処理方法を検証する予定である。</p> <p>課題：現在行っている実験により、課題を抽出する予定である。</p> <p>事業名：「京のアジェンダ21推進事業」 問1の回答記号「A・B・E」 事業期間：H9年度～ 市の単独事業でない 関連計画：「京都市地球温暖化対策計画」 概要：・地球サミットで合意された「アジェンダ21」を受け、京都市では、学識者、市民団体や事業者団体の代表及び行政の職員で協議を重ね、京都市における環境と共生する持続型社会への行動計画「京のアジェンダ21」を平成9年10月に策定した。また、その実現のための市民・事業者・行政のパートナーシップ組織として、京のアジェンダ21フォーラム（代表：内藤正明京都大学名誉教授）を平成10年11月に設立した。</p> <p>成果：①環境と共生する持続型社会に向けて市民・事業者・行政が、理解と協調によってパートナーシップを形成し、より効率的・効果的な取組を推進している。 ②中小企業向け環境マネジメントシステム「KES・環境マネジメントシステム・スタンダード」の創設（平成13年5月～）。 ③家電製品の省エネ性能が一目で分かる「省エネラベル」の普及を平成15年2月から開始。平成17年10月には、京都市地球温暖化対策条例、平成18年10月には、国のエネルギーの使用的合理化に関する法律において、家電販売店に表示を義務付けられた。 ④中小事業者のCSRの一環として、学校区を中心とした地域で、事業者、学校、住民などの各主体が協力して、環境問題を解決する仕組みづくりを目指す「京都環境コミュニティ活動」（平成19年度～）を実施。 ⑤地産・地消による自然エネルギーの普及を目指した京都独自の仕組み「京（みやこ）グリーン電力制度」を創設（平成19年10月～）。</p>
大津市	<p>事業名：「自然家族事業」 問1の回答記号「D」 事業期間：H19年度～ 市の単独事業である 関連条例名：「大津市環境基本条例」 関連計画：「大津環境人を育む基本方針」 概要：地球環境にまで拡大深刻化した環境問題に対して、持続可能な社会を次代に引継ぐためには、「人と環境」の関係について深く認識し、自ら責任ある行動を実践できる人、いわゆる「環境人」の育成が不可欠で総合的体系的に環境教育を展開するための方向性を示す方針が必要です。 そのことから、平成20年1月に「大津環境人を育む基本方針」を策定しました。本方針を策定するにあたり実施した「環境教育を推進するためのアンケート調査」では、こどもたちの自然体験の機会が減っているという結果を受け、就学前児童と小学生並びにその家族を対象とした自然体験型プログラム“自然家族”事業を実施しました。</p> <p>成果：平成19年度は「大津環境学習活動実行委員会」主催のもと、「川」の日、「びわ湖」の日、「びわ湖漁」の日、「山」の日の全4プログラムを実施し参加総数686名でした。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要																				
	<p>事業名：「アジェンダ21おおつの推進」　問1の回答記号「B」 事業期間：H13年度～　関連条例名：「大津市環境基本条例」 関連計画：「大津市地球環境保全地域行動計画」 概要：市民、事業者、行政の協働により、地球規模の環境問題に取り組んでいくための課題と具体的な行動を示すとともに、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした「大津市地球環境保全地域計画（アジェンダ21おおつ）」を平成12年3月に策定しました。この計画に掲げた取り組みを市民、事業者、行政が力を合わせて大津市全体の協働推進母体として、地域から地球環境の問題に取り組むため「おおつ環境フォーラム」が平成13年に設立されました。「おおつ環境フォーラム」では自主的・積極的な市民の参画を得て、13のプロジェクトや4グループが活動中で、熱心に地球環境問題に取り組まれ、大津市は「おおつ環境フォーラム」の活動や取り組みを支援しています。 成果：平成19年度の活動回数は延べ520回、活動参加者数は約12,300人でした。</p>																				
神戸市	<p>事業名：「神戸環境マネジメントシステム審査登録制度（KEMS）」 問1の回答記号「E」　事業期間：H16年度～　市の単独事業でない 関連計画：「温暖効果ガス削減目標達成のためのアクションプログラム」 概要：KEMSは平成16年に神戸市、兵庫県、地元経済団体、地元企業等が創設した。取得にかかる費用や事務量などの負担を軽減した、中小企業者にも取り組みやすい環境マネジメントシステムである。市では率先取組として、平成16年より市長方針に基づき区役所、クリーンセンター外部団体等で計画的にKEMSを取得している。学校関連では、平成16～17年度にモデル校として7校がKEMSを取得し、19年度は20校が取得した。20年度以降も毎年60校づつ認証取得していく予定となっている。 成果：平成20年11月末現在のKEMS登録数は385 <KEMS取得による効果> H16～18年度に取得した283団体の取得初年度 <table> <thead> <tr> <th>比較データ</th> <th>電気削減率</th> <th>6.6%</th> <th>取組事業所</th> <th>215</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <th>事務用紙削減率</th> <td>9.5%</td> <th>取組事業所</th> <td>199</td> </tr> <tr> <td></td> <th>水道水削減率</th> <td>8.9%</td> <th>取組事業所</th> <td>30</td> </tr> <tr> <td></td> <th>自動車燃料削減率</th> <td>9.1%</td> <th>取組事業所</th> <td>28</td> </tr> </tbody> </table> <p>課題：平成21年度までに全体で500の認証取得を目指す。</p> <p>事業名：「公用車導入基準の改正」　問1の回答記号「K」 事業期間：平成21年度～　市の単独事業である 関連条例名：「神戸市自動車環境条例」　関連計画：「神戸市自動車環境計画」 概要：公用車からの大気汚染防止や地球温暖化防止の取り組みを、より一層推進するため、公用車導入にあたっては、環境負担の少ない「次世代自動車」を基本とすることとした。一般公用車及びバンタイプの自動車の買い替えや新たな導入にあたっては原則として「次世代自動車」を導入する。その他の公用車（トラック、バス）などについては技術開発が進みかつ効果の高い車種が優先して「次世代自動車」を導入することとし、適当な車種がないなど導入が困難な場合には、より排出ガスの少ない自動車を導入する。 成果：20年度には、環境局がハイブリットバッカー車を9台率先導入した。今後「次世代自動車」の導入により、CO₂排出量の削減などが期待される。 課題：現状「次世代自動車」の車種が限定されており、多様な用途に用いられる公用車に対応できない。天然ガススタンドが少ない。車両価格が高い。等</p> </p>	比較データ	電気削減率	6.6%	取組事業所	215		事務用紙削減率	9.5%	取組事業所	199		水道水削減率	8.9%	取組事業所	30		自動車燃料削減率	9.1%	取組事業所	28
比較データ	電気削減率	6.6%	取組事業所	215																	
	事務用紙削減率	9.5%	取組事業所	199																	
	水道水削減率	8.9%	取組事業所	30																	
	自動車燃料削減率	9.1%	取組事業所	28																	
姫路市	<p>事業名：「エコドライブの普及啓発」　問1の回答記号「L」 事業期間：20年度～　事業費：なし　市の単独事業である 関連計画：「姫路市環境アクション（地球温暖化対策地方自治体実行計画）」 概要： <ul style="list-style-type: none"> ○市職員への普及啓發 <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ研修の実施（受講者数約2,000人） ・公用車への燃費計設置、啓発ステッカー貼付 ・職員向けエコドライブ情報の発信 ○市民への普及啓發 <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブに関する出前環境教室の実施・広報紙、ホームページ等によるエコドライブ情報の発信 ・環境イベント等での啓発パネル設置、チラシ配布 成果：調査中 課題：エコドライブの方法や効果について継続的な啓発活動が必要である。</p>																				

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>事業名：「家庭ごみの分別」　問1の回答記号「P」　事業期間：継続中 事業費：不明　市の単独事業である　関連条例名：「姫路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」　関連計画：「姫路市一般廃棄物処理実施計画」 概要：○家庭ごみの分別収集 平成17年10月から　13種15分別収集の実施（旧姫路市域） ①可燃ごみ②プラスチック製容器包装③ミックスペーパー④木製品類⑤金属複合製品類⑥プラスチック複合製品類⑦ふとん・ジュータン類⑧空カン類⑨空ビン類（無色、茶色、その他）⑩ペットボトル⑪紙パック⑫乾電池⑬陶磁器類・ガラス類</p> <p>平成20年1月から　旧合併町域における分別を統一 ①可燃ごみ②プラスチック製容器包装③ミックスペーパー④大型ごみ⑤不燃ごみ⑥空カン類⑦空ビン類（無色、茶色、その他）⑧ペットボトル⑨紙パック⑩乾電池</p> <p>○指定ごみ袋制度の導入（可燃ごみ、プラスチック製容器包装） 成果：プラスチック製容器包装の分別収集開始に伴い、焼却される廃プラスチックが減少し、市の事務事業からの温室効果ガス排出量が削減された。</p>
尼崎市	<p>事業名：「立体緑化推進事業」　問1の回答記号「J」　事業期間：19年度～21年度　事業費：H20年度予算　4,022千円　市の単独事業である 関連計画：「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的　壁面緑化は、壁面の温度を下げ、室内の空調負荷も抑えるだけでなく、植物が二酸化炭素を吸収するなどヒートアイランド対策や地球温暖化防止への効果があると注目されている。本市において壁面緑化を普及するため、平成19年度からの3カ年にかけて市のシンボル的な建物である市役所本庁舎において壁面緑化を実施し、市民・事業者の緑化意識を醸成するとともに、植栽管理上の問題点、外壁面温度の抑制効果等を検証している。加えて、平成20年度は市民・事業者への普及啓発を推進するため、壁面緑化講習会等を実施した。 事業概要 <ol style="list-style-type: none"> 本庁舎外壁緑化　・本庁舎南館西側及び東側にて、イリオモテ朝顔、ゴーヤ、ツルムラサキを用いて外壁緑化する。　・収穫したゴーヤ、ツルムラサキは、料理教室、老人給食サービスで利用した。 講習会等の開催（※今年度から） <ul style="list-style-type: none"> ・壁面緑化講習会の開催：5月17日（土）（参加者には種・苗を配布） ・料理教室の開催：本庁舎の収穫物を使った料理教室：8月23日（土） ・落ち葉の堆肥化実験、堆肥化講習会：本庁舎壁面緑化の落葉の堆肥化について実験し、その成果を講習会にて発表し、ごみの減量を図った。（講習会：11月29日実施） ・建物緑化コンテスト：（募集期間：7月15日～8月15日）　市内の住宅、事業所での建物緑化の事例を募集・審査し、11月1日に実施した地球温暖化対策フォーラムにて表彰した。 ・壁面緑化用の種の無料配布：ゴーヤ、ツルムラサキ、フウセンカズラの種を無料配布（5月） 他の公共施設への拡大（※今年度から）　・土木事務所、武庫支所で壁面緑化を実施 平成19年度実施結果 <p>市役所本庁舎の南館の西側と南側の一部で、イリオモテ朝顔による外壁緑化を行った。</p> <p>・温度でみる壁面緑化の効果（南面14時ごろ） 日射部と葉陰とで外壁表面の平均温度は、西側では13時頃から差が出始め、16時30分頃に最大で6℃の差があった。一日平均では、日射部は葉陰よりも約2.5℃高くなかった。南面では、測定開始の段階（9時30分頃）で既に外壁部と葉陰部に温度</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>差がみられ、13時40分頃に最大で約5.5°Cの差があった。一日平均では外壁部は葉陰部より約2°C高くなかった。職員のアンケートでは、「涼しくなった」「直射日光が軽減された」「安らぎや潤いを感じられる」「景観がよくなった」という意見が多く寄せられた。直接的な暑さの軽減だけでなく、緑のアメニティとしての効果が十分発揮されたといえる。</p> <p>事業名：「自然エネルギー等導入促進事業」「尼崎市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度」問1の回答記号「M」事業期間：H19年度～H22年度 事業費：H20年度 15,985千円 市の単独事業である 関連計画：「尼崎市地球温暖化対策地域推進計画」</p> <p>概要：</p> <ol style="list-style-type: none"> 目的 太陽光発電システムとは、太陽光のエネルギーを電気に変換する設備で、発電時に温室効果ガスである二酸化炭素が発生しないクリーンなシステムです。そのため尼崎市では地球温暖化対策の一つとして、太陽光発電システムを普及するため、市内の個人住宅等に太陽光発電システムを設置した方を対象に、その設置費の一部を補助しています。 概要 <ul style="list-style-type: none"> (1) 対象システム・住宅の屋根等への設置に適したものであること。・低圧配電線と逆潮流有りで連携したシステムであること。・未使用品であること。 (2) 対象者・自ら居住する市内の住宅にシステムを設置した方（住宅の新築に合わせてシステムを設置した方を含む）・建売住宅供給者等から市内にあるシステム付き新築住宅を購入し、居住している方・その他、市長が公共公益性があると認める市内の建築物にシステムを設置した方 ※ただし、次の要件を全て満たしていることが条件となります。 ・市内に住所を有すること・市税を滞納していないこと・電力会社と電灯契約及び電力受給契約を締結していること・システムの設置に係る工事契約日（住宅の新築に合わせたシステムの設置にあっては当該住宅の建築に係る工事契約日、建売住宅にあっては建築確認済証交付日）が平成19年4月1日以降のものであること・過去にこの要綱の補助金の交付を受けていないこと (3) 補助金額 ・対象システムの出力(kw) × 5万円 ただし、出力数は、小数点第三位以下切り捨て。千円未満切捨て。※最高限度額は戸建住宅は20万円、区分所有住宅（管理組合が対象）及び市長が公益性があると認める建築物は50万円とする。 実績 平成19年度における補助件数は65件で、本補助制度により193.7kwの住宅用太陽光発電システムが市内に設置されました。
明石市	<p>事業名：「明石市環境基本計画の改定」問1の回答記号「G」 事業期間：平成18年度 事業費：4,518千円 市の単独事業である 関連条例名：「明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例」 関連計画：「明石市環境基本計画」</p> <p>概要：平成12年2月に策定した環境基本計画を、環境問題や社会情勢の変化に対応させ、市民の想いをより反映させるため、平成19年3月に改定した。 改定にあたっては、公募市民を中心とした市民、市内事業者、市役所の関係部局からなる「環境パートナーシップあかし市民会議」を設立し、協働での見直し作業を行った。改定した環境基本計画では、市民、事業者、行政の三者協働で取り組む13項目のリーディングプロジェクトを中心に、行政が主体的にすすめる45の取り組み等を設定している。</p> <p>成果：環境基本計画の見直しに参画した市民を中心として、組織設立のための準備活動を行い、平成19年10月にパートナーシップによる計画推進組織「エコワイングあかし」を設立した。従来の行政主導ではなく、市民、事業者、行政それぞれが主体的に参加し、定例会議等を開催するなどし、13項目のリーディングプロジェクト推進に取り組んでいる。</p> <p>課題：市民、事業者、行政という、それぞれ立場の違う三者が集まり、主体的にプロジェクトを進めることは難しい。相互理解を図り、計画を推進していくためには、まだ時間がかかる。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
西宮市	<p>事業名：「エココミュニティ会議の設置」　問1の回答記号「A」　事業期間：平成17年度～未定　事業費1,521千円　市の単独事業である　関連条例名：「西宮市環境基本条例」　関連計画：「西宮市新環境計画」</p> <p>概要：次世代に住み良い地域環境を引き継いでいくために、幅広い世代が協力しながら、より快適な環境作りを目指すための組織が「エココミュニティ会議」である。各地域には、様々な活動があり、その活動を行っている人、または活動を支えている人がいる。それらの人や活動を「つなぐ」ことが、エココミュニティ会議の大きな役割である。</p> <p>エココミュニティ会議は、地域住民、地域事業者、市職員から構成され、メンバー間での情報交換や「情報誌」の作成、「まちあるき」の開催など、地域内の環境活動に関する情報共有を出発点として、地域に応じた活動を進める。具体的な活動内容は、会議での話し合いの上、地域が自主的に決定する。なお、活動には子どもから大人までの幅広い世代に参加を呼びかけ、この場を通じて地域づくりを担う次世代の育成をめざしている。活動するための費用については、市から各地域に年間活動費を助成している。中学校区やいくつかの小学校区を合わせたエリアを基準に市内全地域を20地区に分けており、現在、市内に7つのエココミュニティ会議が誕生している。</p> <p>成果：エココミュニティ会議の活動を通して、地域力の向上が見られ、環境活動を行うことにより、環境保全に寄与していると考える。</p> <p>課題：エココミュニティ会議の立ち上げを行うためには、この事業の意義を地域住民に深く理解されることが必要であるが、この理解を得ることがなかなか困難である。</p>
加古川市	<p>事業名：「地球ウォッキングクラブ（EWC）事業」　問1の回答記号「D」</p> <p>事業期間：平成4年度～未定　事業費：10,056千円　市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「西宮市環境基本条例」　関連計画：「西宮市環境基本計画」</p> <p>概要：地球ウォッキングクラブ（EWC）事業の例として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「EWCエコカード・エコスタンプ」システム <p>市内の全小学生約29,800人（平成20年度）に「エコカード」を、学校や地域団体、行政、事業所などの大人約2,000人に「エコスタンプ」をそれぞれ配布し、子どもたちが環境学習や活動に参加すれば、「エコカード」に「エコスタンプ」を押してもらえ、一定数のスタンプが集まれば「アースレンジャー（地球を守る人）」として認定されるというものである。エコスタンプの対象となる活動は、学校での環境や自然に関する学習、子ども会や自治会などの資源回収や美化活動への参加、環境配慮型商品の購入、量販店でのリサイクル活動への協力など多岐に及んでいる。</p> <p>子どもたちの活動を支援し、エコスタンプを押す役割（サポート）は、学校の先生や子ども会・ボイイスカウトなどの地域団体の育成者やリーダー、文具店や量販店の店員、環境関連施設・児童館・公民館の職員などで、子どもたちの発達段階に応じ、「家庭とのつながり」→「地域とのつながり」→「社会とのつながり」といった発展のある環境学習の仕組みを導入している。また、1年間の取組みを発表する場として毎年3月に「環境パネル展」を開催している。</p> <p>成果：地域に根ざした活動となり、保護者やこどもたちの環境への意識が高まっている。</p> <p>課題：こどもたちの環境活動の増加に伴い、通信費の増などコスト増が予想されるが、効率的な事業推進に努める。PTA、学校などとの連携が大切であるため、家庭・学校へのさらなる普及啓発が必要である。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>副読本として大幅な編集をしました。また、副読本の内容を身近な環境を題材として理解を深めるためのワークシート集も編集して、現場の先生が手を煩わすことなく、即使用できる副教材を編集しました。さらに、副読本及び副教材とともにデータ化をしてCDに納めて、自由に複製して授業でプロジェクターとパソコンを活用して授業ができるように工夫をしました。内容については、編集委員である現場の先生が意見を出し合いながらすすめましたので、いわゆる、コンサルティングは入っておらず手作りの内容となっています。</p> <p>成果：現場の授業で活用をしやすくなりました。内容がこれからの課題である地球温暖化対策の推進を中心に編集しているために、総合学習等の授業で活用されています。</p> <p>課題：現場の授業において、さらに、活用されるための普及啓発が必要と考えます。</p> <p>事業名：「太陽光発電、風力発電等新エネルギー導入の促進」</p> <p>問1の回答記号「M」 事業期間：18年度～20年度 事業費：1,000千円</p> <p>市の単独事業である 関連計画：「加古川市地域新エネルギービジョン」</p> <p>概要：加古川市では、自宅を新築される市民を対象として、太陽光発電装置設置の補助をすることで市内に新エネルギー普及を図っております。本市の補助制度は、市指定取扱金融機関が本市の補助制度に自動的に協力をし、通常金利未満の優遇利率で市民に融資をされ、優遇融資を受けられた方が対象となっております。また、補助金交付申請にあたっては、市民の完納状況を事前に調査します。</p> <p>○対象となる太陽光発電システム 太陽電池出力が2kw以上10kw未満のシステムで未使用の商品が対象です。</p> <p>成果：○応募件数 20件（通算） ○補助金額1件あたり5万円</p> <p>課題：太陽光発電システム導入にあたっては、まだまだ割高感が強く、浸透していないことから件数が伸び悩んでいます。</p>
和歌山市	<p>事業名：「新エネルギー推進事業」 問1の回答記号「K」 事業期間：16年度～20年度（継続中） 事業費：1,777千円 市の単独事業である</p> <p>概要：「和歌山市低公害車の市営駐車場利用の優待に関する要綱」（平成16年5月10日施行）に基づき、低公害車（天然ガス自動車、電気自動車、メタノール車、ハイブリッド車の4種類）の普及を図るため、平成16年5月10日から市営駐車場（4箇所、平成18年6月からは5箇所）を利用した場合、駐車料金のうち最初の1時間（ただし、けやき大通り地下駐車場は、優待開始から1時間30分）無料としている。</p> <p>成果：毎年の利用件数が、前年度に比べ3割以上増加していることから、環境にやさしい新エネルギーの推進に寄与している。</p> <p>課題：定期駐車利用者に対する優待制度について検討中。</p> <p>事業名：「プラスチック製容器包装リサイクル事業」 問1の回答記号「P」</p> <p>事業期間：平成16年度～ 事業費：152,462千円 市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」</p> <p>関連計画：「ごみ処理基本計画」</p> <p>概要：毎週1回、分別収集した後、民間事業者に委託して選別・圧縮梱包処理をした後、財団法人日本容器包装リサイクル協会の指定法人ルートにてリサイクルを行っている。</p> <p>成果：年間約3,000㌧がリサイクルされ、リサイクル率が向上している。</p> <p>課題：異物除去</p>
岡山市	<p>事業名：「岡山市環境パートナーシップ事業」 問1の回答記号「G・D・U」</p> <p>事業期間：13年度～ 事業費：H20 3,587千円 市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「岡山市環境保全条例」 関連計画：「岡山市環境基本計画」</p> <p>概要：市民団体や事業所が行う自主的な環境保全活動を市民がサポートし地域の環境づくり活動の活性化を目指す事業。市民団体などが地域で行う環境美化活動など自主的な環境づくり活動（エコボランティア）と、事業所が事業活動から発生する環境負荷を低減しようとしていく活動（グリーンカンパニー）がある。</p> <p>成果：自主的な環境づくり活動の輪が広がっている。</p> <p>参加数 856団体・37,113人（平成20年10月末現在）</p> <p>課題：なお一層活動を広げるための広報活動</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>事業名：「岡山ESDプロジェクト」　問1の回答に記号「A・B・C・D」</p> <p>事業期間：17年度～26年度　事業費：H20 4,332千円　市の単独事業である</p> <p>概要：平成17年から始まった国連「持続可能な開発のための教育（ESD）の10年」に協力し、岡山地域で持続可能な社会をつくることができる人を育てるために開発した事業。</p> <p>教育機関、社会教育施設、市民団体、事業者、行政などの改新的な対話の場として、岡山ESD推進協議会が平成17年4月に発足し、プロジェクトを開始した。同年6月には、国連大学からの世界初のESDに関する地域拠点（RCE:Regional Center on Education for Sustainable Development）として、他の6地域と共に認定された。以来、国連大学や他のRCE、他地域とも交流・情報交換しながら環境教育、国際理解教育を中心に活動する団体間の穏やかなネットワークづくりや研修、活動支援など行っている。</p> <p>成果：ESDの活動の輪が広がっている。</p> <p>（岡山ESDプロジェクト参加団体…約60組織（H17）→約100組織（H20）</p> <p>課題：一般の人々の理解　団体間の連携　公教育への浸透</p>
倉敷市	<p>事業名：「エコドライブ推進事業」　問1の回答記号「L」</p> <p>事業期間：20年度～継続　事業費：308千円　市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「倉敷市環境基本条例」　関連計画：「倉敷市環境基本計画」</p> <p>概要：20年度よりエコドライブに関して、座学講習と実車講習を組み合わせた講習会の開催など推進事業に取り組んでいる。職員を対象に講習会を4回開催した後10月に地元大学生や教習所指導員等をエコドライブインストラクターとして養成するための講座を開催し、11月にはインストラクターとの協働のもと市民向けの講習会（座学講習、実車講習、講師はJAFより派遣）を2回開催した。</p> <p>成果：実車講習においては、燃料計を取り付けることによりエコドライブの効果を個人毎かつ客観的に「見える…」したことにより、受講者から「効果的な啓発事業である」との評価を得た。講習会における平均燃料の改善率は17.3%であった。</p> <p>課題：エコドライブを普及させるためには、実車講習が有効であると考えられるが、受講者数にも限りがあるため、より良く普及させるための方法を考える。</p>
広島市	<p>事業名：「インターネットを活用したエコライフポイント事業」　問1の回答記号「X」　事業期間：19年度～20年度　事業費：5,775千円　市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」</p> <p>関連計画：「広島市環境基本計画（改定計画）」「広島市地球温暖化対策地域推進計画」</p> <p>概要：インターネットを通じて、市民の地球温暖化防止の取組に対してポイントを付与し、獲得したポイント数に応じて協力店の特典を受けることができるシステムを運用することにより、市民の自主的な取組を促進する。</p> <p>(1) ユーザ登録 参加者は、パソコン又は携帯電話からホームページにアクセスし、ユーザ登録する。</p> <p>(2) 地球温暖化防止の取組</p> <p>ア 毎日、インターネット上で省エネの取組項目をチェックし、「エコチャレンジ宣言」をする。</p> <p>イ 毎月、インターネット上で電気、ガス、灯油等の使用量を入力し、「省エネ実績報告」をする。</p> <p>ウ 「環境イベントに参加」する。 ⇒これらの取組により、一定のポイントが付与される。</p> <p>(3) ポイント交換 ポイントがたまると、特典協力店で割引やサービスの提供などの特典と交換できる。</p> <p>(4) 団体登録 個人登録者5名以上により、団体としての登録ができ、成績が優秀な団体は表彰する。</p> <p>成果：平成20年3月～5月までの取組では、個人809人、団体11団体の参加と、37店舗の協力を得、温室効果ガス排出量を5.8t-CO₂削減した。</p> <p>課題：参加登録者のさらなる拡大等</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要																																																										
	<p>事業名：「指定袋等制度(家庭ごみ収集処理の有料化)」　問1の回答記号「P」</p> <p>事業期間：平成16年度～　事業費：186,500千円(単年度ベース)　市の単独事業である</p> <p>関連条例名：「呉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」</p> <p>関連計画：「呉市一般廃棄物処理基本計画、第5期呉市分別収集計画」</p> <p>概要：ごみの減量化及びリサイクル資源の有効活用を目的として、平成16年10月から指定袋等制度を開始している。経済的負担に伴うインセンティブ効果により目的を達成しようというものであり、排出量に応じた手数料徴収を行うことで市民負担の公平化にも資するものである。</p> <p>本制度は合併区域を除く旧市内域からスタートさせているが、今年(平成20年)4月からは市内全域で制度を統一すると共に料金改定も行っている。このことにより、更なる成果向上に期待しているところである。</p>																																																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類 (2種類)</th> <th colspan="4">指定袋の価格(10枚1組)等</th> </tr> <tr> <th>容量等</th> <th>平成20年3月31日まで</th> <th rowspan="9">→</th> <th>容量等</th> <th>平成20年4月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">可燃ごみ</td> <td>大: 40リットル</td> <td>200円</td> <td>特大</td> <td>45リットル</td> <td>450円</td> </tr> <tr> <td>中: 20リットル</td> <td>150円</td> <td>大</td> <td>40リットル</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>小: 10リットル</td> <td>100円</td> <td>特中</td> <td>30リットル</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">不燃ごみ</td> <td>大: 30リットル</td> <td>200円</td> <td>中</td> <td>20リットル</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>中: 20リットル</td> <td>150円</td> <td>小</td> <td>10リットル</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>小: 10リットル</td> <td>100円</td> <td>大</td> <td>30リットル</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>中</td> <td>20リットル</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>小</td> <td>10リットル</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table>							種類 (2種類)	指定袋の価格(10枚1組)等				容量等	平成20年3月31日まで	→	容量等	平成20年4月1日から	可燃ごみ	大: 40リットル	200円	特大	45リットル	450円	中: 20リットル	150円	大	40リットル	400円	小: 10リットル	100円	特中	30リットル	300円	不燃ごみ	大: 30リットル	200円	中	20リットル	200円	中: 20リットル	150円	小	10リットル	100円	小: 10リットル	100円	大	30リットル	300円			中	20リットル	200円			小	10リットル	100円
種類 (2種類)	指定袋の価格(10枚1組)等																																																										
	容量等	平成20年3月31日まで	→	容量等	平成20年4月1日から																																																						
可燃ごみ	大: 40リットル	200円		特大	45リットル	450円																																																					
	中: 20リットル	150円		大	40リットル	400円																																																					
	小: 10リットル	100円		特中	30リットル	300円																																																					
不燃ごみ	大: 30リットル	200円		中	20リットル	200円																																																					
	中: 20リットル	150円		小	10リットル	100円																																																					
	小: 10リットル	100円		大	30リットル	300円																																																					
		中		20リットル	200円																																																						
		小		10リットル	100円																																																						
呉市	<p>成果：制度導入前年の平成15年度と平成17年度～平成19年度までとを比較すると、焼却や破碎処理するいわゆるごみは約20%が減量され、リサイクル資源物については14%～20%の増加となっており、所期の目的を達成している。</p> <p>課題：上記の成果は合併区域を除く旧市内域のみでの数値であり、今後は、市内全域での成果を検証していく必要がある。</p> <p>事業名：「緑のカーテン」　問1の回答記号「A・J」　事業期間：平成20年度～市の単独事業でない</p> <p>関連条例名：「呉市環境基本条例」　関連計画：「呉市環境基本計画」</p> <p>概要：環境をキーワードに、市民、事業者、市のパートナーシップ組織である「くれ環境市民の会」が本年度から「緑のカーテン」に取り組み始めた。その取り掛かりとして、本会の事務局がある庁舎のベランダにゴーヤを植えたプランターを7月から8月の2ヶ月にわたって設置し、ヒートアイランド対策などについて検証してみた。</p> <p>成果：日向と葉陰の気温を比較すると、平均で約2℃の削減効果があった。特に、今年は庁舎のエアコンが故障したこともあり、その恩恵に与ることが出来た。また、庁舎に訪れた市民からは「綺麗。涼しそう。」といった好意的な意見が聴かれ、視覚的な感触も良好なものであった。</p> <p>課題：今回は、事務局が位置する事務室のベランダのみであったため、ごく一部での取組となった。来年度以降は、全庁的に広げることが出来るかどうかが課題となる。</p>																																																										

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要																		
福山市	<p>事業名：「エコでえ～ことキャンペーン」　問1の回答記号「D・P」　事業期間：2007年度～2008年度　事業費：8,000千円　市の単独事業である 概要：マイバッグの利用によるレジ袋の削減、環境美化活動への取組みなどによる循環型社会の形成を促進するもの。主には、市内のキャンペーン協力店で買い物時にマイバッグを持参してレジ袋を断ることでエコシールをもらう。(300円以上の買い物が対象) このエコシールを集めて応募すると、各種賞品が抽選で当たる。</p> <p>実施期間　2007年度（平成19年度）：6/1～7/31の2ヶ月間 2008年度（平成20年度）：5/30～10/31の5ヶ月間</p> <p>成果：</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>参加協力店舗数(店)</th> <th>応募件数(件)</th> <th>レジ袋削減枚数(万枚)</th> <th>二酸化炭素削減量(t-co2)</th> <th>減量化(t)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2007年度</td> <td>665</td> <td>91,579</td> <td>148</td> <td>70.7</td> <td>14.6</td> </tr> <tr> <td>2008年度</td> <td>686</td> <td>101,887</td> <td>341</td> <td>162.6</td> <td>33.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>課題：レジ袋削減等による循環型社会形成のため、さらに啓発を進め、キャンペーン期間外での運動定着を図る必要がある。</p> <p>事業名：「国際標準環境規格推進事業」　問1の回答記号「E」 事業期間：2006年度～2008年度　事業費：10,792千円　市の単独事業である 概要：地球環境の保全と循環型社会の形成を推進するため環境方針を定め、PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（点検・評価）、ACTION（見直し）のPDCAサイクルに基づき、環境目的・環境目標を定めて活動し、2007年（平成19年）3月16日、本庁舎において国際標準環境規格（ISO14001）の認証取得をした。（登録番号07ER-641） 2007年度（平成19年度）には、環境目的・目標を22項目から29項目に増やして活動を実施し、2008年度（平成20年度）からは、拠点支所である西部市民センター、北部市民センター、東部市民センター及び神辺支所、並びに神辺中央コミュニティセンター、リサイクルプラザ及び市民参画センターへ適用範囲を拡大し、より広範な事務事業においてISO14001への取り組みを実施している。 成果：PDCAサイクルの実施により、職員の環境に対する意識の向上が図られ、電気量などエネルギー使用量の削減が図られた。 課題：環境目標の達成状況評価において、「目標と実績に差異があり処置が必要」との評価の出現率を減少させるための実効的な施策の検討が必要。</p>		参加協力店舗数(店)	応募件数(件)	レジ袋削減枚数(万枚)	二酸化炭素削減量(t-co2)	減量化(t)	2007年度	665	91,579	148	70.7	14.6	2008年度	686	101,887	341	162.6	33.7
	参加協力店舗数(店)	応募件数(件)	レジ袋削減枚数(万枚)	二酸化炭素削減量(t-co2)	減量化(t)														
2007年度	665	91,579	148	70.7	14.6														
2008年度	686	101,887	341	162.6	33.7														
下関市	<p>事業名：「エコ交通推進業務」　問1の回答記号「K・L」 事業期間：19年度～　事業費：597千円　市の単独事業でない 関連条例名：「下関市環境基本条例」　関連計画：「下関市環境基本計画、下関市地球温暖化防止計画」 概要：エコ交通から地球温暖化防止対策のきっかけとするため、平成19年6月に、市民・事業者・行政の24団体で構成する「下関市エコ交通推進協議会」を設置し、本市初の市内一斉ノーマイカーデーを平成19年12月に実施。平成20年度は、当協議会に新たな構成員を加え（計50団体に拡大）、平成20年6月に地球温暖化対策推進法第26条に基づく「下関市地球温暖化対策地域協議会」に発展的に改組し、9月から毎月第3金曜日を「下関市ノーマイカーデー」として全市で定期的に実施。市民が楽しみながら参加できるよう様々な仕掛けを用意している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 下関市ノーマイカーデー（平成20年度） <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施日　平成20年9月19日（金曜日）より毎月第3金曜日 (2) 実施内容 <ol style="list-style-type: none"> ①参加登録者の特典 <ul style="list-style-type: none"> ア.バス…バス運賃が半額になる「バス半額割引乗車券」を配布。 イ. JR…臨時列車の増発（JR山陰本線） ウ. ecoパス（参加登録証）の配布…協賛店において特典サービスの提供（詳細は下段②） 																		

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>②下関市ノーマイカーデー協賛店登録制度 飲食店等において、参加登録者へ特典サービスの提供をはじめ、ノーマイカーデーの普及啓発に協力。</p> <p>③パーク＆ライド駐車場 J R駅周辺のショッピングセンター・施設の協力により、ノーマイカーデー当日に限り店舗・施設駐車場の一部をパーク＆ライド駐車場として利用。</p> <p>④エコドライブ宣言者の募集 ノーマイカーデー以外の通勤時及び諸事情でノーマイカーデーに参加できない場合におけるエコドライブを宣言。（ステッカーを交付）</p> <p>⑤効果の把握 四半期ごとの報告を求めており、ノーマイカー通勤の実施状況及びエコドライブの実践状況を取りまとめ、公表する予定。</p> <p>⑥参加者への景品の提供</p> <p>⑦顕彰制度（参加事業所等の表彰） 成果：・温室効果ガスの削減〔削減実績（推計）は今後取りまとめ予定〕 ・生活全般の環境負荷を低減するエコライフへの転換へのきっかけ ・中心市街地活性化や健康増進といった波及効果</p> <p>【平成19年度】 51事業所、5,500名が参加。 1日当たり11,458Lのガソリン消費を節約したことになり、二酸化炭素に換算すると26,583kg-CO₂と試算され、これは約1,770世帯が一日に排出する二酸化炭素量に相当。</p> <p>課題：・参加登録事業所及び参加者（個人）の拡大　・効果的な広報（ノーマイカーデーの市民への浸透）　・公共交通の利便性の向上</p> <p>事業名：「環境広域・国際連携業務」　問1の回答記号「V」 事業期間：18年度～　事業費：45千円　市の単独事業でない 関連条例名：「下関市環境基本条例」　関連計画：「下関市環境基本計画」 概要：西部5市環境行政広域連携協定の締結 近年、大規模災害の発生が増大しており、台風・大雨等の突発的なトラブルに対して、迅速かつ適正に処理ができる体制の構築が必要である。また、災害時のみならず、環境保全面においても、市町村合併や市域の拡大に伴い、市域を越えて対応しなければならない課題もある。 そうしたことから、山口県西部の5都市が連携して環境行政が遂行できる体制を構築し、以って、住民の福祉並びに西部地域の振興に寄与することを目的に、平成18年6月に環境行政広域連携協定を締結している。 1. 協定市 山口県西部5市（下関市、宇部市、長門市、美祢市、山陽小野田市） 2. 目的 環境の分野で相互に連携し、地域の発展に寄与することを目的とする。 3. 連携事項 (1) 台風、地震等による大規模災害又は廃棄物処理施設の突発的な事故の発生により、単独の市では十分に廃棄物の処理が実施できない場合の支援 (2) 環境保全に関する施策の推進に係る支援 4. その他 協定市は、協定に基づく連携が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うこととしており、毎年各市持ち回りで研修会（施設見学含む）を開催している。 成果：・毎年研修会を開催し、研修会後は担当者間の懇親も図っている。 ・今のところ協定に基づく支援実績はないが、災害や設備故障などの緊急事態発生時並びに施設改修時には協定市へ支援要請が可能であるといった安心感がある。 ・廃棄物対策のみならず、環境保全全般（地球温暖化対策など）の情報共有も進めており、今後の連携事業などへの発展も期待できる。 課題：・受入費用などの経費負担について　・緊急事態対応マニュアルの策定</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
徳島市	<p>事業名：「環境リーダー活動の支援と協働」　問1の回答記号「D」 事業期間：平成13年度～　事業費：H20予算 845千円 市の単独事業である　関連計画：「徳島市環境基本計画」 概要：日常生活で自ら環境保全の取組みを実践するとともに、市民や子供たちに環境保全の取組みを普及・啓発する市民を「環境リーダー」として登録している。これまでに「環境リーダー」となる人材の育成・支援を行う養成講座を開催するとともに、環境リーダーの自主的な活動を支援している。 成果：平成20年3月31日現在 登録者数56名 環境リーダー登録者に対して、環境リーダー一定例会の開催やリーダー通信を送付するなど情報提供や市が実施する事業での連携を行っている。平成19年度には徳島市環境リーダーが中心となった「徳島市ecoリーダー会」が発足し、独自の活動を展開している。 課題：環境リーダーの自主的な活動を推進するために、環境リーダー同士及び他の環境活動グループとの情報交換手段の充実、また行政との協働事業の活発化を図るためのコーディネート方法の検討が必要である。</p> <p>事業名：「出前環境教室の開催」　問1の回答記号「D」　事業期間：平成10年度～ 事業費：H20予算322千円　市の単独事業である　関連計画：「徳島市環境基本計画」 概要：環境問題についてもっと知りたいという市民の方を対象に、町内会や婦人会の集まりに講師（職員や徳島市環境リーダーなどの有識者）を派遣し、一緒に環境問題を考える「出前環境教室」を開催している。 成果：平成19年度は地球温暖化についての講演、廃油石けんづくりなどの廃油利用、河川環境の説明及び水質検査実習など計24回開催し、延べ1,220人の参加があった。 課題：出前環境教室の利用を促進するとともに事務の簡略化のため、教室内容や講師一覧表の作成、充実などについて検討が必要である。</p>
高松市	<p>事業名：「高松市太陽光発電システム設置費補助事業」　問1の回答記号「M」 事業期間：15年度～　事業費：30,000千円　市の単独事業である 概要：本市では、地球温暖化対策の一環として、日照時間が長いという地域特性を活かした、クリーンな太陽エネルギーの利用促進を図るため、平成15年度から個人住宅への太陽光発電システム設置者に対する補助事業を行っております。 先進的な取組といたしまして、本年7月から、本市市域の業務部門からの温室効果ガス排出量を今後より一層削減するために、これまでの個人住宅に加え、民間ビル等の事業所に10kw以上の出力数を有する太陽光発電システムを設置する法人等に、補助対象の範囲を拡大しております。（1kw当たり10万円、上限200万円） 成果：11月末現在、事業所からの補助金交付予約申請は1件（11.04kw）です。 課題：事業所向け補助制度の利用促進を図るため、設置取扱業者への制度案内や広報紙およびホームページをはじめ、商工会議所だよりへの掲載など広く周知を行っております。このため、事業所や設置取扱業者からの問い合わせが少なからずありますが、設置に至っていない現状でありますことから、効果的な周知・啓発方法が課題であります。</p>
松山市	<p>事業名：「松山サンシャインプロジェクト」　問1の回答記号「H・M」 事業期間：平成20年度～平成28年度　事業費：94,783千円 市の単独事業である　関連条例名：「松山市環境基本条例」 関連計画：「松山市温暖化対策推進計画」「e-まちづくり戦略NEXT」 概要：本市の温暖少雨で日射量が豊富な地域特性を活かし、太陽エネルギーの有効利活用により脱温暖化と産業創出を図ることを目的に、太陽光発電導入促進策の展開等によって地球環境問題に対処するとともに、新たなソーラー産業の創出による地域経済の成長を図る「環境と成長が調和する街」として、世界に展開できるオンリーワンの都市をめざす。 【脱温暖化】 太陽光発電システム設置補助の上限を4kWから5kWに拡大させたことや、10kW以上設置者に対する一律100万円の補助を新設したことにより、4kW以上の予約</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>申込者が全体の約40%と高い割合であることや、10kW以上の大型システムについても、平成19年度までの累積補助件数が3件であったのに対し、今年度はすでに9件の予約申込があるなど、システムの大型化が促進されている。また、現在、一般家庭には年間300件程度、毎年、約1.1MWの発電所が新たに設置されている状況である。</p> <p>【産業創出】 世界シェア4割を占める太陽電池製造装置を生産する企業の新工場の誘致に成功(2008年7月稼動、投資額30億円)。2009年8月期までに、現在の生産量を2倍に引き上げ予定、新規雇用100名。太陽エネルギーを活用したビジネスの募集を平成20年4月30日～6月9日に行い、合計7社の応募があり、審査の結果3つの事業を採択し、支援を行っている。また、「住まい」に焦点をあて、太陽光エネルギー活用に係る先進事例の調査研究を行い、環境配慮型住宅の普及促進を図る研究会を開催している。</p> <p>【普及啓発】 平成21年1月31日・2月1日に環境・住まい関連の企業出展による啓発や姉妹都市の特産品展示販売や各種ステージイベントなどをを行う『メッセまつやま2009』を開催予定。</p> <p>課題：太陽光発電設置補助の上限を拡大するなど、設置者の費用負担を軽減させようと試みているが、設備の市場価格の低下が鈍いため、補助の拡大が抜本的な負担軽減に結びついていない。</p> <p>事業名：「資源化物持ち去り行為防止対策事業」　問1の回答記号「Q」 事業期間：平成20年度～　市の単独事業である 関連条例名：「松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」 関連計画：「松山市一般廃棄物処理基本計画」 概要：ごみ集積場所からの資源化物（主に紙類・アルミ缶）持ち去り行為が頻発し、市民からの苦情・相談、持ち去り者を不安視する声が多く寄せられるようになり、更に近年は行為が組織化・悪質化し、市としても看過できない状況となっている。これは、市民生活の安全・安心を脅かすものであり、分別排出等、市民と協働して進めているごみの減量、リサイクルの推進に大きな影響を与えるものであるため、平成20年6月議会において、松山市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例を改正し（平成20年7月2日公布、平成21年1月1日施行）、持ち去り行為を禁止行為とした。公布後、ごみ集積場所への看板の設置、職員及び民間警備会社によるパトロールを実施している。施行後は、持ち去り者に対し、職員による禁止命令を行い、命令を受けてもなお行為を継続する者は、警察に告発することとする。</p> <p>成果：平成20年8月より清掃課職員による夜間・早朝のパトロールを実施し、11月からは委託業者によるパトロールを併せて実施している。条例施行の平成21年1月1日を目前に控え、パトロール体制の強化を図るため、平成20年12月2日に環境部、環境施設担当部の職員のうち36名に兼務命令を発令し、応援体制を確立した。</p>
高知市	<p>事業名：「鏡川清流保全対策事業」　問1の回答記号「A・B・C・D・S」 事業期間：H5年度～　事業費：4,233千円（平成20年度）　市の単独事業である 関連条例名：「鏡川清流保全条例」　関連計画：「新鏡川清流保全基本計画」 概要：本市を流れる、鏡川の清流及び水辺環境を保全し、緑豊かな水辺空間を形成するため市民啓発事業を推進する。 (内容)<ul style="list-style-type: none">・新鏡川清流保全基本計画に基づく鏡川流域ネットワーク事業の活動支援・水生生物の観察・鏡川清流保全のための共催事業の実施・アユ流下、遡上調査・堰における簡易魚道の設置・府内外の連絡調整体制の立ち上げと実践的な推進体制の確立<p>成果：鏡川保全の啓発事業（小学生を対象とした水生生物観察会） アユ遡上、流下調査</p> </p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要																					
	<p>事業名：「第2次高知市環境保全率先実行計画」 間1の回答記号「E・F・L」 事業期間：H18年度～H22年度 事業費：0千円 市の単独事業である 関連条例名：「高知市環境基本条例」 関連計画：「高知市環境基本計画」 概要：市が自らの事務・事業に関し環境に配慮した取組（率先活動）を実行することによって環境負荷の低減を図るもの。また、率先活動が、事業者・市民の環境保全に向けた主体的な行動を促進することも期待するもの。 成果：平成19年度実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標項目</th> <th>目標値</th> <th>平成19年度実績値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①事務事業に伴い排出される温室効果ガス総量 (CO₂換算)</td> <td>68,140 t_{CO₂}</td> <td>64,349 t_{CO₂}</td> </tr> <tr> <td>②物品購入に占める環境配慮型製品の割合 (グリーン購入率)</td> <td>95%以上</td> <td>97.8%</td> </tr> <tr> <td>③電力の消費量 (本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎)</td> <td>299.7万 kWh</td> <td>292.4万 kWh</td> </tr> <tr> <td>④自動車燃料の総消費量 (ガソリン・軽油)</td> <td>53.7万 t_{ガソ}</td> <td>54.9万 t_{ガソ}</td> </tr> <tr> <td>⑤コピー用紙の購入量 (A4規格換算)</td> <td>2,691万枚</td> <td>3,342万枚</td> </tr> <tr> <td>⑥上水道の使用量 (本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎)</td> <td>26,123 m³</td> <td>22,175 m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>課題：市町村合併による、建物・設備の変動により実績値の評価が困難となっている。</p>	目標項目	目標値	平成19年度実績値	①事務事業に伴い排出される温室効果ガス総量 (CO ₂ 換算)	68,140 t _{CO₂}	64,349 t _{CO₂}	②物品購入に占める環境配慮型製品の割合 (グリーン購入率)	95%以上	97.8%	③電力の消費量 (本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎)	299.7万 kWh	292.4万 kWh	④自動車燃料の総消費量 (ガソリン・軽油)	53.7万 t _{ガソ}	54.9万 t _{ガソ}	⑤コピー用紙の購入量 (A4規格換算)	2,691万枚	3,342万枚	⑥上水道の使用量 (本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎)	26,123 m ³	22,175 m ³
目標項目	目標値	平成19年度実績値																				
①事務事業に伴い排出される温室効果ガス総量 (CO ₂ 換算)	68,140 t _{CO₂}	64,349 t _{CO₂}																				
②物品購入に占める環境配慮型製品の割合 (グリーン購入率)	95%以上	97.8%																				
③電力の消費量 (本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎)	299.7万 kWh	292.4万 kWh																				
④自動車燃料の総消費量 (ガソリン・軽油)	53.7万 t _{ガソ}	54.9万 t _{ガソ}																				
⑤コピー用紙の購入量 (A4規格換算)	2,691万枚	3,342万枚																				
⑥上水道の使用量 (本庁舎・第二庁舎・南別館・たかじょう庁舎)	26,123 m ³	22,175 m ³																				
	<p>事業名：「北九州市菜の花プロジェクト推進事業」 間1の回答記号「A・D」 事業期間：H19年度～H20年度 事業費：5,000千円 市の単独事業である 概要：市内全域で、菜の花の栽培から菜種の利用、廃食用油の回収を通じて、子どもからお年寄りまで参加できる環境学習活動を推進することを目的として取り組んでいる。</p> <p>【平成19年度】菜種40kgを無料配布。モデル事業4団体に補助。 菜の花の播種から栽培まで（10月～翌年3月）</p> <p>【平成20年度】菜種40kgを無料配布。モデル事業4団体に補助。 菜の花の開花から収穫、搾油まで（4月～年度内搾油実施まで） その他、各種イベントでの啓発やBDFバスへのラッピングステッカー広告掲載、エコツアーアクションなどにより広く市民へPRし推進している。</p> <p>成果：保育園、幼稚園、小中学校、地域などでの環境学習の輪として、広まりつつある。 課題：経済的效果が見込めない。</p>																					
北九州市	<p>事業名：「環境国際協力事業」 間1の回答記号「W」 事業期間：1980年度～ 事業費：平成20年度予算 108,726千円 市の単独事業か否か：*両方ある 関連条例名：「北九州市環境基本条例」 関連計画：「北九州市環境国際協力推進計画」 概要：日本有数の産業都市として発展した北九州市が有する様々な環境関連の知識（公害対策、クリーンテクノロジー、エコツアーアクションなど）を、環境汚染が問題となっている途上国へ移転・活用を図るもの。途上国の持続可能な発展に貢献するとともに、本市企業の環境ビジネスの発展につなげる目的がある。同時に低炭素化社会の実現（温暖化防止）にも貢献する。</p> <p>成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1996年～2000年 大連環境モデル地区整備計画開発調査実施 北九州市の協力により大連市の環境が改善され、2001年に大連市が国連環境計画「グローバル500」を受賞した。 ・2000年 第4回「国連ESCAP環境大臣会合」を北九州市で開催。 「クリーンな環境のための北九州イニシアチブ」が採択。 ・2006年～インドネシア・スマバヤ市において「北九州方式コンボスト」が普及（約24,000世帯）。 																					

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<ul style="list-style-type: none"> ・2007年～日中循環型都市間協力事業スタート。中国青島市、天津市のエコタウン建設の支援。 ・1980年～2007年末の海外研修員受入れ累計130ヶ国4,932人 ・1980年～2007年末の専門家の海外派遣累計26カ国128人 <p>課題：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政難の中、どこまで予算を投入するかの判断に迫られている。 ・ODA予算の縮小、JICA研修の整理・削減傾向の中、新たな資金源の確保や効率的な事業運営が求められている。 ・途上国の経済発展により、省エネや3R等も含めた高度な協力要請が寄せられるようになってきたため、それに応える体制整備が急務。 ・研修員受け入れが協力企業にとって負担にならないよう配慮が必要。
福岡市	<p>事業名：「環境市民ファンド」 問1の回答記号「C・P・Q」 事業期間：17年度～ 事業費：約110,000千円 市の単独事業である 関連条例名：「福岡市環境市民ファンド条例」 関連計画：「福岡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」</p> <p>概要：本市では、市民・事業者が自ら発意し、主体となって、「循環」をキーワードとしてごみ問題を考え、積極的に参加・行動する事業を行政が支える、福岡式循環型社会の構築を目指している。この福岡式循環型社会を構築するシステムの一つとして、「環境市民ファンド」を創設した。</p> <p>(1) 目的 未来の子どもたちに美しい地球環境を残すために、地域やボランティア団体などの主体的な環境活動を支援するとともに、住みやすい地域環境をつくっていくための事業に充てていく</p> <p>(2) 対象事業 ①地域のごみ減量・リサイクル事業 ②環境教育・啓発事業 ③環境保全事業 ④環境美化活動 など</p> <p>成果：環境市民ファンド創設前と現在との比較</p> <p>(1) ごみ要処理量（一般廃棄物のうち、可燃・不燃・粗大）の減量効果 16年度 697,086 t → 19年度 638,632 t △8.4%</p> <p>(2) ごみ減量リサイクル率 16年度 16.1% → 19年度 22.0%</p> <p>課題：ホームページやリーフレットにて寄付金を募っているが、なかなか集まらない。</p> <p>事業名：「エコ・ウェイブ・ふくおか」トップ・ザ・温暖化 問1の回答記号「A・B」 事業期間：20年度～23年度 事業費：20年度予算12,500千円 市の単独事業である 関連計画：「福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）」</p> <p>概要：市民・事業者の自主的な環境行動を促し、市民のライフスタイルや事業者のビジネススタイルの転換を図ることにより、生活の豊かさの実感と、二酸化炭素の排出削減が同時に達成できる「低炭素社会」をめざす取り組み。</p> <p>成果：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化特集号（市政だより7/15号同時印刷物）の全戸配布や、福岡ソフトバンクホークス協力によるポスター作成、福岡市地下鉄電照広告等を通じて「1人、1日、1kg CO2削減～私のチャレンジ宣言」のPRを実施した。 ・「全庁一丸」の体制で、温暖化対策の取り組みをさらに充実・強化していくため、強力な全庁推進組織として、20年5月、市長をトップとする福岡市「トップ・ザ・温暖化」推進本部を設置し、地球温暖化対策全体の進行管理を行っている。 ・20年7月には、市内の事業者や大学等の14団体が、自主的・自発的な「福岡型」のスタイルで温暖化対策に力強く取り組むことを趣旨とする会議体「エコ・ウェイブ・ふくおか会議」（発起人：福岡大学法学部教授 浅野直人）を設立しており、市としても積極的に支援を行なっている。 <p>課題：本市では、18年7月に「福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）」を策定し、家庭、業務、自動車の3部門を重点部門と定めて、二酸化炭素の排出量削減のためのさまざまな取組を進めているところであるが、特に家庭部門、業務部門は、増加傾向を示しており、同計画の目標達成に向けて、大きな課題となっている。本市の特性上、課題達成に向けては、①市民一人ひとりのCO2削減行動 ②事業者・団体の自発的な取組みが不可欠であり、本市としてはそれら取組みを促進する施策の実施が必要である。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
久留米市	<p>事業名：「久留米市学校版環境ISO」　問1の回答記号「D・E」 事業期間：16年度～　事業費：2千円（19年度決算額）　市の単独事業である 概要：市内の小中学校が教育活動を通じて、児童・生徒及び教職員の環境に対する意識向上を図ることを目的として、国際的な環境規格であるISO14001に準じて策定した久留米市独自の規格「久留米市学校版環境ISO」に沿って環境に配慮した活動に取り組む。 (内容) ①「地球にやさしい学校づくり」を目標に、児童・生徒が主体となり、具体的な取り組み内容について、実施計画を立て、(Plan) ②取り組みを実践し、(Do) ③取り組み状況を記録、チェックし、(Check) ④定期的にそれらを見直し、改善を図る(Action) ※環境を守る活動（例）○むだな電気を使わない○水を大切に使う○ごみを減らす 成果：16年度から19年度までの認定校 小学校20校（全47校） 中学校7校（全17校） ※22年度までに全校実施予定 課題：更新期間が3年間となっており、実施当初に関わった児童・生徒（特に中学校）が卒業していく中、活動継続のフォローアップが課題となっている。</p>
長崎市	<p>事業名：「環境共生都市づくり協定」　問1の回答記号「B」 事業期間：18年度～　事業費：0千円（19年度決算額）　市の単独事業である 概要：省エネルギーや廃棄物削減など、環境に配慮した取り組みを実践する企業・事業所と協定を結ぶもの。締結した企業・事業所は、環境負荷低減計画を策定し、ごみ減量・リサイクルや、冷暖房の適正な温度管理などの取り組みを実践し、実践後は市へ報告書を提出する。一方、市は、計画策定の手助けをしたり、各企業・事業所の取り組みをホームページや広報誌で紹介したりするなど支援をする。 成果：20年11月末現在47事業所と締結 課題：特になし。今後も継続して事業拡大を目指す。</p>
熊本市	<p>事業名：「長崎市自然環境調査事業」　問1の回答記号「U」 事業期間：平成13年度～　市の単独事業である 関連条例名：「長崎市環境基本条例」　関連計画：「長崎市環境基本計画」 概要：長崎市内の自然環境の調査を植物等6分野の大学教授等の専門委員に委嘱し、毎月調査報告書を提出していただき、年2回報告会を開催し、とりまとめている。とりまとめた調査結果は、長崎市環境基本計画の自然環境分野の見直し、長崎市レッドデータブック（レッドリストを含む。）の作成、開発行為等における事業者の環境配慮等に活用している。 成果：長崎市環境基本計画への反映、長崎市レッドデータブックの作成・公表 課題：高齢化する自然環境調査員の後継者の育成</p> <p>事業名：「環境パートナーシップくまもと市民会議（エコパートナーくまもと）」による取り組み　問1の回答記号「A・B」　事業期間：2002年度～現在 事業費：4,015千円（H19年度決算額）　市の単独事業でない 関連条例名：「環境基本条例」　関連計画：「第2次熊本市環境総合計画」 概要：「環境パートナーシップくまもと市民会議（通称：エコパートナーくまもと）」は、第2次熊本市環境総合計画の推進母体として位置づけられた市民協働の団体であり、市民・事業者・行政のパートナーシップにより環境保全活動を展開している。具体的な活動は、環境問題の分野ごとに設置された9つのワーキンググループ（WG）により実施されており、それぞれ特色ある活動を展開している。事業の実施にあたっては、計画の立案から実施に至るまで、それぞれの主体が十分に協議しながら進めており、特に毎年秋に開催している「くまもと環境フェア」の開催にあたっては、企画内容の検討、実施に至るまで、「エコパートナーくまもと」と市との協働で開催している。平成20年12月11日現在の会員数は、個人会員318人（うち学生会員44人）、団体会員88団体である。 成果：市民協働による様々な啓発事業を通して、市民の環境保全意識の向上につながっているほか、パートナーシップによる環境保全の取組みとして高い成果を上げている。 課題：設立から7年目を向かえ、さらなる環境保全に向けた活動の推進と会員の拡大が今後の課題である。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>事業名：「節水社会実験（平成20年度より節水強化月間に名称変更）」 問1の回答記号「A」 事業期間：17年度～ 事業費：1,175千円（単年度） 市の単独事業である 関連条例名：「熊本市地下水保全条例」 関連計画：「熊本市地下水量保全プラン」</p> <p>概要：熊本市は68万の人口を擁しながらも、上水道水源のすべてを地下水でまかなっている、全国でも類のない地下水都市です。しかし、現在、本市にとって何ものにも代えがたい貴重な財産であるこの地下水が年々減少しているという危機的な状況にあります。その一方で、生活用水として採取される地下水の量は、横ばいないしは微減に留まっており、また市民一人一日あたりの生活用水使用量は他都市と比較して多く、地下水を保全するためには、市民一人ひとりの節水が必要不可欠となっています。</p> <p>「節水社会実験」は、平成16年3月に策定した「熊本市地下水量保全プラン」中の、「水のムダを省く」施策の展開を図るための事業の一つで、市民の代表である「節水推進パートナーシップ会議」との協働により企画、運営しています。具体的には、7月1ヵ月間に、「わたしたち市民はどこまで節水できるか」をテーマに節水行動を呼びかけ、生活用水使用量の10%削減（市民一人一日当たり254リットル⇒230リットル）を目指す社会実験で、節水の成果として、市民一人一日当たりの水使用量を毎日公表し、その結果に注目しながら、67万市民総参加で目標達成を目指すというものです。</p> <p>平成20年度からは、7月から9月までの3ヵ月間、「節水強化月間」に拡大し、節水市民運動を展開しています。また、節水市民運動の推進組織として、市民団体やマスコミ、自治会など既存のネットワークから賛同する団体・個人・企業へと波及し、膨張していく組織体制として、「わくわく節水俱楽部」を立ち上げています。</p> <p>成果：市民1人1日あたりの生活用水使用量の削減率（比：平成14年度平均値2540） 平成17年度2.3% 平成18年度3.1% 平成19年度7.0% 平成20年度0.3%</p> <p>節水推進組織「わくわく節水俱楽部」の延べ会員約13万8千人（H20.12現在）</p> <p>課題：これまでに定着し始めた市民の節水意識を、節水行動、節水習慣へと変容、定着させていく必要があります。</p>
大分市	<p>事業名：「地球温暖化対策おおいた市民会議の推進」 問1の回答記号「X」 事業期間：19年度～20年度（継続） 事業費：（19年度）5,741千円（20年度）14,617千円 市の単独事業である 関連条例名：「大分市環境基本条例」 関連計画：「大分市環境基本計画・大分市地球温暖化対策行動指針」</p> <p>概要：大分市環境基本条例の制定（平成18年12月）に伴い、平成20年3月に大分市環境基本計画を改定し、この計画において、市、事業者、市民、民間団体が協働して取り組む「戦略的プロジェクトの推進」として『地域から広げる地球温暖化対策プロジェクト』を掲げています。これにより、平成19年12月に市民、事業者、行政による「地球温暖化対策おおいた市民会議」（現在委員39名）を立ち上げ、この市民会議での協議を踏まえ、平成20年6月に大分市地球温暖化対策行動指針を策定しました。また、市民、事業者との情報、知識の共有化を図るため、この行動指針を分かりやすく解説した地球温暖化対策ガイドブック市民編「エコな暮らし方」（平成20年6月）や事業所編「エコな事業活動」（平成20年11月）を作成し、全世帯、全事業所に配布しました。今後は、この行動指針に基づき、市民会議を温暖化防止の取り組みの推進母体と位置づけ、各種の温暖化防止の取組を推進します。</p> <p>成果：この行動指針では、市民、事業者、行政（市）が協働で取り組む重点プロジェクトとして①マイバック運動の推進 ②おおいた市民環境大学の創設 ③地産地消運動の推進 ④エコ交通の推進 ⑤省エネ家電製品使用運動の推進の5つの取り組みを掲げており、今後は、この市民会議の構成委員である、市民、NPO、企業、市民団体等の意見を十分に反映しながら各事業を推進していきます。これにより、今まで以上に市民、事業者等の視点からの取り組みが図られ、より強固な協働関係が構築されることになります。</p> <p>課題：市民会議の各委員の温暖化防止への思いを、どのように市民、事業者に伝え、</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
宮崎市	<p>意識の共有化を図っていくか、そのためには今後どのように市民会議の中で事業を組み立てていくか、等が課題といえます。</p> <p>事業名：「宮崎市版EMS認証制度事業」 間1の回答記号「E」 事業期間：18年度～ 事業費：1,904千円（H19決算）市の単独事業である 関連条例名：「宮崎市環境基本条例」 関連計画：「宮崎市環境基本計画（第2次計画）」</p> <p>概要：</p> <p>【目的】中小事業所の環境に配慮した事業活動を促進することで業務部門からの温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化防止を推進する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市内の事業所を対象に募集を行う。 ②本市が定めた「みやざきエコアクション認証規格」の要求事項を満たす、環境に配慮した事業活動のシステムを事業所が独自に構築し、それを自らが3ヶ月間運用する。 ③運用期間が終了したら、事業所が市に対して認証を申請する。 ④事業所からの申請に基づいて市が認証審査を実施し、認定証を発行する。 ⑤認定証の交付式を開催し公表するとともに、市ホームページにも事業所名を掲載する。 <p>成果：[認定証発行事業所数]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H18：20事業所（ただし、うち2事業所はH19に認証取り消し、1事業所はH20に認証取り下げ） ・H19：20事業所 <p>課題：昨年度より、本市入札制度や市内金融機関による融資制度にも、この制度を含めて環境への取り組みをしている事業者に対する優遇措置が取り入れられようとしているものの、依然として経営者の環境に対する意識の高さに依存する面が大きいところが課題である。</p> <p>事業名：「環境学習推進事業」 間1の回答記号「D」 事業期間：12年度～ 事業費：682千円（H19決算）市の単独事業である 関連条例名：「宮崎市環境基本条例」 関連計画：「宮崎市環境基本計画（第2次計画）」</p> <p>概要：【目的】・多様化し複雑になった今日の環境問題の解決に向けて、市民が行う環境学習の手助けができるような人材を育成する。 ・子どもたちに自然と触れ合う機会を提供する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然との触れ合いの機会を提供する人材育成のための講座を開催し、修了生を環境学習パートナーとして市民が行う学習会等に派遣する。 ・環境学習に必要な道具の支給及び貸し出し等の、市民が行う環境保全に係る活動への支援を行う。 ・小中学生を対象とするこども自然体験教室を開催し、自然との触れ合いを通じて自然環境を学ぶ機会を提供する。 <p>成果：[こども自然体験教室参加者数]・H18：100名（こども 58名、大人 42名） ・H19：50名（こども 28名、大人 22名）</p> <p>課題：H19に市民を対象に行ったアンケート調査では、本市の環境学習の推進に満足している市民は20.4%、不満を持つ市民は21.5%という結果が出た。このことから、更に幅広い市民のニーズに応えられるような取り組みの充実が課題だと考えられる。</p>
鹿児島市	<p>事業名：「地球温暖化対策市民・事業者協働事業」 間1の回答記号「A・J・M」 事業期間：20年度～ 事業費：21,540千円 市の単独事業でない</p> <p>1. グリーン電力証書購入事業（11,579千円）</p> <p>概要・家庭に設置された太陽光発電により発電された電力のうち、自家消費した電力分の環境価値をグリーン電力証書にして、1KWh当たり20円で鹿児島市が買い取る。</p> <p>・市は、買い取ったグリーン電力証書を未来館や本庁・各支所に導入する。</p> <p>効果・グリーン電力証書を購入した分だけCO2を具体的に削減したことになる。 ・家庭用太陽光発電の普及促進につながる。</p>

市名	先進的若しくは特色ある取り組み概要
	<p>・市民の環境意識の高揚を図れる。</p> <p>特色・グリーン電力の地産地消型（市民が発電した電力を本市が購入）である。また、将来的に地元企業が購入することで制度が継続した広がりのあるものになる。</p> <p>・市民（市民団体）・事業者・行政が協働した取り組みである。</p> <p>2. 省エネ機器導入支援事業（7,875千円）</p> <p>概要・市内の店舗などにおいて、空調機器等を自動的に制御し、省エネを図れる機能をもつ機器（以下、「省エネ機器」という。）を設置する場合、設置に要する経費の4分の1以内の額（上限、15万円）を補助する。</p> <p>効果・省エネ機器の設置によりCO₂を具体的に削減できる。</p> <p>・省エネ機器の普及促進につながる。・市民の環境意識の高揚を図れる。</p> <p>特色・市民団体・事業者・行政が協働した取り組みである。</p> <p>課題：「グリーン電力制度」の仕組みを市民・事業者の方々に理解していただきにくい点。</p> <p>事業名：「市電軌道敷緑化整備事業」　問1の回答記号「0」　事業期間：平成18年度～平成24年度　事業費：525,694千円（平成18～20）　市の単独事業でない　関連計画：「市電軌道敷ライトアップ事業、市電軌道改良事業」</p> <p>概要：市電軌道敷緑化は、平成16年3月の九州新幹線の一部開業時に市電駅前電停が道路上にあったのを駅前広場に引き込んだ軌道敷を芝生により緑化したことが始まりである。（延長140m、緑化面積220m²）これは、新幹線開業時に乗り換える利便性向上のため行った市電駅前電停の移設に伴って、駅前広場の植栽と一体化した快適な空間の形成を図ったもので、全国的に施工例の少ない軌道敷緑化ではあったが、その後の芝生の生育も良好であり、技術的な面でも一定の成果が得られた。また、夏季に軌道敷の表面温度が芝生面ではアスファルト面より大幅に低く抑えられることや整備後の市電利用者への意識調査でも軌道敷緑化を進めるべきとの意見が多かったことから、本市の中心市街地における本格的な軌道敷緑化を実施することとした。</p> <p>平成18年度鹿児島中央駅～鹿児島駅までの道路延長2,800mの区間を整備区間とし、主要交差点部等を除く、軌道敷全面（幅員約6.6m、中央分離帯を含む）を芝生による緑化整備計画を策定し、平成19年1月に工事に着手した。平成20年3月末には、この先行区間が完成し、8月末には新たに、高見馬場交差点～新屋敷交差点までの区間が完成し、道路延長3,400m、芝生面積約12,500m²となっている。今回の整備効果を踏まえ、本市においては軌道敷緑化整備事業を更に推進することとし、平成24年度までに道路の併用区間全線を芝生による緑化を実施する計画である。これが完成すると道路延長約8,900m、芝生面積約30,000m²の芝生軌道が実現することになる。</p> <p>成果：・ヒートアイランド現象の緩和（夏晴天時の地表面温度は緑化した軌道敷内で17～18℃低くなった。緑化した中央分離帯で24℃低くなった。）</p> <p>・沿線の騒音の低減（電車通過時の最大騒音レベルは、軌道緑化した地点では4db小さくなった。これは、今まで軌道から20m離れた地点で聞こえていた音が8mまで近寄らないと聞こえないほど低減したこと相当）</p> <p>・潤いの創出や景観の向上（平成20年2月に実施した来街者等へのアンケート結果から市電軌道敷緑化の実施推進に対して約90%が賛成、期待する効果について景観・魅力の向上が最も多い）</p> <p>課題：芝生の灌水や芝刈りなどの維持管理の効率的な実施方策を検討し、維持管理費用の抑制を図ること。</p>

問2－2 貴市のエコ対策に向けた特に新しい取り組みで実施予定にあるもの及び構想段階（中長期的な構想）にあるものがありましたらご記入下さい。

市名	取組段階	取組概要
盛岡市	実施予定	事業名：「盛岡市環境基本計画の改定」 事業期間：21年度～22年度 事業費：未定 市の単独事業である 関連条例名「盛岡市環境基本条例」 概要：平成12年度（2000年度）から平成22年度（2010年度）までの現在の計画の改定作業を行う。
	構想段階	事業名：「盛岡市地球温暖化防止推進実行計画（仮称）の策定」 市の単独事業である 関連法律「地球温暖化対策の推進に関する法律」 関連構想「盛岡市エコオフィス行動計画（地球温暖化対策の推進実行計画）」 概要：平成20年6月の地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正より、指定都市等は、その区域の温室効果ガスの排出抑制等を行うための実行計画を規定することになった。現在、環境省が作成しているガイドラインの提示を待っている。
福島市	実施予定	事業名：「福島市温暖化対策実行計画（仮称）策定」 事業期間：平成21年度～平成22年度 事業費：未定 市の単独事業である 関連法律名：「地球温暖化対策推進法」 関連計画：「福島市温暖化対策実行計画（仮称）」 概要：福島市は、市が一事業者・一消費者として地球温暖化の防止に寄与するため、福島市率先実行計画を策定し取り組みを進めている。現在は、平成18年度～22年度を計画期間とする第2期計画を推進中である。期間の終了後において、一事業者としての福島市のみではなく、市域全体に対する温暖化対策を推進するために、地域への推進計画を盛り込んだ実行計画を新たに策定する。
新潟市	実施予定	事業名：「にいがた市民環境キャンパス」 事業期間：21年度～ 事業費：未定 市の単独事業である 関連条例名：「新潟市環境基本条例」 関連計画：「新潟市環境基本計画」 概要：“環境”という共通項でつながる人づくりの手段として、大学・学校、市民団体、事業者などと連携し、その役割に応じて新潟市のあらゆる場所をキャンパスとし、あらゆる世代に対し環境学習の機会及び環境情報を提供する事業。 平成20年度中に学識経験者等による準備会を立ち上げ、平成21年度に開講を予定。
長岡市	実施予定	事業名：「地球温暖化対策地域推進計画策定事業」 事業期間：平成20年度～22年度 事業費：6,500千円 市の単独事業である 概要：長岡市地域全体を対象にした地球温暖化防止対策の計画策定。20年度に基礎調査を実施し、21・22年度に計画を策定予定。
富山市	実施予定	事業名：「小水力発電所設置事業補助金」 事業期間：平成21年度～ 事業費：78,500千円 市の単独事業でない 関連計画：「富山市地域新エネルギービジョン」 概要：富山市には水量、落差を確保できる河川や用水路があり、本市新エネルギービジョンにおいて、小水力発電は原油及び二酸化炭素の削減効果が大きい小規模分散型のエネルギーとして積極的に導入することとしている。現在、常願寺川水系の常西合口用水にて発電事業適地の可能性調査を行っており、その結果を受けて平成21年度より当用水路を管理する常西用水土地改良区が行う小水力発電所設置事業に助成するものである。

市名	取組段階	取組概要
金沢市	実施予定	<p>事業名：「レジ袋有料化推進事業」 事業期間：21年度～ 市の単独事業である 関連条例名：「金沢市環境保全条例」 関連計画：「金沢市環境基本計画」</p> <p>概要：事業者・市民団体・市の3者による自主協定を締結し、レジ袋の無料配布を中止するとともに、マイバッグ等の持参促進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業対象 スーパーマーケット等食料品売場を有する事務所 ○今後の予定 平成21年4月 協定締結、フォーラムの開催 平成21年6月 レジ袋無料配布中止 <p>※平成20年度にワーキングを設置し、検討を行っているところである。</p>
福井市	実施予定	<p>事業名：「エコカレッジ福井」 事業期間：21年度～ 事業費：350千円 市の単独事業でない 関連条例名：「福井市環境基本条例」 関連計画：「福井市環境基本計画」</p> <p>概要：市民と行政が一緒になって福井市の環境について考え、行動する組織として福井市環境パートナーシップ会議を立ち上げて8年。環境教育のためのセミナーも数多く開催してきた。その中で「単発のセミナーでは物足りなく、まとまった学習を通して、思いを同じくする仲間と行動したい」という学習者の声に応え、1年を通じてエコを学べる市民環境大学を、平成21年度に開講予定である。</p>
江東区	実施予定	<p>事業名：「地球温暖化防止設備導入助成事業」 事業期間：21年度～事業費：26,441千円 市の単独事業である</p> <p>概要：再生可能エネルギー及び省エネルギー設備を導入する区民に対し、導入に要した費用の一部を助成する。</p> <p>対象設備 太陽光発電システム等詳細は検討中</p>
	構想段階	<p>事業名：「発泡スチロールのリサイクルと障害者雇用モデル事業」 市の単独事業である</p> <p>概要：本事業は、モデル事業として実施するもので、区とNPO法人とが連携し取り組んでいきます。具体的には、家庭で使用済みとなった食品トレイなどの発泡スチロールを区が回収し、NPO法人が区内に設置するリサイクル工場で原料化（ペレット）します。リサイクル工場での作業従事者は、障害者などの雇用を図ります。モデル事業として実施する間は、現在の清掃事務所敷地内にプラントを整備し、実施していきます。平成22年4月の実施に向けて、条件整備を図る。その施設では、23年度から、事業者が排出する発泡スチロールのリサイクルも実施する予定です。リサイクルプラントの設置費や運営費はNPO法人が負担し、区は家庭から排出される発泡トレイの回収と運搬費を負担することとなります。</p>
川崎市	実施予定	<p>事業名：「分別収集事業（その他プラスチック製容器包装）」 事業期間：平成22年度～ 市の単独事業である 関連計画：「川崎市新総合計画第2期実行計画」「川崎市一般廃棄物処理基本計画」</p> <p>概要：その他プラスチック製容器包装の分別収集は、ごみの減量だけでなく、資源の有効活用と温室効果ガス削減につながるため、今後、収集・処理体制の整備や収集対象品目の選定などについて検討を進め、建設を予定している中間処理施設の稼動にあわせ、平成22年度中にモデル収集を開始し、平成25年度から全市で収集を行う予定としています。</p>
藤沢市	実施予定	<p>事業名：「発電ゲイト設置事業」 事業期間：2008年度～ 事業費：6,000千円 市の単独事業である 関連計画：「藤沢市新エネルギービジョン」</p> <p>概要：市役所新館玄関へ「発電床」を敷き、来庁者が「発電床」を踏むことにより発電した電気で電子ペーパーへその発電量を表示し、新エネルギーの導入の啓発を図る。</p>
	構想段階	<p>事業名：「電気自動車用急速充電器設置事業」 事業期間：2009年度～ 事業費：7,166千円 市の単独事業か否か：両方 関連構想：「環境基本計画」</p> <p>概要：神奈川県の「クールネッサンス宣言」のリーディングプロジェクトの一つである電気自動車（EV）普及推進プロジェクトの中で2014年までに、県内3,000台のEVの普及を目指している。「急速充電器及び、100V・200VコンセントのEV充電ネットワークの構築」に向けて充電インフラの整備として市内に電気自動車用急速充電器を設置する。</p>

市名	取組段階	取組概要							
相模原市	実施予定	<p>事業名：「商店街街路灯高効率化促進事業」 事業期間：21年度～25年度 事業費：40,500千円（年間約8,100千円） 市の単独事業でない（国庫補助あり）</p> <p>概要：本市では、商店街が設置・維持管理する商店街街路灯の電気料及び修繕費に対して助成している。今回の高効率化促進事業は、商店街街路灯について、省エネによる環境対策の促進の負担軽減を図るため、消費電力や電気料負担の少ない省エネ電球を使用した街路灯への移行を促進するもので、商店街街路灯の電球を高効率化電球（メタルハライドランプ等）に変更する場合の修繕費及び高効率化した街路灯に対する電気料補助を従来の補助率より引き上げるものである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th><th>高効率化</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【街路灯修繕費】 (※電球交換は補助対象外) 補助率：30%以内 補助限度額：100万円</td><td>【街路灯修繕費】 補助率：2/3以内 補助限度額： 電球のW数により 24,000～29,000円/球 工事経費1基あたり10,000円</td></tr> <tr> <td>【街路灯電気料】 補助率：年間電気料の70%以内</td><td>【街路灯電気料】 補助率：年間電気料の90%以内</td></tr> </tbody> </table>		現行	高効率化	【街路灯修繕費】 (※電球交換は補助対象外) 補助率：30%以内 補助限度額：100万円	【街路灯修繕費】 補助率：2/3以内 補助限度額： 電球のW数により 24,000～29,000円/球 工事経費1基あたり10,000円	【街路灯電気料】 補助率：年間電気料の70%以内	【街路灯電気料】 補助率：年間電気料の90%以内
現行	高効率化								
【街路灯修繕費】 (※電球交換は補助対象外) 補助率：30%以内 補助限度額：100万円	【街路灯修繕費】 補助率：2/3以内 補助限度額： 電球のW数により 24,000～29,000円/球 工事経費1基あたり10,000円								
【街路灯電気料】 補助率：年間電気料の70%以内	【街路灯電気料】 補助率：年間電気料の90%以内								
高崎市	実施予定	<p>事業名：「省エネナビ・燃費マネージャー貸出し事業」 事業期間：平成20年度～ 市の単独事業である 概要：寄贈された省エネナビ（3台）と燃費マネージャー（5台）を市民に貸し出す。家庭での省エネルギー活動を促進し、エコライフの実践を図ることにより、地球温暖化防止に貢献することを目的とした事業。 貸出対象 市民・市内事業所 貸出期間 3月（延長可） 貸出費用 無料</p>							
川越市	実施予定	<p>事業名：「太陽光発電の普及促進（事業所）」 事業期間：平成22年度～ 市の単独事業である 関連条例名：「川越市地球温暖化対策条例」 関連計画：「（仮称）川越市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：本市は、近隣の状況から、全国平均に比べ日照時間が長く、太陽エネルギーの活用に適した地域である。太陽エネルギーを活用するなど自然の恵みを活かした取組は、二酸化炭素の排出を抑え、豊かなくらしを実現するうえで、省エネルギーの取組とともにとても重要であるため、平成9年度から実施している住宅用太陽光発電設置補助の対象を市内の事業者（事務所・店舗等）まで拡大した補助制度を推進していく。</p>							
	実施予定	<p>事業名：「条例に基づく工場・事業場対策の推進」 事業期間：平成21年度～ 市の単独事業である 関連条例名：「川越市地球温暖化対策条例」 関連計画：「（仮称）川越市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：本市は、大規模な工業団地を有する県下有数の工業都市であり、今後も工場誘致による工業集積が進むことから、温室効果ガス排出量への影響について注視する必要がある。 川越市地球温暖化対策条例に基づき、エネルギー使用量若しくは温室効果ガス排出量が一定量以上の事業者に対し、「温室効果ガス排出削減計画書」の作成を義務づけ、実施状況を公表することにより、温室効果ガスの排出抑制を促していく。</p>							
	実施予定	<p>事業名：「省エネ診断の普及促進」 事業期間：平成21年度～ 市の単独事業である 関連条例名：「川越市地球温暖化対策条例」 関連計画：「（仮称）川越市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：市内の事業者が、事業活動に関して温室効果ガスの排出抑制のため</p>							

市名	取組段階	取組概要
川口市		の措置を自主的かつ積極的に取り組めるよう、補助制度やノウハウの提供、情報の充実が重要である。市としても事業者が、環境経営を促進できる情報等を積極的に提供するとともに省エネルギー診断の普及促進に努め、事業者が工場や事業所、店舗等のエネルギーの無駄を削減し、効率の向上が図れるよう環境配慮への取り組みについてバックアップしていく。
	実施予定	事業名：「太陽熱利用の普及促進（住宅）省エネ住宅の普及促進」 事業期間：平成21年度～ 市の単独事業である 関連条例名：「川越市地球温暖化対策条例」 関連計画：「（仮称）川越市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：太陽エネルギー等の豊かな恵みを積極的に活用し、快適さを損なうことなく、建築物の環境性能を総合的に向上させるため、市民への情報提供等を充実し、高断熱・高気密住宅などの省エネ住宅の普及を促進する。太陽熱利用や燃料電池等を住宅への導入する際の補助制度について検討し、住まいの省エネ性能向上と再生可能エネルギーの普及を促進し、快適さと省エネ性能を兼ね備えたCO ₂ の排出が少ないスマートな住まいの普及を推進する。
	実施予定	事業名：「エコドライブの普及促進」 事業期間：平成21年度～ 市の単独事業である関連条例名：「川越市地球温暖化対策条例」 関連計画：「（仮称）川越市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：エコドライブの具体的な実践について市が率先して取り組み、その実施結果について市広報誌等で広くPRし普及啓発していく。また、市民や事業者等が参加することができる「（仮称）エコチャレンジドライバー認定事業」を立ち上げ、燃費計測器を無料で貸し出しエコドライブ実践に伴う燃費の向上を実感してもらう。参加者には、チェックシートを配布し、一定期間における燃費測定結果の報告を求めるとともに意識調査等についても実施し、エコドライブの普及を促進していく。
川口市	実施予定	事業名：「川口カーシェアリング導入検証」 事業期間：平成21年度～平成23年度 事業費：6,500千円 市の単独事業である 概要：公用車の一部共有化の実施及び市域での普及検証として実施予定。既に公用車の集中管理は運用しているが、公用車の新車購入に代えて、民間のカーシェアリング（車の共有）を活用し、市民または事業者への参加を促すと共に、市域（特に駅前）での事業の普及に向けたシステムが構築できるか検証を行うもの。 川口市は、首都圏にあって、都内へ通勤する市民が増えている住宅都市であり、二酸化炭素の部門別排出状況では、民生部門（家庭系・事業系）だけで全体の約5割を超えており、市民・事業者が参加する二酸化炭素削減の取組の1つとして、本格的実施に向けた検証を行う。平日の昼間は市が専用車両を公用車として使用し、夜間や週末などは市民の方が使用。駅前マンションに住む多くの方は、月に数回しか車を使用しない傾向があり、事業のPRも兼ね検証するもの。平成21年度は、川口駅前と朝日環境センターの2箇所で実施を予定。
越谷市	実施予定	事業名：「グリーン電力証書システムの導入」 事業期間：14年度～29年度 事業費：62,000千円 市の単独事業である 関連計画：「越谷市環境管理計画」 概要：平成14年10月に地球温暖化防止対策の一環として、自治体では初めて、グリーン電力証書システムによる風力発電を日本自然エネルギー株式会社と契約を締結し、年間100万kWh導入しております。これにより、市庁舎で使用する電力の50%以上を風力でまかなうことになり、年間でおよそ313.6トン（H19年度）の二酸化炭素の排出量を削減、地球温暖化防止に貢献しています。

市名	取組段階	取組概要
市川市	実施予定	事業名：「市川市地球温暖化対策地域推進計画推進事業」 事業期間：平成21年度～平成28年度 事業費：不明 市の単独事業である 関連計画：「市川市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：平成20年度に策定予定の「市川市地球温暖化対策地域推進計画」を推進していく事業。市民・事業者・関係団体・市から構成される「市川市地球温暖化対策地域協議会（仮称）」を設置し、施策が効果を上げるよう協働推進体制を整えていく。また、本計画の進行管理（進捗状況の把握、その公表など）を行っていく。
船橋市	実施予定	事業名：「環境基本計画の改定事業」 事業期間：21年度～22年度 市の単独事業である 関連条例名：「船橋市環境基本条例」
松戸市	実施予定	事業名：「減CO2宣言事業所制度」 事業期間：20年度～ 事業費：10,398千円※事業費については、平成20年度「松戸市地球温暖化対策地域推進計画策定等業務」の予算額を記載 市の単独事業である 関連計画：「松戸市地球温暖化対策地域推進計画（減CO2大作戦）（策定中）」 概要：市内の多くの事業所が温室効果ガス削減に向けた取り組みを実施する市を目指し、事業所向けの制度として実施予定。あらかじめ掲げられた地球温暖化防止に関する各項目をポイント化し、実施している項目数のポイントを合計し、そのポイント数に応じて各ランク（A～AAA）に分類し、認定する。ランクや環境への取り組み内容をホームページなどで公表することにより、市民に評価してもらい、さらなる環境への取り組みの普及・充実を図る。
静岡市	実施予定	事業名：「二酸化炭素の地産地消モデルの構築」事業期間：20年度～ 事業費： 48,491千円(H20) 市の単独事業でない 関連条例名：「静岡市環境基本条例」 関連計画：「静岡市環境基本計画、静岡市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：今年度、「低炭素地域・国土形成推進調査」（広域ブロック自立施策等推進調査）に提案し、承認を受け、環境省及び林野庁から業務委託を受け実施している。本調査では「二酸化炭素の地産地消」という新たな概念とその実現に向けて、都市地域と森林地域のリンクによる「二酸化炭素の地産地消モデル」を構築する。今年度の調査結果に基づき、平成21年度以降、本市の社会経済システムに組み込みこのモデルを運用する予定である。モデル運用にあたり、マネジメントの仕組み、組織、運用方法、効果等について総合的な検討を行い実効性、持続性が高いものを目指している。
浜松市	実施予定	事業名：「浜松市役所本庁舎ESCO事業」事業期間：21年度～27年度 事業費：500,000千円 市の単独事業でない 関連計画：「浜松市役所地球温暖化防止実行計画」 概要：既設本庁舎設備機器の更新に伴い、高効率熱源システムの導入、外気冷房の導入、中央監視室の個別空調機の導入、高効率電気温水器の導入、照明器具の高効率化、断熱フィルムの導入などをESCO事業にて実施する。
豊橋市	実施予定	事業名：「地球温暖化対策地域推進計画策定事業」 事業期間：20年度～21年度 事業費： (H20予算) 3,366千円 市の単独事業である 関連条例名：「環境基本条例」 関連計画：「環境基本計画」 概要：地球温暖化防止対策の市域全体の取組みとして、行政、市民、事業者がそれぞれの役割、目標を明確にし、総合的な施策を実施するための基本的な考え方を定める。 ・温室効果ガス排出量の現状把握、将来予測 ・温室効果ガス削減目標の設定 ・豊橋市の特性に則した温室効果ガス排出抑制対策、施策の立案
春日井市	実施予定	事業名：「ESCO事業導入」事業期間：21年度～ 概要：ESCOとは、施設の省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱費の削減分で賄う事業です。設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスをESCO事業者が提供し、新たな費用が発生せず、環境を損なうことなく省エネルギーを実現するものであります。

市名	取組段階	取組概要
豊田市	実施予定	<p>事業名：「学校エコ改修と環境教育事業」 事業期間：20年度～23年度 事業費：496,000千円 市の単独事業でない 関連計画：「第7次豊田市総合計画、豊田市教育行政計画」 概要：子供たちの身近な環境教育の教材としての活用や学習環境の改善を図るため、老朽化した学校施設をエコ改修し、環境に配慮した学校施設（エコスクール）として位置づけるとともに、校舎の延命化を図る。また、エコ改修のプロセスを通じ、学校を核として学校・地域住民・行政が一緒になって環境について学び、考え、取り組み、地域ぐるみで環境に対する意識を高める。今回の事例を参考に、市が今後エコ改修を進める際の指針づくりに役立てる。なお、本事業は環境省の補助事業で実施する。</p>
岐阜市	実施予定	<p>事業名：「省エネ建物普及啓発事業」 事業期間：平成20年度～ 事業費：700千円 市の単独事業でない 関連条例名：「岐阜市環境基本条例」 関連計画：「岐阜市地球温暖化対策指針」 概要：民生家庭部門の地球温暖化対策として、新築、既築を問わず市内の住宅を対象に省エネ住宅の普及推進を図る。具体的には、岐阜市の気象条件を踏まえ、太陽熱、自然風などの自然エネルギーを活用することで、過度に化石燃料エネルギーに依存しない岐阜市独自の省エネ住宅に関するガイドラインを策定し、市民に分かりやすい形で啓発することとしている。 • 平成20年度末にガイドライン作成 • 平成21年度から市民への啓発スタート</p>
大阪市	構想段階	<p>事業名：「『風の道ビジョン』の構築」 市の単独事業である 概要：大阪市域は、西部（臨海部）が東部（内陸部）に比べて気温が低いという地域特性があり、大阪湾から吹く涼しい海風を都心部へ誘導することがヒートアイランド現象の緩和策になると考えられる。海風を効果的に都心部へ導くため、水（市内河川）と緑（街路樹や屋上緑化施設、公園、学校等）のネットワークによる「風の道」づくりに向けて、大阪市関係局等により検討を進めるとともに、環境調査やシミュレーション等の調査研究を行っている。 「風の道ビジョン」は、これらの調査研究を基に「風の道」に配慮したまちづくりに向けた緑化施策等の方向性を示すもので、平成23年度中にビジョンを策定する予定である。 このビジョンを活用したまちづくりを、関係局との連携のもとに、主な東西の幹線道路において進められるよう検討していく。</p>
堺市	実施予定	<p>事業名：「環境都市推進事業」 事業期間：2008年度～2050年度 事業費：（未定） 市の単独事業でない 関連計画：「低炭素型まちづくり戦略『クールシティ・堺』推進プログラム」（堺市「環境モデル都市」提案書）</p>
	構想段階	<p>事業名：「（仮称）さかいエコ大学」 市の単独事業である 関連構想：「低炭素型まちづくり戦略『クールシティ・堺』推進プログラム」（堺市「環境モデル都市」提案書） 概要：参加・協働による持続可能なまちづくりをめざして、市民の環境知識の向上、新たな環境リーダーの輩出及びNPO、企業、地域等多様な主体が行う環境教育・環境活動の拡大を図ることを目的に、各主体の協働による「（仮称）さかいエコ大学」を設立する。 大学では、NPO、企業、行政等の協働のもと、各主体が実施する体験学習会や市の出前講座等の環境講座、また専門的な環境要素を専攻するコースなど様々なメニューを大学のプログラムとして位置付けることにより、学生から高齢者まで幅広い年代層の環境学習意欲を促進し、新たな活動の育成につなげるとともに、NPOや企業の人材、自発的に環境活動に取り組む人材、クールシティ・堺の発展に寄与する人材を養成する。</p>

市名	取組段階	取組概要
豊中市	実施予定	<p>事業名：「省エネ機器、省エネ住宅への取組み等に対する支援システム」・「地球温暖化防止エコポイント制度」 事業期間：平成20年度～ 事業費：H20年度 4,300千円 市の単独事業である 概要：平成19年度策定の「地球温暖化防止地域計画・チャレンジ（マイナス）70プラン」において、温室効果ガス排出量削減目標達成のために、重点的に進めていくべき4つの具体的戦略を定めており、その中の「省エネ機器、省エネ住宅への取組み等に対する支援システム」と「地球温暖化防止エコポイント制度」の2つの事業について、今年度、市民団体との協働により、関係団体にも検討の場に参画いただき、その仕組みづくりを行っている。この2つの制度は、市民・事業者が地球温暖化防止のための行動を進めていくことを牽引するために行う事業であり、平成21年度にモデル事業の実施を行い、平成22年度以降に、全市的な実施を予定している。</p>
吹田市	実施予定	<p>事業名：「エコスクールの推進」 事業期間：21年度～30年度 事業費：未定 関連条例名：「吹田市環境基本条例」 関連計画：「吹田市環境基本計画」 概要：学校・園における環境負荷の低減を図るとともに、環境に対する理解と実践力を育む環境教育を推進するため、各学校において、以下の取組を実施します。（各学校の特性に応じて、取組メニューを選択し実施します。）取組を実施する中で、学校版EMSを構築し、効果的な推進を図ります。 • 太陽光発電（市民共同発電所）、太陽熱利用 ・校庭芝生化・屋上緑化・みどりのカーテン ・里山・ビオトープ・野菜畠・水田 • 校内物品のリサイクル・生ごみ等の減量化・堆肥化 ・雨水利用（散水・打ち水） ・環境学習副読本・環境紙芝居・DVDなど教材の研究・開発</p>
	構想段階	<p>事業名：「自然エネルギーの利用促進のための新たな制度の検討」 関連条例名：「吹田市環境基本条例」 関連構想：「吹田市環境基本計画」 概要：本市では平成19年（2007年）に、持続可能な都市モデルを世界に発信する「環境世界都市すいた」の実現をめざし、2050年を目標に1990年比75%の温室効果ガス排出量の削減を図ることを明らかにしています。これを受け、太陽光発電・太陽熱利用・風力など自然エネルギーの補助制度の創設を図るとともに、バイオマスなどの自然エネルギーの調査・研究、新たな促進制度について検討を行います。</p>
枚方市	実施予定	<p>事業名：「(仮称) 枚方市地球温暖化対策地域協議会」 事業期間：平成20年度～ 事業費：700千円（平成20年度予算） 市の単独事業である 関連条例名：「枚方市環境基本条例」 関連計画：「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」 概要：枚方市域における二酸化炭素(CO2)の排出量を2012年度に2005年度より17%削減して1990年度の排出量にまで、また、長期的には2030年度に1990年比マイナス50%に抑制することを目標とする枚方市地球温暖化対策地域推進計画を策定しています。 この推進計画を推し進める中核組織として、地球温暖化対策の推進に関する法律第26条の規定に基づき「(仮称) 枚方市地球温暖化対策地域協議会」を平成21年度当初に設立する予定です。</p>
寝屋川市	実施予定	<p>事業名：「環境基本計画推進事業」 事業期間：21年度～22年度 事業費：約10,000千円 市の単独事業である 関連計画：「寝屋川市環境基本計画」 概要：平成14年2月に策定された環境基本計画の期間は、環境づくりの目標として概ね21世紀の第1四半期を目標としているが、その実現のため実施する各種の基本的施策については、平成13年度から平成22年度までの10年間を目標としている。また、基本計画策定後7年を経過し、地球温暖化など環境をめぐる情勢等も変化しており、現状に即した基本計画に改訂する。</p>

市名	取組段階	取組概要
京都市	構想段階	<p>事業名：「持続可能な社会を描く「脱温暖化・京都ビジョン2030」（仮称）の策定」 市の単独事業である 概要：「環境モデル都市（＊1）」の内容をもとに、市民会議（＊2）などからの提言を踏まえ、温室効果ガス排出量の大幅な削減を実現する持続可能な社会像を描き、その実現を目指して取り組むべき方策を明らかにしたビジョンを作成する。</p> <p>*1：「環境モデル都市」への応募 中長期的な温室効果ガスの大幅な削減など、高い目標を掲げ、先駆的な取組にチャレンジする「環境モデル都市」に応募した。さらに3つの「シンボルプロジェクト」を中心に関連的な取組を掲げ具体化した行動計画(素案)を国に提出した。</p> <p>*2：市民会議の設置と検討 シンボルプロジェクトの推進に向け、3つの市民会議（「歩いて楽しいまち」、「木の文化を大切にするまち」及び「環境にやさしいライフスタイル」）を設置し、検討を進めていく。</p>
神戸市	実施予定	<p>事業名：「温室効果ガス削減目標達成に向けたアクションプログラム推進事業」 事業期間：20年度～22年度 市の単独事業である 関連計画：「神戸市地球温暖化防止地域推進計画」 概要：12年3月に策定した上記計画に定める温室効果ガス削減目標（平成22年度において、平成2年度比6%削減）を達成するため、平成20年～平成22年度に重点的に取り組む温室効果ガス削減対策をまとめた「温室効果ガス削減目標達成のためのアクションプログラム」を平成20年3月に策定している。現在、このプログラムに基づき、産業、業務、家庭、運輸、廃棄物の各部門別に定めた削減目標達成のため、削減対策を実施している。</p>
姫路市	実施予定	<p>事業名：「地球温暖化対策地域推進計画の策定」 事業期間：21年度～22年度 事業費：未定 市の単独事業である 概要：地域における地球温暖化対策を総合的に推進するための計画の策定</p>
明石市	実施予定	<p>事業名：「地球温暖化対策実行計画の改定」 事業期間：平成21年度～ 市の単独事業である 関連法：「地球温暖化対策の推進に関する法律」 概要：平成20年度の「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正を受けて、従来の市役所の事務事業からの温室効果ガス排出抑制に取り組む事項だけではなく、自然エネルギーや公共交通機関の利用、都市緑化の推進等、地域でのきめ細かい対策を推進する新たな実行計画への改定に取り組む。</p>
	構想段階	<p>事業名：「生物多様性戦略の策定」 市の単独事業である 関連法：「生物多様性基本法」 関連構想：「（仮称）明石の自然環境ハンドブックの作成及び啓発」 概要：明石市環境審議会の自然環境部会において、明石市内・関係海域における自然環境全般の調査の整理を実施し、市民に向けた自然環境の現況についての情報伝達、生物多様性基本法による明石市の地域戦略策定に取り組む。また、調査資料に基づいて、市民が利用できるような自然環境副読本「（仮称）明石の自然環境ハンドブック」を編集し、地域での啓発に活用していく。</p>
西宮市	実施予定	<p>事業名：「西宮市地球温暖化対策地域推進計画（実行計画に含む。）」 事業期間：平成22年度～未定 事業費：未定 市の単独事業である 関連条例名：「西宮市環境基本条例」 関連計画：「西宮市新環境計画」 概要：地球温暖化対策の推進に関する法律は先の通常国会において改正されており、この改正された地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県、政令指定都市、中核市及び特例市は、実行計画の内容として、地方公共団体の事務、事業に加え、地域全体の計画についても策定が義務づけられこととなった経緯を受け、策定する予定である。</p>
	構想段階	<p>事業名：「市内小中学校における太陽光パネルの設置（仮）」 市の単独事業である 関連条例名：「西宮市環境基本条例、第四次西宮市総合計画」 概要：西宮市内の小中学校に太陽光パネルを設置するというものであり、省エネの効果により、地球温暖化防止に寄与し、また、児童やその父兄、教職員等の学校に関わる人々の環境学習にも寄与する。</p>

市名	取組段階	取組概要
和歌山市	実施予定	<p>事業名：「ごみ減量推進事業」 事業期間：21年度～ 事業費：18,593千円 市の単独事業である 概要：この事業は、日常生活に伴って排出される一般廃棄物（ごみ）の減量を推進するため、その活動の企画及び支援等を行うものです。この事業により、ごみ減量における優先順位についての考え方である3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関心を持ってもらい、循環型社会の形成推進に向けた啓発が進むものと考えられます。また、地域コミュニティの活性化や環境教育の一環にもなり、その結果、ごみ総排出量の削減及びリサイクル率の向上などの成果が得られます。その中でも、主たる事業として考えている集団回収奨励金制度は、日常生活に伴って排出される一般廃棄物の中から再資源化できる有価物を回収する市民の団体に対し奨励金を交付する制度のこと、このことにより、資源ごみ量が増加し、リサイクル率の向上につながります。また、燃やすごみの減量化にもなり、もって循環型社会の構築へつながるものです。</p>
	実施予定	<p>事業名：「レジ袋有料化事業」 事業期間：20年度～ 市の単独事業でない 関連条例名「和歌山県におけるレジ袋の削減に関する協定」 概要：地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素の発生抑制を身近なところから取り組み、その環を広げていくことが必要です。その取り組みの一つとして、マイバッグ持参による買い物を推進するため、平成21年1月23日からスーパー等でのレジ袋の無料配布を中止します。マイバッグ持参率を平成23年3月31日までに、80%となることを目標としています。また、レジ袋の収益金は、「わかやまノーレジ袋推進協議会」を通じて、環境保全活動に役立てるとともに、それぞれの事業者において、独自に消費者の皆様へ還元されるなど様々な形で還元されます。</p>
	構想段階	<p>事業名：「ごみの有料化」 市の単独事業である 関連条例名：「和歌山市廃棄物の減量推進及び適正処理に関する条例」 概要：全国のごみの有料化動向と現在の本市のごみ処理状況を踏まえ、ごみ減量化の一層の推進、ごみ排出量に応じた費用負担の公平性の確保、ごみ処理経費に係る財源確保の観点から、ごみの有料化について検討を行っています。</p>
広島市	実施予定	<p>事業名：「地球温暖化対策等の推進に関する条例の制定」 事業期間：H21年度～ 市の単独事業である 関連条例名：「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」 関連計画：「広島市環境基本計画（改定計画）」 概要：本市は、本年度を温暖化対策行動元年と位置付け、地球温暖化問題の解決に向け様々な取組を進めており、本条例の制定は、その主要な取組のひとつである。この条例は、温室効果ガスの削減と都市の発展が両立する新しい社会システムを構築するための基本となるものであり、早期の制定を目指している。 条例の主な内容 (1)事業活動における対策(2)自動車使用における対策(3)建築物の環境性能の評価・公表(4)建築物の敷地等の緑化(5)電気供給における再生可能エネルギーの利用拡大(6)エネルギー使用の抑制、ごみ減量、学習など</p>
	構想段階	<p>事業名：「市民参画の排出量取引市場の創設」 市の単独事業である関連条例名：「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」 関連構想：「広島市脱温暖化実現計画～広島カーボンマイナス70～（骨子）」 概要：次の取組により、市民参画の排出量取引市場の創設を目指す。 ○温室効果ガス削減計画書制度（1概要「(5)事業活動における対策」に当たる。） •市内の温室効果ガス大規模排出事業者に対し、削減計画書・実績報告書の提出を義務付け •事業者に対する調査（書類審査、現地調査等）による計画書の評価（追</p>

市名	取組段階	取組概要
		<p>加的措置が必要と判断した場合は削減目標の変更指導)</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者の植林活動や京都メカニズムのCDM(クリーン開発メカニズム)、グリーン電力購入等による削減量を算入 取組結果の公表 <p>○排出量取引の試行実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 計画書に基づき排出枠を設定し、自主参加による排出量取引を実施 取引制度の参加者には、省エネ設備等の導入助成などインセンティブとなる制度の導入を検討 <p>○市民の排出量の買取</p> <ul style="list-style-type: none"> 各家庭における削減量を第三者機関が買い取り、大口化して取引に参加する制度を導入
吳市	実施予定	<p>事業名：「マイバッグ持参率向上事業」 事業期間：21年度～ 市の単独事業でない 関連条例名：「呉市環境基本条例」 関連計画：「呉市環境基本計画」</p> <p>概要：地球温暖化ガス削減、廃棄物の減少に向けた意識改革として、市民誰もが足下から参加できる取組。具体的には、買い物を入れるレジ袋にもお金が掛かるシステム作りをすることで、マイバッグ持参率向上のインセンティブに繋げようというもの。本事業は所謂レジ袋の有料化であるが、条例化による強制的な方法ではなく、市民運動による環境意識の高揚の中で取り組んでいく方法を選択し、地球環境に優しい生活様式の実現を目指す。学識経験者、市民団体、事業者団体、呉市を構成員とする「呉市マイバッグ持参率向上推進会議」を中心として調査・研究を進めるため、会議を重ねているところである。</p>
徳島市	実施予定	<p>事業名：「「緑のカーテン」モデル事業」 事業期間：平成21年度～ 事業費：（未定） 市の単独事業である 関連計画：「徳島市地球温暖化対策推進計画」</p> <p>概要：市の施設に「緑のカーテン」を設置し、冷房使用を減らし、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を削減するもの。保育所、学校、コミュニティセンター等で各1個づつモデル的に設置し、省エネ効果や課題、支援のあり方等を検証するとともに、検証結果を踏まえ、他の市施設や市民への普及拡大を図っていく。</p>
高知市	実施予定	<p>事業名：「土佐から始める環境民権運動推進協定」 事業期間：21年度～ 市の単独事業である 関連計画：「高知市地球温暖化対策地域推進計画（策定中）」</p> <p>概要：積極的な環境保全活動に取り組むあらゆる分野の事業者を対象に、高知市とエコ活動に関わるパートナー協定を結び、事業者のエコ活動に関する支援をするもの。</p>
	構想段階	<p>事業名：「チーム6%：よさこいECOライフチャレンジ100」 市の単独事業である 関連構想：「高知市地球温暖化対策地域推進計画（策定中）」</p> <p>概要：エコライフのきっかけづくりとして自治会やコミュニティ組織、事業者との協力や一般公募により何世帯かでチームを作ってもらい、削減目標設定の上、100日間「エコライフ」にチャレンジしてもらうもの。</p>
北九州市	実施予定	<p>事業名：「(仮称)紫川エコリバー構想」 事業期間：H21年度～H23年度 事業費：約900,000千円 市の単独事業でない 関連計画：「環境モデル都市アクションプラン」</p> <p>概要：紫川、本庁舎及び小倉駅周辺といった小倉都心部に太陽光発電等の自然エネルギー施設を整備し、「美しき世界の環境首都」を実感できるシンボルとして、「見えるかたち」で市民に広くPRする。</p>
	構想段階	<p>事業名：「低炭素先進モデル街区形成推進事業」 市の単独事業でない 関連構想：「環境モデル都市アクションプラン」</p> <p>概要：環境モデル都市に選定された本市の市街地において、低炭素化の先端技術やシステムなどを活用し、先進的なCO2排出削減を実現する低炭素先進モデル街区の形成を進める。</p>

市名	取組段階	取組概要
久留米市	実施予定	事業名：「エコ活動推進事業（くるめエコ・パートナー制度）」 事業期間：20年1月～ 事業費：3,900千円（20年度予算額） 市の単独事業である 概要：地球温暖化防止のために、市民・事業所・行政が一体となって取り組むもの。市民会員は、省エネ・省資源やごみ減量・リサイクルをはじめとする地球温暖化防止活動について、自らができるエコ活動を宣言（エコ・パートナーとして登録）し、実践する。また、事業所会員から独自の特典が受けられる。事業所会員は活動の協力店として、市民会員のエコ活動に対するインセンティブとして、独自サービスの提供を協力していただくと共に、自らも地球温暖化防止活動に取り組んでもらう。市では、エコ・パートナーの活動を支援するためにマイバッグの提供（希望者、条件付）や、協力店の紹介パンフレットの作成・配付などを通じて、取り組みを広げていく支援を行う。
長崎市	実施予定	事業名：「長崎市地球温暖化対策実行計画推進協議会（仮称）の設置」 事業期間：平成21年度～ 事業費：312千円 市の単独事業である 関連条例名：「長崎市環境基本条例」 関連計画：「長崎市地球温暖化対策実行計画」 概要：平成20年度中の完成予定としている「長崎市地球温暖化対策実行計画」を市民、事業者及び行政が一体となって推進するために協議会を設置し、各種事業を展開する。なお、上記計画及び協議会は、平成20年6月に改正された地球温暖化対策の推進に関する法律に基づくものである。
熊本市	実施予定	事業名：「軌道敷緑化」 事業期間：20年度～26年度 市の単独事業でない 概要：市電軌道敷の緑化（芝生） H20年度～H21年度（事業費 約50,000千円） 熊本駅前交差点（仮称）から田崎橋停留場まで（サイドリザベーション区間約570m）の内、交差点部等を除く約400mを緑化 H21年度～H26年度計画※21年度に測量・設計・調査、22年度から施工予定のため、事業量、事業費等については未定 辛島町電停から水道町電停までの区間約1,100mの内、施工可能個所
大分市	実施予定	事業名：「おおいた市民環境大学」 事業期間：21年度～（継続） 事業費：6,773千円 市の単独事業である 関連計画：「大分市地球温暖化対策行動指針」 概要：この大学は、講義や体験学習、団体・地域間交流を通して、受講生一人ひとりが環境問題に対しさらなる関心を抱き、家庭や事業所、また地域で連携、協働しながら、さまざまな環境課題の解決を目指す実践行動へとつなげていくことを目指します。
宮崎市	実施予定	事業名：「住宅用太陽光発電システム設置促進事業」 事業期間：21年度～ 事業費：6,000千円（H21予算要求額） 市の単独事業である 関連計画：「宮崎市環境基本計画（第2次計画）」 概要：本市の気候特性を活かした地域密着型の地球温暖化防止対策として、住宅への太陽光発電システムの導入を促進し市民のクリーンエネルギー利用を推進することで、家庭部門からの温室効果ガスの削減を図る。 【主な事業内容】・太陽光発電システムを新たに住宅に設置する市民等を対象に、その設置に要した費用の一部を補助する。・補助を受けた市民に対して、売電・買電電力量等の報告を一定期間依頼し、太陽光発電システム設置後の状況についての調査を行う。

◎市議会における取り組み

問3 - 1 貴市議会において、過去5年間（平成16年1月1日以降）でエコ対策を実施している若しくは実施した取り組みの概要をご記入下さい。（例、議員の研修会・勉強会（会派単位の開催も含む）、エコをテーマにした子ども議会などイベントの開催、市民・NPO法人・民間企業・研究者らとのエコ対策に向けた意見交換など）

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
札幌市	<p>取組名：「子ども議会」 実施期間：H14.1.10～現在 概要：市内の小学5年生～高校3年生の子どもたちが「子ども議員」として、札幌市に対して提案を行うもので、その中で、環境についても話し合われている。 平成17年度 環境消防委員会「環境美化、リサイクルについて」 平成19年度 地球環境を守ろう！！委員会「環境にやさしい行動について」</p> <p>取組名：「夏季の軽装運動（クールビズ）」 実施期間：H15～現在 概要：平成15年 議会で開始（ネクタイ必要） 平成16年 男性においてはノーネクタイ可 平成17年より期間延長：6月1日～9月30日 内容：議会の品位を損なわない程度の軽装</p>
函館市	<p>取組名：「地球温暖化防止に向けた取り組みについて」の所管事務調査 実施期間：H19.7.10～H20.9.8 概要：民生常任委員会において、当市の廃棄物処理施設の状況調査、他都市の焼却施設の余熱利用等についての行政調査、廃食用油の有効利用やレジ袋の削減についての検討等を行った。 調査のまとめとして、資源の有効利用と温室効果ガスの削減のためにマイバック運動などを通じて総合的にレジ袋の削減を推進していくこと等、3点の項目について確認した上で、地球温暖化防止に向けた取り組みが市民一人一人の参加によってより一層推進されるよう今後も見守っていくこととし、調査を終了した。</p>
旭川市	<p>取組名：「旭川市議会森林・林業・林産業活性化推進議員連盟の活動」 実施期間：H9.12～ 概要：地球温暖化防止など森林環境施策の重要性が高まる中で、当連盟は、平成9年12月の設立以来、当市の森林・林業・林産業に関わる施策の充実を図り、経済の活性化と市民生活の向上に資することを目的に様々な調査・研究や関連事業の促進を行っている。 最近では、北海道及び道北の森林・林業・林産業活性化促進議員連絡協議会と併せて、環境資源としての森林を保全することなどの観点から国有林の管理運営に関する基本計画（案）の公告・縦覧に係る要望書を平成20年12月1日付けで農林水産大臣に提出。</p> <p>取組名：「環境に優しい低公害車の導入」 実施期間：H15.6～ 概要：平成15年6月の議長公用車更新の際に、環境に優しい低公害車（ハイブリッド車）を導入し、現在使用中。</p>
盛岡市	<p>取組名：「クールビズの実施」 実施年月日：H17.6.15 概要：平成17年6月22日の議会運営委員会において、夏季（おおむね夏至から秋分の日まで）における本会議以外の委員会等及び行政視察の際は軽装とすることとした。その後、本会議を含むすべての会議における軽装化について、平成19年6月定例会における試行を経て、19年9月10日の議会運営委員会において、夏季（6月1日から9月30日）のすべての会議における軽装化を正式に申し合わせた。</p>

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
仙台市	<p>取組名：「クールビズの実施」 実施年月日（実施期間）：17.6.1（毎年6月1日～9月30日） 概要：地球温暖化防止の取り組みとして、室内温度を28℃に設定するとともに、本会議を除く常任委員会、調査特別委員会等の各会議においてスーツ、ネクタイを着用せずに出席しても差し支えないものとした。</p>
山形市	<p>取組名：クールビズ 実施年月日（実施期間）：H17年度より実施（夏期） 概要：省エネルギーを目的として、夏期の軽装を実施。19年度からは下記の申し合わせのとおり実施している。 ①議場、委員会室ともに上着・ネクタイを着用しなくても良い。その際は議員章の着用も不要とする。なお、女性の服装については、議会の品位を落とさない範囲で各人の判断に任せる。 ②実施期間は市長部局に合わせる。</p>
長岡市	<p>取組名：「ノーネクタイ、ノー上着の推奨」 実施年月日（実施期間）：H17年から 毎年6月から9月末まで 概要：会議の服装については、京都議定書の発効に伴い、地球温暖化防止の観点から、長岡市議会では6月から9月末までの3ヵ月間、議場及び委員会室の温度設定を28度Cとし、ノーネクタイ、ノー上着を推奨することにしています。</p>
富山市	<p>取組名：「夏季に開催される本会議を除く諸会議における軽装」 実施年月日（実施期間）：H18.6.9（毎年6月1日～9月30日）（議会運営委員会決定） 概要：6月1日から9月30日までの間に開催される、本会議を除く諸会議においては、原則として上着、ネクタイ、議員記章の着用を要しない。 ・なお、会派単位の勉強会については把握していない。</p>
福井市	<p>取組名：「本会議、委員会等におけるクールビズの実施」 実施年月日（実施期間）：H17.6（H17.6～） 概要：6月1日から9月30日までの期間内に開催される本会議、委員会等における服装については、クールビズ（ノーネクタイ、ノー上着）を実施している（平成17年6月6日の議会運営委員会にて申し合わせ）。</p>
長野市	<p>取組名：「本会議におけるクールビズ」 実施年月日：H20.9.4 概要：6月1日から9月30日までの間、上着及びネクタイを着用しないことができる。なお、委員会については、18年6月5日からクールビズを実施している。</p>
町田市	<p>取組名：「省エネ対策として議員及び職員が軽装で本会議への出席について」 実施年月日（実施期間）：05年6月（継続中） 概要：地球温暖化防止・省エネルギー対策として、2005年から6月1日～9月30日の間、軽装で議会運営を進めております。</p>
江東区	<p>取組名：「クールビズ（夏季期間軽装）」 実施年月日：19.7～ 概要：夏季期間の会議においては、上着、ネクタイなしを基調とした服装とする。</p>
川崎市	<p>取組名：「夏の軽装（ノー上着・ノーネクタイ）の実施」 実施期間：6.1～9.30 概要：本市では平成14年度より、毎年6月1日から9月30日の期間、夏季の省エネルギー対策の取り組みを行っている。その中で、省エネ及び公務能率向上のために「夏の軽装」を行っており、本市の各常任委員会（総務、市民、健康福祉、まちづくり、環境委員会）でも、平成15年度より、毎年6月1日から9月30日の期間、各議員の判断を尊重し、対応することを直前の委員会で諮り、実施している。</p>
横須賀市	<p>取組名 議員研修会：「地球の温暖化と今後のエネルギー問題について」 実施年月日：19.10.14（15：00～16：30） 概要：「地球の温暖化と今後のエネルギー問題について」 元内閣府原子力委員会委員 竹内 哲夫氏による講演及び質疑応答</p> <p>取組名 議員研修会：「地球から考える地球環境～市民及び行政が取り組むべきこと～」 実施年月日：20.12.15（15：00～16：30） 概要：「地球から考える地球環境～市民及び行政が取り組むべきこと～」 （有）イーズ 代表取締役 枝廣 淳子氏による講演及び質疑応答</p>

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
藤沢市	<p>取組名：「クールビズ」 実施年月日（実施期間）：H17.6.2日から（6月定例会～9月定例会）</p> <p>概要：議会運営委員会の申し合わせ事項により、6月定例会から9月定例会の間は、ノーネクタイ、上着の着用は自由、議員き章を着用しなくてもよいこととした。</p>
相模原市	<p>取組名：「議会主催の会議におけるエコルックの実施」 実施年月日（実施期間）：S54.6（定例会～）</p> <p>概要：6月定例会から9月定例回までの議会主催の会議において、省エネルギーの見地からエコルック（上着着用の省略、ノーネクタイ）でよいこととしている。又、上記期間以外でも、議長、委員長の判断により、気候に応じて省略できることとしている。</p>
	<p>取組名：「議会主催の会議におけるエコルックの実施」 実施年月日：H19.6</p> <p>概要：昭和54年から6月及び9月の定例会中、省エネルギーの観点から上着着用の省略を可能としていたが、加えて、7月以降9月定例会までの間においては、上着に加えネクタイも省略できることとした。また、この期間以外においても、議長、委員長の判断により、気候に応じて上着及びネクタイを省略することができることとしている。</p>
宇都宮市	<p>取組名：「マイふろしき運動」 実施年月日：H19.6</p> <p>概要：本市が推進している「もったいない運動」の具現化のため、本会議・常任委員会等への書類の持ち運びや、日常の議会活動においてマイふろしきを活用することにより、封筒、紙袋類の減量を図り、各家庭におけるマイバック運動の更なる普及啓発に寄与する。</p> <p>取組名：「夏季の服装と冷房温度の設定」 実施期間：6.1～9.30</p> <p>概要：夏季の冷房設定温度は28度とし、本会議、委員会等ではネクタイ、上着の着用については各議員の判断に任せている。</p> <p>取組名：「マイ箸の使用」 実施年月日：H19.8月</p> <p>概要：マイ箸を使用することにより、割り箸の使用量削減を行っている。</p> <p>取組名：「視察来訪議員へのPR用マイ箸の配布」 実施年月日：H20.4</p> <p>概要：本市が推進している「もったいない運動」を全国にPRするため、本市を行政視察する議員や、本市開催の議長会会議出席議長などへ、マイ箸一式（竹箸、箸袋）を配布する。</p>
前橋市	<p>取組名：「クールビズ対応」 実施年月日：平成18年第3回定例会から</p> <p>概要：本会議では上着の着用するが、議場入場後は脱いでも可とした。質問者及び討論者は着用する。ネクタイは着用する。委員会では上着・ネクタイの着用は不要とする。ただし、着用も可とする。実施機関は6月から9月（第3回定期会最終日まで）とする。冷房の温度設定は27度とする。クールビズ対応の結果として、エアコン使用の抑制につながる。</p>
さいたま市	<p>取組名：「地球温暖化防止を目的とした夏の軽装(クールビズ)」 実施期間：H17.6.21～H17.9.23 実施期間：H18.6.1～H18.9.30 実施期間：H19.6.1～H19.9.30 実施期間：H20.6.1～H20.9.30</p> <p>概要：夏のライフスタイルの実践として「適温冷房（28℃設定）」の徹底に合わせ、「軽装での執務（ノーネクタイ・ノーアップ）」を実施。なお、期間中は省エネルギー型ライフスタイルへの転換をPRするため、職員がバッヂを着用する。</p>
川越市	<p>取組名：「エコ・カジュアルマニス（クール・ビズ）」 実施年月日：H17.9</p> <p>概要：6月定例会から9月定例会の議場及び委員会では、上着・ネクタイの着用は自由とし、温度設定を28℃程度とする。</p>
川口市	<ul style="list-style-type: none"> ・平成16年1月 太平洋セメント埼玉工場の「ごみ資源化処理（発酵による都市ごみのセメント資源化）施設を視察。 ・平成17年2月 リサイクル燃料で走る地域巡回バス（サンクスネイチャーバス）の運営を視察。 ・平成18年2月 家庭用燃料電池システムについて、東京ガス千住テクノステーションを視察。 ・平成19年1月 下水汚泥を用いたガス化発電システムについて、中川水循環セン

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
	<p>ターを視察。 ※県南都市問題協議会・環境問題研究部会にて実施。</p>
越谷市	<p>取組名：「クールビズについて」 実施年月日（実施期間）：H14から（期間：毎年6月1日～9月30日） 概要：代表者会において、議場等でネクタイや上着を着用せず、服装については本人の良識に一任することに決定している。</p> <p>取組名：「封筒の再利用について」 実施決定日：H20. 11. 10 概要：議会運営委員会において、封筒については、各種通知発送のほか、定例会における議案書や参考資料などを配付する際、書類の混同をしないよう配付しているところであるが、使い終わった封筒を再利用するなど、リサイクルに心がけ、紙資源の有効利用に努めていくことに決定している。</p>
千葉市	<p>取組名：「夏のライフスタイルの実践における軽装」 実施期間：20. 6. 1～9. 30 概要：環境にやさしいワーキングスタイルの定着を進めるため、本会議、委員会等を含めての全ての会議における服装を、原則として、ノーネクタイ、ノー上着としている。 ※平成17年度から実施</p>
柏市	<p>取組名：「クールビズの実施」 実施期間：H17. 7. 1～ 概要：夏季期間（6月1日～9月30日）においてクールビズを実施。委員会室、控室等においてはノーネクタイ、ノー上着での軽装を実施する（本会議場を除く）。</p>
静岡市	<p>取組名：「静政会自転車利用促進議員連盟」 実施年月日：H20. 10～ 概要：会派名 静政会（20名） 設立の目的 「自転車のまち」と呼ばれる静岡市内の駐輪場や車道などの自転車の交通環境を整備することで、市民の自転車への積極的な利用を促進し、温室効果ガスの削減等を目指していく。 活動内容・自転車走行環境整備に関する市の方針についての説明会を開催 ・実際に自転車に乗り、市街地の重点地区を現地視察 ・現地視察により出てきた交通環境の問題点の解決にむけ、会派内で検討をし、市当局へ提言を行った。</p> <p>取組名：「講演会・パネルディスカッション～静岡市における廃棄物対策の現状と今後の展望～」 実施年月日（実施期間）：H19. 2. 17 概要：会派名 自由民主党静岡市議会議員団（18名） 目的 静岡市におけるゴミ対策について市民など様々な立場の人を巻き込んで考える。 活動内容 1. 基調講演「ごみ減量対策にリサイクルは不要」 名古屋大学大学院 教授 武田邦彦氏 「御殿場市における家庭ごみの減量とリサイクルへの取り組み」 NPO法人 エコハウス御殿場 理事長 勝又さつき氏 2. パネルディスカッション テーマ「静岡市の地域特性を生かしたごみ対策とは」</p> <p>取組名：「環境フォーラム～包装容器削減への取り組み～」 実施年月日（実施期間）：平成19年8月17～19日 概要：会派名 自由民主党静岡市議会議員団（18名） 活動内容 下記の活動を市内の商店街等の協力を得て、市内の数カ所で行った。 1. 環境にやさしい「リユースグッズ」の展示 デザイン専門学校の生徒の協力で、全国各地から集められた数十点のマイバックを展示する 2. 環境フォーラム講演会 マイバックや商店街でのマイ容器の普及など、リユースをベースに環境対策に取り組む団体の活動発表 3. 削って作ろう！マイ箸体験 自らお気に入りの箸を作ることで、マイ箸の利用を促す。</p>

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
豊橋市	取組名：「市議会におけるクールビズの推進」 実施年月日：H17. 6. 6～ 概要：平成17年6月3日の議会運営委員会において、議長から、国における夏の軽装化（愛称クールビズ）も始まるため、9月末まで、議場においては従来どおり適宜上着を脱ぐものとし、委員会においては「ノーネクタイ、上着なし」、開襟シャツやカッターシャツで「モラルを逸脱しない範囲」とした。（平成17年6月定例会から実施）
岡崎市	取組名：「身近なところから取り組むエコ対策」 実施年月日：H20. 2. 13～ 概要：地球温暖化対策委員会において、環境家計簿の作成への取り組みが提案され、所属委員が率先して取り組むこととなった。委員だけでなく全議員による取り組みへ広げられるよう各派代表者会議において環境家計簿の作成のほか、マイ箸持参やNOマイカーデーについても検討された。エコ対策に取り組むため、全議員対象の勉強会を開催して記入方法等の研修を行い、環境家計簿の作成に取り組み、マイ箸持参の推進のため購入あっせん及び啓発、NOマイカーデーを各自で毎月設けて実施した。
一宮市	取組名：「環境に関する講演会」 実施年月日：H17. 11. 18 概要：テーマ：地球環境とエネルギーについて 講師：中村 政雄 氏（科学ジャーナリスト） 参加議員：63名（議員を対象とした講演会）
豊田市	取組名：「会派議員研修会」 実施年月日：H16. 8. 24 概要：講師・・・富山 和子 氏（とみやま かずこ） 評論家・立正大学教授・日本福祉大学客員教授 主な著書：「川は生きている」「水と緑の國、日本」「水の文化史」「日本再発見 水の旅」「水と緑と土」等 演題・・・水と緑の國、日本
	取組名：「会派議員研修会」 実施年月日：H16. 12. 16 概要：講師・トヨタ自動車（株）バイオ緑化事業部 部長 築島 幸三郎 氏 演題・・・トヨタのバイオ・緑化事業 ①トヨタのバイオ・緑化事業概要、事業の将来性 ②合併後の豊田市をフィールドとした事業拡大の可能性
津市	取組名：「エコスタイルの実施」 実施期間：H18. 6. 1～ 概要：地球温暖化防止に有効な省エネルギー推進、温室効果ガスの排出削減に協力する立場から、本会議、委員会中の服装について、節度ある弾力的な対応とする。（会派代表者会議及び議会運営委員会で確認） 1. 期間 6月1日から9月30日 2. 内容 平成18年・本会議は上着着用、委員会は、品位と節度を損なわないことを前提とした上着の不着用及びノーネクタイ 平成19、20年・本会議、委員会中ともに、上着等の着用を義務付けるものではなく、ノーネクタイ、上着不着用でも可能
四日市市	取組名：「四日市市議会エコ通勤」 実施年月日：H20. 9. 3 概要：四日市市では、温暖化対策として、1人1日1kgCO2ダイエットの取組促進を図るほか、コンビナート企業や四日市港管理組合では四日市市職員とともに7月25日にエコ通勤を行うなど、環境負荷の低減を図る取組を実施した。四日市市議会においては、平成13年から「東海道ウォーク」を実施し、環境に負荷をかけない徒歩で移動する取組を実施してきたが、世界的に環境への取組機運が高まる中、地球温暖化対策の一環として、9月定例会の開会日に「エコ通勤」の取組を実施した。
岐阜市	全般的なエコ対策の取り組みに合わせて、本会議場及び委員会室の冷暖房の温度設定について配慮している。

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
大阪市	<p>取組名：「市会におけるエコスタイル」 実施期間：16. 6. 21～9. 23※会議日程により前後数日間の幅は持たせる 概要：本庁舎の冷房温度の適正設定（28°C）を遵守するとともに、市会の諸会議において、ノーアップ（ネクタイは着用）を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象会議は本会議を除く常任委員会・特別委員会・市会運営委員会・各派幹事長会議等の諸会議 ②議員・職員とともにノーアップ（ネクタイは着用）の実施に協力するものとするが、強制するものではない。（体調等の事情を考慮する。） ③エコスタイルに取り組む趣旨を会議通知に付記するとともに、会議冒頭に委員長等から発言する。 <p>取組名：「市会におけるエコスタイル」 実施期間：(17. 6. 1～9. 30) (18. 6. 1～9. 30) (19. 6. 1～9. 30) (20. 6. 1～9. 30)※会議日程により前後数日間の幅は持たせる 概要：本庁舎の冷房温度の適正設定（28°C）を遵守するとともに、市会の諸会議において、エコスタイルに取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象会議は本会議を除く常任委員会・特別委員会・市会運営委員会・各派幹事長会議等の諸会議 ②議員・職員とともにエコスタイル（ノーネクタイ・ノーアップ）の実施に協力するものとするが、強制するものではない。（本人の意思や体調、会議目的等の事情を考慮する。）なお、ノーネクタイ・ノーアップの際には、市会の品位を重んじ、節度あるビジネスシャツを着用する。 ③エコスタイルに取り組む趣旨を会議通知に付記するとともに、会議冒頭に議長・委員長から発言する。 <p>取組名 子ども議会：「おおさか 子ども市会～中学生市会～」 実施年月日：16. 8. 25 概要：次代を担う子どもたちが、本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的としている。平成9年度から、小学生市会（市内在住・在学の小学4～6年生を対象）と中学生市会（市内在住・在学の中学生を対象）を隔年交代で、夏休み期間中に教育委員会と共に実施（年1回）。議題については、メインテーマを提示した上で子ども達からテーマを募り決定後子ども議員を募集し、委員会ごとに話し合っている。 平成16年においては、温暖化に関する意見発表があり、CO₂を減らすため、公共施設の屋上への「太陽電池パネル」の設置や公共施設やマンションの屋上や道路に木々を植えたり、公園を作るなどの提案があった。</p> <p>取組名 子ども議会：「おおさか 子ども市会～小学生市会～」 実施年月日：17. 8. 26 概要：次代を担う子どもたちが、本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的としている。平成9年度から、小学生市会（市内在住・在学の小学4～6年生を対象）と中学生市会（市内在住・在学の中学生を対象）を隔年交代で、夏休み期間中に教育委員会と共に実施（年1回）。議題については、メインテーマを提示した上で子ども達からテーマを募り決定後子ども議員を募集し、委員会ごとに話し合っている。 平成17年度においては、リサイクルに関する意見発表があり、市内各地でイベントや学習会を行い、リサイクルのアイデアの紹介やコンテスト・フリーマーケットの開催やごみの分別収集についての提案があった。</p> <p>取組名 子ども議会：「おおさか 子ども市会～中学生市会～」 実施年月日：18. 8. 24 概要：次代を担う子どもたちが、本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的としている。平成9年度から、小学生市会（市内在住・在学の小学4～6年生を対象）と中学生市会（市内在住・在学の中学生を対象）を隔年交代で、夏休み期間中に教育委員会と共に実施（年1回）。議題については、メインテーマを提示した上で子ども達からテーマを募り決定後子ども議員を募集し、委員会ごとに話し合っている。 平成18年度においては、大気汚染、水質汚染に関する意見発表があり、低公害車の普及や歩きタバコを禁止する条例の策定、川底の機械による掃除、道路・公園・学校の周りをみんなで掃除するなどの提案があった。</p>

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
	<p>取組名 子ども議会：「おおさか 子ども市会～小学生市会～」 実施年月日：19. 8. 10 概要：次代を担う子どもたちが、本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的としている。平成9年度から、小学生市会（市内在住・在学の小学4～6年生を対象）と中学生市会（市内在住・在学の中学生を対象）を隔年交代で、夏休み期間中に教育委員会と共に実施（年1回）。議題については、メインテーマを提示した上で子ども達からテーマを募り決定後子ども議員を募集し、委員会ごとに話し合っている。 平成19年度においては、「エコ」に関する意見発表があり、大阪市オリジナルエコバックの作成や学校で学習ゲームやビデオを使ってエコを学習し、省エネの仕方や地球温暖化を防ぐ方法を自分で考えながら身に付けていくといった提案があった。</p>
	<p>取組名 子ども議会：「おおさか 子ども市会～中学生市会～」 実施年月日：20. 8. 20 概要：次代を担う子どもたちが、本会議場において市会を体験し、市政を身近に知るとともに、意見発表を通して市政に提言することを目的としている。平成9年度から、小学生市会（市内在住・在学の小学4～6年生を対象）と中学生市会（市内在住・在学の中学生を対象）を隔年交代で、夏休み期間中に教育委員会と共に実施（年1回）。議題については、メインテーマを提示した上で子ども達からテーマを募り決定後子ども議員を募集し、委員会ごとに話し合っている。 平成20年度においては、温暖化の防止やごみ削減の取組に関する意見発表があり、緑化運動の推進や市民へのエコバックの配布、ごみ箱の新設、CMなどによるごみ削減のアピール活動、廃食油の市バス燃料へのリサイクルなどの提案があった。</p>
八尾市	<p>取組名：「クールビズの実施」 実施年月日：H20. 7. 1～ 概要：議会（本会議・委員会）等においてクールビズを実施</p>
寝屋川市	<p>取組名：「本会議等でのクールビズ」 実施期間：17年度～ 概要：地球温暖化防止対策等の観点から夏季の期間中（6月定例会から9月30日まで）の本会議・委員会等各種会議においては、下記の扱いとした。 1 上着、ネクタイを着用しないことを可とする。 2 室内温度は28度を目標とする。 3 上記2項目については、会議時以外においても、同様の取扱いとするに努める。</p>
京都市	<p>取組名：議員・会派職員の「市役所本庁舎におけるISO14001の取組への協力」 実施年月日：H15. 9. 8日～現在 概要：市役所本庁舎が認証取得しているISO14001の取組において、市会を実行協力機関として位置づけ、部分消灯、室温管理、資源物回収、ごみの分別等に協力している。（市会事務局の職員は、実行組織としてISO14001に取り組んでいる。）</p>
	<p>取組名：「委員会におけるクールビズの実施」 実施期間：毎年6月～9月 概要：委員会におけるクールビズ（夏季の軽装）については、議会の品位を損なわない範囲で自由としている。</p>
大津市	<p>取組名：「各委員会でのクールビズ」 実施年月日：H18. 6. 16 概要：各委員会出席時の服装を、ノー上着、ノーネクタイとした。</p>
神戸市	<p>取組名：「夏季軽装」 実施年月日（実施期間）：S54（毎年6月～9月） 概要：昭和53年12月から始まった第二次石油ショックに対処するため、神戸市でも省エネルギー対策が打ち出され、その一環として庁内冷房設備の稼働温度が引き上げられた。これを機会に、市会では昭和54年から夏期軽装を申し合わせ、以降毎年6月から9月の間、本会議、委員会等の諸会議には、議員、当局とも節度を失わない範囲で上着、ネクタイの着用を要しないこととしている。</p> <p>取組名：「市当局からの電子メールによる資料提供」」 実施年月日：16. 12. 1 概要：環境にやさしいオフィスづくりへの取り組みとして、議員への市当局からの資料提供について、紙類の使用量の削減を図るために、電子メールを利用したPDFファイルによる資料提供も行えるようにした。</p>

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
姫路市	取組名：「夏季における適正冷房及び軽装における議会の取り組み」 実施年月日（実施期間）：H12.4.1（6/1～9/30 ※H20年度） 概要：1. 室内28°Cを目安（議会会議室、委員会室） 2. 議会会議室、委員会室における服装は原則ノーアップ、ネクタイは各自判断
倉敷市	取組名：「議会廊下の電灯の消灯」 実施期間：H17年頃～継続中 概要：議会廊下の電灯を半分消灯して、エネルギーの節約をしている。
吳市	取組名：「民生交通委員会 所管事務調査」 概要：委員会の所管事項の中から特定の調査事項を具体的に定めて、現状の把握・問題点の指摘・解決策の模索など、委員が能動的に調査活動を行っている。 ①実施期間：平成16年度「ごみの減量化について」 家庭ごみの収集を有料化するが、有料化後しばらくすると慣れなどの理由から有料化前のごみ排出量に戻るという他都市の事例も見られることから、減量効果を維持していく方策等について議論した。 ②実施期間：平成17年度「ごみ減量化と最終処分場について」 家庭ごみの収集有料化によるごみ減量効果の継続策やごみ減量施策による最終処分場の延命化や最終処分場建設計画について議論した。 ③実施期間：平成20年度「循環型社会の推進について」 循環型社会への取り組みについて、先進都市の視察や今後取り組んで行くべき施策について議論している。
下関市	取組名：「クールビズの実施」 実施期間：17.6～ 概要：本市議会では、議場及び委員会室においては、上着及びネクタイを着用するものとするとしているが、6月1日から9月30日までの間は、冷房温度を上げるとともに、クールビズ（いわゆるノーネクタイ、ノージャケット）実施によるエコ対策を行っている。
高松市	取組名：「所管事務調査：温室効果ガス排出量削減への取り組み」 実施年月日：H20.6から 概要：市民や事業者の省エネルギー行動を一層推進するための総合的・体系的な対策を講じていくことが重要であることから、経済環境常任委員会における所管事務調査として、温室効果ガス排出量削減への取り組みについて調査・研究している。 取組名：「委員会におけるクールビズの実施」 実施年月日（実施期間）：毎年6.1～9.30（平成17年から） 概要：地球温暖化防止の一環として、委員会におけるクールビズ（ノーネクタイ、ノーアップ）を実施している。
松山市	取組名：「環境下水委員会：生ごみ循環型リサイクルについて」 実施期間：H18.10～H20.2 概要：本市において、家庭系ごみの中で、とりわけ高い比率を占める生ごみについては、その減量・資源化が重要な課題の一つとなっていることから、環境下水委員会では、「生ごみの循環型リサイクル」を閉会中の調査・研究テーマに掲げ、先駆的に取り組まれている他市の事例を踏まえつつ、多角的、総合的に、生ごみの減量・資源化に取り組むことが重要であるとの認識を持って委員会を開催した結果、理事者に以下4点の提言を行ったものである。 第1点「生ごみの発生・排出抑制を推進すること」 第2点「幅広い連携を図るとともに、公共施設での生ごみリサイクルシステムを整備すること」 第3点は、「生ごみリサイクル推進体制を整備すること」 第4点は、「生ごみリサイクルモデル事業を検証・発展させること」 本年度において、成果等の報告を求めている状況です。
	取組名「夏季の省エネルギー対策（クールビズ）の実施」 実施年月日（実施期間）：平成17年6月定例会から導入（6月定例会開会日～9月末） 概要：地球温暖化防止対策の一環として、平成17年6月定例会から導入し、以後、継続して議場等の設定温度を28度程度とし、夏の軽装（クールビズ）を実施している。

市名	市議会におけるエコ対策の取り組み概要
	<p>取組名「冬の省エネルギー対策（ウォームビズ）の実施」 実施年月日（実施期間）：平成17年12月定例会から導入（12月定例会開会日～3月末） 概要：燃料資源の有効利用と温暖化防止対策の一環として、平成17年12月定例会から導入し、以後、継続して議場等の設定温度を19度程度に設定し、ウォームビズを実施している。</p>
福岡市	<p>取組名：「夏季期間中の軽装」 実施年月日（実施期間）：平成12年6月29日（平成12年～） 概要：6月1日から9月30日までの間は、議員、理事者とも本会議においては上着のみ、委員会においては、上着のほかネクタイについても着用しなくてもよいこととしている。また、平成20年9月議会からは本会議においても上着のほかネクタイについても着用しなくてもよいこととされた。</p>
鹿児島市	<p>取組名：「議員研修会」 実施年月日：19.1.30（10時～11時30分） 概要：演題 「地球環境からみた21世紀の地方自治のあり方」 講師 鹿児島市環境アドバイザー 　　国連環境計画・金融イニシアティブ特別顧問 末吉竹二郎氏</p> <p>取組名：「夏季における議員の服装の軽装化」 実施年月日（実施期間）：6～9月（平成14年～18年）、5～10月（平成19年～） 概要：本会議においては、男性議員は上着・ネクタイを着用、女性議員はスーツ・ワンピース又はそれに準じた服装とすることとしている。 委員会及び行政視察においては、基本的にノーアルゼンチンとし、ネクタイについては着用は自由とするが、ポロシャツやシャツなどの着用については自主的に一定の節度をもって対応することとしている。</p>

問3 - 2 貴市議会において、エコ対策に向けた新しい取り組みで実施予定にあるもの及び構想段階（中長期的な構想）にあるものがありましたらご記入下さい。

市名	取組段階	取組概要
長野市	構想段階	<p>取組名：「議会資料等のペーパーレス化」 概要：各議員または本会議場等にPCを配備し、議案や資料などをこれまでのペーパーからデータへと変更するものだが、現在はまだ構想段階であり、実施するのかしないのか、また実施するにしてもどんな形となるのかについては不明である。</p>
松山市	実施予定	<p>取組名：「環境下水委員会：温暖化対策とエネルギー施策について」 実施期間：H20.10～ 概要：「生ごみの循環型リサイクル」で一定の提言を行ったのち、環境下水委員会の調査・研究テーマとして、本市は本年3月に温暖化対策推進計画の策定を行い温暖化対策に取り組んでおり、特にサンシャインプロジェクトにより太陽光発電システムの導入促進など様々な施策を展開しているところですが、更なる温室効果ガスの削減に向けて、温暖化対策やエネルギー施策等の諸施策について取り組んで行くものです。</p>

問4 貴市議会において、過去5年間（平成16年1月1日以降）で設置している若しくは設置していた環境・地球温暖化・交通・公共交通・自然エネルギー導入・省エネなどエコ対策関連を審議する特別委員会をご記入下さい。

市名	名称	設置期間	審議内容
盛岡市	総合交通対策特別委員会	H15. 6. 27～H17. 3. 28	交通渋滞対策、公共交通施策、エコ交通対策等
	地球温暖化対策特別委員会	H19. 6. 29～	CO ₂ をはじめとする温室効果ガスの削減について
仙台市	東西線沿線整備調査特別委員会	H14～現在	沿線のまちづくり、交通結節施設の整備、駅周辺地区での高度利用や土地利用転換など
	環境・緑化推進調査特別委員会	H16～H19	地球環境問題への対応、都市緑化木質バイオマスの活用、都市公園のあり方、市街地における緑の保全と創出
	地球温暖化防止等調査特別委員会	H20～現在	地球温暖化防止（低炭素社会）に向けた取り組み、温室効果ガスの排出抑制に向けた具体策の検討について
いわき市	環境循環社会対策特別委員会	H16. 10～H20. 9	環境共生型社会及び資源環境型社会の形成に関する事項の調査及び提言
新潟市	総合交通体系等調査特別委員会	H17. 6. 20～現在	新しい交通システム及び総合交通体系に関する調査・研究。
富山市	まちづくりと公共交通対策特別委員会	H18. 9. 25～	まちづくりに関する調査・研究及び公共交通の整備・促進に関する調査・研究
金沢市	地球温暖化対策特別委員会	H20. 3～継続中	地球温暖化対策に関すること
福井市	環境保全対策特別委員会	15. 6. 26～16. 6. 4	・循環型社会の構築に関すること ・汚水処理施設の効率的な整備に関すること ・緑化活動の推進に関すること ・河川環境の整備に関すること
長野市	まちづくり対策特別委員会	H19. 10. 9～	中心市街地活性化及び長野駅周辺第二土地区画整理事業の調査・研究並びに市内各地域の活性化を図るために公共交通網の整備など、コンパクトなまちづくりの推進について調査・研究を行う。
藤沢市	藤沢市環境・災害対策特別委員会	H19. 5. 21～H21. 5. 20	市内における環境の保全を図るとともに、水害、地震及び航空機騒音や災害から市民の生命や財産等を守る

市名	名称	設置期間	審議内容
	藤沢市都市整備特別委員会	H19.5.21～H21.5.20	市内の鉄道輸送力の増強、新たな公共交通の検討、都市交通網の整備等市民の交通安全と交通環境の充実を図る
宇都宮市	地球環境対策調査特別委員会	H17.6.24～H19.2.27	・緑の保全について ・地域における温暖化対策について
川口市	生活環境・福祉施設整備特別委員会	H15.6.27～H19.5.1	川口市地球温暖化対策地域推進計画（仮称）について 等
	産業振興・交通問題特別委員会	H15.6.27～H19.5.1	川口市コミュニティバスについて等
	地域振興・環境対策特別委員会	H19.6.29～	レジ袋有料化実験について等
名古屋市	環境生活問題対策特別委員会	H15.5.15～H19.4.29 H19.5.16～	(目的) 地球環境の保全対策及び消費生活に係る諸施策の推進を図るとともに、食の安全の確保を図り、もつて市民生活の安全の確保を期する。 (職務) 1 地球温暖化防止、環境教育、環境に負荷の少ない事業活動の支援等地球環境保全及び環境にやさしい活動に関する諸施策の調査及び研究並びにこれらの促進及び必要な運動 2 消費生活の安定及び向上に関する諸施策の調査及び研究 3 食の安全の確保に関する調査及び研究並びに促進
岡崎市	地球温暖化対策特別委員会	H19.11.15～H20.11.25	環境家計簿
豊田市	水と緑のまちづくり特別委員会	H18.5.17～H19.3.20	「豊田市内の水と緑を活かした、環境先進都市に向けて」 ①森林整備と水資源の保全について ②環境都市に向けての地球温暖化防止策について
	都市グローバル化研究特別委員会	H20.3.21～H22.3末 (予定)	平成17年4月の合併及び社会経済環境の変化に対応していくための都市づくりの方向性を調査研究する。「環境先進都市」をはじめ14の豊田市の課題をテーマに調査研究を実施。
岐阜市	ごみ問題対策特別委員会	H6.5.18～	重要な行政課題となっているごみ問題（産業廃棄物不法投棄問題を除く。）について調査研究を行い、より効果的な施策を推進することを目的とする。（ごみ減量化、リサイクル推進等）

市名	名称	設置期間	審議内容
大阪市	環境対策特別委員会	15.5.21～19.4.29 19.5.22～	環境保全に関すること 快適環境に関すること その他環境問題に関すること
吹田市	都市環境整備対策特別委員会	H15.6.4～H19.5.26 H19.6.5～H23.5.26	市民の生活環境の保全と交通の利便向上を図るとともに、災害に強いまちづくりを目指し対策を講じる。
八尾市	環境保全対策特別委員会	S63.5～H16.4	良好な生活環境保全のため、公害防止に関する諸問題の調査検討を行い、事業の促進を図る。
西宮市	環境・公害対策特別委員会	H15.9.25～H19.6.10	1、大阪空港を発着する航空機の騒音等が環境に及ぼす調査研究 2、幹線道路交通が環境に及ぼす調査研究 3、都市緑化に関する調査研究 4、その他都市環境の保全にかかる調査研究
和歌山市	環境保全対策特別委員会	H15.7～H19.5 H19.6～現在	環境保全に関する調査及び対策について
福山市	公共交通対策特別委員会	H17.6.27～H18.6.22	福山市の公共交通のあり方に関する調査
北九州市	環境首都・文化都市づくり対策特別委員会	H15.3.26～H17.2.9	環境首都づくり 文化創造都市づくり
	環境首都づくり及び高齢社会対策特別委員会	H17.3.30～H19.3.6	環境首都づくり及び高齢社会対策
	安全で快適なまちづくり特別委員会	H19.3.15～	地域防災及び地域防犯、環境首都づくり
大分市	都市環境・交通対策特別委員会	H15.3～H17.3 H17.3～H19.3	生活環境保全に関する調査及び交通安全対策に関する調査
	都市環境・国体・交通対策特別委員会	H19.3～H21.3	生活環境保全、国体に関する調査及び交通安全対策に関する調査について
宮崎市	環境・防災問題対策特別委員会	H18.5.12～H19.2.26	ごみの減量化とリサイクルの推進について
	環境・防災問題対策特別委員会	H19.7.11～H20.5.12	リサイクルの推進等によるごみの減量化について
	環境・防災問題対策特別委員会	H20.5.13～	地球温暖化対策について

問5－1 地方自治法第96条第2項に基づき「環境基本計画」、「環境都市宣言」などエコ対策関連の計画・都市宣言等を議決事件に追加している条例をご記入下さい。

市名	議案の提出	条例の名称	エコ対策関連の 議決事件	可決日
仙台市	議員	仙台市議会の議決事件に 関する条例（平成16年4 月1日施行）	仙台市環境基本 計画	H16.3.19

問5－2 問5－1の回答のほか、エコ対策関連の計画・都市宣言等
を議会の議決と定めている条例をご記入下さい。

市名	議案の提出	条例の名称	エコ対策関連の 議決事件	可決日
所沢市	議員	ダイオキシンを少なくし 所沢にきれいな空気を取り戻すための条例	【諮問】産業廃 棄物処理業計画 書に係る意見を 求めることにつ いて	H9.3.26

問5－3 議員若しくは委員会提案によるエコ対策関連の政策的条例
(地方自治法第96条第2項に基づく条例を除く)をご記入下さい。

市名	議案の提出	条例の名称	可決日
所沢市	議員	ダイオキシンを少なくし所沢にき れいな空気を取り戻すための条例	H9.3.26
福岡市	議員	人に優しく安全で快適なまち福岡 をつくる条例	H14.12.18

問6 貴市議会において、過去3年間（平成18年1月1日以降）で可決したエコ対策関連の意見書・決議の件名と可決日をご記入下さい（類似する意見書は、直近に可決されたもののみで結構です）。

市 名	区 分	件 名	可 決 日
札幌市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・「気候保護法」（仮称）の制定を求める意見書 ・「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書 ・地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化、拡充を求める意見書 ・森林・林業施策の充実に関する意見書 	20. 11. 7 20. 6. 11 19. 12. 12 19. 6. 7 18. 12. 13
函館市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 ・温室効果ガス削減の第1期目標達成と中期目標設定に関する意見書 ・「クールアース・デー」（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書 ・「バイオマス推進基本法（仮称）」の制定を求める意見書 ・地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 	20. 6. 26 20. 6. 26 20. 6. 26 20. 3. 24 19. 12. 19 19. 7. 19
旭川市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 ・地域温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書 ・「バイオマス推進基本法（仮称）」の制定を求める意見書 ・地球温暖化対策の強化に関する意見書 ・地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 ・森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書 	20. 10. 10 20. 6. 30 20. 6. 30 20. 3. 24 20. 3. 24 19. 7. 5 19. 7. 5 18. 12. 20
		2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
		4. 環境税関連	・「森林環境税（仮称）」の導入を求める意見書
青森市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 ・森林の保全及び林業の活性化に関する意見書 	20. 9. 26 20. 6. 27 18. 12. 20
		2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書
盛岡市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する意見書	20. 9. 26

市 名	区 分	件 名	可 決 日
仙台市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書 ・公的森林整備の推進と林野事業の健全化を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 ・森林の保全及び林業の活性化に関する意見書 	20. 6. 26 20. 6. 26 19. 10. 4 18. 12. 15
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 26
秋田市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・「クールアース・デー(地球温暖化防止の日)」の創設等に関する意見書 ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業健全化に関する意見書 ・森林・林業・木材関連産業施策と国有林野事業の健全化に関する意見書 ・違法伐採問題への対応強化に関する意見書 	20. 6. 30 20. 6. 30 18. 12. 22 18. 6. 22
山形市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書	20. 6. 26
福島市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書 ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 ・「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 	20. 9. 5 20. 6. 20 20. 6. 20 20. 3. 26 19. 6. 25
		・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	18. 9. 21
富山市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	20. 9. 29
金沢市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書 	20. 9. 22 20. 6. 24
	4. 環境税関連	・地球温暖化対策税の創設を求める意見書	19. 3. 22
長野市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書	20. 6. 26
八王子市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の推進等を求める意見書	20. 6. 24
江東区	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・地球温暖化防止対策の強化を求める意見書	19. 6. 29
川崎市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 	20. 10. 7 19. 6. 28
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 19
	3. 自然共生社会関連	・かすみ堤防の保全を求める意見書	19. 10. 4

市名	区分	件名	可決日
宇都宮市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書	20. 9. 25
前橋市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進に関する意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充に関する意見書 ・森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化に関する意見書	20. 9. 25 19. 6. 26 18. 12. 19
	2. 循環型社会関連	・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の見直しに関する意見書	18. 9. 27
さいたま市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・電気自動車の普及促進を求める意見書 ・実効性のある地球温暖化対策の推進を求める意見書	20. 10. 14 20. 5. 16
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書 ・容器包装リサイクル法の更なる見直しを求める意見書	20. 9. 4 20. 5. 16
所沢市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書	20. 9. 22
越谷市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書	20. 9. 22
千葉市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書 ・「バイオマス推進基本法(仮称)」の制定を求める意見書 ・森林・林業・木材産業施策の確立及び地球温暖化防止森林吸収源対策の着実な推進を求める意見書	20. 9. 19 20. 6. 24 20. 3. 19 18. 6. 29
	2. 循環型社会関連	・使用済み携帯電話のリサイクル推進等を求める意見書	20. 6. 24
市川市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	20. 9. 24 20. 6. 18 19. 6. 27
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 18
	3. 自然共生社会関連	・「鳥獣被害防止特措法」関連予算を鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書	20. 3. 24
船橋市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進に関する意見書 ・「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等に関する意見書 ・地球温暖化防止対策の促進に関する意見書 ・地球温暖化対策の拡充に関する意見書 ・地球温暖化防止に関する意見書	20. 9. 26 20. 6. 23 20. 6. 23 19. 6. 22 18. 9. 26
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進に関する意見書	20. 6. 23
松戸市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	19. 6. 28
	2. 循環型社会関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書	20. 9. 26

市名	区分	件名	可決日
柏市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書	20. 9. 26
	3. 自然共生社会関連	・樹林地の保全に関する意見書	18. 9. 21
浜松市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電設備普及促進に関する意見書 ・(仮称)「バイオマス推進基本法」の制定を求める意見書 ・地球温暖化対策と気候変動による災害対策の強化を求める意見書 ・森林・林業関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書	20. 3. 21 20. 3. 21 19. 6. 29 18. 12. 15
	2. 循環型社会関連	・アスベスト廃棄物に係る埋立処分方法の見直しと最終処分場の立地規制に関する意見書 ・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書 ・家電リサイクル法の見直しに関する意見書	20. 6. 12 20. 6. 12 20. 3. 12
	5. その他	・海洋環境の保全についての意見書 ・黄砂問題の解決策支援に関する意見書 ・二級河川馬込川掃流用水の水利権存続を求める意見書	20. 3. 21 19. 12. 14 19. 3. 16
名古屋市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・バイオマス活用の推進に関する意見書 ・地球温暖化対策の推進に関する意見書 ・異常気象による災害への対策及び地球温暖化対策の充実に関する意見書	20. 12. 4 20. 3. 19 20. 3. 19 19. 7. 4
	2. 循環型社会関連	・容器包装リサイクル法に関する意見書 ・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 12. 4 20. 7. 4
	3. 自然共生社会関連	・生物多様性基本法の厳正な執行等による自然と共生する社会の実現に関する意見書 ・緑地の保全・創出に関する意見書	20. 12. 4 19. 12. 10
豊橋市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・「地球温暖化対策」の推進を求める意見書	20. 6. 19
	3. 自然共生社会関連	・森林のもつ公益的機能維持の財源確保を求める意見書	19. 3. 28
岡崎市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	19. 6. 25
一宮市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	19. 6. 26
岐阜市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	20. 9. 24 19. 6. 29
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 26
塙市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書 ・「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	20. 9. 29 20. 6. 17 20. 3. 27 19. 6. 20

市 名	区 分	件 名	可 決 日
豊中市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・地球温暖化防止と国土保全のために林業・木材産業の再生を求める意見書	20. 9. 29 19. 9. 28
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 9. 29
東大阪市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化、拡充を求める意見書	19. 7. 6
吹田市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムの更なる普及促進を求める意見書 ・「バイオマス推進基本法」(仮称) の制定を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	20. 9. 26 20. 3. 28 19. 8. 13
高槻市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書 ・バイオマス推進法 (仮称) の制定を求める意見書	20. 9. 29 20. 6. 26 20. 3. 27
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 26
枚方市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・太陽光発電のさらなる普及促進を求める意見書 ・温室効果ガス削減の中期目標を直ちに示すことを求める意見書 ・抜本的な地球温暖化防止策を求める意見書 ・クールアース・デー (地球温暖化対策の日) の創設等を求める意見書 ・バイオマス推進基本法 (仮称) の制定を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化及び拡充を求める意見書 ・地球温暖化防止と国土保全のために林業、木材産業の再生を求める意見書	20. 9. 29 20. 6. 26
			20. 6. 26 20. 6. 26 20. 3. 27 19. 6. 26 19. 6. 26
茨木市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日) の創設等を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	20. 6. 26 19. 6. 14
	2. 循環型社会関連	・携帯電話のリサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 26
	5. その他	・環境偽装問題の原因と責任の明確化及びグリーン購入法の強化を求める意見書	20. 3. 19
寝屋川市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	19. 7. 4
京都市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書 ・太陽光発電システムの更なる普及促進を求める意見書 ・温室効果ガス排出量 10 パーセント削減目標達成に関する決議 ・「バイオマス推進基本法」(仮称) の制定を求める意見書	20. 12. 16 20. 10. 3 20. 3. 25 20. 3. 25

市名	区分	件名	可決日
大津市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの更なる普及推進を求める意見書 ・地球温暖化防止に向けた、国民的運動の推進を求める意見書 ・異常気象による災害や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 	20. 9. 18 20. 6. 18 19. 6. 20
尼崎市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・地球温暖化防止対策に関する意見書	20. 6. 10
明石市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	19. 6. 29
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 25
西宮市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書	19. 7. 6
加古川市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 ・森林の整備、林業・林産業の振興に関する意見書 	20. 11. 28 19. 6. 13
	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書 	20. 12. 12 20. 6. 27
倉敷市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・クールアース・デー(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書	20. 6. 30
徳島市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化に関する意見書 ・違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書 	20. 6. 23 18. 6. 22
	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 ・森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の健全化を求める意見書 ・違法伐採問題への取り組みの強化を求める意見書 	20. 9. 26 18. 12. 21 18. 3. 24
高知市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・危険な気候を回避するために「気候保護法」の制定を求める意見書 ・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書 ・京都議定書第一約束期間内の森林整備定額補助の実施と不在村者等の小規模放置林に対する法整備を求める意見書 ・太陽光、風力等のクリーンエネルギー発電の義務的購入を求める意見書 ・温室効果ガスの排出権取引制度の早期創設を求める意見書 ・京都議定書の第一約束期間内におけるCO₂の森林吸収量を確実に達成するための意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化拡充を求める意見書 	20. 9. 29 20. 9. 29 20. 6. 26 20. 3. 24 20. 3. 24 19. 12. 26 19. 9. 27 19. 6. 29
	4. 環境税関連	・地球温暖化対策税の創設を求める意見書	19. 3. 23

市名	区分	件名	可決日
北九州市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの更なる普及促進を求める意見書 ・クールアース・デー（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書 ・「(仮称)バイオマス推進基本法」の制定を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 ・モーダルシフトの一層の推進を求める意見書 	20. 9. 30 20. 6. 18 20. 3. 24 19. 6. 27 18. 3. 24
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 18
	4. 環境税関連	・福岡県森林環境税による事業に関する意見書	19. 10. 3
福岡市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・異常気象による災害対策及び地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書	19. 6. 28
	2. 循環型社会関連	・携帯電話リサイクルの推進を求める意見書	20. 6. 20
長崎市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・「地球温暖化防止対策」について国民的取り組みの強化を求める意見書	20. 6. 25
熊本市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書 ・バイオマス推進基本法（仮称）の制定を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 ・違法伐採への対応強化を求める意見書 	20. 6. 30 20. 3. 17 19. 6. 29 18. 12. 27
大分市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	・森林・林業・木材産業施策の積極的な展開を求める意見書	20. 9. 18
宮崎市	1. 地球温暖化対策など低炭素社会、地球環境保全関連	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書 ・地球温暖化防止に向けた国民的運動の推進を求める意見書 ・異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書 	20. 9. 18 20. 6. 25 19. 7. 11
鹿児島市	2. 循環型社会関連	・容器包装リサイクル法の見直しを求める意見書	17. 3. 29

「都市におけるエコ対策」に関する調査研究報告書
～地域の力で美しい地球を後世へ～

平成 22 年 2 月

発行 都市行政問題研究会/全国市議会議長会

住所 〒102 - 0093

東京都千代田区平河町 2-4-2 全国都市会館 6 階

TEL 03 (3262) 5237

FAX 03 (3263) 5751

HP アドレス

<http://www.si-gichokai.jp/official/blog/global/>

印刷・製本 株式会社 丸井工文社

本報告書は再生紙を使用しています。